

岡崎市地域防災計画附属資料

(令和 8 年 2 月修正)

岡 崎 市 防 災 会 議

目 次

I 市の現況

1 河 川	1
(1) 1級河川	1
(2) 準用河川	1
2 気 候	3
(1) 気 象	3
(2) 月別降水量	3

II 過去の主な災害

1 風 水 害	4
(1) 本市に影響のあった風水害	4
(2) 東海地方に影響のあった主な台風進路図	9
2 地震災害	10
(1) 愛知県地方に影響があった地震	10
3 火 災	12
(1) 火災発生状況	12
(2) 火災発生原因	12
4 交通災害	13
(1) 交通事故死傷者	13
(2) 月別交通事故	13

III 防災上の注意箇所

1 設定基準	14
(1) 国土交通省管理区間	14
(2) 愛知県・市管理区間	16
2 河川重要水防箇所	17
(1) 国土交通省管理区間（矢作川）	17
(2) 県管理区間	22
(3) 市管理区間	22
(4) 重要工作物	23
3 ため池注意箇所	24
4 急傾斜地崩壊危険区域	28
5 土砂災害警戒区域・特別警戒区域	28
6 道路通行規制区間	29
7 山地に起因する危険箇所	29
(1) 山腹崩壊危険地区	29
(2) 地すべり危険地区	31
(3) 崩壊土砂流出危険地区	31

8	宅地造成工事規制区域	32
9	土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設及び学校施設一覧表	33
(1)	要配慮者利用施設	33
(2)	学校施設	34
10	浸水想定区域内の災害時要配慮者施設一覧表	35

IV 防災事業計画、実施状況等

1	河川改修計画	49
2	橋りょう改良計画	49
3	都市公園整備計画	49
4	土地区画整理事業の実施状況	49
5	給水・配水状況	49
(1)	給水状況	49
(2)	配水状況	49
6	防火地域及び準防火地域	50
7	自主防災組織への防災資機材配付物品	50
	防災防犯協会連合会	50

V 防災上必要な施設、設備等

1	気象等観測施設	51
(1)	雨量観測所	51
(2)	河川水位観測所	51
(3)	路上浸水計	53
(4)	風向・風速観測所	53
(5)	震度計	53
2	消防施設、設備等	54
(1)	消防本部（署）保有の消防力	54
(2)	消防団保有消防力及び消防水利状況	55
(3)	自衛消防力	56
(4)	化学消火薬剤の備蓄	57
(5)	流出油防除資機材	57
(6)	林野火災・震災対策用資機材	59
3	通信施設、設備等	60
(1)	市主要災害通信施設	60
(2)	無線通信系統図	61
4	水防施設設備等	62
(1)	水防倉庫備蓄資材器材一覧表	62
(2)	土のう倉庫	63
(3)	緊急用土砂備蓄箇所	64
(4)	ポンプ場等	64
(5)	貯留池	65

(6)	調整池	66
(7)	ダム	67
5	救助用施設、設備等	68
(1)	救出用資器材	68
(2)	避難所及び避難場所	71
(3)	緊急時ヘリポート可能箇所	79
(4)	救急車	79
(5)	救急告示医療機関	80
(6)	医療救護所	81
(7)	後方支援病院	81
(8)	応急給水用資器材及び給水装置	81
(9)	下水道災害対応トイレ施設整備箇所	82
(10)	防疫用資器材	83
(11)	貯水槽設置状況	83
6	都市施設等	84
(1)	上水道施設	84
(2)	農業集落排水処理施設	87
(3)	清掃用施設、設備等	87
(4)	道路状況一覧	89
(5)	橋りょう状況一覧	89
(6)	地域地区	90
(7)	都市公園	90
7	緊急輸送道路及び優先啓開道路	91
(1)	県指定緊急輸送道路（市内）	91
(2)	市指定緊急輸送道路等	92
(3)	緊急輸送道路（市管理区間を除く）の管理者等	95
VI	建設機械及び輸送車両	
1	建設機械	96
(1)	建設機械保有数	96
(2)	建設機械の調達	96
2	市有自動車	97
VII	防災上必要な物資の備蓄	
1	食糧、生活用品、避難所用品	98
2	災害用トイレ、感染予防用品、資機材等	102
3	医薬材料・医薬品	106
VIII	防災上留意すべき施設	
1	石油類等大量保有事業所	109
2	毒物・劇物要届出業務上取扱者施設	109

3	煙火製造所	109
4	放射性物質保有事業所	110
5	防火対象物件数	111
6	階別防火対象物状況（3階以上）	111
7	指定・登録・選定文化財件数	112

IX 相互応援

1	協定書等（自治体関係）	113
(1)	大規模災害時の相互応援に関する協定 （伊丹市他15市）	113
(2)	中核市災害相互応援協定 （中核市各市）	114
(3)	災害時相互応援に関する協定 （岡崎市、茅ヶ崎市、佐久市、関ヶ原町）	116
(4)	西三河災害時相互応援協定 （西三河9市1町）	117
(5)	災害時相互応援に関する協定 （岡崎市、亘理町）	119
(6)	災害時相互応援等に関する協定 （木更津市）	121
(7)	災害発生時における広域避難に関する協定 （安城市）	123
(8)	災害時相互応援等に関する協定書 （山元町）	125
(9)	原子力災害時における掛川市民の県外広域避難に関する協定書 （西三河9市1町、掛川市）	126
2	協定書等（業務・業種関係）	128
(1)	ミクスネットワーク株式会社との「災害時の放送に関する協定」 （ミクスネットワーク株式会社）	128
(2)	株式会社エフエム岡崎との「災害時の放送に関する協定」 （株式会社エフエム岡崎）	129
(3)	災害時における応急対策の協力に関する協定書 （岡崎土木災害安全協力会）	130
(4)	災害時における応急対策の協力に関する協定書 （岡崎建築災害安全協力会）	132
(5)	し尿及びごみ処理相互援助に関する協定書 （県下6市11組合）	134
(6)	災害時における災害用トイレ等の供給協力に関する協定書 （株式会社トーワレンテック他4社）	135

(7)	災害時における米穀の売却に関する協定書 (あいち三河農業協同組合)	138
(8)	災害救助物資の緊急調達に関する協定 (あいち三河農業協同組合)	139
(9)	災害救助物資の緊急調達等に関する協定	
9-1	(株式会社アオキホールディングス岡崎鴨田店)	140
9-2	(株式会社アルペン)	141
9-3	(株式会社エディオン)	142
9-4	(株式会社エンチョー)	143
9-5	(株式会社ドミー)	144
9-6	(ユーストア洞店及び上和田店)	146
9-7	(ユニー株式会社)	148
9-8	(株式会社西友)	149
(10)	災害時等協力避難場所の使用及び災害救助物資の緊急調達等に関する協定	
10-1	(イオンモール株式会社、イオン株式会社)	150
10-2	(株式会社ヤマナカ岡崎北店)	152
(11)	災害時応急活動用資機材提供等に関する協定 (岡崎石油業協同組合、愛知県石油商業組合西三河第六地区)	154
(12)	災害時応急活動用資機材提供に関する協定 (愛知県自動車整備振興会岡崎支部)	156
(13)	災害時の医療救護に関する協定書 (一般社団法人岡崎市医師会)	158
(14)	災害時の医療救護に関する協定書 (一般社団法人岡崎歯科医師会)	160
(15)	災害時の医療救護に関する協定書 (一般社団法人岡崎薬剤師会)	162
(16)	災害時の動物収容活動及び救護活動に関する協定 (岡崎市獣医師会)	164
(17)	災害発生時における災害復旧用オープンスペースに関する協定書 (東邦ガス株式会社)	166
(18)	下水道事業災害時の愛知県内における応援連絡体制 (愛知県下の下水道事業者)	167
(19)	災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定 (愛知県内で火葬場を経営する市町村及び組合)	169
(20)	災害時要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書 (社会福祉法人岡崎市福祉事業団ほか13団体)	171
(21)	岡崎市災害ボランティアの受入体制整備等に関する協定 (社会福祉法人岡崎市社会福祉協議会他5団体)	173
(22)	災害時における協力に関する協定書 (あいち三河農業協同組合)	175

(23)	災害時における協力に関する協定書 (一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会)	177
(24)	愛知DMA Tに関する協定書 (愛知県他12団体)	179
(25)	災害時における応急対策の協力に関する協定書 (岡崎緑化協力会)	181
(26)	災害時における応急対策の協力に関する協定書 (岡崎電気災害安全協力会)	183
(27)	災害時における災害復旧用オープンスペース使用及び被災地支援拠点の 設置に関する協定書 (中部電力パワーグリッド株式会社)	185
(28)	非常時における情報連絡に関する協定書 (中部電力株式会社)	187
(29)	災害時における遺体搬送の支援協力に関する協定書 (一般社団法人全国霊柩自動車協会)	188
(30)	災害時における食品の衛生確保等の協力に関する協定書 (岡崎市食品衛生協会)	190
(31)	災害時における下水道災害対応トイレの設置協力に関する協定 (岡崎市管工事業協同組合)	192
(32)	災害時における廃棄物の収集運搬等の協力に関する協定書 (岡崎市一般廃棄物事業協同組合)	193
(33)	災害時における廃棄物の収集運搬等の協力に関する協定書 (岡崎市環境衛生組合)	194
(34)	災害時における廃棄物の収集運搬等の協力に関する協定書 (岡崎資源回収協同組合)	195
(35)	災害等発生時における防疫活動の協力に関する協定書 (公益社団法人愛知県ペストコントロール協会)	196
(36)	災害時の情報交換に関する協定 (国土交通省中部地方整備局)	198
(37)	災害時の柔道整復師救護活動に関する協定書 (公益社団法人愛知県柔道整復師会)	199
(38)	災害支援協力に関する協定書 (岡崎信用金庫)	201
(39)	災害時における緊急時協力避難施設の使用に関する協定書 (岡崎森林組合)	202
(40)	避難場所及び避難経路等の情報提供に関する協定 (特定非営利活動法人日本ソフトインフラ研究センター)	203
(41)	災害時における廃棄物の処理等に関する協定 (一般社団法人愛知県産業廃棄物協会)	204
(42)	災害支援協力に関する協定書 (生活協同組合コープあいち)	206

(43)	西三河総合庁舎内避難施設の設置に関する協定 (愛知県西三河県民事務所)	207
(44)	岡崎市内における愛知県立高等学校に開設する一時避難場所及び避難所に 係る協定書 (愛知県立岡崎高等学校他 6 校)	208
(45)	災害時における道の駅施設使用に関する覚書 (国土交通省中部地方整備局名古屋国道事務所)	210
(46)	災害時における道の駅施設使用に関する覚書 (岡崎パブリックサービス・J A あいち三河共同事業体)	211
(47)	災害時等における岡崎市地域交流センターの運営等に関する協定書 (特定非営利活動法人岡崎まち育てセンター・りた)	212
(48)	大規模災害時等における帰宅困難者支援施設の使用に関する協定書 (大学共同利用機関法人自然科学研究機構)	214
(49)	災害時における二次避難所(福祉避難所)の施設利用に関する協定書 (愛知県立岡崎盲学校他 3 校)	215
(50)	災害時における隊友会の協力に関する協定書 (公益社団法人隊友会愛知県隊友会豊川支部会)	217
(51)	災害発生時における近隣待避場所等の提供に関する協定書 (株式会社レクスト三河)	218
(52)	愛知教育大学附属岡崎小学校に開設する一時避難場所及び避難所に係る協 定書 (愛知教育大学附属岡崎小学校)	221
(53)	愛知教育大学附属岡崎中学校に開設する一時避難場所及び避難所に係る協 定書 (愛知教育大学附属岡崎中学校)	223
(54)	災害時における二次避難所(福祉避難所)の施設利用に関する協定書 (愛知教育大学附属特別支援学校)	225
(55)	広告付防災情報等電柱看板に関する協定書 (中電興業株式会社岡崎支社、テルウェル西日本株式会社東海支店)	227
(56)	災害時における災害対策用小型造水機の提供協力に関する協定書 (東レ株式会社、東レ・モノフィラメント株式会社)	228
(57)	災害時における葬祭用品の供給に関する協定 (愛知県葬祭業協同組合)	230
(58)	災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書 (ごみ・し尿及び下水を処理する県内自治体全て計126団体)	233
(59)	大規模災害時等における市内大学・短期大学との連携に関する協定書 (市内 4 大学及び 3 短期大学)	235
(60)	災害時における緊急時協力避難施設の使用に関する協定 60-1 (あいち三河農業協同組合)	237
	60-2 (岡崎城西高等学校)	239
	60-3 (東レ・モノフィラメント株式会社)	240

60-4 (フタバ産業株式会社)	241
60-5 (株式会社マキタ)	243
60-6 (三菱自動車工業株式会社)	244
(61) 災害時における液化石油ガスの供給等に関する協定書 (愛知県L Pガス協会西三河支部岡崎分会)	246
(62) 災害時の応急対策活動の協力に関する協定書 62-1 (公益社団法人愛知建築士会)	247
62-2 (公益社団法人愛知県建築士事務所協会)	249
(63) 災害時におけるバスによる緊急輸送に関する協定書 (名鉄バス株式会社岡崎営業所)	251
(64) 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書 (株式会社ゼンリン)	254
(65) 災害に係る情報発信等に関する協定 (ヤフー株式会社)	256
(66) 災害対応力強化のための連携・協力に関する覚書 (名古屋大学減災連携研究センター)	258
(67) 災害時における車両による緊急輸送に関する協定書 (愛知県タクシー協会 岡崎支部)	259
(68) 災害時等協力避難場所の使用及び災害救助物資の緊急調達等に関する協定 (株式会社エルエル、イオンビッグ株式会社)	263
(69) 災害時等における応急対策の協力に関する協定 (株式会社荏原製作所中部支社)	265
(70) 災害時等協力避難場所の使用に関する協定 (株式会社エルエル)	266
(71) 災害時における緊急時協力避難施設の使用に関する協定 (アンデン株式会社、株式会社オチアイネクス、東海光学株式会社、 富士機械製造株式会社)	267
(72) 災害時の応急対策の協力に関する協定書 (公益社団法人愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会)	269
(73) 大規模災害時等における帰宅困難者支援施設の使用に関する協定書 (レゾンシティ岡崎駅前プレミアムコート管理組合)	271
(74) 災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書 (愛知県行政書士会岡崎支部)	272
(75) 災害時における消火活動支援及び生活用水確保等に関する協定 (西三河生コンクリート協同組合)	274
(76) 災害時等協力避難場所の使用に関する協定 (アイ・ケイ・ケイ株式会社)	275
(77) 災害時における協力に関する協定 (岡崎郵便株式会社岡崎郵便局他38局)	276
(78) 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書 (西日本電信電話株式会社 名古屋支店)	278

(79)	災害時における化学物質等の調査に関する協定書 (一般社団法人愛知県環境測定分析協会)	280
(80)	災害時協力避難所の使用に関する協定 (豊田鉄工株式会社)	283
(81)	災害時における応急対策等の支援に関する協定書 (岡崎市建設コンサルタント協会)	285
(82)	地域内輸送拠点等に関する協定 (愛知県中央青果株式会社)	286
(83)	大規模災害時における周辺住民の緊急退避所使用等に関する協定 (岡崎医療刑務所)	288
(84)	災害支援協力に関する協定書 (一般社団法人岡崎青年会議所)	292
(85)	災害時等における帰宅困難者支援施設の使用に関する協定 (東岡崎駅北東街区複合施設株式会社)	293
(86)	災害時における電動車両等の支援に関する協定 (中部三菱自動車販売株式会社)	295
(87)	災害時の福祉避難所等に関する協定 (公益社団法人愛知県助産師会)	297
(88)	災害時における福祉用具等物資の供給等に関する協定 (一般社団法人日本福祉用具供給協会)	299
(89)	災害時における物資の供給に関する協定 (王子コンテナ株式会社)	301
(90)	災害時における家屋被害認定業務に関する協定書 (公益社団法人愛知県建築士事務所協会、公益社団法人愛知建築士会、 愛知県土地家屋調査士会、公益社団法人愛知県不動産鑑定士協会)	303
(91)	大規模災害時等における倒木撤去に関する協定書 (一般社団法人熊野レストレーション)	305
(92)	災害時における空調機器の応急対策に関する協定 (一般社団法人中部冷凍空調設備協会)	307
(93)	各種災害時におけるマルチコプターを用いた情報収集に関する協定 (中部電力パワーグリッド株式会社)	309
(94)	災害時における停電復旧に支障となる障害物の除去に関する協定 (中部電力パワーグリッド株式会社)	311
(95)	災害時における物資等の緊急輸送等に関する協定書 (岡崎通運株式会社)	313
(96)	大規模災害時におけるホテル・旅館の協力に関する協定書 (岡崎ホテル・旅館生活衛生同業組合)	316
(97)	災害時における防災活動協力に関する協定書 (イオンタウン株式会社、マックスバリュ東海株式会社)	318
(98)	災害時における車両による要配慮者の緊急輸送に関する協定書 (NPO法人日本福祉タクシー協会)	320

(99)	災害時における被災者支援活動の協力に関する協定 (岡崎市仏教会)	324
(100)	大規模災害時における避難者受入れに関する協定書 (株式会社善都)	326
(101)	大規模災害時における避難者受入れに関する協定書 (株式会社オータ)	328
(102)	大規模災害時における避難者受入れに関する協定書 (愛知県教育委員会及び愛知県青年の家指定管理者の公益財団法人愛知 県教育・スポーツ振興財団)	330
(103)	大規模災害時における避難者受入れに関する協定書 (愛知県立農業大学校)	333
(104)	災害時の遺体安置所開設時における湯灌師等の派遣に関する協定書 (一般社団法人日本納棺士技能協会)	335
(105)	災害時におけるトレーラーハウス提供に関する協定書 (一般社団法人日本R V・トレーラーハウス協会)	338
(106)	災害時等緊急待避所の使用に関する協定書	
106-1	(愛知県教育委員会及び愛知県青年の家、公益財団法人愛知県教育・ スポーツ振興財団)	342
106-2	(愛知県教育委員会、愛知県野外教育センター、愛知ネットグループ) ..	344
(107)	災害時等緊急待避所の使用に関する協定書 (一般社団法人愛知県警備業協会三河支部)	346
(108)	電気自動車を活用した災害連携協定 (三河日産自動車株式会社、日産自動車株式会社)	348
(109)	災害時等協力避難所の使用に関する協定 (株式会社高木製作所)	350
(110)	災害時における食料の供給等に関する協定 (オカザキ製パン株式会社)	351
(111)	災害時における支援物資供給に関する協定 (大東建託株式会社)	352
(112)	災害時等協力避難所等の使用及び被災者支援活動の協力に関する協定 (株式会社ホンダカーズ三河)	355
(113)	災害時等における被災者の避難生活への支援、生活再建及び被災地の 復旧復興に係る連携・協力に関する協定 (一般社団法人こども女性ネット東海)	357
(114)	災害発生時における『こども自然遊びの森』の使用に関する協定書 (中部電力パワーグリッド株式会社)	358
(115)	災害対策用備蓄物資の有効活用に関する協定書 (社会福祉法人岡崎市社会福祉協議会、 公益社団法人日本非常食推進機構)	359
(116)	災害支援ナースの派遣に関する協定書 (愛知県、岡崎市民病院)	361

(117)	災害時における法律相談業務等に関する協定書 (愛知県弁護士会)	363
(118)	災害時における被災者相談業務の実施に関する協定書 (愛知県司法書士会)	366
(119)	災害時における被災者相談業務の実施に関する協定書 (愛知県行政書士会)	368
(120)	大規模災害時における労働・社会保険等の相談に関する協定書 (愛知県社会保険労務士会)	370
(121)	災害時における非常用電源等の供給協力に関する協定書 (株式会社ナヴィック)	372
(122)	大規模災害時における避難者受入れに関する協定書 (株式会社アイシン岡崎東工場)	375
(123)	災害時等におけるキッチンカーによる物資供給等に関する協定 (岡崎レジリエントサポート)	376
(124)	国立大学法人東京大学生産技術研究所と岡崎市との長時間洪水予測技術を用いた災害対策の推進に関する協定書 (国立大学法人東京大学生産技術研究所)	380
(125)	災害救助物資の供給等に関する協定書 (WAQ株式会社)	382
(126)	災害時における物資供給に関する協定書 (NPO法人コメリ災害対策センター)	384
(127)	災害時における緊急時協力避難施設の使用に関する協定 (NBセーレン株式会社)	387
3	協定書等(水道関係)	389
(1)	災害時における応急対策の協力に関する協定 (岡崎市管工事業協同組合)	389
(2)	災害時における資材の供給に関する協定 (武田機工株式会社、龍玉精工株式会社、株式会社丸金商会岡崎支店、 渡辺パイプ株式会社岡崎サービスセンター)	391
(3)	緊急連絡管の使用に関する協定書 (愛知県)	392
(4)	水道緊急連絡管に関する協定書 (豊田市水道事業)	393
(5)	緊急連絡管に関する協定書 (幸田町水道事業)	394
(6)	緊急連絡管に関する協定書 (西三河南部水道企業団合)	395
(7)	緊急連絡管に関する協定書 (安城市水道事業)	396

(8)	水道災害相互応援に関する覚書 (日本水道協会の正会員でその愛知県支部に所属するもの、 愛知県下のその他の上下水道事業者並びに三河山間地域水道整備促進 連盟に所属するもの)	397
(9)	水道災害相互応援に関する覚書 (日本水道協会の正会員でその愛知県支部に所属するもの、 三河山間地域水道整備促進連盟に所属するもの)	400
(10)	支援連絡管の管理及び使用に関する協定書 (愛知県公営企業)	403
(11)	災害時等における県営水道 I P 電話使用に関する協定書 (愛知県公営企業)	405
(12)	災害時における岡崎市上下水道施設等の応急復旧に関する協定書 (株式会社クボタ中部支社)	406
(13)	災害時の応援業務に関する協定書 (第一環境株式会社)	407
(14)	災害時等における下水道管路施設等の緊急対応に関する協定 (岡崎下水道管路災害支援協会)	408
(15)	災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定 (愛知県、公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会中部支部)	410
4	協定書等(消防関係)	416
(1)	愛知県内広域消防相互応援協定 (県内各市町、組合及び広域連合)	416
(2)	西三河地区消防相互応援協定書 (県下8市5町2組合1広域連合)	419
(3)	岡崎市と蒲郡市との「消防相互応援協定書」 (蒲郡市)	422
(4)	愛知県下高速道路における消防相互応援協定 (県内17市1町4組合1広域連合)	423
(5)	愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定 (愛知県)	448
(6)	岡崎市と西三河クレーン組合との「協定書」 (西三河クレーン組合)	449
(7)	都市ガス災害対策に関する業務協約 (東邦ガス株式会社)	450
(8)	災害に係る協力体制に関する協定書 (龍北スポーツサポート株式会社)	452

1 防災防犯協会	453
(1) 町防災防犯協会規約（ひな型）	453
(2) 町災害防ぎょ活動要綱（ひな型）	455
(3) 防災防犯協会及び災害防ぎょ隊組織名簿（ひな型）	456
2 地区防災計画策定モデル地区	457
 XI 災害シナリオ	
1 南海トラフ地震による被害様相と市が実施すべき対策に関するシナリオ	458
2 要配慮者の安否確認に関するシナリオ	468
 【参 考】	
岡崎市防災会議条例	470
岡崎市防災会議運営要綱	471
岡崎市防災基本条例	472
岡崎市災害対策本部条例	476
岡崎市災害対策本部要綱	477
岡崎市地震災害警戒本部条例	479
岡崎市地震災害警戒本部要綱	480
災害対策基本法における地方公共団体に関する規定	484
西三河防災減災連携研究会規約	487
岡崎市防災防犯協会連合会規約	488
災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準	490
災害時における安否不明者・行方不明者・死者の氏名の公表方針について	491
緊急輸送道路・啓開道路図	巻末見開き

I 市の現況

1 河 川

(1) 1 級河川

土木建設部河川課

河 川 名	区 間		河川延長 (m)	流域面積 (km ²)
	上 流 端	下流端		
矢作川	左岸 長野県下伊那郡根羽村字ブナ立 3370 番 1 地先 右岸 同村字小戸名山 3343 番 1 地先	海まで	100,968	1832.3
鹿乗川	左岸 岡崎市宇頭町字法花 1 番地先 右岸 同町字仏坊 3 番地先	矢作川への合流点	16,066	50.7
広田川	琴沢川の合流点		矢作古川への合流点	19,417
安藤川	赤渋川の合流点		広田川への合流点	8,779
占部川	江川の合流点		〃	5,027
砂川	左岸 岡崎市若松町字向山 55 番 4 地先 右岸 同町字山田下 2 番 3 地先	〃	4,160	3.7
乙川	入川の合流点		矢作川への合流点	33,964
伊賀川	猫沢川の合流点		乙川への合流点	5,233
山綱川	羽栗川の合流点		〃	6,520
竜泉寺川	左岸 岡崎市桑谷町字一斗目 36 番 2 地先 右岸 同町字社宮神 71 番 7 地先	山綱川への合流点	4,770	10.8
鉢地川	岡崎市本宿町字後田 2 番 1 地先国道橋下流端		乙川への合流点	7,156
男川	室河内川の合流点		〃	17,173
夏山川	左岸 岡崎市夏山町字殿カイト 2 番 2 地先 右岸 岡崎市夏山町字惣礼 64 番 1 地先	男川への合流点	4,820	14.0
鳥川	大原川の合流点		〃	3,200
乙女川	左岸 岡崎市大代町字落合 9 番 1 地先 右岸 岡崎市雨山町字ツノジ 5 番 7 地先	〃	3,600	23.0
雨山川	岡崎市雨山町字トドロキ 38 番 6 地先の砂防堰堤下流端		乙女川への合流点	4,000
青木川	小丸川の合流点		矢作川への合流点	9,140
真福寺川	左岸 岡崎市駒立町字ドウノシタ 34 番地先 右岸 同町字東カイト 47 番地先	青木川への合流点	7,777	10.1
巴川(姉川を含む)	愛知県南設楽郡作手村大字田原字朴木橋 33 番 4 地先の堺橋		矢作川への合流点	56,437
郡界川	左岸 愛知県豊田市蘭町字神田 17 番の 2 地先 右岸 同市蘭町字上屋敷 3 番地先	巴川への合流点	23,709	37.2

(2) 準用河川

土木建設部河川課

河 川 名	区 間		河川延長 (km)
	上 流 端	下 流 端	
夏山川	岡崎市夏山町字大宝 8 番地先		一級河川夏山川上流端
富尾川	岡崎市富尾町字仲田 35 番 2 地先		乙川への合流点
北斗川	左岸 岡崎市細川町字扇田 35 番 6 地先 右岸 岡崎市桑原町字大沢 19 番 4 地先	矢作川への合流点	2.06
於御所川	左岸 岡崎市八ツ木町字郷北ノ切 5 番 1 地先 右岸 岡崎市仁木町字八反田 113 番地先	〃	1.70
前田川	左岸 岡崎市東阿知和町字堂前 1 番 5 地先 右岸 岡崎市東阿知和町字屋下 114 番 2 地先	青木川への合流点	0.50

河川名	区 間			河川延長 (km)
	上	流	下 流 端	
小呂川	左岸 右岸	岡崎市小呂町字マヘ田 11 番 1 地先 岡崎市小呂町字下屋下 19 番地先	伊賀川への合流点	1. 89
広見川	左岸 右岸	岡崎市洞町字西奥洞 11 番 1 地先 岡崎市洞町字権現 2 番 2 地先	左岸 岡崎市洞町字鷹野 8 番 4 地先 右岸 岡崎市欠町字藪下 28 番地先	1. 05
更沙川	左岸 右岸	岡崎市大平町字石丸 6 番地先 岡崎市欠町字藪下 28 番 1 地先	乙川への合流点	0. 80
井野木川	左岸 右岸	岡崎市小美町字中根 11 番地先 岡崎市小美町字深萩 125 番地先	〃	0. 40
上地新川	左岸 右岸	岡崎市上地町字赤菱 38 番地先 岡崎市上地町字馬出し 42 番地先	広田川への合流点	1. 70
血川	左岸 右岸	岡崎市舞木町字狐山 4 番 1 地先 岡崎市舞木町字野添 75 番 1 地先	鉢地川への合流点	0. 50
柿崎川	左岸 右岸	岡崎市本宿町字下明法 11 番 2 地先 岡崎市本宿町字下明法 11 番 1 地先	〃	0. 60
於御所川支流		岡崎市仁木町字東郷 152 番 1 地先	矢作川への合流点	1. 50
山田川	左岸 右岸	岡崎市宇頭町字山ノ神 24 番 2 地先 岡崎市宇頭町字東山 109 番 1 地先	安城市との市境	1. 10
		安城市との市境	左岸 岡崎市西本郷町字蓮沼 29 番地先 右岸 岡崎市西本郷町字蓮沼 28 番地先	
百田川	左岸 右岸	岡崎市藤川町字椎ノ木坪 3 番地先 岡崎市藤川町字二反田 5 番地先	山綱川への合流点	0. 60
嶋川	左岸 右岸	岡崎市鹿勝川町字幕田 44 番 岡崎市鹿勝川町字梅本 46 番 1	男川への合流点	1. 29
砂川	左岸 右岸	岡崎市上地町字八門 15 番地先 岡崎市若松町字通箴 12 番地先	左岸 岡崎市若松町字向山 55 番 1 地先 右岸 岡崎市若松町字丸山田 18 番 3 地先	0. 73
鉢地川	左岸 右岸	岡崎市鉢地町字寺前 19 番 1 地先 岡崎市鉢地町字上屋敷 5 番地先	左岸 岡崎市本宿町字後田 6 番 2 地先 右岸 岡崎市本宿町字古城 18 番 3 地先	1. 63
戸崎川	左岸 右岸	岡崎市戸崎町字藤狭 13 番 26 地先 岡崎市戸崎町字牛転 11 番 12 地先	占部川への合流点	1. 90
古部川	左岸 右岸	岡崎市切越町字堤ヶ根 43 番 2 地先 岡崎市生平町字大保毛 15 番 3 地先	男川への合流点	0. 14
女ヶ谷川	左岸 右岸	岡崎市真福寺町字女ヶ谷 3 番地先 岡崎市真福寺町字女ヶ谷 125 番 3 地先	恵田川への合流点	0. 40
六斗目川	左岸 右岸	岡崎市美合町字入込 52 番 5 地先 岡崎市美合町字入込 4 番 2 地先	乙川への合流点	1. 12
丸山川	左岸 右岸	岡崎市丸山町字馬山 16 番地先 岡崎市丸山町字馬山 15 番 2 地先	〃	1. 20
ミタライ川	左岸 右岸	岡崎市小呂町字三乃己田 35 番 3 地先 岡崎市小呂町字ミタライ 9 番 1 地先	左岸 岡崎市小呂町字 4 丁目 1 番 1 地先 右岸 岡崎市小呂町字マヤシリ 7 番 7 地先	0. 61
江川	左岸 右岸	岡崎市中田町 8 番地先 岡崎市江口 2 丁目 9 番地先	占部川への合流点	0. 07
竜城堀	左岸 右岸	岡崎市康生町 559 番 1 地先 岡崎市康生町 561 番 1 地先	左岸 岡崎市康生町 562 番 3 地先 右岸 岡崎市康生町 561 番 1 地先	0. 24

2 気 候

(1) 気 象

ア 消防本部（朝日町3丁目4・岡崎市観測）

消防本部共同通信課

年別	気温（℃）			風速（m/秒）		降水量（mm）	
	平均	最高	最低	最大	風向	総降水量	最大日量
R3	16.7	38.5	-4.6	23.9	南南西	1620.5	7月2日 87.0
R4	16.6	38.2	-2.9	22.2	南	1525.5	9月23日 156.5
R5	17.2	38.5	-4.2	21.3	南南西	1508.5	6月2日 206.0
R6	17.7	38.9	-2.6	22.7	北西	1548.5	8月25日 72.0
R7	17.2	38.9	-3.5	22.4	北西	1138.0	9月5日 208.0

イ 岡崎（美合町字地藏野1-4・気象庁観測）

市民安全部防災課

年別	気温（℃）			風速（m/秒）		降水量（mm）	
	平均	最高	最低	最大	風向	総降水量	最大日量
R3	15.9	38.2	-7.3	9.8	東南東	1,808	7月2日 124.5
R4	15.8	37.4	-4.9	8.4	南南東	1,573	9月23日 155.5
R5	16.5	37.6	-7.0	9.8	北北西	1742.5	6月2日 268.0
R6	17.1	39.0	-5.0	10.2	北北西	1689.5	6月28日 67.5
R7	16.5	38.8	-5.3	9.0	北北西	1204.0	9月5日 150.0

※ 風速は10分間平均

(2) 月別降水量

ア 消防本部（朝日町3丁目4・岡崎市観測）（令和7年）

消防本部共同通信課

月別 区分		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
		日 数	2	4	10	11	14	9	9	7	8	13	6	5
降水量 (mm)	月総降水量	16.0	8.0	90.5	110.5	124.0	178.5	180.5	23.5	271.5	72.0	24.0	39.0	1138.0
	最 大 (1時間)	6.0	2.0	8.0	19.5	9.5	30.0	41.0	9.5	78.5	10.0	4.0	6.0	—
	1日平均	0.5	0.3	2.9	3.7	4.0	6.0	5.8	0.8	9.1	2.3	0.8	1.3	—

イ 岡崎（美合町字地藏野1-4・気象庁観測）

市民安全部防災課

区分 \ 月別		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
		日数	7	11	12	14	13	13	13	10	16	8	0	128
降水量（mm）	月総降水量	21.0	14.0	110.0	139.5	150.0	171.5	187.0	20.0	218.0	92.5	26.5	54.0	1204.0
	最大（1時間）	6.5	2.5	9.0	17.5	14.5	19.0	34.5	7.0	37.5	11.0	3.0	5.5	—
	1日平均	0.7	0.5	3.5	4.7	4.8	5.7	6.0	0.6	7.3	3.0	0.9	1.7	—

注 日数は、日降水量が1mm以上の日数をいう。

※降水量の1日平均は気象庁観測データを基に岡崎市が別途定めた値である。

Ⅱ 過去の主な災害

1 風水害

(1) 本市に影響のあった風水害

市民安全部防災課

年 月 日	種別（名称）	市 内 被 害 状 況	備 考
大正 7 年 9 月 24 日 (1918)	暴 風 雨 (台 風)	死者 1 人，負傷者 1 人，家屋倒壊 1 戸，床下浸水 449 戸，橋流失多数，道路破損 7 箇所	静岡県中部に上陸
大正 10 年 6 月 30 日 (1921)	暴 風 雨	負傷者 1 人，家屋全壊 1 戸，家屋半壊 4 戸，浸水 16 戸，非住家 5 棟	
大正 10 年 9 月 25～26 日 (1921)	暴 風 雨 (台 風)	家屋全壊 5 戸，家屋半壊 7 戸，床上浸水 4 戸，床下浸水 17 戸，非住家 77 棟	潮岬の西に上陸
大正 14 年 8 月 14～15 日 (1925)	大 雨	床上浸水 19 戸，床下浸水 516 戸，非住家 33 棟，堤防決壊 5 箇所，田畑冠水 100 ヘクタール，橋流落 2 箇所	矢作川西部一帯に豪雨
大正 14 年 9 月 11 日 (1925)	暴 風 雨 (台 風)	家屋全壊 1 戸，床上浸水 66 戸，床下浸水 140 戸，非住家 8 棟，田畑冠水 152 ヘクタール，橋流落 4 箇所，道路決壊 1 箇所，堤防決壊 11 箇所	志摩半島をかすめ伊勢湾を縦断して名古屋の西を通過
昭和 4 年 8 月 14～15 日 (1929)	暴 風 雨 (台 風)	家屋全壊 1 戸，床上浸水 8 戸，床下浸水 185 戸，田畑冠水 56 ヘクタール，橋流落 1 箇所，堤防決壊 1 箇所	四国の東部に上陸，三河山間部に豪雨，矢作川上流部で約 300mm の雨量
昭和 7 年 7 月 1～2 日 (1932)	大 雨	死者 4 人，行方不明 1 人，家屋全壊 2 戸，家屋半壊 3 戸，家屋流失 1 戸，床上浸水 7 戸，床下浸水 529 戸，非住家 1 棟，堤防決壊 8 箇所，橋流失 15 箇所，道路決壊 13 箇所，山崩れ 6 箇所	矢作川流域に豪雨，総雨量 232.7 mm
昭和 9 年 9 月 21 日 (1924)	暴 風 雨 (室 戸 台 風)	死者 1 人，負傷者 3 人，家屋半壊 2 戸，非住家 49 棟	
昭和 28 年 9 月 25 日 (1953)	暴 風 雨 (台 風 13 号)	負傷者 2 人，家屋全壊 14 戸，家屋半壊 162 戸，家屋一部破損 233 戸，床下浸水 500 戸，非住家 556 棟，堤防決壊 4 箇所，田畑冠水 133 ヘクタール，畑流失埋没 11 ヘクタール，田畑作物損傷倒伏 877 ヘクタール，田畑被害（詳細不明）2,423 ヘクタール，橋流落 1 箇所，道路損壊 24 箇所，がけ崩れ 12 箇所 （うち旧額田町内の被害） 負傷者 2 人，家屋全壊 11 戸，家屋半壊 12 戸，非住家 347 棟，田畑被害（詳細不明）2,423 ヘクタール，がけ崩れ 12 箇所	台風が中心が岡崎市の南を通過 風速 20m/sec～30m/sec 雨量 1 時間 30 mm～40mm の豪雨が 3 時間～4 時間程続いた。
昭和 34 年 9 月 26 日 (1959)	暴 風 雨 (伊 勢 湾 台 風)	死者 33 人，負傷者 245 人，家屋全壊 1139 戸，家屋半壊 2,503 戸，床上浸水 5 戸，床下浸水 212 戸，非住家 2,067 棟，田畑の流失埋没 504 ヘクタール （うち旧額田町内の被害） 死者 2 人，負傷者 2 人，家屋全壊 76 戸，家屋半壊 134 戸，非住家 249 棟	災害救助法適用

年 月 日	種別（名称）	市 内 被 害 状 況	備 考
昭和36年 6 月 24～27 日 (1961)	大 雨 36. 6 梅 雨 前 線 豪 雨	床上浸水100戸，床下浸水700戸	
昭和37年 7 月 27～28 日 (1962)	強 風 雨 (台 風 7 号)	床上浸水65戸，床下浸水358戸	
昭和44年 8 月 4～5 日 (1969)	大 雨 (台 風 7 号)	家屋半壊10戸，床上浸水230戸，床下浸水224戸 (うち旧額田町内の被害) 家屋半壊10戸，床上浸水15戸，床下浸水61戸	潮岬の西に上陸， 伊賀川及び乙川沿 いで浸水
昭和46年 8 月 30 日 (1971)	大 雨 (台 風 23 号)	行方不明 1 人（昭和46年8月30日川に流され、同 年9月27日死亡発見），負傷者 4 人，家屋全壊 7 戸，家屋半壊72戸，床上浸水1,254戸，床下浸水 2,944戸，家屋一部破損51戸，非住家26棟，田畑 冠水1,340.97ヘクタール，田畑流失埋没24.1ヘ クタール，道路決壊14箇所，橋流失22箇所，堤 防決壊69箇所 (うち旧額田町内の被害) 負傷者 2 人，家屋半壊 3 戸，床上浸水71戸，床 下浸水133戸，家屋一部破損 8 戸，非住家 7 棟	日雨量351mm 災害救助法適用
昭和47年 7 月 23 日 (1972)	風 雨 波 浪 (台 風 9 号)	家屋全壊 1 戸，家屋半壊 1 戸，床上浸水15戸， 床下浸水178戸，家屋一部破損 4 戸，非住家 4 棟，田畑冠水603.6ヘクタール，田流失埋没3.5 ヘクタール，道路決壊 4 箇所，橋流失 1 箇所， 堤防決壊 1 箇所	
昭和47年 9 月 16～17 日 (1972)	暴 風 雨 (台 風 20 号)	死者 1 人，負傷者 9 人，家屋全壊 9 戸，家屋半 壊56戸，家屋一部破損82戸，床上浸水 1 戸，床 下浸水 3 戸，非住家131棟 (うち旧額田町内の被害) 家屋半壊 6 戸，家屋一部破損15戸，床下浸水 2 戸，非住家27棟	
昭和49年 7 月 7 日 (1974)	大 雨 8 号 梅 雨 前 線	家屋半壊 1 戸，床上浸水 5 戸，床下浸水176戸， 家屋一部破損 6 戸，田畑冠水69ヘクタール，道 路決壊 1 箇所，橋流失 4 箇所，堤防決壊 5 箇所 (うち旧額田町内の被害) 床上浸水 3 戸，床下浸水86戸，家屋一部破損 4 戸	
昭和49年 7 月 18 日 (1974)	大 雨	床上浸水67戸，床下浸水699戸，道路決壊 3 箇所	
昭和52年11月17日 (1977)	豪 雨	床上浸水10戸，床下浸水70戸，田冠水7.5ヘク タール，道路決壊21箇所，堤防決壊 6 箇所	
昭和54年 9 月 28日～10 月 1 日 (1979)	暴 風 雨 (台 風 16 号)	床下浸水 2 戸，家屋一部破損 1 戸，道路決壊 5 箇 所，堤防決壊 3 箇所 (うち旧額田町内の被害) 家屋一部破損 1 戸	

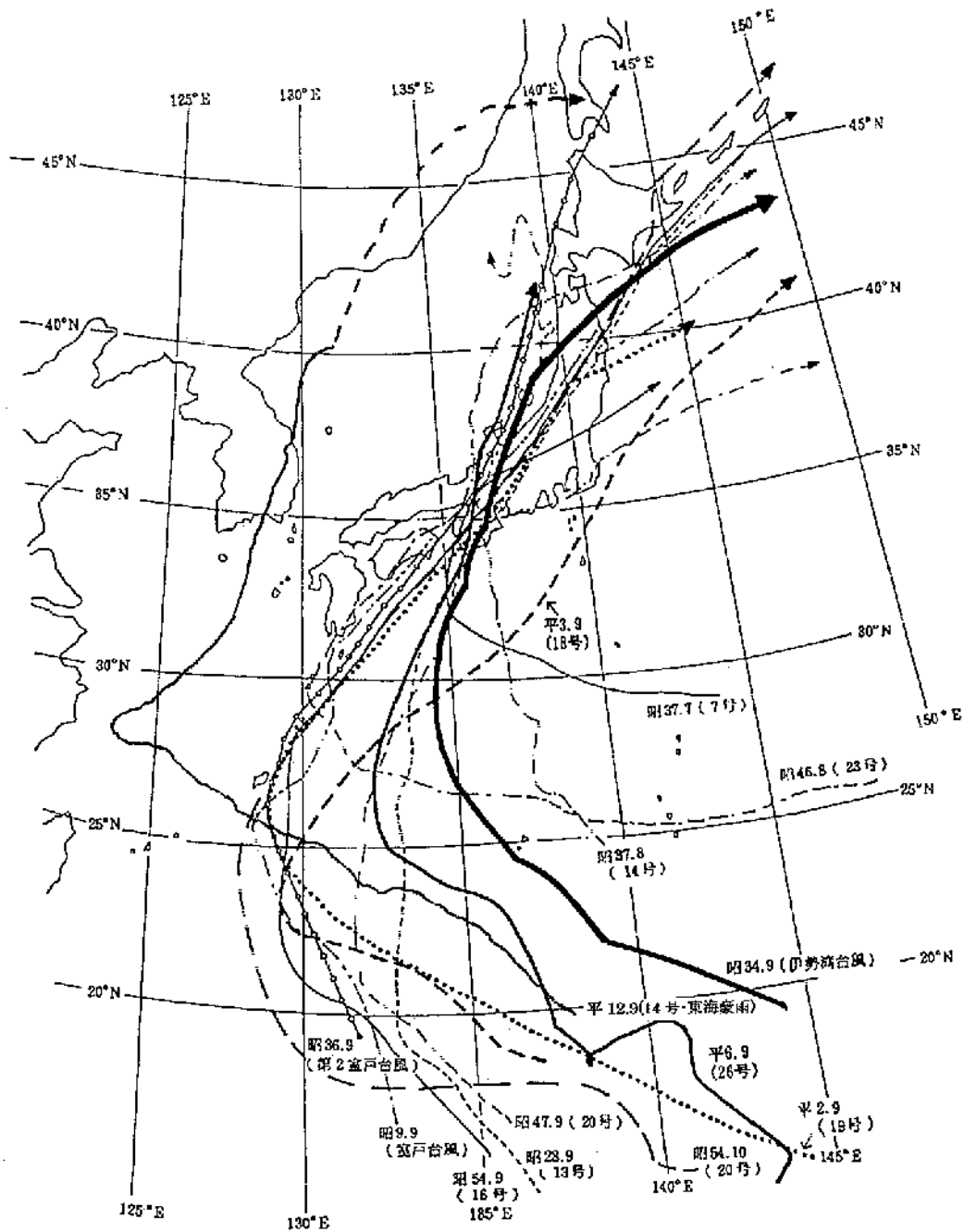
年 月 日	種別（名称）	市 内 被 害 状 況	備 考
昭和54年10月18～19日 (1979)	暴 風 雨 (台 風 20 号)	家屋半壊1戸, 床上浸水3戸, 床下浸水76戸, 田畑冠水等610.32ヘクタール, 道路決壊21箇 所, 堤防決壊10箇所, 山がけ崩れ2箇所 (うち旧額田町内の被害) 家屋半壊1戸, 床下浸水5戸, 田畑冠水等1.82 ヘクタール	
昭和57年8月1～3日 (1982)	暴 風 雨 (台 風 10 号 と 低 気 圧)	家屋半壊1戸, 床上浸水8戸, 床下浸水251戸, 家屋一部破損2戸, 田畑の冠水等211.2ヘクタール, 道路決壊71箇所, 橋流出2箇所, 堤防決壊 51箇所, 鉄道不通1箇所, 山がけ崩れ12箇所 (うち旧額田町内の被害) 床上浸水1戸, 床下浸水33戸, 家屋一部破損1 戸, 田畑の冠水等4.2ヘクタール	
昭和57年9月11～12日 (1982)	暴 風 雨	負傷者1人, 床下浸水6戸, 家屋一部破損1 戸, 道路決壊8箇所, 堤防決壊4箇所, 田畑の冠 水等0.13ヘクタール, 山がけ崩れ5箇所 (うち旧額田町内の被害) 家屋一部破損1戸, 田畑の冠水等0.13ヘクタール	
昭和58年6月24～25日 (1983)	大 雨	床上浸水22戸, 床下浸水165戸, 田流失埋没0.3 ヘクタール, 田畑冠水50ヘクタール, 道路決壊 6箇所, 橋流失1箇所, 堤防決壊19箇所, 山が け崩れ1箇所 (うち旧額田町内の被害) 床下浸水19戸	福岡町にて3世帯 3人が避難
昭和58年9月28日 (1983)	大 雨	床下浸水60戸, 道路決壊13箇所, 田冠水等0.72 ヘクタール, 堤防決壊2箇所, 山がけ崩れ1箇 所 (うち旧額田町内の被害) 田冠水等0.72ヘクタール	
昭和60年6月30日～7 月1日(1985)	暴 風 雨 (台 風 6 号)	床下浸水21戸, 家屋一部破損1戸, 田冠水等8.3 ヘクタール, 道路決壊23箇所, 堤防決壊14箇所, 山がけ崩れ1箇所 (うち旧額田町内の被害) 床下浸水3戸, 田冠水等8.3ヘクタール	
平成元年9月19～20日 (1989)	暴 風 雨 (台 風 22 号)	床下浸水5戸, 家屋一部破損1戸, がけ崩れ1 箇所, 橋りょう一部損壊1箇所, 道路冠水4箇 所	御用橋
平成2年9月19～20日 (1990)	暴 風 雨 (台 風 19 号)	軽傷者5名, 家屋半壊3戸, 床上浸水8戸, 床 下浸水18戸, 家屋一部破損41戸, 道路損壊11箇 所, 道路冠水3箇所, がけ崩れ23箇所, 田冠水等 0.5ヘクタール, 河川法面崩壊等4箇所 (うち旧額田町内の被害) 家屋半壊1戸, 床下浸水2戸, 家屋一部破損12 戸, 道路損壊6箇所, 田冠水等0.5ヘクタール, がけ崩れ21箇所, 河川法面崩壊等4箇所	11箇所に103人が 避難
平成3年9月14日 (1991)	暴 風 雨 (台 風 17 号)	床上浸水77戸, 床下浸水22戸, 道路損壊14箇 所, 土砂くずれ2箇所, 河川越水8箇所	

年 月 日	種別（名称）	市 内 被 害 状 況	摘 要
平成 3 年 9 月 18～19 日 （1991）	暴 風 雨 （台 風 18 号）	床下浸水23戸, 道路損壊 7 箇所, 河川破堤 2 箇所, 河川法面崩壊等 1 箇所 （うち旧額田町内の被害） 道路損壊 5 箇所, 河川法面崩壊等 1 箇所	
平成 9 年 9 月 15 日 （1997）	大 雨 （台 風 19 号）	床上浸水 5 戸, 床下浸水103戸, 道路冠水18箇所	避難所開設 1 箇所 （避難者なし）
平成12年 9 月 11～12 日 （2000）	大 雨 （東 海 豪 雨）	家屋全壊 1 戸, 家屋半壊 8 戸, 床上浸水414戸, 床下浸水1, 201戸, 畑冠水18ヘクタール, 田冠水 等33ヘクタール, 道路損壊105箇所, 道路冠水45 箇所, 河川法面崩壊等20箇所, がけ崩れ10箇所 （うち旧額田町内の被害） 家屋全壊 1 戸, 床下浸水 8 戸, 田冠水等33ヘク タール, 道路損壊 1 箇所, 河川法面崩壊等11箇 所	避難所開設6箇所 （避難者29人）
平成13年 8 月 21～22 日 （2001）	暴 風 雨 （台 風 11 号）	床上浸水 3 戸, 床下浸水55戸, 田冠水等541.5ヘ クタール, 道路冠水 3 箇所, 河川法面崩壊等 3 箇所 （うち旧額田町内の被害） 田冠水等0.5ヘクタール, 河川法面崩壊等 3 箇所	避難所開設3箇所 （避難者11人）
平成16年10月 8 ～ 9 日 （2004）	暴 風 雨 （台 風 22 号）	床下浸水38戸, 道路冠水 4 箇所, 田冠水等53.86 ヘクタール, 道路損壊 7 箇所, 河川破堤 1 箇 所, 河川越水 2 箇所, 河川法面崩壊 1 箇所, がけ 崩れ 2 箇所 （うち旧額田町内の被害） 田冠水等0.4ヘクタール, 道路損壊 7 箇所, がけ 崩れ 2 箇所	避難所開設3箇所 （避難者10人）
平成20年 8 月 28～30 日 （2008）	大 雨 平 成 20 年 8 月 末 豪 雨	死者 2 人, 家屋全壊 6 戸, 家屋半壊 3 戸, 一部 破損22戸, 床上浸水1, 110戸, 床下浸水2, 255戸, 田畑冠水719ヘクタール, 田畑の倒伏、育成不良 等 104ヘクタール, 道路法面損壊152箇所, 道 路冠水72箇所, 護岸等崩壊32箇所, 破堤 2 箇 所, 落橋 3 カ所	避難所開設98箇所 （避難者204人） 災害救助法適用
平成21年10月 （2009）	大 雨 （台 風 18 号）	家屋一部破損164戸, 水道断水184戸	避難所開設57箇所 （避難者140人）
平成23年 7 月 19～20 日 （2011）	大雨・暴風 （台風 6 号）	床上浸水 8 戸, 床下浸水25戸, 田畑冠水300ヘク タール, 道路法面損壊等71箇所, 道路冠水19箇 所, 護岸等崩壊28箇所	避難所開設 7 箇所 （避難者36人）
平成23年 9 月 20～21 日 （2011）	大雨・暴風 （台風15号）	一部破損 2 戸, 床上浸水10戸, 床下浸水37戸, 田畑冠水20ヘクタール, 道路法面損壊等18箇 所, 道路冠水19箇所	避難所開設53箇所 （避難者78人）
平成24年 6 月 19～20 日 （2012）	大雨・暴風 （台風 4 号）	床下浸水 2 戸, 田畑冠水0.7ヘクタール, 道路法 面損壊等13箇所, 道路冠水11箇所	避難所開設23箇所 （避難者7人）
平成24年 9 月 30 日 （2012）	大雨・暴風 （台風17号）	床下浸水10戸, 田畑冠水0.7ヘクタール, 道路法 面損壊等1箇所, 道路冠水9箇所	避難所開設8箇所 （避難者23人）
平成25年 9 月 15 日 （2013）	大雨・暴風 （台風18号）	一部破損2戸、床上浸水2戸、床下浸水19戸、道 路法面損壊等1箇所、道路冠水8箇所、護岸等崩 壊10箇所	避難所開設17箇所 （避難者10人）

平成30年 9 月 4 ～ 5 日 (2018)	大雨・暴風 (台風21号)	半壊3戸、一部破損1戸、床下浸水4戸、道路冠水2箇所	避難所開設20箇所 (避難者58人)
平成30年 9 月30日～ 10月 1 日 (2018)	大雨・暴風 (台風24号)	半壊1戸、一部破損60戸、道路冠水3箇所	避難所開設9箇所 (避難者94人)
令和 5 年 6 月 2 日 (2023)	大 雨 令和 5 年 6 月 2 日 大 雨	全壊1戸、半壊128戸、一部破損4戸、床下浸水262戸、田流失・埋没53ヘクタール、畑流失・埋没76ヘクタール、学校被害1箇所、病院被害4箇所、道路損壊233箇所、道路冠水27箇所、河川越水24箇所、河川法面崩壊112箇所、砂防被害8箇所	避難所開設40箇所 (避難者252人)
令和 7 年 9 月 5 日 (2025)	大雨・暴風 (台風15号)	床上浸水22戸、床下浸水32戸、一部損壊（浸水被害を除く）7戸、道路損壊87箇所、道路冠水68箇所、橋りょう被害2箇所、河川越水（溢水を含む）19箇所、河川法面崩壊等91箇所、水道被害2戸	避難所開設19箇所 (避難者5人)

(2) 東海地方に影響のあった主な台風進路図

(出典 平成21年修正版 愛知県地域防災計画附属資料)
(名古屋地方気象台)



2 地震災害

(1) 愛知県地方に影響があった地震

市民安全部防災課

年月日	地震名	規模(M)	被 害		
	震 央 (震源地)	県内最 大震度	岡崎市又は三河地方	愛 知 県	全 体
明応 7 年 8 月 25 日 (1498)	明 応	8.6	・岡崎の被害程度は不明 ・渥美で地割れ、大津波 による人家倒壊、死者あ り	被害程度不明	・特に伊勢、紀伊、遠江、 三河、駿河、甲斐、相模、 伊豆の被害大 ・大津波の発生 〔浜名湖が切れ海とつ ながる 鎌倉の大仏に津波が 及ぶ〕
	遠州灘	5～6			
天正 13 年 11 月 29 日 (1586)	天 正	7.9	・岡崎の震度 5～6 ・岡崎の被害大 〔岡崎城大破 岡崎市史「畿内より 美濃、尾張、伊勢、 三河の地震」〕	尾張で死者約 5,000 人、民家倒壊約 9,000 軒	・特に山城、大和、摂津、 近江、美濃、飛騨、尾張、 伊勢、三河の地が激しく 震動 ・津波の発生 ・死者 7,000 人余、家屋 倒壊 12,000 軒以上
	岐阜県 飛騨地方	6～7			
宝永 4 年 10 月 4 日 (1707)	宝 永	8.4	・岡崎の震度 5 「所々損ず」 ・藤川の震度 5 「所々損ず」 ・三河地方に津波発生 ・死者多く、家屋倒壊す る	・名古屋城破損 ・津波発生	・五畿七道（北海道を除 く日本全域）が震動 ・津波、土地の隆起、沈 降、地盤破壊、液状化現 象の発生 ・死者 4,900 人、潰家 29,000 軒
	遠州灘 及び 熊野灘	7			
嘉永 7 年 11 月 4 日 〔 安政元 1854 〕	安 政	8.4	・岡崎の震度 5～6 (御城破損、矢作橋落橋) ・藤川の震度 5～6 (全壊家屋少々) ・本宿の震度 5 ・三河湾に津波発生	・名古屋城破損 ・津波発生 ・死者約 60 人、負傷 者約 100 人、家屋倒壊 1,455 軒、家屋半壊 1,430 軒、流失家屋約 2,850 軒、社寺等の倒 壊 1,423 軒、社寺等の 半壊 177 軒	・五畿六道が震動 ・津波の発生 ・死者 600 人、倒壊流失 家屋 8,300 軒、焼失 600 軒
	遠州灘 及び 熊野灘	6			
明治 24 年 10 月 28 日 (1891)	濃 尾	8.0	・岡崎の震度 5～6 ・額田郡の被害 住家全壊 1 戸、住家半壊 3 戸、非住家全壊 5 棟、 非住家半壊 2 棟 ・碧南郡糟海村（現在の 六ツ美地区）の被害 住家全壊 2 戸、住家半壊 1 戸、非住家全壊 5 棟、 非住家半壊 2 棟	・液状化現象 ・死者 2,638 人負傷者 7,705 人、住家全壊 39,093 戸、住家半壊 32,059 戸、非住家全壊 46,418 棟、非住家半壊 23,596 棟	・愛知県、岐阜県はじめ 14 府県に被害 死者 7,885 人、負傷者 21,329 人、住家全壊 93,421 戸、住家半壊 70,023 戸、非住家全壊 71,190 棟、非住家半壊 53,135 棟 ・梶尾谷断層（上下 6 m、 水平 2 m）の出現
	岐阜県 大野郡 根尾村	7			

年月日	地震名	規模(M)	被 害		
	震 央 (震源地)	県内最 大震度	岡崎市又は三河地方	愛 知 県	全 体
昭和 19 年 12 月 7 日 (1944)	東南海	7.9	・岡崎の震度 5 ・岡崎市の被害 死者 9 人（うち矢作町 2 人，六ツ美村 1 人），負傷者 29 人（うち矢作町 14 人，六ツ美村 5 人，岩津町 1 人） ・矢作町の被害 住家全壊 51 戸，住家半壊 306 戸，非住家全壊 215 棟，非住家半壊 272 棟 ・六ツ美村の被害 住家全壊 37 戸，住家半壊 80 戸，非住家全壊 100 棟，非住家半壊 70 棟 ・岩津町の被害 住家全壊 1 戸，住家半壊 7 戸，非住家全壊 3 棟，非住家半壊 6 棟 ・碧南郡，幡豆郡方面の被害大 ・1 m 程度の津波 ・液状化現象	・液状化現象 ・死者 438 人，負傷者 1,148 人 ・住家全壊 6,411 戸，住家半壊 19,408 戸，非住家全壊 10,121 棟，非住家半壊 15,890 棟	・愛知県、静岡県、三重県はじめ 13 府県に被害 死者 1,223 人，負傷者 2,864 人，住家全壊 17,599 戸，住家半壊 36,520 戸，非住家全壊 17,347 棟，非住家半壊 24,473 棟
	熊野灘	6			
昭和 20 年 1 月 13 日 (1945)	三 河	6.8	・岡崎の震度 5 - 死者 29 人（うち矢作町 16 人，六ツ美村 13 人），負傷者 22 人（うち矢作町 14 人，六ツ美村 8 人） ・矢作町の被害 住家全壊 117 戸，住家半壊 398 戸，非住家全壊 287 棟，非住家半壊 372 棟 ・六ツ美村の被害 住家全壊 119 戸，住家半壊 146 戸，非住家全壊 172 棟，非住家半壊 240 棟 ・福岡町の被害 非住家全壊 2 棟 ・幡豆郡の被害大 ・深溝断層（2 m）の出現	・三河地方に被害集中 ・死者 2,306 人，負傷者 3,866 人，住家全壊 7,221 戸，住家半壊 16,555 戸，非住家全壊 9,187 棟，非住家半壊 15,124 棟	・愛知県三河地方に被害集中
	三河湾	7			

3 火 災

(1) 火災発生状況

中消防署本署

年別	火 災 件 数 (件)					建物焼損 床面積(㎡)	焼 損 額 (千円)	死 者 (人)	負傷者 (人)
	総 数	建 物	林 野	車 両	その他				
R2	89	51	2	9	27	2,125	188,295	6	15
R3	95	47	6	11	31	1,387	121,517	3	25
R4	88	58	1	12	17	1,680	172,578	1	13
R5	100	54	1	17	28	2,110	220,297	1	15
R6	89	53	2	10	24	1,651	159,317	7	17

(2) 火災発生原因 (令和6年中)

原 因 別	件 数	原 因 別	件 数
た ば こ	12	火 あ そ び	1
こ ん ろ	3	マ ッ チ ・ ラ イ タ ー	-
か ま ど	2	た き 火	10
炉	-	溶 接 機 ・ 切 断 機	2
ス ト ー ブ	1	灯 火	2
こ た つ	1	取 灰	1
煙 突 ・ 煙 道	-	火 入 れ	1
排 気 管	1	放 火	13
電 気 機 器	6	放 火 の 疑 い	4
電 気 装 置	3	そ の 他	15
電灯・電話等の配線	3	不 明	3
配 線 器 具	5	合 計	89

4 交通災害

(1) 交通事故死傷者

市民安全部防犯交通安全課

年別	人身件数	死 者	重傷者	軽傷者	死傷者計
2 9	2,102	11	80	2,298	2,389
3 0	1,696	11	42	1,875	1,928
3 1	1,493	6	19	1,705	1,730
R 2	1,176	9	32	1,317	1,358
R 3	971	8	31	1,082	1,121
R 4	891	6	23	988	1,017
R 5	892	9	25	987	1,021
R 6	919	7	28	1,025	1,060

(2) 令和6年 月別交通事故

月	人身件数	死 者	重傷者	軽傷者	死傷者計
1 月	件 63	人 0	人 0	人 70	人 70
2 月	76	0	1	90	91
3 月	83	2	1	93	96
4 月	62	0	3	66	69
5 月	65	1	6	66	73
6 月	66	1	2	71	74
7 月	68	2	1	79	82
8 月	76	0	4	81	85
9 月	71	0	3	76	79
1 0 月	99	1	4	118	123
1 1 月	83	0	1	96	97
1 2 月	107	0	2	119	121
計	919	7	28	1,025	1,060

Ⅲ 防災上の注意箇所

1 設定基準

(1) 国土交通省管理区間

種 別	重 要 度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
越水 (溢水)	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が現況の堤防高を超える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤体漏水	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
基盤地盤漏水	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基盤漏水に関する変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
水衝・深掘れ（洗掘）	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。橋台取付部やその他の工作物の突出箇所、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による川岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善処置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	

工事施工			出水期間中に堤防を開削する 工事箇所又は仮締切り等によ り本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防 ・破堤跡 ・旧川跡			新堤防で築造後 3 年以内の 箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸閘			陸閘が設置されている箇所。

(2) 愛知県・市管理区間

種別	重 要 性			選定理由 (例示)
	A 水防上最も重要な区間	B 次に重要な区間	C やや危険な区間	
堤防高 ・河川	計画高水流量に対して計画堤防余裕高が1/5以下の場合であり計画高水流量を疎通せしめるには最も危険な箇所、または高潮区間の堤防にあつては計画高潮位が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量に対して計画堤防余裕高が1/5～1/2の場合であり計画高水流量を疎通せしめるには危険な箇所、または高潮区間の堤防にあつては、現況の堤防高が計画高潮位を上回るものの、計画堤防高に満たない箇所。	計画高水流量に対して計画堤防余裕高が1/2以上であり計画堤防余裕高より低い箇所。	・堤防高不足
堤防断面	一連の堤防のうち計画堤防断面に対して特に断面が狭小である箇所。または、堤防の上端幅(天端幅)が狭い箇所。(堤防断面積あるいは堤防の上端幅(天端幅)が計画の1/2以下の区間)。パラペットが設置されており、その高さが30cm以上の箇所。	一連の堤防のうち計画堤防断面に対して断面が狭小である箇所。または、堤防の上端幅(天端幅)が狭い箇所。(堤防断面積あるいは堤防の上端幅(天端幅)が計画の2/3以下の区間)。パラペットが設置されており、その高さが30cm未満の箇所。		・堤防断面不足 ・堤防の上端幅(天端幅)不足 ・パラペット
堤防強度	堤体あるいは基礎地盤の土質が軟弱で法面が急勾配である箇所。法面の急勾配等により、法面崩壊、すべり、沈下等の実績がある箇所。水衝箇所の新堤かつ完成後3年以下で安全面に不安が感じられる箇所。	堤体あるいは基礎地盤の土質が軟弱である箇所。土質等により、法面崩壊、すべり、沈下等が予想される箇所。新堤かつ完成後3年以下で安全面に不安が感じられる箇所。		・堤体土質軟弱 ・基礎地盤軟弱 ・法面不良 ・水衝部の新堤防 ・新堤防
漏水	堤体あるいは基礎地盤より漏水の実績があるもの又はその恐れが十分ある箇所。	漏水の実績があり、これに対して応急措置を講じられた箇所。	漏水等の不安が考えられる箇所。	・漏水実績、おそれ
水衝	水衝部において、低水護岸等が度々破損され、あるいは破堤、破堤寸前程度までの実績があるもの。	水衝部において、低水護岸や高水護岸があるが完全とは考えられない箇所あるいは護岸等が古くなって効用が著しく減じている箇所。		・水衝部破堤実績 ・水衝部低水護岸破損 ・水衝部護岸老朽
深掘れ (洗掘)	堤防と接近している河岸が深掘れ(洗掘)されているところで堤脚護岸の根固めが現在洗われており危険が予想される箇所。又、橋台取付部やその他の工作物の突出による堤体の深掘れ(洗掘)についても考慮する。なお波浪による河岸決壊により危険に瀕した実績があるものを含む。	低水路の河岸が深掘れ(洗掘)されているか河床の深掘れ(洗掘)の著しい箇所等堤脚護岸の根固め水制等が一部破損しており危険の生ずることが予想される箇所。		・河岸深掘れ(洗掘) ・河床深掘れ(洗掘) ・河岸波浪
工事施工	国債工事等でやむなく出水期間中も樋門、樋管等の工作物を施工中のもので堤防を横断して開削している箇所その他工事施工に伴い一時的ではあるが危険が予想される場合。	樋管、橋台等施工箇所等で堤防護岸が未施工の箇所。		・工事中
工作物	取水堰、樋門、樋管等の堤防横断工作物で設置時期が古く、不等沈下、漏水等により不慮の事故が予想される箇所。 陸閘が設置されている箇所。	取水堰、樋門、樋管等工作物の護岸等の補強措置が未施工の箇所。		・工作物老朽 ・疎通能力不足 ・余裕高不足 ・陸閘 ・補強措置未施工

2 河川重要水防箇所

(1) 国土交通省管理区間 (矢作川)

土木建設部河川課

重点区間

No.	種別	左右 岸の 区分	位置	地先名	延長 (m)	摘要
1	越水 堤体漏水 基礎地盤漏水	左	15.0k ~ 23.0k	岡崎市合歓木町 岡崎市八帖町	8,260	A2~A6, B17, B20~B32
2	越水 堤体漏水 基礎地盤漏水	左	28.8k ~ 30.0k	岡崎市西藏前町 岡崎市仁木町	1,380	A7~A10, B41~B43
3	越水 堤体漏水 基礎地盤漏水	左	31.4k ~ 32.8k	岡崎市細川町	1,230	A11~A13 B52~B54

<工作物以外>重要度A

(左岸)

No.	種別	左右 岸の 区分	位置	地先名	延長 (m)	摘要
1	基盤地盤漏水	左	16.0k ~ 16.4k+70	岡崎市合歓木町	430	旧川・破堤跡以外 履歴有の暫定施工 パイピング破壊に対する 安全性 (月の輪工)
2	堤体漏水	左	16.0k-100 ~ 16.0k+100	岡崎市合歓木町	200	旧川・破堤跡以外 履歴有の暫定施工 堤防脆弱性
3	堤体漏水	左	20.8k-100 ~ 20.8k+100	岡崎市天白町	200	旧川・破堤跡以外 履歴有の暫定施工 堤防脆弱性、すべり破壊 に対する安全性
4	基盤地盤漏水	左	20.8k+50 ~ 20.8k+110	岡崎市天白町	60	旧川・破堤跡以外 履歴有の未施工 重点監視区間 (月の輪工)
5	越水	左	21.4-100k ~ 21.4k+100	岡崎市八帖南町	200	暫定堤防 (積土のう工)
6	水衝洗掘	左	28.8k+70 ~ 28.8k+170	岡崎市西藏前町	100	洗掘の未施工 (捨て石工)
7	基盤地盤漏水	左	29.0k+120 ~ 29.2k-60	岡崎市西藏前町	50	旧川・破堤跡以外 履歴有の暫定施工 パイピング破壊に対す る安全性 (月の輪工)
8	越水	左	30.2k-100 ~ 30.2k+100	岡崎市仁木町	200	暫定堤防 (積土のう工)
9	越水	左	31.4k ~ 31.8k	岡崎市細川町	310	暫定堤防 (積土のう工)

10	基盤地盤漏水	左	31.6k ~ 31.8k+100	岡崎市細川町	290	S34 被災履歴有の暫定施工 パイピング破壊に対する安全性
11	越水	左	32.8k-100 ~ 32.8k+100	岡崎市細川町	200	暫定堤防 (積土のう工)
12	越水	左	33.4k ~ 33.6k	岡崎市細川町 豊田市渡合町	180	暫定堤防 (積土のう工)

(右岸)

No.	種別	左右岸の区分	位置	地先名	延長(m)	摘要
1	堤体漏水	右	18.4k-100 ~ 18.4k+100	岡崎市中佐々木町	200	H12 被災履歴有の暫定施工 堤防脆弱性
2	基盤地盤漏水	右	18.6k+50 ~ 18.8k+20	岡崎市中佐々木町	140	旧川・破堤跡以外 履歴有の暫定施工 パイピング破壊に対する 安全性
3	基盤地盤漏水	右	19.0k-100 ~ 19.0k+100	岡崎市中佐々木町	200	S50 被災履歴有の暫定施工 パイピング破壊に対する 安全性
4	基盤地盤漏水	右	21.0k-100 ~ 21.0k+100	岡崎市渡町	200	S58 被災履歴有の暫定施工 パイピング破壊に対する 安全性
5	基盤地盤漏水	右	22.0k+100 ~ 22.2k-80	岡崎市渡町	20	旧川・破堤跡以外の履歴 有の暫定施工 パイピング破壊に対する 安全性
6	基盤地盤漏水	右	22.6k-100 ~ 22.6k+100	岡崎市渡町	200	S46 被災履歴有の暫定施工 パイピング破壊に対する 安全性
7	堤体漏水	右	23.8k-100 ~ 23.8k+100	岡崎市矢作町	200	H12 被災履歴有の暫定施工 堤防脆弱性・すべり破壊 に対する安全性
8	基盤地盤漏水	右	24.4k-100 ~ 24.4k+100	岡崎市中園町	200	S34 被災履歴有の暫定施工 パイピング破壊に対する 安全性

< 工作物以外 > 重要度 B

(左岸)

No.	種別	左右岸の区分	位置	地先名	延長(m)	摘要
1	越水	左	12.6k ~ 21.4k	西尾市西浅井町 岡崎市八帖南町	9,120	河積不足 (積土のう工)
2	堤体漏水	左	14.6k ~ 15.8k+100	西尾市高落町 岡崎市合歓木町	1,420	堤防脆弱性
3	基盤地盤漏水	左	15.4k+150 ~ 16.0k	岡崎市合歓木町	350	旧川・破堤跡以外 履歴有の暫定施工 (月の輪工)
4	堤体漏水	左	16.2k-100 ~ 17.4k+100	岡崎市合歓木町 岡崎市高橋町	1,390	旧河川・破堤後以外履歴 有の暫定施工 (築き直し工)

5	基盤地盤漏水	左	16.6k ～19.6k	岡崎市合歓木町 岡崎市中之郷町	2,860	パイピング破壊に対する安全性
6	堤体漏水	左	17.8k ～ 20.6k+100	岡崎市上青野町 岡崎市天白町	2,990	堤防脆弱性、すべり破壊に対する安全性 (築き直し工)
7	基盤地盤漏水	左	20.6k ～20.8k+50	岡崎市天白町	290	パイピング破壊に対する安全性
8	堤体漏水	左	21.0k-100 ～ 21.6k	岡崎市天白町 岡崎市八帖南町	990	堤防脆弱性、すべり破壊に対する安全性 (築き直し工)
9	基盤地盤漏水	左	21.0k ～21.6k	岡崎市天白町 岡崎市八帖南町	890	パイピング破壊に対する安全性
10	越水	左	21.6k ～22.4k	岡崎市八帖南町	740	
11	基盤地盤漏水	左	22.0k ～22.8k	岡崎市八帖南町	770	パイピング破壊に対する安全性
12	堤体漏水	左	22.2k-100 ～ 22.2k+100	岡崎市八帖南町	200	堤防脆弱性
13	堤体漏水	左	22.6k-100 ～ 22.6k+100	岡崎市八帖南町	200	堤防脆弱性
14	堤体漏水	左	23.0k-100 ～ 23.0k+100	岡崎市八帖町	200	堤防脆弱性
15	堤体漏水	左	23.4k-100 ～ 23.4k+100	岡崎市八帖北町	200	堤防脆弱性
16	基盤地盤漏水	左	23.8k ～24.6k	岡崎市日名本町	640	パイピング破壊に対する安全性
17	堤体漏水	左	23.8k ～26.6k	岡崎市日名本町 岡崎市大門二丁目	2,650	堤防脆弱性、すべり破壊に対する安全性 (築き直し工)
18	越水	左	24.2k-100 ～24.2k+100	岡崎市日名本町	200	河積不足 (積土のう工)
19	基礎地盤漏水	左	26.8k ～ 28.0k-80	岡崎市大門三丁目 岡崎市上里三丁目	1,030	旧川・破堤跡以外 履歴有の暫定施工 (月の輪工)
20	堤体漏水	左	27.0k ～28.4k	岡崎市大門三丁目 岡崎市上里一丁目	1,420	H12 被災履歴有の暫定施工 堤防脆弱性・すべり破壊に対する安全性
21	基盤地盤漏水	左	28.6k ～29.0k+120	岡崎市上里一丁目 岡崎市西蔵前町	600	旧川・破堤跡以外 履歴有の暫定施工 パイピング破壊に対する安全性
22	越水	左	28.8k-100 ～ 28.8k+100	岡崎市西蔵前町	200	暫定堤防 (積土のう工)
23	越水	左	29.0k-100 ～30.0k+100	岡崎市西蔵前町 岡崎市仁木町	1340	暫定堤防 (積土のう工)
24	基礎地盤漏水	左	29.2k-60 ～ 29.6k-60	岡崎市西蔵前町 岡崎市仁木町	500	旧川・破堤跡以外 履歴有の暫定施工 (月の輪工)

25	堤体漏水	左	29.4k ～ 29.8k	岡崎市岩津町 岡崎市仁木町	460	旧川・破堤跡以外 履歴有の暫定施工 堤防脆弱性
26	水衝洗掘	左	29.8k ～ 30.2k-40	岡崎市仁木町	350	洗掘の暫定施工 (捨て石工)
27	堤体漏水	左	30.2k-100 ～ 30.2k+100	岡崎市仁木町	200	堤防脆弱性 (築き直し工)
28	基盤地盤漏水	左	30.2k-100 ～ 30.2 k +100	岡崎市仁木町	200	旧川・破堤跡以外 履歴有の暫定施工
29	越水	左	30.4k-100 ～ 30.4 k +100	岡崎市仁木町	200	暫定堤防 (積土のう工)
30	水衝洗掘	左	30.4k+60 ～ 30.6k+60	岡崎市仁木町	210	洗掘の未施工 (捨て石工)
31	越水	左	30.8k ～31.4 k	岡崎市仁木町 岡崎市細川町	690	暫定堤防 (積土のう工)
32	堤体漏水	左	31.4k ～ 32.6k	岡崎市細川町	1,040	堤防脆弱性・すべり破 壊に対する安全性 (築き直し工)
33	越水	左	31.8k ～ 32.6k+100	岡崎市細川町	820	暫定堤防 (積土のう工)
34	基盤地盤漏水	左	32.0k-100 ～32.6 k	岡崎市細川町	670	パイピング破壊に対す る安全性
35	越水	左	33.0k ～33.4 k	岡崎市細川町	490	暫定堤防 (積土のう工)

(右岸)

No.	種別	左右岸 の区分	位置	地先名	延長 (m)	摘要
1	堤体漏水	右	18.0k ～18.2 k +100	安城市村高町 岡崎市下佐々木町	280	堤防脆弱性
2	基礎地盤 漏水	右	18.4k-100 ～18.4 k +100	岡崎市下佐々木町	200	S50 被災履歴有の暫定 施工
3	堤体漏水	右	18.6k-100 ～19.4 k	岡崎市下佐々木町 岡崎市東牧内町	1,160	S57 被災履歴有の暫定 施工 堤防脆弱性、すべり破 壊に対する安全性
4	越水	右	18.2k ～18.8 k	岡崎市下佐々木町	610	暫定堤防 河積不足 (積土のう工)
5	越水	右	19.0k ～20.4 k	岡崎市下佐々木町 岡崎市渡町	1,400	暫定堤防 河積不足 (積土のう工)
6	基礎地盤 漏水	右	19.4k-100 ～19.4 k +100	岡崎市東牧内町	200	S34 被災履歴有の暫定 施工
7	堤体漏水	右	20.2k-100 ～20.2 k +100	岡崎市渡町	200	堤防脆弱性
8	堤体漏水	右	20.6k-100 ～20.6 k +100	岡崎市渡町	200	堤防脆弱性
9	越水	右	20.6k ～22.8 k	岡崎市渡町	2,110	暫定堤防

				岡崎市矢作町		河積不足 (積土のう工)
10	基盤地盤 漏水	右	20.8k-100 ～20.8k+100	岡崎市渡町	200	旧川・破堤跡以外 履歴有の暫定施工
11	堤体漏水	右	21.0k ～23.6k+100	岡崎市渡町 岡崎市矢作町	2,660	堤防脆弱性、すべり破 壊に対する安全性 (築き直し工)
12	基盤地盤 漏水	右	21.2k-100 ～22.0k+100	岡崎市渡町	1,130	パイピング破壊に対す る安全性
13	基盤地盤 漏水	右	22.2k-80 ～22.4k+100	岡崎市渡町	350	パイピング破壊に対す る安全性
14	基盤地盤 漏水	右	22.8k-100 ～22.8k+100	岡崎市矢作町	200	パイピング破壊に対す る安全性
15	越水	右	23.2k ～23.2k+24	岡崎市矢作町	20	暫定堤防 河積不足 (積土のう工)
16	越水	右	23.2k+80 ～23.4k	岡崎市矢作町	160	暫定堤防 河積不足 (積土のう工)
17	堤体漏水	右	24.0k-100 ～24.8k	岡崎市矢作町 岡崎市舳越町	830	堤防脆弱性、すべり破 壊に対する安全性
18	堤体漏水	右	25.0k+100 ～26.6k	岡崎市舳越町 岡崎市北野町	1,510	堤防脆弱性、すべり破 壊に対する安全性
19	基盤地盤 漏水	右	24.0k ～24.2k+100	岡崎市矢作町	240	パイピング破壊に対す る安全性
20	基盤地盤 漏水	右	24.6k-100 ～26.6k	岡崎市舳越町 岡崎市北野町	2,110	パイピング破壊に対す る安全性
21	越水	右	26.6k+120 ～27.0k-40	岡崎市北野町	410	暫定堤防 河積不足 (積土のう工)
22	越水	右	27.0k ～27.0k+120	岡崎市北野町	120	暫定堤防 河積不足 (積土のう工)

<工作物>重要度B
(左右岸)

No.	種別	左右 岸の 区分	位置	地先名	延長 (m)	摘要
1	工作物	左右	16.4k+30	岡崎市合歓木町		河道の流下能力不足による 矢作川橋梁東海道新幹線
2	工作物	左右	17.8k+190	岡崎市上青野町		桁下不足 美矢井橋
2	工作物	左右	20.4k+121	岡崎市天白町		河道の流下能力不足による 渡橋
3	工作物	左右	20.8k+120	岡崎市天白町		桁下不足 J R東海道本線矢作橋梁
4	工作物	左右	22.8k+52	岡崎市八帖南町		河道の流下能力不足による 名鉄名古屋本線矢作川橋梁

5	工作物	左右	23.0k+138	岡崎市八帖町		矢作橋

要注意箇所

No.	種別	左右岸の区分	位置	地先名	延長(m)	摘要
1	漏水	左	27.6k ~ 27.8k	岡崎市大門三丁目	220	旧川・破堤跡以外 履歴有の未施工 平成27年度地元からの情報により追加 (出張所現地確認済み) (月の輪工)

(2) 県管理区間

土木建設部河川課

No.	河川名	位置	左右岸別	地名	延長(m)	種別	重要度	理由	摘要(水防工法)
1	広田川	13.6k + 70 ~ 13.7k + 70	右	岡崎市福岡町 (新田橋から下流)	100	漏水	B	漏水のおそれ	(月の輪工)
2	砂川	2.5k	左右	岡崎市福岡町 (砂川橋)	1箇所	工作物	A	疎通能力不足	(積土のう工)
3	砂川	2.8k + 10	左右	岡崎市若松町 (若砂橋)	1箇所	工作物	A	疎通能力不足	(積土のう工)
4	砂川	3.0k + 50	左右	岡崎市若松町 (無名橋)	1箇所	工作物	A	疎通能力不足	(積土のう工)
5	砂川	3.2k + 20	左右	岡崎市若松町 (JR)	1箇所	工作物	A	疎通能力不足	(積土のう工)
6	乙川	6.1k + 50 ~ 6.2k	左	岡崎市美合町 (六斗目川合流部)	50	堤防高	A	堤防高不足	(積土のう工)
7	乙川	6.6k ~ 6.7k	左	岡崎市美合町 (山綱川合流部)	100	堤防高	A	堤防高不足	(積土のう工)
8	乙川	7.3k ~ 7.3k+50	左	岡崎市岡町 (丸岡橋下流)	50	堤防高	A	堤防高不足	(積土のう工)
9	乙川	7.4k ~ 7.5k	右	岡崎市丸山町 (丸岡橋下流)	100	堤防高	A	堤防高不足	(積土のう工)

(3) 市管理区間

土木建設部河川課

河川名	左右岸別	地名	延長(m)	重要度	摘要(水防工法)
青木川	左	岡崎市桜井寺町・下衣文町 (男川合流点から上流へ)	470	B	堤防高不足 (積土のう工)
〃	右	〃 (〃)	470	B	〃
平針川	左	岡崎市夏山町 (松立寺から上流へ)	1,000	C	〃
〃	右	〃 (〃)	1,000	C	〃

河原川	左	岡崎市東河原町 (山王橋から上流へ)	1,000	C	〃
〃	右	〃 (〃)	1,000	C	〃
保久川	左	岡崎市保久町 (引木石川合流点から下流へ)	750	C	〃
〃	右	〃 (〃)	750	C	〃

(4) 重要工作物

No.	河川海岸名	名 称	所 在 地	構 造	管 理 者
1	巴川	細川頭首工取入樋門	岡崎市細川町	油圧巻上式	愛知県(農水)
2	乙川	乙川頭首工取入樋門	岡崎市天白町	電動巻上式	愛知県(農水)
3	矢作川	渡放流樋門	岡崎市渡町	電動巻上式	愛知県(農水)
4	巴川	細川樋門	岡崎市細川町	フラップゲート	国土交通省
5	於御所川	天神樋門	岡崎市岩津町	手動開閉式	岡崎市
6	早川	早川樋門	岡崎市八帖南町	表スイングゲート水位差・裏ローラーゲート手動	岡崎市

注1 表中重要度欄の記号は、次の内容を表す。

A 水防上最も重要な区間

B 水防上重要な区間

C 水防上やや危険な区間をいう。

「重点」は、重点区間〔水防時に優先的に巡視・点検すべき区間〕をいう。

「要注意」は、要注意区間〔新堤防で築造後3年以内の区間〕をいう。

2 表中〔 〕, () 書きは、重複箇所及びその延長を表す。

3 国土交通省管理区間の数値は、河口からの距離を表す。

例えば19.8k-50は19.750kmを、23.0k+130は23.130kmを表す。

4 摘要欄の水防工法は、重要理由から有効と思われる工法を参考として示したものである。

3 防災重点農業用ため池

経済振興部農地整備課

ため池 番 号	た め 池 名	注 意 箇 所		注意度	理 由	水 防 工 法	担当水防管 理団体名	管 理 者
		地 名	延長 (m)					
1	塘ヶ入池	竜泉寺町 字塘ヶ入	87	B	県の警戒 ため池	杭打積 土俵工	岡崎市	岡崎市東部土地改良区
3	小倉池	桑谷町 字小倉	66	B	〃	〃	〃	岡崎市東部土地改良区
4	竜ヶ谷池	桑谷町 字雨山	162	B	〃	〃	〃	岡崎市東部土地改良区
5	境ヶ嶺池	竜泉寺町 字境ヶ嶺大入	112	A	〃	〃	〃	岡崎市東部土地改良区
6	小池	羽栗町 字大入	63	A	〃	〃	〃	岡崎市東部土地改良区
7	新池(羽栗町)	羽栗町 字大入	163	B	〃	〃	〃	岡崎市東部土地改良区
8	大入池(羽栗町)	羽栗町 字大入	143	A	〃	〃	〃	岡崎市東部土地改良区
9	法ヶ堂池	羽栗町 字片井上呂	44	B	〃	〃	〃	岡崎市東部土地改良区
10	坂口池	桑谷町 字坂口	88	B	〃	〃	〃	岡崎市東部土地改良区
11	堂ヶ入池	桑谷町 字堂ヶ入	59	B	〃	〃	〃	岡崎市東部土地改良区
12	新座山池	桑谷町 新座山	45	B	〃	〃	〃	岡崎市東部土地改良区
13	深沢池	桑谷町 字深沢	45	A	〃	〃	〃	岡崎市東部土地改良区
14	神明池	桑谷町 字山側	50	A	〃	〃	〃	岡崎市東部土地改良区
16	いりの池	桑谷町 字蛇渕	41	B	〃	〃	〃	岡崎市東部土地改良区
17	竜美池	竜泉寺町 字境ヶ嶺大入	149	B	〃	〃	〃	岡崎市東部土地改良区
18	後山池	竜泉寺町 字後山	60	B	〃	〃	〃	尾尻生産組合
20	奥入池	羽栗町 字奥入	28	B	〃	〃	〃	岡崎市東部土地改良区
21	無量寺池	羽栗町 字片井上呂	81	B	〃	〃	〃	岡崎市東部土地改良区
22	金田池	羽栗町 字金田	53	B	〃	〃	〃	岡崎市東部土地改良区
23	堤ヶ入 1 号池	藤川町 字堤ヶ入	49	A	〃	〃	〃	岡崎市東部土地改良区
24	堤ヶ入 2 号池	藤川町 字堤ヶ入	45	B	〃	〃	〃	岡崎市東部土地改良区

25	堤ヶ入 3 号池	藤川町 字堤ヶ入	38	A	〃	〃	〃	岡崎市東部土地改良区
26	堤ヶ入 4 号池	藤川町 字堤ヶ入	35	A	〃	〃	〃	岡崎市東部土地改良区
27	堤ヶ入 5 号池	藤川町 字堤ヶ入	36	A	〃	〃	〃	岡崎市東部土地改良区
28	城山池(上)	舞木町 字城山	55	A	〃	〃	〃	岡崎市東部土地改良区
29	城山池(下)	市場町 字大狭間	52	A	〃	〃	〃	岡崎市東部土地改良区
30	いもじ池	池金町 字上落合	83	A	〃	〃	〃	岡崎市東部土地改良区
35	大沢池	池金町 字下大沢	63	A	〃	〃	〃	岡崎市東部土地改良区
39	平五沢池	本宿町 字上平五沢	68	B	〃	〃	〃	本宿西生産組合
40	猿田池	上衣文町 字猿田	55	B	〃	〃	〃	岡崎市東部土地改良区
41	赤岩池	上衣文町 字赤岩	70	A	〃	〃	〃	愛知県 岡崎市東部土地改良区
42	西三田ヶ入池	若松町 字西三田ヶ入	123	B	〃	〃	〃	岡崎市 若松生産組合
52	足延池	欠町 字足延	103	A	〃	〃	〃	岡崎市 欠東生産組合
54	鳩ヶ池	欠町 字足延	58	B	〃	〃	〃	岡崎市 欠東生産組合
55	山の田池	小呂町 字山ノ田	41	B	〃	〃	〃	小呂生産組合
58	丸平池	丸山町 字白羽根	130	B	〃	〃	〃	丸山生産組合
59	新池(丸山町)	丸山町 字池ノ入	80	B	〃	〃	〃	丸山生産組合
61	恩賜池	丸山町 字馬山	116	A	〃	〃	〃	岡崎市 丸山生産組合
62	石塚池	美合町 字石塚	69	A	〃	〃	〃	岡崎市東部土地改良区
63	荒子池	美合町 字京ヶ嶺	99	A	〃	〃	〃	岡崎市東部土地改良区
64	神明宮池	美合町 字道ヶ根	47	A	〃	〃	〃	岡崎市東部土地改良区
65	道ヶ根池	美合町 字道ヶ根	70	A	〃	〃	〃	岡崎市東部土地改良区
66	山ノ田 1 号池	岡町 字上山ノ田	155	B	〃	〃	〃	岡崎市東部土地改良区
68	山ノ田 3 号池	岡町 字原山	87	B	〃	〃	〃	岡崎市東部土地改良区
69	山ノ田 5 号池	岡町 字原山	90	A	〃	〃	〃	岡崎市東部土地改良区

71	大谷池(岡町)	岡町 字下大谷	81	B	〃	〃	〃	岡崎市東部土地改良区
72	河野池	小美町 字河野	60	A	〃	〃	〃	小美生産組合
73	師走田池	小美町 字師走田	38	A	〃	〃	〃	小美生産組合
74	山中沢池	小美町 字山中沢	77	A	〃	〃	〃	小美生産組合
75	椿立池	小美町 字椿立	52	A	〃	〃	〃	小美生産組合
76	吉ガ沢池(上)	小美町 字吉ガ沢	27	A	〃	〃	〃	小美生産組合
77	吉ガ沢池(下)	小美町 字吉ガ沢	55	A	〃	〃	〃	小美生産組合
78	桶ヶ入池	小美町 字桶ヶ入	40	A	〃	〃	〃	小美生産組合
79	井ノ木沢池	小美町 字井ノ木沢	49	A	〃	〃	〃	小美生産組合
80	広見池	洞町 字大久後	71	A	〃	〃	〃	欠東生産組合
81	大捨場池	洞町 字大久後	40	B	〃	〃	〃	洞生産組合
82	新池(洞町)	洞町 字新池	52	B	〃	〃	〃	洞生産組合
83	薬師池	洞町 字八王子	74	B	〃	〃	〃	洞生産組合
88	上越地池	保母町 字上越地	33	A	〃	〃	〃	岡崎市東部土地改良区
89	池ノ入1号池	保母町 字池ノ入	38	A	〃	〃	〃	岡崎市東部土地改良区
91	大入池(保母町)	保母町 字大入	51	A	〃	〃	〃	岡崎市東部土地改良区
92	北大狭間池(上)	保母町 字坊ヶ坂	35	A	〃	〃	〃	岡崎市東部土地改良区
93	北大狭間池(中)	保母町 字坊ヶ坂	34	A	〃	〃	〃	岡崎市東部土地改良区
94	北大狭間池(下)	保母町 字大狭間	58	B	〃	〃	〃	岡崎市東部土地改良区
101	行事池	板田町 字行事	57	A	〃	〃	〃	岡崎市 板田生産組合
104	新池(秦梨町)	秦梨町 字神谷	26	A	〃	〃	〃	秦梨生産組合
105	灰畑池	秦梨町 字灰畑	52	A	〃	〃	〃	秦梨生産組合
201	牧野池	牧平町 字長ハイ	53	A	〃	〃	〃	額田土地改良区
202	上平池	檜山町 字儀入	80	A	〃	〃	〃	新居野生産組合

203	雨ヶ城池	樫山町 字儀入	42	B	〃	〃	〃	庄野生産組合
204	小屋ノ沢池	樫山町 字小屋ノ沢	42	B	〃	〃	〃	新居野生産組合 庄野生産組合
207	イサイク旧池	牧平町 字イサイク	50	B	〃	〃	〃	額田土地改良区
208	イサイク新池	牧平町 字イサイク	106	B	〃	〃	〃	額田土地改良区
212	外山 2 号池	外山町 字日影	12	B	〃	〃	〃	額田土地改良区
213	外山 3 号池	外山町 字ヂンデ	20	B	〃	〃	〃	額田土地改良区
1001	山田池	奥山田町 字山田	45	A	〃	〃	〃	岡崎市 奥山田生産組合
1021	友久池	秦梨町 字抜坂	50	B	〃	〃	〃	秦梨生産組合
1025	池ノ入池	洞町 字池ノ入	55	B	〃	〃	〃	岡崎市
1031	第 3 池	竜泉寺町 字後山	35	B	〃	〃	〃	尾尻生産組合
1203	大崎 2 号池	牧平町 字大崎	100	B	〃	〃	〃	額田土地改良区
1204	中萩沢池	片寄町 字中萩沢	41	A	〃	〃	〃	額田土地改良区
計	8 3 池							

注 表中注意度欄の記号は、次の内容を表す。

A 特に注意を要する。

B 注意を要する。

4 急傾斜地崩壊危険区域

土木建設部河川課

急傾斜地崩壊危険区域は「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和44年法律第57号）第3条に基づき、愛知県知事が区域指定。

岡崎市内の指定状況（令和7年4月1日時点）

急傾斜地崩壊危険区域指定済箇所	84 区域

5 土砂災害警戒区域・特別警戒区域

土木建設部河川課

土砂災害警戒区域等は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号）に基づき、愛知県知事が区域指定。土砂災害から住民の生命・身体を守るため、人的被害が生ずるおそれのある区域を土砂災害警戒区域、建築物に損壊が生じ著しい人的被害が生ずるおそれのある区域を土砂災害警戒区域に指定して、警戒避難体制の整備や新規立地の抑制などのソフト対策を推進するもの。

土砂災害警戒区域	土石流	土石流のおそれのある溪流で、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域
	地滑り	地滑りしている区域または地滑りするおそれのある区域で、地滑り区域下端から、地滑り地塊の長さに相当する距離（250mを超える場合、250m）の範囲内の区域
	急傾斜地の崩壊	傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地で、斜面上部（斜面の上端から10m以内）、斜面及び斜面下部（斜面の下端から斜面の高さの2倍以内）の区域
土砂災害特別警戒区域	土石流・急傾斜地の崩壊	土砂災害警戒区域のうち、住宅などが損壊し、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域

岡崎市内の指定状況（令和7年4月1日時点）

土砂災害警戒区域	土石流	751 区域	2,613 区域
	地滑り	1 区域	
	急傾斜地の崩壊	1,861 区域	
土砂災害特別警戒区域	土石流	595 区域	2,391 区域
	急傾斜地の崩壊	1,796 区域	

6 道路通行規制区間

土木建設部道路維持課

道路名		規制区間		通行予備 規 制 (通行注意) 気象条件	通行規制 (通行止) 気象条件	注意 内容	交通整理地点
種 別	路線名	区間	区間長 (km)				
一 般 国 道	473号	岡崎市鉢地町字小出ノ入 岡崎市鉢地町字ミノハ	1.50	連続雨量 100mm	連続雨量 150mm 時間雨量 40mm	落石 山崩 れ等	蒲郡・岡崎市境 岡崎市鉢地町字ミノハ
一 般 国 道	473号	岡崎市桜形町 岡崎市切山町	5.00	連続雨量 100mm	連続雨量 150mm 時間雨量 40mm	落石 山崩 れ等	岡崎市桜形町 岡崎市切山町
主 要 地方道	岡 崎 設 楽	岡崎市須淵町 岡崎市桜形町	5.00	連続雨量 100mm	連続雨量 150mm 時間雨量 40mm	落石 山崩 れ等	岡崎市須淵町 岡崎市桜形町
主 要 地方道	岡 崎 作 手 清 岳	岡崎市石原町字闇蒨 岡崎市石原町字東田原坂	6.00	連続雨量 100mm	連続雨量 150mm 時間雨量 40mm	落石 山崩 れ等	岡崎市石原町字闇蒨 旧額田・作手町村界
一 般 県 道	東大見 岡 崎	岡崎市外山町 岡崎市大柳町	3.10	連続雨量 100mm	連続雨量 150mm 時間雨量 40mm	落石 山崩 れ等	長沢東蔵前線交点 一色小久田線交点
主 要 地方道	岡 崎 刈 谷	岡崎市羽根町字北乾地 岡崎市羽根西三丁目	0.20	冠水深 0.05m	冠水深 0.15m	冠水	岡崎幸田線交点 (羽根ガード東交差点) 岡崎市羽根町字中田 (JR 羽根ガード西交差点)
一 般 県 道	熊 味 岡 崎	岡崎市下三ツ木町 岡崎市上三ツ木町	0.20	冠水深 0.05m	冠水深 0.15m	冠水	JR 東海道新幹線交差 下三ツ木アンダーパス
主 要 地方道	岡 崎 西 尾	岡崎市矢作町 〃	0.10	冠水深 0.05m	冠水深 0.10m	冠水	名鉄名古屋本線交差 矢作アンダーパス
一 般 県 道	本宮山 作手白鳥	岡崎市石原町字闇蒨 新城市作手白鳥字大田畑	7.30	連続雨量 100mm	連続雨量 150mm 時間雨量 40mm	落石 山崩 れ等	国道301号交差点
主 要 地方道	岡 崎 碧 南	岡崎市正名町字八畝畑 岡崎市正名町吹野	0.20	冠水深 0.05m	冠水深 0.15m	冠水	JR 東海道新幹線交差 正名アンダーパス
市 道	柱町線	岡崎市柱一丁目 岡崎市柱町	0.30	冠水深 0.05m	冠水深 0.15m	冠水	JR 東海道本線交差 柱町線アンダーパス (岡崎碧南線交点) (岡崎幸田線交点)

注 1 区間長は、規制区間の長さをいう。

2 交通規制の実施時期は、降雨量等が気象条件に達したときをいう。

7 山地に起因する危険箇所

(1) 山腹崩壊危険地区

経済振興部中山間政策課

所在地		所在地		所在地	
町名	字名	町名	字名	町名	字名
中伊西町	西日影	安戸町	日向	板田町	家下
川向町	ミヤマ(1)	米河内町	平地	須渚町	地神
川向町	ミヤマ(2)	小丸町	西田	才栗町	保呂谷
奥殿町	寺屋敷・天王洞	米河内町	日影	秦梨町	投坂
丹坂町	東藪下	蔵次町	前田(1)	高隆寺町	北谷
大柳町	宮ノ畔	箱柳町	上	高隆寺町	本郷

所在地	
町名	字名
古部町	竹の花
古部町	西河
茅原沢町	家下
蓬生町	下ノ切
藤川町	王子ヶ入
竜泉寺町	唐沢
舞木町	寺前・岡ノ入
桑谷町	一斗目・山側
羽栗町	多賀屋敷
羽栗町	片井上呂(1)
羽栗町	片井上呂(2)
羽栗町	乙ヶ入
羽栗町	法ヶ堂
山綱町	本寺・中屋敷
山綱町	奥目ヶ入
山綱町	殿ヶ入
山綱町	上中野
鶴巣町	クラ
本宿町	三本松入
本宿町	柳沢・古新田
本宿町	棚田(1)
本宿町	棚田(2)
山綱町	扇子山
鉢地町	新井沢(1)
鉢地町	新井沢(2)
鉢地町	新井沢(3)
鉢地町	菖蒲ヶ入
岩中町	丸根
渡通津町	東久後
安戸町	日向
箱柳町	宮坂
真福寺町	南谷
渡通津町	貝ノ久後
駒立町	ナカサラタ
日影町	道上
箱柳町	下(1)
大井野町	イワモト
新居町	稲葉
岩中町	入
宮石町	海道上
真福寺町	西谷(1)
秦梨町	三月出
大井野町	ムカイ・イモリ
保久町	宮下

所在地	
町名	字名
岩中町	荒井
大井野町	アライ他
本宿町	中平五沢他
大柳町	畑田
板田町	土々メキ
蔵次町	前田
駒立町	アマヤケ
大井野町	カキダ(1)
大井野町	カキダ(2)
箱柳町	下(2)
藤川町	陣山下
箱柳町	新居
大柳町	赤井坂
新居町	荒子
岩中町	上平
舞木町	小井沢
才栗町	入・入ノ山
滝町	入山
真福寺町	西谷(2)
保久町	寺ノ入
桜形町	小畑山
鍛埜町	薬師
鍛埜町	際田
鍛埜町	須賀淵
南大須町	桜
大高味町	水戸野
大高味町	日陰
夏山町	御山
桜井寺町	郷野
鹿勝川町	岡田
小久田町	竈
小久田町	神田
小久田町	大沢
小久田町	寺辻
毛呂町	仲田
毛呂町	仁居家
毛呂町	日影
桜形町	細野
桜形町	惣玉
桜形町	般興
桜形町	日影山
桜形町	水上山
井沢町	落
檜山町	北岡

所在地	
町名	字名
井沢町	神田
宮崎町	堂庭
鳥川町	笹野
東河原町	黒石
大代町	堂貝津
大代町	下横
千万町町	柿平
石原町	古城
石原町	西横手
石原町	東牧原
東河原町	曲り久保
東河原町	ノコゴウ
東河原町	上貝津
雨山町	宮ノ入・桜田
小久田町	落
石原町	宮ノ入
毛呂町	東田
木下町	嶋
明見町	田代
東河原町	ヒヨブウレ
一色町	松ノ下
桜形町	蔵座
外山町	日影
夏山町	上平瀬
鍛埜町	中切
保久町	藤上ヶ他
南大須町	神原日陽
桜形町	一本柿
毛呂町	前田
宮崎町	清水沢西
小久田町	門田他
中伊町	弥市
石原町	屋下
南大須町	井戸沢
千万町町	滝崩
千万町町	入川(1)
千万町町	入川(2)
保久町	尼面
保久町	宝上ヶ
木下町	下屋坂
保久町	外々外
毛呂町	下久後
千万町町	大平田
小久田町	嶋畑

所在地	
町名	字名
小久田町	屋下
千万町町	苗代田
小久田町	新谷
大高味町	笹原
雨山町	西アチワ
鳥川町	岩塚田
石原町	東牧原(2)
保久町	中村
一色町	入洞
桜形町	中門・日面
一色町	下川

所在地	
町名	字名
鍛埜町	向田
南大須町	射能野
南大須町	雉子沢
南大須町	権左作・寒麦・浜岩
恵田町	五反田
夏山町	中王柿平
一色町	竹ノ入
夏山町	初石他
東河原町	スモフリ
雨山町	入ノコ沢
中金町	長沢東
田口町	中井田

所在地	
町名	字名
東河原町	下屋敷
岩津町	東山
切山町	辻向
本宿町	寺山
田口町	深田
保久町	栃上ケ
中町	長狭間
切山町	水別
大井野町	カキダ
宮崎町	庄野
板田町	ソンデ

185 箇所

(2) 地すべり危険地区

経済振興部中山間政策課

所在地	
町	字
須淵町	屋名平

(3) 崩壊土砂流出危険地区

所在地	
町名	字名
奥殿町	赤峯
安戸町	大平
古部町	野手立
藤川町	王子ヶ入
池金町	上大沢
池金町	下大沢
山綱町	扇子山(1)
山綱町	扇子山(2)
鉢地町	三山(1)
鉢地町	三山(2)
鉢地町	山ノ田
鉢地町	不上田
田口町	一色
桑谷町	雨山
奥山田町	山田
日影町	堂ノ洞
生平町	東高根
丹坂町	東田
安戸町	正作り
高隆寺町	聖谷
石原町	西田原坂

所在地	
町名	字名
宮石町	小屋野
保久町	神水
鍛埜町	際田
鍛埜町	焼跡(1)
鍛埜町	焼跡(2)
夏山町	御山
桜井寺町	北林
檜山町	北岡
細光町	山下
小久田町	神田
小久田町	大沢
切山町	上ウツギ
桜形町	行河内
井沢町	宇中戸
井沢町	上谷戸
木下町	堂ノ入
木下町	塔ノ元
木下町	塔ノ元(松立)
夏山町	陳内
夏山町	松葉
石原町	市城・高埜

所在地	
町名	字名
夏山町	香木(別沢)
片寄町	細久後
片寄町	上塚津
片寄町	山下
片寄町	下滝下
淡淵町	松畑
明見町	田代(1)
明見町	田代(2)
明見町	田代(3)
宮崎町	清水沢西(1)
宮崎町	清水沢西(2)
宮崎町	荒井沢西
鳥川町	出貝津
鳥川町	中貝津
鳥川町	小手沢
鳥川町	犬迫
大代町	北沢(1)
大代町	北沢(2)
千万町町	寺沢
石原町	宮ノ入
毛呂町	瀬林

所在地	
町名	字名
宮崎町	杣坂通
宮崎町	東ノ切
石原町	相野
石原町	屋下
石原町	西牧原
石原町	東牧原(闇刈)
石原町	東牧原(東牧原)
中金町	森西上(前山(2))
中金町	森西上(前山(3))
中金町	森西上(前山(4))
中金町	森西上
石原町	栗木野
東河原町	戸沢
東河原町	枯地戸
東河原町	田貝津
東河原町	古貝津(1)
雨山町	桜田
夏山町	井戸入
鍛埜町	須賀渕
井沢町	横畑
石原町	帝口
石原町	室合内(1)
東河原町	古貝津(2)
桜形町	日面
鍛埜町	カクレヤ
夏山町	フロウノ(1)
夏山町	フロウノ(2)
夏山町	フロウノ(3)
夏山町	峯坂(フロウノ(4))
夏山町	峯坂(フロウノ(5))
夏山町	井戸入(2)
夏山町	香木
明見町	妙慶
石原町	室合内(2)
石原町	宮脇(1)
石原町	牧原口
毛呂町	桂沢
石原町	市城
小久田町	井ノ口

所在地	
町名	字名
石原町	高埜(2)
石原町	東田原坂
中金町	大洞
大代町	大明神
東河原町	ホド口
石原町	宮脇(2)
宮崎町	杣坂通
石原町	相野向
石原町	東横手(1)
東河原町	ヒヨゾウレ
桜形町	鍛冶屋畑(1)
夏山町	峠田 他
鳥川町	栃沢
石原町	熊ノ谷下
石原町	梅ノ入
中金町	前山(5)
夏山町	大小 他
鹿勝川町	屋計
石原町	東横手(2)
宮崎町	荒井沢西(2)
井沢町	大滝
毛呂町	葉梨
切山町	西カイツ
東河原町	ヒツコシ
桜形町	鍛冶屋畑(2)
石原町	黒石
桜形町	鍛冶屋畑(3)
桜形町	一本柿
桜形町	鍛冶屋畑(4)
中金町	大洞(2)
石原町	闇薊
石原町	西田原坂(2)
毛呂町	大畑
中金町	長沢連
木下町	横根
毛呂町	一本柱
毛呂町	石田
須渕町	水戸野

所在地	
町名	字名
毛呂町	瀬林(2)
石原町	闇薊
大代町	長沢
切山町	日影
明見町	大切
東河原町	ヒヨゾウレ(2)
桜形町	井口
鳥川町	ササノ(1)
鳥川町	ササノ(2)
宮崎町	庄野
石原町	熊ノ谷下(2)
鳥川町	赤檜
石原町	東田原坂
切山町	井戸入・大空
石原町	宮ノ入(2)
中金町	長禅東
明見町	入道倉
桜形町	ヤゲ
鹿勝川町	小沢
石原町	東横手
東河原町	滝沢口・上トッコウ
雨山町	入道沢
夏山町	初石他
奥殿町	戸井田洞
石原町	闇薊(3)
木下町	奥横根
井沢町	西ノ入
大代町	コテギ
東河原町	エンゴウ
切山町	大下
小久田町	山口(2)
茅原沢町	松下
桜形町	トドメキ他
鳥川町	上ノ入
雨山町	下仲村 雨山(2)
井沢町	相若畑
大代町	高畔
木下町	大沢(2)
雨山町	モミ沢

179 箇所

8 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域

都市政策部建築指導課

名称	指定面積 (ha)	指定年月日
宅地造成等工事規制区域	27,626	令和7年4月1日
特定盛土等規制区域	11,094	令和7年4月1日

9 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設及び学校施設一覧表

防災課・河川課・障がい福祉課・長寿課・介護保険課・保健政策課・
こども育成課・家庭児童課・保育課・教育委員会施設課・市民病院総務課

(1) 要配慮者利用施設

(令和7年11月30日現在)

	名称	所在地	区域名	区域番号	区域区分
1	愛恵ワークス	岡崎市舞木町小井沢 4 番地 1	切間 A	202-K-073	特別警戒区域
2	社会就労センター舞木ワークス	岡崎市舞木町字小井沢 4 番地 1	切間 A	202-K-073	特別警戒区域
3	藤花荘	岡崎市藤川町字境松 25 番地 5	境松	202-K-223	警戒区域
4	額田の村	岡崎市中金町字長沢連 6 番地	長沢連沢	202-D-287	警戒区域
5	多機能型事業所ふきのとう(就労継続支援)	岡崎市藤川町字岩田 25 番地 3	岩田沢	202-D-063	警戒区域
6	ショートステイあいあい	岡崎市舞木町字小井沢 4 番地 1	切間 A	202-K-073	特別警戒区域
7	生活訓練事業所あい	岡崎市舞木町字小井沢 4 番地 1	切間 A	202-K-073	特別警戒区域
8	ステップやまなか	岡崎市山綱町字上中野 5 番地 129	山中町谷	202-D-068	警戒区域
9	生活支援センター山中	岡崎市舞木町字小井沢 4 番地 1	切間 A	202-K-073	特別警戒区域
10	岡崎市中央地域福祉センター	岡崎市梅園町字寺裏 5 番地 1	山添-1A	202-K-382	警戒区域
11	岡崎市東部地域福祉センター	岡崎市山綱町字中柴 1 番地	中柴-1	202-K-417	警戒区域
12	かわいの里デイサービスセンター	岡崎市秦梨町字平畑 16 番地 1	平畑	202-K-862	警戒区域
13	デイサービスセンター真福の郷	岡崎市真福寺町字神田 100 番地 1	神田-2A 神田-2B	202-K-199 202-K-200	特別警戒区域 特別警戒区域
14	岡崎市中央地域福祉センターデイサービスほほえみ	岡崎市梅園町字寺裏 5 番地 1	山添-1A	202-K-382	警戒区域
15	岡崎市東部地域福祉センターデイサービスほほえみ	岡崎市山綱町字中柴 1 番地	中柴-1	202-K-417	警戒区域
16	ショートステイ真福の郷	岡崎市真福寺町字神田 100 番地 1	神田-2A	202-K-199	特別警戒区域
17	共用型デイサービスむらさき麦の郷	岡崎市藤川町岩田 29 番地 1	岩田	202-K-068	警戒区域
18	岡崎市中央地域福祉センターデイサービスほのぼの	岡崎市梅園町寺裏 5 番地 1	山添-1A	202-K-382	警戒区域
19	特別養護老人ホーム真福の郷	岡崎市真福寺町字神田 100 番地 1	神田-2A	202-K-199	特別警戒区域
20	シニアビレッジリリーフセコンド	岡崎市茅原沢町字梁野 111 番地 1	築野沢	202-D-283	警戒区域
21	グループホームむらさき麦の郷	岡崎市藤川町字岩田 29 番地 1	岩田	202-K-068	警戒区域
22	医療法人羽栗会羽栗病院	岡崎市羽栗町字田中 26・27・30 番地合併地	田中谷	202-K-302	警戒区域
23	岡崎市本宿保育園	岡崎市本宿町字丸山腰 17	丸山腰	202-K-085	警戒区域
24	岡崎市岩松保育園	岡崎市奥殿町字根屋敷 11	根屋敷 B	202-K-1181	警戒区域
25	岡崎山下山保育園(休園中)	岡崎市保久町字中村 70 番地 1	中村 A	202-K-232	特別警戒区域
26	岡崎市岩津保育園	岡崎市岩津町字東山 29 番地 2	東山	202-K-052	特別警戒区域
27	老人保健施設羽栗の里	岡崎市羽栗町字田中 26・27・30 番地合併地	田中谷	202-K-302	警戒区域
28	多機能型事業所ふきのとう(老人デイサービス)	岡崎市藤川町字岩田 25 番地 3	岩田沢	202-D-063	警戒区域
29	愛知県三河青い鳥医療療育センター	岡崎市高隆寺町字小屋場 9 番地 3	小屋場沢	202-D-502	警戒区域
30	岡崎医療刑務所医療部診療所	岡崎市上地 4 丁目 24 番地 16	上地 4 丁目-2	202-K-1077	警戒区域

(2) 学校施設

(令和7年11月30日現在)

	名称	所在地	区域名	区域番号	区域区分
1	梅園小学校	岡崎市稲熊町4丁目68番地1	稲熊町	202-K-1032	警戒区域
2	愛宕小学校	岡崎市伊賀町字愛宕山1番地	伊賀町6丁目	202-K-111	警戒区域
3	藤川小学校	岡崎市藤川町字西町北44番地	岩田沢	202-D-063	警戒区域
4	本宿小学校	岡崎市本宿町字三本松入14番地1	鉢地川第2支川A 鉢地川第2支川B	202-D-475 202-D-476	警戒区域 警戒区域
5	秦梨小学校	岡崎市秦梨町字世土田2番地	乙川第29支川	202-D-235	警戒区域
6	常磐南小学校	岡崎市田口町字岩本12番地4	田口町A 田口町B 田口町D 岩本-6	202-K-1286 202-K-1287 202-K-1289 202-K-1423	警戒区域 特別警戒区域 警戒区域 警戒区域 警戒区域
7	常磐東小学校	岡崎市米河内町字惣作32番地	惣作沢	202-D-346	警戒区域
8	奥殿小学校	岡崎市奥殿町字仲西73番地2	根浦 根浦-3	202-K-1184 202-K-1266	警戒区域 警戒区域
9	岩津小学校	岡崎市岩津町字申堂24番地2	東山-2A	202-K-461	特別警戒区域
10	宮崎小学校	岡崎市石原町字古城9番地	男川第35支川 古城	202-D-142 202-K-176	警戒区域 特別警戒区域
11	形埜小学校	岡崎市桜形町字中嶋13番地	惣玉-5	202-K-1543	特別警戒区域 警戒区域
12	下山小学校	岡崎市保久町字市場16番地	保久川第1支川 井戸田-1A 市場	202-D-171 202-K-226 202-K-230	警戒区域 特別警戒区域 特別警戒区域
13	竜海中学校	岡崎市明大寺町字栗林48番地1	明大寺町栗林A	202-K-1140	警戒区域
14	東海中学校	岡崎市山綱町字中柴51番地	中柴谷	202-D-298	警戒区域
15	額田中学校	岡崎市榎山町字原新田88番地	西ノ入谷	202-D-510	警戒区域

※想定される土砂災害

D : 土石流 K : 急傾斜地の崩壊

※備考

医療施設のうち、有床施設のみ対象

10 浸水想定区域内の災害時要配慮者施設一覧表

防災課・河川課、障がい福祉課・長寿課・介護保険課・保健政策課・
こども育成課・家庭児童課・保育課・教育委員会施設課・市民病院総務課
(令和7年11月30現在)

	名称	所在地	矢作川	矢作古川 ・広田川	矢作川 中流支川	乙川	鹿乗川	雨水出水
1	こども療育センターきらりん	岡崎市上里2丁目3番地13	○		○	○		
2	聴覚・ろう重複センター茜	岡崎市伊賀町字6丁目47番地	○			○		○
3	児童支援センター七色学園	岡崎市稲熊町字1丁目2番地				○		
4	JINKIDS hina	岡崎市日名南町15番地7	○		○	○		○
5	ワンライフ OKAZAKI	岡崎市百々町字四ツ谷36番地2	○					
6	放課後等デイサービス Giift-ed	岡崎市河原町1番地17	○		○			
7	放課後等デイサービスわんぱくクラブ3	岡崎市八帖北町4番地24	○		○	○		○
8	げんき	岡崎市井ノ口町字河原西33番地	○			○		
9	放課後等デイサービス流・粒(稲熊)	岡崎市稲熊町1丁目47番地1号	○			○		
10	ぼっぱ	岡崎市大樹寺2丁目9番地18	○		○	○		
11	放課後等デイサービスみつばち(日中一時支援事業所 岡崎バンビーノ)	岡崎市大西2丁目3番地1				○		○
12	放課後デイのぞみ	岡崎市上青野町字馬場8番1	○					
13	Growup 岡崎羽根北	岡崎市羽根町字池脇3番地6	○					
14	しろくまハウス	岡崎市江口2丁目3番地28	○			○		○
15	社会福祉法人ゆめネット S-step	岡崎市六名東町5番地9	○			○		
16	Growup 岡崎欠町	岡崎市欠町字東通1番地1				○		
17	放課後等デイサービス北辰会いちほし	岡崎市伊賀町7丁目106番地	○			○		○
18	放課後デイサービスルリアン	岡崎市法性寺町字北浦30番5	○			○		
19	放課後等デイサービススカーラ	岡崎市井田西町3番地4	○		○	○		
20	放課後等デイサービスわんぱくクラブ2	岡崎市戸崎町字1丁目31番地3	○					
21	Growup 岡崎羽根・Growup SKY・グローアップ ショートステイ	岡崎市若松町字西之切93番地1	○					
22	放課後等デイサービススカーラⅡ	岡崎市井田西町3番地4 2階	○		○	○		
23	チャイルドウィッシュくらまえ	岡崎市西蔵前町1丁目3番地1	○					
24	放課後等デイサービスよろこ	岡崎市竜美西2丁目1番地17	○			○		○
25	花の木苑	岡崎市土井町字花ノ木5番地	○			○		
26	指定生活介護事業所ぱれっと	岡崎市北本郷町字野添38番地1	○				○	
27	生活介護のぞみ	岡崎市上青野町字馬場8番地1	○					
28	希望苑	岡崎市二軒屋町1丁目9番地11	○	○		○		
29	BAOBAOの家	岡崎市中村町字南天神17番地	○					
30	OHANA	岡崎市鴨田町字山畔12番地10	○					
31	グループホームぱすてる女性棟	岡崎市北本郷町字野添43番地1	○				○	
32	あいけいホームⅡ住居③こごみ	岡崎市美合町字呑地5番地20				○		

33	たかはた住居①たかはた	岡崎市福桶町字高畑 33 番地 1	○	○		○		
34	たかはた住居②第 2 たかはた	岡崎市福桶町字高畑 35 番地 1	○	○		○		
35	スマイルハウス	岡崎市赤沢町字田中 25 番地 4	○			○		
36	あいけいホーム住居③みゆきの里	岡崎市岩津町字檀ノ上 85 番地	○					
37	あいけいホームⅡ住居②大樹	岡崎市鶴田町字山ノ込 48 番地 2	○					
38	三河ダルク岡崎デイケアセンター	岡崎市明大寺本町 3 丁目 12 番地 善隣センタービル 3 階	○			○		
39	就労支援きずな	岡崎市土井町字西善道 30 番地 1	○			○		
40	就職ゼミナール PassoaPasso	岡崎市柱 4 丁目 2 番地 9 アクティブ 72 1A	○					
41	ダイバーシティー	岡崎市中田町 3 番 9	○			○		○
42	東岡ワークス	岡崎市上六名 3 丁目 11 番地 13	○			○		
43	ホームワーク板屋	岡崎市板屋町 37 番地	○			○		
44	ハートフルフレンズ	岡崎市牧御堂町字水洗 26 番地 1	○			○		
45	マーベラス	岡崎市矢作町字馬乗 111 番地 2	○					
46	Cafe あすなる	岡崎市伊賀町 3 丁目 1 番地	○			○		
47	共同生活支援（障がい者グループホーム）プロサポート	岡崎市八帖北町 10 番地 6	○			○		○
48	フルライフ	岡崎市城南町 2 丁目 6 番地 9	○			○		
49	ピュア・ハート	岡崎市上六名町字木ノ座 5 番地 1	○			○		
50	岡崎市南部地域福祉センター	岡崎市下青野町字天神 78 番地	○			○		
51	岡崎市西部地域福祉センター	岡崎市宇頭町字小藪 70 番地 1	○				○	
52	岡崎市ふれあいデイサービスセンター	岡崎市榎山町字仲村 10 番地 1				○		
53	デイサービスぬくもり	岡崎市岡町字下野川 65 番地 2				○		
54	やはぎ苑デイサービスセンター	岡崎市上佐々木町字大官 49 番地	○					
55	ニチケアセンター岡崎	岡崎市美合町つむぎ中 6 番地 10				○		
56	デイサービスセンターなのはな苑ふくおか	岡崎市福岡町字四反田 26 番地	○	○				
57	デイサービスセンターおとがわ	岡崎市明大寺町字中道 28 番地 2				○		
58	デイサービスセンターからふる岡崎	岡崎市法性寺町北浦 18 番地	○			○		
59	岡崎ケアセンターそよ風	岡崎市日名南町 5 番地 25	○		○	○		○
60	デイサービスセンターうらら館	岡崎市大西 2 丁目 6 番地 6				○		
61	デイサービスセンター燦てんま	岡崎市伝馬通 1 丁目 78				○		
62	ニチケアセンター上里	岡崎市上里 2 丁目 13 番地 3	○		○	○		
63	ツクイ岡崎むつな	岡崎市六名 3 丁目 2 番地 7	○			○		
64	ケアパートナー岡崎	岡崎市北野町字高塚 26 番 1	○					
65	よっこらしょつ青い鳥デイサービス	岡崎市昭和町字天神 18 番地	○					
66	なんぶの郷デイサービスアンサンブル	岡崎市若松町字西之切 50	○					
67	岡崎市西部地域福祉センターデイサービスほほえみ	岡崎市宇頭町字小藪 70 番地 1	○				○	
68	岡崎市南部地域福祉センターデイサービスほほえみ	岡崎市下青野町字天神 78 番地	○			○		

69	デイスサービスきらら	岡崎市上和田町字北屋敷 3 番地	○			○		
70	あるるデイスサービスセンター	岡崎市上六名 3 丁目 10 番地 21	○			○		○
71	デイスサービス アルクオーレ岡崎大平	岡崎市大平町字古淵 25 番地				○		
72	ツクイ岡崎大樹寺	岡崎市大樹寺 3 丁目 4 番地 9	○		○	○		○
73	デイスサービスあゆみ保母町ケアセンター	岡崎市保母町字神星 46 番地				○		
74	わくわくデイスサービス	岡崎市稲熊町 8 丁目 15 番地 1				○		
75	デイスサービスさくら並木	岡崎市東大友町字並木側 16 番地 1	○					
76	らいおんハートデイスサービスセンター	岡崎市日名西町 15 番地 10	○			○		
77	デイスサービス花畑	岡崎市中青野町字宮東 13 番地 1	○	○		○		
78	デイスサービスビーフィット岡崎	岡崎市大西 2 丁目 17 番地 6				○		
79	ヒューマンライフケア岡崎の湯	岡崎市井田西町 13 番地 16	○			○		
80	金魚園	岡崎市新堀町字大庭 16 番地 3	○				○	
81	デイスサービスセンター燦はね	岡崎市羽根北町 1 丁目 3 番地 2	○					
82	デイスサービスコスモス	岡崎市上青野町字城屋敷 44 番地 3	○			○		
83	高齢者生協デイスサービスかけはし	岡崎市大門 2 丁目 7 番地 9	○			○		
84	みのりライフ介護センター	岡崎市六名 2 丁目 2 番地の 1	○			○		
85	デイスサービス助っ人ハウス白樹会	岡崎市福桶町字高畑 202 番地	○	○		○		
86	コープあいちデイスサービスひな	岡崎市日名南町 20 番地 3	○			○		○
87	デイスサービスあすかいなぐま	岡崎市稲熊町 3 丁目 148 番地 1	○			○		
88	デイスサービスつばさ	岡崎市稲熊町 1 丁目 45 番地	○			○		
89	デイスサービスのぞみ	岡崎市上青野町字馬場 8 番 1	○					
90	ゆったりフィットネスクラブイマージュ大樹寺	岡崎市鴨田本町 3 番地 10	○					
91	有限会社ワークスタッフ笑の宿	岡崎市舩越町字東沖 7 番地 1	○					
92	クローバーデイスサービス	岡崎市日名本町 5 番地 22	○			○		○
93	CASA デイスサービス	岡崎市下和田町字大島 15 番地	○	○		○		
94	あおばデイスサービスセンター	岡崎市中岡崎町 5 番地 1	○			○		○
95	デイスサービス花	岡崎市薮田 2 丁目 12 番地 13	○			○		
96	デイスサービスおかげ庵岡崎南	岡崎市土井町字荒井乙 12 番地 1	○			○		
97	だんらんの家東岡崎	岡崎市稲熊町 6 丁目 20 番地				○		
98	ショートステイやはぎ苑	岡崎市上佐々木町字大官 49 番地	○					
99	老人短期入所事業所なのはな苑ふくおか	岡崎市福岡町字四反田 26 番地	○	○				
100	ショートステイ喜楽の里	岡崎市才栗町字田面 117 番地				○		
101	滝町ショートステイ	岡崎市滝町字十楽 72 番地	○					
102	ショートステイ アルクオーレ岡崎大平	岡崎市大平町字古淵 25 番地				○		
103	シンシア岡崎	岡崎市宮地町字柳畑 52 番 1	○			○		
104	ショートステイ アルクオーレ岡崎六名	岡崎市六名新町 10 番地 15	○			○		○
105	さわやかおかざき館ショートステイ	岡崎市大平町字家下 43 番地 2				○		○

106	デイサービスあおぞら	岡崎市日名中町 18 番地 1	○			○		○
107	共用型指定認知症対応型通所介護グループホーム燦ふくおか	岡崎市福岡町通長 36 番地 1	○	○				
108	デイサービスあおぞら・保母	岡崎市保母町三反田 5 番地 6				○		
109	共用型デイサービス燦むつみ	岡崎市赤沢町寺前 19 番地 1	○			○		
110	地域密着型特別養護老人ホームなのはな苑むつみ	岡崎市合歓木町字上郷間 297 番地 1	○					
111	小規模特別養護老人ホーム第二やはぎ苑	岡崎市橋目町字恵香 16	○					
112	特別養護老人ホームアルクオーレ岡崎六名	岡崎市六名新町 10 番地 15	○			○		○
113	特別養護老人ホームもとのみの里	岡崎市元能見町 172 番地 12	○					
114	地域密着型特別養護老人ホームなのはな苑うえじ	岡崎市上地町字新佐原 85	○	○				
115	地域密着型特別養護老人ホームアクアむつみ	岡崎市土井町字東善道 3 番地	○			○		
116	特別養護老人ホームさくらレジデンス	岡崎市仁木町字東郷 8 番地 1	○					
117	小規模特別養護老人ホーム第三やはぎ苑	岡崎市橋目町字恵香 18 番地 1	○					
118	特別養護老人ホームやはぎ苑	岡崎市上佐々木町字大官 49 番地	○					
119	特別養護老人ホームなのはな苑ふくおか	岡崎市福岡町字四反田 26	○	○				
120	特別養護老人ホームアルクオーレ岡崎大平	岡崎市大平町字古淵 25 番地				○		
121	ケアハウスやはぎ苑	岡崎市上佐々木町字大官 49 番地	○					
122	ケアハウスなのはな苑ふくおか	岡崎市福岡町字四反田 26	○	○				
123	ケアハウスおとがわ	岡崎市明大寺町字中道 28 番地 2				○		
124	うらら館	岡崎市大西 2 丁目 6 番地 6				○		
125	喜楽の里	岡崎市才栗町字田面 117 番地				○		
126	サン・ケアレジデンス	岡崎市伝馬通 1 丁目 78				○		
127	なんぶの郷 有料老人ホームハーモニー	岡崎市若松町字西之切 50	○					
128	よっこらしょっ青い鳥	岡崎市昭和町字天神 18 番地	○					
129	ソレイユビラ大門	岡崎市上里 1 丁目 25 番地 5	○		○	○		○
130	シニアビレッジリリーフセコンド	岡崎市茅原沢町字梁野 111 番地 1				○		
131	特定施設さかそう	岡崎市坂左右町字西ノ郷 8 番地 1	○	○				
132	一笑の宿	岡崎市舩越町字東沖 7 番地 1	○					
133	ひまわり苑	岡崎市舩越町字東沖 1 番地 1	○					○
134	やはぎ介護センタースミレ	岡崎市大和町字塗御堂 60 番地 1	○				○	
135	四季彩岡崎	岡崎市土井町字荒井乙 12 番地 1	○			○		
136	うつくしの家岡崎	岡崎市大西 2 丁目 17 番地 6				○		
137	暮らしの杜 ふくろうの家	岡崎市羽根町若宮 30 番地 1	○					
138	ハートケアメゾンみなみの風八帖	岡崎市八帖北町 14 番地 5	○			○		○
139	和合橋ホーム	岡崎市下和田町字大島 15 番地 1	○	○		○		
140	ホスピルビレッジ岡崎	岡崎市舩越町字宮前 20 番地 1	○					○
141	ハートケアメゾンなごみの風大友	岡崎市東大友町字土下 17	○					
142	あんじゅ荒子	岡崎市法性寺町字荒子 16	○			○		

143	金龍苑	岡崎市新堀町字大庭 17	○				○	
144	エイジフリーハウス岡崎六名	岡崎市六名東町 7 番地 1	○			○		○
145	クルール岡崎大和町	岡崎市大和町字鳥ヶ城 22 番地 1	○				○	○
146	クルール岡崎矢作町	岡崎市矢作町字小河原 28	○				○	
147	グループホーム葵	岡崎市丸山町仲畑 8 番地 1				○		
148	グループホームかみさの家	岡崎市上佐々木町字大官 43 番地	○					
149	グループホーム燦ふくおか	岡崎市福岡町字通長 36 番地 1	○	○				
150	なんぶの郷グループホームリズム	岡崎市若松町字西之切 50	○					
151	グループホーム燦むつみ	岡崎市赤浜町字寺前 19 番地 1	○			○		
152	医療法人翔友会グループホーム千姫	岡崎市百々西町 15 番地 9	○		○	○		○
153	グループホーム額田あじさいの家	岡崎市榎山町字宮東 82 番地				○		
154	滝町グループホーム	岡崎市滝町字十楽 72	○					
155	グループホーム奏かなで	岡崎市牧御堂町郷前 24 番地 2	○					
156	グループホームジョイア矢作	岡崎市矢作町尊所 63	○					
157	グループホーム奏田町	岡崎市田町 12 番地 2	○			○		
158	グループホームジョイア広幡	岡崎市錦町 7 番地 17	○		○	○		○
159	愛の家グループホーム岡崎本宿	岡崎市本宿町字後畑 11 番地 1				○		
160	岡崎南病院	岡崎市羽根東町 1 丁目 1 番地 3	○					
161	医療法人鉄友会宇野病院	岡崎市中岡崎町 1 番地 10	○			○		○
162	医療法人大朋会岡崎共立病院	岡崎市羽根町字中田 64 番地 1	○			○		
163	医療法人葵葵セントラル病院	岡崎市中田町 7 番地 7	○			○		
164	エンジェルベルホスピタル	岡崎市錦町 5 番 1	○		○	○		○
165	大門児童育成センター	岡崎市藪田 2 丁目 8 番地 7	○		○	○		
166	六ツ美北部児童育成センター	岡崎市井内町風見 54	○			○		
167	北野児童育成センター	岡崎市橋目町家下 3 番地 1	○					
168	城南児童育成センター	岡崎市城南町 1 丁目 5 番地 1	○			○		
169	矢作南児童育成センター	岡崎市大和町西島 61 番地 1	○				○	
170	六ツ美南部児童育成センター	岡崎市中島東町 3 丁目 8 番地 6	○	○		○		
171	六名児童育成センター	岡崎市上六名 3 丁目 3 番地 4	○			○		
172	六ツ美西部児童育成センター	岡崎市赤浜町道本 21 番地 1	○			○		
173	矢作北児童育成センター	岡崎市森越町山王 45 番地 1	○					
174	羽根児童育成センター	岡崎市羽根町池脇 26 番地 3	○					
175	連尺児童育成センター	岡崎市城北町 4	○			○		○
176	岡崎児童育成センター	岡崎市針崎町大坪 10 番地 7	○	○		○		
177	美合児童育成センター	岡崎市岡町上御給 49				○		
178	六ツ美中部児童育成センター	岡崎市下青野町井戸尻 87 番地 1	○			○		
179	第 2 大門児童育成センター	岡崎市大門 4 丁目 4 番地 1	○		○	○		

180	広幡児童育成センター	岡崎市広幡町 11 番地 1	○			○		
181	大樹寺児童育成センター	岡崎市鴨田町広元 31 番地	○					
182	第 2 矢作南児童育成センター	岡崎市大和町字西島 57 番地 1	○				○	
183	あおぞらクラブ	岡崎市矢作町馬乗 84 番地 4	○					
184	つくしクラブ	岡崎市城北町 10 番地 5	○			○		
185	たけのこクラブ	岡崎市美合町字五本松 61 番地				○		
186	あそびばクラブ	岡崎市井ノ口町和田屋 18	○			○		
187	太陽クラブ	岡崎市上地町新佐原 65 番地 1	○	○				
188	第二太陽クラブ	岡崎市福岡町上松 34 番地 2	○	○				
189	母子生活支援施設いちょうの家	岡崎市久後崎町字キロ 1 番地 2	○			○		
190	岡崎市根石保育園	岡崎市栄町 4 丁目 130 番地 1				○		
191	岡崎市城北保育園	岡崎市八帖北町 4 番地 9	○			○		○
192	岡崎市福岡南保育園	岡崎市福岡町字下高須 38	○	○				
193	岡崎市大樹寺保育園	岡崎市鴨田町字広元 14 番地 1	○					
194	岡崎市北野保育園	岡崎市北野町字山下 71 番地 1	○					
195	岡崎市矢作西保育園	岡崎市西本郷町和志山 101	○					
196	岡崎市矢作南保育園	岡崎市大和町字中切 29 番地 1	○				○	
197	むつみ北保育園	岡崎市土井町字柳ヶ坪 8	○			○		
198	岡崎市六ツ美中保育園	岡崎市下青野町字祐知 35	○			○		
199	岡崎市六ツ美南保育園	岡崎市中島東町 2 丁目 4	○	○				
200	岡崎市六ツ美西保育園	岡崎市中之郷町字元山乙 21	○					
201	岡崎市百々保育園	岡崎市河原町 15 番地 1	○		○			
202	岡崎市八帖保育園	岡崎市八帖北町 21 番地 1	○			○		○
203	岡崎市六名南保育園	岡崎市六名南 2 丁目 7 番地 7	○			○		○
204	岡崎市島坂保育園	岡崎市島坂町字川田 55 番地 1	○				○	
205	岡崎市中園保育園	岡崎市中園町字大工 29 番地 1	○					
206	岡崎市稲熊保育園	岡崎市稲熊町字宮下 59				○		
207	男川保育園	岡崎市丸山町字ハサマ 17 番地 2				○		
208	六名保育園	岡崎市六名 2 丁目 9 番地 3	○			○		
209	明德保育園	岡崎市明大寺本町 3 丁目 33	○			○		
210	元能見保育園	岡崎市元能見町 152 番地 1	○					
211	白鳩保育園	岡崎市針崎町字朱印地 3	○					
212	矢作保育園	岡崎市矢作町字馬場 4	○					
213	秦梨保育園	岡崎市秦梨町字遠行 24				○		
214	みなみ保育園	岡崎市戸崎町字 1 丁目 51	○					
215	むつみ保育園	岡崎市法性寺町字色子 16	○			○		
216	大門保育園	岡崎市大門 4 丁目 4 番地 2	○		○	○		

217	中島保育園	岡崎市中島町字町後 86	○	○		○		
218	渡保育園	岡崎市渡町字善国寺 35 番地 2	○				○	
219	岡崎市立広幡こども園	岡崎市広幡町 11 番地 4	○			○		
220	岡崎市立矢作こども園	岡崎市矢作町字西河原 49 番地	○					
221	嫩幼稚園	岡崎市魚町 1 丁目 8 番地	○					
222	めぐみ幼稚園	岡崎市羽根町字池下 57 番地 1	○			○		
223	レオナ第二幼稚園	岡崎市西阿知和町字御用田 208 番地 5			○			
224	橋目幼稚園	岡崎市橋目町字昆沙門 11 番地	○					
225	みやこ幼稚園	岡崎市上地町道ノ後 30 番地	○	○		○		
226	まこと幼稚園	岡崎市大門 4 丁目 5 番地 16	○			○		
227	みやこ第二幼稚園	岡崎市宮地町字柳畑 58 番地 3	○			○		
228	矢作白鳥幼稚園	岡崎市東本郷町字川原田 39 番地	○				○	
229	やはぎみやこ認定こども園	岡崎市富永町字平田 10 番地 1	○					
230	むつみみやこ幼稚園	岡崎市野畑町花ノ木原 50	○			○		
231	蓮華の家共同保育園	岡崎市福岡町字西市仲 27	○					
232	めぐみワンダーランド託児室	岡崎市柱町字上荒子 30 番地 2	○					
233	クローバーインターナショナルスクール岡崎南校	岡崎市福岡町字菱田 56 番地 6	○	○				
234	ヤクルト岡崎センター保育ルーム	岡崎市薮田 2 丁目 1 番地 1	○			○		
235	託児園ソリッソ	岡崎市板屋町 2 メゾンラディウス 1F	○			○		
236	ハグくみ岡崎園	岡崎市伊賀新町 2 番地 4	○			○		
237	ヤクルト六ツ美センター保育ルーム	岡崎市土井町荒井甲 6 番地 1	○			○		
238	ヤクルト矢作センター保育ルーム	岡崎市東大友町字西浦 47 番地 1	○				○	○
239	ヤクルト岡崎南センター保育ルーム	岡崎市竜美北 2 丁目 5ー7	○					
240	三菱自動車工業株式会社ディア・キッズおかざき	岡崎市橋目町中新切 1 番地	○					
241	医療法人鉄友会宇野病院託児所 きつずはうすТапоро	岡崎市中岡崎町 10 番地 13	○			○		○
242	ハグくみ岡崎大樹寺園	岡崎市鴨田本町 9 番地 17 2F	○					
243	美合小学校	岡崎市岡町字南石原 30 番地				○		
244	羽根小学校	岡崎市羽根町字池脇 24 番地 2	○					
245	岡崎小学校	岡崎市針崎町字フロ 1 番地	○	○		○		
246	六名小学校	岡崎市六名 3 丁目 2 番地 1	○			○		
247	連尺小学校	岡崎市城北町 4 番地	○			○		○
248	広幡小学校	岡崎市広幡町 11 番地 1	○			○		
249	福岡小学校	岡崎市福岡町字西市仲 3 番地	○	○				
250	秦梨小学校	岡崎市秦梨町字世土田 2 番地				○		
251	大樹寺小学校	岡崎市鴨田町字広元 31 番地	○					
252	大門小学校	岡崎市大門 4 丁目 4 番地 1	○		○	○		
253	矢作東小学校	岡崎市矢作町字切戸 28 番地	○					

254	矢作北小学校	岡崎市橋目町字西遠山 9 番地 2	○					
255	矢作南小学校	岡崎市大和町字西島 13 番地	○				○	
256	六ツ美中部小学校	岡崎市下青野町字井戸尻 71 番地	○			○		
257	六ツ美北部小学校	岡崎市土井町字炭焼 2 番地	○			○		
258	六ツ美南部小学校	岡崎市中島町字下井ノ上 9 番地 1	○	○				
259	城南小学校	岡崎市城南町 1 丁目 11 番地	○			○		
260	北野小学校	岡崎市北野町字山下 1 番地 1	○					
261	六ツ美西部小学校	岡崎市赤浜町字道本 33 番地	○			○		
262	夏山小学校	岡崎市夏山町字細田 7 番地 1				○		
263	美川中学校	岡崎市丸山町字ハサマ 4 番地 1				○		
264	南中学校	岡崎市戸崎町字野畔 8 番地 1	○					
265	城北中学校	岡崎市城北町 3 番地 1	○		○	○		○
266	福岡中学校	岡崎市福岡町字井杭 3 番地	○	○				
267	岩津中学校	岡崎市東蔵前 2 丁目 36 番地	○					
268	矢作中学校	岡崎市暮戸町字蓮代 18 番地	○				○	
269	六ツ美中学校	岡崎市下青野町字井戸尻 72 番地	○			○		
270	矢作北中学校	岡崎市東大友町字筆屋 43 番地 1	○					
271	北中学校	岡崎市上里 1 丁目 10 番地	○			○		
272	六ツ美北中学校	岡崎市井内町字六反 2 番地	○					
273	医療法人大朋会岡崎老人保健施設スクエアガーデン	岡崎市羽根町中田 34	○			○		
274	医療法人鉄友会老人保健施設さくらの里	岡崎市中岡崎町 2 番地 25	○			○		○
275	医療法人鉄友会介護老人保健施設さくら大樹	岡崎市大樹寺 3 丁目 9 番地 1	○		○	○		
276	医療法人豊岡会滝町介護老人保健施設	岡崎市滝町字十楽 72 番地	○					
277	小規模多機能型居宅介護事業所なのはな苑むつみ	岡崎市合歓木町字上郷間 297 番地 1	○					
278	小規模多機能やはぎ苑	岡崎市橋目町字恵香 16	○					
279	暮らしの杜 ふくろう	岡崎市羽根町若宮 30 番地 1	○					
280	デイサービス康生	岡崎市康生通西 4 丁目 29	○					
281	デイサービスハイム	岡崎市日名西町 8 番地 4	○			○		○
282	デイサービス ひなたぼっこ	岡崎市鴨田町山ノ塚 52	○					
283	あんじゅデイサービス	岡崎市法性寺町字荒子 16 番地	○			○		
284	デイサービスいろは	岡崎市上六名町字寺山 36 番地	○			○		
285	ハートフルデインアンパ八帖	岡崎市八帖北町 14 番地 5	○			○		○
286	デイサービス花・花	岡崎市下和田町字高畑 47 番地 1	○					
287	特別養護老人ホームはこやなぎの里	岡崎市箱柳町字川北 56				○		
288	メディケアレジデンス岡崎	岡崎市牧御堂町字花辺 6	○			○		
289	さわやかおかざき館	岡崎市大平町字家下 43 番地 2				○		○
290	インクオリア北岡崎	岡崎市大門 4 丁目 2 番地 2	○		○	○		

291	クルール岡崎矢作末広	岡崎市矢作町字末広 18	○				○	
292	岡崎ケアセンターそよ風	岡崎市日名南町 5 番地 25	○		○	○		○
293	グループホームなのはな苑ねむのき	岡崎市合歓木町字上郷間 337 番地 1	○					
294	めぐみジュニアクラブ	岡崎市柱町上荒子 30 番地 2	○					
295	クローバーフレンズクラブ	岡崎市福岡町菱田 56 番地 6	○	○				
296	学童クローバークラブ岡崎西	岡崎市大和町字牧内 24 番地 1	○				○	○
297	ハグくみプラス	岡崎市大樹寺 3 丁目 10 番地 26	○			○		
298	Sky High 堤下公園校	岡崎市上里 2 丁目 20 番地 8	○			○		
299	CANTINHO DA TIA CHECHELA	岡崎市赤浜町寺前 33 番地 1	○					
300	ときわ食品株式会社託児所	岡崎市大門 4 丁目 2 番地 6	○		○	○		
301	岡崎メイソ腎・睡眠クリニック 院内託児所	岡崎市稲熊町 2 丁目 86 番地	○			○		○
302	医療法人鉄友会 きっずはうす Popolas	岡崎市大樹寺 3 丁目 20 番 7	○			○		
303	こころエール	岡崎市明大寺町字出口 24 番地 1				○		
304	めいてつ保育ステーション東岡崎 ぼっぼ園	岡崎市上明大寺町 2 丁目 14 番 8 OTO RIVERSIDE TERRACE 南店舗棟 S102				○		
305	蓮の実保育園	岡崎市上地町赤菱 29 番地 1	○	○				
306	パナソニック エイジフリーケア センター岡崎六名・小規模多機能	岡崎市六名東町 7 番 1	○			○		○
307	藤田医科大学岡崎医療センター	岡崎市針崎西 2 丁目 6 番地 1	○					
308	こども発達支援むぎいろ	岡崎市二軒屋町 1 丁目 11 番地 19 二軒屋スマイル 1F	○	○		○		
309	放課後等デイサービス北風と太陽 岡崎百々	岡崎市百々西町 11 番地 9	○		○			
310	りんりん	岡崎市上地町西田 8 番 49	○					
311	Growup アカデミー	岡崎市舩越町東沖 5 番	○					
312	放課後等デイサービスどんぐりの木	岡崎市伊賀町愛宕下 22 番地 4	○			○		
313	放課後等デイサービス北風と太陽 岡崎	岡崎市橋目町字勘介屋敷 53 番 1	○					
314	就労サポートアクト	岡崎市稲熊町字 1 丁目 74 番地	○			○		
315	放課後等デイサービス流・粒 (六名)	岡崎市六名新町 5 番地 10	○			○		○
316	放課後等デイサービススカラ Ⅲ	岡崎市明大寺町長泉 7 番地 1 3 階	○			○		
317	放課後等デイサービススカラ Ⅳ	岡崎市明大寺町長泉 7 番地 1 1・2 階	○			○		
318	さわやか愛の家おかざき館	岡崎市大平町字家下 43 番地 2				○		○
319	からふる生活明大寺	岡崎市明大寺町字池下 57 番地	○			○		
320	デイサービス康生	岡崎市康生通西 4 丁目 29 番地	○					
321	生活介護イノベル美合	岡崎市美合町字五反田 5 番地 8				○		
322	グループホームぱすてる男性棟	岡崎市北本郷町字野添 44 番地 3	○				○	
323	障がい者グループホーム K u k k a 岡崎柱三丁目棟	岡崎市柱 3 丁目 8 番地 2	○					
324	障がい者グループホーム K u k k a 岡崎伊賀愛宕下棟	岡崎市伊賀町字愛宕下 36 番地 1	○			○		○
325	障がい者グループホーム K u k k a 岡崎伊賀町棟	岡崎市伊賀町 453 番地 1	○			○		
326	障がい者グループホーム K u k k a 岡崎赤浜袖広棟	岡崎市赤浜町字袖広 28 番地 1	○			○		

327	障がい者グループホームK u k k a 岡崎赤浜下河原棟	岡崎市赤浜町字下河原 10 番 地 5	○			○		
328	いろどり	岡崎市六名 3 丁目 5 番地 15	○			○		
329	リーフ	岡崎市上和田町字森崎 10 番 地	○			○		
330	就労継続支援 B 型結～むすび～ 岡崎大樹寺	岡崎市鴨田町広元 1 番地 5	○					
331	マルキ・クラフト	岡崎市羽根町字北ノ郷 86 番 地 1	○			○		
332	ビーマイセルフ	岡崎市針崎町字フロ 19 番地 7	○					
333	日中支援型障がい者グループホ ーム綴～つづり～岡崎大樹寺	岡崎市鴨田町広元 1 番 1	○					
334	グループホームイノベル美合 住居①Ⅰ・住居②Ⅱ・住居③Ⅲ	岡崎市美合町字五反田 5 番 地 1	○			○		
335	こども療育センターきらりんく らぶ 2	岡崎市上里 2 丁目 3 番地 13	○		○	○		
336	児童養護施設 岡崎平和学園	岡崎市国正町下川田 12	○	○				
337	耳鼻咽喉科気管食道科康生医院	岡崎市康生通南 3 丁目 35				○		
338	田那村産婦人科	岡崎市康生通南 2 丁目 23 番 地 5				○		○
339	フェアリーベルクリニック	岡崎市中島町鮫田 12 番地	○	○		○		
340	岡崎メイツ腎・睡眠クリニック	岡崎市稲熊町 2 丁目 86 番地	○			○		○
341	鍋田眼科医院	岡崎市中島町字本町 20	○	○		—		
342	医療法人清雅会シバタ 歯科	岡崎市羽根西 2 丁目 6 番地 7	○					
343	第 2 城南児童育成センター	岡崎市城南町 1 丁目 11	○			○		
344	学童クローククラブ岡崎南	岡崎市福岡町井杭 1 番地 1	○	○	—			
345	就労継続支援 B 型アルクス	岡崎市牧御堂町字油田 29 番 地 1 岡崎第 8 東海ビル 101 号室	○			○		
346	ネクスス住居①城南町ホーム 101・住居②城南町ホーム 105	岡崎市城南町 3 丁目 8 番地 1 KEN 10 SQUARE II 101 号・ 105 号	○			○		
347	仁愛会障害福祉事業所住居①楽 居・本宿	岡崎市本宿町字後田 17 番地 11				○		
348	こども療育センター きらキッ ズⅡ	岡崎市上里 2 丁目 14 番地 1	○			○		
349	こども療育センターふわりん	岡崎市井ノ口新町 6 番地 24	○		○	○		
350	放課後等デイサービス i be	岡崎市江口 2 丁目 6 番地 10	○			○		
351	放課後等デイサービスギフト岡 崎駅前	岡崎市柱町字鐘場 1 番地 65	○					
352	りんりん 3	岡崎市美合西町 5 番地 10 号				○		○
353	デイサービスセンター からふ る美合	岡崎市美合町島廻り 43 番地 1				○		
354	ohana デイサービス	岡崎市東阿知和町字宮前 28 番 5	○		○			
355	リハビリセンター岡崎駅前	岡崎市羽根町字池下 59 番地 1	○			○		
356	デイサービスはなのき 岡崎南	岡崎市城南町 1 丁目 1 番地 ジョイフル本田 1 階	○			○		
357	デイサービスはなのき 岡崎北	岡崎市井ノ口新町 12 番地 7 パークワン 1 階	○		○	○		
358	パーラーちばる	岡崎市中国町字川成 100 番 地 3	○					
359	ユーワン	岡崎市井内町字上堤 30	○	○		○		
360	向日葵のひざし岩津	岡崎市岩津町 2 丁目 6 番地 4	○					
361	グループホームジョイア宇頭	岡崎市宇頭町字小藪 37 番地 1	○				○	
362	岡崎市南部乳児保育園	岡崎市羽根西新町 5 番地 3	○					

363	こころエール2号室	岡崎市羽根町字北ノ郷1番地15 羽根町 FLATZA EAST1階	○					
364	りとえる保育園北野園	岡崎市北野町字東河原1番地1 岡崎市北野店舗	○					
365	S-tep ステラⅡ	岡崎市六名東町5番地9	○			○		
366	ワンライフ OKAZAKI's	岡崎市東蔵前町火打山45番地3	○		○			
367	第2六ツ美南部児童育成センター	岡崎市中島町字下井ノ上9番地1	○	○				
368	就労継続支援B型事業所 プロサポート	岡崎市日名中町2番地12	○			○		
369	就労継続支援B型事業所 プロサポート2	岡崎市日名中町2番地14	○		○	○		○
370	だいわ	岡崎市大和町平田38番地3	○					
371	ナーシング A-st. 城北	岡崎市末広町8番地5	○		○	○		○
372	はしめ	岡崎市橋目町東水通6番地2	○					
373	浄華保育園	岡崎市若松町字西之切47番地2	○					
374	めりーのおうち	岡崎市明大寺本町1丁目5番地2	○			○		
375	maruta こつぶ園	岡崎市下和田町大島4	○					
376	産後ケアハウス ははのわ しほ助産院	岡崎市井内町字北浦63番地1	○	○		○		
377	おひさまプラス	岡崎市松本町一丁目93番地2	○					
378	グループホームイノベル昭和住居①A・住居②B	岡崎市昭和町字薬師2番地1	○				○	
379	エルム	岡崎市明大寺本町1丁目34番地 岡崎センタービル7階C室	○			○		
380	みらいふ	岡崎市上和田町字南屋敷1番地 オフィス・サウスシャトー102号室	○	○		○		
381	ドリームガーデン住居①ドリームガーデン	岡崎市中島町字井ノ上46番地3	○	○				
382	ウェルビー東岡崎センター	岡崎市康生通南3丁目31番地 第2マルワビル1階102号室				○		
383	コウテイペンギン	岡崎市柱1丁目7番地9	○					
384	AAA Games	岡崎市羽根西2丁目7番地62階	○					
385	グループホームどんぐり&くるみ住居①どんぐり・住居②くるみ	岡崎市南明大寺町4番地3	○			○		
386	仁愛会障害福祉事業所3住居②楽居・美合	岡崎市養川新町3丁目7番地2				○		
387	仁愛会障害福祉事業所住居③楽居・養川	岡崎市養川新町3丁目7番地2				○		
388	スタディ すなめり	岡崎市鴨田本町7番地7 フェアリーハウゼ1F	○					
389	すなめりⅠ	岡崎市鴨田本町1番地4	○					
390	北辰会いちほし アトラス	岡崎市伊賀新町3番14	○					
391	てらびあぼけっと 岡崎羽根北教室	岡崎市羽根北町1丁目4番地2	○					
392	てらびあぼけっと 岡崎福岡教室	岡崎市福岡町字上高須15番地1 3階	○					
393	ONE HEART	岡崎市稲熊町1丁目37番1				○		
394	放課後等デイサービスギフトラーニング上和田	岡崎市上和田町字南屋敷1番地 オフィス・サウスシャトー201	○	○		○		
395	デイサービス アルターナ	岡崎市久後崎町字キロ17番地2	○			○		○
396	さいらい倶楽部	岡崎市稲熊町字8丁目130番地				○		

397	あづま家デイサービス南部	岡崎市牧御堂町溝畔 33 番地 1	○			○		
398	メディカルスタジオ むさし	岡崎市新堀町字東小平田 15 番地 1	○				○	
399	にこりハスタジオ	岡崎市内三ツ木町字西ノ宮 113 番地 1	○	○		○		
400	ゆったりフィットネスクラブ イマージュ+大樹寺	岡崎市鴨田本町 3 番地 10	○					
401	医療法人光輔会 ホスピタルホーム アルターナ	岡崎市久後崎町字キロ 17 番地 2	○			○		○
402	グッドライフスタイル さらい	岡崎市稲熊町字 8 丁目 130 番地				○		
403	AAAcharm	岡崎市羽根西 2 丁目 7 番地 6 1 階	○					
404	Growup ハレ	岡崎市羽根町字若宮 24 番地 3	○					
405	樺住居②楠	岡崎市中田町 7 番地 8	○			○		
406	こどもサポート教室「きらり」 岡崎羽根校	岡崎市羽根町字貴登野 32 番地 1 丸五ビル 103 号室	○			○		○
407	すなめりⅡ	岡崎市鴨田本町 1 番地 4	○					
408	ドリームガーデン住居②ドリーム オリーブ	岡崎市中島町字藤屋 33 番地 5	○	○		○		○
409	ドリームガーデン住居③ドリーム さくら	岡崎市中島町字町後 24 番地 7	○	○		○		
410	パーラーちばる	岡崎市中園町字川成 100 番地 3	○					
411	ひまわりハウス	岡崎市戸崎町字上り場東 13 番地 3	○					
412	就労継続支援 B 型事業所 プロサポート 3	岡崎市八帖北町 10 番地 25 1F	○			○		○
413	Relief Life	岡崎市北野町字二番訳 86 番地 6	○					
414	多機能型事業所バンデ岡崎岡町	岡崎市岡町字北石原 7 番 1				○		
415	日中支援型障がい者グループホーム 綴〜つづり〜岡崎岡町	岡崎市岡町字北石原 11 番				○		
416	放課後等デイサービス どんぐりの森	岡崎市井田西町 2 番地 13 ラ・プランビル 2 階	○		○	○		○
417	放課後等デイサービスギフト矢作	岡崎市東大友町字土下 52 番地	○					
418	アクアホーム岡崎インター	岡崎市大平町字天神前 8 番地 1				○		
419	じぶんみらい保育園日名南	岡崎市日名南町 21 番 8	○		○	○		○
420	L I T A L I C O ワークス東岡崎	岡崎市明大寺町川端 19 番地 14 山七ビル ANNEX 2F	○			○		
421	学童クローバークラブ JR 岡崎	岡崎市柱 1 丁目 13 番地 1 駅西小町 C8	○					
422	放課後等デイサービス ウィズ・ユー矢作	岡崎市矢作町字西林寺 89 番地 1	○					
423	こども療育センターきらキッズⅠ	岡崎市上里 2 丁目 17 番地 26	○		○	○		○
424	あづま家デイサービス 石神の湯	岡崎市石神町 6 番地 1	○			○		○
425	ログ青空	岡崎市藤川町字河原 20 番地 1				○		
426	デイサービスかるみあ	岡崎市大西町湊田 61 番地 3				○		
427	デイサービスセンター燦 はねブラス	岡崎市羽根北町 1 丁目 3 番地 2	○					
428	楽えん〜あずきざか〜	岡崎市羽根町字小豆坂 114 番地 1						○
429	くまさんのうち	岡崎市大和町字牧内 4 番地 4	○				○	
430	QURUWA 子育て広場 tetowa	岡崎市材木町 1 丁目 37	○					
431	エンジェルキッズ竜美丘園	岡崎市明大寺町字荒井 29 番 3 明大寺町カネノク竜美丘 2 階				○		
432	はな保育室かみさと	岡崎市上里 2 丁目 14 番 17	○			○		

433	manaby 岡崎事業所	岡崎市鴨田本町 9 番地 23 嵯峨ビル II 1 階	○					
434	アース岡崎インター	岡崎市大平町字天神前 8 番地 1				○		
435	キャリアセンター東岡崎校	岡崎市島町 4 番地 9 花笑ビル 2 階				○		○
436	樺住居③桜	岡崎市針崎 1 丁目 2 番地 10	○					
437	ゴットオフライフ岡崎校	岡崎市六名新町 7 番地 20	○			○		○
438	こども発達支援センターむつみ	岡崎市土井町字南赤部内 9 番地	○			○		○
439	仁愛会障害福祉事業所 3 住居③ 楽居・男川	岡崎市美合町五本松 64 番地 13				○		
440	りんく	岡崎市中島町字中道 26 番地 1	○	○				
441	児童発達支援センターきらら	岡崎市上里 2 丁目 17 番 1	○		○	○		○
442	児童発達支援事業所くる岡崎・放課後等デイサービスくる岡崎	岡崎市福岡町字西後田 61 番地 1	○	○				
443	就労継続支援 B 型事業所アイム	岡崎市鴨田町字向山 82 番地 アーバン鴨田 401 号室	○			○		
444	放課後等デイサービス スカー ラ V	岡崎市明大寺町長泉 7 番地 1 1 階	○			○		
445	とらえるクラブ 矢作北	岡崎市東大友町字松花 56 番地 1	○					
446	吉村医院 あさひ産婦人科	岡崎市柱町東荒子 141 番地 1	○			○		
447	向日葵のひざし東大友	岡崎市東大友町字郷東 39 番地 1	○					○
448	住宅型有料老人ホーム だいわ プラス	岡崎市大和町字西六反 19-1	○				○	○
449	ここケアホーム岡崎	岡崎市養川新町 1 丁目 6-22				○		
450	夢の郷東大友	岡崎市東大友町字川原 63	○				○	○
451	クルール岡崎大和町別館	岡崎市大和町字鳥ヶ城 24 番地 1	○				○	
452	ムーデン	岡崎市康生通西 4 丁目 69 番地 3	○					
453	ポブラ	岡崎市中島町字新町 13 番地	○	○				
454	障害者グループホーム ピコの家 岡崎藤川	岡崎市藤川町字松本 2 番地 4				○		
455	Human Factory	岡崎市稲熊町字大岩 32 番地 4				○		
456	アース久後崎町	岡崎市久後崎町字中道 10 番	○			○		○
457	就労継続支援 B 型事業所 M	岡崎市久後崎町キロ 7 番地 1	○			○		
458	岡 B A S E ピーシーラボ	岡崎市上六名 1 丁目 2 番地 8 1 階	○			○		
459	ブラネット岡崎六名	岡崎市六名本町 12 番 21	○			○		
460	ラボリア昭和	岡崎市昭和町字薬師 1 番地 5	○				○	
461	こども療育センターメイキッズ	岡崎市稲熊町字 2 丁目 51 番地 1	○			○		○
462	放課後等デイサービスアミーゴ 六名	岡崎市六名本町 11 番地 10	○			○		
463	放課後等デイサービスギフトラ ーニング矢作	岡崎市橋目町字東水通 9 番地	○					
464	放課後等デイサービスギフト法 性寺	岡崎市法性寺町字郷前 32 番地	○			○		○
465	こども療育センターきらキッズ I	岡崎市上里 2 丁目 17 番地 26	○		○	○		○
466	りんりんフィット	岡崎市六名 2 丁目 10 番地 6	○			○		

(1) 一覧表凡例

矢 作 川 : 矢作川浸水想定区域 (L2)
矢作古川・広田川 : 矢作古川・広田川流域浸水想定区域 (L2)
矢作川中流支川 : 矢作川中流支川流域浸水想定区域図 (L2)
乙 川 : 乙川流域浸水想定区域図 (L2)
鹿 乗 川 : 鹿乗川流域浸水想定区域図 (L2)
雨 水 出 水 : 雨水出水浸水想定区域

(2) 施設区分

○ : 浸水想定区域内にある施設
空欄 : 浸水想定区域外にある施設

(3) 備 考

医療施設のうち、有床施設のみ対象
50 c m以下の浸水想定区域は対象外

IV 防災事業計画、実施状況等

1 河川改修計画

土木建設部河川課

区 分	市内流路 延 長	現況（令和 7 年 4 月 1 日）		令和 7 年度目標	
		改修済延長	改修率	耐震済橋数	耐震化率
準用河川	km 29.7	km 22.8	% 76.7	km 22.8	% 76.8

2 橋りょう耐震補強計画

土木建設部道路建設課

区 分	市道橋 総数	耐震補強対象 橋りょう数	現況（令和 7 年 4 月 1 日）		令和 7 年度目標	
			耐震済橋数	耐震化率	耐震済橋数	耐震化率
橋りょう	橋 948	橋 229	橋 213	% 93.0	橋 217	% 94.7

3 都市公園整備計画

都市基盤部公園緑地課

区分	現況（令和 7 年 4 月 1 日）		令和 8 年度目標	
	箇所数	面積	箇所数	面積
都市公園	258	434.94 ha	261	435.46 ha

4 土地区画整理事業の実施状況

都市基盤部市街地整備課

区 分	施 行 済 (令和 7 年 4 月 1 日)	施 行 中 (令和 7 年 4 月 1 日)	準 備 中	計
公 共 施 行	9,058,987 m ²	451,474 m ²	0 m ²	9,510,461 m ²
組 合 施 行	7,441,608 m ²	577,434 m ²	0 m ²	8,019,042 m ²
個 人 施 行	0 m ²	189,151 m ²	0 m ²	189,151 m ²
計	16,500,595 m ²	1,218,059 m ²	0 m ²	17,718,654 m ²

5 給水・配水状況

(1) 給水状況

上下水道局経営管理課（令和 6 年 3 月 31 日）

給水人口	普及率	年間配水量	1 日平均		1 日最大	
			配水量	1 人当たり	配水量	1 人当たり
382,847 人	99.92%	40,319,120 m ³	110,162 m ³	288ℓ	120,290 m ³	314ℓ

(2) 配水状況

自己水					県水受水	合計
男川浄水場	仁木浄水場	額田南部 浄水場	その他 (旧簡易水道)	小計		
20,638,598 m ³	9,617,470 m ³	264,356 m ³	392,346 m ³	30,912,770 m ³	9,406,350 m ³	40,319,120 m ³

6 防火地域及び準防火地域

都市政策部都市計画課

施工年月日	昭和 24. 6. 27	昭和 32. 10. 10	昭和 39. 4. 17	昭和 41. 3. 18	昭和 61. 3. 3	平成 8. 2. 2	平成 12. 10. 31
種別 種類	指 定	決 定	変 更	変 更	変 更	変 更	変 更
防火地域	— ha	1. 39 ha	10. 80 ha	約 14. 17 ha	約 24 ha	約 29 ha	約 28 ha
準防火地域	674. 38 ha	672. 99 ha	663. 58 ha	約 660. 21 ha	約 956 ha	約 952 ha	約 1, 060 ha
計	674. 38 ha	674. 38 ha	674. 38 ha	約 674. 38 ha	約 980 ha	約 981 ha	約 1, 088 ha

施工年月日	平成 22. 12. 24	平成 26. 3. 17	平成 31. 3. 29	令和 5. 3. 17
種別 種類	変 更	変 更	変 更	変 更
防火地域	約 28 ha	約 28 ha	約 28 ha	約 28 ha
準防火地域	約 1, 060 ha	約 1, 060 ha	約 1, 058ha	約 1, 078 ha
計	約 1, 088 ha	約 1, 088 ha	約 1, 086ha	約 1, 106 ha

7 自主防災組織への防災資機材配付物品

防災防犯協会連合会

市民安全部防災課（令和 7 年 10 月 1 日）

町（525 団体）					
協会旗	救急かばん	メガホン	警笛	担架	ヘルメット
1 旗	1 箱	4 個	4 個	1 基	10 個

※ 新町 1 団体当たりの配付物品

V 防災上必要な施設、設備等

1 気象等観測施設

(1) 雨量観測所

市民安全部防災課

水系名	観測所名	設 置 場 所	管 理 者
矢作川	上里	上里2丁目8-12	中部地方整備局
矢作川	桜形	桜形町字市場18-2	中部地方整備局
矢作川	岡	岡町字西神馬崎北側9-1	中部地方整備局
矢作川	宮崎	宮崎町亀穴33	中部地方整備局
矢作川	明大寺本	明大寺本町1丁目4 (西三河県民事務所)	愛知県
矢作川	檜山	檜山町字山ノ神21-1	愛知県
矢作川	雨山	雨山町字竹之下31-2	愛知県
矢作川	朝日	朝日町3丁目4	岡崎市
矢作川	下青野	下青野町字天神64	岡崎市
矢作川	福岡	福岡町字西市仲3	岡崎市
矢作川	六名本	六名本町8	岡崎市
矢作川	洞	洞町字池ノ入21 (テニスコートクラブハウス)	岡崎市
矢作川	桑谷	桑谷町字雨山2-538	岡崎市
矢作川	宇頭	宇頭町字小藪80-1	岡崎市
矢作川	細川	細川町字石田45	岡崎市
矢作川	秦梨	秦梨町字世土田2	岡崎市
矢作川	大和	大和町字西島13	岡崎市
矢作川	保久	保久町字市場16	岡崎市
矢作川	本宿	本宿町字三本松入14-1	岡崎市
矢作川	生平	生平町字鴉場25-1	岡崎市
矢作川	田口	田口町字岩本12-4	岡崎市
矢作川	奥殿	奥殿町字仲西73-2	岡崎市
矢作川	千万町	千万町町字宮西8	岡崎市
矢作川	新居	新居町字中田3	岡崎市
矢作川	広幡	広幡町11-4	岡崎市

注 防災機関等が災害防止のため気象観測施設を整備して、その測定値により行政的判断をする場合は、「気象業務法第6条第3項」による届出が必要。

(2) 河川水位観測所

河川名	観測所名	所 在 地	水防団待機水位	氾濫注意水位	出動水位	避難判断水位	氾濫危険水位	管理者
矢作川	豊田市高橋	豊田市中島町	1.00m	2.70m	—	5.90m	6.80m	国土交通省中部地方整備局
	岩津	西藏前町字岩鼻	4.00m	4.90m	—	7.80m	8.50m	
	岡崎	八帖町字往還通	4.90m	5.80m	—	—	—	
	大門雨水ポンプ場矢作川	大門1丁目8番地2地先	—	—	—	—	—	岡崎市
巴川	九久平	豊田市岩倉町馬場	—	—	—	—	—	国土交通省中部地方整備局
乙川	明大寺	明大寺町字河原	—	—	—	—	—	愛知県
	大平	岡町字北久保37地先	(1.65m)	(2.35m)	(2.85m)	3.10m	3.70m	
	茅原沢	茅原沢町字梁野106-1地先	(1.50m)	(2.30m)	(2.90m)	—	(4.00m)	
	乙川 丸岡橋	岡町字沖中地内	—	-2.60m	—	—	-1.14m	
	乙川 殿橋※1	明大寺町下郷中地内	—	—	—	—	-1.47m	
	乙川御用橋水位計※1	大平町地内	—	—	—	—	-0.60m	
	六名雨水ポンプ場乙川	六名本町7番地1	—	—	—	—	—	岡崎市
鹿乗川	筒針	筒針町字下川田	—	—	—	—	—	愛知県

河川名	観測所名	所在地	水防団待機水位	氾濫注意水位	出動水位	避難判断水位	氾濫危険水位	管理者
	鹿乗川	安城市東町大塚 1－6 地先	(1.85m)	(2.45m)	(2.85m)	—	(3.55m)	岡崎市
	赤池合流地点	北本郷町字赤池 18－1	—	—	—	—	—	
伊賀川	伊賀川	稲熊町字 5 丁目 41－1 地先	(TP23.50m)	(TP23.90m)	(TP24.20m)	—	(TP24.70m)	愛知県
	伊賀町愛宕橋	伊賀町 440－1 地先	—	—	—	—	—	岡崎市
雨山川	雨山栗田橋	雨山町字ヒガン田 45－1	—	—	—	—	—	愛知県
広田川	永良	西尾市下永良町鎮守地内	(2.20m)	(3.10m)	(3.80m)	4.60m	4.85m	
	広田川 井上橋※1	中島町後畑地内	—	—	—	—	-1.21m	岡崎市
	中島雨水ポンプ場広田川	中島町字川田 43 番地 1 地先	—	—	—	—	—	
砂川	砂川 丸池橋※1	岡崎市福岡町地内	—	—	—	—	-1.50m	愛知県
	若松町川向	若松町字向山 31－34 地先	—	—	—	—	—	岡崎市
	福岡雨水ポンプ場砂川	福岡町字荒追 8－1 地先	—	—	—	—	—	
	砂川雨水ポンプ場砂川	福岡町字下高須 20 番地 1 地先	—	—	—	—	—	
占部川	占部川 占野小橋	野畑町地内	—	—	—	—	-2.03m	愛知県
	赤浜雨水ポンプ場占部川和田橋	上和田町字正ケン	—	—	—	—	—	岡崎市
	針崎雨水ポンプ場占部川	針崎町字河辺	—	—	—	—	—	
六斗目川	美合穴田橋	美合町字穴田 3－3	—	—	—	—	—	岡崎市
早川	雨水ポンプ場大門早川	大樹寺一丁目	—	—	—	—	—	
	八帖雨水ポンプ場伊賀幹線	葵町 11-5 地先	—	—	—	—	—	
	八帖雨水ポンプ場八帖早川幹線	八帖北町	—	—	—	—	—	
山綱川	山綱川天王橋※	市場町地内	—	—	—	—	-0.60m	愛知県
青木川	青木 青木橋※1	東蔵前町地内	—	—	—	—	-1.97m	
男川	男川 檜山大橋※1	檜山町地内	—	—	—	—	-3.43m	
安藤川	安藤川 中井橋※1	中島町地内	—	—	—	—	-0.60m	岡崎市
	合飲木排水機場安藤川	中島町字中上野 38 番地	—	—	—	—	—	
鉢地川	鉢地川 御蔵橋	保母町地内	—	—	—	—	—	

※1 危機管理型水位計

※水位は河川管理者が定める点から水位を示す。

※（ ）は参考値としての水位

(3) 路上浸水計

名 称	所 在 地	第一警戒水位 (cm)	第二警戒水位 (cm)
井田南	井田南町5-1地先	11	45
伊賀	伊賀町字7丁目 113 地先	10	40
愛宕橋	伊賀町 446-3地先	8	48
元能見	元能見町 148-5地先	11	33
稲熊東	稲熊町字8丁目 16-2地先	14	73
稲熊西	稲熊町字8丁目 69 地先	26	66
久後崎	久後崎町字鳩部屋 17-3	5	28
六名新・江口	江口1丁目1-43	15	40
若松寺前	若松町字寺前2-1	5	49
若松川向	若松町字川向 10-9地先	19	38
竜美大入	竜美大入町1丁目1-1地先	11	81
美合老婆懷	緑丘2丁目5-1地先	22	101
美合呑地	美合町字呑地5-19 地先	7	60
日名南	日名南町4-7地先	15	40
矢作赤池	矢作町字赤池 48-1	40	70

(4) 風向・風速観測所

観 測 所 名	設 置 場 所	管 理 者
岡 崎	美合町字地藏野 1-4 愛知県立農業大学校	名古屋地方气象台
西 三 河	明大寺本町 1 丁目 4 西三河県民事務所	愛 知 県
消防本部	朝日町 3 丁目 4	岡 崎 市

(5) 震度計

観 測 点 名 称	設 置 場 所	管 理 者
岡崎市若宮町	若宮町 1-105 (若宮公園内)	名古屋地方气象台
岡崎市樫山町	樫山町字山ノ神 21-1	愛知県

2 消防施設、設備等

(1) 消防本部（署）保有の消防力

消防本部消防救急課
(令和7年4月1日)

種 別		計	は し ご 付 消 防 自 動 車 5 4 m	は し ご 付 消 防 自 動 車 4 0 m	先端屈折式はしご付消防自動車30m	屈折はしご付消防ポンプ自動車25m	高所活動車	水槽付消防ポンプ自動車	消防ポンプ自動車	化学消防ポンプ自動車	小型動力ポンプ付水槽車	救助ポンプ製作車	救急自動車	広報車	連絡車	指揮指令車	支援車	大型水陸両用車専用搬送車	大型水陸両用搬送車	起震車	資機材搬送車	本部輸送車	人員防二輪車	消 防 力 ボ ン プ	小 型 動 力 ボ ン プ	
計			84	1	1	1	1	10	4	2	4	3	15	22	5	2	1	1	1	1	3	1	1	3	4	
消防本部	総 務 課	4												1	2							1				
	予 防 課	6												5						1						
	消防救急課	7												5	1						2					2
	共同通信課	0																								
中消防署	本 署	18	1					1	1	1	1	1	3	1	1	1	1	1	1		1		1	1		
	北 分 署	5					1	1	1				1	1												1
	花園出張所	3						1					1	1												
東消防署	本 署	10				1		1			1	1	2	2		1								1		1
	南 分 署	6			1			1	1				2	1												
	青野出張所	3						1					1	1												
	額田出張所	4						1			1		1	1												
	本宿出張所	3						1					1	1												
	形埜出張所	3						1						1	1											
西消防署本署		11		1				1	1	1	1	1	2	1	1									1		

(2) 消防団保有消防力及び消防水利状況

消防本部消防救急課・消防本部総務課
(令和7年4月1日)

種別 <

(3) 自衛消防力

消防本部予防課
(令和7年4月1日)

区分	隊員数	ポンプ等の台数			
		普通 消防ポン 自動車	化学 消防ポン 自動車	小型 動力ポン プ	大型 消火器
(株)アイシン岡崎工場	10	1	1		20
(株)アイシン岡崎東工場	10	1	1		
愛知時計電機(株)岡崎工場	15				10
エイ・エス機工(株)	5			1	
(株)アイシン・ロジテクサービス	42				7
太田油脂(株)	76			2	14
オカウレ(株)	58				4
オカザキ製パン(株)	25			1	
(株)オチアイネクス	36				3
栄屋乳業(株)	10			2	1
(株)ジェイテクト岡崎工場	12			1	138
(株)ジェイテクト花園工場	13			2	10
鋤柄農機(株)	50				5
スタンレー電気(株)岡崎製作所	164				44
スリーボンドファインケミカル(株)岡崎工場	24	新規行		1	
(株)セキソー本社・岡崎工場	19			1	
大和化成工業(株)	12			1	
(株)高木製作所	117			4	
中部電力パワーグリッド(株)岡崎支社	122				1
(株)デンソーエレクトロニクス岡崎工場	385				42
(株)東海機械製作所	15				2
東海光学(株)	26				9
東レ(株)岡崎工場	364	1			138
東レ・モノフィラメント(株)	60			1	11
(株)豊岡工業製作所	5			1	2
(株)ジェイテクトフルードパワーシステム	10		1		12
豊田鉄工(株)額田工場	192			1	3
(株)トヨタ額田工場	35				10
中川ヒューム管工業(株)岡崎工場	17				2
名古屋鉄道(株)舞木検査場	211				2
服部工業(株)小豆坂事業所	4			1	
フタバ産業(株)本社・岡崎工場	59			1	
(株)HOWA岡崎工場	29			1	
(株)マキタ岡崎工場	5			1	29
マルサンアイ(株)	46				4
マルヤス工業(株)岡崎工場	90			1	10
三井ミーンハイト・メタル(株)岡崎製造部	29			4	
三菱自動車工業(株)岡崎製作所	50		1	4	171
ユニチカ(株)岡崎事業所	187		1		84
リコーエレメックス(株)岡崎事業所	124			1	1
計	2,763	3	5	33	789

(4) 化学消火薬剤の備蓄

消防本部予防課
(令和7年4月1日)

区 分	泡消火薬剤		粉末消火薬剤		高発泡	所在地	電話番号
	3%原液	6%原液	B C	A B C			
岡崎市 (消防署)	3,636 ℓ	— ℓ	— kg	— kg	— ℓ	朝日町3丁目4	21-5151
ユニチカ(株)岡崎事業所	500 ℓ	—	—	—	—	日名北町4-1	23-2311
日本エステル(株)岡崎工場	100 ℓ	—	—	—	—	日名北町4-1	23-2311
(株)アイシン岡崎東工場	—	1,360 ℓ	—	—	—	大幡町字大入1-1	66-6822

(5) 流出油防除資機材
ア 保有施設等

環境部環境保全課・消防本部予防課

区 分	油処理剤		油吸着剤		オイルフェンス		保管場所	電話番号
		数 量		数 量		数 量		
岡崎市			タフネルオイルプロッター ACライト オイルガード フレイク オイルガード マット	10 枚 60 kg 1,270 kg 1,611 枚	ナスコ クレモ ナ	20m×10 35m×1	消防署	21-5151
			ウオセップ Bロール	50m:16 巻		10m×3	環境保全課 (リサイクル プラザ)	23-6194
			スマレイオイルフェンス	φ7.5cm×2m :10 本				
			スマレイオイルフェンス	φ7.5cm× 10m:2 本				
			ビッグエコノミ ースキミング ブーム BOM406	φ8cm×3m: 228 本				
			もりの木太郎 マット	100 枚				
			スマレイ油ろ 過吸着袋	20 袋			環境保全課 (男川浄水 場)	
			スマレイオイル マット 5050B	20 枚				
			カポックピロ ーパコーン	20 袋				
			スーパーアタ ックMロール	50m:13 巻				
			スーパーアタ ックMロール	50m:12 巻				
ユニチカ(株) 岡崎事業所			オイルマット ビッグマット	150 枚 150 枚			日名北町4 -1	23-2311
ユカワ化工油(株) 本宿工場	ハイトロ ン 3A	360	タフネルオイル プロッター	200 枚			大幡町字東 方便野 74	48-2132

区 分	油処理剤		油吸着剤		オイルフェンス		保管場所	電話番号
		数 量		数 量		数 量		
東レ(株) 岡崎工場			ウオセップオ イルキャッチ ャー	6 kg			矢作町字出 口 1	34-2111
川本製作所(株) 岡崎工場			タフネルオイ ルプロッター	200 枚			橋目町字御 領田 1	31-4191
三菱自動車工業 (株)岡崎製作所	AC ライト	130 kg	オイルドライ シート 3Mオイルソー ベント	4 箱(100 枚/箱 NET 4 kg) 10 ロール		5m×1 3m×12	橋目町字中 新切 1	32-4132
(株)アイシン岡崎 工場	オイルド ライ	25 kg	タフネルオイ ルプロッター ビグマット パラフィンオ イルマット オイルドライ AC ライト	2600 枚 900 枚 800 枚 180kg 90 kg		10m×5 20m×7	岡町字原山 6-18	57-0533
(株)アイシン岡崎 東工場	オイルド ライ	72 kg	タフネルオイ ルプロッター ビグマット パラフィンオ イルマット オイルドライ AC ライト	1700 枚 1000 枚 700 枚 162kg 100kg		3m×20 10m×6	大幡町字大 入 1-1	66-6822

イ 調達先

消防本部予防課

区 分	油処理剤		油吸着剤		オイルフェンス		保管場所	電話番号
		数 量		数 量		数 量		
谷澤商事(有)			タフネルオイ ルプロッター AC ライト オイルガード フレイク オイルガード マット	※ 枚 kg kg 枚			元能見町 122-2	65-5885

※在庫はなし。注文等のあった場合には取寄せ可能。

(6) 林野火災・震災対策用資機材

消防本部消防救急課・東消防署本署
(令和7年10月31日)

() は林野火災用と兼用

区 分		林 野 火 災 用							震 災 対 策 用		
		チェンソー	シジェッタ	斧	のこぎり	シヤベル	鉈	熊手	バール	のこぎり	大ハンマー
中 署	本 署	1	12	3	4	6	6	10	11	(4)	1
	北 分 署	1	5	1	1	12	2		4	(1)	1
	花園出張所	1	5	2	2	2	2		3	(2)	1
東 署	本 署	1	5	3	3	12	1	1	7	(3)	2
	南 分 署	1	2	1		19	2		5		2
	青野出張所	1				3	2		2		1
	額田出張所	1	5	1	2	4	1		4	(2)	
	本宿出張所	1	5			2	1		2		
	形埜出張所	1	5	2	3	8	4		7	(3)	1
	西消防署本署	1	4	2	2	11	3		8	(2)	2
消 防 団	広 幡	1		1	44	9	1	2	48	(44)	49
	連 尺	2		2	12	3	3	2	15	(12)	14
	梅 園		3		15	3			15	(15)	15
	根 石			5	10	10	2	2	11	(10)	10
	三 島				18	4	5		19	(18)	20
	六 名	1		1	22	21			30	(22)	25
	羽 根				12				20	(12)	17
	岡 崎	1			29				29	(29)	29
	美 合			1	23	5	2	3	24	(23)	24
	男 川		3	1	25	7	4	2	25	(25)	25
	福 岡	2			32				33	(32)	33
	竜 谷	1	3	2	16	11	1		16	(16)	15
	藤 川	1	3		13	9	4		14	(13)	14
	山 中	1	1		20	9	3	2	20	(20)	19
	本 宿		3	2	17	24	3	7	14	(17)	15
	河 合	3	5	4	28	23	1	2	36	(28)	31
	常 磐	3	7	5	43	16	14	2	43	(43)	37
	岩 津	4	5	9	76	57	11	6	78	(76)	65
	矢 作	5		4	25	9	6	4	25	(25)	25
	六 ツ 美	4		2	19	5			23	(19)	19
	額 田	7	70	18	84	95	67	64	64	(84)	62
計		46	151	72	600	399	151	109	655	600	574

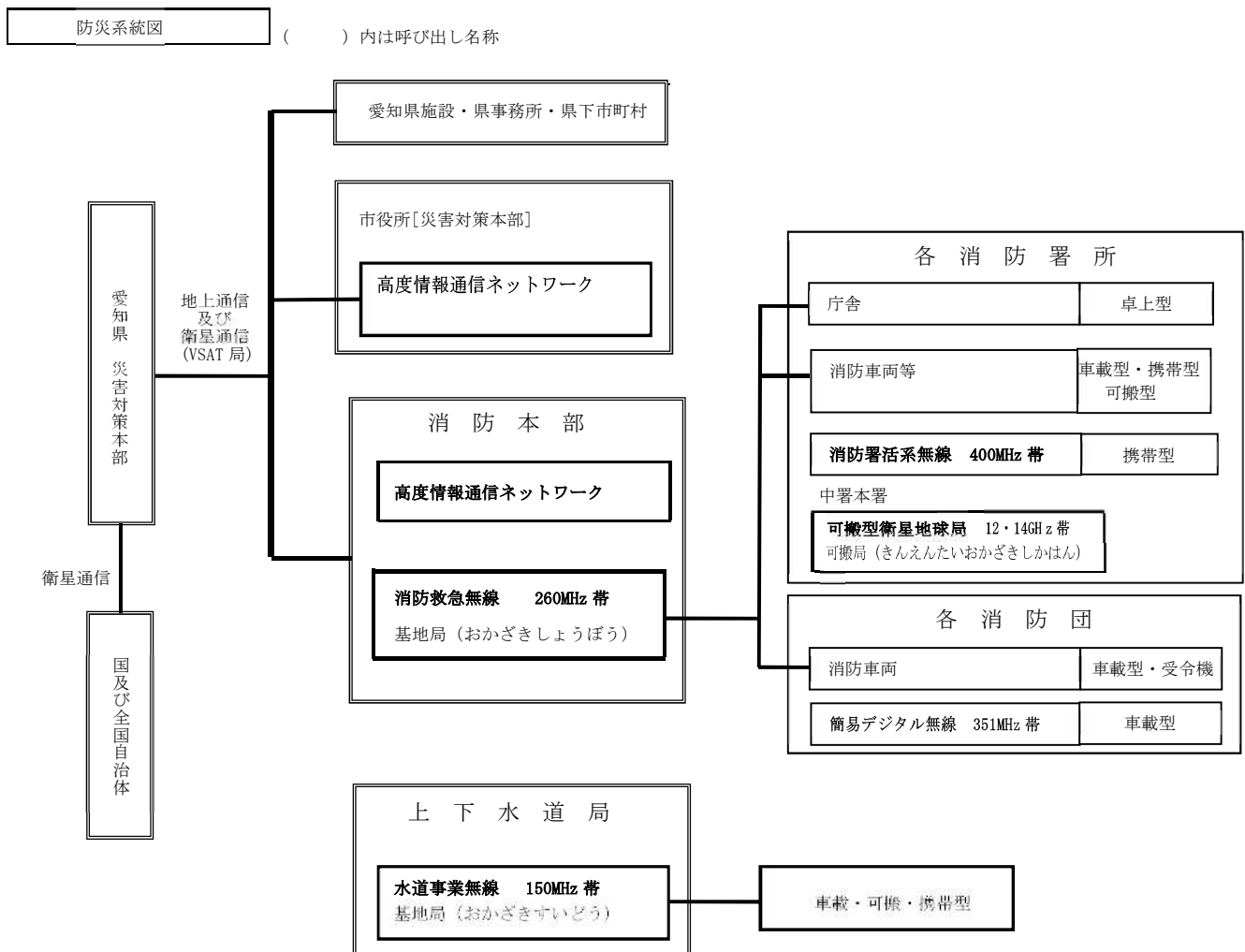
3 通信施設、設備等

(1) 市主要災害通信施設

通信施設の種別	個 数	設 置 所 在 地	所 管 部 署	備 考
高度情報通信 ネットワーク	(市役所本庁) 無線専用電話 4 FAX 2	十王町二丁目 9	市民安全部	地上系 衛星系 VSAT局
消 防 救 急 無 線 ・おかざき しょうぼう	基地局 5 移動局 車載型 121 携帯型 37 卓上型 11 可搬型 4 固定局 3 (防災行政無線と共用)	基地局所在地 朝日町三丁目 1 桑谷町字雨山2-538 桜形町字柿本28 奥山田町字山田53-16 雨山町字越刃道東1-5	消防本部	【260MHz帯】 活動波 4波 主運用波 1波 統制波 3波
	(本宮山トンネル用) 基地局 1 固定局 2	基地局所在地 豊川市内 固定局所在地 桑谷町字雨山2-538 樫山町字半木沢6-2		【260MHz帯】 活動波 1波 主運用波 1波
消 防 署 活 系 無 線	移動局 109	—	消防本部	【400MHz帯】 防災相互波 1波 署活波 2波 署活波（緊援隊用） 17波
簡易デジタル無線 (消 防 団)	移動局 車載型 115 可搬型 4	—	消防本部	【351MHz帯】 30波
火災報知専用電話	18	朝日町三丁目 4	消防本部	
直 通 電 話	12	朝日町三丁目 4 岡町, 暮戸町 中田町, 井ノ口町, 下青野町 仁木町, 本宿町, 樫山町 鍛埜町	消防本部 中署, 東署, 西署 各分署, 各出張所	
消 防 専 用 電 話	12	朝日町三丁目 4 岡町, 暮戸町 中田町, 井ノ口町, 下青野町 仁木町, 本宿町 鍛埜町	消防本部 中署, 東署, 西署 各分署, 出張所	
災 害 時 優 先 電 話	195	十王町二丁目 9 朝日町三丁目 4 高隆寺町五所合 3-1	市役所 消防本部 市民病院 その他避難所等	23-6533 ほか 21-5151 ほか
重 要 加 入 電 話	65	十王町二丁目 9 朝日町三丁目 4	市役所 消防本部	23-6533 ほか 21-5151 ほか
水 道 事 業 無 線	基地局 1 可搬 6 車載 34 携帯 10	十王町二丁目 9	上下水道局	153.61MHz

通信施設の種別	個 数	設 置 所 在 地	所 管 部 署	備 考
可搬型衛星地球局 ・きんえんたいおか ざきしかはん	可搬局 1	朝日町三丁目 4	消防本部	衛星系 VSAT局 送信周波数 14.0～14.5GHz 受信周波数12.25～12.75GHz
衛 星 通 信 機 器	可搬 12	十王町二丁目 9 朝日町、大平町、羽根 町、山綱町、西蔵前町、 矢作町、下青野町、樫山 町、中町、高蔵寺町	市民安全部 保健部 岡崎市民病院	

(2) 無線通信系統図



4 水防施設設備等

(1) 水防資器材の備蓄数量

市民安全部防災課
(令和7年4月1日)

倉庫名	所在地	建物	対象 河川	くい 木	土 の う 袋	ビ ニ ー ル シ ー ト	な わ	ビ ニ ー ル ロ ー プ	鉄 線
		m ²		本	袋	枚	kg	巻	kg
下細川	岡崎市細川町字屋下 88-1 先	34.58	矢作川	500	1000	5	10	15	50
仁木	岡崎市細川町字御前田 5-2	33.09	矢作川	630	1000	3	10	15	100
青木	岡崎市青木町 22-4	32.40	青木川	460	1000	3	10	15	50
百々	岡崎市百々字信義 19	31.75	青木川	530	1000	3	9	15	50
大門	岡崎市大門 3 丁目 36-8	36.50	矢作川	400	1000	3	10	15	150
上八帖	岡崎市八帖北町 43-20	31.50	矢作川	330	1000	3	10	15	150
下八帖	岡崎市八帖南町 2 丁目 10-10 先	34.58	矢作川	230	1000	3	10	15	100
天白	岡崎市天白町字千田 66	33.09	矢作川	1500	1000	3	10	15	100
北野	岡崎市北野町字東山 40-4	31.50	矢作川	400	1000	3	10	15	150
森越	岡崎市森越町字吉原 17-2	34.58	矢作川	400	1000	3	10	15	100
中園	岡崎市中園町字川成 2-8 先	28.12	矢作川	630	1000	3	12	15	100
渡	岡崎市渡町字上高須 70 先	34.78	矢作川	360	1000	3	10	15	100
下佐々木	岡崎市下佐々木町字川成 18-2 先	45.50	矢作川	530	1000	3	10	15	150
久後崎	岡崎市久後崎町字堤下 14-8 先	38.88	乙川	1650	1000	3	10	15	100
下六名	岡崎市六名 1 丁目 34	33.09	乙川	650	1000	3	10	15	150
赤渋	岡崎市赤渋町字北浦千反原 11-1 先	41.04	矢作川	550	1000	3	10	15	150
合歓木	岡崎市合歓木町字郷西 17-1	31.32	矢作川	320	1000	3	10	15	150
定国	岡崎市定国町字下川原 11-1	31.11	広田川	670	1000	3	10	15	100
舞木	岡崎市舞木町字中後 12 先	14.05	山綱川	40	500	3		11	50

倉庫名	た こ づ ち	掛 矢	か つ ぎ 棒	シ ャ ベ ル	の こ ぎ り	お の	ペ ン チ	も っ こ	な た ・ か ま	み	つ る は し	ハ ン マ ー	と う ぐ わ	な わ と お し	ク リ ッ パ ー	は し ご	一 輪 車	照 明 具	発 電 機
	丁	丁	本	丁	丁	丁	丁	枚	丁	丁	丁	丁	丁	丁	基	台	台	台	
下細川	5	6	5	20	2	2	3	5	6	2	2	1	3	2	2	1	1		
仁木	5	6	5	20	2	2	3	5	6	2	2	1	3	2	2	1	1		
青木	5	6	5	20	2	3	3	5	6	2	2	1	3	2	2	1	1		
百々	5	6	5	20	2	2	3	5	6	2	2	1	3	2	2	1	1		
大門	5	6	5	20	2	2	3	5	6	2	2	1	3	2	2	1	1		
上八帖	5	5	5	20	2	2	3	5	6	2	1	1	3	2	2	1	1		
下八帖	5	5	5	20	2	2	3	5	5	2	1	2	3	2	2	1	1		
天白	5	5	5	20	2	2	3	5	6	2	1	1	3	2	2	1	1		
北野	5	5	5	20	2	2	3	5	6	2	2	1	2	2	2	1	1		

森越	5	5	5	20	2	2	3	5	6	3	2	1	3	2	2	1	1		
中園	5	5	5	20	2	2	3	5	6	2	2	1	3	2	2	1	1		
渡	4	5	5	20	2	2	3		6	2	1	1	3	2	2	1	1		
下佐々木	4	5	5	20	2	2	3	5	6	2	1	1	3	2	2	1	1		
久後崎	4	5	5	18	2	2	3	5	6	2	1	1	2	2	2	1	1		
下六名	4	5	5	19	2	2	3	4	6	2	2	1	2	2	2	1	1		
赤渋	4	5	5	18	4	2	3	5	6	2	2	1	2	2	2	1	1		
合歓木	4	5	5	19	2	4	3	5	6	2	2	1	2	2	2	1	1		
定国	4	5	5	19	2	2	3	5	6	2	1	1	2	2	2	1	1		
舞木	4	5	5	18	2	2	2	2	6	2	1	1	2	2	2	1	1		

(2) 土のう倉庫

土木建設部河川課
(令和7年4月1日)

名 称	所 在 地	設置 年度	主要資器材			
			土のう (袋)	一輪車 (台)	トラ 柵 (基)	イン カー ロー コ (基)
1 大和川原	大和町字川原 80-7	H10	500	2	4	2
2 大和西之坊	大和町字西之坊 17-1	H10	500	2	4	2
3 中島境	中島町字流 24-1	H15	500	2	—	—
4 羽根西	羽根西 3 丁目 1-9	H14	500	2	—	—
5 福岡高田	福岡町字西後田 46-3	H14	500	1	—	—
6 福岡対屋（一時休止中）	福岡町字山下 24-1	H15	500	2	—	—
7 六名新町	六名新町 13	H15	500	2	5	—
8 六名公園	六名本町 8	H15	500	2	3	—
9 若松郷南	若松町字下ギロ 1-11 先	H15	500	2	—	—
10 若松川向	若松町字丸山田 25-1	H14	500	2	5	—
11 広幡公園	広幡町 9	H20	500	2	2	2
12 伊賀	伊賀町 432 先	H20	500	2	2	2
13 稲熊 1 丁目	稲熊町字 1 丁目 21	H20	500	2	2	2
14 梅園学区市民ホーム	稲熊町字 4 丁目 13-3	H20	500	2	2	2
15 稲熊 7 丁目 A	稲熊町字 7 丁目 27	H20	500	2	2	2
16 稲熊 7 丁目 B	稲熊町字 7 丁目 27	H20	500	2	2	2
17 矢作公園	中園町字大縄 3-1	H20	500	2	1	3
18 筒針公民館	筒針町字池田 268	H20	500	2	1	2
19 北本郷公民館	北本郷町字神明 34	H20	500	2	1	2
20 福岡学区こどもの家	福岡町字深田 19-1	H20	500	2	5	—
21 じぞう公園	上地 1 丁目 18	H20	500	2	5	—
22 前田公園	上地 2 丁目 39-1	H20	500	2	5	—
23 座王公園	上六名 3 丁目 5	H20	500	2	5	—
24 沖折戸公園	南明大寺町 6	H20	500	2	5	—
25 久後崎	久後崎町堤下 14-8	H21	500	2	9	—
26 大平	大平町字天神前 41-3	H21	500	2	2	2
27 上地西田	上地町字西田 8-118	H22	500	2	5	—
28 保母	保母町字三反田 45-3	H25	500	2	5	—
29 矢作猫田	矢作町字猫田 51-1	H27	500	2	5	—

30	柱下川田 A	柱町字下川田 6-1	H28	500	2	5	—
31	柱下川田 B	柱町字下川田 6-1	H29	500	2	5	—
32	大平下	大平町字瓦屋前 44-6	R6	500	2	4	
33	秦梨	秦梨町字平 39-3	R6	500	2	4	
34	生平	生平町字下屋敷 62	R6	500	2	4	
計				17,000	67	109	25

(3) 緊急用土砂備蓄箇所

土木建設部河川課
(令和7年4月1日)

箇所名	所在地	土砂備蓄量 (m³)
百々	百々町字信義 19	250
大西	大西 2 丁目 4-3	200
高橋	高橋町字堤外 45 ほか	180
合計		630

(4) ポンプ場等

ア ポンプ場

経済振興部農地整備課・上下水道局下水道施設課

ポンプ場	排 水 区 域	所 在 地	管理者	排 水 機					排水量 (m³/sec)	排水面積 (ha)
				口 径 (mm)	馬 力 (H. P)	台 数				
大 門	大門 1 丁目はか 26 町	大門 1 丁 目	岡崎市	2,100 2,000	2,400 1,620kw	2 2	>	4	44	413
八 帖	八帖北町ほか 21 町	八 帖 北 町	〃	1,200 1,350	400 600	2 2	>		14	125
早 川	八帖南町ほか 6 町	八 帖 南 町	〃	1,800	860	3			24	214
針 崎	針崎町ほか 7 町	針 崎 町	〃	2,300 3,400	90kw 200kw	2 2	>	4	11.8	108.8
中 島	中 島 町	中 島 町	〃	500 1,000	37kw 160kw	2 1	>	3	3.4	33.7
仁 木	仁木町ほか 1 町	岩 津 町	〃	600	40kw	1			0.75	40
合 飲 木	中島町ほか 10 町	中 島 町	〃	1,350	640	3			11	1460
赤 渋	赤渋町ほか 8 町	赤 渋 町	〃	1,650	1,500	4			23	186
福 岡	福 岡 町	福 岡 町	〃	600 400	22kw 11kw	1 1	>	2	1	57
砂 川	福 岡 町	福 岡 町	〃	800	55kw	2			2.64	24
岡崎鹿乗	筒針町ほか 19 町	筒 針 町	〃	1,650	700kw	2			11	1225
福 岡	福岡町ほか 3 町	福 岡 町	〃	900 600	110kw 45kw	2 2	>	4	4.62	43.6
六 名	六名本町ほか 6 町	六 名 本 町	〃	1,350	680kw	2			8.0	51

イ 排水樋門

経済振興部農地整備課・上下水道局下水道施設課

排水樋門名	排水区域	所在地	管理者	排水樋門		
				高さ (m)	巾 (m)	門
大 門 樋 門	大門 1 丁目ほか	大 門 1 丁 目	岡崎市	2.50	3.50	2
八 帖 樋 門	八帖北町ほか	八 帖 北 町	〃	2.00	1.85	2
早 川 樋 門	八帖南町ほか	八 帖 南 町	〃	3.00	3.50	2
赤 渋 樋 門	城南町ほか	赤 渋 町	〃	2.375	2.45	2

砂川樋門	福岡町	福岡町	〃	1.80	1.80	1
針崎樋門	針崎町ほか3町	針崎町	〃	2.575	3.15	1
中島樋門	中島町	中島町	〃	1.575	1.95	1
福岡樋門	福岡町ほか	福岡町	〃	1.0	3.0	1
鹿乗樋門	筒針町ほか19町	渡町	〃	2.50	2.00	1
合飲木樋門	中島町ほか10町	西尾市高落町	〃	2.50	2.50	1
六名樋門	六名本町ほか6町	六名町	〃	2.6	2.6	1

ウ 排水用可搬ポンプ

土木建設部道路維持課・中消防署本署
(令和7年4月1日)

区 分	ポ ン プ				エンジン (HP)			モーター (HP)			発 電 機 (台)
	内 径 (mm)				10	10	20	10	10	20	
	100 未 満	100 以上 200 未満	200 以上 300 未満	300 以 上	未 満	以 上 20 未満	以 上	未 満	以 上 20 未満	以 上	
岡 崎 市 (道路維持課)	6	7			7			3	3		2kW 2 3kW 1 25kVA 1 45kVA 1
中 消 防 署	本 署	11						11			0
	北 分 署	5						5			0
	花園出張所	3						3			
東 消 防 署	本 署	8						8			5kW 1
	南 分 署	9						9			
	青野出張所	6						6			5kW 1
	額田出張所	3						3			1.5kVA 1
	本宿出張所	3						3			
	形埜出張所	3						3			
西 消 防 署	本 署	13						13			5kW 1
合 計		71	6		9			67	3		9

(5) 貯留池

土木建設部河川課・上下水道局下水道施設課
(令和7年4月1日)

貯留池名	貯留区域	所在地	管理者	貯留容量
六 名 貯 留 池	六 名 地 区	六 名 本 町	岡 崎 市	27,000m ³
奈良井貯留池	竜美ヶ丘地区	竜美南1丁目	岡 崎 市	13,000m ³

(6) 調整池

土木建設部河川課
(令和7年4月1日)

調整池名	所在地	管理者	調整容量
戸崎調整池	戸崎町	岡崎市	51,200m ³
羽根長池調整池	羽根町	岡崎市	36,700m ³
羽根大池調整池	羽根町	岡崎市	36,300m ³
柱大池調整池	庄司田1丁目	岡崎市	13,500m ³
奥山田池調整池	上地3丁目	岡崎市	57,300m ³
上地調整池	上地2丁目	岡崎市	12,800m ³
大谷上池調整池	上地4丁目	岡崎市	28,850m ³
大谷下池調整池	上地3丁目	岡崎市	14,860m ³
大谷坂池調整池	美合町	岡崎市	19,850m ³
金仏池調整池	若松町	岡崎市	1,310m ³
おとがわ駅南調整池	竜美新町	岡崎市	1,700m ³
蓑川区画1号調整池	美合町	岡崎市	1,780m ³
蓑川区画3号調整池	蓑川町	岡崎市	970m ³
蓑川区画4号調整池	藤川荒古2丁目	岡崎市	1,900m ³
ちせいの里調整池	茅原沢町	岡崎市	5,510m ³
藤川台1丁目調整池	藤川台1丁目	岡崎市	2,360m ³
藤川台3丁目調整池	藤川台3丁目	岡崎市	8,160m ³
宇頭北調整池	宇頭北町	岡崎市	240m ³
宇頭南調整池	宇頭南町	岡崎市	770m ³
百々信義調整池	百々町	岡崎市	250m ³
開元1号調整池	米河内町	岡崎市	1,397m ³
開元2号調整池	米河内町	岡崎市	6,816m ³
花園1号調整池	真福寺町	岡崎市	23,280m ³
花園2号調整池	恵田町	岡崎市	8,030m ³
東部工業団地1号調整池	池金町	岡崎市	39,500m ³
東部工業団地2号調整池	舞木町	岡崎市	20,200m ³
東部工業団地3号調整池	大幡町	岡崎市	25,310m ³
東部工業団地5号調整池	上衣文町	岡崎市	18,150m ³
若松伝兵衛屋敷調整池	若松町	岡崎市	370m ³
香山の里調整池	桑原町	岡崎市	3,190m ³
細川大沢前調整池	細川町	岡崎市	3,060m ³
ライクタウン花園調整池	真福寺町	岡崎市	3,320m ³
真福寺中ノ坂調整池	真福寺町	岡崎市	1,310m ³
岩津東山調整池	岩津町	岡崎市	780m ³
緑風台調整池	滝町	岡崎市	4,000m ³
欠三田田北通調整池	欠町	岡崎市	1,540m ³
小呂三乃己田調整池	小呂町	岡崎市	320m ³
稲熊第1調整池	稲熊町	岡崎市	2,320m ³
稲熊第2調整池	稲熊町	岡崎市	460m ³
市民病院第1調整池	洞町	岡崎市	7,130m ³
市民病院第2調整池	洞町	岡崎市	7,230m ³
天上池調整池	洞町	岡崎市	1,810m ³
本宿調整池	本宿町	岡崎市	2,170m ³
平吾川調整池	本宿町	岡崎市	4,730m ³
大久後公園南調整池	上地6丁目	岡崎市	13,560m ³
細川さくら台調整池	細川町	岡崎市	7,140m ³
額田南部企業団地1号調整池	大代町	岡崎市	2,000m ³
額田南部企業団地2号調整池	大代町	岡崎市	11,550m ³
田口1号調整池	田口町	岡崎市	1,570m ³
田口2号調整池	田口町	岡崎市	2,024m ³

調整池名	所在地	管理者	調整容量
田口 3 号調整池	田口町	岡崎市	3, 298m ³
長沼池調整池	洞町	岡崎市	3, 100m ³
稲熊 7 丁目団地調整池	稲熊町	岡崎市	245m ³
緑陽台 1 号調整池	桑原町	岡崎市	5, 014m ³
緑陽台 2 号調整池	桑原町	岡崎市	1, 396m ³
山綱上中野調整池	山綱町	岡崎市	470m ³
稲熊 7 丁目調整池	稲熊町	岡崎市	1, 950m ³
稲熊山神戸調整池	稲熊町	岡崎市	470m ³
真伝寒風調整池	真伝町	岡崎市	300m ³
西藏前新屋敷調整池	西藏前町	岡崎市	2, 130m ³
若松西三田ヶ入池調整池	若松町	岡崎市	271m ³
真伝町字荒戸調整池	真伝町	岡崎市	462m ³
羽根小豆坂調整池	羽根町	岡崎市	59m ³
猫沢池調整池	真伝吉祥 2 丁目	岡崎市	53, 800m ³
簀川南部 1 号調整池	みはらし台 1 丁目	岡崎市	1, 397m ³
簀川南部 2 号調整池	簀川町	岡崎市	3, 023m ³
竜美大入調整池	竜美大入町	岡崎市	1, 500m ³
宇頭東調整池	宇頭東町	岡崎市	1, 032m ³
小針調整池	小針町	岡崎市	3, 399m ³
小呂ミタライ調整池	小呂町	岡崎市	582m ³
真伝前田 1 号調整池	真伝 1 丁目	岡崎市	2, 364m ³
真伝前田 2 号調整池	真伝 2 丁目	岡崎市	2, 070m ³
真伝亀山調整池	真伝町	岡崎市	900m ³
伊賀調整池	伊賀町	岡崎市	299m ³
上六名東調整池	上六名 3 丁目	岡崎市	96m ³
上六名西調整池	上六名 3 丁目	岡崎市	109m ³
翔南中学校調整池	針崎町	岡崎市	9, 928m ³
柱福部池調整池	柱町	岡崎市	247m ³
真伝吉祥 1 号調整池	真伝吉祥 1 丁目	岡崎市	16, 482m ³
真伝吉祥 2 号調整池	真伝吉祥 1 丁目	岡崎市	1, 164m ³
真伝吉祥 3 号調整池	真伝吉祥 1 丁目	岡崎市	1, 130m ³
稲熊 6 丁目調整池	稲熊町	岡崎市	223m ³
美合つむぎ中 1 号調整池	美合町	岡崎市	4, 003m ³
美合つむぎ中 2 号調整池	美合町	岡崎市	3, 004m ³
美合つむぎ中 3 号調整池	美合町	岡崎市	1, 221m ³
美合つむぎ中 4 号調整池	美合町	岡崎市	641m ³
小呂三乃己田第 2 調整池	小呂町	岡崎市	317m ³
百々池ノ入調整池	百々町	岡崎市	107m ³

(7) ダム

土木建設部河川課
(令和 7 年 4 月 1 日)

名 称	所在地	形 式	総貯水容量	洪水調節容量
雨山ダム	雨山町	重力式コンクリートダム	251, 000m ³	144, 000m ³

5 救助用施設、設備等

(1) 救出用資器材

東消防署本署
(令和7年10月31日)

区 分		か ぎ 付 は し ご	三 連 は し ご	ワ イ ヤ は し ご	救 助 マ ツ ト	救 命 索 発 射 装 置	救 助 用 縛 帯	平 担 架	油 圧 ジャ ッ キ	ス 油 プレ ッ ダ ー 圧	可 搬 ウ イ ン チ	救 マ ン ホ ー ル 具	空 気 ジャ ッ キ	ス 大 型 油 プレ ッ ダ ー 圧	支 救 柱 助 器 具 用	油 圧 切 断 機
中消防署	本 署	3	4	1	1	1	6	1	1	1	2	1	1	1	1	1
	北 分 署	1	1				1				1					
	花園出張所		1				1				1					
東消防署	本 署	2	2	1	1	1	5	2	1	1	2	1	1	1		1
	南 分 署	1	2				1				1					
	青野出張所		1				1				2					
	額田出張所		1				2			1	1		1			
	本宿出張所		1		1		1				1					
	形埜出張所		1				1			1	2		1			
西消防署	本 署	2	2	1	1	1	5	1	2	1	2	1	1	1	1	1
計		9	16	3	4	3	24	4	4	5	15	3	5	3	2	3

区 分		カ エ ッ ン タ ジ ン	ガ ス 溶 断 機	チ エ ー ン ソ ー	鉄 線 カ ッ タ ー	空 気 鋸	切 大 型 断 油 機 圧	空 気 切 断 機	万 能 斧	ハ ン マ ー	破 壊 帯 器 具 用	削 岩 機	ハ ン マ ド リ ル	生 物 剤 検 知 器	可 燃 性 ガ ス 測 定 器	有 毒 ガ ス 測 定 器
中消防署	本 署	1	1	1	5	1	1	1	5	1	1	1	2	1	2	4
	北 分 署			1	5				3	1		1			1	
	花園出張所	1		1	2				2	1						
東消防署	本 署	1	1	1	8	1	1	1	3	2	1	1	1		1	2
	南 分 署	1		1	5				3	1		1				
	青野出張所	1		1	2				2	1		1				
	額田出張所	1		1	2		1		3			1			1	
	本宿出張所	1		1	2				2							
	形埜出張所	1		1	3				2	1		1				
西消防署	本 署	1	1	1	7	1	1	1	5	2	1	1	1		1	2
計		9	3	10	41	3	4	3	30	10	3	8	4	1	6	8

区 分		酸素濃度測定器	放射線測定器	空気呼吸器	酸素呼吸器	簡易呼吸器	防塵マスク	送排風機	耐電手袋	耐電衣	耐電ズボン	耐電長靴	防塵メガネ	携帯警報器	防毒マスク	化学防護服
中消防署	本 署	2	20	25	5	2	5	1	7	4	4	4	5	22	18	15
	北 分 署	1		10					2	2	2	2		10		
	花 園 出 張 所			4									2	4		
東消防署	本 署	1	1	22	5	2	5	1	7	4	4	4	7	14	5	6
	南 分 署			12					2	2	2	2		12		
	青 野 出 張 所			4									3	3		
	額 田 出 張 所	1		6									7	5		
	本 宿 出 張 所			4									3	4		
	形 埜 出 張 所			4										4		
西消防署	本 署	1	2	23	5	2	5	1	7	4	4	4	8	17	5	9
計		6	23	114	15	6	15	3	25	16	16	16	35	95	28	30

区 分		陽圧式防護服	耐熱服	放射線防護服	除染シャワール	除染剤散布器	潜水器具	救命胴衣	水中投光器	救命浮環	浮標	救命ボート	船外機	水中時計	バスケツト担架	簡易画像探査機
中消防署	本 署	7	2	2	2	2	5	40	5	13	1	4	2		5	
	北 分 署							11		2		1			1	
	花 園 出 張 所							5		1					1	
東消防署	本 署	5	2	2	1	2	5	23	5	3		2	1		1	1
	南 分 署							12		2		1			1	
	青 野 出 張 所							11		2		2				
	額 田 出 張 所							6		2		1			1	
	本 宿 出 張 所							6		1		1				
	形 埜 出 張 所							6		1						
西消防署	本 署	5	2	2	1	2	5	21	5	4	1	2	1		3	1
計		17	6	6	4	6	15	141	15	31	2	14	4	0	13	2

区 分		画 像 探 査 機	地 中 音 響 探 知 機	熱 画 像 直 視 装 置	夜 間 暗 視 装 置	地 震 警 報 器	投 光 器	携 帯 投 光 器	携 帯 拡 声 器	携 帯 無 線 機	応 急 処 置 セ ット	車 両 移 動 器 具	緩 降 機	ロー プ 登 降 機	救 助 用 降 下 機	発 電 機
中 消 防 署	本 署	2	1	3	1	1	9	22	6	27	1	1	2	2	9	9
	北 分 署						3	7	1	10			1			4
	花 園 出 張 所						1	4	1	7						1
東 消 防 署	本 署	1		2			3	18	5	21	1	1	2	1	5	4
	南 分 署						4	8	3	14			1			4
	青 野 出 張 所						1	3	1	9						1
	額 田 出 張 所						1	3	1	9						2
	本 宿 出 張 所						1	5	2	7						1
	形 埜 出 張 所						1	5	1	2						1
西 消 防 署	本 署			1			6	19	5	16	1	1	2	1	9	7
計		3	1	6	1	1	30	94	26	122	3	3	8	4	23	34

(2) 避難所及び避難場所

ア 指定緊急避難場所、指定避難所

市民安全部防災課

	施設・場所名	住所	電話番号	指定緊急避難場所						指定避難所	
				対象とする異常な現象の種類				想定収容人数 (2㎡/人)			
				洪水／内水氾濫	崖崩れ、土石流及び地滑り	地震	大規模な火事	屋内 (上段：屋内運動場等) (下段：上層階)	屋外	指定	想定収容人数 (3.5㎡/人)
1	岡崎市役所	岡崎市十王町2丁目9	23-6777	○ (1階以上)				118			
2	甲山中学校	岡崎市中町字北野東20-1	22-2664	○	○	○		518	7,551	○	296
3	梅園小学校	岡崎市稲熊町4丁目68-1	22-3566	○	○	○		479	5,700	○	273
4	根石小学校	岡崎市欠町字石ヶ崎1-2	22-3646	○	○	○		479	6,277	○	273
5	せきれいホール	岡崎市朝日町3丁目36-5	25-0511	○	○			623			
6	愛知県立岡崎商業高等学校	岡崎市栄町3丁目76	21-3599		○	○		859	7,006	○	490
7	葵中学校	岡崎市伊賀新町31-1	21-0171	○	○	○		518	11,516	○	296
8	井田小学校	岡崎市井田町字茨坪4-3	22-2146	○	○	○		502	10,694	○	286
9	愛宕小学校	岡崎市伊賀町字愛宕山1	22-4419	○		○		479	5,839	○	273
10	広幡小学校	岡崎市広幡町11-1	21-0610		○	○		342	6,012	○	195
11	岡崎市民会館	岡崎市六供町字出崎15-1	21-9121	○	○			1,645			
12	井田体育館	岡崎市伊賀新町10-3	24-8061	○	○			200			
13	愛知県立岡崎北高等学校	岡崎市石神町17-1	22-2536	○	○	○		742	15,458	○	424
14	愛知教育大学附属岡崎小学校	岡崎市六供町字八貫15	21-2237	○	○	○		418	3,475		
15	城北中学校	岡崎市城北町3-1	21-8103		○	○		527	7,899	○	301
16	連尺小学校	岡崎市城北町4	22-6574		○	○		479	8,041	○	273
17	連尺学区市民ホーム	岡崎市魚町1丁目4		○ (2階以上)	○			16 49			

	施設・場所名	住所	電話番号	指定緊急避難場所						指定避難所	
				対象とする異常な現象の種類				想定収容人数 (2 m ² /人)			
				洪水／内水氾濫	崖崩れ、土石流及び地滑り	地震	大規模な火事	屋内 (上段：屋内運動場等) (下段：上層階)	屋外	指定	想定収容人数 (3.5 m ² /人)
18	愛知県立岡崎西高等学校	岡崎市日名南町7	25-0751		○	○		818	8,741	○	467
19	竜海中学校	岡崎市明大寺町字栗林48-1	51-4538	○		○		526	8,984	○	301
20	六名小学校	岡崎市六名3丁目2-1	51-3536	○ (3階以上)	○	○		479 724	4,873	○	273
21	三島小学校	岡崎市明大寺町字池上1	51-0568	○	○	○		342	4,057	○	195
22	竜美丘小学校	岡崎市竜美台1丁目1	52-1275	○	○	○		342	5,622	○	195
23	岡崎市体育館	岡崎市六名本町7	53-1811	○ (4階以上)	○			2,619 1,180			
24	中央市民センター	岡崎市上六名3丁目3-7	55-8066	○ (3階以上)	○			145 75			
25	六名学区市民ホーム	岡崎市六名南1丁目2-1			○			124			
26	愛知県立岡崎高等学校	岡崎市明大寺町字伝馬1	51-0202	○	○	○		1,185	9,939	○	676
27	愛知教育大学附属岡崎中学校	岡崎市明大寺町字栗林1	51-3637	○	○	○		580	3,322		
28	常磐中学校	岡崎市滝町字山籠109	46-2028	○	○	○		526	4,800	○	301
29	常磐南小学校	岡崎市田口町字岩本12-4	46-2005	○		○		247	4,407	○	141
30	常磐東小学校	岡崎市米河内町字惣作32	46-2108	○		○		247	4,251	○	141
31	常磐小学校	岡崎市滝町字入ノ谷3-4	46-2003	○	○	○		342	7,077	○	195
32	南中学校	岡崎市戸崎町字野畔8-1	51-4664	○ (2階以上)	○	○		528 2,868	6,800	○	301
33	羽根小学校	岡崎市羽根町字池脇24-2	51-1795	○ (2階以上)	○	○		346 1,562	8,044	○	197
34	翔南中学校	岡崎市針崎町字春咲1-2	71-1122	○	○	○		537	8,513	○	307
35	岡崎小学校	岡崎市針崎町字フロ1	51-1252	○ (2階以上)	○	○		342 3,377	5,813	○	195

	施設・場所名	住所	電話番号	指定緊急避難場所						指定避難所	
				対象とする異常な現象の種類				想定収容人数 (2 m ² /人)			
				洪水／内水氾濫	崖崩れ、土石流及び地滑り	地震	大規模な火事	屋内 (上段：屋内運動場等) (下段：上層階)	屋外	指定	想定収容人数 (3.5 m ² /人)
36	小豆坂小学校	岡崎市戸崎町字藤狭13-5	54-1651	○	○	○		342	4,246	○	195
37	南部市民センター(シビックセンター内)	岡崎市羽根町字貴登野15	51-1579	○ (2階以上)	○			48			
38	南部市民センター分館	岡崎市羽根西新町5-3	53-7831	○ (2階以上)	○			23 108			
39	愛知県立岡崎工科高等学校	岡崎市羽根町字陣場47	51-1646	○	○	○		811	12,963	○	463
40	福岡中学校	岡崎市福岡町字井杭3	51-9057	○ (2階以上)	○	○		525 2,066	9,521	○	300
41	福岡小学校	岡崎市福岡町字西市仲3	51-9040	○ (2階以上)	○	○		342 1,769	8,138	○	195
42	竜南中学校	岡崎市緑丘2丁目17	54-4400	○	○	○		518	8,984	○	296
43	上地小学校	岡崎市上地3丁目31	53-0501	○	○	○		342	5,428	○	195
44	緑丘小学校	岡崎市美合町字沢渡12	51-5693	○	○	○		342	4,705	○	195
45	美川中学校	岡崎市丸山町字ハサマ4-1	21-1898	○ (2階以上)	○	○		648 2,152	6,553	○	370
46	男川小学校	岡崎市大平町字中道17	22-1159	○	○	○		342	5,369	○	195
47	美合小学校	岡崎市岡町字南石原30	51-1020	○ (2階以上)	○	○		342 1,319	4,012	○	195
48	岡崎地域文化広場	岡崎市岡町字鳥居戸1-1	53-3511	○	○			215			
49	岡崎中央総合公園	岡崎市高隆寺町字峠1	25-7887	○	○		○	5,912			
50	総合検査センター	岡崎市美合町字五本松68-1	57-0530	○ (2階以上)	○			121			
51	大平市民センター	岡崎市大平町字皿田6	22-0162	○	○			124			
52	河合中学校	岡崎市茅原沢町字上平7	47-2012	○	○	○		299	4,161	○	170
53	生平小学校	岡崎市生平町字鷺場25-1	47-2547	○ (2階以上)	○	○		247 619	4,002	○	141

	施設・場所名	住所	電話番号	指定緊急避難場所						指定避難所	
				対象とする異常な現象の種類				想定収容人数 (2 m ² /人)			
				洪水／内水氾濫	崖崩れ、土石流及び地滑り	地震	大規模な火事	屋内 (上段：屋内運動場等) (下段：上層階)	屋外	指定	想定収容人数 (3.5 m ² /人)
54	秦梨小学校	岡崎市秦梨町字世土田 2	47-2548	○ (2 階以上)		○		247 559	2,600	○	141
55	東海中学校	岡崎市山綱町字中柴 51	48-2821	○		○		526	7,767	○	301
56	竜谷小学校	岡崎市竜泉寺町字松本 34-4	53-3865	○	○	○		342	6,217	○	195
57	藤川小学校	岡崎市藤川町字西町北 44	48-2029	○	○	○		342	2,690	○	195
58	山中小学校	岡崎市舞木町字天神越 1	48-2201	○	○	○		247	4,315	○	141
59	本宿小学校	岡崎市本宿町字三本松入 14-1	48-2504	○		○		342	5,410	○	195
60	東部市民センター	岡崎市山綱町字天神 2-9	48-2922	○				121			
61	藤川学区市民ホーム	岡崎市藤川台 3 丁目 1-8		○	○			65			
62	本宿学区市民ホーム	岡崎市本宿町字古新田 11-1		○ (2 階以上)	○			22 47			
63	愛知県立岡崎東高等学校	岡崎市竜泉寺町字後山 27	52-8911	○	○	○		761	11,736	○	434
64	岩津中学校	岡崎市東蔵前 2 丁目 36	45-2022	○ (2 階以上)	○	○		526 1,516	9,370	○	301
65	恵田小学校	岡崎市恵田町字三月ヶ入 71-1	45-2225	○	○	○		247	5,058	○	141
66	岩津小学校	岡崎市岩津町字申堂 24-2	45-2007	○	○	○		342	4,175	○	195
67	大樹寺小学校	岡崎市鴨田町字広元 31	22-1419	○ (2 階以上)	○	○		479 1,862	4,060	○	273
68	百々保育園	岡崎市河原町 15-1	22-2076		○			68			
69	北部地域交流センター	岡崎市西蔵前町字季平 45-1	66-8251	○ (2 階以上)	○			148			
70	大樹寺学区市民ホーム	岡崎市鴨田町字田起 64-18		○ (2 階以上)	○			59			
71	愛知県立岩津高等学校	岡崎市東蔵前町字馬場 5	45-2005	○	○	○		720	7,679	○	411

	施設・場所名	住所	電話番号	指定緊急避難場所						指定避難所	
				対象とする異常な現象の種類				想定収容人数 (2㎡/人)			
				洪水／ 内水氾濫	崖崩れ、 土石流及び 地滑り	地震	大規模な 火事	屋内 (上段：屋内運動場等) (下段：上層階)	屋外	指定	想定収 容人数 (3.5㎡ /人)
72	北中学校	岡崎市上里1丁目10	22-8740	○ (4階以上)	○	○		494 744	8,138	○	282
73	大門小学校	岡崎市大門4丁目4-1	23-8709	○ (4階以上)	○	○		342 205	5,498	○	195
74	新香山中学校	岡崎市桑原町字大沢20-86	45-2026	○	○	○		494	9,363	○	282
75	奥殿小学校	岡崎市奥殿町字仲西73-2	45-2207	○		○		342	4,242	○	195
76	細川小学校	岡崎市細川町字石田45	45-2701	○	○	○		342	5,286	○	195
77	矢作北中学校	岡崎市東大友町字筆屋43-1	31-3611	○ (3階以上)	○	○		340 1,435	7,996	○	194
78	矢作東小学校	岡崎市矢作町字切戸28	31-3233	○ (3階以上)	○	○		342 506	5,094	○	195
79	矢作北小学校	岡崎市橋目町字西遠山9-2	31-4574	○ (3階以上)	○	○		342 873	5,802	○	195
80	北野小学校	岡崎市北野町字山下1-1	31-1112	○ (3階以上)	○	○		342 1299	5,065	○	195
81	矢作中学校	岡崎市暮戸町字蓮代18	31-3808	○ (3階以上)	○	○		528 1,122	10,415	○	301
82	矢作西小学校	岡崎市宇頭町字長合40	31-3283	○	○	○		342	4,391	○	195
83	西部学校給食センター	岡崎市筒針町字池田87-1	32-1800	○ (2階以上)	○			138			
84	矢作南小学校	岡崎市大和町字西島13	31-2723	○ (3階以上)	○	○		342 756	3,975	○	195
85	矢作西保育園	岡崎市西本郷町字和志山101-4	31-5502		○			58			
86	西部地域交流センター	岡崎市矢作町字尊所45-1	33-3665	○ (3階以上)	○			164 61			
87	六ツ美中学校	岡崎市下青野町字井戸尻72	43-2071	○ (2階以上)	○	○		342 2,117	7,885	○	195
88	六ツ美中部小学校	岡崎市下青野町字井戸尻71	43-2260	○ (2階以上)	○	○		342 1,141	4,874	○	195
89	六ツ美南部小学校	岡崎市中島町字下井ノ上9-1	43-2105	○ (2階以上)	○	○		342 1,693	5,446	○	195

	施設・場所名	住所	電話番号	指定緊急避難場所					指定避難所	
				対象とする異常な現象の種類				想定収容人数 (2 m ² /人)		
				洪水／内水氾濫	崖崩れ、土石流及び地滑り	地震	大規模な火事	屋内 (上段：屋内運動場等) (下段：上層階)	屋外	
90	六ツ美市民センター	岡崎市下青野町字天神 64	43-2510	○ (2 階以上)	○			20 87		
91	六ツ美北中学校	岡崎市井内町字六反 2	54-2431	○ (2 階以上)	○	○		494 3,632	9,048	○ 282
92	六ツ美北部小学校	岡崎市土井町字炭焼 2	52-2257	○ (2 階以上)	○	○		342 2,122	5,591	○ 195
93	城南小学校	岡崎市城南町 1 丁目 11	52-2913	○ (3 階以上)	○	○		342 1,101	6,369	○ 195
94	六ツ美西部小学校	岡崎市赤浜町字道本 33	71-2971	○ (2 階以上)	○	○		479 2,030	6,252	○ 273
95	額田中学校	岡崎市榎山町字原新田 88	82-3160	○		○		794	10,239	○ 454
96	豊富小学校	岡崎市榎山町字西之沢 3	82-3073	○ (2 階以上)	○	○		499 1,323	5,361	○ 205
97	豊富学区市民ホーム	岡崎市榎山町字山ノ神 10-1		○	○			61		
98	夏山小学校	岡崎市夏山町字細田 7-1	82-3015	○ (2 階以上)	○	○		250 110	2,373	○ 143
99	岡崎市ホテル学校	岡崎市鳥川町字小デノ沢 5-1	82-3027	○		○		130	545	○ 74
100	宮崎小学校	岡崎市石原町字古城 9	83-2260	○		○		340	2,980	○ 194
101	宮崎保育園	岡崎市石原町字淀野 21	83-2370	○	○			56		
102	みつわ広場	岡崎市東河原町字黒石 17	83-2014	○		○		98	1,201	○ 55
103	千万町楽校	岡崎市千万町町字宮西 8	83-2810	○ (2 階以上)		○		81 15	1,645	○ 53
104	形埜小学校	岡崎市桜形町字中嶋 13		○		○		405	4,675	○ 231
105	形埜学区市民ホーム	岡崎市桜形町字福塚 3	84-3009	○	○			60		
106	下山小学校	岡崎市保久町字市場 16	84-2204	○		○		365	3,233	○ 208
107	図書館交流プラザりぶら	岡崎市康生通西 4 丁目 71	23-3100	○ (3 階以上)	○			157		

	施設・場所名	住所	電話番号	指定緊急避難場所						指定避難所	
				対象とする異常な現象の種類				想定収容人数 (2㎡/人)			
				洪水／内水氾濫	崖崩れ、土石流及び地滑り	地震	大規模な火事	屋内 (上段：屋内運動場等) (下段：上層階)	屋外	指定	想定収容人数 (3.5㎡/人)
108	東公園	岡崎市欠町字大山田1	24-0050				○				
109	岡崎城公園	岡崎市康生町 561-1	24-2204				○				
110	南公園 (～R8 一部改修)	岡崎市若松町字萱林1-1	改修中				○				
合 計				99	90	79	4	46,543 45,014	492,257	77	18,864

イ 広域避難場所（地震）

市民安全部防災課

区 分	電話番号	所在地	面積 (㎡)	収容可能人員 人員 (人)	備考	標識 数
東公園	24-0050	欠町字大山田1	245,000	49,000		2
岡崎城公園	24-2204	康生町561-1	165,100	33,000	公園 83,000㎡ 河川敷 82,100㎡	4
南公園 (～R8一部改修)	改修中	若松町字萱林1-1	145,000	29,000		3
岡崎中央総合公園	25-7887	高隆寺町字峠1	289,000	57,800		(1)
		4箇所	844,100	168,800		

*避難所を兼ねている避難場所の標識数は、かっこ書きで記載。

ウ 応急仮設住宅建設候補地一覧

都市基盤部市営住宅課

候補地の名称 (施設名)	所在地	建築可能 戸数
梅園公園	稲熊町字6丁目135-1	52
三百田公園	大樹寺3丁目21	98
東公園 (南駐車場)	欠町字大山田1	30
南公園 (球技場、駐車場)	若松町字萱林1-1	84
大幡運動広場	大幡町字一仏33-3他	38
ながね公園	上地4丁目24-24、25	8
額田運動場	南大須町字トドメキ5	88
矢作公園	中園町字大縄1	112
東部運動場	桑谷町字平田ケ入25-3	80
緑町中央公園	本宿町字梨子木9-38	12
斉田公園	中島西町4丁目4	20
福桶公園	福桶町字一丁田171	38
羽根田公園	柱曙3丁目4	6
くてきた公園	北野町字畔北12	8
渡町公園	渡町字薬師畔18-1	16
棚田公園	竜美台1丁目14	46
清水公園	福岡町字辻2-3	8
香山の里公園	桑山町字香山9-3	6
北斗台1号公園	細川町字窪地77-183	16
吉祥中央公園	真伝町字吉祥1丁目9	28
小美公園	小美町字久後畑77	16
堤下公園	上里1丁目24	98
滝中央公園	滝町字芳殿59-1	22
御小屋西公園	橋目町字御小屋西136、137-1、137-2	18
井田公園	井田新町10	70
境公園	大門一丁目1	120
日名公園	日名南町13	58
土井公園	土井町字柳ヶ坪8-2	20
計		1,216

(3) 緊急時ヘリポート可能箇所

市民安全部防災課・消防本部消防救急課

名 称	電話番号	面積 (㎡)	至近水 利まで の距離 (m)	所 在 地	機 種 別			巾×長さ (m)
					大型	中型	小型	
甲 山 中 学 校	22-2664	8,100	45	中町字北野東 20-1		○		85×95
美 川 中 学 校	21-1898	8,820	40	丸山町字ハザマ 4-1	○			85×103
福 岡 中 学 校	51-9057	9,107	50	福岡町字井杭 3			○	64×128
東 海 中 学 校	48-2821	13,525	70	山綱町字中柴 51		○		78×140
矢 作 東 小 学 校	31-3233	4,126	75	矢作町字切戸 28			○	50×82
六ツ美中部小学校	43-2260	5,698	55	下青野町字井尻 71			○	54×96
新 香 山 中 学 校	45-2026	9,690	90	桑原町字大沢 20-86			○	50×85
乙 川 河 川 緑 地	23-6533	12,600	5	康生町地内	○			70×180
岡 崎 市 民 病 院	21-8111	105,187	130	高隆寺町五所合地内	○			18×15
トヨタ部品愛知共販 (株)額田センター	84-3101	102,000	100	中伊西町字大皿田 13-1	○			18×18
飛行場外離着陸場								
岡崎中央総合公園美術博物館第3駐車場	25-7887	9,000	50	高隆寺町字峠 2		○		38×38
中央総合公園多目的広場	25-7887	27,000	300	高隆寺町字峠 1	○			70×180
額 田 中 学 校	82-3160	19,850	100	檜山町字原新田 88		○		100×150
駅 南 中 央 公 園	23-7406	20,000	80	針崎町字五反田 1-3		○		70×70
マルヤス岡崎龍北スタジアム	46-3261	20,000	300	真伝町字亀山 12-2		○		65×100
デンソー額田研修所跡地	0566-61-4528	10,000	700	切山町字大ボウ 1-2		○		40×65
岡 崎 市 民 病 院	66-7007	105,187	130	高隆寺町五所合地内	○			18×15
計 17 箇所					6	7	4	

(4) 救急車(高規格救急車)

消防本部

区 分		台 数
中 消 防 署	本 署	3
	北 分 署	1
	花園出張所	1
東 消 防 署	本 署	2
	南 分 署	2
	青野出張所	1
	額田出張所	1
	本宿出張所	1
西 消 防 署	形 埜 出張所	1
	本 署	2
計		15

(5) 救急告示医療機関

保健部保健政策課
(令和6年10月1日)

病 診	名 称	電話 番号	所 在 地	診療科目	病床数	優先 病床	専用 病床
病	岡 崎 市 民 病 院 (中核災害拠点病院)	21－ 8111	高隆寺町字五 所合3－1	内科 呼吸器内科 消化器内科 循環器内科 腎臓内科 脳神経内 科 血液内科 緩和ケア内科 腫 瘍内科 内分泌・糖尿病内科 外 科 小児外科 呼吸器外科 消化 器外科 心臓血管外科 脳神経外 科 乳腺外科 内分泌外科 整形 外科 形成外科 内視鏡外科 腫 瘍整形外科 心療精神科 小児科 感染症小児科 新生児小児科 脳 神経小児科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 リ ハビリテーション科 放射線科 放射線診断科 放射線治療科 病 理診断科 臨床検査科 救急科 麻酔科 歯科口腔外科	680	－	15
病	藤田医科 大学 岡崎医療セン ター (地域災害拠点病院)	64－ 8800	針崎町字五反 田1	内科 呼吸器内科 消化器内科 循環器内科 脳神経内科 血液・ 腫瘍内科 外科 呼吸器外科 心 臓血管外科 脳神経外科 整形外 科 形成外科 精神科 小児科 皮 膚科 泌尿器科 婦人科 眼科 耳 鼻いんこう科 リハビリテーシ ョン科 放射線科 病理診断科 救急科 麻酔科 歯科	400	20	－
病	愛知医科大学 メディカルセ ンター	66－ 2811	仁木町字川越 17－33	内科 呼吸器内科 消化器内科 循環器内科 腎臓内科 神経内科 血液内科 糖尿病内科 外科 消 化器外科 脳神経外科 整形外科 形成外科 疼痛緩和外科 精神科 リウマチ科 皮膚科 泌尿器科 リハビリテーション科	270	3	3
病	医 療 法 人 鉄 友 会 宇 野 病 院	24－ 2211	中岡崎町1－ 10	内科 消化器内科 循環器内科 肛門内科 腎臓内科 神経内科 乳腺内科 内分泌内科 胃腸内科 心療内科 化学療法内科 内視鏡 内科 ペインクリニック内科 糖 尿病内科 外科 消化器外科 肛 門外科 心臓血管外科 脳神経外 科 乳腺外科 整形外科 形成外 科 内視鏡外科 リウマチ科 皮 膚科 泌尿器科 眼科 リハビリ テーション科 放射線科 救急科 麻酔科	180	2	－

病	岡崎南病院	51-5434	羽根東町1-1-3	内科 循環器内科 神経内科 胃腸内科 外科 肛門外科 脳神経外科 整形外科 リウマチ科 小児科 皮膚科 リハビリテーション科	132	5	5
	計5箇所						

(6) 医療救護所（市内10候補地）

市内中学校10箇所の設置候補地から被災状況を把握し状況に応じて設置。
福岡中学校・六ツ美中学校・六ツ美北中学校・竜南中学校・南中学校・美川中学校・城北中学校・矢作中学校・矢作北中学校・北中学校（計10箇所）

(7) 後方支援病院（市内6カ所）

藤田医科大学岡崎医療センター、愛知医科大学メディカルセンター、医療法人鉄友会 宇野病院、岡崎南病院、医療法人十全会 三嶋内科病院、富田病院

(8) 応急給水用資器材及び給水装置

応急給水用資器材の備蓄

上下水道局サービス課
(令和6年10月31日現在)

区分	電話番号	給水車	車両積載用給水タンク				水容器		
			SUS製	ポリエチレン製	ビニール製	アルミ製	ポリタンク		給緊水急袋用
岡崎市 (上下水道局)	23-6569	2.0t	1.5t	2.0t	1.0t	1.0t	20L	10L	6L・5L
		3.0t	1	26	15	5	210	431	31,400

(9) 下水道災害対応トイレ施設整備箇所

上下水道局

	設置場所	所在地	設置数
1	岡崎市体育館	六名本町 7	10
2	日名公園	日名南町 1 3	10
3	南公園	若林町字萱林 1 - 1	20
4	井田公園	井田新町 1 0	10
5	大谷公園	上地 3 丁目 2 2 - 1	10
6	竜美ヶ丘公園	竜美東 1 丁目 1	10
7	境公園	大門 1 丁目 1	10
8	矢作公園	中園町字大縄 1	10
9	東公園	欠町字大山田 1 - 1	10
1 0	矢作支所	矢作町字尊所 4 5 - 1	10
1 1	美合公園	美合町字地蔵野 1 - 3 3 2	10
1 2	御小屋西公園	橋目町字御小屋西 1 3 6	5
1 3	北中学校	上里 1 丁目 1 0	10
1 4	くてきた公園	北野町黒畔北	5
1 5	三島小学校	明大寺町字池上 1	10
1 6	十王公園	伝馬通 5 丁目	10
1 7	福岡小学校	福岡町字西市仲 3	10
1 8	梅園小学校	稲熊町 4 丁目 6 8 - 1	11
1 9	愛宕小学校	伊賀町字愛宕山 1	7
2 0	連尺小学校	城北町 4	11
2 1	六名小学校	六名 3 丁目 2 - 1	7
2 2	岡崎小学校	針崎町字フロ 1	8
2 3	大門小学校	大門 4 丁目 4 - 1	8
2 4	六ツ美北部小学校	土井町字炭焼 2	8
2 5	城南小学校	城南 1 丁目 1 1	9
2 6	六ツ美西部小学校	赤浜町字道本 3 3	7
2 7	岡崎中央総合公園	高隆寺町字峠 1	36
2 8	井田小学校	井田町字茨坪 4 - 3	14
2 9	男川小学校	大平町字中道 1 7	13
3 0	東海中学校	山綱町字中柴 5 1	10
3 1	竜美丘小学校	竜美台 1 丁目 1	7
3 2	羽根小学校	羽根町字池脇 2 4 - 2	11
3 3	六ツ美中学校	下青野町字井戸尻 7 2	10
3 4	上地小学校	上地 3 丁目 3 1	7
3 5	広幡小学校	広幡町 1 1 - 1	9
3 6	北野小学校	北野町字山下 1 - 1	7
3 7	根石小学校	欠町字石ヶ崎 1 - 2	9
3 8	甲山中学校	中町字北野東 2 0 - 1	10
3 9	岩津中学校	東蔵前 2 丁目 3 6	13
4 0	城北中学校	城北町 3 - 1	11
4 1	矢作中学校	暮戸町字蓮代 1 8	15
4 2	葵中学校	伊賀新町 3 1 - 1	17
4 3	竜海中学校	明大寺町栗林 4 8 - 1	10
4 4	竜南中学校	緑丘 2 丁目 1 7	11
4 5	翔南中学校	針崎町字春咲 1 - 2	10
4 6	矢作東小学校	矢作町字切戸 2 8	4
4 7	矢作南小学校	大和町字西島 1 3	5
4 8	六ツ美南部小学校	中島町字下井ノ上 9 - 1	6
4 9	矢作北中学校	東大友町字筆屋 4 3 - 1	10
5 0	矢作北小学校	橋目町字西遠山 9 - 2	6
5 1	福岡中学校	福岡町字井杭 3	12
5 2	矢作西小学校	宇頭町長合 4 0	6
5 3	高年者センター岡崎	美合町下長根 2 - 1	5
5 4	大樹寺小学校	鴨田町広元 3 1	5
5 5	六ツ美中部小学校	下青野町井戸尻 7 1	6
5 6	小豆坂小学校	戸崎町藤狭 1 3 - 5	6
5 7	本宿小学校	本宿町三本松入 1 4 - 1	7
5 8	藤川小学校	藤川町字西町北 4 4	4
5 9	山中小学校	舞木町字天神越 1	6
6 0	美合小学校	岡町字南石原 3 0	5
6 1	南中学校	戸崎町野畔 8 - 1	10
6 2	美川中学校	丸山町字ハサマ 4 - 1	8

(10) 防疫用資器材

保健部生活衛生課
(令和5年4月1日)

区分	動力噴霧機				肩掛式噴霧機	手動式蓄圧式噴霧機	背負式噴霧機	防疫車	薬剤散粉機	薬剤散布車	消毒車	消毒機	電動噴霧機	(ジェットフオグ)	電動煙霧機	(インセクトフオグ)	動力噴霧機
	二兼機	三兼機	四兼機	(スイングフオグ)													
岡崎市					9	3							4				3

(11) 貯水槽設置状況

教育委員会教委施設課
(令和8年3月31日)

番号	小学校	受水槽容量(t)	緊急遮断弁	番号	中学校	受水槽容量(t)	緊急遮断弁
1	梅園	24.00		1	甲山	22.50	○
2	根石	22.50	○	2	美川	14.00	
3	男川	12.50		3	南	20.00	
4	美合	7.50	○	4	竜海	15.00	
5	緑丘	15.00	○	5	葵	18.75	○
6	羽根	12.00		6	城北	16.00	
7	岡崎	30.00	○	7	福岡	10.00	
8	六名	11.25	○	8	東海	16.00	
9	三島	18.75		9	河合	5.00	
10	竜美丘	17.50		10	常磐	9.00	
11	連尺	11.25		11	岩津	21.00	
12	広幡	10.00		12	矢作	15.00	○
13	井田	7.50	○	13	六ツ美	18.00	
14	愛宕	12.00		14	矢作北	20.00	
15	福岡	18.00	○	15	新香山	15.00	
16	竜谷	6.00	○	16	竜南	15.00	○
17	藤川	12.50		17	北	8.00	
18	山中	10.00		18	六ツ美北	20.00	
19	本宿	25.00		19	額田	受水槽なし	-
20	生平	5.00		20	翔南	24.00	
21	秦梨	8.00					
22	常磐南	10.00					
23	常磐東	5.00					
24	常磐	10.00	○				
25	恵田	8.00					
26	奥殿	受水槽なし	-				
27	細川	12.00	○				
28	岩津	12.00					
29	大樹寺	12.00	○				

30	大門	12.50	○
31	矢作東	8.00	
32	矢作北	15.00	
33	矢作西	11.30	○
34	矢作南	12.00	
35	六ツ美中部	8.00	
36	六ツ美北部	10.00	
37	六ツ美南部	18.75	
38	城南	11.30	○
39	上地	15.00	
40	小豆坂	15.00	
41	北野	15.00	
42	六ツ美西部	10.00	
43	豊富	受水槽なし	-
44	夏山	受水槽なし	-
45	宮崎	受水槽なし	-
46	形埜	受水槽なし	-
47	下山	受水槽なし	-

6 都市施設等

(1) 上水道施設

ア 県水受水施設

上下水道局水道浄水課

施設名	承認基本給水量（R 6）	所在地
北野配水場※	15,480 m ³	北野町
上地配水場※	23,220 m ³	上地四丁目

注 ※は応急給水地区拠点

イ 浄水施設

施設名	1日最大配水能力	所在地
仁木浄水場※	49,530 m ³	仁木町
男川浄水場※	61,560 m ³	大平町
額田南部浄水場	2,160 m ³	檜山町
夏山浄水場	216.0 m ³	夏山町
宮崎浄水場	300.0 m ³	石原町
雨山浄水場	870.0 m ³	雨山町
千万町浄水場	138.1 m ³	千万町町
峰川浄水場	175.4 m ³	大高味町
鳥川浄水場	113.6 m ³	鳥川町
毛呂浄水場	124.0 m ³	毛呂町
鍛埜浄水場	300.0 m ³	鍛埜町
井沢浄水場	262.0 m ³	井沢町
大法川浄水場	558.1 m ³	毛呂町

注 ※は応急給水地区拠点

ウ 配水施設

施設名	有効容量	所在地
六供配水場	6,400.0 m ³	六供町

大西配水場※	16,281.0	m ³	竜美台一丁目
竜泉寺配水場	3,150.0	m ³	竜泉寺町
根石配水場	9,650.0	m ³	中町
舞木配水場	700.0	m ³	舞木町
北野配水場※	15,400.0	m ³	北野町
本宿配水場※	3,000.0	m ³	本宿町
グリーンランド配水場	1,200.0	m ³	本宿町
滝配水場	1,500.0	m ³	滝町
北斗台低区配水場	13,400.0	m ³	仁木町
細川高区配水場	3,500.0	m ³	細川町
上地配水場※	13,000.0	m ³	上地四丁目
小美配水場	444.0	m ³	小美町
中奥殿配水場	380.0	m ³	奥殿町
米河内配水場	260.0	m ³	米河内町
恵田配水場	190.0	m ³	恵田町
箱柳配水場	193.0	m ³	箱柳町
秦梨配水場	300.0	m ³	秦梨町
駒立配水場	146.0	m ³	駒立町
田口配水場	208.0	m ³	田口町
須淵配水場	132.0	m ³	須淵町
川向配水場	110.0	m ³	川向町
大井野配水場	132.0	m ³	大井野町
岩中配水場	100.0	m ³	岩中町
花園配水場	1,400.0	m ³	恵田町
岡崎中央総合公園配水場	1,445.0	m ³	丸山町
日影配水場	133.0	m ³	日影町
開元の里配水場	120.0	m ³	米河内町
本宿東配水場	6.0	m ³	本宿町
古部配水場	122.0	m ³	古部町
ちせいの里配水場	200.0	m ³	茅原沢町
洞配水場	1,300.0	m ³	洞町
柳ヶ沢配水場	29.6	m ³	山綱町
扇子山第1配水場	110.0	m ³	山綱町
扇子山第2配水場	12.0	m ³	山綱町
真伝配水場	630.0	m ³	真伝吉祥二丁目
池金配水場	600.0	m ³	池金町
宮石配水場	320.0	m ³	宮石町
大柳配水場	78.5	m ³	大柳町
新居配水場	45.0	m ³	新居町
額田南部配水場	1,000.0	m ³	牧平町
天恩寺配水場	90.0	m ³	片寄町
夏山浄水場（配水池兼用）	95.0	m ³	夏山町
夏山低区配水場	45.0	m ³	夏山町
宮崎浄水場（配水池兼用）	180.0	m ³	石原町
牧原配水場	54.0	m ³	石原町
雨山浄水場（配水池兼用）	140.0	m ³	雨山町
企業団地配水場	500.0	m ³	雨山町
河原下配水場	63.0	m ³	東河原町
河原上配水場	30.0	m ³	東河原町
千万町配水場	113.4	m ³	千万町町
峰川浄水場（配水池兼用）	61.2	m ³	大高味町
法味配水場	106.6	m ³	大高味町
大山配水場	57.6	m ³	南大須町
小屋沢配水場	126.0	m ³	南大須町

鳥川浄水場（配水池兼用）	84.0 m ³	鳥川町
鳥川高区配水場	54.0 m ³	鳥川町
毛呂浄水場（配水池兼用）	84.2 m ³	毛呂町
毛呂第2配水場	60.9 m ³	毛呂町
桜形配水場	144.0 m ³	桜形町
鍛埜浄水場（配水池兼用）	207.5 m ³	鍛埜町
中伊配水場	158.9 m ³	中伊町
井沢浄水場（配水池兼用）	261.0 m ³	井沢町
麻生配水場	61.5 m ³	桜形町
七ツ蔵配水場	100.8 m ³	保久町
外山配水場	82.8 m ³	外山町
一色配水場	36.0 m ³	一色町
大法川配水場	105.0 m ³	毛呂町
切山配水場	108.0 m ³	切山町
小楠配水場	48.0 m ³	小久田町
桃ヶ久保配水場	270.0 m ³	小久田町
水別配水場	82.5 m ³	切山町
計	100,938.0 m ³	

注 ※は応急給水地区拠点。

(2) 農業集落排水処理施設

上下水道局下水道施設課

処理場	計 画 処理面積	計 画 汚水量	所 在 地
小 美	21 ha	221 m ³	小美町字神田 186 番地
生 平	27	235	生平町字西河原 104 番地
梁 野	12	132	茅原沢町字梁野 133 番地
河合北部	47	462	秦梨町字渕脇 56 番地 2
豊 南	41	549	牧平町字上地 81 番地
男 川 上	53	329	大幡町字池田 11 番地
霞 川	101	678	桑原町字石亀 72 番地
葵 第 一	43	248	恵田町字下田 3 番地 2
豊 西	30	219	桜井寺町字北林 18 番地 2
宮 崎	43	289	明見町字黒谷 13 番地

(3) 清掃用施設、設備等

ア ごみ及びし尿並びに浄化槽汚泥処理施設

環境部清掃施設課

区 分	施 設 名	所在地及び電話	処 理 能 力
ご み	岡 崎 市 八 帖 ク リ ー ン セ ン タ ー ご み 焼 却 施 設	岡崎市八帖南町字立島2-1 22-5436	100 t / 日 × 1 基
	岡 崎 市 中 央 ク リ ー ン セ ン タ ー ご み 処 理 施 設	岡崎市板田町字西流石2-1 27-7153	190 t / 日 × 2 基
	不 燃 ご み ・ 粗 大 ご み ・ 資 源 ご み 等	岡崎市高隆寺町字阿世保5 22-1153	不 燃 ・ 粗 大 70 t / 日 缶 15 t / 日 (ただしビンは才栗にて手選別)
	埋 立 ご み	岡 崎 市 北 部 一 般 廃 棄 物 最 終 処 分 場	399, 100m ³
し 尿 及 び 浄 化 槽 汚 泥	岡 崎 市 八 帖 ク リ ー ン セ ン タ ー し 尿 処 理 施 設	岡崎市八帖南町字立島2-1 22-5436	320kl / 日

イ ごみ運搬車

環境部ごみ対策課
(令和6年11月1日)

区 分	塵 芥 車			ト ラ ッ ク			計
	2 t 未 満	2 t 未 満 3 t 未 満	3 t 以 上	2 t 未 満	2 t 未 満 3 t 未 満	3 t 以 上	
岡 崎 市	0	32	11	1	5	10	59
業 者	25	49	150	27	41	92	384
計	25	81	161	28	46	102	443

ウ し尿・浄化槽汚泥運搬車（岡崎市の車両はし尿のみ）

区分	3.0kℓ未満	3.0kℓ以上 6.0kℓ未満	6.0kℓ以上	計
岡崎市	1			1
業者	10	20	9	39
計	11	20	9	40

エ 火葬場

保健部保健政策課

名 称	所 在 地	火 葬 炉 数
岡 崎 市 斎 場	才栗町字左世保田 1－3	1 3 基

(4) 道路状況一覧

土木建設部道路維持課
(令和7年4月1日)

区 分	実延長 (m)	舗装率 (%)	舗 装			
			総数 (m)	コンクリート (m)	アスファルト (m)	他 アスファルト (m)
東 名 高 速 道 路	18,600	100.0	18,600	—	18,600	—
新 東 名 高 速 道 路	21,300	100.0	21,300	—	21,300	—
国 道	国 管 理	17,389	17,389	—	17,389	—
	県 管 理	48,281	48,281	631	40,424	7,226
	計	65,670	65,670	631	57,813	7,226
県 道	265,780	99.7	264,943	851	202,208	61,884
市 道	2,147,813	86.4	1,855,094	18,701	1,174,056	662,337
計	2,519,163	88.3	2,225,607	20,183	1,473,977	731,447

(5) 橋りょう状況一覧

土木建設部道路建設課
(令和7年4月1日)

区 分	総 数		永 久 橋		木 橋	
	橋 数	延 長 (m)	橋 数	延 長 (m)	橋 数	延 長 (m)
東 名 高 速 道 路	20	1,400	20	1,400	—	—
新 東 名 高 速 道 路	10	3,848	10	3,848	—	—
国 道	国 管 理	40	40	1,576	—	—
	県 管 理	47	47	2,721	—	—
	計	87	87	4,297	—	—
県 道	233	11,045	233	11,045	—	—
市 道	948	10,961	947	10,956	1	5
計	1,298	31,551	1,297	31,546	1	5

(6) 地域地区

都市政策部都市計画課
(令和6年12月24日)

種類		面積	構成比	種類		面積
用途地域	第一種低層住居専用地域	ha 約314	% 5.2	高度地区	第一種高度地区	ha 約1,338
	第一種中高層住居専用地域	約827	13.9		第二種高度地区	約1,479
	第二種中高層住居専用地域	約88	1.5		計	約2,817
	第一種住居地域	約1,927	32.4	高度利用地区		約6.1
	第二種住居地域	約62	1.0	防火地域		約28
	準住居地域	約126	2.1	準防火地域		約1,078
	近隣商業地域	約373	6.3	風致地区		約764
	商業地域	約231	3.9	駐車場整備地区		約69.3
	準工業地域	約943	15.8	生産緑地地区		約64.1
	工業地域	約673	11.3			
	工業専用地域	約390	6.6			
	計	約5,956	100.0			

(7) 都市公園

都市基盤部公園緑地課
(令和7年4月1日)

種別	計画決定		供用開始		供用開始の箇所数の内訳
	数	面積 (ha)	数	面積 (ha)	
街区公園	104	29.05	185	47.65	
近隣公園	17	30.0	21	37.05	
地区公園	2	7.8	2	7.73	
総合公園	2	59.10	2	41.71	
運動公園	—	—	0	0.00	
特殊公園	3	43.90	5	51.40	風致1 歴史3 墓園1
広域公園	1	189.30	1	111.29	
都市緑地	10	234.5	32	133.74	
緑道	—	—	10	4.37	
計	139	593.65	258	434.94	

7 緊急輸送道路及び優先啓開道路

(1) 県指定緊急輸送道路（市内）

区分	路線名	起点	終点
第1次	東名高速道路	全区間（本宿町～仁木町）	
	新東名高速道路	全区間（鳥川町～宮石町）	
	(国) 1 号	全区間（本宿町～宇頭町）	
	(国) 2 4 8 号	全区間（細川町～上地 4 丁目）	
第2次	(国) 3 0 1 号	豊田市境（切山町）	新城市境（切山町）
	(国) 4 7 3 号	本宿西 2 丁目	豊田市境（切山町）
	(主) 岡崎環状線【路線 No. 26】	北野町	上地 4 丁目
	(主) 岡崎碧南線【路線 No. 43】	中島町	西尾市境（中島町）
	(主) 岡崎刈谷線【路線 No. 48】	美合町	安城市境（昭和町）
	(主) 名古屋岡崎線【路線 No. 56】	豊田市境（橋目町）	北野町
	(主) 豊田安城線【路線 No. 76】	全区間（橋目町～橋目町）	
	(主) 安城幸田線【路線 No. 78】	全区間（下佐々木町～上地町）	
	(一) 幸田石井線【路線 No. 292】	全区間（中島町～中島町）	
	(一) 桜井岡崎線【路線 No. 293】	土井町	六名 1 丁目
	(一) 市場福岡線【路線 No. 327】	上地 4 丁目	福岡町
	(一) 熊味岡崎線【路線 No. 479】	西尾市境（福桶町）	土井町

区分	指定区間	路線名	起点	終点	延長
第3次	(国) 1 号 ～ 西消防署本署	(主) 岡崎環状線	暮戸交点	西消防署本署入口	0.6
	(国) 1 号 ～ 岡崎通運株式会社 矢作主幹営業所	東大友 1 6 号線 【路線 No. 1817】	東大友町並木側 交点	営業所入口	0.1
	(国) 1 号 ～ 岡崎市消防本部 ・中消防署本署	明大寺吹矢橋線 【路線 No. 24】	市役所南交点	朝日町 3 丁目 35 番地	0.1
		消防署北線 【路線 No. 2697】	朝日町 3 丁目 35 番地	中消防署本署入口	0.15
	(国) 1 号 ～ 岡崎市民病院	大平田口 1 号線 【路線 No. 6019】	大平西口交点	大平町駒場交点	0.5
		大平田口線 【路線 No. 49】	大平町駒場交点	岡崎市民病院東 交点	1.0
		高隆寺洞線 【路線 No. 6135】	岡崎市民病院東 交点	岡崎市民病院入 口	0.5
	(国) 1 号 ～ 岡崎中央総合公園	大平田口 1 号線 【路線 No. 6019】	大平西口交点	大平町駒場交点	0.5
		大平田口線 【路線 No. 49】	大平町駒場交点	岡崎市民病院東 交点	1.0
		中央総合公園高隆寺線 【路線 No. 6592】	岡崎市民病院東 交点	洞町山狭 1 8 交 点	0.4
		岡崎市民球場西線	洞町山狭 1 8 地	岡崎中央総合公	0.4

		【路線 No. 6594】	先	園入口	
	(国) 1 号 ～ 東消防署本署	美合保母線 【路線 No. 174】	美合町交点	東消防署本署入口	0.1
	(国) 2 4 8 号 ～ 西三河県民事務所・ 西三河建設事務所	(一) 岡崎幸田線	電車通り銭堤交点	西三河県民事務所入口	1.5
	(主) 岡崎刈谷線 ～ 藤田医科大学岡崎医療センター・岡崎警察署	駅西 8 1 号線 【路線 No. 6303】	J R 羽根ガード 西交点	羽根西新町 7 番地 15	0.6
		(一) 熊味岡崎線	柱 2 丁目 13 番地	柱町木ノ下交点	0.4
		駅西 8 2 号線 【路線 No. 6304】	柱町木ノ下交点	柱町神明 1 地先	0.2
		福岡線 (2) 【路線 No. 6655】	柱町神明 1 地先	岡崎警察署入口	0.9
	(国) 4 7 3 号 ～ 岡崎市役所 額田支所	(主) 岡崎作手清岳線	榎山町月秋交点	榎山町字月秋 58-2	0.2
		山ノ神線 【路線 No. 10108】	榎山町字月秋 58-2	額田支所入口	0.1

(2) 市指定緊急輸送道路等

市指定緊急輸送道路（第 3 次緊急輸送道路）一覧

指定区間	路線 NO	路線名	起点	終点	延長 (km)
(主) 岡崎環 状線 ～ 岡崎中央総合 公園・岡崎市 民病院等	7898	中央総合公園 東公園線	欠町字足延 24 番地 1	高隆寺町字前田 2 番地 2	2.2
	6135※	高隆寺洞線	洞町字七ツ池 42 番地 1	岡崎市民病院入口	0.4
	6591	中央総合公園 美術博物館線	高隆寺町字坂ケ元 1 番地 5	高隆寺町字前田 6 番地 2	1.7
	6592※	中央総合公園 高隆寺線	洞町山狭 1 8 地先	丸山町字奥左田 6 番地 7	0.8
	6593※	岡崎市民球場 東線	丸山町字御堂ケ入 4 番地 11	丸山町字奥左田 6 番地 7	0.4
	6594	岡崎市民球場 西線	高隆寺町字五所合 34 番地 6	岡崎中央総合公園入口	0.2
	[6654]	[岡崎阿知和スマートインター線]	[西阿知和町字東築井場]	[西阿知和町字上山ノ田]	[0.84]
	[未定]	[阿知和地区工業団地内道路]	[西阿知和町字上山ノ田]	[東阿知和町字屋根場]	[未定]
	[6328]	[東阿知和乙力大入線]	[東阿知和町字屋根場]	[東阿知和町字乙力]	[0.37]
	[6702]	[東阿知和乙力 2 号線]	[東阿知和町字乙力]	[東阿知和町字乙力]	[0.33]
	[6703]	[東阿知和真伝線]	[東阿知和町字乙力]	[真伝町字抱六岩]	[0.79]

※道路法の改正により指定された重要物流道路（代替・補完路）

[] は計画路線

優先啓開道路A一覧（地域防災拠点）

指定区間	路線 NO	路線名	起点	終点	延長 (km)
(主) 岡崎刈谷線 ～ 岡崎支所	3787	羽根東荒子1号線	羽根北町二丁目10番地	羽根北町一丁目1番地1	0.2
(国) 1号 ～ 大平支所	6037	丸山町26号線	丸山町字ハサマ 66番地1	大平町字瓦屋前 46番地1	0.4
	3609	丸山町12号線	丸山町字ハサマ 19番地	大平町字瓦屋前 46番地1	
	35	主要地方道 岡崎設楽線	大平町字皿田 23番地2	大平町字皿田 7番地3	0.1
(国) 1号 ～ 東部支所	324	一般県道 生平幸田線	舞木町字市場 82番地1	舞木町字市場 81番地2	0.1
	4608	山中小学校東線	舞木町字天神越 90番地	舞木町字天神越 21番地2	0.3
	43	舞木蒲郡線	舞木町字天神越 14番地8	山綱町字天神 2番地9	
(国) 248号 ～ 岩津支所	45	蔵前線	西蔵前町2丁目1番地5	東蔵前町字火打山 53番地	0.3
	39	主要地方道 岡崎足助線	東蔵前町字火打山 53番地	西蔵前町字季平 48番地4	0.1
(国) 1号 ～矢作支所	290	一般県道 矢作橋停車場線	矢作町字馬乗 96番地7	矢作町字馬乗 63番地3	0.1
	2054	矢作電話局南線	矢作町字尊所 45番地1	矢作町字馬乗 63番地6	0.1
(一) 熊味岡崎線 ～ 六ツ美支所	6475	福岡上青野線	下青野町字奥屋敷 61番地1	下青野町字本郷 94番地	0.2
	6017	土井下青野線	下青野町字本郷 98番地1	下青野町字本郷 111番地	

優先啓開道路B一覧（後方支援病院）

指定区間	路線 NO	路線名	起点	終点	延長 (km)
(国) 1号 ～富田病院	6025	グリーンランド53号線	本宿町字広畑 37番地1	本宿町字一里山 5番地1	0.7
	4657	グリーンランド3号線	本宿町字西木竹 7番地3	本宿町字円如ヶ入 1番地53	
	4660	グリーンランド6号線	本宿町字南中町 37番地1	本宿町字円如ヶ入 1番地53	
(国) 248号 ～岡崎南病院	3783	羽根町線	羽根東町一丁目1番地1	羽根北町五丁目16番地	0.3
(国) 248号 ～三嶋内科病院 ～(国) 1号	9	日名橋線	錦町2番地1	伊賀町字二丁目14番地2	1.8
	8	明代橋線	伊賀町字二丁目14番地2	六供町字三丁目9番地1	
	477	一般県道東大見岡崎線	島町29番地	六供町字南床屋 4番地2	1.1
(国) 248号 ～宇野病院	147	中岡崎8号線	中岡崎町3番地1	中岡崎町3番地16	0.2
	2416	中岡崎11号線	中岡崎町1番地10	中岡崎町3番地16	
(国) 248号 ～愛知医科大学メディカルセンター	2	奥殿線	仁木町字川越 188番1	仁木町字川越 17番35	0.1
(一) 桜井岡崎線～ 駅西82号線（藤田 医科大学岡崎医療セ ンター）	51	井内新村線	牧御堂町字郷中 11番地2	柱町字折戸 13番地	1.2

優先啓開道路C一覧（ライフライン関係重要施設）

施設名	路 線 NO	路線名	起点	終点	延長(km)
八帖変電所	2361	八帖北町 12 号線	八帖北町 10 番地 1	八帖北町 18 番地 16	0.2
大平変電所	23	伝馬町線	欠町字網笠 3 番地 2	欠町字広見西通 5 番地 3	0.2
	2848	愛知病院南線	欠町字広見西通 5 番地 3	欠町字広見西通 8 番地	
康生変電所	2613	殿橋明代橋線	康生通南 2 丁目 34 番地 3	康生通南 2 丁目 56 番地 2	0.3
	151	竈田町線	唐沢町 1 丁目 1 番地	康生通南 2 丁目 56 番地 2	
羽栗変電所	324	生平幸田線	舞木町字天神越 33 番地 4	舞木町字広池 15 番地 1	0.6
	4604	羽栗 18 号線	舞木町字広池 15 番地 1	羽栗町字中ノ坪 1 番地	
戸崎変電所	3349	戸崎辻 1 号線	戸崎町字辻 64 番地 5	戸崎町字大道東 13 番地 13	0.1
細川変電所	2	奥殿線	仁木町字川越 263 番地	細川町字長根 83 番地 4	1.4
	39	主要地方道岡崎足助線	細川町字長根 83 番地 4	細川町字窪地 65 番 4	
	7369	北斗台 1 号線	細川町字窪地 65 番 4	細川町字窪地 77 番 118	
	7370	北斗台 2 号線	細川町字窪地 77 番 118	細川町字鳥ケ根 11 番 18	
	7400	北斗台 32 号線	細川町字鳥ケ根 11 番 18	細川町字鳥ケ根 17 番 59	
	3	恵田仁木線	細川町字鳥ケ根 17 番 59	細川町字鳥ケ根 1 番 8	
	7371	北斗台 3 号線	細川町字鳥ケ根 1 番 8	細川町字鳥ケ根 2 番 9	
北野変電所	6294	東山東河原線	北野町字東河原 10 番 3	北野町字上池 1 番地 1	0.5
六ツ美変電所	163	赤渋柱線	法性寺町字郷ノ内 20 番地 1	宮地町字馬場 23 番地	0.6
大西資材事務所	30	竜美丘 5 号線 (1-1)	竜美台 2 丁目 8 番地 3	竜美台 1 丁目 2 番地 1	1.0
	3388	竜美丘 5 号線 (1-2)	竜美台 1 丁目 2 番地 1	竜美台 1 丁目 4 番地 1	
北野配水場	1111	南新切御小屋線	小針町字神田 57 番地 1	橋目町字御小屋 141 番地 4	1.9
	6613	小針新線	橋目町字御小屋 141 番地 4	橋目町字八丁堀 1 番地	
	109	三菱西線	橋目町字八丁堀 1 番地	北野町字花本 51 番地 1	
	1124	西野山畔北 1 号線	北野町字花本 51 番地 1	北野町字西野山 27 番地 4	
	4840	北野花本 1 号線	北野町字西野山 27 番地 4	北野町字花本 22 番地 1	
本宿配水場	6474	本宿 38 号線	本宿町字森本 32 番地	本宿町字東片山 34 番地 1	0.3
	3733	池金本宿線	本宿町字東片山 34 番地 1	本宿町字東片山 38 番地 2	
男川浄水場	6310	大平 46 号線	大平町字北市木 5 番地 13	大平町字森下 35 番地 1	0.8
	5682	男川浄水場 1 号線	大平町字森下 35 番地 1	大平町字古淵 1 番地 1	
上地配水場	7829	上地 144 号線	上地 4 丁目 16 番地 2	上地 4 丁目 28 番地 30	0.3

優先啓開道路D一覧（消防署所）

施設名	路線 NO	路線名	起点	終点	延長(km)
中消防署 北分署	111	中部 2 号線	井ノ口町字河原西 105 番地	井ノ口町字楼 107 番地	0.2
東消防署 形埜出張所	35	主要地方道岡崎設楽線	桜形町字中門 6 番地 9	鍛埜町字中切 35 番地 8	2.4
東消防署 本宿出張所	3733	池金本宿線	本宿町字西片山 20 番地 3	本宿町字西片山 31 番地 2	0.1

(3) 緊急輸送道路（市管理区間を除く）の管理者等

路線名	管理者	連絡先
東名高速道路 新東名高速道路	中日本高速道路㈱	名古屋支社 豊田保全・サービスセンター TEL0565-21-0937 FAX0565-21-0938
(国) 1号	国土交通省	中部地方整備局 名古屋国道事務所 岡崎国道維持出張所 TEL0564-51-3546 FAX0564-51-5525
(国) 248号、(国) 301号 (国) 473号 (主) 岡崎環状線 【路線 No. 26】 (主) 岡崎碧南線 【路線 No. 43】 (主) 岡崎刈谷線 【路線 No. 48】 (主) 名古屋岡崎線 【路線 No. 56】 (主) 豊田安城線 【路線 No. 76】 (主) 安城幸田線 【路線 No. 78】 (一) 幸田石井線 【路線 No. 292】 (一) 桜井岡崎線 【路線 No. 293】 (一) 市場福岡線 【路線 No. 327】 (一) 熊味岡崎線 【路線 No. 479】	愛知県	西三河建設事務所 維持管理課 TEL0564-27-2785 FAX0564-23-4619 (無線電話番号) TEL8-605-2662・2663 FAX8-605-1160

VI 建設機械及び輸送車両

1 建設機械

(1) 建設機械保有数

(令和7年4月1日)

区分		ショベルローダー	ダンプトラック	トラクター	ブルドーザー	トラクターショベル	(パワーショベル)	グレーダー	クレーン車	ローラ	その他	備考
岡崎市	庁舎車両管理課	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	幌付 2
	道路維持課	2	13	8	4	0	0	4	0	0	2	3 フォークリフト 1 道路清掃車 1 強力真空吸引車 1
	公園緑地課	0	2	0	0	0	0	0	0	3	0	3 高所作業車 2 ミニショベル 1
	清掃施設課	4	7	2	0	1	0	3	0	0	0	7 フォークリフト 6 散水車 1
	上下水道局	0	6	5	2	0	0	3	0	0	0	2 ホイールローダー2 内1台ナンバー無し
	計	6	28	17	6	1	0	10	0	3	2	15

(2) 建設機械の調達

(令和7年4月1日)

区分	電話	モーターグレーダ	バックホウ	タイヤショベル	タイヤローラー	クレーン車	ダンプトラック	重機運搬車	発電機	投光器	杭打機
岡崎土木災害安全協力会	21-1681		245	20		1	214	27	135	245	1
岡崎建築災害安全協力会	22-1658 (太田建設(株))					3	34		15	124	
岡崎緑化協力会	83-7660 (株)金原造園		36	2		12	23	8	24	16	

2 市有自動車

総務部庁舎車両管理課
(令和7年4月1日)

	乗合自動車	乗用自動車		貨物自動車			軽自動車	特殊用途自動車 注1	大型特殊自動車	大型特殊自動車 注2	軽二輪車	原付バイク	計	備考 (保管場所)
		小	普	小	普通									
					2t未満	2t以上								
庁舎車両管理課	4	11	13	17			77						122	本庁、稲熊バス車庫
防災課							8						8	リサイクルプラザ
額田支所							1						1	
文化振興課							1						1	シビックセンター
スポーツ振興課							1						1	岡崎市体育館
生涯学習課			1	1			2						4	りぶら
中央図書館				2									2	りぶら
美術博物館		1					1						2	
地域文化広場				1			1						2	
美術館							1						1	
長寿課	2	3	2	1			17	25					50	高齢者センター、各地域福祉センター
保健政策課		2					2						4	げんき館
生活衛生課		1		2			5						8	げんき館
健康増進課		1					4						5	げんき館
動物総合センター				3	1		3					1	8	
保育課							1						1	総合子育て支援センター
こども発達相談センター	1	1	2				2						6	こども発達センター
環境保全課				1			1						2	自然体験の森
ゼロカーボンシティ推進課			1										1	本庁
ごみ対策課				4		12	4	38					58	リサイクルプラザ
清掃施設課				4		11	5	5	2	2			29	リサイクルプラザ等
総合検査センター							2						2	
農務課				1			2						3	農業支援センター
中山間政策課			1		1		4						6	額田支所、わんパーク
道路維持課				6		16	11	5		2			40	総合現業事務所
公園緑地課		1		4		3	7	5					20	東公園、明代公園
岡崎市民病院		1	3				4	3					11	
額田宮崎診療所		2											2	
額田北部診療所		1											1	
看護専門学校				1									1	
消防本部（署）	1	1	3			1	2	72	1		3		84	
消防本部（団）								111					111	
上下水道局		1		20		2	31	2					56	本庁、各浄水場等
議会事務局			1										1	本庁
学校給食センター							4						4	給食センター（東西南北）
教委施設課				1		2	2	3					8	学校作業班事務所
学校指導課				1			2						3	少年自然の家
計	8	27	27	70	2	47	208	269	3	4	3	1	669	

注1 消防車・救急車・塵芥車・散水自動車その他特殊の用途に供する普通自動車及び小型自動車

注2 自動車抵当法第2条ただし書きに規定する大型特殊自動車

Ⅶ 防災上必要な物資の備蓄

1 食料等、生活用品、避難所用品

市民安全部防災課
(令和8年3月31日)

保管場所 品目			総計	指定避難所																							
				梅園小学校	根石小学校	井田小学校	愛宕小学校	広幡小学校	連尺小学校	六名小学校	三島小学校	竜美丘小学校	常磐南小学校	常磐東小学校	常磐小学校	羽根小学校	岡崎小学校	小豆坂小学校	福岡小学校	上地小学校	城南小学校	緑丘小学校	男川小学校	美合小学校	生平小学校	秦梨小学校	
食料等	乾パン（ビスコ）	124800食	1380	1380	1380	1380	1380	1380	1380	1380	1380	1380	1380	1380	1380	1380	1380	1380	1380	1380	1380	1380	900	1380	900		
	アルファ化米（一般食）	59900食	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	450	600	600		
	アルファ化米（おかゆ）	5100食																									
	アルファ化米（低たんぱく）	300食																									
	マジックパスタ	700食																									
	粉ミルク	410缶	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6		
	粉ミルク（アレルギー対応）	67缶	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
	保存水(500ml)	10800本																									
	保存水(2L)	12351本	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120		
生活用品	大人用おむつ	5274枚	54	54	54	54	54	54				54	54	54				30		30							
	子供用おむつ	32707枚	138	138	138	138	138	138	138	156	112	138	156	112	112	112	138	112	138	112	156	112	112	156			
	生理用ナプキン	66392枚	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360			
	哺乳瓶	347本	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5			
	哺乳瓶洗浄セット	60セット	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
	トイレトペーパー	3275巻																									
	肌着セット	8500セット																									
	毛布	9363枚	70	70	70	54	60	67	20	90	70	70	70	65	50	70	111	70	70	70	62	70	70	70	70		
	カセットコンロ(ガス3本付)	521台	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8		
	給水用ポリタンク	5970個	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65		
	炊飯器	4個																									
	ろうそく	942本	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20		
	チャイルドシート	40個																									
	避難所用品	給水タンク(1000L)	31基		1	1	1		1	1	1	1			1	1	1	1		1		1					
エアーマット		9036枚	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	120	60	60	120		
段ボールベッド		99台																									
折りたたみベッド		44個						2											2								
マットレス		30組																									
布団セット		76セット																									
テント		174張	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	2	3	2	2	2	2	2	2	2	2			
パーティション		964枚	15	15	15	15	15	15	12	15	15	15	12	15	12	12	15	12	15	12	15	15	12	12	15		
ペット用ケージセット		111セット	2	2	2		2		2		2			2	2	2			2		2	2	2	2	2		
非常用ラジオ		1441台	15	15	15	15	15	15	15	15	15	14	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15		
防水シート		2267枚	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20		
ビブス		1532着	20	19	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	28	20	20	20	20	20	20	20	20		
特設公衆電話		50セット		1	1		1			1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1		
避難所開設セット		106セット	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
応急危険度判定士セット		77セット	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
聴覚障がい者対応セット		67セット	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		

保管場所 品目		指定避難所																			
		竜谷小学校	藤川小学校	山中小学校	本宿小学校	恵田小学校	岩津小学校	大樹寺小学校	大門小学校	奥殿小学校	細川小学校	矢作東小学校	矢作北小学校	北野小学校	矢作西小学校	矢作南小学校	六ツ美中部小学校	六ツ美南部小学校	六ツ美北部小学校	六ツ美西部小学校	豊富小学校
食料等	乾パン（ビスコ）	1380	1380	900	1380	1380	1380	1380	1380	1380	1380	1380	1380	1380	1380	1380	1380	1380	1380	1380	900
	アルファ化米（一般食）	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	300
	アルファ化米（おかゆ）																				
	アルファ化米（低たんぱく）																				
	マジックパスタ																				
	粉ミルク	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	3
	粉ミルク（アレルギー対応）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	保存水(500ml)										480										
	保存水(2L)	120	120	120	120	120	120	120	120			120	120	120	120	120	120	120	120	120	
生活用品	大人用おむつ					54	54	54	54	54	54	54		30	30	30	30	30	30	30	
	子供用おむつ	138	138	112	112	138	138	138	138	138	138	138	138	112	112	112	138	138	138	138	156
	生理用ナプキン	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360
	哺乳瓶	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	2
	哺乳瓶洗浄セット	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	トイレットペーパー																				
	肌着セット																				
	毛布	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	60	70	70	70	70	70	70	63	50	50
	カセットコンロ(ガス3本付)	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	4	4
	給水用ポリタンク	65	65	65	65	65	65	65	65	60	65	65	65	65	65	65	65	65	65	35	35
	炊飯器																				
	ろうそく	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	14	20	20	20	20	12
	チャイルドシート																				
避難所用品	給水タンク(1000L)		1				1	1	1	1		1	1	1	1	1	1		1	1	
	エアーマット	60	60	120	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	90	90
	段ボールベッド																				
	折りたたみベッド								2	1		2		2	2			2	2		
	マットレス																				
	布団セット																				
	テント	2	2	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	2
	パーテーション	15	12	15	15	15	15	12	12	15	15	12	12	12	15	12	15	17	12	15	15
	ベット用ケージセット		2	2				2	2		2	2	2	2		2		2		2	2
	非常用ラジオ	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	5	5
	防水シート	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
	ビブス	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
	特設公衆電話	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1		1	1	1	1	1	1		1
	避難所開設セット	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	応急危険度判定士セット	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	聴覚障がい者対応セット	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

品目 保管場所		指定避難所																							
		甲山中学校	菱中学校	城北中学校	竜海中学校	常磐中学校	南中学校	翔南中学校	福岡中学校	竜南中学校	美川中学校	河合中学校	東海中学校	岩津中学校	北中学校	新香山中学校	矢作北中学校	矢作中学校	六ツ美中学校	六ツ美北中学校	額田中学校	岡崎市ホテル学校	みつわ広場	千万町栄校	（7箇所） 県立高校
食料等	乾パン（ビスコ）	1380	1380	1380	1380	1380	1380	1380	1380	1380	1380	1380	1380	1380	1380	1380	1380	1380	1380	1380			300	300	
	アルファ化米（一般食）		600	600		600	600	600	600	600	600	600		600	600	600	600	600	600	600	600	150	300	150	
	アルファ化米（おかゆ）																								
	アルファ化米（低たんぱく）																								
	マジックパスタ																								
	粉ミルク	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	3	1	1	1	
	粉ミルク（アレルギー対応）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				
	保存水(500ml)					480		480			480	480	480	480							480		480		
	保存水(2L)		120	120			120		120	120					120	120	120	120	120	120		12		12	
生活用品	大人用おむつ																								
	子供用おむつ																	156	138				120	148	
	生理用ナプキン	1116	1116	1116	1116	1116	1116	1128	1116	1116	1116	1128	1128	1116	1116	1116	1116	1116	1116	1116	1116	360	360	360	
	哺乳瓶	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	1	1	1	
	哺乳瓶洗浄セット							1										1	1				1	1	
	トイレットペーパー																								
	肌着セット																								
	毛布	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	350
	カセットコンロ(ガス3本付)	8	8	8		8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	4	4	4	4	
	給水用ポリタンク	65	65	65		65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	35	35	35	
	炊飯器																								
	ろうそく																					12	12	12	
避難所用品	チャイルドシート																								
	給水タンク(1000L)																								
	エアーマット	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	120	60	60	30	30	30	60
	段ボールベッド																								
	折りたたみベッド					1																			
	マットレス																								
	布団セット																								
	テント	3	3	3		3	3	6	3	3	3	1	3	3	3	3	3	3	3	3	3	2	2	2	
	パーテーション	12	16	15		15	12	12	12	12	12	12	12	12	15	15	12	12	12	12	12	6	12	12	
	ペット用ケージセット		3	3		3	3		3	3	3			3	3	3	3	3	3	3					
	非常用ラジオ	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	5	5	5	70
	防水シート	20	20	20		20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	10	10	10	35
	ビブス	10	20	20	10	20	20	20	20	20	20	10	10	20	20	21	20	20	20	20	20	20	20	20	130
	特設公衆電話						1			1	1	1					1		1	1	3	1	1	1	
	避難所開設セット	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	7
	応急危険度判定士セット	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	7
	聴覚障がい者対応セット	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1					

保管場所 品目		指定緊急避難場所												その他											
		岡崎市役所	岡崎市体育館	岡崎中央総合公園	中央市民センター	南部市民センター	南部市民センター分館	大平市民センター	東部市民センター	六ツ美市民センター	(3箇所) (保育園)	(7箇所) (市民ホーム)	西部地域交流センター	北部地域交流センター	その他の指定緊急避難場所 (9箇所)	岩津市民センター	矢作市民センター	額田センター	東部地域交流センター	南部地域交流センター	岡崎市リサイクルプラザ	矢作橋西詰倉庫	(3箇所) (町内管理公園倉庫)	(5箇所)	その他の施設 消防本部
食料等	乾パン（ビスコ）	1800	3180	60		3000	2280	2400	2400	4440			2400	2400	420		3000	1380	600	2400	2700	1800			120
	アルファ化米（一般食）	1500	1500	50		1200	1200	1650	1500	3600			3600	750	600		3000	300		1200	750				150
	アルファ化米（おかゆ）	1200	600			400		400	400	400			500	800				400							
	アルファ化米（低たんぱく）	300																							
	マジックバスタ															700									
	粉ミルク	2				3		3	3	3			3	3				3							
	粉ミルク（アレルギー対応）																								
	保存水(500ml)					960				960								960			3120				
	保存水(2L)	456	210	12			246	240	240				240	240	132		240			240	2931	180			
生活用品	大人用おむつ		448			270	300	540	450	416			300	900					216	300					
	子供用おむつ	3954	5184			1632	1989	2556	2112	1788			1710	2130				400	960	1428					
	生理用ナプキン	9316	500			500	500	500	1964	500			500	2764			500	500				7992			
	哺乳瓶	3				8		2	2	2			3	2				2							
	哺乳瓶洗浄セット	1				1		1	1	1			1	1				1							
	トイレットペーパー	300	400			75	400	400	400	400			200	400			200		50	50					
	肌着セット	200	1000			700	400	700	800	1100			1000	900			800	900							
	毛布	220	300	20	10	200	248	180	300	400	30	60	170	330	420		490	56	100	100	851			190	60
	カセットコンロ(ガス3本付)	5																							
	給水用ポリタンク	480	100			100	100	100	100	100			100	100			100	100	100	150					
	炊飯器							2		2															
	ろうそく	12																							
避難所用品	チャイルドシート		8										8			8			8	8					
	給水タンク(1000L)						1			3							1								
	エアーマット	2236		20	20	60	20	80	20			20	20	20	360					1720					60
	段ボールベッド		29							35												35			
	折りたたみベッド	5				3		3	3	3			3	3				3							
	マットレス														20										10
	布団セット	33				5		5	5	5			5			5		5	3	5					
	テント	11																							
	パーティション	21	4							2						1	1	2							
	ペット用ケージセット		3				3						3												
	非常用ラジオ	87	80	80		10	10	10	10	10	6	14	10	10	35			10	10	10					
	防水シート	162	50	50		40	40	40	40	40			40	40				40				300			
	ビブス	34																							
	特設公衆電話																								
	避難所開設セット			1	1	1	1	1	1	1	3	7	1	1	8			1							
	応急危険度判定士セット																								
	聴覚障がい者対応セット																								

2 災害用トイレ、感染予防用品、資機材等

市民安全部防災課
(令和8年3月31日)

保管場所 品目		総計		指定避難所																						
				梅園小学校	根石小学校	井田小学校	愛宕小学校	広幡小学校	連尺小学校	六名小学校	三島小学校	竜美丘小学校	常磐南小学校	常磐東小学校	常磐小学校	羽根小学校	岡崎小学校	小豆坂小学校	福岡小学校	上地小学校	城南小学校	緑丘小学校	男川小学校	美合小学校	生平小学校	秦梨小学校
災害用トイレ	組立トイレ(便槽型)	105	基	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	簡易トイレ	872	台	12	12	12	12	12	12	5	12	12	3	12	12	12	12	15	12	12	12	15	3	12	12	15
	携帯トイレ	93850	回分	1200	1200	1200	1200	1200	1000	1000	1200	800	1000	1200	1200	1200	1200	1200	1200	1200	1200	1800	1200	1200	1800	
	仮設トイレ（マンホールトイレ） テントセット	443	台	11	9	12	7	9	11	5	10	7				11	8	6	10	7	9		13	5		
感染予防用品	マスク	95250	枚	450	450	550	450	350	550	450	400	400	250	250	350	350	400	350	350	350	400	400	400	400	300	250
	消毒液	192	本	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	感染防護衣	1500	着	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
	使い捨て手袋	30400	枚	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	100	300	300	300	300	300
	フェイスシールド	340	枚	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	体温計(非接触型)	109	本	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	卓上アクリルパーテーション	100	セット	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
資器材等	発電機(ガソリン)	81	機	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	発電機(LPガス)	30	機										1	1	1		1		1			1	1	1	1	1
	ガソリン(1L缶入り)	300	缶	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	エンジンオイル(1L缶入り)	78	缶	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	燃料携行缶	73	缶	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	煮炊き釜（はそり）	26	個																							
	投光器	185	器	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	延長コード	133	台	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	簡易防火水槽	15	基																							
	屋外テント	368	張	6	7	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
	造水機	8	機																							
	リヤカー	121	台	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	担架	105	個						1												1					
	救助工具セット	36	セット																							
	ハンマー	146	本	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		2	2	2	2
	ロープ	120	本																							
	拡声機	66	台																							
	懐中電灯	1550	本	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
	ランタン（蛍光灯）	42	個	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	カッパ・レインコート	794	着	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3		3	3	3	3	3
	手袋（軍手）	32026	双																							
	冷風機	3	機																							

品 目		保 管 場 所		指定避難所																						
				竜谷小学校	藤川小学校	山中小学校	本宿小学校	恵田小学校	岩津小学校	大樹寺小学校	大門小学校	奥殿小学校	細川小学校	矢作東小学校	矢作北小学校	北野小学校	矢作西小学校	矢作南小学校	六ツ美中部小学校	六ツ美南部小学校	六ツ美北部小学校	六ツ美西部小学校	豊富小学校	夏山小学校	宮崎小学校	形埜小学校
災害用トイレ	組立トイレ(便槽型)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	簡易トイレ	3	12	15	12	3	12	12	12	12	12	12	11	12	12	12	12	3	12	4	5	5	3	3	3	
	携帯トイレ	1000	1200	1600	1200	1200	1200	1200	1200	1200	600	1200	1200	1200	1200	1200	1200	1200	1200	1200	1200	1200	400	400	400	
	仮設トイレ（マンホールトイレ） テントセット		4	6	7			5	8			4	6	7	6	5	6	6	8	7						
感染予防用品	マスク	400	400	250	400	250	350	500	400	350	400	350	350	350	400	350	400	400	400	450	350	250	350	500	350	
	消毒液	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
	感染防護衣	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	
	使い捨て手袋	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	
	フェイスシールド	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	4	2	3	3	3	
	体温計(非接触型)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	
	卓上アクリルパーテーション	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
資 器 材 等	発電機(ガソリン)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	発電機(LPガス)	1	1	1	1	1		1		1			1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	
	ガソリン(1L缶入り)	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
	エンジンオイル(1L缶入り)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	燃料携行缶		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	煮炊き釜（はそり）																									
	投光器	3	3	3	3	3	3	3	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	2	2	3	3	3	
	延長コード	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	2	3	1	
	簡易防火水槽																									
	屋外テント	6	6	7	6	6	6	6	6	6	7	6	6	6	6	6	6	6	6	6	4	4	4	4	4	
	造水機																									
	リヤカー	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	2	1	1	1	1	1	
	担架								1			1	1	1	1	1		1	1			1				
	救助工具セット																									
	ハンマー	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2		2	2	2	2	2
	ロープ																									
	拡声機																									
	懐中電灯	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
	ランタン（蛍光灯）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1						
	カップ・レインコート	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3		4	2	3	3	3
	手袋（軍手）																									
	冷風機																									

品目		保管場所	指定避難所																							
			甲山中学校	葵中学校	城北中学校	竜海中学校	常磐中学校	南中学校	翔南中学校	福岡中学校	竜南中学校	美川中学校	河合中学校	東海中学校	岩津中学校	北中学校	新香山中学校	矢作北中学校	矢作中学校	六ツ美中学校	六ツ美北中学校	額田中学校	岡崎市ホテル学校	みつわ広場	千万町楽校	(7箇所) 県立高校
災害用トイレ	組立トイレ(便槽型)		1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1			
	簡易トイレ	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	13	12	12	12	19	12	8	3	3	3	84	
	携帯トイレ	200	200	400	200	200	200	800	400	200	200	200	200	200	600	200	400	600	800	400	400	400	400	400	2800	
	仮設トイレ（マンホールトイレ）テントセット	2	5	11	2			4	12	4			2	7	10		10	9	6							
感染予防用品	マスク	500	500	500	500	500	500	500	500	550	600	300	500	500	550	550	350	500	350	450	750	150	100	100	4250	
	消毒液	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
	感染防護衣	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10		
	使い捨て手袋	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	2100	
	フェイスシールド	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	2	2	2	14	
	体温計(非接触型)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	7	
	卓上アクリルパーテーション	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
資器材等	発電機(ガソリン)		1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
	発電機(LPガス)																		1							
	ガソリン(1L缶入り)		4	4		4	4		4	4	4			4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		
	エンジンオイル(1L缶入り)		1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
	燃料携行缶		1	1		1	1		1	1	1			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
	煮炊き釜（はそり）																							1		
	投光器		1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2		
	延長コード	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	2		
	簡易防火水槽																									
	屋外テント	3	3	4	3	3	4	3	4	4	4	3	3		4	3	4	4	4	4	4		4	4		
	造水機																									
	リヤカー		1	2		1	2		2	2	2	1	1	1	2	1	2	2	2	2	1	1	1	1		
	担架			2			2		2	2	2				2		2	2	2	2			1	1		
	救助工具セット																									
	ハンマー																					2	2	2		
	ロープ																									
	拡声機																				4					
	懐中電灯		20	20		20	20	20	20	20	20	20	20	20	19	20	20	20	20	20	20	10	20	20	21	
	ランタン（蛍光灯）																									
	カッパ・レインコート	3	3	3	3	3	3	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	2	2	2	14	
	手袋（軍手）																									
	冷風機																									

保管場所 品目		指定緊急避難場所														その他									
		岡崎市役所	岡崎市体育館	岡崎中央総合公園	中央市民センター	南部市民センター	南部市民センター分館	大平市民センター	東部市民センター	六ツ美市民センター	(3箇所) (保育園)	(7箇所) (市民ホーム)	西部地域交流センター	北部地域交流センター	その他の指定緊急避難場所 (9箇所)	岩津市民センター	矢作市民センター	額田センター	東部地域交流センター	南部地域交流センター	岡崎市リサイクルプラザ	矢作橋西詰倉庫 (3箇所)	町内管理公園倉庫 (5箇所)	消防本部	その他の施設
災害用トイレ	組立トイレ(便槽型)	5	11				3	5	5	5							5								
	簡易トイレ	34				5								3	3			16							
	携帯トイレ	3200	2000			2500		1500		1500			1000	1000	150		1000	1000	100	100	14000				
	仮設トイレ(マンホールトイレ) テントセット	15	40	3			10		8				8	20									20		
感染予防用品	マスク	46400	3200	7700	250	100	100	100	100	100	200	500	150	600	2900			500							
	消毒液	52																							
	感染防護衣	800																							
	使い捨て手袋	800	300	300	200	200	200	200	200	200	600	1400	200	200	2300			200							
	フェイスシールド	44	3	2	2	2	4	2	2	3	9	24	4	2	16										
	体温計(非接触型)	3	1	1	1	1	1	1	1	1	3	7	1	1	8										
	卓上アクリルパーテーション	30																							
資器材等	発電機(ガソリン)			3		1		1	1	1			1	1				1				2			1
	発電機(LPガス)																								
	ガソリン(1L缶入り)			4		4		4	4	4			4	4				4				4			4
	エンジンオイル(1L缶入り)			1		1		1	1	1			1	1				1				1			1
	燃料携行缶	5							1				1	1				1							
	煮炊き釜(はそり)	5						1	1	1			2	1		1		1	2	2				8	
	投光器	8		4		1		1	1	1			1	1				2				2			
	延長コード	8				1		1	1	1			1	1				3							
	簡易防火水槽	15																							
	屋外テント					2	2	2	2	2			2	2				3							
	造水機	4								1			1	1				1							
	リヤカー	1		1		5		5	5	5			6	1		2		5	1	2		1			
	担架	2				10		10	10	10			10	10				10							
	救助工具セット			1		5		5	5	5			5	5				5							
	ハンマー	46					1	1		1			1	1				1							
	ロープ							20	20	20			20	20				20							
	拡声機	26				5		5	5	5			5	5			1	5							
	懐中電灯	27			2	20	2	15	15	20		12	20	20	6		2	19							
	ランタン(蛍光灯)																								
	カッパ・レインコート	492	3	2	2	5	2	8	7	6	7	16	7	5	16			2							
	手袋(軍手)	3504	770			2160	3192	5000	3660	3600			2160	3660			1440	960	1200	720					
	冷風機	3																							

3 医薬材料・医薬品

市民安全部防災課、保健部保健政策課
(令和8年3月31日)

医療救護所備蓄品（1か所あたり）

品名	規格等	数量		保管場所
気管挿管セット	成人用	1	セット	屋内保管庫
蘇生セット	成人用	2	セット	屋内保管庫
シリンジ	10ml 中口	100	本	屋内保管庫
注射針	23G 1・1/4in RB	100	本	屋内保管庫
輸液セット	20 滴/ml	50	セット	屋内保管庫
翼付静注針	21G 3/4in	50	本	屋内保管庫
縫合針（糸付）	13mm 6-0	20	本	屋内保管庫
眼科異物針		2	本	屋内保管庫
眼底検査ルーペ		2	個	屋内保管庫
点眼棒		6	本	屋内保管庫
受水器		2	個	屋内保管庫
ネラトンカテーテル①	16Fr	5	本	屋内保管庫
ネラトンカテーテル②	10Fr	5	本	屋内保管庫
ネラトンカテーテル③	8Fr	5	本	屋内保管庫
血圧計	アネロイド式 成人用	1	個	屋内保管庫
聴診器	成人・小児切替式	2	個	屋内保管庫
駆血帯	1m チューブ	5	本	屋内保管庫
舌圧子(ディスポ)		100	本	屋内保管庫
眼帯		500	枚	屋内保管庫
消毒液	ポビドンヨード 10%	10	本	屋内保管庫
消毒綿①	4×8cm ノンアルコール綿	300	包	屋内保管庫
消毒綿②	4×8cm アルコール綿	200	包	屋内保管庫
滅菌ガーゼ	7.5×7.5cm	100	枚	屋内保管庫
ハイガーゼ	25×25cm	1500	枚	屋内保管庫
カット綿	4×4cm 500g	1	箱	屋内保管庫
サージカルテープ	12mm×10m	24	巻	屋内保管庫
三角巾		10	枚	屋内保管庫
伸縮包帯	7.5cm×9m	20	巻	屋内保管庫
ネット包帯①	3cm×25m	2	巻	屋内保管庫
ネット包帯②	2cm×25m	2	巻	屋内保管庫
布絆創膏	17.5×91cm	2	巻	屋内保管庫
綿棒	Φ20	500	本	屋内保管庫
防水シート	95×145cm	2	枚	屋内保管庫
手袋(ディスポ)①	ニトリル L 100 枚入	2	箱	屋内保管庫
手袋(ディスポ)②	ニトリル M 100 枚入	2	箱	屋内保管庫
手袋(ディスポ)③	ニトリル S 100 枚入	2	箱	屋内保管庫
マスク(ディスポ)	50 枚入	1	箱	屋内保管庫
万能ハサミ		2	個	屋内保管庫
処置キット		1	セット	屋内保管庫
ペンライト		3	本	屋内保管庫
時計		1	個	屋内保管庫

品名	規格等	数量		保管場所
テント		1	基	防災備蓄倉庫
リアカー		1	台	防災備蓄倉庫
担架		1	台	防災備蓄倉庫
トリアージシート		1	セット	防災備蓄倉庫
トリアージタグ		100	枚	防災備蓄倉庫
ブルーシート		2	枚	防災備蓄倉庫
看板		1	基	防災備蓄倉庫
点滴スタンド		5	基	防災備蓄倉庫
ビブス		1	セット	防災備蓄倉庫
メガホン		1	個	防災備蓄倉庫
ロールシート		2	本	防災備蓄倉庫
フェイスシールド		15	枚	防災備蓄倉庫
ガウン		50	枚	防災備蓄倉庫
ステンレストレー		10	枚	防災備蓄倉庫
針捨てボックス		3	個	防災備蓄倉庫
シーネ①	アルミ 3号	12	枚	防災備蓄倉庫
シーネ②	アルミ 12号	60	枚	防災備蓄倉庫
シーネ③	ソフト 大 (L)	10	本	防災備蓄倉庫
シーネ④	ソフト 中 (S)	20	本	防災備蓄倉庫
シーネ⑤	ソフト 小 (3S)	2	本	防災備蓄倉庫
その他文房具等		1	セット	防災備蓄倉庫

医療救護所設置候補地(※)の防災備蓄倉庫及び屋内保管庫に保管

※ 福岡中学校・六ツ美中学校・六ツ美北中学校・竜南中学校・南中学校・美川中学校・城北中学校・矢作中学校・矢作北中学校・北中学校（計 10 か所）

医療救護班携行品（1 か所あたり）

薬効群等	規格等	数量		品名	規格等	数量	
アドレナリン製剤	ボスミン注 1mg	10	A	ディスポメス	No.20	10	本
坑けいれん剤	フェノバルブ注射液 100mg	10	A	外科剪刀	両鈍 140mm	2	本
坑不安剤	ホリゾン注射液 10mg	10	A	開口器	ハイステル氏	2	個
喘息治療剤	ネオフィリン注 250mg	10	A	開瞼鉤	デマル氏	2	本
鎮痙剤	ブスコパン注 20mg	10	A	止血鉗子	コッヘル氏	2	本
鎮痛剤	アトロピン硫酸塩注ニプロ 0.5mg	10	A	持針器	ヘガール氏	2	本
副腎皮質ホルモン剤	ソル・コーテフ静注用 500mg	10	V	ピンセット①	無鉤 180mm	5	本
ブドウ糖注射液	大塚糖液 20%	10	A	ピンセット②	有鉤 150mm	2	本
局所麻酔剤①	キシロカイン注ポリアンブ 1% 5ml	100	A	駆血帯	40cm	2	本
局所麻酔剤②	キシロカイン注ポリアンブ 1% 10ml	40	A	消毒液	エタノール	5	本
粘滑・表面麻酔剤	キシロカインゼリー 2%	5	本	聴診器	ダブルタイプ	2	個
乳酸リンゲル液	ラクトリンゲル液フソー 500ml	40	B	万能つぼ	Φ80×78mm	2	個
シリンジ	10ml 中口	100	本	膿盆	400cc	5	個
注射針	23G 1in RB	100	本				
縫合針（糸付）	17mm 5-0 強弯針	80	本				

医療救護所設置候補地分を医療救護班参集拠点(※)に分配して保管

※ 岡崎市げんき館・公衆衛生センター・はるさき健診センター・西部地域交流センター（計 4 か所）

医療救護班参集拠点保管物品（1 参集拠点あたり）

品名	規格等	数量
蘇生セット	成人・小児用	1 器
吸引器	足踏式 成人用	1 器
吸引カテーテル①	8Fr	12 本
吸引カテーテル②	10Fr	12 本
血圧計	アネロイド式 小児用	1 個
駆血帯	小児用	1 個
消毒綿	クロルヘキシジン	120 包
散水用ホース	50m	1 台
キャリーカート		1 台

医療救護所設置候補地分を医療救護班参集拠点（※）に分配して保管

※ 岡崎げんき館・公衆衛生センター・はるさき健診センター・西部地域交流センター（計 4 か所）

ランニング備蓄（1 薬局当たり）

薬効群	標準選定医薬品	数量
解熱消炎鎮痛剤	ロキソニン錠 60mg	300 錠
	カロナール錠 200	100 錠
解熱鎮痛剤（小児用）	カロナール細粒 20% 0.5g ヒート	100 g
鎮痙剤	ブスコパン錠 10mg	100 錠
気管支拡張貼付剤	ホクナリンテープ 1 mg	70 枚
抗ヒスタミン剤	セレスタミン配合錠	100 錠
抗菌剤	サワシリンカプセル 250	400 カプセル
抗菌剤（小児用）	ケフラール細粒小児用 100mg 1 g ヒート	120 g
外用抗菌剤	ゲンタシン軟膏 1 mg	100 g
冠血管拡張剤	ニトロペン舌下錠 0.3mg	100 錠
抗不安薬	デパス錠 0.5mg	100 錠
総合感冒剤	P L 顆粒 1 g ヒート	100 g
外用消炎鎮痛剤	ボルタレンテープ 15mg 7cm×10cm	350 枚

協定により指定された市内 20 薬局に備蓄

※ 選定医薬品については、取扱い状況により同等の薬効・数量の範囲で変更の場合がある

VIII 防災上留意すべき施設

1 石油類等大量保有事業所

消防本部予防課
(令和7年4月1日)

事業所名	所在地	電話番号	危険物 の種類	最大数量
ユニチカ事業所 岡崎工場	日名北町4-1	23-2311	4	1,874.3 kℓ
日本エステル 岡崎工場	日名北町4-1	23-2311	4	5,984.9 kℓ
三菱自動車工業 第一車両技術開発本部	橋目町字中新切1	31-2111	4	420.7 kℓ
東レ(株)岡崎工場	矢作町字出口1	31-5111	1 4	19,496 kg 536 kℓ
(株)アイシン岡崎工場	岡町字原山6-18	57-3158	4	338.9 kℓ
トヨタモビリティパーツ(株) 愛知支社額田センター	中伊西町大皿田3-1	84-3101	4	430.1 kℓ
(株)アイシン岡崎東工場	大幡町字大入1-1	66-6822	4	542.4 kℓ
計 8 箇所				

※ 消防法別表に掲げる危険物で、指定数量の倍数が500を越えるもの若しくは300kℓ以上を保有する事業所を掲げた。

2 毒物・劇物要届出業務上取扱者施設

保健部生活衛生課

名称	所有地	主要品名目	電話番号
リコーエレメックス株式会社 本社・岡崎事業所	井田町3-69	シアン化合物	23-5111
葵巧研有限会社	葵町14-8	シアン化合物	21-8255

3 煙火製造所

消防本部予防課

事業所名	製造所所在地	所有火薬庫等棟数	火薬庫等所在地	電話番号
(株)磯谷煙火店	保母町字木崩1-8	煙火火薬庫 5	保母町字木崩1-8	47-2535
磯谷煙火工場	岩中町字牧立45	煙火火薬庫 1	岩中町字牧立46	46-3392
辻村煙火店	箱柳町字川南西19-17	煙火火薬庫 1 玩具煙火貯蔵庫 5	箱柳町字川南西19-17	21-7658
(有)花井煙火店	滝町字追ノ狭間46-1	煙火火薬庫 1 玩具煙火貯蔵庫 1	滝町字追ノ狭間46-1	46-3275
計 4 箇所				

4 放射性物質保有事業所

市民安全部防災課、保健部保健政策課、消防本部予防課
(令和7年4月1日)

事務所名	所在地	機関分類	使用区分	電話番号
日本エステル㈱岡崎工場	日名北町4-1	民間	密	23-2311
愛知県西三河県民事務所	明大寺本町1丁目4	その他	密	23-1211
自然科学研究機構岡崎共通研究施設 アイソトープ実験センター明大寺地区実験施設	明大寺町字西郷中38	研究	非	55-7660
自然科学研究機構分子科学研究所	明大寺町字西郷中38	研究	発	55-7205
岡崎市総合検査センター	美合町字五本松68-1	その他	密	57-0530
岡崎市民病院	高隆寺町字五所合3-1	医療	密、非、発	21-8111
藤田医科大学岡崎医療センター	針崎町字五反田1番地	医療	密、非、発	64-8800

注1 放射性同位元素等の規制に関する法律に基づいて原子力規制委員会の許可を受け、又は同委員会に届け出た放射性同位元素等の使用事業所、若しくは医療法に基づいて届け出た診療用放射性同位元素等を使用する医療施設である。

2 機関分類

- (1) 教育（教育機関） 学校教育法に基づく国立・公立・私立のすべての学校（大学の附属研究所及び研究施設を除く。）
- (2) 研究（研究機関） 国立・公立・私立の研究所及び試験所並びに教育機関及び民間機関の附属研究所、試験所及び研究施設
- (3) 医療（医療機関） 医療法に基づくすべての病院及び診療所（国立・公立・私立の機関の附属の病院及び診療所
- (4) 民間（民間機関） 民間の工場及び事務所
- (5) その他（その他の機関） 前記の分類に属さない機関

3 使用区分

- (1) 密 密封された放射性同位元素
- (2) 非 密封されていない放射性同位元素
- (3) 発 放射線発生装置

5 防火対象物件数（150㎡以上）

消防本部予防課
(令和7年4月1日)

区分	数量
劇場、映画館、公会堂、集会場	285
キャバレー、ナイトクラブ、遊技場、ダンスホール	42
待合、料理店、飲食店	301
百貨店、マーケット	540
旅館、ホテル、寄宿舎、共同住宅	4,737
病院、診療所、老人児童福祉施設、幼稚園、養護学校	658
小学校、中学校、高校、大学、各種学校	429
図書館、美術館	16
公衆浴場、蒸・熱気浴場	5
車両の停車場	8
神社、寺院、教会	327
工場、作業場	1,823
車庫、駐車場	160
倉庫	1,102
官公署、銀行、保険、その他事業所	1,646
複合用途	1,653
重要文化財	25
計	13,757

6 階別防火対象物状況（3階以上）

消防本部予防課
(令和7年4月1日)

区 分	階 別														計
	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16 以上	
劇場，映画館，公会堂， 集会場	12	3	2	1											18
キャバレー，ナイトクラブ，遊 技場，ダンスホール	5	5	1												10
待合，料理店，飲食店	32	4	1	1											38
百貨店，マーケット	35	10	6	1											52
旅館，ホテル，寄宿舎， 共同住宅	952	459	230	72	57	63	35	36	35	15	15	25	24	6	2,024
病院，診療所，老人児 童福祉施設，幼稚園， 養護学校	88	21	6	7		2	1	1							126
小学校，中学校，高校， 大学，各種学校	117	62	10	8	2	3									202
図書館，美術館	1		1												2
公衆浴場															
車両の停車場	3														3
神社，寺院，教会	14	2	2												18
工場，作業場	134	24	13	2	1	2									175
車庫，駐車場	15	11	1	2											29
倉庫	46	9	2												57
官公署，銀行，保険， その他事業所	261	73	33	18	11	11	4	3							414
複合用途	527	156	59	29	18	15	4	2		1				1	812
計	2,242	839	367	141	89	95	44	42	35	16	15	25	24	7	3,981

7 指定・登録・選定文化財件数

教育委員会社会教育課
(令和7年3月31日)

種 別			国 指 定	県 指 定	市 指 定	小 計	国 登 録	県 登 録	国 選 定	合 計
有形文化財	建造物		13	2	16	31	20	0	—	51
	美術工芸品	絵 画	6	8	57	71	0	0	—	71
		彫 刻	5	10	45	60	0	0	—	60
		工芸品	3	11	40	54	0	0	—	54
		書跡・典籍 古文書	1	1	21	23	0	0	—	23
		考古資料	0	2	2	4	0	0	—	4
		歴史資料	0	0	4	4	0	0	—	4
無形文化財			0	0	0	0	0	0	—	0
民俗文化財	無形民俗文化財		1	1	6	8	0	0	—	8
	有形民俗文化財		0	2	7	9	0	0	—	9
記念物	史 跡		3	3	25	31	0	0	—	31
	名 勝		0	0	0	0	0	0	—	0
	天然記念物		1	6	28	35	0	1	—	36
文化的景観			—	—	—	—	—	—	0	0
伝統的建造物群			—	—	—	—	—	—	0	0
合 計			33	46	251	330	20	1	0	351

IX 相互応援

1 協定書等（自治体関係）

（１） 大規模災害時の相互応援に関する協定

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第12号の規定に基づき、伊丹市、青梅市、大竹市、岡崎市、唐津市、蒲郡市、桐生市、倉敷市、津市、周南市、常滑市、戸田市、鳴門市、府中市、丸亀市、坂井市および箕面市（以下「協定市」という。）において、地震等による大規模災害が発生し、被災した協定市では十分に被災者の救援等の災害応急措置が実施できない場合に、協定市間の応援を迅速に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

（連絡担当部局）

第2条 協定市は、大規模災害に備えて連絡を円滑に行うため、常に連絡担当部局、担当責任者、電話番号その他連絡に必要な事項を相互に明らかにしておくものとする。

（応援の要請）

第3条 協定市は、大規模災害が発生して応援を求めようとするときは、連絡担当部局を通じ、大規模災害の概要を明らかにして、次の各号に掲げる応援を要請するものとする。

- （１）食料、飲料水及び生活必需品の提供
- （２）被災者の救出、医療、防疫等に必要な資機材及び物資の提供
- （３）施設等の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- （４）災害応急活動に必要な職員（以下「応援職員」という。）の派遣及び車両の提供
- （５）前各号に掲げるもののほか、特に必要とする事項

（応援の実施）

第4条 応援を要請された協定市は、応援を的確かつ円滑に行うよう努めるものとする。

（応援の経費）

第5条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した協定市の負担とする。

（災害補償等）

第6条 応援職員に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

- 2 応援職員が第三者に損害を与えた場合は、その損害が災害応急活動中に生じたものについては、応援を要請した協定市が賠償の責めを負い、応援を要請した協定市への往復経路の途中に生じたものについては、応援を行う協定市が賠償の責めを負うものとする。

（資料の交換）

第7条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるように毎年1回地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

（協議）

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定市が協議の上、別に定めるものとする。

附 則

この協定は、平成9年4月1日から効力を生ずる。

附 則

この協定は、平成19年4月2日から効力を生ずる。

この協定の成立を証するため、この協定書を17通作成し、協定市は、記名押印のうえ各自その1通を保有する。

平成19年4月2日

伊 丹 市 長
青 梅 市 長
大 竹 市 長
岡 崎 市 長
唐 津 市 長
蒲 郡 市 長
桐 生 市 長
倉 敷 市 長
津 市 長

周南市長
常滑市長
戸田市長
鳴門市長
府中市長
丸亀市長
坂井市長
箕面市長

(2) 中核市災害相互応援協定

中核市各市（以下「協定市」という）は、いずれかの市域において災害が発生し、被害を受けた都市（以下「被災市」という）が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災市の要請にこたえ、当該災害により被害を受けていない市が友愛的精神に基づき、相互に応援協力し、被災市の災害応急対策、災害復旧及び災害からの復興を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等及び災害からの復興に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧及び災害からの復興に必要な職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

2 被災市は、災害による被害により被災市のホームページを利用して災害情報等の発信をすることができなくなったときは、協定市に対し、当該災害情報等を協定市のホームページに掲載することを要請することができる。

（応援要請の手続き）

第2条 応援を要請しようとする被災市は、次の事項を明らかにし、第5条に定める連絡担当部局を通じて、電話又は電信により応援を要請するものとする。この場合において、被災市は必要事項を記載した文書を後日、速やかに協定市に送付しなければならない。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1項第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第1項第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員並びに業務内容
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第3条 応援を要請された協定市は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、極力これに応じ応援活動に努めるものとする。

2 激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災市との連絡がとれない場合には、被災市以外の協定市相互が連絡調整し、自主応援活動を行うことができる。

（応援経費の負担）

第4条 応援に要した経費は、協定市が協議して別に定める。

（連絡担当部局）

第5条 協定市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

（資料の交換）

第6条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

（会議）

第7条 この協定の運用体制を整備し、併せて協定市の防災体制の整備に資するため、中核市市長会事務担当者会議の補助機関として中核市市長会防災担当者会議を置く。

（事務局）

第8条 この協定の実施に必要な連絡調整を行うため、中核市市長会防災担当者会議の会長の属する市に事務局を設置する。

（雑則）

第9条 この協定の締結後、新たに中核市への移行によりこの協定への参加希望がある場合は、特段の事情のない限り、協定市はこれを受け入れるものとする。

（その他）

第10条 この協定は、協定市及び協定市の各機関が消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第2項の規定により別に締結した相互応援に関する協定及び水防に係る応援に関し締結した協定等に基づく応援を排除するものではない。

第11条 この協定の締結に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市が協議して定めるものとする。

（協定の発効）

第12条 この協定は、令和3年4月1日から効力を発生するものとする。

令和3年4月1日

一	宮	市	一	宮	市	長
松	本	市	松	本	市	長

(3) 災害時相互応援に関する協定

愛知県岡崎市、神奈川県茅ヶ崎市、長野県佐久市及び岐阜県不破郡関ヶ原町（以下「協定市町」という。）は、災害時における相互応援体制について、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づき、協定市町のいずれかの市町域において地震等の大規模な災害が発生し、被災した市町（以下「被災市町」という。）のみでは十分な応急措置を自ら実施できない場合において、当該被災市町の応急対策及び復旧活動が迅速かつ円滑に遂行されるよう、相互に応援協力することについて、必要な事項を定めるものとする。

（連絡体制）

第2条 協定市町は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、別記様式1により連絡することとし、地震等の大規模な災害が発生したときは、速やかに連絡するとともに、必要な情報を相互に交換するものとする。

（応援の内容）

第3条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な職員等の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認められる事項

（応援要請の手続）

第4条 応援を要請しようとする被災市町は、応援要請の内容を明らかにして口頭又は別記様式2により応援を要請し、応援を要請された協定市町（以下「応援市町」という。）は応援に努めるものとする。

2 前項の規定により口頭で応援を要請した場合は、後日速やかに応援要請書を送付するものとする。

3 激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災市町との連絡がとれないとき、応援市町は、自主応援活動を行うことができる。

（経費の負担）

第5条 応援に要する経費の負担は、法令その他定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 職員の派遣に要する経費は、原則として応援市町が負担する。
- (2) 前号に掲げるもののほか応援物資の調達その他応援に要する経費は、原則として応援を受ける市町が負担する。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、協定市町がその都度協議して定めるものとする。

（効力の発生）

第7条 この協定は、協定を締結した日から平成26年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の30日前までに、協定市町から特段の意思表示がない場合はさらに1年間延長するものとし、以後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書4通を作成し、協定市町は署名押印の上、各1通を保有する。

平成25年7月1日

岡 崎 市
代表者 岡 崎 市 長

茅ヶ崎市
代表者 茅ヶ崎市長

佐 久 市
代表者 佐 久 市 長

関ヶ原町
代表者 関ヶ原町長

(4) 西三河災害時相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条の2の規定に基づき、岡崎市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、みよし市及び幸田町（以下「西三河9市1町」という。）において、災害が発生した場合における相互応援について必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (3) 被災者の救出、医療、防疫並びに応急復旧に必要な医薬品等物資及び資機材の提供
- (4) 救援、応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 被災者の受入れ
- (6) 前各号に掲げるもののほか、要請があった事項

(応援要請の手続き)

第3条 応援を要請する市町（以下「要請市町」という。）は、次の事項を明らかにして、第8条第1項に定める連絡担当部局に対して、電話電信等により要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資、車両、資機材の種類、品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人数並びに業務内容
- (4) 前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあっては、世帯数及び人数
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援期間
- (7) その他必要な事項

(応援の実施)

第4条 応援を要請された市町（以下「応援市町」という。）は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、極力これに応じ応援活動に努めるものとする。

2 大規模災害が発生し、通信の途絶等により被災市町との連絡がとれない場合には、被災市町以外の西三河9市1町が連絡調整し、自主応援活動を行うことができる。

(応援のため派遣された職員の指揮)

第5条 応援のため派遣された職員は、要請市町の長等の指揮の下に活動するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は原則として要請市町の負担とする。

2 要請市町が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、要請市町から要請があった場合には、応援市町は当該経費を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか経費負担等に関し必要な事項は、その都度西三河9市1町が協議して定めるものとする。

(損害賠償等)

第7条 応援活動に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害者となった場合は、本人又はその遺族に対する補償は、応援市町が対応するものとする。

2 応援活動に従事した職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が要請市町への往復途中に生じたものを除き、要請市町がその賠償の責めを負うものとする。

(連絡担当部局)

第8条 相互応援のための窓口は、西三河9市1町の防災担当主管課とする。

2 連絡担当部局は、大規模災害に備えて連絡を円滑に行うため、常に連絡担当部局、担当責任者、電話番号その他連絡に必要な事項を相互に明らかにしておくものとする。

3 連絡担当部局は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(共同事業)

第9条 西三河9市1町は、この協定による応援を円滑に行うために、共同して防災対策を行うことができる。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、締結市町が既に締結している協定及び個別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

(その他)

第11条 この協定の実施に関して必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、西三河9市1町が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成25年7月3日から効力を生じるものとする。

この協定を証するため、本協定書10通を作成し、西三河9市1町が署名押印のうえ、各1通を保有する。

平成25年7月3日

岡崎市
代表者 岡 崎 市 長

碧南市
代表者 碧 南 市 長

刈谷市
代表者 刈 谷 市 長

豊田市
代表者 豊 田 市 長

安城市
代表者 安 城 市 長

西尾市
代表者 西 尾 市 長

知立市
代表者 知 立 市 長

高浜市
代表者 高 浜 市 長

みよし市
代表者 み よ し 市 長

幸田町
代表者 幸 田 町 長

(5) 災害時相互応援に関する協定

岡崎市と亘理町（以下「協定市町」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条の2の規定に基づき、協定市町において災害が発生し、独自では十分な応急措置が実施できない場合における相互応援について、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (3) 被災者の救出、医療、防疫並びに応急復旧に必要な医薬品等物資及び資機材の提供
- (4) 救援、応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、要請があった事項

（応援要請の手続き）

第2条 応援を要請する市町（以下「被災市町」という。）は、次の事項を明らかにして、第7条第1項に定める連絡担当部局に対して、電話等の通信手段により要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあつては、物資、車両、資機材の種類、品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあつては、職員の職種及び人数並びに業務内容
- (4) 前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあつては、世帯数及び人数
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援期間
- (7) その他必要な事項

（応援の実施）

第3条 応援を要請された市町（以下「応援市町」という。）は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、これに応じ応援活動に努めるものとする。

（応援のため派遣された職員の指揮）

第4条 応援のため派遣された職員は、被災市町の長等の指揮の下に活動するものとする。

（経費の負担）

第5条 応援に要した経費は原則として被災市町の負担とする。

2 前項の規定により難しい場合には、その都度、協議して定めるものとする。

（損害賠償等）

第6条 応援活動に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害者となった場合は、本人又はその遺族に対する補償は、応援市町が対応するものとする。

2 応援活動に従事した職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が被災市町への往復途中に生じたものを除き、被災市町がその賠償の責めを負うものとする。

（相互応援体制の整備）

第7条 協定市町は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当窓口を定め、災害が発生したときは、速やかに情報交換を行うものとする。

2 協定市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要な体制の整備並びに平時からの交流促進に努める。

3 協定市町は、前項の規定により災害対策強化のため研修、情報交換等を行い、防災力の向上に努める。

（他の協定との関係）

第8条 この協定は、協定市町が既に締結している協定及び個別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

（有効期間）

第9条 この協定書の有効期間は、平成29年1月19日から平成29年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、協定期間が満了する日の30日前までに、甲乙いずれからも相手方に対して特段の意思表示がないときは、本協定は同一条件でさらに1年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

（その他）

第10条 この協定の実施に関して必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定市町が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、双方署名押印のうえ、各1通を保有する。

平成29年 1 月19日

愛知県岡崎市十王町2丁目9番地
岡崎市
代表者 岡 崎 市 長

宮城県亶理郡亶理町字下小路7番地4
亶理町
代表者 亶 理 町 長

(6) 災害時相互応援等に関する協定書

千葉県木更津市と愛知県岡崎市（以下「協定市」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条の2の規定に基づき、協定市において災害が発生し、独自では十分な応急措置が実施できない場合における相互応援について、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (3) 被災者の救出、医療、防疫並びに応急復旧に必要な医薬品等物資及び資機材の提供
- (4) 救援、応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、要請があった事項

（応援要請の手続き）

第2条 被災し、応援を要請する市（以下「被災市」という。）は、次の事項を明らかにして、第7条第1項に定める連絡担当部局に対して、電話等の通信手段により要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資、車両、資機材の種類、品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人数並びに業務内容
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援期間
- (6) その他必要な事項

（応援の実施）

第3条 応援を要請された市（以下「応援市」という。）は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、これに応じ応援活動に努めるものとする。

（応援のため派遣された職員の指揮）

第4条 応援のため派遣された職員は、被災市の長の指揮の下に活動するものとする。

（経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、原則として被災市の負担とする。

2 前項の規定により難しい場合には、その都度、協議して定めるものとする。

（損害賠償等）

第6条 応援活動に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害者となった場合は、本人又はその遺族に対する補償は、応援市が対応するものとする。

2 応援活動に従事した職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が被災市への往復途中に生じたものを除き、被災市がその賠償の責めを負うものとする。

（相互応援体制の整備）

第7条 協定市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当窓口を定め、災害が発生したときは、速やかに情報交換を行うものとする。

2 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要な体制の整備並びに平時からの交流促進に努める。

3 協定市は、前項の規定により災害対策強化のため研修、情報交換等を行い、防災力の向上に努める。

（他の協定との関係）

第8条 この協定は、協定市が既に締結している協定及び個別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

（有効期間）

第9条 この協定書の有効期間は、協定を締結した日から令和2年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、協定期間が満了する日の30日前までに、協定市のいずれからも相手方に対して特段の意思表示がないときは、本協定は同一条件でさらに1年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

（その他）

第10条 この協定の実施に関して必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定市が協議して定

めるものとする。

この協定を証するため、本協定書 2 通を作成し、双方署名押印のうえ、各 1 通を保有する。

令和元年 9 月 1 日

千葉県木更津市富士見一丁目 2 番 1 号
木更津市

代表者 木更津市長

.....

愛知県岡崎市十王町二丁目 9 番地
岡崎市

代表者 岡崎市長

.....

(7) 災害発生時における広域避難に関する協定書

岡崎市と安城市（以下「協定市」という。）は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害発生時」という。）における、市域を越えた避難行動（以下「広域避難」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、協定市が災害対策基本法第2条第1項に記載の災害発生時に、広域避難を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（避難者の受入）

第2条 協定市は、災害発生時に、広域避難の必要があると認めたときは、相手方の市に対して避難者の受入を要請できるものとする。要請先の市は、可能な限り、避難者の受入を行うものとする。

2 要請元の市は、次の事項を明らかにし、要請先の市に、電話電信等により避難所開設の要請を行うものとする。

- (1) 開設を要請する避難所
- (2) 開設を要請する時間
- (3) 避難勧告等を発令する区域と対象世帯及び対象人数
- (4) その他必要と認める事項

3 要請先の市は、収容可能な避難所を選定し、受け入れの可否、及び受け入れが可能な場合は、開設する時間を可能な限り速やかに要請元の市に連絡するものとする。

（職員の派遣）

第3条 要請元の市は、開設の要請をした避難所へ、速やかに職員を派遣するものとする。

2 要請先の市は、施設管理上の観点から、要請があった避難所へ職員を派遣するものとする。

（経費の負担）

第4条 避難所の開設及び運営に要した経費は、原則として要請元の市が負担するものとする。

2 開設要請のあった避難所が、既に要請先の市において開設されていた場合は、要請元の市の避難者を受入れるにあたって要した経費を負担する。

3 前2項に定めるもののほか経費負担等に関し必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

（連絡担当部局）

第5条 協定市は、あらかじめ広域避難に関する連絡担当窓口を定め、広域避難の必要があると認めたときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、別途細則にて定めるものとする。

（効力の発行）

第7条 この協定は、協定を締結した日から1年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の30日前までに、協定市から特段の意思表示がない場合はさらに1年間延長するものとし、以後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、協定市は押印の上、各1通を保有する。

令和2年3月2日

岡崎市
代表者 岡崎市長

安城市
代表者 安城市長

（８） 災害時相互応援等に関する協定書

愛知県岡崎市と宮城県山元町（以下「協定市町」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条の2の規定に基づき、協定市町において災害が発生し、独自では十分な応急措置が実施できない場合における相互応援について、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (3) 被災者の救出、医療、防疫並びに応急復旧に必要な医薬品等物資及び資機材の提供
- (4) 救援、応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、要請があった事項

（応援要請の手続き）

第2条 被災し、応援を要請する市町（以下「被災市町」という。）は、次の事項を明らかにして、第7条第1項に定める連絡担当部局に対して、電話等の通信手段により要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資、車両、資機材の種類、品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人数並びに業務内容
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援期間
- (6) その他必要な事項

（応援の実施）

第3条 応援を要請された市町（以下「応援市町」という。）は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、これに応じ応援活動に努めるものとする。

（応援のため派遣された職員の指揮）

第4条 応援のため派遣された職員は、被災市町の長の指揮の下に活動するものとする。

（経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、原則として被災市町の負担とする。

2 前項の規定により難しい場合には、その都度、協議して定めるものとする。

（損害賠償等）

第6条 応援活動に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害者となった場合は、本人又はその遺族に対する補償は、応援市町が対応するものとする。

2 応援活動に従事した職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が被災市町への往復途中に生じたものを除き、被災市町がその賠償の責めを負うものとする。

(相互応援体制の整備)

第7条 協定市町は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当窓口を定め、災害が発生したときは、速やかに情報交換を行うものとする。

2 協定市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要な体制の整備並びに平時からの交流促進に努める。

3 協定市町は、前項の規定により災害対策強化のため研修、情報交換等を行い、防災力の向上に努める。

(他の協定との関係)

第8条 この協定は、協定市町が既に締結している協定及び個別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

(有効期間)

第9条 この協定書の有効期間は、協定を締結した日から令和3年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、協定期間が満了する日の30日前までに、協定市町のいずれからも相手方に対して特段の意思表示がないときは、本協定は同一条件でさらに1年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

(その他)

第10条 この協定の実施に関して必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定市町が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、双方署名押印のうえ、各1通を保有する。

令和2年4月1日

愛知県岡崎市十王町二丁目9番地
岡崎市

代表者 岡崎市長

宮城県亘理郡山元町浅生原字作田山32番地
山元町

代表者 山元町長

(9) 原子力災害時における掛川市民の県外広域避難に関する協定書

愛知県西三河地区10市町（以下「避難受入市町」という。）と静岡県掛川市（以下「掛川市」という。）とは、浜岡原子力発電所において原子力災害が発生した場合における掛川市民の広域避難（以下「広域避難」という。）について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、避難受入市町及び掛川市が原子力災害時に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第86条の9の規定及び「掛川市原子力災害広域避難計画の方針」に基づき行う掛川市民の広域避難計画を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(広域避難の基本的事項)

第2条 原子力災害時に、掛川市民の生命若しくは身体を保護するため、避難受入市町へ避難又は一時移転の必要があると認められ、掛川市から受入要請があった時には、避難受入市町は、被災又は被災するおそれがあり受入れが困難な場合など正当な理由があると認められる場合を除き、愛知県と連携して避難者の受入れを行うものとする。

2 避難所の開設等の避難所運営は、掛川市の要請を踏まえて、初動対応（3日程度を目安）は避難受入市町で対応し、できる限り速やかに掛川市に引き継ぐ。

3 掛川市が静岡県を通じて避難受入市町に対して行う要請内容は、次のとおりとする。

(1) 避難経由所の開設、運営等

(2) 避難所の開設、掛川市による運営体制に移行するまでの避難所の運営等

4 掛川市は、愛知県及び避難受入市町等の協力を得て、あらかじめ前項の避難所及び避難経由所を把握しておくものとする。

5 掛川市は、静岡県と共に、国や関係事業者、愛知県、避難受入市町と連携して、広域避難に係る避難所や避難経由所の運営等に必要となる人員・物資・資機材などを確保し、避難受入市町の負担が過大なものにならないよう配慮しなければならない。

(広域避難の受入要請等)

第3条 避難受入市町に対する広域避難の受入要請は、法第86条の9第1項に基づき、掛川市が静岡県及び愛知県を通して行うものとする。

2 避難受入市町は、愛知県と広域避難の受入についての協議が整った場合は、速やかに避難の受入準備を開始する。

(受入期間)

第4条 前条の規定による要請を受け、避難受入市町が広域避難の受入をする場合の期間は、原則として1か月程度とする。それ以降は、より広範囲での移転等の可能性も含め、国及び静岡県が調整する。

(避難退域時検査等)

第5条 広域避難を行う掛川市民に対する避難退域時検査及び簡易除染は、当該避難による汚染の拡大の防止及び掛川市民の安全・安心のため、国の原子力災害対策指針等を踏まえ、静岡県が実施する。

(費用の負担)

第6条 避難者の受入に要した費用は、原則として掛川市が負担するものとする。

2 掛川市は、前項に規定する費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときは、避難受入市町に対し当該費用を一時繰替の支弁を求めることができるものとする。

(情報の交換)

第7条 避難受入市町及び掛川市は、この協定が円滑に運営されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(連絡責任者)

第8条 この協定に関する連絡責任者は、避難受入市町及び掛川市の担当課長とする。

(協議事項)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、避難受入市町及び掛川市が協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を11通作成し、各市町が記名・押印のうえ、各1通を所持する。

令和3年1月31日

愛知県岡崎市長

愛知県碧南市長

愛知県刈谷市長

愛知県豊田市長

愛知県安城市長

愛知県西尾市長

愛知県知立市長

愛知県高浜市長

愛知県みよし市長

愛知県幸田町長

静岡県掛川市長

2 協定書等（業務・業種関係）

（１） ミクスネットワーク株式会社との「災害時の放送に関する協定」

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、大地震等の災害に関し、防災対策又は応急対策の実施上必要がある場合に、岡崎市（以下「甲」という。）が、ミクスネットワーク株式会社（以下「乙」という。）に放送の依頼をするときの手続きを定めるものとする。

（放送の依頼等）

第2条 甲は、災害の発生の防止又は応急対策を実施する上で、放送以外に有効な通信、伝達手段がとり得ない場合に、乙に対し放送の依頼をするものとする。

2 乙は、甲に対し、前項の放送に必要な資料の提供を要求することができる。

（依頼の手続）

第3条 甲は、乙に対し、次の事項を明らかにして放送の依頼をするものとする。

- （1） 放送依頼の理由
- （2） 放送の内容
- （3） 希望する放送の日時
- （4） その他必要な事項

（放送の実施）

第4条 乙は、甲から依頼された事項に関し、自主判断に基づき、形式、内容、及び時刻を決定して放送するものとする。

（連絡責任者等）

第5条 第3条に掲げる放送依頼の円滑な実施を図るため、甲及び乙に連絡責任者を置くものとする。

（雑 則）

第6条 この協定の実施に関し、必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

第7条 連絡責任者を置いた場合及び変更のあった場合には、その都度相手方に連絡するものとする。

第8条 この協定の期間は1年間とし、平成9年1月17日から適用する。

2 この協定は、甲乙双方に異議がない場合には、1年を単位として年々自動的に継続するものとする。

平成9年1月17日

甲 岡崎市
代表者 岡崎市長

乙 ミクスネットワーク株式会社
（旧株式会社西三河ニューテレビ放送）
代表取締役社長

(2) 株式会社エフエム岡崎との「災害時の放送に関する協定」

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、大地震等の災害に関し、防災対策又は応急対策の実施上必要がある場合に、岡崎市（以下「甲」という。）が、株式会社エフエム岡崎（以下「乙」という。）に放送の依頼をするときの手続きを定めるものとする。

(放送の依頼等)

第2条 甲は、災害の発生の防止又は応急対策を実施する上で、放送以外に有効な通信、伝達手段がとり得ない場合に、乙に対し放送の依頼をするものとする。

2 乙は、甲に対し、前項の放送に必要な資料の提供を要求することができる。

(依頼の手続)

第3条 甲は、乙に対し、次の事項を明らかにして放送の依頼をするものとする。

- (1) 放送依頼の理由
- (2) 放送の内容
- (3) 希望する放送の日時
- (4) その他必要な事項

(放送の実施)

第4条 乙は、甲から依頼された事項に関し、自主判断に基づき、内容及び時刻を決定して放送するものとする。

(連絡責任者等)

第5条 第3条に掲げる放送依頼の円滑な実施を図るため、甲及び乙に連絡責任者を置くものとする。

(雑 則)

第6条 この協定の実施に関し、必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

第7条 連絡責任者を置いた場合及び変更のあった場合には、その都度相手方に連絡するものとする。

第8条 この協定の期間は1年間とし、平成9年9月1日から適用する。

2 この協定は、甲乙双方に異議がない場合には、1年を単位として年々自動的に継続するものとする。

平成9年8月29日

甲 岡崎市

代表者 岡崎市長

乙 株式会社エフエム岡崎

代表取締役社長

(3) 災害時における応急対策の協力に関する協定書

岡崎市（以下「甲」という。）と岡崎土木災害安全協力会（以下「乙」という。）とは、地震その他の自然現象等により、甲の管理する道路施設等が被災した場合、（以下「災害時」という。）における応急復旧、その他応急処置（以下「応急対策」という。）の協力に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における市民の生命、身体及び財産の安全と生活を確保するための応急対策について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、次のとおりとする。

(1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第1項の規定に基づき、岡崎市災害対策本部が設置された場合

(2) その他前号と同程度の災害で甲が乙の協力が必要であると認めた場合

（応急対策の内容）

第3条 この協定により、甲が乙に協力を要請する応急対策は次のとおりとする。

(1) 甲が管理する道路、河川、下水道等の施設（以下「公共施設」という。）の機能の確保等、緊急を要する公共施設の応急復旧作業

(2) 緊急を要する建設資機材等の調達及び輸送

(3) その他甲が必要と認める緊急応急作業

（協力の要請）

第4条 甲は災害時において甲のみでは十分な応急対策を実施できない時は、乙に対し協力を要請することができるものとする。

2 乙は、甲より前項の規定による協力要請を受けたときは、他の業務に優先して甲の行う応急対策に協力するものとする。

（建設資機材等の報告）

第5条 乙は災害時に協力できる建設資機材等を施工業者ごとに把握し、あらかじめ書面で甲に報告するものとする。

2 乙は、前項で報告した内容に変更が生じた時、又は建設資機材等の現状について甲が特に報告を求めたときは、遅滞なくその資料を甲に提出するものとする。

3 乙は災害時に協力できるよう常に建設資機材等の整備に努めるものとする。

（要請の方法）

第6条 甲は、第4条第1項の規定に基づき乙に対しその協力を要請するときは、応急対策の内容、日時、場所、その他必要な事項を明らかにして、施工業者に対し文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等の通信手段又は口頭により行い、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請の受諾）

第7条 前条による要請を受諾した施工業者は、甲に対し文書にて回答するものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等の通信手段又は口頭により行い、その後速やかに文書にて回答するものとする。

（履行証明書の発行）

第8条 甲は応急対策完了後に、施工業者に対し履行証明書を発行するものとする。

（経費の負担）

第9条 第6条による要請を受諾した施工業者が応急対策に要した費用は、甲が負担する。

2 経費の算出方法については、災害発生時の直前における当該地域における適正価格を基準として、甲と施工業者が協議して定めるものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めない事項またはこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、期間満了の

日の30日前までに、甲または乙から相手方に対し別段の意思表示が無い場合、さらに1年間継続するものとし、以後この例による。

この協定の締結を証するため本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ1通を保有する。なお、この協定の締結により、甲乙間で平成15年3月27日に締結した「災害時における応急対策の協力に関する協定」は効力を失うこととする。

令和7年11月1日

甲 岡崎市十王町二丁目9番地
岡崎市
代表者 岡崎市長

乙 岡崎市朝日町一丁目10番地
岡崎土木災害安全協力会
会 長

(4) 災害時における応急対策の協力に関する協定書

岡崎市（以下「甲」という。）と岡崎建築災害安全協力会（以下「乙」という。）とは、地震その他の自然現象等により、甲の管理する施設等が被災した場合、（以下「災害時」という。）における応急復旧、その他応急処置（以下「応急対策」という。）の協力に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における市民の生命、身体及び財産の安全と生活を確保するための応急対策について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、次のとおりとする。

(1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第1項の規定に基づき、岡崎市災害対策本部が設置された場合

(2) その他前号と同程度の災害で甲が乙の協力が必要であると認めた場合

（応急対策の内容）

第3条 この協定により、甲が乙に協力を要請する応急対策は次のとおりとする。

(1) 甲が管理する建築物及び施設（以下「公共施設」という。）の機能の確保等、緊急を要する公共施設の応急復旧作業

(2) 緊急を要する建設資機材等の調達及び輸送

(3) その他甲が必要と認める緊急応急作業

（協力の要請）

第4条 甲は災害時において甲のみでは十分な応急対策を実施できない時は、乙に対し協力を要請することができるものとする。

2 乙は、甲より前項の規定による協力要請を受けたときは、他の業務に優先して甲の行う応急対策に協力するものとする。

（建設資機材等の報告）

第5条 乙は災害時に協力できる建設資機材等を施工業者ごとに把握し、あらかじめ書面で甲に報告するものとする。

2 乙は、前項で報告した内容に変更が生じた時、又は建設資機材等の現状について甲が特に報告を求めたときは、遅滞なくその資料を甲に提出するものとする。

3 乙は災害時に協力できるよう常に建設資機材等の整備に努めるものとする。

（要請の方法）

第6条 甲は、第4条第1項の規定に基づき乙に対しその協力を要請するときは、応急対策の内容、日時、場所、その他必要な事項を明らかにして、施工業者に対し文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等の通信手段又は口頭により行い、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請の受諾）

第7条 前条による要請を受諾した施工業者は、甲に対し文書にて回答するものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等の通信手段又は口頭により行い、その後速やかに文書にて回答するものとする。

（履行証明書の発行）

第8条 甲は応急対策完了後に、施工業者に対し履行証明書を発行するものとする。

（経費の負担）

第9条 第6条による要請を受諾した施工業者が応急対策に要した費用は、甲が負担する。

2 経費の算出方法については、災害発生時の直前における当該地域における適正価格を基準として、甲と施工業者が協議して定めるものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めない事項またはこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、期間満了の

日の30日前までに、甲または乙から相手方に対し別段の意思表示が無い場合、さらに1年間継続するものとし、以後この例による。

この協定の締結を証するため本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ1通を保有する。なお、この協定の締結により、甲乙間で平成15年3月27日に締結した「災害時における応急対策の協力に関する協定」は効力を失うこととする。

令和7年11月1日

甲 岡崎市十王町二丁目9番地
岡崎市
代表者 岡崎市長

乙 岡崎市朝日町1丁目10番地
岡崎建築災害安全協力会
会 長

(5) し尿及びごみ処理相互援助に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、三河、知多清掃施設連絡協議会に所属する団体（以下「団体」という。）がそれぞれのし尿及びごみ処理施設（以下「施設」という。）が災害及び事故等により、施設に重大な支障が生じたとき、構成団体相互で相互援助活動を行うことによって円滑なし尿及びごみ処理を図りもって、住民の生活環境を保全することを目的とする。

(相互援助の範囲)

第2条 相互援助は、災害及び事故等により施設内で処理が不能になり、依頼団体と被団体との合意が整ったときに限るものとする。

(相互援助義務)

第3条 団体は、災害及び事故等により施設内で処理が不能になった場合には被団体に援助を求めることができる。

2 援助を求められた被団体は、速やかに可能な限り援助に努めるものとする。

3 相互援助を求める団体は、別表のとおりとする。

(処理依頼の方法)

第4条 援助を依頼する場合は、文書によるものとし、次の事項を記載しなければならない。

(1) 援助依頼者の名称

(2) 援助依頼の理由

(3) 援助依頼 し尿の種類及びごみの種類、1日当たりの搬入量、処理依頼期間

(4) し尿及びごみ搬入責任者名と連絡先

(5) その他必要事項

(搬入条件の遵守)

第5条 援助依頼者は、受託者の搬入条件を遵守しなければならない。

2 搬入条件に違反した場合は、第3条の規定にかかわらず、受託を拒むことができる。

(管理)

第6条 援助依頼者は、受託者管理施設内で、受託者の指示があった場合は、忠実に従わなければならない。

(経費の負担)

第7条 し尿及びごみ処理に伴う経費の負担は、援助依頼者と受託者との協議によるものとする。

(協議)

第8条 この協定書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成2年3月1日から適用する。

この協定の成立を証するため関係者記名押印の上、各1通を保有する。

平成2年2月23日

中部知多衛生組合管理者

東部知多衛生組合管理者

衣浦衛生組合管理者

西尾市外三町衛生組合管理者

常滑武豊衛生組合管理者

蒲郡市幸田町衛生組合管理者

逢妻衛生処理組合管理者

知多南部衛生組合管理者

刈谷知立環境組合管理者

西知多厚生組合管理者

豊田加茂広域市町村圏事務処理組合管理者

岡崎市長

刈谷市長

半田市長

東海市長

知多市長

豊田市長

平成7年11月15日

安城市長

(6) 災害時における災害用トイレ等の供給協力に関する協定書

岡崎市（以下「甲」という。）と株式会社トーワレンテック他4社（以下「乙」という。）とは、災害時における災害用トイレ等の供給協力に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が、乙の協定を得て被災者に対して、速やかに、かつ円滑な応急トイレ対策を行い、市民生活の保健及び環境衛生を維持し、生活の早期安定を図ることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時における応急措置のため、災害用トイレ等の物品の調達が必要となった場合は、要請書（様式第1号）をもって乙に物品の供給の要請をするものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により次の各号に掲げる事項を明らかにして要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び応援を要請する事由
- (2) 応援を必要とする物品の名称及びその数量
- (3) 物品を供給する場所及び期間
- (4) その他必要な事項

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙の営業に支障ない範囲において、甲に対し、優先的かつ速やかに物品の供給を行うものとし、報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（物品の種類）

第4条 乙が供給する物品の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 簡易トイレ（汲み取り式）
- (2) 移動式仮設シャワー室
- (3) その他取扱商品

（物品の価格）

第5条 乙が甲に供給した物品の価格は、災害の発生した直前の適正な価格を基準とし、甲、乙協議して定めるものとする。

（補償）

第6条 この協定に基づいて業務に従事した乙の従業員が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、乙の責任において行うものとする。

（平常時の活動）

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため平素から情報交換を行い、乙は甲が行う防災訓練への参加等に努め、緊急時に備えるものとする。

（連絡責任者）

第8条 甲及び乙は、要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者を定め、これを互いに通知するものとする。

2 前項で定める甲及び乙の連絡責任者は、災害時において、災害の状況等について相互に、かつ緊密に連絡を取り合うものとする。

（協議）

第9条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

2 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第10条 この協定は、平成15年(2003年)5月1日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書7通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成15年(2003年)5月1日

甲 岡崎市十王町2丁目9番地
岡崎市
岡崎市長

乙 岡崎市橋目町字御小屋29番地2
株式会社 トーワレンテック
代表取締役
岡崎市伊賀町2丁目1番地

株式会社 トワレ 東愛知営業所
所長

岡崎市小呂町字 1 丁目 1 0 番地 1
有限会社 マルキ通商
代表取締役

岡崎市日名西町 1 0 番地 7
株式会社 レンタルのニッケン
東海支店 岡崎営業所
所長

岡崎市土井町字荒井乙 3 5 番地
レンテック大敬 株式会社
岡崎南営業所
所長

様式第 1 号（第 2 条関係）

年 月 日

要 請 書

災害時における災害用トイレ等の供給協力に関する協定書第 2 条に基づく要請をいたします。

_____ 様

岡崎市長_____

1 要請する理由	
2 必要とする物品名・数量	[物品名] ----- [数 量] 個
3 必要とする場所	町 番 号 ----- 添付地図参照
4 必要とする期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
5 現場責任者	・氏 名 ・班 名 班 ・TEL ・FAX
6 その他必要事項	

様式第 2 号（第 3 条関係）

年 月 日

報 告 書

災害時における災害用トイレ等の供給協力に関する協定書第 3 条に基づく報告をいたします。

岡崎市長_____ 様

1 設置した物品名・数量	[物品名]
	[数 量] 個
2 設置場所	町 番 号
	[名 称]
3 設置日時	年 月 日 時
4 報告者及び立会者	・ 報告者 氏名 TEL
	・ 立会人 氏名 班名 班
5 その他連絡事項	

(7) 災害時における米穀の売却に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時における米穀の売却に関して愛知県岡崎市（以下「甲」という。）があいち三河農業協同組合（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

(要請の手続)

第2条 甲は、米穀の売却の要請に当たっては、米穀の数量、履行地その他必要と認める事項を文書により乙に連絡するものとする。

2 甲は、米穀の売却を緊急に乙に要請する必要がある場合は、電話等を利用した連絡方法によることができる。この場合において、甲は、連絡後速やかに前項の文章を乙に提出しなければならない。

(協力)

第3条 乙は、前条の要請があったときは、乙の組合員である米穀届出事業者（以下（丙）という。）への指示等可能な限り甲に協力するものとする。

(売却)

第4条 前条の規定により乙の指示を受けた丙は、甲へ米穀を売り渡すものとする。

(協議)

第5条 この協定に定めるもののほか、米穀の売却に関し必要な事項については、その都度甲、乙協議のうえ定めるものとする。

附 則

第1条 この協定は、平成19年8月8日から施行する。
この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成19年8月8日

甲 岡崎市十王町2丁目9番地

岡崎市

岡崎市長

乙 岡崎市坂左右町字葦ノ部18番地1

あいち三河農業協同組合

代表理事組合長

(8) 災害救助物資の緊急調達に関する協定

岡崎市（以下「甲」という。）と、あいち三河農業協同組合（以下「乙」という。）は、岡崎市域において大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第9条に規定する地震災害警戒宣言が発令された場合又は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項第1号に規定する災害が発生した場合には、被災者に対する災害救助に必要な生活関連物資（以下「災害救助物資」という。）の緊急調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 甲の行う災害救助物資の緊急調達に関し、乙はこれに協力するものとする。

（災害救助物資の品目）

第2条 災害救助物資の品目は、おおむね別表に掲げるとおりとする。なお、品目については、甲乙協議のうえ、必要に応じて適宜見直すものとする。

（災害救助物資の価格）

第3条 災害救助物資の価格は、甲乙協議のうえ、当該警戒宣言発令又は災害発生の直前時における適正な価格をもって決定するものとする。

（連絡責任者の選任）

第4条 乙は、あらかじめ当該従業員のうちから災害救助物資の緊急調達に関する責任者を2名以上選任し、その氏名、連絡方法等を甲に報告するものとする。連絡責任者を変更した場合も同様とする。

（警戒宣言発令時における措置）

第5条 警戒宣言が発令された場合において、甲の要請があったときは、乙は、災害救助物資の緊急調達に備え、在庫状況の確認及び搬出に必要な事前準備等にあたるものとする。

（災害発生時等における措置）

第6条 災害が発生した場合において、甲の要請があったときは、乙は、災害救助物資の緊急調達に関して必要な連絡調整にあたるものとする。

（協議）

第7条 この協定の実施に関して必要な事項及び定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書二通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自一通を保有する。

平成14年11月20日

甲 岡崎市十王町二丁目九番地

岡崎市

代表者 岡崎市長

乙 岡崎市坂左右町葦ノ部18-1

あいち三河農業協同組合

代表理事組合長

別表

区 分	主 な 品 目
食 料	米、パン、牛乳、缶詰、インスタント麺、レトルト食品、 魚肉缶詰、容器入飲料水など
日 用 品	ポリタンク、乾電池、ライター、トイレットペーパー、 ティッシュペーパー、ごみ袋、洗剤、ガムテープ、軍手など
そ の 他	ビニールシートなど

(9-1) 災害救助物資の緊急調達等に関する協定

岡崎市（以下「甲」という。）と株式会社アオキホールディングス岡崎鴨田店（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

- (趣旨)
- 第1条 この協定は、岡崎市域において大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第9条に規定する地震災害に関する警戒宣言が発令された場合、又は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合（以下「災害時等」という。）に、被災者に対する災害救助物資の緊急調達に関し必要な事項を定める。
- (協力の内容)
- 第2条 甲は、災害時等において、甲が行う災害救助物資の緊急調達について、乙に要請することができるものとする。
- (災害救助物資の品目)
- 第3条 災害救助物資の品目は、おおむね別表に掲げるとおりとする。なお、品目については、甲、乙が協議のうえ、必要に応じて適宜見直すものとする。
- (支援の要請手続き)
- 第4条 第2条の規定による甲の要請は、文書をもって行なうものとする。但し、緊急を要するときは、口頭又は電話をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。
- (連絡責任者の選任)
- 第5条 乙は、あらかじめこの協定に関する連絡責任者を2名以上選任し、その氏名、連絡方法等を甲に報告するものとする。連絡責任者を変更した場合も同様とする。
- 2 甲及び乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等について別に協議のうえ定める。
- (経費の負担)
- 第6条 災害救助物資の調達及び運搬にかかる経費は、甲が負担する。
- 2 前項の価格は、甲及び乙が協議のうえ、警戒宣言発令又は災害発生の直前時における適正な価格をもって決定するものとする。
- (協定書の有効期間)
- 第7条 この協定書の有効期間は、平成19年3月23日から平成20年3月22日までとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の30日前までに甲又は乙から相手方に対し特段の意思表示がない場合はさらに1年間継続するものとし、以後においても同様とする。（疑義等の決定）
- 第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ1通を保有する。

平成19年3月23日

甲 岡崎市十王町2丁目9番地
岡崎市
代表者 岡崎市長
乙 岡崎市鴨田南町1番地4
株式会社 アオキホールディングス
岡崎鴨田店 店長

別表
災害救助物資の品目

区 分	主 な 品 目
衣 料 品	下着 靴下 Tシャツ 防寒着 など

(9-2) 災害救助物資の緊急調達等に関する協定

岡崎市（以下「甲」という。）と株式会社アルペン（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、岡崎市域において大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第9条に規定する地震災害に関する警戒宣言が発令された場合、又は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合（以下「災害時等」という。）に、被災者に対する災害救助物資の緊急調達に関し必要な事項を定める。

（協力の内容）

第2条 甲は、災害時等において、甲が行う災害救助物資の緊急調達について、乙に要請することができるものとする。

（災害救助物資の品目）

第3条 災害救助物資の品目は、おおむね別表に掲げるとおりとする。なお、品目については、甲、乙が協議のうえ、必要に応じて適宜見直すものとする。

（支援の要請手続き）

第4条 第2条の規定による甲の要請は、文書をもって行なうものとする。但し、緊急を要するときは、口頭又は電話をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（連絡責任者の選任）

第5条 乙は、あらかじめこの協定に関する連絡責任者を2名以上選任し、その氏名、連絡方法等を甲に報告するものとする。連絡責任者を変更した場合も同様とする。

2 甲及び乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等について別に協議のうえ定める。

（経費の負担）

第6条 災害救助物資の調達及び運搬にかかる経費は、甲が負担する。

2 前項の価格は、警戒宣言発令又は、災害発生の前時における乙の販売価格を基準に、甲及び乙が協議のうえ決定するものとする。

（協定書の有効期間）

第7条 この協定書の有効期間は、平成19年3月23日から平成20年3月22日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の30日前までに甲又は乙から相手方に対し特段の意思表示がない場合はさらに1年間継続するものとし、以後においても同様とする。（疑義等の決定）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ1通を保有する。

平成19年3月23日

甲 岡崎市十王町2丁目9番地
岡崎市
代表者 岡崎市長

乙 名古屋市西区児玉三丁目35番18号
株式会社 アルペン
代表取締役社長

別表
災害救助物資の品目

区 分	主 な 品 目
衣 料 品	下着 靴下 防寒着 など

(9-3) 災害救助物資の緊急調達等に関する協定

岡崎市（以下「甲」という。）と株式会社エディオン（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、岡崎市域において大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第9条に規定する地震災害に関する警戒宣言が発令された場合又は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合（以下「災害時等」という。）に、被災者に対する災害救助物資の緊急調達に関し必要な事項を定める。

（協力の内容）

第2条 甲は、災害時等において、甲が行う災害救助物資の緊急調達について、乙に要請することができるものとする。

（災害救助物資の品目）

第3条 災害救助物資の品目は、おおむね別表に掲げるとおりとする。なお、品目については、甲、乙が協議のうえ、必要に応じて適宜見直すものとする。

（支援の要請手続き）

第4条 第2条の規定による甲の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（連絡責任者の選任）

第5条 乙は、あらかじめこの協定に関する連絡責任者を2名以上選任し、その氏名、連絡方法等を甲に報告するものとする。連絡責任者を変更した場合も同様とする。

2 甲及び乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等について別に協議のうえ定める。

（経費の負担）

第6条 災害救助物資の調達及び運搬にかかる経費は、甲が負担する。

2 前項の価格は、甲及び乙が協議のうえ、警戒宣言発令又は災害発生の前時における適正な価格をもって決定するものとする。

（協定書の有効期間）

第7条 この協定書の有効期間は、平成25年9月1日から平成26年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の30日前までに甲又は乙から相手方に対し特段の意思表示がない場合はさらに1年間継続するものとし、以後においても同様とする。

（疑義等の決定）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。

附 則

平成19年3月23日に株式会社エイデンと締結した「災害救助物資の緊急調達等に関する協定」は、平成25年8月31日をもって廃止する。

この協定の締結を証するため本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ1通を保有する。

平成25年9月1日

甲 岡崎市十王町二丁目9番地
岡崎市
代表者 岡崎市長

乙 広島県広島市中区紙屋町2丁目1番18
株式会社エディオン
代表取締役社長

別表
災害救助物資の品目

区 分	主 な 品 目
家電用品	ラジオ、懐中電灯、乾電池、暖房器具 など

(9-4) 災害救助物資の緊急調達等に関する協定

岡崎市（以下「甲」という。）と 株式会社エンチャー ジャンボエンチャー岡崎店（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、岡崎市域において大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第9条に規定する地震災害に関する警戒宣言が発令された場合、又は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合（以下「災害時等」という。）に、被災者に対する災害救助物資の緊急調達に関し必要な事項を定める。

（協力の内容）

第2条 甲は、災害時等において、甲が行う災害救助物資の緊急調達について、乙に要請することができるものとする。

（災害救助物資の品目）

第3条 災害救助物資の品目は、おおむね別表に掲げるとおりとする。なお、品目については、甲、乙が協議のうえ、必要に応じて適宜見直すものとする。

（支援の要請手続き）

第4条 第2条の規定による甲の要請は、文書をもって行なうものとする。但し、緊急を要するときは、口頭又は電話をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（連絡責任者の選任）

第5条 乙は、あらかじめこの協定に関する連絡責任者を2名以上選任し、その氏名、連絡方法等を甲に報告するものとする。連絡責任者を変更した場合も同様とする。

2 甲及び乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等について別に協議のうえ定める。

（経費の負担）

第6条 災害救助物資の調達及び運搬にかかる経費は、甲が負担する。

2 前項の価格は、甲及び乙が協議のうえ、警戒宣言発令又は災害発生の直前時における適正な価格をもって決定するものとする。

（協定書の有効期間）

第7条 この協定書の有効期間は、平成19年3月23日から平成20年3月22日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の30日前までに甲又は乙から相手方に対し特段の意思表示がない場合はさらに1年間継続するものとし、以後においても同様とする。

（疑義等の決定）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ1通を保有する。

平成19年3月23日

甲 岡崎市十王町2丁目9番地
岡崎市
代表者 岡崎市長
乙 岡崎市大平町字敷下28番地1
株式会社エンチャー
ジャンボエンチャー岡崎店 店長

別表 災害救助物資の品目

区分	主 な 品 目
食 料	カンパン、ビスケット、飲料水 など
日 用 品	ポリタンク、乾電池、ライター、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ごみ袋、洗剤、ガムテープ、軍手 など
そ の 他	ビニールシート など

(9-5) 災害救助物資の緊急調達等に関する協定

岡崎市（以下「甲」という。）と株式会社ドミー（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、岡崎市域において大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第9条に規定する地震災害に関する警戒宣言が発令された場合、又は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合（以下「災害時等」という。）に、被災者に対する災害救助物資の緊急調達に関し必要な事項を定める。

（協力の内容）

第2条 甲は、災害時等において、甲が行う災害救助物資の緊急調達について、乙に要請することができるものとする。

（災害救助物資の品目）

第3条 災害救助物資の品目は、おおむね別表に掲げるとおりとする。なお、品目については、甲、乙が協議のうえ、必要に応じて適宜見直すものとする。

（支援の要請手続き）

第4条 第2条の規定による甲の要請は、文書をもって行なうものとする。但し、緊急を要するときは、口頭又は電話をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

2 前項により、甲が乙から災害救助物資の提供を受ける場合にあっては、当該物資の運搬並びに必要な車両の手配は甲が行うものとする。

3 災害救助物資の受け取りにあたる甲の職員又は甲から委託を受けた者は、乙に対して身分を明らかにする証を提示するものとする。

（連絡責任者の選任）

第5条 乙は、あらかじめこの協定に関する連絡責任者を2名以上選任し、その氏名、連絡方法等を甲に報告するものとする。連絡責任者を変更した場合も同様とする。

2 甲及び乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等について別に協議のうえ定める。

（経費の負担）

第6条 災害救助物資の調達及び運搬にかかる経費は、甲が負担する。

2 前項の価格は、甲及び乙が協議のうえ、警戒宣言発令又は災害発生の前時における適正な価格をもって決定するものとする。

（協定書の有効期間）

第7条 この協定書の有効期間は、平成19年3月23日から平成20年3月22日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の30日前までに甲又は乙から相手方に対し特段の意思表示がない場合はさらに1年間継続するものとし、以後においても同様とする。

（疑義等の決定）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ1通を保有する。

平成19年3月23日

甲	岡崎市十王町2丁目9番地 岡崎市 代表者 岡崎市長
乙	岡崎市大平町字八ツ幡1番地1 株式会社ドミー 代表取締役 株式会社ドミー 上地店 株式会社ドミー 美合店 株式会社ドミー 稲熊店 株式会社ドミー 若松店 株式会社ドミー 大樹寺店 株式会社ドミー 百々店

別表
災害救助物資の品目

区 分	主 な 品 目
食 料	米、パン、牛乳、缶詰、インスタント麺、レトルト食品、魚肉缶詰、 容器入飲料水 など
日 用 品	ポリタンク、乾電池、ライター、トイレットペーパー、 ティッシュペーパー、ごみ袋、洗剤、ガムテープ、軍手 など

(9-6) 災害救助物資の緊急調達等に関する協定

岡崎市（以下「甲」という。）と株式会社ユーストア（以下「乙」という。）（※現ユニー株式会社）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、岡崎市域において大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第9条に規定する地震災害に関する警戒宣言が発令された場合、又は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合（以下「災害時等」という。）に、被災者に対する災害救助物資の緊急調達に関し必要な事項を定める。

（協力の内容）

第2条 甲は、災害時等において、甲が行う災害救助物資の緊急調達について、乙に要請することができるものとする。

（災害救助物資の品目）

第3条 災害救助物資の品目は、おおむね別表に掲げるとおりとする。なお、品目については、甲、乙が協議のうえ、必要に応じて適宜見直すものとする。

（支援の要請手続き）

第4条 第2条の規定による甲の要請は、文書をもって行なうものとする。但し、緊急を要するときは、口頭又は電話をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

2 前項により、甲が乙から災害救助物資の提供を受ける場合にあっては、当該物資の運搬並びに必要な車両の手配は甲が行うものとする。

3 災害救助物資の受け取りにあたる甲の職員又は甲から委託を受けた者は、乙に対して身分を明らかにする証を提示するものとする。

（連絡責任者の選任）

第5条 乙は、あらかじめこの協定に関する連絡責任者を2名以上選任し、その氏名、連絡方法等を甲に報告するものとする。連絡責任者を変更した場合も同様とする。

2 甲及び乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等について別に協議のうえ定める。

（経費の負担）

第6条 災害救助物資の調達及び運搬にかかる経費は、甲が負担する。

2 前項の価格は、甲及び乙が協議のうえ、警戒宣言発令又は災害発生の前時における適正な価格をもって決定するものとする。

（協定書の有効期間）

第7条 この協定書の有効期間は、平成19年3月23日から平成20年3月22日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の30日前までに甲又は乙から相手方に対し特段の意思表示がない場合はさらに1年間継続するものとし、以後においても同様とする。

（疑義等の決定）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ1通を保有する。

平成19年3月23日

甲	岡崎市十王町2丁目9番地 岡崎市 代表者 岡崎市長
乙	岡崎市洞町的場72番地2 ユーストア洞店 店長 (※現ピアゴ洞店) 岡崎市上和田町サジ10番地 ユーストア上和田店 店長 (※現ピアゴ上和田店) 岡崎市舳越町神道35番地 ユーストア矢作店 店長 (※現ピアゴ矢作店)

別表
災害救助物資の品目

区 分	主 な 品 目
食 料	米、パン、牛乳、缶詰、インスタント麺、レトルト食品、魚肉缶詰、 容器入飲料水 など
日 用 品	ポリタンク、乾電池、ライター、トイレットペーパー、 ティッシュペーパー、ごみ袋、洗剤、ガムテープ、軍手 など
そ の 他	ビニールシート など

(9-7) 災害救助物資の緊急調達等に関する協定

岡崎市（以下「甲」という。）とユニー株式会社 アピタ岡崎北店（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、岡崎市域において大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第9条に規定する地震災害に関する警戒宣言が発令された場合、又は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合（以下「災害時等」という。）に、被災者に対する災害救助物資の緊急調達に関し必要な事項を定める。

（協力の内容）

第2条 甲は、災害時等において、甲が行う災害救助物資の緊急調達について、乙に要請することができるものとする。

（災害救助物資の品目）

第3条 災害救助物資の品目は、おおむね別表に掲げるとおりとする。なお、品目については、甲、乙が協議のうえ、必要に応じて適宜見直すものとする。

（支援の要請手続き）

第4条 第2条の規定による甲の要請は、文書をもって行なうものとする。但し、緊急を要するときは、口頭又は電話をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

2 前項により、甲が乙から災害救助物資の提供を受ける場合にあっては、当該物資の運搬並びに必要な車両の手配は甲が行うものとする。

3 災害救助物資の受け取りにあたる甲の職員又は甲から委託を受けた者は、乙に対して身分を明らかにする証を提示するものとする。

（連絡責任者の選任）

第5条 乙は、あらかじめこの協定に関する連絡責任者を2名以上選任し、その氏名、連絡方法等を甲に報告するものとする。連絡責任者を変更した場合も同様とする。

2 甲及び乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等について別に協議のうえ定める。

（経費の負担）

第6条 災害救助物資の調達及び運搬にかかる経費は、甲が負担する。

2 前項の価格は、甲及び乙が協議のうえ、警戒宣言発令又は災害発生の前時における適正な価格をもって決定するものとする。

（協定書の有効期間）

第7条 この協定書の有効期間は、平成19年3月23日から平成20年3月22日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の30日前までに甲又は乙から相手方に対し特段の意思表示がない場合はさらに1年間継続するものとし、以後においても同様とする。

（疑義等の決定）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ1通を保有する。

平成19年3月23日

甲 岡崎市十王町2丁目9番地
岡崎市
代表者 岡崎市長
乙 岡崎市日名北町4番地46
ユニー株式会社
アピタ岡崎北店 店長

別表
災害救助物資の品目

区 分	主 な 品 目
食 料	米、パン、牛乳、缶詰、インスタント麺、レトルト食品、魚肉缶詰、容器入飲料水 など
日 用 品	ポリタンク、乾電池、ライター、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ごみ袋、洗剤、ガムテープ、軍手 など
そ の 他	ビニールシート など

(9-8) 災害救助物資の緊急調達等に関する協定

岡崎市（以下「甲」という。）と 株式会社 西友（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、岡崎市域において大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第9条に規定する地震災害に関する警戒宣言が発令された場合、又は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合（以下「災害時等」という。）に、被災者に対する災害救助物資の緊急調達に関し必要な事項を定める。

（協力の内容）

第2条 甲は、災害時等において、甲が行う災害救助物資の緊急調達について、乙に要請することができるものとし、乙は可能な限りこの要請に応じるものとする。

（災害救助物資の品目）

第3条 災害救助物資の品目は、おおむね別表に掲げるとおりとする。なお、品目については、甲、乙が協議のうえ、必要に応じて適宜見直すものとする。但し、乙は常に在庫することを保障するものではない。

（支援の要請手続き）

第4条 第2条の規定による甲の要請は、文書をもって行なうものとする。但し、緊急を要するときは、口頭又は電話をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（連絡責任者の選任）

第5条 乙は、あらかじめこの協定に関する連絡責任者を2名以上選任し、その氏名、連絡方法等を甲に報告するものとする。連絡責任者を変更した場合も同様とする。

2 甲及び乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等について別に協議のうえ定める。

（経費の負担）

第6条 災害救助物資の運搬にかかる経費は、甲が負担する。

2 災害救助物資の価格は、警戒宣言発令又は災害発生の前時における乙の店舗での販売価格とする。

（協定書の有効期間）

第7条 この協定書の有効期間は、平成19年3月23日から平成20年3月22日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の30日前までに甲又は乙から相手方に対し特段の意思表示がない場合はさらに1年間継続するものとし、以後においても同様とする。

（疑義等の決定）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ1通を保有する。

平成19年3月23日

甲 岡崎市十王町2丁目9番地
岡崎市
代表者 岡崎市長

乙 東京都豊島区東池袋3丁目1番1号
株式会社 西友
取締役 執行役EVP

別表
災害救助物資の品目

区 分	主 な 品 目
食 料	米、パン、牛乳、缶詰、インスタント麺、レトルト食品、魚肉缶詰、容器入飲料水 など
日 用 品	ポリタンク、乾電池、ライター、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ごみ袋、洗剤、ガムテープ、軍手 など
そ の 他	ビニールシート など

(10-1) 災害時等協力避難場所の使用及び災害救助物資の緊急調達等に関する協定

※協定解約：西武百貨店（令和2年8月31日）

岡崎市（以下「甲」という。）とイオンモール株式会社イオン岡崎ショッピングセンター（以下「乙」という。）、イオン株式会社ジャスコ岡崎南店（以下「丙」という。）（※現イオンリテール株式会社イオン岡崎南店）及び株式会社西武百貨店岡崎店（以下「丁」という。）（※現株式会社そごう・西武）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、岡崎市域において大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第9条に規定する地震災害警戒宣言が発令された場合、又は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合（以下「災害時等」という。）に、災害時等協力避難場所等としての施設の使用及び被災者に対する災害救助物資の緊急調達に関し必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この協定において「一時避難場所」、「災害時等協力避難場所」、「近隣待避場所」の意義は次の各号に定めるところによる。

- (1) 一時避難場所 甲が市内小中学校の運動場等に指定する、岡崎市地域防災計画・地震災害対策計画で定める地震災害による避難者のための一時的な避難場所
- (2) 災害時等協力避難場所 一時避難場所のみでは避難者の十分な保護ができないと判断した場合に、甲が本協定に基づいて設置する緊急の避難場所
- (3) 近隣待避場所 地域の自主防災組織等があらかじめ定めた、地震災害による避難者のための一時的な待避場所

（協力の内容）

第3条 災害時等において、甲は、次に掲げる事項について、それぞれに掲げる事業者に要請することができるものとする。

(1) 施設の使用

ア 災害時等協力避難場所の使用 乙及び丙

イ 店舗内の水道設備、便所等の使用 乙、丙及び丁

(2) 甲が行う災害救助物資の緊急調達 丙及び丁

2 乙及び丙は、甲から災害時等協力避難場所使用の要請を受けたときは次の施設を使用させるとともに、当該施設の開錠等災害時等協力避難場所の設置及び運営に協力するものとする。

(1) 施設名称 イオン(株)ジャスコ岡崎南店・イオン(株)イオン岡崎SC 平面駐車場

(2) 位置 岡崎市戸崎町字外山38番地5 ほか

3 災害時等協力避難場所は、乙及び丙の自衛消防活動及び事業運営を阻害しない範囲において使用するものとし、使用期間は概ね一週間を目処に甲、乙及び丙の協議によって決定する。

（近隣待避場所としての使用）

第4条 乙及び丙は、甲からの要請の有無に関わらず、災害時等において、近隣住民等が近隣待避場所を必要とする場合は、前条第2項に掲げる施設の提供に努める。

2 乙及び丙は、近隣待避場所としての施設の提供について、地域自主防災組織及び近隣住民等への周知に努める。

（災害救助物資の品目）

第5条 災害救助物資の品目は、おおむね別表に掲げるとおりとする。なお、品目については、甲、丙及び丁が協議のうえ、必要に応じて適宜見直すものとする。

（支援の要請手続き）

第6条 第3条の規定による甲の要請は、文書をもって行なうものとする。但し、緊急を要するときは、口頭又は電話をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（連絡責任者の選任）

第7条 乙、丙及び丁は、あらかじめこの協定に関する連絡責任者をそれぞれ2名以上選任し、その氏名、連絡方法等を甲に報告するものとする。連絡責任者を変更した場合も同様とする。

2 甲、乙、丙及び丁は、緊急時の連絡体制、連絡方法等について別に協議のうえ定める。

（経費の負担）

第8条 災害救助物資の調達及び運搬にかかる経費は、甲が負担する。

2 前項の価格は、甲、丙及び丁が協議のうえ、地震災害警戒宣言発令又は災害発生の直前時における適正な価格をもって決定するものとする。

（訓練等）

第9条 乙、丙及び丁は、この協定の効果的な運用を図る為、相互に合同した訓練等の実施に努め、甲はこれに協力する。

（情報の交換）

第10条 甲、乙、丙及び丁は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行なうものとする。

（協定書の有効期間）

第11条 この協定書の有効期間は、平成19年3月23日から平成20年3月22日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の30日前までに甲、乙、丙又は丁から特段の意思表示がない場合は、さらに1年間継続するものとし、以後においても同様とする。
(疑義等の決定)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲、乙、丙及び丁が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため本協定書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁それぞれ1通を保有する。

平成19年3月23日

甲 岡崎市十王町2丁目9番地
岡崎市
代表者 岡崎市長

乙 岡崎市戸崎町字外山 38-5
イオンモール株式会社
イオン岡崎ショッピングセンター
ゼネラルマネージャー

丙 名古屋市中区錦2丁目4番16号
イオン株式会社 中部カンパニー
三河事業部
(※現イオンリテール株式会社東海・長野カンパニー)
事業部長

丁 (※協定解約)
東京都豊島区南池袋1丁目28番1号
株式会社西武百貨店
(※現株式会社そごう・西武)
代表取締役

別表
災害救助物資の品目
(丙)

区 分	主 な 品 目
食 料	米、パン、牛乳、缶詰、インスタント麺、レトルト食品、魚肉缶詰、容器入飲料水 など
日 用 品	ポリタンク、乾電池、ライター、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ゴミ袋、洗剤、ガムテープ、軍手 など
そ の 他	ビニールシート など

(丁)

区 分	主 な 品 目
食 料	米、パン、牛乳、缶詰、インスタント麺、レトルト食品、魚肉缶詰、容器入飲料水 など
日 用 品	ポリタンク、乾電池、ライター、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ゴミ袋、洗剤、ガムテープ、軍手 など
そ の 他	ビニールシート など

(10-2) 災害時等協力避難場所の使用及び災害救助物資の緊急調達等に関する協定

岡崎市（以下「甲」という。）と 株式会社ヤマナカ アルテ岡崎北店（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、岡崎市域において大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第9条に規定する地震災害に関する警戒宣言が発令された場合、又は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合（以下「災害時等」という。）に、災害時等協力避難場所等としての施設の使用及び被災者に対する災害救助物資の緊急調達に関し必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この協定において「一時避難場所」、「災害時等協力避難場所」、「近隣待避場所」の意義は次の各号に定めるところによる。

- （1）一時避難場所 甲が市内小中学校の運動場等に指定する、岡崎市地域防災計画・地震災害対策計画で定める地震災害による避難者のための一時的な避難場所
- （2）災害時等協力避難場所 一時避難場所のみでは避難者の十分な保護ができないと判断した場合に、甲が本協定に基づいて設置する緊急の避難場所
- （3）近隣待避場所 地域の自主防災組織等があらかじめ定めた、地震災害による避難者のための一時的な待避場所

（協力の内容）

第3条 災害時等において、甲は、次に掲げる事項について、乙に要請することができるものとする。

（1）施設の使用

- ア 災害時等協力避難場所の使用
- イ 店舗内の水道設備、便所等の使用

（2）甲が行う災害救助物資の緊急調達

2 乙は、甲から災害時等協力避難場所使用の要請を受けたときは次の施設を使用させるとともに、当該施設の開錠等災害時等協力避難場所の設置及び運営に協力するものとする。

（1）施設名称 (株)ヤマナカ アルテ岡崎北店 駐車場C

（2）位 置 岡崎市井ノ口新町字8番地

3 災害時等協力避難場所は、乙の自衛消防活動及び事業運営を阻害しない範囲において使用するものとし、使用期間は甲及び乙の協議によって決定する。

（近隣待避場所としての使用）

第4条 乙は、甲からの要請の有無に関わらず、災害時等において、近隣住民等が近隣待避場所を必要とする場合は、前条第2項に掲げる施設の提供に努める。

2 乙は、近隣待避場所としての施設の提供について、地域自主防災組織及び近隣住民等への周知に努める。

（災害救助物資の品目）

第5条 災害救助物資の品目は、おおむね別表に掲げるとおりとする。なお、品目については、甲及び乙が協議のうえ、必要に応じて適宜見直すものとする。

（支援の要請手続き）

第6条 第3条の規定による甲の要請は、文書をもって行なうものとする。但し、緊急を要するときは、口頭又は電話をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（連絡責任者の選任）

第7条 乙は、あらかじめこの協定に関する連絡責任者を2名以上選任し、その氏名、連絡方法等を甲に報告するものとする。連絡責任者を変更した場合も同様とする。

2 甲及び乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等について別に協議のうえ定める。

（経費の負担）

第8条 災害救助物資の調達及び運搬にかかる経費は、甲が負担する。

2 前項の経費は、甲及び乙が協議のうえ、警戒宣言発令又は災害発生の直前時における適正な価格をもって決定するものとする。

（協定書の有効期間）

第9条 この協定書の有効期間は、平成19年3月23日から平成20年3月22日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の30日前までに甲又は乙から相手方に対し特段の意思表示がない場合はさらに1年間継続するものとし、以後においても同様とする。（疑義等の決定）

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ1通を保有する。

平成19年3月23日

甲 岡崎市十王町 2 丁目 9 番地
岡崎市
代表者 岡崎市長

乙 名古屋市東区葵 3 丁目 1 5 番 3 1 号
株式会社ヤマナカ
代表取締役社長

別表

災害救助物資の品目（一例）

区 分	主 な 品 目
食 料	米、パン、牛乳、缶詰、インスタント麺、レトルト食品、魚肉缶詰、容器入飲料水 など
日 用 品	カセットガスボンベ、乾電池、ライター、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ゴミ袋、洗剤、使い捨てカイロ など
衣 料 品	毛布、布団、防寒着、下着、靴下、タオル、フェイスタオル など

(11) 災害時応急活動用資機材提供等に関する協定

岡崎市（以下「甲」という。）と岡崎石油業協同組合（以下「乙」という。）、及び愛知県石油商業組合西三河第六地区（以下「丙」という。）は、岡崎市域において大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第9条に規定する地震災害警戒宣言が発令された場合又は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項第1号に規定する災害が発生した場合には、甲が効果的な災害応急活動を実施するうえで必要とする乙の組合員が所有する応急活動用資機材の提供及び自動車用燃料の優先供給（以下「応急活動用資機材の提供等」という。）について、その円滑な運用を期するため次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 甲の要請する応急活動用資機材の提供等に関し、乙及び丙はこれに協力するものとする。

2 本協定に基づき乙及び丙から提供される応急活動用資機材の使用者は、市及び市がその使用が必要と認めた自主防災組織等とする。

（要請）

第2条 甲が乙又は丙に対して応急活動用資機材の提供等を要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

(1) 災害の状況及び要請する理由

(2) 必要な応急活動用資機材及び自動車用燃料の種類、数量等

(3) 要請した応急活動用資機材を受領及び使用する者

(4) その他必要な事項

2 前項の要請は、事後、甲と乙又は丙が協議のうえ必要に応じて文書等によって確認するものとする。

（応急活動用資機材の提供等）

第3条 乙及び丙は、前条の規定により要請がなされた場合、その内容に従って、可能な範囲で応急活動用資機材の提供等を甲に対して行うものとする。

2 乙及び丙は、応急活動用資機材の提供等を行った場合は、甲に対して資機材名、燃料の種類、数量等を書面により、事後速やかに通知するものとする。

（補償）

第4条 提供された燃料にかかる費用及び応急活動用資機材が破損、紛失等した場合の経費は、乙又は丙の請求に基づき甲が負担するものとする。

2 前項の経費は、災害発生時直前における通常の価格を基礎として算出するものとする。

（警戒宣言発令時における措置）

第5条 警戒宣言が発令され、甲の要請があったときは、乙及び丙は、応急活動用資機材の提供等に備え、資機材の保管状況の確認及び提供等に必要な事前準備等にあたるものとする。

（事業所台帳）

第6条 乙及び丙は、この協定に基づき応急活動用資機材の提供等を行う給油取扱所の名称、代表者名、所在地、電話番号、所有する応急活動用資機材及び自動車用燃料の最大貯蔵数量を記載した事業所台帳を作成し、保管するとともに、甲に対してその写しを提供するものとする。

また、事業所台帳に変更があった場合は、甲に対しその内容を通知するものとする。

（協定店の表示）

第7条 乙及び丙は、この協定に基づき応急活動用資機材の提供等を行う給油取扱所等について、様式1に示すステッカーを配布し、市民が見やすい場所に掲示するものとする。

（協議）

第8条 この協定の実施に関して必要な事項及び定めのない事項については、甲乙丙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書三通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自一通を保有する。

平成14年11月20日

甲 岡崎市十王町二丁目九番地

様式 1

岡崎市

代表者 岡崎市長

乙 岡崎市康生通西三丁目16番地

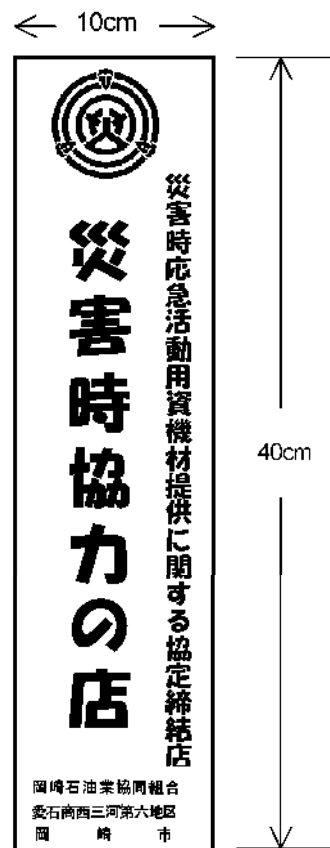
岡崎石油業協同組合

理事長

丙 岡崎市康生通西三丁目16番地

愛知県石油商業組合西三河第六地区

地区長



(12) 災害時応急活動用資機材提供に関する協定

岡崎市（以下「甲」という。）と愛知県自動車整備振興会岡崎支部（以下「乙」という。）は、岡崎市域において大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第9条に規定する地震災害警戒宣言が発令された場合又は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項第1号に規定する災害が発生した場合には、甲が効果的な災害応急活動を実施するうえで必要とする乙の会員が所有する応急活動用資機材の提供（以下「応急活動用資機材の提供」という。）について、その円滑な運用を期するため次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 甲の要請する応急活動用資機材の提供に関し、乙はこれに協力するものとする。

2 本協定に基づき乙から提供される応急活動用資機材の使用者は、市及び市がその使用が必要と認めた自主防災組織等とする。

（要請）

第2条 甲が乙に対して応急活動用資機材の提供を要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- (1) 災害の状況及び要請する理由
- (2) 必要な応急活動用資機材の種類、数量等
- (3) 要請した応急活動用資機材を受領及び使用する者
- (4) その他必要な事項

2 前項の要請は、事後、甲と乙が協議のうえ必要に応じて文書等によって確認するものとする。

（応急活動用資機材の種類及び提供等）

第3条 乙から提供される応急活動用資機材の種類は、別表のとおりとする。

2 乙は、前条の規定により要請がなされた場合、その内容に従って、可能な範囲で応急活動用資機材の提供を甲に対して行うものとする。

3 乙は、応急活動用資機材の提供を行った場合は、甲に対して資機材の種類、数量等を書面により、事後速やかに通知するものとする。

（補償）

第4条 提供された応急活動用資機材が破損、紛失等した場合の経費は、乙の請求に基づき甲が負担するものとする。

2 前項の経費は、災害発生時直前における通常の価格を基礎として算出するものとする。

（警戒宣言発令時における措置）

第5条 警戒宣言が発令され、甲の要請があったときは、乙は、応急活動用資機材の提供に備え、資機材の保管状況の確認及び提供に必要な事前準備等にあたるものとする。

（事業所台帳）

第6条 乙は、この協定に基づき応急活動用資機材の提供を行う事業所の名称、代表者名、所在地、電話番号、所有する応急活動用資機材を記載した事業所台帳を作成し、保管するとともに、甲に対してその写しを提供するものとする。

また、事業所台帳に変更があった場合は、甲に対しその内容を通知するものとする。

（協定店の表示）

第7条 乙は、この協定に基づき応急活動用資機材の提供を行う事業所について、様式1に示すステッカーを配布し、市民が見やすい場所に掲示するものとする。

（協議）

第8条 この協定の実施に関して必要な事項及び定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自一通を保有する。

平成17年5月9日

甲 岡崎市十王町2丁目9番地

岡崎市

代表者 岡崎市長

乙 岡崎市滝町追ノ狭間2-3

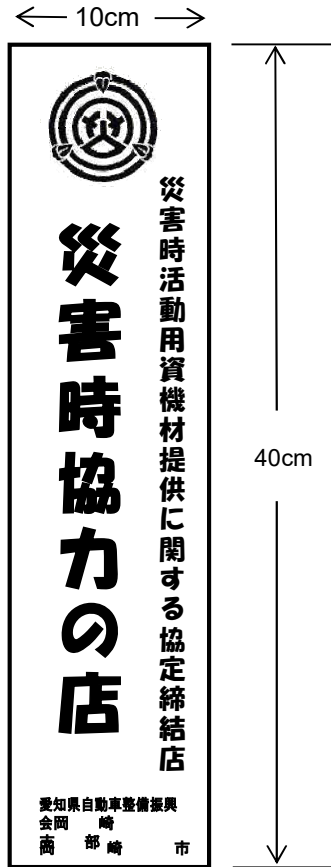
愛知県自動車整備振興会 岡崎支部

支部長

別表 応急活動用資機材の種類（第3条関係）

応急活動用資機材の種類	ガレージジャッキ、ダルマジャッキ、ポートパワー 金ノコ、大ハンマー、その他工具

様式1 ステッカー（第7条関係）



(13) 災害時の医療救護に関する協定書

岡崎市（以下「甲」という。）と社団法人岡崎市医師会（以下「乙」という。）（※現一般社団法人岡崎市医師会）との間において、災害時の医療救護に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、岡崎市地域防災計画（昭和38年作成。以下「防災計画」という。）、「災害救助法（昭和22年法律第118号）」の規定又は「災害対策基本法（昭和36年法律第223号）」の規定に基づき、甲が乙の協力を得て行う災害救助のうち、医療救護の実施について、必要な事項を定めるものとする。

2 甲は、警察、自衛隊等の関係団体に対し、前項に定める医療救護活動が円滑に行われるよう必要な調整を行う。

3 この協定において「災害」とは、災害救助法の適用となるもの、その他防災計画に基づき甲が乙に出動を要請する必要を生じさせる規模の災害及び局地的に傷病者が多数発生する重大な事故（大規模な車両事故、航空機事故、テロ事件等）をいう。

（医療救護計画の策定）

第2条 乙は、災害時における医療救護を実施するため、災害時医療救護計画を策定し、甲に提出するものとする。

2 乙は、前項の災害時医療救護計画の内容を変更したときは、速やかに変更後の災害時医療救護計画を甲に提出するものとする。

（医療救護班の派遣）

第3条 甲は、医療救護を実施する必要があると認める場合は、乙に対し医療救護班の派遣を要請するものとし、乙は、甲からの要請を受けたときは、速やかに災害時医療救護計画に基づき医療救護班を編成し、甲の指定する災害現場に設置する救護所、避難所、その他医療救護を必要とする場所（以下「医療救護所等」という。）に派遣するものとする。

2 乙は、災害が発生し、甲と連絡が取れない場合において医療救護班を医療救護を必要とする場所に派遣したときは、速やかに甲にその旨を報告し、その承認を得るものとする。

（医療救護班に対する指揮命令）

第4条 乙が派遣する医療救護班に係る指揮命令及び医療救護に関する連絡調整は、甲の指定する者が行う。

（医療救護）

第5条 医療救護班は、原則として医療救護所において、医療救護を実施するものとする。ただし、急迫した事情のある場合で、医療施設に収容して救助を行う必要があるときは、乙は、その会員の医療施設の利用について協力を得られるよう取り計らうものとする。

（医療救護班の業務）

第6条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 診察（トリアージを含む）
- (2) 傷病者に対する処置
- (3) 傷病者の医療機関への搬送要否の判断及び搬送順位の決定
- (4) 死亡の確認
- (5) その他医療救護を実施する上で必要な措置

（医薬品等の供給）

第7条 乙の派遣する医療救護班が使用する医薬品及び診療資器材等は、原則として甲が調達する。ただし、緊急の場合は、当該医療救護班の携行するものを含め、乙が供給するものとする。

2 甲は、医薬品等の供給、医療救護班の輸送、通信の確保等医療救護活動が円滑に実施できるよう必要な措置を講ずるものとする。

（医療費）

第8条 医療救護所等における医療救護は、原則として無償で行うものとする。

2 収容された医療機関における医療費は、原則として傷病者の負担とする。ただし、命に関わるような急迫した事情があり、やむを得ない場合において、医療救護所等から医療機関に転送された傷病者に対して行う治療指示書による応急的な処置に係る医療費は無償とする。

（報告）

第9条 乙の派遣する医療救護班の班長は、必要な記録を行うとともに、甲及び乙に報告するものとする。

2 乙は、乙の派遣する医療救護班の班員に業務災害及び物的損害が発生したときは、甲に報告するものとする。

（費用弁償）

第10条 甲の要請に基づき、乙の派遣した医療救護班が医療救護を実施した場合に要する次に掲げる費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 乙における医療救護班の派遣に要する経費
- (2) 乙が供給した医薬品等（乙の派遣する医療救護班の携行品を含む）の使用に係る経費
- (3) 前2号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち、甲が必要と認めたもの

2 前項に定める費用弁償の内容については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(損害補償)

第11条 甲は、第3条第1項又は第2項の規定に基づき乙が派遣した医療救護班の班員が医療救護の実施を行ったことにより、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は医療救護の実施を行ったことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは身体障害を有することとなった場合は、災害救助法適用時は同法の規定に基づき、それ以外のときは岡崎市消防団員等公務災害補償条例（昭和32年条例第17号）の規定に基づき補償する。

(実施細目)

第12条 この協定による医療救護の実施に関し必要な細目は、別添「災害時の医療救護に関する実施細目」のとおりとする。

(疑義の解決)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙が協議して定める。

上記の協定の成立の証とするため、この協定書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成17年3月25日

甲 岡崎市十王町二丁目9番地

岡崎市

代表者 岡崎市長

乙 岡崎市竜美北二丁目4番地

社団法人 岡崎市医師会

(※現一般社団法人岡崎市医師会)

会長

(14) 災害時の医療救護に関する協定書

岡崎市（以下「甲」という。）と社団法人岡崎歯科医師会（以下「乙」という。）（※現一般社団法人岡崎歯科医師会）との間において、災害時の医療救護に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、岡崎市地域防災計画（昭和38年作成。以下「防災計画」という。）、「災害救助法（昭和22年法律第118号）」の規定又は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づき、甲が乙の協力を得て行う災害救助のうち、医療救護の実施について、必要な事項を定めるものとする。

2 甲は、警察、自衛隊等の関係団体に対し、前項に定める医療救護活動が円滑に行われるよう必要な調整を行う。

3 この協定において「災害」とは、災害救助法の適用となるもの、その他防災計画に基づき甲が乙に出動を要請する必要を生じさせる規模の災害及び局地的に傷病者が多数発生する重大な事故（大規模な車両事故、航空機事故、テロ事件等）をいう。

（医療救護計画の策定）

第2条 乙は、災害時における医療救護を実施するため、災害時医療救護計画を策定し、甲に提出するものとする。

2 乙は、前項の災害時医療救護計画の内容を変更したときは、速やかに変更後の災害時医療救護計画を甲に提出するものとする。

（医療救護班の派遣）

第3条 甲は、医療救護を実施する必要があると認める場合は、乙に対し歯科医師、歯科衛生士、その他必要とするスタッフ（以下「医療救護班」という。）の派遣を要請するものとし、乙は、甲からの要請を受けたときは、速やかに災害時医療救護計画に基づき医療救護班を編成し、甲の指定する災害現場に設置する救護所、避難所その他医療救護を必要とする場所（以下「医療救護所等」という。）に派遣するものとする。

2 乙は、災害が発生し、甲と連絡が取れない場合において医療救護班を医療救護を必要とする場所に派遣したときは、速やかに甲にその旨を報告し、その承認を得るものとする。

（医療救護班に対する指揮命令）

第4条 乙が派遣する医療救護班に係る指揮命令及び医療救護に関する連絡調整は、甲の指定する者が行う。

（医療救護）

第5条 医療救護班は、原則として医療救護所において、医療救護を実施するものとする。

（医療救護班の業務）

第6条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 診察、歯科領域傷病者の治療優先度の選別
- (2) 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置
- (3) 傷病者の医療機関への搬送要否の判断及び搬送順位の決定
- (4) 死亡の身元確認に関すること
- (5) その他医療救護を実施する上で必要な措置

（医薬品等の供給）

第7条 乙の派遣する医療救護班が使用する医薬品及び診療資器材等は、原則として甲が調達する。ただし、緊急の場合は、当該医療救護班の携行するものを含め、乙が供給するものとする。

2 甲は、医薬品等の供給、医療救護班の輸送、通信の確保等医療救護活動が円滑に実施できるよう必要な措置を講ずるものとする。

（医療費）

第8条 医療救護所等における医療救護は、原則として無償で行うものとする。

2 収容された医療機関における医療費は、原則として傷病者の負担とする。ただし、命に関わるような急迫した事情があり、やむを得ない場合において、医療救護所等から医療機関に転送された傷病者に対して行う治療指示書による応急的な処置に係る医療費は、無償とする。

（報告）

第9条 乙の派遣する医療救護班の班長は、必要な記録を行うとともに、甲及び乙に報告するものとする。

2 乙は乙の派遣する医療救護班の班員に業務災害及び物的損害が発生したときは、甲に報告するものとする。

（費用弁償）

第10条 甲の要請に基づき、乙の派遣した医療救護班が医療救護を実施した場合に要する次に掲げる費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 乙における医療救護班の派遣に要する経費
- (2) 乙が供給した医薬品等（乙の派遣する医療救護班の携行品を含む）の使用に係る経費
- (3) 前2号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち、甲が必要と認めたもの

2 前項に定める費用弁償の内容については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(損害補償)

第11条 甲は、第3条第1項又は第2項の規定に基づき乙が派遣した医療救護班の班員が、医療救護の実施を行ったことにより、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は医療救護の実施を行ったことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは身体障害を有することとなった場合は、災害救助法適用時は同法の規定に基づき、それ以外のときは岡崎市消防団員等公務災害補償条例（昭和32年条例第17号）の規定に基づき補償する。

(実施細目)

第12条 この協定による医療救護の実施に関し必要な細目は、別添「災害時の医療救護に関する実施細目」のとおりとする。

(疑義の解決)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙が協議して定める。

上記の協定の成立の証とするため、この協定書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成17年3月25日

甲 岡崎市十王町二丁目9番地

岡崎市

代表者 岡崎市長

乙 岡崎市六供町字三本松18番地

社団法人 岡崎歯科医師会

(※現一般社団法人岡崎歯科医師会)

会長

(15) 災害時の医療救護に関する協定書

岡崎市（以下「甲」という。）と社団法人岡崎薬剤師会（以下「乙」という。）（※現一般社団法人岡崎薬剤師会）との間において、災害時の医療救護に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、岡崎市地域防災計画（昭和38年作成。以下「防災計画」という。）、「災害救助法（昭和22年法律第118号）」の規定又は「災害対策基本法（昭和36年法律第223号）」の規定に基づき、甲が乙の協力を得て行う災害救助のうち、医療救護の実施について、必要な事項を定めるものとする。

2 甲は、警察、自衛隊等の関係団体に対し、前項に定める医療救護活動が円滑に行われるよう必要な調整を行う。

3 本協定に規定する災害には、集団的に傷病者が発生する重大な事故（大規模な車両事故、航空機事故、テロ事件等）を含む。

（薬剤師班の派遣）

第2条 甲は、救助法、災対法及び防災計画に基づき調剤、服薬指導、医薬品管理等の医療救護活動（以下単に「医療救護活動」という。）を実施する必要がある場合は、乙に対し薬剤師の派遣を要請することができる。

2 乙は、前項の規定により、甲から要請を受けた場合には、速やかに薬剤師で構成する班（以下「薬剤師班」という。）を編成し、甲が設置する医療救護所、避難所、及び医薬品（市販薬及び衛生材料を含む。以下同じ。）の集積場所並びに甲が指定する場所（以下「指定場所」という。）に派遣する。

（薬剤師班の活動場所）

第3条 薬剤師班は、指定場所において、医療救護活動を行う。

（薬剤師班の業務）

第4条 薬剤師班の業務は、次のとおりとする。

（1）甲が設置する救護所における調剤・服薬指導及び医薬品管理

（2）甲が設置する医薬品の集積場所又は甲が指定する場所における医薬品の管理及び仕分け並びに医療救護所等への医薬品の供給

（3）甲が必要と認めた医薬品の服薬指導及び医薬品等に関する相談業務への協力

（4）医薬品等の供給への協力

（指揮命令及び連絡調整）

第5条 乙が派遣する薬剤師の医療救護活動に係る指揮命令及び連絡調整は、甲の指定する者が行う。

（医薬品等の供給）

第6条 医療救護活動に必要な医薬品等は、原則として甲が調達する。ただし、緊急の場合は、乙が供給する医薬品等（乙が派遣する薬剤師班の携帯品を含む。）を使用することができる。

2 甲は、薬剤師班の輸送、通信の確保等医療救護活動が円滑に実施できるよう必要な措置を講ずるものとする。

（調剤費）

第7条 医療救護所における調剤費は無料とする。

（活動記録及び報告）

第8条 乙の派遣する薬剤師班の代表者（班長）は、必要な記録を行うとともに、甲及び乙に報告するものとする。

（業務災害報告）

第9条 乙又は医療救護班の班長は、薬剤師班の班員に業務災害及び物的損害が発生したときは、甲に報告するものとする。

（実費弁償等）

第10条 甲の要請に基づき、乙の派遣した薬剤師班の医療救護活動に要した次に掲げる費用は甲が負担するものとする。

（1）薬剤師班の派遣に要した費用

（2）緊急の場合において、乙が供給した医薬品等（薬剤師班の携行品を含む。）を使用した場合の実費弁償

（3）前2号に該当しない費用であって、この協定の実施のために要したもの

2 前項に定める費用弁償の内容については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（扶助費）

第11条 甲は、救助に関する業務に従事し、又は協力した乙の薬剤師班の班員が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は身体障害を有することとなった場合は、救助法の適用される場合にあつては救助法に基づき、それ以外の場合にあつては岡崎市消防団員等公務災害補償条例（昭和32年条例第17条）に基づく損害補償の例により、これを補償する。

（細目）

第12条 薬剤師班が行う医療救助の実施に関し必要な細目は、別に定める「災害時の医療救助実施細目」のとおりとする。

（協議）

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた場合には、法令の定めるところによるほか、その都度甲乙協議して定める。

上記の協定の成立の証とするため、この協定書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成17年3月25日

甲 岡崎市十王町二丁目9番地

岡崎市

代表者 岡崎市長

乙 岡崎市欠町字広見西通10番地1

社団法人 岡崎薬剤師会

(※現一般社団法人岡崎薬剤師会)

会長

(16) 災害時の動物収容活動及び救護活動に関する協定

岡崎市（以下「甲」という。）と岡崎市獣医師会（以下「乙」という。）は、岡崎市域において災害対策基本法第2条第1項第1号に規定する災害が発生した場合には、放浪犬等動物による市民の危害を防止するため、甲が効果的な動物の収容活動や救助活動等を実施する上で必要とする応急業務の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲が行う災害応急業務その他についての応援に関し、必要な事項を定める。

（応援活動の内容）

第2条 応援活動の内容は、次の事項とする。

- (1) 被災した動物の収容および管理に関すること。
- (2) 負傷した動物への応急手当に関すること。
- (3) 被災した動物に関する情報提供に関すること。
- (4) 用地、施設、設備の提供その他必要な災害応急業務に関すること。

（応援要請等の手続）

第3条 応援を要請するときは、原則として文書により、理由、業務内容、日時、実施場所その他必要事項を明らかにして要請しなければならない。ただし、そのいとまの無いときは、口頭による要請又は各々の判断により災害応急業務を開始して、事後に通知する。

（応援の履行）

第4条 乙は、要請を受けた事項に関して、特別な理由がない限り、誠意を持って必要な業務を行う。

（連絡責任者）

第5条 この応援に関わる連絡調整についての責任者は、甲においては岡崎市動物総合センター所長、乙においては岡崎市獣医師会長とし、両者は責任をもって連絡調整するものとする。

（負担）

第6条 甲は、乙がこの業務のために必要とする次のものを可能な限り提供する。

- (1) 被災した動物の収容のために必要な用地、施設及び設備等
 - (2) 動物の応急手当、収容に用いた機材、薬品、飼料及び事務等の経費
 - (3) その他必要な物品等
- 2 乙はボランティアの活用、寄附金の利用、企業・団体・個人による寄付物品を用いる等の方法で、甲の負担を最小限にするよう努める。
- 3 乙の甲に対する経費の請求については、災害応急業務終了後、速やかに乙が一括して請求書と災害応急業務報告書を添えて行う。ただし、災害応急業務が長期にわたる場合は、双方協議の上、途中で分割して請求することができる。
- 4 甲は、前項の請求があったときは、内容を精査確認のうえ、乙に代金を支払うものとする。

（必要物資の確保）

第7条 甲及び乙は、被災した動物の収容のために必要な用地、施設、設備及び動物の応急手当、収容に用いる機材、薬品、飼料、その他必要な物品等必要物資を備蓄することに努める。

（活動の停止）

第8条 乙は、応援活動が極めて困難または不可能と認める場合または災害が終息したと認められる場合に、甲と協議して応援活動を停止することができる。

（救助業務）

第9条 乙は、災害が発生し、負傷した動物への応急手当または被災した動物の収容及び管理が必要と認めた場合は、直ちに自らの会員の保有する施設等において、これらの業務を開始する。この場合において、動物の収容が長期化すると認められる場合は、甲の提供する用地、施設および設備を使用してこれを行う。

（非常措置）

第10条 乙は被災動物が救護できない状態になったと認められる場合に、甲と協議して非常措置をとることができる。

- 2 前項の場合、可能な限り被災動物の所有者の了解を得るか、または後日所有者に連絡するために必要な措置を講じておくよう努めなければならない。

（訓練への参加）

第11条 乙は、甲の実施する訓練に参加するよう努めるものとする。

（連絡方法）

第12条 災害が発生した場合の、乙における会員への連絡継送は、乙が行う。この場合において、一般の通信手段が途絶して連絡継送が困難なときは、乙および乙の会員が最寄の避難拠点、市の施設等に駆けつけ、災害時の緊急連絡に支障がない範囲で、地域防災無線、ファクシミリ等を利用して、会員相互の連絡継送を行うことができる。

（平常時の飼い主への指導・啓発等）

第13条 甲及び乙は、飼い主に対し、平常時より次の事項について災害時に必要な知識として啓発に努めるものとする。

- (1) 災害が発生して避難する場合には動物を伴う等自己の責任による措置を講ずるようになること。

- (2) 逃走した場合における飼い主への返還を容易にするため、鑑札の装着や氏名及び連絡先を記載した首輪の装着等当該動物の飼い主であることを明らかにするための措置を講ずること。
- (3) 避難所等で収容する場合に必要なしつけを講ずること。
- (4) その他災害時に備えておくべきこと。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項ならびこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

この協定の締結を証するため本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ1通を保有する。

平成16年2月16日

甲 岡崎市十王町二丁目9番地

岡崎市

代表者 岡崎市長

乙 岡崎市竜美南一丁目10番地15

岡崎市獣医師会

代表者 会長

(17) 災害発生時における災害復旧用オープンスペースに関する協定書

岡崎市（以下「甲」という。）と東邦ガス株式会社（以下「乙」という。）とは、東海地震等の大規模な災害が岡崎市内で発生した場合、甲の所有する用地を乙の災害復旧活動場所や資機材置場の用地（以下「災害復旧用オープンスペース」という。）として一時的に使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（災害復旧用オープンスペースとして使用する用地）

第1条 災害復旧用オープンスペースとして使用する用地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 岡崎市明神橋公園
- (2) 所 在 地 岡崎市上六名1丁目14番地
- (3) 場所及び数量 土地：運動場 8,000㎡、遊戯広場、
軟式野球1面（兼ソフトボール1面）等
計12,000㎡（別に舗装駐車場16台分あり）

（災害復旧用オープンスペースの使用申請）

第2条 乙は、災害復旧のため、災害復旧用オープンスペースが必要なときは、甲に対し期間、内容等を明らかにして、使用を要請する。

- 2 甲は、前項の規定による使用申請があったときは、これに協力する。但し、市の災害復旧活動又は他の公共的機関の災害復旧活動で当該用地が必要とされるなど、特別の事情がある場合は、甲と乙が使用範囲等について協議を行うものとする。

（要請等の手続き）

第3条 乙は、甲に前条の使用申請を行うときは、口頭、電話、ファックス又は岡崎市地域防災無線をもって連絡を取り、災害復旧用オープンスペースとして甲の所有する用地の使用を開始する。

- 2 乙は、使用に当たって、都市公園法第6条第1項及び第3項に基づく都市公園の占有の許可等の手続きを行う。

（現状復旧等）

第4条 甲の施設に損傷を与えたときは、乙の責任で原形復旧を行う。

（用地の使用方法）

第5条 乙は、原則として甲の所有する用地内の建物を使用せず、その他の場所に事務所、宿泊所、資材置場、仮設トイレ、応急仮設住宅等を設置するなどして使用する。ただし、建物を使用する場合は、甲乙協議して使用内容を定める。

- 2 電気、水道、電話を設置する場合は、乙の責任において設置する。
- 3 施設の鍵の管理は、乙が施設を使用する間は乙が行い、終了後は速やかに甲に返還するものとする。
- 4 施設使用後は、乙の責任で原形復旧を行う。

（使用料）

第6条 乙が第2条第1項に基づき第1条の用地を使用する場合は、乙の使用料は無料とする。

（協定の有効期間）

第7条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、以後、甲、乙いずれかから文書による申出がない限り、継続するものとする。

（協議）

第8条 甲と乙は、この協定を円滑に施行するため、災害時における連絡先及び連絡方法など必要な事項をあらかじめ協議し、別に定めておくものとする。

- 2 この協定について、疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成17年4月1日

甲 岡崎市十王町二丁目九番地

岡崎市

代表者 岡崎市長

乙 名古屋市熱田区桜田町19番地18号

東邦ガス株式会社

取締役社長

(18) 下水道事業災害時の愛知県内における応援連絡体制

1 はじめに

中部9県1市における下水道事業災害時の応援体制に関するルール（以下「ルール」という。）に基づき、愛知県内関係市町の応援連絡体制を定めるものとする。

復旧の応援要請に備えて、日々復旧資材及び機器の確保に努め、応援要請時には、職員派遣、資材提供等の応援活動に協力する。

また、愛知県内にて震度5弱以上の地震が発生した場合には、下水管渠、ポンプ場、終末処理場等の下水道施設の被害状況の把握に努め、以下に定める連絡網により迅速にその被害状況を伝達し、必要により応援要請を行う。

2 連絡網

「ルール」に基づき、応援本部長より各構成員への連絡、指示を受け、愛知県に応援要請があった場合には、愛知県及び県内関係市町は応援活動に協力する。

愛知県内において震度5弱以上の地震が発生した場合には、県内市町は下水道施設（管渠、処理場、ポンプ場等）の被害状況を調査し、別紙連絡網により直ちに所轄建設事務所に被害状況を伝達する。流域下水道施設の場合は、県及び（財）愛知水と緑の公社がその調査にあたる。

被害が甚大で応援要請が必要な場合に、どのようなものが緊急に必要なのか（人員、資材機材の種類と数量）を併せて伝達する。所轄建設事務所は周辺市町の被害状況を集約し、県庁下水道課に伝達する。県庁下水道課は県内の被害状況を把握し、応援要請があった場合には、必要な資材機器の提供、職員の派遣を関係建設事務所、関係市町に協力要請する。

また、中部ブロック及び他ブロックへの応援要請が必要な場合には「ルール」に基づき、応援要請をする。

3 復旧資材、機器の確保と整備

愛知県及び県内市町は災害時に備え、必要な復旧資材、機器の確保、整備に努め、資材、機器の提供要請があった場合には協力するものとする。

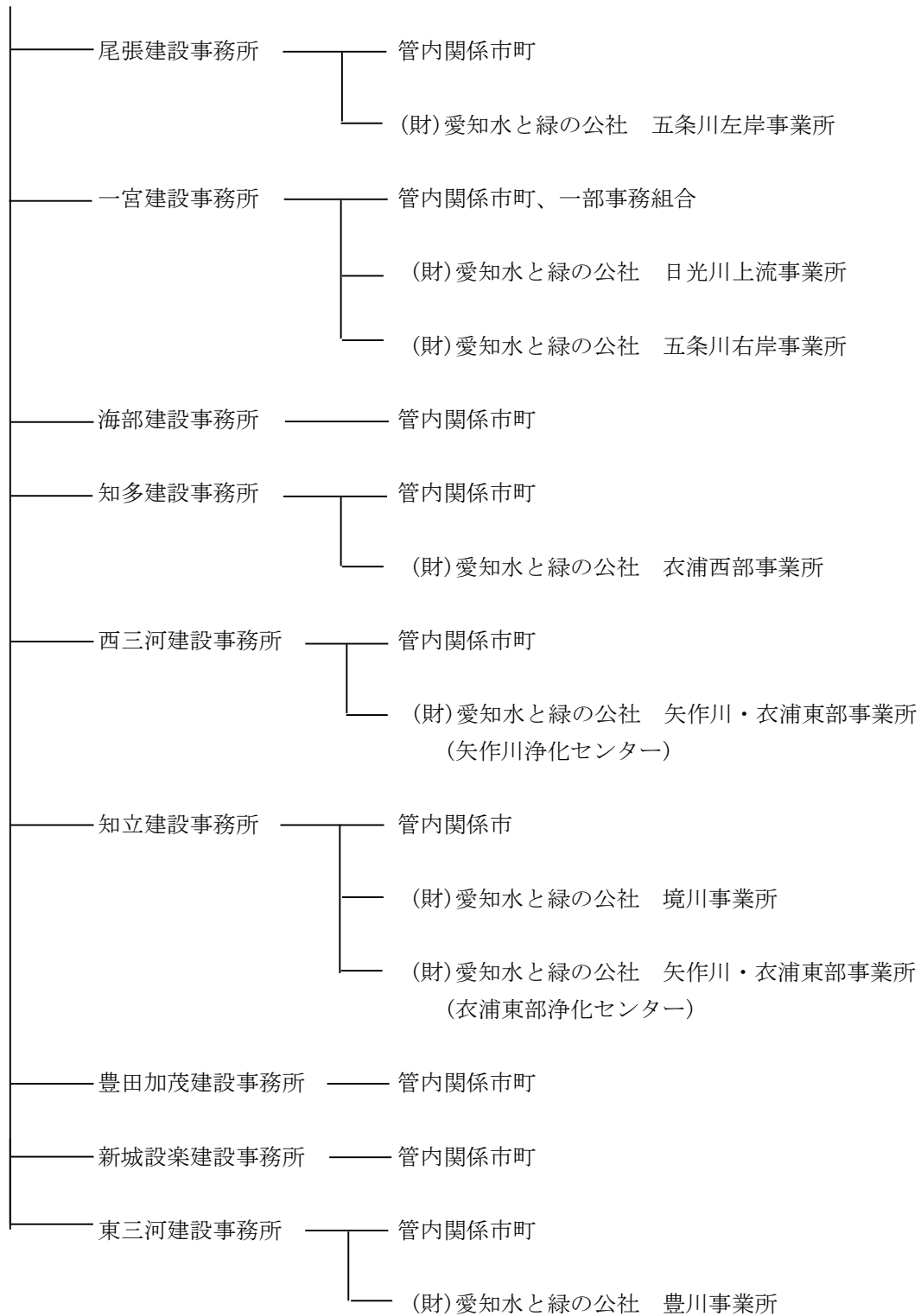
愛知県及び関係市町は、所有する復旧資材、機器の保管リストを常時備え、災害時に即応できるようにしておく。

また、毎年度当初には、各団体の資材、機器の最新リストを集計把握し、各団体に周知するものとする。

愛知県と県内関係市町村等の連絡網

下水道課長（応援要請時には中部ブロック連絡網へ接続）

県庁下水道課



(19) 災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定

(目 的)

第1条 この協定は、災害発生時における愛知県内の火葬場間の広域的な相互応援協力について必要な事項を定めることにより、遺体の円滑な火葬を実施し、もって、公衆衛生の確保に資することを目的とする。

(協定市町村等)

第2条 この協定は、愛知県内で火葬場を経営する市町村及び地方公共団体の組合（以下「協定市町村等」という。）の相互間において締結するものとする。

(応援協力の実施)

第3条 この協定における応援協力は、次のいずれかに該当する場合で、協定市町村等から応援協力の要請があったときに実施するものとする。

- (1) 協定市町村等の火葬場が被災して稼働できなくなった場合
- (2) 協定市町村等の火葬場の火葬能力を著しく超過する遺体の火葬を行う必要が生じた場合
- (3) その他協定市町村等の火葬場の稼働に支障が生じた場合

(応援協力の内容)

第4条 この協定における応援協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 要請を受けた遺体の火葬
- (2) 火葬場の業務に必要な物資等の提供及び斡旋
- (3) 火葬場の業務に係る人員の派遣
- (4) その他要請のあった事項のうち必要と認められる事項

(応援協力の手続等)

第5条 この協定における応援協力の要請は、応援協力を要請する協定市町村等（以下「要請市町村等」という。）の長が、他の協定市町村等の長に対し行うものとする。

2 前項に規定する応援協力の要請に係る手続は、別に定めるものとする。

(応援協力体制)

第6条 前条の応援協力の要請に対し、広域的に応じるため、別表のとおり協定市町村等を4ブロックに分割し、各ブロックにそれぞれ幹事を置く。

2 幹事は、前条の応援協力の要請に対し、迅速かつ円滑に応じるため、ブロック内の協定市町村等及び他ブロックの幹事との連絡調整を行うこととする。

3 幹事から代表幹事を選出する。

4 代表幹事は、必要に応じ関係ブロックの幹事と連絡調整を行うものとする。

(協定市町村等の責務)

第7条 第5条第1項の規定により応援協力を行う協定市町村等（以下「応援協力市町村等」という。）は、自らの業務に支障がない限り応援協力を行うものとする。

2 応援協力市町村等の長は、第5条の応援協力の要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請市町村等の長に通知するものとする。

3 協定市町村等は、第4条各号に規定する応援協力が円滑に実施できるよう、あらかじめ必要な物資等の確保及び応援協力体制の整備等に努めるものとする。

(経費の負担)

第8条 応援協力を要する経費は、原則として要請市町村等がこれを負担するものとする。

2 経費の負担について疑義を生じた場合は、要請市町村等及び応援協力市町村等の協議により、決定するものとする。

(連絡協議会の設置)

第9条 この協定の運用その他必要な事項を協議するため、協定市町村等による連絡協議会を設置するものとする。

(協定市町村等の変更に伴う取扱い)

第10条 市町村の合併等により協定市町村等に変更が生じた場合は、特段の申し出がない限り、当該変更後に承継した市町村又は地方公共団体の組合が、この協定を引き続き締結しているものとして取り扱うものとする。

2 この協定を締結後、新たに愛知県内で火葬場を経営する市町村又は地方公共団体の組合からこの協定の締結についての申し出があった場合は、連絡協議会に諮るものとする。

(実施細目)

第11条 この協定の実施に関し、必要な事項、定めのない事項又は疑義が生じた事項は、代表幹事が連絡協議会に諮り、決定するものとする。

(適 用)

第12条 この協定は、平成18年3月30日から適用する。

この協定の証として、本書31通を作成し、各自1通を保管する。

平成18年3月30日

名古屋市長
岡崎市長

豊橋市長
一宮市長

瀬戸市長
刈谷市長
蒲郡市長
稲沢市長
知多市長
田原市長
蟹江町長
弥富町長
設楽町長

津島市長
安城市長
常滑市長
新城市長
知立市長
愛西市長
飛島村長
一色町長
東栄町長

知多中部広域事務組合管理者
半田市長
衣浦衛生組合管理者
高浜市長
知多南部衛生組合管理者
南知多町長
尾張東部火葬場管理組合管理者
春日井市長
西尾幡豆広域連合連合長

愛北広域事務組合管理者
江南市長
豊川宝飯衛生組合管理者
豊川市長
豊田三好事務組合管理者
豊田市長
知北平和公園組合管理者
東海市長

別 表

ブロック	市 町 村	地方公共団体の組合
尾張ブロック	名古屋市、一宮市、瀬戸市、津島市、稲沢市、愛西市、蟹江町、飛島村、弥富町	愛北広域事務組合、尾張東部火葬場管理組合
知多ブロック	常滑市、知多市	知多中部広域事務組合、知多南部衛生組合、知北平和公園組合
西三河ブロック	岡崎市、刈谷市、安城市、知立市、一色町	衣浦衛生組合、豊田三好事務組合、西尾幡豆広域連合
東三河ブロック	豊橋市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町	豊川宝飯衛生組合

(20) 災害時要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害(以下「災害」という。)により災害時要援護者(以下「要援護者」という。)が避難を必要とする場合に、岡崎市(以下「甲」という。)が、社会福祉法人(以下「乙」という。)に対し、避難施設として社会福祉施設等の使用の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(施設の使用の要請及び受諾)

第2条 甲は、市の支援を要するが岡崎市地域防災計画に指定する避難所では対応が困難な要援護者のために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。
2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(避難施設)

第3条 避難する施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) _____
- (2) _____

(受入対象者)

第4条 受入対象となる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 岡崎市の認めた要援護者のうち、
- (2) その他の要援護者

(手続き等)

第5条 甲は、第2条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引き受け人の氏名、連絡先等
- (3) 使用する期間

(避難者の移送)

第6条 乙は、甲の依頼により、避難が必要な要援護者の自施設への移送を行うよう努めるものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第7条 甲は、要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要援護者を適切に支援できるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第8条 甲の要請により乙が提供した生活物資等の費用、及び移送に要した費用は、甲が負担するものとする。

(受け入れ可能人員等)

第9条 甲及び乙は、本協定締結後、受入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(有効期限)

第10条 この協定書の有効期限は毎年度末とし、甲乙双方に異議がない場合は翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(疑義の解決)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは別に甲乙協議して決める。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を所持する。

平成18年12月27日

(甲) 岡崎市十王町2丁目9番地
岡崎市
代表者 岡崎市長

(乙) 社会福祉法人
理事長

----- 以下 締結法人名 -----

(乙) 岡崎市舞木町字小井沢4-1

(乙) 名古屋市守山区川東山3321

社会福祉法人 愛恵協会 理事長	社会福祉法人 愛知玉葉会 理事長
(乙) 名古屋市東区白壁 1－5 0 社会福祉法人 愛知県厚生事業団 理事長	(乙) 岡崎市秦梨町平畑 1 6－1 社会福祉法人 おかざき福祉会 理事長
(乙) 岡崎市大西町楊枝 1 2 社会福祉法人 岡崎平和学園 理事長	(乙) 岡崎市真福寺町神田 1 0 0－1 社会福祉法人 杏福会 理事長
(乙) 岡崎市中金町長沢連 6 社会福祉法人 竜城福祉会 理事長	(乙) 岡崎市戸崎町藤狭 1－9 社会福祉法人 百陽会 理事長
(乙) 岡崎市上佐々木町大宮 4 9 社会福祉法人 瑞穂会 理事長	(乙) 岡崎市福岡町四反田 2 6 社会福祉法人 明翠会 理事長
(乙) 岡崎市夏山町シモツキテン 1－1 社会福祉法人 ユーアンドアイ 理事長	(乙) 岡崎市洞町八王子 1－1 社会福祉法人 米山寮 理事長
(乙) 豊川市大崎町下金居場 5 5 社会福祉法人 若竹荘 理事長	(乙) 岡崎市美合町下長根 2－1 社会福祉法人 岡崎市福祉事業団 理事長

(21) 岡崎市災害ボランティアの受入体制整備等に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、地震、風水害その他による災害の発生時に、被災地市民の速やかな自立・復興の支援を目的とする市内若しくは他市町村からのボランティアを混乱なく受け入れ、より効率・効果的な救援活動を展開するために、岡崎市災害ボランティア支援センター（以下、「支援センター」という。）を開設・運営することに関し、岡崎市（以下、「市」という。）及び社会福祉法人岡崎市社会福祉協議会（以下、「社協」という。）がボランティア支援団体（以下「支援団体」という。）に協力を求めるにあたり、必要な事項について定める。

(支援センターの開設)

第2条 市は、大規模な災害が発生し、支援センターの開設が必要と認めたときは、災害対策本部内に必要な資機材や場所を確保して、支援センターを開設するとともに、社協にその運営を依頼する。

2 市は、ボランティアと被災地市民等からの支援要請との調整役となるボランティアコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の派遣を支援団体に要請する。

3 支援団体は、前項の依頼があった場合には、速やかにコーディネーターの派遣に努めるものとする。

4 社協は、支援センター開設時には、団体及び個人で予め登録されたコーディネーターを速やかに招集し、支援団体から派遣されたコーディネーターとともに支援センターの運営体制を整える。

(支援センターの運営)

第3条 社協は、コーディネーターを取りまとめ、支援センターの運営にあたるものとする。

2 市は、支援センターの運営にあたっては、社協及び支援団体と協議し、必要な情報の提供、資機材の準備・補充、体制の充実について協力する。

3 市は、市と支援センターとの連絡や支援センター庶務関係事務等のため、支援センターに市の職員を派遣する。

4 社協は、コーディネーターと支援団体が、支援の目的達成のために連携し合い、被災地市民等からの要望に対して柔軟に対応するよう調整する。

(支援センターの閉鎖)

第4条 市は、ボランティアによる災害救援活動が概ね完了したときは、支援センターの閉鎖について、社協及び支援団体と協議し、閉鎖時期を決定する。

2 市及び社協は、支援センターが閉鎖された後のコーディネート活動等について、その活動・業務を引き継ぐものとする。

3 市及び社協は、支援センターを開設又は、閉鎖したことを広く周知するものとする。

(経費の負担)

第5条 市は、支援センターの設置及び運営のための必要な経費を負担するものとする。ただし、支援センターの運営に関しては、災害救助ボランティア活動に関連する民間資金の活用も得られるよう努めるものとする。

(平常時の協力活動)

第6条 市と社協並びに支援団体は、この協定の実施に向けて平常時から協力し合うとともに、市は社協が実施する次の施策について支援するものとする。

(1) 支援センターの運営に関する訓練の実施

(2) ボランティアの受け入れに伴う事前の資機材等の整備

(3) コーディネーターの育成に関する講座、研修会等

(4) コーディネーターの登録事務等

(5) 支援団体、その他ボランティア団体等とのネットワーク化の推進及び連絡調整

(その他)

第7条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、市及び社協並びに支援団体が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を6通作成し、記名押印の上、各自1通を所持する。

平成20年12月 8 日

岡崎市十王町2丁目9番地

岡崎市

代表者 岡崎市長

岡崎市朝日町3丁目2番地

社会福祉法人岡崎市社会福祉協議会

会長

岡崎市合歓木町字上郷間103番地
災害ボランティアおかざき
代表

岡崎市木下町字堂ノ入25番地
災害ボランティア一歩の会額田
代表

安城市東栄町1丁目7番地22
NPO法人愛知ネット
理事長

名古屋市千種区猫洞通5丁目21番地2
NPO法人レスキューストックヤード
理事長

平成25年3月15日

名古屋市東区白壁1-50
日本赤十字社愛知県支部
支部長

(22) 災害時における協力に関する協定書

岡崎市（以下「甲」という。）とあいち三河農業協同組合（以下「乙」という。）は災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲において地震、風水害その他災害の発生により、甲に災害対策本部が設置される災害時（以下「災害時」という。）に多数の死者及び被災者が一時的または集中的に発生する場合の迅速かつ円滑な応急対策を行なうため、必要な手続き等について定めるものとする。

（協力）

第2条 甲は、災害時に乙の協力が必要と認めるときは、次に掲げる事項について乙に要請し、乙はやむを得ない事由のない限り協力するものとする。

- （1）遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品並びに作業等の役務の提供
- （2）遺体を安置する施設（葬儀式場等）の提供
- （3）遺体搬送用寝台車及び霊柩車等による遺体搬送
- （4）その他甲の要請により乙が応じられる事項

（要請）

第3条 前条の要請は、次に掲げる事項を記載した文書をもって行なうものとする。ただし、やむを得ない事態が発生したときは、電話、ファクシミリ等で要請し、その後速やかに災害協定要請書（第1号様式）を乙に送付するものとする。

- （1）要請を行なった者の職氏名及び担当者氏名
- （2）要請の理由
- （3）要請の内容
- （4）協力を要請する期間
- （5）その他要請に必要な事項

（協力の方法）

第4条 乙は前条による甲の要請があった場合、乙のできる範囲において、甲の指示に従い、第2条各号の協力を行なうものとする。

（報告）

第5条 乙は、第2条各号の協力をしたときは、次に掲げる事項を災害時要請業務実施報告書（第2号様式）をもって甲に報告するものとする。

- （1）遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品の数量並びに当該作業に従事した者の氏名及び住所
- （2）遺体を安置した施設（葬儀式場等）の使用した部屋の数及び使用した日数
- （3）その他甲が乙に指示した事項

（経費の負担）

第6条 甲は、前条による乙の報告があった場合、甲の要請に相違ないことを確認の上、乙が要した経費について、甲が負担するものとする。

（経費の請求）

第7条 乙は、前条の経費を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

2 乙が遺族等の要請により、甲の要請事項の範囲を超える協力を行なった場合、その経費は当該要請を行なった遺族等に乙が請求する。

（経費の支払）

第8条 甲は、前条に基づき乙からの請求があった場合には、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

（価格の決定）

第9条 遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品並びに遺体を安置した施設の使用料等の価格は、災害の発生直前における災害救助法（昭和22年法律第118号）の基準額及び市場の適正な価格を基準とし、甲、乙協議して決定するものとする。

（支援体制の整備）

第10条 乙は、災害時における円滑な協力体制が図れるよう、担当部署における応援体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

（連絡責任者の選任）

第11条 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者をそれぞれ選任し、その氏名、連絡方法等を相互に通知するものとする。連絡責任者を変更した場合も同様とする。

（災害時の情報提供）

第12条 乙は、協力業務の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

（守秘義務）

第13条 乙は、支援を行なう場合において知り得た災害に係わる情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(通知)

第14条 乙は、災害時における円滑な協力が図れるよう、この協定により協力できる乙の組織体制（連絡方法等）（以下「組織等」という。）を毎年5月末日までに、甲に通知するものとする。

2 前項の通知は、乙の組織等に変更のない場合にあっては、これを省略するものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(効力)

第16条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成21年4月30日までとする。
ただし、期間満了の2ヶ月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成20年5月1日

甲 岡崎市十王町二丁目9番地
岡崎市
代表者 岡崎市長

乙 岡崎市坂左右町字葦ノ部18番地1
あいち三河農業協同組合
代表理事組合長

(23) 災害時における協力に関する協定書

岡崎市（以下「甲」という。）と社団法人全日本冠婚葬祭互助協会（以下「乙」という。）
（※現一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会）は災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲において地震、風水害その他災害の発生により、甲に災害対策本部が設置される災害時（以下「災害時」という。）に多数の死者及び被災者が一時的または集中的に発生する場合の迅速かつ円滑な応急対策を行なうため、必要な手続き等について定めるものとする。

（協力）

第2条 甲は、災害時に乙の協力が必要と認めるときは、次に掲げる事項について乙に要請し、乙はやむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して協力するものとする。

- （1）遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品並びに作業等の役務の提供
- （2）遺体を安置する施設（葬儀式場等）の提供
- （3）遺体搬送用寝台車及び霊柩車等による遺体搬送
- （4）その他甲の要請により乙が応じられる事項

（要請）

第3条 前条の要請は、次に掲げる事項を記載した文書をもって行なうものとする。ただし、やむを得ない事態が発生したときは、電話、ファクシミリ等で要請し、その後速やかに災害協力要請書（第1号様式）を乙に送付するものとする。

- （1）要請を行なった者の職氏名及び担当者氏名
- （2）（要請の理由
- （3）要請の内容
- （4）協力を要請する期間
- （5）その他要請に必要な事項

（協力の方法）

第4条 乙は前条による甲の要請があった場合、乙のできる範囲において、甲の指示に従い、第2条各号の協力を行なうものとする。

（報告）

第5条 乙は、第2条各号の協力をしたときは、次に掲げる事項を災害時要請業務実施報告書（第2号様式）をもって甲に報告するものとする。

- （1）遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品の数量並びに当該作業に従事した者の氏名及び住所
- （2）遺体を安置した施設（葬儀式場等）の使用した部屋の数及び使用した日数
- （3）その他甲が乙に指示した事項

（経費の負担）

第6条 甲は、前条による乙の報告があった場合、甲の要請に相違ないことを確認の上、乙が要した経費について、甲が負担するものとする。

（経費の請求）

第7条 乙は、前条の経費を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

2 乙が遺族等の要請により、甲の要請事項の範囲を超える協力を行なった場合、その経費は当該要請を行なった遺族等に請求する。

（経費の支払）

第8条 甲は、前条に基づき乙からの請求があった場合には、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

（価格の決定）

第9条 遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品並びに遺体を安置した施設の使用料等の価格は、災害の発生直前における災害救助法（昭和22年法律第118号）の基準額及び市場の適正な価格を基準とし、甲、乙協議して決定するものとする。

（支援体制の整備）

第10条 乙は、災害時における円滑な協力体制が図れるよう、広域における応援体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

（連絡責任者）

第11条 この協定の円滑な実施を図るため、甲、乙それぞれ連絡責任者を置き、甲にあっては岡崎市保健部長の職にあたる者を、乙にあっては全日本冠婚葬祭互助協会中部ブロック長の職にあたる者を当該責任者とする。

（災害時の情報提供）

第12条 乙は、協力業務の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

（守秘義務）

第13条 乙は、支援を行なう場合において知り得た災害に係わる情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(通知)

第14条 乙は、災害時における円滑な協力が図れるよう、この協定により協力できる乙の会員名を毎年9月までに、甲に通知するものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(効力)

第16条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成21年4月30日までとする。
ただし、期間満了の2ヶ月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成20年5月1日

甲 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地
岡崎市
代表者 岡崎市長

乙 東京都港区虎ノ門3丁目6番2号
社団法人全日本冠婚葬祭互助協会
(※現一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会)
会 長

(24) 愛知DMA Tに関する協定

愛知県(以下「甲」という。)と独立行政法人国立病院機構名古屋医療センター始め11病院及び日本赤十字社愛知県支部(以下「乙」という。)とは、大規模自然災害及び大事故災害発生時における愛知DMA Tの活動等に関し、次のとおり協定する。

(派遣要請等)

第1条 甲は、愛知DMA T設置運営要領(以下「設置運営要領」という。)第4

条に基づき、県内において救命活動を行う必要が生じた場合及び県外において救命活動を行う必要が生じた場合で国又は被災都道府県から甲に要請があったときは、愛知DMA Tに派遣を要請し、乙は、原則として直ちに愛知DMA Tを派遣させるものとする。

2 国から愛知DMA Tに派遣の要請があった場合は、乙は、原則として直ちに愛知DMA Tを派遣させるものとする。この場合、前項の要請があったものとみなす。

3 乙は、県内で大規模自然災害又は大事故災害が発生し、甲と連絡がとれない等の緊急やむを得ない場合には、速やかにその被害状況について情報収集を行い、その情報により、設置運営要領第4条の出動基準に該当すると認めたときは、乙の判断により愛知DMA Tを派遣することができるものとする。

4 乙は、前項の規定により愛知DMA Tを派遣した場合には、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。この場合において、乙が派遣した愛知DMA Tの派遣は、甲の要請に基づく愛知DMA Tの派遣とみなす。

5 第1項の派遣要請は、原則として国の広域災害救急医療情報システムDMA T管理メニューの派遣連絡メールにより行うものとする。ただし、他の連絡手段により迅速な派遣要請を行うことができる場合又は局地的な災害等の場合は他の連絡手段により派遣要請を行うことができるものとする。

6 派遣された愛知DMA Tの活動終結の指示又は愛知DMA T派遣のための待機要請は、前項と同様とする。

(指揮系統)

第2条 愛知DMA Tは、被災した市町村等の災害対策本部等のもとの活動することを基本とする。

2 愛知DMA Tが被災都道府県に派遣される場合には、被災都道府県のDMA T等受入れに係る体制の中で活動するものとする。

(身分)

第3条 愛知DMA Tの活動をする者の身分については、派遣元である乙の管理下にあるものとする。

(活動内容)

第4条 愛知DMA Tの活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 災害現場でのトリアージ、緊急治療等(現場活動)
- (2) 被災地内での患者搬送及び搬送中の資料等(域内搬送)
- (3) 被災地内の災害拠点病院でのトリアージ、診療等(病院支援)
- (4) 被災地内で対応困難な重症患者を被災地外へ搬送するための広域搬送拠点臨時医療施設(SCU)でのトリアージ、緊急治療等(SCU活動)
- (5) 前号の重症患者に対する治療等のための被災地外への搬送(広域医療搬送)
- (6) 現場活動に関わる通信、移動手段、医薬品支給、生活手段等の確保(後方支援)
- (7) その他災害現場等で救命活動に必要な措置

(報告)

第5条 愛知DMA Tが活動した場合は、愛知DMA Tの各班長は、医療救護班日報(日計表)(様式1)及び医療救護班診療記録(兼医薬品等使用簿)(様式2)を整備し、派遣元である乙に提出するものとする。

2 乙は、前項の各様式及び費用明細書(様式3)をとりまとめて、甲に提出するものとする。

(費用弁償)

第6条 甲の要請に基づき、乙が派遣した愛知DMA Tが第4条に定める活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。ただし、設置運営要領第7条第3項及び第4項に基づき、甲が他の者に費用負担を要請し、その者が費用負担した場合を除く。

- (1) 愛知DMA T派遣に要する経費(旅費、輸送費、器具等修繕費)
- (2) 愛知DMA Tが携行した医薬品等を使用した場合の実費
- (3) 前各号に定めるもののほか、この協定実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた実費

2 前項に定める費用弁償の内容については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(災害救助法適用時の実費弁償)

第7条 甲の要請に基づき、乙が派遣した愛知DMA Tが、災害救助法(昭和22年法律第118号。以下「救助法」という。)第24条の規定による救助に関する業務に従事した場

合には、前条の規定にかかわらず、甲は、救助法第33条及び同法施行令第11条の定めるところにより費用を弁償する。

(損害賠償)

第8条 甲は、甲の要請に基づき、乙が派遣した愛知DMATの隊員が、第4条に規定する活動中の事故により、死亡し、負傷し、若しくは、身体障害を有することとなった場合は、設置運営要領第7条第3項及び第4項に基づき、甲が他の者に費用負担を要請し、その者が費用負担した場合を除き、甲が加入する傷害保険により補償する。

(待機に係る費用)

第9条 愛知DMAT派遣のための待機に要する費用は、甲からの要請の有無にかかわらず乙の負担とする。

(疑義の解決)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

(雑則)

第11条 この協定は、平成20年10月23日から適用する。

2 この協定の有効期間は、前項の協定の適用の日から平成21年3月31日までとする。

3 前項の有効期間を満了する1か月前までに、甲又は乙から何らかの申し出がない場合は、期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以後も同様とする。

この協定の証とするため、本書13通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ1通を所持する。

平成20年10月23日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県

代表者 愛知県知事

乙 名古屋市中区三の丸四丁目1番1号

独立行政法人国立病院機構名古屋医療センター

院長

名古屋市南区三条1丁目1番10号

社会保険中京病院

院長

名古屋市中川区松年町四丁目66番地

名古屋掖済会病院

院長

小牧市堀の内一丁目1番地

小牧市

代表者 小牧市長

豊明市沓掛町田楽ヶ窪1番地98

藤田保健衛生大学病院

院長

愛知郡長久手町大字岩作字雁又21

愛知医科大学病院

院長

半田市東洋町二丁目1番地

半田市

代表者 半田市長

安城市安城町東広畔28番地

愛知県厚生農業協同組合連合会 安城更生病院

院長

岡崎市十王町二丁目9番地

岡崎市

代表者 岡崎市長

豊田市浄水町伊保原500番地の1

愛知県厚生農業協同組合連合会 豊田厚生病院

院長

豊明市今橋町1番地

豊橋市

代表者 豊橋市長

名古屋市東区白壁一丁目50番地

日本赤十字社愛知県支部

支部長

(25) 災害時における応急対策の協力に関する協定書

岡崎市（以下「甲」という。）と岡崎緑化協力会（以下「乙」という。）とは、地震その他の自然現象等により、甲の管理する公園施設等が被災した場合、（以下「災害時」という。）における応急復旧、その他応急処置（以下「応急対策」という。）の協力に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における市民の生命、身体及び財産の安全と生活を確保するための応急対策について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、次のとおりとする。

(1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第1項の規定に基づき、岡崎市災害対策本部が設置された場合

(2) その他前号と同程度の災害で甲が乙の協力が必要であると認めた場合

（応急対策の内容）

第3条 この協定により、甲が乙に協力を要請する応急対策は次のとおりとする。

(1) 甲が管理する公園・緑地の樹木・施設及び道路・河川の樹木等施設（以下「公共施設」という。）の機能の確保等、緊急を要する公共施設の応急復旧作業

(2) 緊急を要する建設資機材等の調達及び輸送

(3) その他甲が必要と認める緊急応急作業

（協力の要請）

第4条 甲は災害時において甲のみでは十分な応急対策を実施できない時は、乙に対し協力を要請することができるものとする。

2 乙は、甲より前項の規定による協力要請を受けたときは、他の業務に優先して甲の行う応急対策に協力するものとする。

（建設資機材等の報告）

第5条 乙は災害時に協力できる建設資機材等を施工業者ごとに把握し、あらかじめ書面で甲に報告するものとする。

2 乙は、前項で報告した内容に変更が生じた時、又は建設資機材等の現状について甲が特に報告を求めたときは、遅滞なくその資料を甲に提出するものとする。

3 乙は災害時に協力できるよう常に建設資機材等の整備に努めるものとする。

（要請の方法）

第6条 甲は、第4条第1項の規定に基づき乙に対しその協力を要請するときは、応急対策の内容、日時、場所、その他必要な事項を明らかにして、施工業者に対し文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等の通信手段又は口頭により行い、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請の受諾）

第7条 前条による要請を受諾した施工業者は、甲に対し文書にて回答するものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等の通信手段又は口頭により行い、その後速やかに文書にて回答するものとする。

（履行証明書の発行）

第8条 甲は応急対策完了後に、施工業者に対し履行証明書を発行するものとする。

（経費の負担）

第9条 第6条による要請を受諾した施工業者が応急対策に要した費用は、甲が負担する。

2 経費の算出方法については、災害発生時の直前における当該地域における適正価格を基準として、甲と施工業者が協議して定めるものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めない事項またはこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、期間満了の

日の30日前までに、甲または乙から相手方に対し別段の意思表示が無い場合、さらに1年間継続するものとし、以後この例による。

この協定の締結を証するため本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ1通を保有する。なお、この協定の締結により、甲乙間で平成21年3月26日に締結した「災害時における応急対策の協力に関する協定」は効力を失うこととする。

令和7年11月1日

甲 岡崎市十王町二丁目9番地
岡崎市
代表者 岡崎市長

乙 岡崎市稲熊町字赤松5番地13
岡崎緑化協力会
会 長

(26) 災害時における応急対策の協力に関する協定書

岡崎市（以下「甲」という。）と岡崎電気災害安全協定会（以下「乙」という。）とは、地震その他の自然現象等により、甲の管理する施設等が被災した場合、（以下「災害時」という。）における応急復旧、その他応急処置（以下「応急対策」という。）の協力に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における市民の生命、身体及び財産の安全と生活を確保するための応急対策について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、次のとおりとする。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第1項の規定に基づき、岡崎市災害対策本部が設置された場合
- (2) その他前号と同程度の災害で甲が乙の協力が必要であると認めた場合

（応急対策の内容）

第3条 この協定により、甲が乙に協力を要請する応急対策は次のとおりとする。

- (1) 甲が管理する建築物及び施設（以下「公共施設」という。）の電気設備について機能の確保等、緊急を要する公共施設の応急復旧作業
- (2) 緊急を要する建設資機材等の調達及び輸送
- (3) その他甲が必要と認める緊急応急作業

（協力の要請）

第4条 甲は災害時において甲のみでは十分な応急対策を実施できない時は、乙に対し協力を要請することができるものとする。

2 乙は、甲より前項の規定による協力要請を受けたときは、他の業務に優先して甲の行う応急対策に協力するものとする。

（建設資機材等の報告）

第5条 乙は災害時に協力できる建設資機材等を施工業者ごとに把握し、あらかじめ書面で甲に報告するものとする。

2 乙は、前項で報告した内容に変更が生じた時、又は建設資機材等の現状について甲が特に報告を求めたときは、遅滞なくその資料を甲に提出するものとする。

3 乙は災害時に協力できるよう常に建設資機材等の整備に努めるものとする。

（要請の方法）

第6条 甲は、第4条第1項の規定に基づき乙に対しその協力を要請するときは、応急対策の内容、日時、場所、その他必要な事項を明らかにして、施工業者に対し文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等の通信手段又は口頭により行い、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請の受諾）

第7条 前条による要請を受諾した施工業者は、甲に対し文書にて回答するものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等の通信手段又は口頭により行い、その後速やかに文書にて回答するものとする。

（履行証明書の発行）

第8条 甲は応急対策完了後に、施工業者に対し履行証明書を発行するものとする。

（経費の負担）

第9条 第6条による要請を受諾した施工業者が応急対策に要した費用は、甲が負担する。

2 経費の算出方法については、災害発生時の直前における当該地域における適正価格を基準として、甲と施工業者が協議して定めるものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めない事項またはこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、期間満了の

日の30日前までに、甲または乙から相手方に対し別段の意思表示が無い場合、さらに1年間継続するものとし、以後この例による。

この協定の締結を証するため本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ1通を保有する。なお、この協定の締結により、甲乙間で平成21年3月26日に締結した「災害時における応急対策の協力に関する協定」は効力を失うこととする。

令和7年11月1日

甲 岡崎市十王町二丁目9番地
岡崎市
代表者 岡崎市長

乙 岡崎市六名1丁目1番地21
岡崎電気災害安全協力会
会 長

(27) 災害発生時における災害復旧用オープンスペース使用及び被災地支援拠点の設置に関する協定書

岡崎市（以下「甲」という。）と中部電力パワーグリッド株式会社（以下「乙」という。）とは、東海地震等により大規模な災害が岡崎市内で発生した場合、甲の所有する用地を乙の災害復旧活動場所や資機材置場の用地（以下「災害復旧用オープンスペース」という。）及び被災地支援拠点として一時的に使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（災害復旧用オープンスペースとして使用する用地）

第1条 災害復旧用オープンスペースとして使用する用地は、次のとおりとする。

- (1) 名称
- (2) 所在地
- (3) 場所及び数量

岡崎中央総合公園	六名公園	東部運動場
岡崎市高隆寺町字峠1	岡崎市六名本町8	岡崎市桑谷町字平田ヶ 入25番地3
多目的広場、駐車場、 運動広場等の一部 計70,000㎡（全体）	運動広場、駐車場等の 一部 （地震災害時） 計11,000㎡（全体）	運動広場、駐車場等の 一部 計7,000㎡（全体）

（被災地支援拠点として使用する用地）

第2条 被災地支援拠点として使用する用地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 甲が管理する小中学校の運動場、公園等の施設
- (2) 場所 被災地支援拠点として適切な施設を、乙からの要請に基づき、甲と乙の協議により決定する。

（使用申請）

第3条 乙は、災害復旧用オープンスペース、ならびに被災地支援拠点のため、用地が必要なときは、事前に甲に対し期間、内容等を明らかにして、使用を要請する。

2 甲は、前項の規定による使用申請があったときは、これに協力する。ただし、甲の災害復旧活動又は他の公共的機関の災害復旧活動で当該用地が必要とされるなど、特別の事情がある場合は、甲と乙が使用範囲等について協議を行うものとする。

（要請等の手続き方法）

第4条 前条の使用申請を行うときは、乙が甲へ口頭、電話、ファックス又は岡崎市地域防災無線をもって連絡し、甲の許可をもって、甲の所有する用地の使用を開始する。

2 乙は、使用にあたって、遅滞なく、法令・条例等に基づく占用許可等の手続きを行う。

（現状復旧等）

第5条 乙が甲の施設に損傷を与えたときは、乙の責務において原形復旧を行う。

（用地の使用方法）

第6条 乙は、原則として甲の所有する用地内の建物を使用せず、その他の場所に事務所、宿

泊所、資材置場、仮設トイレ、応急仮設住宅等を設置するなどして使用する。

- 2 電気、水道、電話を設置する場合は、乙の責務において設置する。
- 3 施設の鍵の管理は乙が施設を使用する間は乙が行い、終了後は速やかに甲に返還するものとする。
- 4 施設使用後は、乙の責務において原形復旧を行う。

(使用料)

第7条 乙が第1条または第2条に基づき、甲の用地を使用する場合は、乙の使用料は減免する。

(協定の有効期間)

第8条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、以降、甲、乙いずれかから文章による申出がない限り、継続するものとする。

(失効)

第9条 この協定書の締結と同時に甲乙で平成21年7月13日に締結した協定書は失効するものとする。

(協議)

第10条 甲と乙は、この協定を円滑に施行するため、災害時における連絡先及び連絡体制など、必要事項をあらかじめ協議し、別に定めるものとする。

- 2 この協定について、疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

2020年9月16日

甲 岡崎市十王町二丁目9番地
岡崎市
代表者 岡崎市長

乙 岡崎市戸崎町字大道東7番地
中部電力パワーグリッド株式会社
岡崎営業所長

(28) 非常時における情報連絡に関する協定書

岡崎市（以下「甲」という。）と中部電力株式会社（以下「乙」という。）とは、岡崎市内において大規模な災害が発生し、または発生する恐れがある場合、応急対策および復旧対策を円滑に遂行するため、情報連絡について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、非常時における、甲および乙の災害情報や停電情報等を相互に提供および収集するための連絡体制を整備し、円滑な災害対応に資することを目的とする。

（適用範囲）

第2条 甲および乙の非常時における情報連絡を対象とし、相互に提供された情報は、自所の業務遂行ならびに市民（お客さま）からの問い合わせに活用できるものとする。ただし、個人情報保護法で定める個人情報とは適用外とする。

（連絡方法）

第3条 情報連絡の方法、連絡先等については、別に定める「非常時における情報連絡の手引き」による。

（情報活用の制限）

第4条 取得した情報は、第2条で定めた範囲で活用することとし、それ以外の目的で使用してはならない。

（協定の有効期間）

第5条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、以後、甲、乙いずれかから文書による申し出がない限り、継続するものとする。

（協議）

第6条 この協定について疑義が生じたとき又はこの覚書に定めのない事項が発生した場合には、甲乙誠意をもって協議し決定する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成21年7月13日

甲 岡崎市十王町二丁目9番地
岡崎市
代表者 岡崎市長

乙 岡崎市戸崎町字大道東7番地
中部電力株式会社
岡崎営業所長

(29) 災害時における遺体搬送の支援協力に関する協定書

岡崎市（以下「甲」という。）と社団法人全国霊柩自動車協会（以下「乙」という。）（※現一般社団法人全国霊柩自動車協会）は、災害時における遺体搬送の支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲において地震、風水害、その他大規模な事故等により、多数の死者が発生した場合、甲に災害対策本部が設置される災害時（以下「災害時」という。）に遺体の搬送を迅速、かつ円滑に行うため、必要な手続き等について定める。

（協力）

第2条 甲は、災害時に、乙の協力が必要と認める時は、次に掲げる事項について乙に要請し、乙はやむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して協力するものとする。

- （1） 霊柩自動車等による遺体搬送
- （2） 遺体の搬送に必要な機材、資材及び消耗品並びに作業等の役務の提供
- （3） その他、甲の要請により乙が応じられる事項

（協力の要請）

第3条 前条の規定による協力は、次に掲げる事項を記載した災害時協力要請書（第1号様式）をもって行うものとする。ただし、やむを得ない事態が発生した時、甲は、電話、ファクシミリ等で要請し、その後速やかに災害時協力要請書を乙に送付するものとする。

- （1） 要請を行った者の職名及び担当者氏名
- （2） 要請の日時
- （3） 要請の理由
- （4） 要請の内容
- （5） 要請場所及び要請期間
- （6） その他、要請に必要な事項

（協力の方法）

第4条 乙は、前条の規定による甲の要請があった場合、乙のでき得る範囲において、甲の指示に従い、第2条各号の規定による協力を行うものとする。

（報告）

第5条 乙は、第2条各号の規定による協力を実施した時は、次に掲げる事項を記載した災害時要請業務実施報告書（第2号様式）をもって甲に報告するものとする。

- （1） 遺体の搬送に使用した霊柩自動車の台数、機材、資材及び消耗品の数
- （2） 従事者数
- （3） 履行の場所及び履行期間
- （4） 遺体を搬送した回数及び搬送した遺体数
- （5） その他必要な事項

（経費の負担）

第6条 甲は、前条の規定による報告があった場合は、甲の要請に相違ないことを確認のうえ、乙が要した経費について、甲が負担するものとする。

（経費の請求）

第7条 乙は、前条の規定による経費を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

2 乙は、甲の要請事項の範囲を超える協力を行った場合、その部分の経費については、甲に対して請求できない。

（経費の支払）

第8条 甲は、前条に基づき乙から請求があった場合は、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

（経費の決定）

第9条 第2条各号の協力に要した経費は、災害の発生直前における市場の適正な価格及び災害救助法（昭和22年法律第118号）の基準額を参考にして、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

（支援体制の整備）

第10条 乙は、災害時における円滑な協力体制が図られるよう、広域における応援体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

（連絡責任者）

第11条 この協定の円滑な実施を図るため、甲、乙双方の連絡責任者は次に掲げる者を定めるものとする。ただし、期間の途中において変更が生じた場合は、速やかに甲、乙相互に報告するものとする。

- （1） 甲 岡崎市 保健部長
- （2） 乙 （社）全国霊柩自動車協会 愛知県支部長

（災害時の情報提供）

第12条 乙は、協力業務の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

（守秘義務）

第13条 乙は、遺体搬送等の支援協力を行う場合において知り得た個人情報を、第三者に漏らし

てはならない。

(通知)

第14条 乙は、災害時における円滑な支援協力が図れるよう、この協定により支援協力できる乙の会員名簿(第3号様式)に変更が生じたとき、甲に通知するものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項、またはこの協定の解釈に疑義が生じた時は、その都度、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

(協定の適用)

第16条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成22年3月31日までとする。ただし、期間満了2ヶ月前までに、甲または乙から書面による解約の申し出がない時は、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成21年7月14日

(甲) 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地
岡崎市
代表者 岡崎市長

(乙) 東京都新宿区四谷三丁目2番
社団法人 全国霊柩自動車協会
(※現一般社団法人全国霊柩自動車協会)
会 長

(30) 災害時における食品の衛生確保等の協力に関する協定書

岡崎市（以下「甲」という。）と岡崎市食品衛生協会（以下「乙」という。）とは、岡崎市域において地震、風水害その他の災害又は危機が発生した場合（以下「災害時」という。）における食品の衛生確保等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、食品の衛生確保を図ることにより災害時における被災者への食品の提供による食中毒の防止について、甲の要請に対する乙の協力とその他必要な事項を定めるものとする。

（対象となる災害又は危機）

第2条 この協定の対象となる災害又は危機は、次のとおりとする。

(1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項の規定に基づき岡崎市災害対策本部が設置された場合

(2) その他、前号と類似の災害又は健康危機が発生し、甲が乙の協力を必要とした場合

（協力の内容）

第3条 甲が乙に要請する業務の種類は次のとおりとする。

(1) 避難所等での食品の衛生確保に関する衛生指導

(2) 避難所等における炊き出しに関する衛生指導

(3) 被災者、災害ボランティア、災害応急活動従事者及び要援護者等のための救助物資の調達

(4) その他、前各号に掲げるもののほか、特に甲から要請する事項

（災害救助物資の品目）

第4条 災害救助物資の品目は、おおむね別表に掲げるとおりとする。なお、品目については、甲、乙が協議のうえ、必要に応じて適宜見直すものとする。

（要 請）

第5条 甲による要請は、災害時における食品の衛生確保等の協力に関する協力要請書により行うものとする。ただし、当該要請書により要請することが困難な場合は電話等の通信手段又は口頭（以下「電話等」という。）で要請し、その後速やかに当該要請書を送付するものとする。

2 乙は、甲より前項の規定による協力要請を受けたときは、他の業務に優先してこれに協力するものとする。

（報 告）

第6条 乙は、前条の規定に基づき第3条の業務を実施したときは、災害時における食品の衛生確保等の協力に関する業務実施報告書を甲に提出するものとする。ただし、当該報告書を提出することが困難な場合は電話等で報告し、後日当該報告書を提出するものとする。

（経費の負担）

第7条 第3条の業務に使用した資機材等の経費は甲が負担するものとする。ただし、人件費は除くものとする。

（経費の請求）

第8条 乙は、乙の会員が実施した業務実績を集計し、前条の経費について、甲に一括して請求するものとする。

（経費の支払）

第9条 甲は、前条の規定に基づき乙から経費の支払い請求があった場合は、請求書を受理した日から30日以内に乙に支払うものとする。

（価格の決定）

第10条 甲が負担する経費の価格は、災害時の直前における適正価格を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

（連絡責任者）

第11条 この協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあっては岡崎市保健所長、乙にあっては岡崎市食品衛生協会長とする。

2 甲、乙は、緊急時における連絡先及び連絡手段等について、協議のうえ別に定めるものとし、これに変更が生じた場合にあっては速やかにその旨を相互に通知するものとする。

（会員名簿）

第12条 乙は、災害時における円滑な業務の協力が図れるよう、この協定に協力できる乙の会員名簿を毎年3月末までに、甲に提出するものとする。

（協 議）

第13条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（協定書の有効期間）

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間終了前1ヶ月までに、甲、乙何れからも特段の意思表示がないときは、更に1年間この協定を更新するものとし、以後この例による。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、記名押印のうえ、甲、乙それぞれ1通を保有する。

平成21年 8 月11日

甲 岡崎市十王町二丁目 9 番地
岡崎市
代表者 岡崎市長

乙 岡崎市若宮町 2 丁目 1 番地 1
岡崎市食品衛生協会
会 長

別表

災害救助物資の品目

区分	主な品目
食料	弁当、おにぎり、そうざい、パン、牛乳、清涼飲料水、納豆、味噌、焼菓子、生菓子、氷菓、アイスクリーム、缶詰、乾麺、生麺、食用油脂、レトルト食品、容器入飲料水、冰雪など

(31) 災害時における下水道災害対応トイレの設置協力に関する協定

岡崎市（以下「甲」という。）と岡崎市管工事業協同組合（以下「乙」という。）とは、地震その他により災害が発生した場合（以下「災害時」という。）の下水道災害対応トイレの設置に係る協力に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時の応急対策として下水道災害対応トイレを設置することについて、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な基本事項を定めることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時に下水道災害対応トイレを設置する場合において、甲のみでは十分な対応が困難なときは、乙に対して協力を要請することができるものとする。

2 乙は、甲から前項の規定による協力の要請を受けたときは、甲の実施する下水道災害対応トイレの設置作業に協力するものとする。

（要請の方法）

第3条 甲は、前条第1項の規定により乙に対して協力を要請するときは、作業の内容、日時、場所その他必要な事項を記載した書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等の通信手段又は口頭により要請し、その後、速やかに書面を交付するものとする。

（完了の報告）

第4条 乙は、甲から要請された下水道災害対応トイレの設置作業を完了したときは、甲に対して次に掲げる事項を記載した書面により報告するものとする。ただし、書面をもって報告する時間的余裕がないときは、口頭で報告し、その後、速やかに書面を提出するものとする。

（1）下水道災害対応トイレの設置作業に従事した人員数、設置場所、設置基数及び作業時間

（2）その他必要事項

（費用の負担）

第5条 乙が下水道災害対応トイレの設置に要した費用は、甲が負担する。

2 費用の算出方法については、災害時の直前の当該地域における適正価格を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

（費用の請求）

第6条 乙は、下水道災害対応トイレの設置が完了した後、当該作業に要した費用を甲に請求するものとする。

2 甲は前項の規定による請求があったときは、内容を審査し、適当と認めたときは、速やかにその費用を支払うものとする。

（協力体制の報告）

第7条 乙は災害時における協力体制を常に確保するよう努めるとともに、あらかじめ書面により甲に連絡体制等の必要事項を報告するものとする。

2 乙は、前項の規定により報告した内容に変更が生じたときは、遅滞なく甲に報告するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成23年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から相手方に対し別段の意思表示が無い場合は、この協定は、更に1年間継続するものとする。その後の期間満了の場合も、同様とする。

この協定の締結を証するため本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ1通を保有する。

平成22年3月30日

甲 岡崎市十王町二丁目9番地
岡崎市
代表者 岡崎市長

乙 岡崎市江口三丁目4番地23
岡崎市管工事業協同組合
理事長

(32) 災害時における廃棄物の収集運搬等の協力に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、岡崎市内において地震災害、風水害その他の災害（以下「災害」という。）により被害が発生した場合における当該災害により発生した廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の迅速な撤去及び収集運搬（以下「収集運搬等」という。）に関し、岡崎市（以下「甲」という。）の協力要請により、岡崎市一般廃棄物事業協同組合（以下「乙」という。）が、収集運搬等の協力を行うに当たり必要な事項を定める。

(協力要請)

第2条 甲は、災害廃棄物について、甲のみでは収集運搬等を行うことができないと判断したときは、乙に対し協力を要請することができる。

(協力に関する指示)

第3条 乙は、前条の協力要請があった場合は、甲の指示に従い、災害廃棄物の収集運搬等を行う。

(車両等の報告)

第4条 乙は、災害時に協力できる車両、資機材、その他収集運搬等に要するもの（以下「車両等」という。）を把握し、あらかじめ別に定める書面により甲に報告する。

2 乙は、前項の報告の内容について定期的に確認し甲に報告する。

3 乙は、組織内の緊急連絡網を整備しておかなければならない。

(連絡責任者の通知)

第5条 甲及び乙は、連絡責任者を定め、これを相互に通知する。

2 甲及び乙は、連絡責任者を変更したときは、速やかに相手方に通知する。

(実績報告書の提出)

第6条 乙は、甲から収集運搬等の終了の連絡を受けた時は、当該収集運搬等に使用した車両等について、別に定める実績報告書を甲に提出する。

(費用の請求及び負担)

第7条 甲は、乙の請求により、乙が実施した収集運搬等に要した費用を負担する。

2 前項の費用は、実費相当とし、実績報告書等に基づき、災害発生前の適正な価格を基準として予算の定める範囲内において甲乙協議して定める。

(防災訓練)

第8条 乙は、甲が行う「岡崎市地域総合防災訓練」に参加する。

(協定の有効期間)

第9条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、甲乙いずれかから文書による申出がない限り継続する。

(雑則)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議して定める。

この協定の成立を証明するため、本書2通を作成し、甲乙双方が記名押印の上、各自1通を保管する。

平成22年11月16日

甲 岡崎市十王町二丁目9番地
岡崎市
代表者

乙 岡崎市六名新町11番地
岡崎市一般廃棄物事業協同組合
代表理事

(33) 災害時における廃棄物の収集運搬等の協力に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、岡崎市内において地震災害、風水害その他の災害（以下「災害」という。）により被害が発生した場合における当該災害により発生した廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の迅速な撤去及び収集運搬（以下「収集運搬等」という。）に関し、岡崎市（以下「甲」という。）の協力要請により、岡崎市環境衛生組合（以下「乙」という。）が、収集運搬等の協力を行うに当たり必要な事項を定める。

(協力要請)

第2条 甲は、災害廃棄物について、甲のみでは収集運搬等を行うことができないと判断したときは、乙に対し協力を要請することができる。

(協力に関する指示)

第3条 乙は、前条の協力要請があった場合は、甲の指示に従い、災害廃棄物の収集運搬等を行う。

(車両等の報告)

第4条 乙は、災害時に協力できる車両、資機材、その他収集運搬等に要するもの（以下「車両等」という。）を把握し、あらかじめ別に定める書面により甲に報告する。

2 乙は、前項の報告の内容について定期的に確認し甲に報告する。

3 乙は、組織内の緊急連絡網を整備しておかなければならない。

(連絡責任者の通知)

第5条 甲及び乙は、連絡責任者を定め、これを相互に通知する。

2 甲及び乙は、連絡責任者を変更したときは、速やかに相手方に通知する。

(実績報告書の提出)

第6条 乙は、甲から収集運搬等の終了の連絡を受けた時は、当該収集運搬等に使用した車両等について、別に定める実績報告書を甲に提出する。

(費用の請求及び負担)

第7条 甲は、乙の請求により、乙が実施した収集運搬等に要した費用を負担する。

2 前項の費用は、実費相当とし、実績報告書等に基づき、災害発生前の適正な価格を基準として予算の定める範囲内において甲乙協議して定める。

(防災訓練)

第8条 乙は、甲が行う「岡崎市地域総合防災訓練」に参加する。

(協定の有効期間)

第9条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、甲乙いずれかから文書による申出がない限り継続する。

(雑則)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議して定める。

この協定の成立を証明するため、本書2通を作成し、甲乙双方が記名押印の上、各自1通を保管する。

平成22年11月16日

甲 岡崎市十王町二丁目9番地
岡崎市
代表者 岡崎市長

乙 岡崎市大樹寺1丁目11番地10
岡崎市環境衛生組合
理事長

(34) 災害時における廃棄物の収集運搬等の協力に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、岡崎市内において地震災害、風水害その他の災害（以下「災害」という。）により被害が発生した場合における当該災害により発生した廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の迅速な撤去及び収集運搬（以下「収集運搬等」という。）に関し、岡崎市（以下「甲」という。）の協力要請により、岡崎資源回収協同組合（以下「乙」という。）が、収集運搬等の協力を行うに当たり必要な事項を定める。

(協力要請)

第2条 甲は、災害廃棄物について、甲のみでは収集運搬等を行うことができないと判断したときは、乙に対し協力を要請することができる。

(協力に関する指示)

第3条 乙は、前条の協力要請があった場合は、甲の指示に従い、災害廃棄物の収集運搬等を行う。

(車両等の報告)

第4条 乙は、災害時に協力できる車両、資機材、その他収集運搬等に要するもの（以下「車両等」という。）を把握し、あらかじめ別に定める書面により甲に報告する。

2 乙は、前項の報告の内容について定期的に確認し甲に報告する。

3 乙は、組織内の緊急連絡網を整備しておかなければならない。

(連絡責任者の通知)

第5条 甲及び乙は、連絡責任者を定め、これを相互に通知する。

2 甲及び乙は、連絡責任者を変更したときは、速やかに相手方に通知する。

(実績報告書の提出)

第6条 乙は、甲から収集運搬等の終了の連絡を受けた時は、当該収集運搬等に使用した車両等について、別に定める実績報告書を甲に提出する。

(費用の請求及び負担)

第7条 甲は、乙の請求により、乙が実施した収集運搬等に要した費用を負担する。

2 前項の費用は、実費相当とし、実績報告書等に基づき、災害発生前の適正な価格を基準として予算の定める範囲内において甲乙協議して定める。

(防災訓練)

第8条 乙は、甲が行う「岡崎市地域総合防災訓練」に参加する。

(協定の有効期間)

第9条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、甲乙いずれかから文書による申出がない限り継続する。

(雑則)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議して定める。

この協定の成立を証明するため、本書2通を作成し、甲乙双方が記名押印の上、各自1通を保管する。

平成22年11月16日

甲 岡崎市十王町二丁目9番地
岡崎市
代表者 岡崎市長

乙 岡崎市滝町字新碕338番地2
岡崎資源回収協同組合
代表理事

(35) 災害等発生時における防疫活動の協力に関する協定書

岡崎市（以下「甲」という。）と社団法人愛知県ペストコントロール協会（以下「乙」という。）
（※現公益社団法人愛知県ペストコントロール協会）は、岡崎市域において地震及び風水害その他の災害又は感染症（以下「災害等」という。）の発生があった場合において、感染症の拡大を防止し、市民生活の安定を図るための防疫活動の相互協力について次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、災害等の発生に際し、甲のみでは被災地等における防疫処置が十分に実施することが困難であると認めるときは、乙に対し、次に掲げる活動（以下「防疫活動」という。）の実施について、協力を要請することができる。

（1）地震、風水害等の災害発生時における消毒活動

（2）感染症発生時の消毒活動

（3）その他、前各号に掲げるもののほか、特に甲から要請する事項

（協力）

第2条 乙は、甲から前条各号の防疫活動の実施について協力の要請を受けたときは、薬剤の調達並びに車両及び労力の提供等を可能な限り行うものとする。

（会員名簿の作成等）

第3条 乙は、災害等の発生時における防疫活動態勢を速やかに整えるため、防疫活動に協力する乙の会員名簿を作成し、甲に提出するものとする。

（防疫活動要請手続き）

第4条 甲は、乙に対し、防疫活動を要請するときは、防疫活動協力要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときには、口頭で要請し、事後に当該要請書を提出することができる。

（防疫活動の実施）

第5条 乙は、前条の規定により甲から防疫活動の要請を受けたときは、防疫活動に従事するのに適当な者を選出し、直ちに要請された防疫活動の実施場所に出動させ、甲の職員の指示により防疫活動を実施させるものとする。

2 前項の場合において、防疫活動に従事する者は、防疫活動場所に甲の職員が派遣されていない場合は、甲からの要請事項に従い、自らの判断により防疫活動を開始するものとする。

（防疫活動の実施報告）

第6条 乙は、前条の規定に基づき防疫活動を実施したときは、防疫活動実施報告書（第2号様式）を甲に提出するものとする。

（費用の負担）

第7条 乙が防疫活動を実施するのに要した薬剤、労務等の費用は、甲の負担とする。

2 前項の費用は、災害等の発生直前における適正な価格を基準として、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（費用の支払方法）

第8条 甲は、第6条に規定する防疫活動実施報告書が提出されたときは、その内容を確認し、適正と認めたときは、乙の請求により前条第1項に規定する費用を支払うものとする。

（個人情報の保護）

第9条 乙は、防疫活動の実施にあたり、個人情報（個人に関する情報であつて特定の個人を識別できるものをいう。）を取り扱う場合は、その保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう適性に取り扱わなければならない。

（連絡責任者）

第10条 この協定に係る甲の連絡責任者は生活衛生課長、乙の連絡責任者は西三河地区ブロック長とする。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、この協定締結の日から1年間とする。ただし、当該有効期間が完了する日までに甲、乙何れからも異議の申出がないときは、この協定は更に1年間延長するものとし、以降も同様とする。

（その他）

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成22年11月29日

甲 岡崎市十王町二丁目9番地
岡崎市 代表者
岡崎市長

乙 名古屋市中村区亀島二丁目1番1号
社団法人 愛知県ペストコントロール協会
(※現公益社団法人愛知県ペストコントロール協会)
会 長

(36) 災害時の情報交換に関する協定

国土交通省中部地方整備局長（以下「整備局長」という。）と、岡崎市長（以下「市長」という。）とは、災害時における各種情報交換に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、重大な災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、整備局長及び市長が必要とする各種情報交換について定め、もって、適切な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の実施）

第2条 整備局長及び市長との情報交換の実施は、次の状況において現地情報連絡員（リエゾン）が派遣されている間とする。

- 1 岡崎市内に重大な災害が発生し又は発生のおそれがあるとき
- 2 岡崎市災害対策本部が設置されたとき
- 3 その他整備局長又は市長が必要と認めたとき

（情報交換の内容）

第3条 整備局長及び市長の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 1 一般被害状況に関すること
- 2 公共土木施設（道路、河川、急傾斜地、港湾施設、都市施設等）被害状況に関すること
- 3 その他必要な事項

（現地情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号いずれかに該当し、市長から要請があった場合又は整備局長が必要と判断した場合に、整備局長から市長が設置する災害対策本部等に現地情報連絡員（リエゾン）を派遣し情報交換を行うものとする。なお、整備局長及び市長は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第5条 整備局長及び市長は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第6条 本協定に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、その都度、整備局長及び市長が協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は3通作成し、各自1通を保管する。

平成23年7月25日

名古屋市中区三の丸二丁目5番1号
国土交通省 中部地方整備局長

岡崎市十王町二丁目9番地
岡崎市
代表者 岡崎市長

（立会人）
名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県 防災局長

(37) 災害時の柔道整復師救護活動に関する協定書

岡崎市（以下「甲」という。）と社団法人愛知県柔道整復師会長（以下「乙」という。）（※現公益社団法人愛知県柔道整復師会）との間において、災害時の救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、岡崎市地域防災計画（昭和38年作成。以下「防災計画」という。）、災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定又は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づき、甲が乙の協力を得て行う災害救助のうち、柔道整復師救護活動（以下「救護活動」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

2 甲は、警察、自衛隊等の関係団体に対し、前項の規定に定める救護活動が円滑に行われるよう必要な調整を行う。

3 この協定において「災害」とは、災害救助法の適用となるもの、その他防災計画に基づき甲が乙に出動を要請する必要を生じさせる規模の災害及び局地的に傷病者が多数発生する重大な事故（大規模な車両事故、航空機事故等）をいう。

（柔道整復救護班の派遣）

第2条 甲は、救護活動を実施する必要があると認める場合は、乙に対し柔道整復師による柔道整復救護班（以下、「救護班」という。）の派遣を要請するものとし、乙は、甲からの要請を受けたときは、速やかに救護班を編成し、甲の指定する災害現場に設置する救護所、避難所等に派遣するものとする。

2 乙は、災害が発生し、甲と連絡が取れない場合において救護班を必要とする場所に派遣したときは、速やかに甲にその旨を報告し、その承認を得るものとする。

（救護班に対する指揮命令）

第3条 乙が派遣する救護班に係る指揮命令及び救護に関する連絡調整は、甲の指定する者が行う。

（救護活動）

第4条 救護班は、原則として、甲が設営する救護所又は避難所等において、柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定された柔道整復業務を行うものとする。

（衛生材料等の供給）

第5条 救護活動に必要な衛生材料等は、原則として甲が調達するものとする。ただし、緊急の場合には、乙の所有又は所持するものを使用する。

2 甲は、衛生材料等の供給、救護班の輸送、通信の確保等救護活動が円滑に実施できるよう必要な措置を講ずるものとする。

（施術費）

第6条 救護所等における救護活動は、原則として無償で行うものとする。

2 各会員の施術所における施術費は、原則として傷病者の負担とするが、応急的な処置に係る施術費は無償とする。

（報告）

第7条 乙の派遣する救護班の班長は、必要な記録を行うとともに、甲及び乙に報告するものとする。

2 乙は、乙の派遣する救護班の班員に業務災害及び物的損害が発生したときは、甲に報告するものとする。

（費用弁償）

第8条 甲の要請に基づき、乙の派遣した救護班が救護活動を実施した場合に要する次に掲げる費用は、甲が負担するものとする。

2 乙が要した費用とは、次の各号に掲げるものとする。

(1) 乙が供給した医療品等（乙の派遣する救護班の携行品を含む）の使用に係る経費

(2) 前号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち、甲が必要と認めたもの

3 前項に定める費用弁償の内容については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（損害賠償）

第9条 甲は、第2条第1項又は第2項の規定に基づき乙が派遣した救護班の班員が救護活動の実施を行ったことにより、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は救護活動の実施を行ったことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは身体障がいを経験することとなった場合は、災害救助法適用時は同法の規定に基づき、それ以外のときは岡崎市消防団員公務災害補償等条例（平成17年条例第41号）の規定に基づき補償する。

（実施細目）

第10条 この協定による救護活動の実施に関し必要な細目は、別添「災害時の柔道整復師救護活動に関する実施細目」のとおりとする。

（疑義の解決）

第11条 この協定に定めのない事項及び協定に関して疑義が生じた場合には、法令の定めるところによるほか、その都度甲乙協議して定める。

上記の協定の成立の証とするため、この協定書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1通を所持する。

平成23年9月29日

- 甲 岡崎市十王町二丁目 9 番地
岡崎市
代表者 岡崎市長
- 乙 名古屋市中区金山五丁目 1 3 番 2 2 号
社団法人愛知県柔道整復師会
(※現公益社団法人愛知県柔道整復師会)
会 長

(38) 災害支援協力に関する協定書

岡崎市（以下「甲」という。）と岡崎信用金庫（以下「乙」という。）は、岡崎市内に発生した地震その他による災害時において、必要とする対応を甲と乙が相互に協力し、対応するため、次のとおり協定書を締結する。

（用語の定義）

第1条 この協定書において「災害」とは、災害対策基本法第2条第1項に定める被害をいう。

（協力の実施）

第2条 甲または乙は、前条に定めた災害が岡崎市内で発生したことにより協力要請を受けたときは、協力要請を受けた側は被災状況に応じ、出来る範囲内において、協力するよう努めなければならない。

（協力要請事項）

第3条 甲または乙の協力要請の内容は次の事項とする。

- (1) 預金・融資相談窓口の設置に関する事項
- (2) 災害支援融資商品の取扱いに関する事項
- (3) その他災害支援に関する事項

（経費の負担）

第4条 甲または乙は、第3条に規定する協力要請に対して、要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、それぞれ要請した者が、適正な方法により算出した金額を負担する。
2 前項の負担につき疑義が生じたときは、甲乙協議の上、負担すべき額を決定する。

（災害対策本部への派遣要請）

第5条 甲は災害時において必要がある場合は、乙の職員を情報連絡員として岡崎市災害対策本部へ派遣することを乙に要請することができるものとする。

（情報交換）

第6条 甲及び乙は、必要に応じて防災に関する事項について情報交換を行う。

（疑義の解決）

第7条 この協定の定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙が誠意をもって協議して定める。

上記の協定の成立の証とするため、この協定書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1通を所持する。

平成24年3月12日

甲 岡崎市十王町二丁目9番地
岡崎市
代表者 岡崎市長

乙 岡崎市菅生町字元菅41番地
岡崎信用金庫
理事長

(39) 災害時における緊急時協力避難施設の使用に関する協定書

(趣旨)

第1条 岡崎市（以下「甲」という。）と岡崎森林組合（以下「乙」という。）は、岡崎市農村環境改善センター（以下「センター」という。）を災害時の緊急待避所（以下「緊急待避所」という。）として使用する場合において、避難者への対応及び施設の円滑な運営等に必要な事項を定めるため、次のとおり協定を締結する。

(甲の職務)

第2条 甲は、町内会の総代等からセンターを緊急待避所として使用することの依頼を受けたときにおいて、速やかに乙へ伝達するものとし、災害の発生又は危険が生じると判断したときにおいては、災害対策本部を通じ、センターを緊急待避所として開設するものとする。

(乙の職務)

第3条 乙は、甲からの報告を受け、センターが緊急待避所として使用される場合において、報告のあった町総代等と協力し、あるいは施設指定管理者として緊急待避所の開設準備等を行うものとする。

なお、開設の緊急性を考慮し、森林組合長の判断により町総代等に鍵を貸与することができる。

2 前条の定めにかかわらず、緊急を要する場合にあつては、前項により鍵を貸与された町総代等が緊急待避所の開設をすることができる。

(緊急待避所の開設・運営)

第4条 甲及び乙は、緊急待避所の開設をしたときにおいて、災害対策本部を通じ、運営に関して避難者へ必要な指示を与えるものとするが、原則、緊急待避所の使用のため、避難された市民等に対して場所の提供以外は行わない。

(緊急待避所の閉鎖)

第5条 甲は、緊急待避所の運営の必要がなくなつたと判断したときにおいて、閉鎖を指示するものとする。

(使用の報告)

第6条 乙は、センターの指定管理業務に関する基本協定書に基づき避難状況の報告を行う。

(経費の負担)

第7条 甲は、本協定に基づき乙が活動するために必要となつた場合の費用を負担するものとする。

(協定書の有効期間)

第8条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。

2 前項にかかわらず、乙がセンターの指定管理業務に関する基本協定書が継続された場合は期限内において継続するものとし、以後この例による。

(その他)

第9条 この協定に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

上記の協定の成立の証とするため、この協定書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を所持する。

平成24年4月17日

甲 岡崎市十王町二丁目9番地
岡崎市
代表者 岡崎市長

乙 岡崎市明見町字田代9番地1
岡崎森林組合
代表理事組合長

(40) 避難場所及び避難経路等の情報提供に関する協定

岡崎市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人 日本ソフトインフラ研究センター（以下「乙」という。）は、岡崎市内において大規模な災害が発生し、または発生する恐れがある場合、甲が指定する避難所及び避難場所へ地域住民及び外来者らの避難を円滑に遂行するため、避難所及び避難場所等の防災情報等の提供について、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定書は、非常時における避難所及び避難場所への地域住民及び外来者らの避難を円滑に遂行するための屋外案内板等の情報提供手段を整備し、地域住民及び外来者らの安全・安心の促進に資することを目的とする。

（協 力）

第2条 乙は、甲からの要請があった場合に、避難誘導街区案内板を甲が指定する箇所に設置するものとする。

2 避難誘導街区案内板は、次に掲げる内容を基本として掲載するものとする。

- (1) 地図表記による街区案内
- (2) 主な公共施設及び主要施設の案内
- (3) 防災関連施設等の案内
- (4) 土地の不案内な来訪者への周辺案内
- (5) その他甲が必要とする事項で、乙との協議により合意を得たもの

3 甲及び乙は、協議のうえ避難誘導街区案内板の仕様及び設置場所等に関する計画を策定する。

4 この協定の実施方法及び事業の仕組みの詳細等については、甲及び乙が協議のうえ定めるものとする。

（費用弁償）

第3条 この協定に関する費用は甲及び乙が協議のうえ定めるものとする。

（連 絡）

第4条 甲及び乙は、相互に緊密な連絡体制を確保し、表示内容の改正等に関して避難誘導街区案内板の設置の目的を達成するため努力するものとする。

2 甲が前条により行う要請は、書面をもって乙に連絡し協議するものとする。

3 乙は、避難誘導街区案内板の交換又は補修を行う場合、その場所、方法、期間等必要な事項について全て書面をもって甲に連絡し、甲の了承を得た後に実施するものとする。

（機密保持）

第5条 甲及び乙は、本事業の実施により知り得た秘密を本事業の遂行以外に使用し、又は第三者に漏らしてはならないものとする。但し、法令等の定めに基づき開示する場合を除く。

2 前項の規定は、本協定が満了し、又は解約された後においても同様とする。

（協定の有効期間）

第6条 この協定は、協定の日から効力を発生するものとし、以後、甲、乙いずれかから文書による申し出がない限り、継続するものとする。

（協 議）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定の履行に関し、疑義が生じた場合には甲乙で誠実に協議し、決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成24年4月19日

(甲) 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地
岡 崎 市
代表者 岡崎市長

(乙) 東京都千代田区九段南三丁目4番14号 ナカノ九段南ビル
特定非営利活動法人 日本ソフトインフラ研究センター
理 事 長

(41) 災害時における廃棄物の処理等に関する協定

岡崎市（以下「甲」という。）と一般社団法人 愛知県産業廃棄物協会（以下「乙」という。）は、地震又は水害等の大規模災害が発生した時（以下「災害時」という。）における廃棄物の処理等に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、岡崎市内において、災害時に生じた廃棄物の処理について、甲が乙に協力を要請するに当たって、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 大規模災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に掲げる災害のうち、大規模な被害を生ずるものをいう。
- (2) 災害廃棄物 がれき（災害時に損壊又は焼失した建物等の解体、撤去等に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず等及びこれらの混合物）及び生活ごみ（災害時に一時的に大量に発生する生活ごみや粗大ごみ）をいう。
- (3) 災害廃棄物処理 災害廃棄物の撤去、収集、運搬、分別及び処分のことをいう。

（協力要請）

第3条 甲は、災害時に、乙に対して災害廃棄物処理について協力を要請することができるものとする。

2 甲が乙に対して行う協力要請は、様式第1号に次の事項を記載して、乙に連絡することにより行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により乙に対して要請し、その後、速やかに文書で連絡するものとする。

- (1) 被災の状況
- (2) 災害廃棄物処理の場所
- (3) 災害廃棄物処理の内容
- (4) 災害廃棄物処理の期間
- (5) その他必要な事項

（情報提供等）

第4条 甲は、災害時に円滑な協力が得られるように、適宜、乙に市内の被災、復旧状況等の必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、災害時における円滑な災害廃棄物処理が図られるように、乙の会員における協力体制及び情報等の収集・伝達体制の整備に努めるものとする。

3 乙は、災害廃棄物処理が円滑に行われるように、災害時に出動可能な乙の会員が保有する要員、車両及び資機材等の数量を把握し、予め甲に報告するものとする。

（災害廃棄物処理の実施）

第5条 乙は、第3条の要請を受けたときは、必要な要員、車両及び資機材等を調達し、甲の指示に従い、可能な限り災害廃棄物処理を実施するものとする。

2 乙は、災害廃棄物処理を実施したときは、様式第2号により、次の事項を甲に報告するものとする。

- (1) 災害廃棄物処理を実施した場所
- (2) 実施した災害廃棄物処理の内容
- (3) 災害廃棄物処理に従事した要員、車両及び資機材等
- (4) 災害廃棄物処理に従事した期間
- (5) その他必要な事項

（費用負担）

第6条 第3条の要請に基づき乙が実施した災害廃棄物処理に要した費用は、甲が負担するものとし、その金額は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（協定の有効期間）

第8条 この協定は、締結の日から効力が発生するものとし、甲又は乙いずれかから文書による申出がない限り継続する。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙双方が記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成24年6月19日

甲 岡崎市十王町二丁目9番地
岡崎市

代表者 岡崎市長

乙 名古屋市中区金山二丁目10番9号
第8フクマルビル5階
一般社団法人 愛知県産業廃棄物協会
代表者

様式第 1 号

年 月 日

災害時における災害廃棄物処理の協力要請書

一般社団法人 愛知県産業廃棄物協会
会長 様

岡崎市長

㊞

災害時における廃棄物の処理等に関する協定第 3 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり災害廃棄物処理を要請します。

被災の状況	
災害廃棄物 処理の場所	
災害廃棄物 処理の内容	
災害廃棄物 処理の期間	
その他 必要な事項	

(担当： 部 課 班 電話(0564)23-)

様式第 2 号

年 月 日

災害時における災害廃棄物処理の協力実施報告書

(宛先) 岡崎市長

一般社団法人 愛知県産業廃棄物協会
会長 ㊞

災害時における廃棄物の処理等に関する協定第 5 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり報告します。

災害廃棄物 処理を実施 した場所	
実施した 災害廃棄物 処理の内容	
災害廃棄物処 理に従事した 要員、車両及 び資機材等	
災害廃棄物 処理に従事 した期間	
その他 必要な事項	

担当者 役職： 氏名： 電話 -

(42) 災害支援協力に関する協定書

岡崎市（以下「甲」という。）と生活協同組合コープあいち（以下「乙」という。）は、甲の区域内に地震、風水害その他の災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、市民生活の早期安定を図るため、次のとおり協定を締結する。

（協力事項の発動）

第1条 この協定に定める協力事項は、甲が災害対策本部を設置し、かつ、甲の区域に災害救助法が適用された場合又は適用にならない場合にあっては、甲が乙に対して要請を行ったときをもって発動するものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、次に掲げる事項について、乙に協力を要請することができるものとし、乙は、要請を受けたときは、できる限り協力するものとする。

- (1) 食料及び飲料水その他乙が用意することができる応急生活物資の供給
- (2) 甲及び乙が用意した応急生活物資の運搬
- (3) 啓発活動等の実施
- (4) その他甲が必要と認める事項

（応急生活物資の運搬）

第3条 甲は、乙に対して、応急生活物資の運搬について、その供給者にかかわらず、乙の所有する車両にて行うよう協力を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の規定について、乙の連合組織である、生活協同組合連合会東海コープ事業連合、日本生活協同組合連合会と協力、提携し、要請のあった物品の運搬を実施することができるものとする。

（要請手続等）

第4条 甲の乙に対する要請は、甲が別に定める文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を行うとともに、その措置の状況を甲に報告するものとする。

（啓発活動等の実施）

第5条 乙は、災害時に備え、平素から地域住民に対して自らの人的資源や組織力を活用し、啓発活動や防災訓練等への参加協力を呼びかけるものとする。

2 乙は、甲と協議のうえ、甲において実施する啓発活動や防災訓練等に協力して取り組むことができるものとする。

（費用負担）

第6条 第2条及び第3条の規定により、乙が供給した応急生活物資の対価及び乙又は乙が指定する者が行った運搬の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額は、運搬終了後において、乙の提出する出荷確認書に基づき、災害発生直前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ決定する。

（災害対策本部への派遣）

第7条 乙は、甲から要請があった場合、甲が設置する災害対策本部に職員を派遣することができるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、締結日から平成25年3月31日までとする。

2 有効期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙から文書をもって協定終了を通知しない限り、有効期間は、更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成24年8月22日

甲 岡崎市十王町二丁目9番地
岡崎市
代表者 岡崎市長

乙 名古屋市名東区猪高町大字上社字井堀25番地の1
生活協同組合コープあいち
理事長

(43) 西三河総合庁舎内避難施設の設置に関する協定

愛知県（以下「甲」という。）と岡崎市（以下「乙」という。）とは、風水害時における避難施設に係る協力に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、風水害により甲の施設である愛知県西三河総合庁舎（以下「庁舎」という。）へ近隣に居住する住民が直ちに避難しなければならない場合、乙が庁舎内に一時的な避難施設（以下「緊急待避所」という。）を設置することについて必要な事項を定めるものとする。

（避難予定者数）

第2条 乙は、予め庁舎近隣の町内会と避難する住民の人数を調整のうえ、甲に報告するものとする。

（手続）

第3条 乙が、庁舎内に緊急待避所を設置する場合は、甲に対して設置に必要な要請を行うものとする。

（避難区画）

第4条 住民が避難する庁舎内の区画は、庁舎棟1階玄関ロビーとする。

（支援及び管理）

第5条 乙は、職員を派遣し、緊急待避所として円滑に運営し、住民に必要な人的支援及び物資の提供を行うとともに、善良な管理者としての注意をもって使用するものとする。

（移動）

第6条 乙は、庁舎内各機関の業務に支障のないように、住民が、自宅又は市の指定する風水害避難所への移動が可能となり次第速やかに移動するように誘導するとともに必要な支援を行うものとする。

（現状復旧）

第7条 乙は、緊急待避所としての使用を終了する場合は現状復旧しなければならない。

（報告）

第8条 乙は、避難した住民の氏名及び住所を事後に、甲に対して報告するものとする。

（使用料）

第9条 緊急待避所の設置に係る庁舎の使用料は、免除とする。

（有効期限）

第10条 この協定の有効期限は毎年度末とし、甲及び乙双方に異議がない場合は翌年度においても自動的に更新されるものとする。

（協議）

第11条 この協定書に定めのない事項は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（適用）

第12条 この協定書は平成24年8月29日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙は、記名押印の上、各自それぞれ1通を保管する。

平成24年8月29日

甲 岡崎市明大寺本町1丁目4番地
愛知県
代表者
愛知県西三河県民事務所
所長
乙 岡崎市十王町二丁目9番地
岡崎市
代表者 岡崎市長

(44) 岡崎市内における愛知県立高等学校に開設する一時避難場所及び避難所に係る協定書

岡崎市（以下「甲」という。）と岡崎市内の愛知県立高等学校（愛知県立特別支援学校を除く。以下「乙」という。）は、災害時において、乙の管理する施設の一部を地震災害時の一時避難場所及び風水害時の避難所として使用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（施設の利用）

第1条 甲は、乙の管理する施設の一部を地震災害時の一時避難場所及び風水害時の避難所として使用することができるものとする。

2 甲の、乙の管理する施設の一部使用は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項に規定する行政財産の目的外使用許可によるものである。

（定義）

第2条 この協定において、「一時避難場所」、「避難所」の意義は次の各号に定めるところによる。

(1) 一時避難場所 岡崎市地域防災計画・地震災害対策計画で定める、地震災害時の一時的な避難場所として使用する屋外運動場等

(2) 避難所 岡崎市地域防災計画・風水害等対策計画で定める、風水害時の一時的な避難所として使用する屋内運動場等

（対象施設）

第3条 地震災害時の一時避難場所及び風水害時の避難所として使用する施設の場所、面積等は、次の表のとおりとする。

名称	所在地	地震災害時の一時避難場所及び面積	風水害時の避難所及び面積
愛知県立岡崎高等学校	明大寺町字伝馬1番地	屋外運動場 22,597㎡	屋内運動場1,197㎡
愛知県立岡崎北高等学校	石神町17番地1	27,371	1,036
愛知県立岡崎東高等学校	竜泉寺町字後山27番地	26,710	1,074
愛知県立岡崎西高等学校	日名南町7番地	19,572	1,629
愛知県立岩津高等学校	東蔵前町字馬場5番地	17,442	1,001
愛知県立岡崎工業高等学校	羽根町字陣場47番地	34,651	1,170
愛知県立岡崎商業高等学校	栄町三丁目76番地	23,082	1,194

（開設時期）

第4条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合に、地震災害時の一時避難場所を開設するものとする。

- (1) 震度6弱以上の地震があったとき
- (2) 東海地震予知情報（警戒宣言）が発表されたとき
- (3) 岡崎市災害対策本部長（市長）が開設を認めたとき
- (4) 現に避難者があったとき

2 甲は次の各号のいずれかに該当する場合に、風水害時の避難所を開設するものとする。

- (1) 岡崎市災害対策本部長（市長）が開設を認めたとき
- (2) 現に避難者があったとき

3 前第1項及び第2項の規定にかかわらず、地震災害時には、風水害時の避難所を併せて開設できるものとする。

（対象者）

第5条 甲は、地震災害又は風水害によって被害を受けた者あるいは被害を受けるおそれがある者に地震災害時の一時避難場所及び風水害時の避難所を利用させるものとする。

（管理運営等）

第6条 地震災害時の一時避難場所及び風水害時の避難所の開設及び管理運営は、甲の責任において行うものとする。

（開設の方法）

第7条 地震災害時の一時避難場所及び風水害時の避難所の開設は、原則として次のとおりとする。ただし、第4条第1項第1号、第2号及び第4号並びに同条第2項第2号の規定に基づいて開設した場合は、この限りでない。

- (1) 開校している場合 乙の責任者の許可を得て、甲の職員である岡崎市避難所運営担当者が開設する。
- (2) 開校していない場合 岡崎市避難所運営担当者が、別に定める乙の責任者に連絡をした上で開設する。

（鍵の管理）

第8条 地震災害時の一時避難場所及び風水害時の避難所の開設に必要な当該施設の鍵は、乙が甲に書面をもって貸し出すものとする。

（開設期間）

第9条 地震災害時の一時避難場所及び風水害時の避難所の開設期間は必要最低限とし、原則として災害発生の日から7日後までとする。ただし、災害の状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議の上、使用期間を延長できるものとする。

（避難所解消への努力）

第10条 甲は、早期に地震災害時の一時避難場所及び風水害時の避難所として使用している乙の施設を教育活動に使用できるように配慮するとともに、当該地震災害時の一時避難場所及び風水害時の避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第11条 甲は、地震災害時の一時避難場所及び風水害時の避難所としての使用を終了する場合は、当該施設を現状復旧しなければならない。

2 乙において現状復旧した場合は、その費用を甲が負担する。

3 甲が乙の施設を使用したことにより、乙に損害を与えたときは、甲はその損失を補償するものとする。
(費用負担)

第12条 地震災害時の一時避難場所及び風水害時の避難所の管理運営に係る費用は、甲の負担とする。

(協定書の有効期間)

第13条 この協定書の有効期間は、平成24年11月22日から平成25年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の30日前までに甲又は乙から相手方に対し特段の意思表示がない場合はさらに1年間継続するものとし、以後においても同様とする。

(その他)

第14条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定書の証として本書8通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

平成24年11月22日

甲 岡崎市十王町二丁目9番地
岡崎市 代表者
岡崎市長

乙 岡崎市明大寺町字伝馬1番地
愛知県立岡崎高等学校
校長

乙 岡崎市石神町17番地1
愛知県立岡崎北高等学校
校長

乙 岡崎市竜泉寺町字後山27番地
愛知県立岡崎東高等学校
校長

乙 岡崎市日名南町7番地
愛知県立岡崎西高等学校
校長

乙 岡崎市東蔵前町字馬場5番地
愛知県立岩津高等学校
校長

乙 岡崎市羽根町字陣場47番地
愛知県立岡崎工業高等学校
校長

乙 岡崎市栄町三丁目76番地
愛知県立岡崎商業高等学校
校長

(45) 災害時における道の駅施設使用に関する覚書

国土交通省中部地方整備局名古屋国道事務所（以下「甲」という。）と岡崎市（以下「乙」という。）は、一般国道1号に面する岡崎市藤川町字東沖田44番地の道の駅藤川宿（以下「道の駅」という。）において、豪雨・地震等による大規模災害発生時における道路啓開・災害復旧の活動拠点及び地域の復旧・支援の活動拠点（以下「拠点」という。）としての使用に関して、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、甲及び乙が防災機能を提供する範囲を明確にし、もって適切な施設利用に資することを目的とする。

（使用施設等）

第2条 甲又は乙は、豪雨、地震等の災害の発生により、道の駅を拠点として機能させる必要があると判断した場合は、双方了解のうえ、別添図面に掲げる以下の施設を拠点として使用できるものとする。

(1) 甲の所有施設：駐車場、トイレ、防災トイレ、非常用発電機

(2) 乙の所有施設：地域振興施設、第2駐車場

（使用内容）

第3条 前条に掲げた拠点として使用できる内容は以下のとおりとする。

(1) 道路利用者の一時避難支援

(2) 物資輸送の支援

(3) 災害復旧部隊の活動支援

(4) その他、必要と認める業務

（使用期間）

第4条 拠点としての使用期間は、拠点を開設した時点から閉鎖するまでの期間とする。

（管理区分等）

第5条 施設（防災トイレを除く）に関する管理の内容及びその範囲（以下「管理区分」という。）は、「一般国道1号に設置した道路施設の管理に関する覚書」（以下「管理覚書」という。）のとおりとする。

2 防災トイレの組立、収納、くみ取りは甲が行うものとするが、その他の管理分は管理覚書の衛生施設に準じるものとする。ただし、組立、くみ取りについて甲が行うことが出来ない場合、乙は組立、くみ取りに協力するよう努めるものとする。

（費用の負担）

第6条 拠点としての使用により要する費用は、前条に規定する管理区分に従い、甲又は乙が負担するものとする。

（協議）

第7条 本覚書の解釈について疑義を生じたとき、又は本覚書に特別の定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

（有効期間）

第8条 本覚書の有効期間は、締結日から平成25年3月31日までとする。

2 有効期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙から文書をもって終了を通知しない限り、有効期間は、更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

この覚書の証として、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年12月7日

甲 名古屋市瑞穂区鍵田町二丁目30番地
国土交通省中部地方整備局
名古屋国道事務所
所長
乙 岡崎市十王町二丁目9番地
岡崎市
代表者 岡崎市長

(46) 災害時における道の駅施設使用に関する覚書

岡崎市（以下「甲」という。）と岡崎パブリックサービス・ＪＡあいち三河共同事業体（以下「乙」という。）とは、国土交通省及び甲が所有する愛知県岡崎市藤川町地内の道の駅「藤川宿」として設置された施設を、豪雨・地震等による大規模災害発生時における道路啓開・災害復旧の活動拠点及び地域の復旧・支援に寄与する防災拠点施設（以下「防災拠点施設」という。）として使用することに関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第１条 本覚書は、災害対策基本法に基づく愛知県及び岡崎市の地域防災計画に基づき、防災拠点施設としての適切な機能を提供することを目的とする。

（使用施設等）

第２条 災害の発生により、甲が防災拠点施設として機能させる必要があると判断した場合は、乙は甲に代わって以下に掲げる施設を、防災拠点施設として利用者に使用させることができるものとする。

- (1) 駐車場
- (2) トイレ
- (3) 防災トイレ
- (4) 非常用発電機
- (5) 地域振興施設
- (6) 第２駐車場

（防災利用する内容）

第３条 乙は、災害が発生し、甲から要請を受けたときは、防災拠点施設において、次に掲げる応急対策等の業務を行うよう努めるものとする。

- (1) 道路利用者の一時避難支援
- (2) 物資輸送の支援
- (3) 災害復旧部隊の活動支援
- (4) その他、必要と認める業務

（東部地域交流センターとの連携）

第４条 甲及び乙は、前条各号の業務を実施するため、隣接する「東部地域交流センター」と円滑な連携を図るよう努めるものとする。

（情報の提供）

第５条 乙は、防災拠点施設を使用するうえで入手した災害関連情報について、甲及び国土交通省に対し提供するよう努めるものとする。

（使用期間）

第６条 防災拠点施設としての使用期間は、甲から要請を受けて施設を開設した時点から閉鎖するまでの期間とする。

（費用の負担）

第７条 防災拠点施設としての使用により要する費用は、甲が負担するものとする。

２ 前項に規定する費用負担が適当でないと認められる場合は、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第８条 本覚書の有効期間は、締結日から平成25年３月31日までとする。

２ 有効期間満了の１ヶ月前までに甲又は乙から文書をもって終了を通知しない限り、有効期間は、更に１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第９条 本覚書について疑義を生じたとき、又は本覚書に特別の定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

以上を合意した証として、本書面を２通作成し、甲乙署名押印の上、各自１通を所持する。

平成24年12月 7 日

甲 岡崎市十王町二丁目 9 番地
岡 崎 市
代表者 岡崎市長

乙 岡崎市朝日町三丁目17番地
岡崎パブリックサービス・ＪＡあいち三河共同事業体
代表団体 一般社団法人 岡崎パブリックサービス
代表理事

(47) 災害時等における岡崎市地域交流センターの運営等に関する協定書

(趣旨)

第1条 岡崎市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人岡崎まち育てセンター・りた（以下「乙」という。）は、「岡崎市地域交流センターの指定管理業務に関する基本協定書」第14条第3項及び「岡崎市東部地域交流センターの指定管理業務に関する基本協定書」第14条第3項の規定に基づき、甲が岡崎市地域交流センター（以下「交流センター」という。）を避難所又はコミュニティ防災拠点（以下「拠点等」という。）として使用する場合において、被災者への対応及び施設の円滑な運営等に必要な事項を定めるため、次のとおり協定を締結する。

(甲の職務)

第2条 甲は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 交流センターを拠点等として使用することを、市民等に周知する前に乙に伝達すること。
- (2) 拠点等の開設及び運営に必要な資機材や物品を配備すること。
- (3) 平常時において、交流センター内防災倉庫に防災資材をはじめ必要な応急物品等を準備しておくこと。
- (4) 東部地域交流センターにおいては、隣接する「道の駅藤川宿」と円滑な連携を図ることができるよう適切な指示を出すこと。

(乙の職務)

第3条 乙は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 交流センターが拠点等として使用される場合には、甲と協力し、あるいは施設管理者として拠点等を運営すること。
- (2) 拠点等に職員あるいは災害ボランティア等が派遣された場合は、派遣されたものを補助し、支援すること。
- (3) 防災倉庫内の資材を必要に応じ、甲の指示に従って供出すること。
- (4) 防災倉庫内の資材に不足を生じた場合、あるいは生じる恐れがある場合に、甲に不足資材等を要求すること。
- (5) 平常時において、乙においても防災倉庫内の資材を把握し、不足すると思われる資材を甲に連絡すること。
- (6) 東部地域交流センターにおいては、第2条第1項第4号の規定に基づく甲からの指示により、隣接する「道の駅藤川宿」と円滑な連携を図ること。

(拠点等の開設・運営)

第4条 甲は、大規模な災害が発生したときは、岡崎市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を通じ、北部及び西部地域交流センター（以下「北部・西部」という。）にあっては避難所及びコミュニティ防災拠点を、南部及び東部地域交流センター（以下「南部・東部」という。）にあってはコミュニティ防災拠点を開設するものとする。

2 甲は、拠点等を開設したときは、北部・西部にあっては避難所運営担当者を通じて、南部・東部にあっては災害対策本部を通じ、拠点等の運営に関して必要な指示を与えるものとする。

(北部・西部の閉鎖)

第5条 甲は、北部・西部の拠点等の運営が終了したと判断したときは、閉鎖を指示するものとする。

(南部・東部の報告・閉鎖)

第6条 乙は、南部・東部における拠点等の状況及び運営について、随時災害対策本部に報告するとともに、運営の必要性がなくなったと判断するときは、災害対策本部と協議し、その指示により閉鎖するものとする。

(気象警報発令時の対応)

第7条 乙は、気象警報発令時等の指定管理者としての対応について、特に甲の指示がない場合も、別紙「岡崎市地域交流センターにおける災害時等の対応」により対処するものとする。

(経費の負担)

第8条 甲は、本協定に基づく甲からの要請により、乙が「岡崎市地域交流センターの指定管理業務に関する基本協定書」及び「岡崎市東部地域交流センターの指定管理業務に関する基本協定書」に定められた業務時間等を超えて活動するために必要な経費及び賠償または補償が必要になった場合の費用を負担するものとする。

(有効期間)

第9条 本協定書の有効期間は、締結日から平成25年3月31日までとする。

2 有効期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙から文書をもって終了を通知しない限り、有効期間は、更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(その他)

第10条 この協定に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

以上を合意した証として、本書面を2通作成し、甲乙署名押印の上、各自1通を所持する。

平成24年12月 7 日

- 甲 岡崎市十王町二丁目 9 番地
岡崎市
代表者 岡崎市長
- 乙 岡崎市六供町字杉本78番地 1
特定非営利活動法人 岡崎まち育てセンター・りた
代表者 理事長

(別紙)

岡崎市地域交流センターにおける災害時等の対応

	北部・西部	南部・東部
基本原則	- 指定管理者として施設の管理権限を包括的に委ねられていることに鑑み、施設の維持管理に必要な行動は指定管理者の判断で行うものとする。 - 市から指示がある場合は、市の指示に従うこと。ただし、業務時間外の行為等については、指定管理者である機関の決定により協力に努めること。 - 疑義のある事項は、市と協議して定めるものとする。	
気象警報発令時 (開館時)	気象情報に充分注意し、来館者への情報伝達に努めるなど、来館者の安全を第一に対処すること。	
気象警報発令時 (閉館時)	気象情報、近隣の状況の把握に努め、管理者として被害の防止並びに自己の安全に留意しつつ被害状況を把握し、被害ある場合は応急処置を行うとともに、市への報告を行う。	
避難所開設時 避難者来館時	(開館時) - 避難所運営担当者が派遣されるので、施設を引き継ぐ。 - 開設前に避難者がある場合は、防災活動室あるいは空室を開放し受け入れ、避難者があることを災害対策本部に通報し、避難所運営担当者の派遣を要請する。 - 避難所となることで利用できなくなる利用者に対し周知を行う。 - 開館時館内は委託業務に支障のない範囲で避難所運営者と協力し、施設の管理にあたる。 (閉館時) - 業務については警報発令時の閉館時を参照。避難所が開設されていた場合は、避難所運営担当者に協力する。 - 災害防止あるいは対策のため施設にいるときに避難者がある場合は、開設前の避難者がある場合の対応を参照。	(開館時) - 避難所と勘違いして来館する人に対しては、正しい避難所を案内する。ただし、状況に応じて災害対策本部の指示により一時避難を受け入れ、市民の安全確保に努める。 - 東部においては、隣接する「道の駅藤川宿」に一時避難している一般国道1号の利用者についても、状況に応じて一時避難を受け入れるものとする。 (閉館時) - 閉館時に総代からの連絡により施設開設を求める連絡が市からあった場合は、最寄の職員を派遣して施設を開館させ、災害対策本部に避難状況を報告する。
緊急地震速報 発令時	- 自己の安全を図りながら、来館者の動揺を押さえ、慎重な行動を呼び掛ける。 - 放送のカウントダウン終了後は、インターネット等での情報収集及び来館者への情報伝達に努める。 - 詳細については、交流センターごとに対応マニュアルを整備し、職員に周知徹底を図る。	
地震災害後	- 自己の安全を図りながら災害の状況を把握し、管理権原者または災害対策本部への報告及び危険の排除に努める。 - 避難所開設の必要がある場合、または避難者がある場合は前述（気象警報時または避難所開設時）による。	

(48) 大規模災害時等における帰宅困難者支援施設の使用に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、岡崎市（以下「甲」という。）が大学共同利用機関法人自然科学研究機構（以下「乙」という。）に属する岡崎コンファレンスセンター（以下「センター」という。）を大規模災害時等における帰宅困難者支援施設（以下「支援施設」という。）として使用する場合において、帰宅困難者への対応及び施設の円滑な運営等に必要な事項を定めるものとする。

(甲の職務)

第2条 甲は、大規模災害時等に帰宅困難者が多数生じると判断したときにおいては、岡崎市災害対策本部を通じ速やかに乙と協議し、センターを支援施設として開設するものとする。

(乙の職務)

第3条 乙は、甲との協議の結果、センターが支援施設として使用される場合において、支援施設の開設準備等を行うものとする。

2 前項の定めにかかわらず、緊急を要する場合にあっては、甲が支援施設の開設をすることができる。

(支援施設の開設・運営)

第4条 甲は、支援施設の開設をしたときにおいて、帰宅困難者へ運営に関する必要な指示を与えるものとする。

2 乙は、原則支援施設の使用のため、帰宅困難者に対して場所の提供以外を行わない。

(支援施設の管理)

第5条 支援施設開設期間中におけるセンターの管理責任は甲に属するものとし、支援施設開設期間中におけるセンター内での事故等に対する責については、乙はこれを負わない。

(支援施設の閉鎖)

第6条 支援施設の閉鎖時期に関して甲と乙は協議を行い、支援施設の運営の必要がなくなつたと判断したときにおいて、甲は閉鎖をするものとする。

(経費の負担)

第7条 甲は、本協定に基づき乙が支援施設を帰宅困難者に使用させたことにより生じた原状回復のための費用を負担するものとする

(協定書の有効期間)

第8条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。

2 前項にかかわらず、期間満了の日の30日前までに甲又は乙から相手方に対し特段の意思表示がない場合はさらに1年間継続するものとし、以後においても同様とする。

(その他)

第9条 この協定に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

上記の協定の成立の証とするため、この協定書2通を作成し、双方署名押印の上、各自1通を所持する。

平成24年12月18日

甲 岡崎市十王町二丁目9番地
岡崎市
代表者 岡崎市長

乙 岡崎市明大寺町字西郷中38番地
大学共同利用機関法人自然科学研究機構
基礎生物学研究所長
生理学研究所長
分子科学研究所長

(49) 災害時における二次避難所（福祉避難所）の施設利用に関する協定書

岡崎市（以下「甲」という。）と愛知県立特別支援学校（以下「乙」という。）は、災害時における二次的な避難所（以下「福祉避難所」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、岡崎市内に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生し、「岡崎市地域防災計画」に基づく避難所が開設された場合において、避難所での生活が困難になった、又は困難と判断できる者を受け入れる福祉避難所として、甲が乙の管理する施設の一部（以下「施設」という。）を使用することについて、必要な事項を定めることにより、福祉避難所の迅速な開設及び円滑な運営に寄与することを目的とする。

（福祉避難所の指定）

第2条 甲は、乙が運営している次の施設を福祉避難所として指定することとする。

名 称	所 在 地
愛知県立岡崎盲学校	岡崎市竜美西一丁目1番地5
愛知県立岡崎聾学校	岡崎市西阿知和町字御用田1番地23
愛知県立みあい養護学校	岡崎市美合町字並松1番地51
愛知県立岡崎養護学校	岡崎市本宿町字古新田78番地

2 甲の施設の使用は、地方自治法（昭和22年法律第67条）第238条の4第7項に規定する行政財産の目的外使用許可によるものである。

（対象者）

第3条 福祉避難所における受入れの対象となる者は、特別な配慮を要する者（以下「要援護者」という。）及び支援者（家族等を含む。）とする。

（開設要請及び受諾）

第4条 甲は、災害時において福祉避難所として開設する必要があると判断したときは、乙に対して、福祉避難所の開設を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により要請のあったときは、施設等の状況に応じて、可能な範囲で受諾できるよう努めるものとする。

（福祉避難所の開設）

第5条 乙は、前条第1項の要請により福祉避難所の開設を受諾しようとするときは、速やかに受け入れ体制を整え、準備が完了した時点で、甲に受諾の旨を連絡するものとする。

2 甲は、乙が受諾したときは、福祉避難所を開設するものとする。

3 施設の開錠は乙が行うものとする。

（要援護者の受入れ手続き）

第6条 甲は、乙に対して、次に掲げる事項を記載した書面でもって要援護者の受入れ手続きを行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

(1) 当該要援護者の住所、氏名、生年月日、年齢、性別、心身の状況等

(2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

(3) その他、福祉避難所生活を過ごすうえでの注意事項等

2 甲は、当該要援護者を支援する者がいる場合は、その者を要援護者とともに受入れ手続きを行い、乙はその者を受け入れるものとする。

（移送）

第7条 要援護者の移送は、原則として当該要援護者の家族等が行うものとする。

（福祉避難所の管理）

第8条 福祉避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 福祉避難所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

3 災害時の必要資機材の搬入については、別途協議する。

（費用負担）

第9条 甲は、福祉避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

（開設期間）

第10条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議のうえ、使用期間を延長できるものとする。

（個人情報の取扱い）

第11条 乙は、福祉避難所の運営にあたり業務上知り得た要援護者等の個人情報の取扱いについては、岡崎市個人情報保護条例（平成11年岡崎市条例第32号）の規定に従い、当該要援護者等の権利利益を侵害することがないよう適切に取り扱わなければならない。

（福祉避難所解消への努力）

第12条 甲は、乙が早期に教育活動できるよう配慮するとともに、当該福祉避難所の早期解消に努めるものとする。

（福祉避難所の終了）

第13条 甲は、福祉避難所としての使用を終了する際は、現状復旧しなければならない。

2 乙において現状復旧した場合は、その費用は甲が負担する。

3 甲が施設を使用したことにより、乙に損害を与えたときは、甲はその損失を補償するものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は毎年度末とし、甲又は乙から相手方に特段の意思表示がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。
この協定の締結を証するため、本書5通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成25年2月7日

(甲) 岡崎市十王町二丁目9番地
岡崎市
代表者 岡崎市長

(乙) 岡崎市竜美西一丁目11番地5
愛知県立岡崎盲学校
校長

(乙) 岡崎市西阿知和町字御用田1番地23
愛知県立岡崎聾学校
校長

(乙) 岡崎市美合町字並松1番地51
愛知県立みあい養護学校
校長

(乙) 岡崎市本宿町字古新田78番地
愛知県立岡崎養護学校
校長

(50) 災害時における隊友会の協力に関する協定書

岡崎市（以下「甲」という。）と公益社団法人隊友会 愛知県隊友会豊川支部会（以下「乙」という。）とは、岡崎市において大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがあると甲が認める場合（以下「災害時」という。）において、乙が社会貢献活動の一環として行う活動（以下「乙の協力」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市民の生命、身体及び財産を守るため、災害時における乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「乙の協力」とは、次に掲げる活動を乙が可能な範囲で行うことをいう。

- (1) 乙の会員の存在する地域における被災状況その他の災害に関連する情報を収集し、当該情報を甲に報告すること。
- (2) 甲が応急対策業務として行う給水、食糧の供給、避難所の開設及び運営、生活必需物資等の整理及び輸送、がれきの撤去、清掃並びに防疫の補助を行うこと。
- (3) 前号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務の補助を行うこと。

（乙の協力の要請）

第3条 甲は、災害時において必要があると認めるときは、乙に乙の協力を要請するものとする。

2 前項の要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合にあっては、口頭により行うものとし、甲は、当該緊急が止んだときは、遅滞なく、文書により前項の要請をする旨を乙に通知するものとする。

3 甲は、乙の協力が不要となったと認めるときは、文書によりその旨を乙に通知するものとする。

（安全の確保）

第4条 甲は、前条第1項の要請を受けて活動する乙の会員の安全確保に十分配慮するものとする。

（経費の負担）

第5条 乙が乙の協力を行うために要した経費については、乙の負担とする。

（損害賠償）

第6条 乙の会員が第3条第1項の要請を受けてした活動により死亡し、負傷し、疾病し、若しくは身体障害を有することとなったとき、甲は、災害救助法（昭和22年法律第118号）又は岡崎市消防団員公務災害補償等条例（平成17年条例第41号）の規定に基づき補償することができる。

（雑則）

第7条 甲及び乙は、常に災害時における連絡体制を確保するように努めるものとする。

2 乙は、乙の会員に当該会員が存在する地域の自主防災会が行う訓練に積極的に参加するよう啓発するとともに、甲が実施する訓練等への参加の依頼があったときは、参加するよう努める。

（有効期間）

第8条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。

2 前項にかかわらず、期間満了の日の30日前までに甲又は乙から相手方に対し特段の意思表示がない場合はさらに1年間継続するものとし、以後においても同様とする。

（その他）

第9条 この協定に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

上記の協定の成立の証とするため、この協定書2通を作成し、双方署名押印の上、各自1通を所持する。

平成25年3月12日

甲	岡崎市十王町二丁目9番地 岡崎市 代表者 岡崎市長
乙	豊川市中央通一丁目8番地1 ダイヤパレス中央706号 公益社団法人隊友会 愛知県隊友会豊川支部会 会長

(51) 災害発生時における近隣待避場所等の提供に関する協定書

岡崎市（以下「甲」という。）と株式会社レクスト三河（以下「乙」という。）は、災害発生時において、乙の管理する施設の一部（以下「施設」という。）を使用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（施設の利用）

第1条 甲は、岡崎市域において地震、風水害等の災害が発生した場合又は警戒宣言が発令された場合において、次の各号に掲げる目的により乙の管理する施設を使用できるものとする。

- (1) 地震災害時又は警戒宣言発令時の近隣待避場所
- (2) 風水害時の緊急待避所
- (3) 地震災害時又は警戒宣言発令時に帰宅困難者等を支援する帰宅困難者支援施設
- (4) 地震、風水害等災害時又は警戒宣言発令時の近隣住民及び道路利用者の車両等を避難させる場所

（定義）

第2条 この協定において、「近隣待避場所」、「緊急待避所」、「帰宅困難者支援施設」「車両等を避難させる場所」は次の各号に定めるところによる。

- (1) 近隣待避場所とは、地震災害時又は警戒宣言発令時に近隣住民が一時的に安全を確保するための待避場所として使用する、地域の自主防災組織等があらかじめ定めた屋外施設等をいう。
- (2) 緊急待避所とは、風水害時に近隣住民が緊急に避難しなければならない場合に一時的な待避所として使用する屋内施設等をいう。
- (3) 帰宅困難者支援施設とは、地震災害時に帰宅困難者の徒歩帰宅を支援するため、可能な範囲で水道水、トイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た情報などを提供する施設をいう。
- (4) 車両等を避難させる場所とは、近隣住民が風水害時に被害を防ぐために車両等を避難させる場所、又は地震災害時又は警戒宣言発令時に交通規制により道路の通行が制限された際に一般車両を待避させる場所をいう。

（提供する施設）

第3条 乙が提供し、近隣待避場所、緊急待避所、帰宅困難者支援施設又は車両等を避難させる場所（以下「近隣待避場所等」という。）として開設する施設は、次の各号のとおりとする。なお、各施設の具体的な使用目的は施設の特性、地域性を考慮し甲乙が別途協議して定めるものとする。

- (1) 施設の所在地 愛知県岡崎市洞町字上荒田25番地 1

施設の名称 岡崎洞愛昇殿

場所及び数量

ア ホール棟 3754.33㎡

イ 駐車場 155台

- (2) 施設の所在地 愛知県岡崎市錦町 1 番地 1

施設の名称 岡崎錦愛昇殿

場所及び数量

ア ホール棟 1767.53㎡

イ 駐車場 115台

2 乙は、前項の施設を無償で提供するものとする。

（対象者）

第4条 甲は、次の各号に掲げる者に施設を利用させるものとする。

- (1) 地震災害又は風水害によって被害を受けたあるいは被害を受けるおそれがある近隣住民
- (2) 地震発生時に外出している者のうち、近距離徒歩帰宅者（近距離を徒歩で帰宅する人）を除く帰宅断念者（自宅が遠距離にあること等により帰宅ができない人）及び遠距離徒歩帰宅者（遠距離を徒歩で帰宅する人）
- (3) 地震災害時又は警戒宣言発令時に交通規制を受けた道路を利用していた運転者

（開設の要請）

第5条 甲は、地震災害又は風水害時において近隣待避場所等を開設する必要があると判断したときは、乙に対して、開設の要請をするものとし、乙は、施設等の状況に応じて、可能な範囲で受諾できるよう努めるものとする。

2 前項の規定に関わらず、乙は、災害等が発生した場合に、甲に連絡をすることで自主的に近隣待避場所等を開設することができる。

3 乙は、甲からの要請の有無に関わらず、災害時等において、近隣住民等が必要とする場合は、近隣待避場所等の開設に努めるものとする。

（管理運営等）

第6条 施設の開設は、乙の責任において行うものとする。

2 近隣待避場所等の開設期間中における施設の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

（開設期間）

第7条 施設の開設期間は必要最低限とし、原則として災害発生の日から7日後までとする。ただし、災害の状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議の上、使用期間を延長できるものとする。

（避難所の終了）

第8条 甲は、施設の使用を終了する場合は、当該施設を現状復旧しなければならない。

- 2 乙において現状復旧した場合は、その費用を甲が負担する。
 3 甲が乙の施設を使用したことにより、乙に損害を与えたときは、甲はその損失を補償するものとする。
 (費用負担)

第9条 施設の管理運営に係る費用は、甲の負担とする。

(協定書の有効期間)

第10条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の30日前までに甲又は乙から相手方に対し特段の意思表示がない場合はさらに1年間継続するものとし、以後においても同様とする。
 (その他)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

- 2 この協定は平成20年5月1日に甲と一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会が別に締結した「災害時における協力に関する協定書」を排除するものではない。
 3 この協定の締結により、平成25年7月5日にトヨタ冠婚葬祭互助会と締結した「災害発生時における近隣待避場所等の提供に関する協定」は破棄するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ1通を保有する。

令和3年12月1日

甲 岡崎市十王町二丁目9番地

岡崎市

代表者 岡崎市長

乙 岡崎市広幡町7番地6

株式会社 レクスト三河

代表取締役社長

別紙

各施設における利用目的

施設名	施設の利用する目的
岡崎洞愛昇殿	近隣待避場所 緊急待避所 帰宅困難者支援施設 車両等を避難させる場所
岡崎錦愛昇殿	近隣待避場所 緊急待避所 帰宅困難者支援施設 車両等を避難させる場所（風水害を除く）

協定上の地位変更等に関する合意書

岡崎市（以下「甲」という。）と株式会社レクスト三河（以下「乙」という。）と株式会社レクスト（以下「丙」という。）は、甲乙間で締結した令和３年12月１日付「災害発生時における近隣待避場所等の提供に関する協定書」（以下「原協定書」という。）の一部を変更することについて、次のとおり合意する。

（協定の承継）

第１条 原協定書における乙の協定上の地位を、丙が承継する。

（施設の名称の変更）

第２条 原協定書第３条第１項第２号中、施設の名称を、「岡崎錦愛昇殿」から「愛昇殿レクストの杜北岡崎」に変更する。

（その他）

第３条 本合意書の解釈に疑義の生じた事項については、甲乙丙間にて信義誠実のもとに協議し、これを解決することとする。

本合意書締結の証として、本書３通を作成し、甲乙丙記名捺印の上、各１通を保有する。

令和６年11月29日

甲 岡崎市十王町二丁目９番地
岡崎市
代表者 岡崎市長

乙 岡崎市広幡町７－６
株式会社 レクスト三河
代表取締役社長

丙 名古屋市中区富士見町１０番２７号
株式会社 レクスト
代表取締役

(52) 愛知教育大学附属岡崎小学校に開設する一時避難場所及び避難所に係る協定書

岡崎市（以下「甲」という。）と愛知教育大学附属岡崎小学校（以下「乙」という。）は、災害時において、乙の管理する施設の一部を地震災害時の一時避難場所及び風水害時の避難所として使用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（施設の利用）

第1条 甲は、乙の管理する施設の一部を地震災害時の一時避難場所及び風水害時の避難所として使用することができるものとする。

2 甲の、乙の管理する施設の一部使用は、国立大学法人愛知教育大学の施設臨時使用許可によるものである。

（定義）

第2条 この協定において、「一時避難場所」、「避難所」の意義は次の各号に定めるところによる。

(1) 一時避難場所 岡崎市地域防災計画・地震災害対策計画で定める、地震災害時の一時的な避難場所として使用する屋外運動場等

(2) 避難所 岡崎市地域防災計画・風水害等対策計画で定める、風水害時の一時的な避難所として使用する屋内運動場等

（対象施設）

第3条 地震災害時の一時避難場所及び風水害時の避難所として使用する施設の場所、面積等は、次の表のとおりとする。

名 称	所在地	地震災害時の一時避難場所及び面積	風水害時の避難所及び面積
愛知教育大学附属岡崎小学校	岡崎市六供町 字八貫15番地	屋外運動場 7,667㎡	屋内運動場 1,017㎡

（開設時期）

第4条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合に、地震災害時の一時避難場所を開設するものとする。

(1) 震度6弱以上の地震があったとき

(2) 東海地震予知情報（警戒宣言）が発表されたとき

(3) 岡崎市災害対策本部長（市長）が開設を認めたとき

(4) 現に避難者（附属小学校生徒を含む）があったとき

2 甲は次の各号のいずれかに該当する場合に、風水害時の避難所を開設するものとする。

(1) 岡崎市災害対策本部長（市長）が開設を認めたとき

(2) 現に避難者（附属小学校生徒を含む）があったとき

3 前2項の規定にかかわらず、地震災害時には、風水害時の避難所を併せて開設できるものとする。

（対象者）

第5条 甲は、地震災害又は風水害によって被害を受けた者あるいは被害を受けるおそれがある者（附属小学校生徒を含む）に地震災害時の一時避難場所及び風水害時の避難所を利用させるものとする。

（管理運営等）

第6条 地震災害時の一時避難場所及び風水害時の避難所の開設及び管理運営は、甲の責任において行うものとする。

（開設の方法）

第7条 地震災害時の一時避難場所及び風水害時の避難所の開設は、原則として次のとおりとする。ただし、第4条第1項第1号、第2号及び第4号並びに同条第2項第2号の規定に基づいて開設した場合は、この限りでない。

(1) 開校している場合 乙の責任者の許可を得て、甲の職員である岡崎市避難所運営担当者が開設する。

(2) 開校していない場合 岡崎市避難所運営担当者が、別に定める乙の責任者に連絡をした上で開設する。

（鍵の管理）

第8条 地震災害時の一時避難場所及び風水害時の避難所の開設に必要な当該施設の鍵は、乙が甲に書面をもって貸し出すものとする。

（開設期間）

第9条 地震災害時の一時避難場所及び風水害時の避難所の開設期間は必要最低限とし、原則として災害発生の日から7日後までとする。ただし、災害の状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議の上、使用期間を延長できるものとする。

（避難所解消への努力）

第10条 甲は、早期に地震災害時の一時避難場所及び風水害時の避難所として使用している乙の施設を教育活動に使用できるように配慮するとともに、当該地震災害時の一時避難場所及び風水害時の避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）

第11条 甲は、地震災害時の一時避難場所及び風水害時の避難所としての使用を終了する場合は、当該施設を現状復旧しなければならない。

2 乙において現状復旧した場合は、その費用を甲が負担する。

3 甲が乙の施設を使用したことにより、乙に損害を与えたときは、甲はその損失を補償するものとする。
(費用負担)

第12条 地震災害時の一時避難場所及び風水害時の避難所の管理運営に係る費用は、甲の負担とする。
(協定書の有効期間)

第13条 この協定書の有効期間は、平成25年9月26日から平成26年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の30日前までに甲又は乙から相手方に対し特段の意思表示がない場合はさらに1年間継続するものとし、以後においても同様とする。

(その他)

第14条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定書の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

平成25年9月26日

甲 岡崎市十王町二丁目9番地
岡崎市
代表者 岡崎市長

乙 岡崎市六供町字八貫15番地
愛知教育大学附属岡崎小学校
校長

(53) 愛知教育大学附属岡崎中学校に開設する一時避難場所及び避難所に係る協定書

岡崎市（以下「甲」という。）と愛知教育大学附属岡崎中学校（以下「乙」という。）は、災害時において、乙の管理する施設の一部を地震災害時の一時避難場所及び風水害時の避難所として使用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（施設の利用）

第1条 甲は、乙の管理する施設の一部を地震災害時の一時避難場所及び風水害時の避難所として使用することができるものとする。

2 甲の、乙の管理する施設の一部使用は、国立大学法人愛知教育大学の施設臨時使用許可によるものである。

（定義）

第2条 この協定において、「一時避難場所」、「避難所」の意義は次の各号に定めるところによる。

(1) 一時避難場所 岡崎市地域防災計画・地震災害対策計画で定める、地震災害時の一時的な避難場所として使用する屋外運動場等

(2) 避難所 岡崎市地域防災計画・風水害等対策計画で定める、風水害時の一時的な避難所として使用する屋内運動場等

（対象施設）

第3条 地震災害時の一時避難場所及び風水害時の避難所として使用する施設の場所、面積等は、次の表のとおりとする。

名 称	所在地	地震災害時の一時避難場所及び面積	風水害時の避難所及び面積
愛知教育大学附属岡崎中学校	岡崎市明大寺町 字栗林1番地	屋外運動場 7,352㎡	屋内運動場 1,492㎡

（開設時期）

第4条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合に、地震災害時の一時避難場所を開設するものとする。

(1) 震度6弱以上の地震があったとき

(2) 東海地震予知情報（警戒宣言）が発表されたとき

(3) 岡崎市災害対策本部長（市長）が開設を認めたとき

(4) 現に避難者（附属中学校生徒を含む）があったとき

2 甲は次の各号のいずれかに該当する場合に、風水害時の避難所を開設するものとする。

(1) 岡崎市災害対策本部長（市長）が開設を認めたとき

(2) 現に避難者（附属中学校生徒を含む）があったとき

3 前2項の規定にかかわらず、地震災害時には、風水害時の避難所を併せて開設できるものとする。

（対象者）

第5条 甲は、地震災害又は風水害によって被害を受けた者あるいは被害を受けるおそれがある者（附属中学校生徒を含む）に地震災害時の一時避難場所及び風水害時の避難所を利用させるものとする。

（管理運営等）

第6条 地震災害時の一時避難場所及び風水害時の避難所の開設及び管理運営は、甲の責任において行うものとする。

（開設の方法）

第7条 地震災害時の一時避難場所及び風水害時の避難所の開設は、原則として次のとおりとする。ただし、第4条第1項第1号、第2号及び第4号並びに同条第2項第2号の規定に基づいて開設した場合は、この限りでない。

(1) 開校している場合 乙の責任者の許可を得て、甲の職員である岡崎市避難所運営担当者が開設する。

(2) 開校していない場合 岡崎市避難所運営担当者が、別に定める乙の責任者に連絡をした上で開設する。

（鍵の管理）

第8条 地震災害時の一時避難場所及び風水害時の避難所の開設に必要な当該施設の鍵は、乙が甲に書面をもって貸し出すものとする。

（開設期間）

第9条 地震災害時の一時避難場所及び風水害時の避難所の開設期間は必要最低限とし、原則として災害発生の日から7日後までとする。ただし、災害の状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議の上、使用期間を延長できるものとする。

（避難所解消への努力）

第10条 甲は、早期に地震災害時の一時避難場所及び風水害時の避難所として使用している乙の施設を教育活動に使用できるように配慮するとともに、当該地震災害時の一時避難場所及び風水害時の避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）

第11条 甲は、地震災害時の一時避難場所及び風水害時の避難所としての使用を終了する場合は、当該施設を現状復旧しなければならない。

- 2 乙において現状復旧した場合は、その費用を甲が負担する。
- 3 甲が乙の施設を使用したことにより、乙に損害を与えたときは、甲はその損失を補償するものとする。

(費用負担)

第12条 地震災害時の一時避難場所及び風水害時の避難所の管理運営に係る費用は、甲の負担とする。

(協定書の有効期間)

第13条 この協定書の有効期間は、平成25年9月26日から平成26年3月31日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の30日前までに甲又は乙から相手方に対し特段の意思表示がない場合はさらに1年間継続するものとし、以後においても同様とする。

(その他)

第14条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定書の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

平成25年9月26日

甲 岡崎市十王町二丁目9番地
岡崎市
代表者 岡崎市長

乙 岡崎市明大寺町字栗林1番地
愛知教育大学附属岡崎中学校
校長

(54) 災害時における二次避難所（福祉避難所）の施設利用に関する協定書

岡崎市（以下「甲」という。）と愛知教育大学附属特別支援学校（以下「乙」という。）は、災害時における二次的な避難所（以下「福祉避難所」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、岡崎市内に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生し、「岡崎市地域防災計画」に基づく避難所が開設された場合において、避難所での生活が困難になった、又は困難と判断できる者を受け入れる福祉避難所として、甲が乙の管理する施設の一部（以下「施設」という。）を使用することについて、必要な事項を定めることにより、福祉避難所の迅速な開設及び円滑な運営に寄与することを目的とする。

（福祉避難所の指定）

第2条 甲は、乙が運営している次の施設を福祉避難所として指定することとする。

名 称	所 在 地
愛知教育大学附属特別支援学校	岡崎市六供町字八貫15番地

2 甲の施設の使用は、国立大学法人愛知教育大学の施設臨時使用許可によるものである。

（対象者）

第3条 福祉避難所における受入れの対象となる者は、特別な配慮を要する者（以下「要援護者」という。）及び支援者（家族等を含む。）とする。

（開設要請及び受諾）

第4条 甲は、災害時において福祉避難所として開設する必要があると判断したときは、乙に対して、福祉避難所の開設を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により要請のあったときは、施設等の状況に応じて、可能な範囲で受諾できるよう努めるものとする。

（福祉避難所の開設）

第5条 乙は、前条第1項の要請により福祉避難所の開設を受諾しようとするときは、速やかに受け入れ体制を整え、準備が完了した時点で、甲に受諾の旨を連絡するものとする。

2 甲は、乙が受諾したときは、福祉避難所を開設するものとする。

3 施設の開設は乙が行うものとする。

（要援護者の受入れ手続き）

第6条 甲は、乙に対して、次に掲げる事項を記載した書面でもって要援護者の受入れ手続きを行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

（1）当該要援護者の住所、氏名、生年月日、年齢、性別、心身の状況等

（2）身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（3）その他、福祉避難所生活を過ごすうえでの注意事項等

2 甲は、当該要援護者を支援する者がいる場合は、その者を要援護者とともに受入れ手続きを行い、乙はその者を受け入れるものとする。

（移送）

第7条 要援護者の移送は、原則として当該要援護者の家族等が行うものとする。

（福祉避難所の管理）

第8条 福祉避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 福祉避難所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

3 災害時の必要資機材の搬入については、別途協議する。

（費用負担）

第9条 甲は、福祉避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

（開設期間）

第10条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議のうえ、使用期間を延長できるものとする。

（個人情報の取扱い）

第11条 乙は、福祉避難所の運営にあたり業務上知り得た要援護者等の個人情報の取扱いについては、岡崎市個人情報保護条例（平成11年岡崎市条例第32号）の規定に従い、当該要援護者等の権利利益を侵害することがないよう適切に取り扱わなければならない。

（福祉避難所解消への努力）

第12条 甲は、乙が早期に教育活動できるよう配慮するとともに、当該福祉避難所の早期解消に努めるものとする。

（福祉避難所の終了）

第13条 甲は、福祉避難所としての使用を終了する際は、現状復旧しなければならない。

2 乙において現状復旧した場合は、その費用は甲が負担する。

3 甲が施設を使用したことにより、乙に損害を与えたときは、甲はその損失を補償するものとする。

（有効期間）

第14条 この協定の有効期間は毎年度末とし、甲又は乙から相手方に特段の意思表示がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとする。

（協議）

第15条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成25年9月26日

- (甲) 岡崎市十王町二丁目9番地
岡崎市
代表者 岡崎市長
- (乙) 岡崎市六供町字八貫15番地
愛知教育大学附属特別支援学校
校長

(55) 広告付防災情報等電柱看板に関する協定書

岡崎市（以下「甲」という。）、中電興業株式会社岡崎支社（以下「乙」という。）及びテルウェル西日本株式会社東海支店（以下「丙」という。）は、岡崎市内における「広告付防災情報等電柱看板」の設置について、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、岡崎市内に広告付防災情報等電柱看板を設置することにより、市民に対し防災情報等を提供し、市民の安全・安心の促進に資することを目的とする。

（定 義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 看板 乙及び丙の実施している広告事業のうち、電柱に設置する看板（巻き付け・突き出し）に、防災情報等と民間企業などの広告を併せて記載するものをいう。
- (2) 防災情報等 防災・防犯・交通安全・教育情報等、市民の安全・安心に寄与する市政情報をいう。
- (3) 広告主 本協定の趣旨に賛同し、岡崎市広告掲載要綱及び岡崎市広告掲載基準に定めた企業等をいう。
- (4) 電柱 中部電力株式会社及びN T T西日本株式会社が所有する電柱をいう。

（情報の提供）

第3条 甲は、看板設置のために必要な防災情報等を乙及び丙に提供し、本協定の目的の実現に必要な指導・協力を行うものとする。

2 甲は、掲出する看板の内容に応じて、担当する部署から情報の提供を行うものとする。

（乙及び丙の業務）

第4条 乙及び丙は、次に掲げる事項を誠実に実行するものとする。

- (1) 広告主を募り、看板の設置に必要な一切の手続きを行うこと。
- (2) 設置された看板の維持管理及び住民からの申し出等に対する対応を行うこと。
- (3) 看板の設置状況について、甲が求めるときに報告を行うこと。
- (4) 避難場所等の変更削除等により、看板の表示に訂正が生じた場合は、甲の情報に基づき速やかに必要な修正を行うこと。なお、修正費用の負担については、広告主とその都度協議すること。
- (5) 大規模災害が発生した場合を想定した上で、日常点検を行うものとし、二次災害を起こすことが無いよう十分に配慮するものとする。

（看板の仕様・掲出場所）

第5条 看板の仕様・設置については、甲乙丙協議のうえ、法令等を遵守し、公序良俗に反しないものとする。

2 看板の設置場所は、甲と乙又は丙が協議のうえ決定するものとする。

3 甲は、看板の内容に応じて担当する部署が、看板の仕様や掲出場所を協議するものとする。

（経費等）

第6条 看板の設置・修理・撤去にあたり、必要な一切の経費は、乙及び丙並びに広告主が負担するものとする。

（有効期間）

第7条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙丙が書面をもって協定終了の通知をしない限り、その効力は継続するものとする。

（協 議）

第8条 この協定の実施に関し必要となる事項及び協定に定めのない事項、又は解釈に疑義が生じた場合は、甲乙丙が協議して決定する。

本協定締結の証として本書3通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成25年9月30日

甲 岡崎市十王町二丁目9番地
岡崎市
代表者 岡崎市長

乙 岡崎市中田町2-18
中電興業株式会社 岡崎支社
岡崎支社長

丙 名古屋市中区松原3-2-8
テルウェル西日本株式会社東海支店
取締役東海支店長

(56) 災害時における災害対策用小型造水機の提供協力に関する協定書

岡崎市（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、災害時における乙の岡崎工場（以下「本工場」という。）に設置されている災害対策用小型造水機（以下「本造水機」という。）の提供について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の市域内において大規模な災害等が発生し、ライフラインの断絶等により飲料水の入手が困難となった場合に、甲が乙の協力を得て、本工場近隣の被災者（以下「本住民」という。）に対し飲料水が速やかに、かつ、安定的に供給されるよう、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時における応急措置のため、本造水機による飲料水の供給が必要となった場合は、次に掲げる事項を記載した文書により、乙に本住民への飲料水の供給（以下「本協力」という。）を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請した後、速やかに当該文書を提出するものとする。

(1) 要請の理由

(2) 要請する期間

(3) 本協力を希望する場所

(4) 前3号に掲げるもののほか、本協力の実施に関し必要な事項

2 前項第2号の期間は、災害発生の日から7日以内に限るものとする。ただし、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第9条第2項の規定により、同条第1項の基準が定められた場合は、この限りでない。

（協力場所等）

第3条 本協力は、原則として本工場内で行うこととする。ただし、甲が要請時に供給場所を指定した場合は、乙は、甲が指定した場所で供給を行うよう努めるものとする。

2 前項に規定する甲が指定した場所への本造水機の運搬は、乙の協力を得て、甲が行うものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、第2条第1項の規定により甲の要請があった場合は、乙の可能な範囲において本協力を行うものとし、本協力を実施した後、次に掲げる事項を記載した報告書を甲に提出するものとする。

(1) 協力した期間

(2) 本協力を実施した場所

(3) 前2号に掲げるもののほか、本協力の結果に関し必要な事項

2 甲は、本造水機による飲料水の供給を受けようとする本住民に対し、次に掲げる事項を守るよう、必要な指示及び通知を行うものとする。

(1) 本工場内に立ち入るときは、乙の承認を受けること。

(2) 本工場内において、乙の職員の指示に従うこと。

3 本造水機で造水した飲料水は、乙の従業員に優先的に供給するものとする。

（費用の負担）

第5条 本協力をを行うために乙が要した費用については、原則として乙の負担とする。ただし、本協力のために特別に費用が発生した場合は、当該費用の分担について甲乙協議して定める。

2 本協力に起因して、本住民に損害が生じた場合は、甲の責任で対応するものとする。この場合において、乙は甲に対して必要な協力を行うものとし、その損害の補償に乙が要した費用の分担については、甲乙協議して定める。

（支援及び連絡体制の整備）

第6条 乙は、災害時における円滑な協力を図るため、甲との連絡体制を常に確保するよう努めるものとする。

2 乙は、あらかじめこの協定に関する連絡責任者を選任し、その氏名、連絡方法等を甲に報告するものとする。連絡責任者を変更した場合も同様とする。

（有効期間）

第7条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の30日前までに甲又は乙から相手方に対し特段の意思表示がない場合は、さらに1年間継続するものとし、以後においても同様とする。

（その他）

第8条 この協定に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年12月10日

甲 愛知県岡崎市十王町二丁目 9 番地
岡崎市
代表者 岡崎市長

乙

-----以下 締結法人名-----

乙 愛知県岡崎市矢作町字出口 1 番地
東レ株式会社
岡崎工場長

乙 愛知県岡崎市昭和町字河原 1 番地
東レ・モノフィラメント株式会社
代表取締役社長

(57) 災害時における葬祭用品の供給に関する協定

岡崎市（以下「甲」という。）と愛知県葬祭業協同組合（以下「乙」という。）は、岡崎市内において地震、風水害、その他災害の発生により、災害対策本部が設置される災害時（以下「災害時」という。）における葬祭用品の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における葬祭用品の供給等の協力について、必要な手続き等を定める。

（協力）

第2条 甲は、災害時に乙の協力が必要と認めるときは、次に掲げる葬祭用品の供給及びそれに伴う役務の提供について乙に要請し、乙はやむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して協力するものとする。

- (1) 棺（付属品を含む）
- (2) ドライアイス
- (3) 骨つば及び骨箱
- (4) その他甲の指定した用品

（協力の要請）

第3条 前条の規定による協力の要請は、災害時応援協力要請書（第1号様式）をもって行うものとする。ただし、当該協力要請書により要請が困難な場合は、甲は電話、ファクシミリ等で要請し、その後、速やかに災害時応援協力要請書を乙に送付するものとする。

（実施報告）

第4条 乙は、第2条各号の規定による協力を実施したときは、災害時供給実施報告書（第2号様式）により甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 甲は、前条の規定により乙の報告があった場合は、甲の要請に相違ないことを確認のうえ、乙から供給を受けた葬祭用品の費用を甲が負担するものとする。

2 第2条各号の協力に要した費用については、実費を基準として、災害の発生直前における市場の適正価格及び災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条の基準額を参考にして、甲、乙協議のうえ決定する。

（費用の請求及び支払）

第6条 乙は、前条の規定による費用を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

2 甲は、前項に基づき乙から請求があった場合は、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

（支援体制の整備）

第7条 乙は、災害時における円滑な協力体制が図られるよう、広域における応援体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

（連絡責任者）

第8条 この協定の円滑な実施を図るため、甲、乙それぞれ責任者を置き、甲においては岡崎市保健部長とし、乙においては、乙の代表者が定めたものとする。ただし、期間の途中において変更が生じた場合は、速やかに甲、乙相互に報告するものとする。

（災害時の情報提供）

第9条 乙は、協力義務の実施中に得た災害情報を積極的に甲に提供するものとする。

（守秘義務）

第10条 乙は、協力業務を行う場合において知りえた個人情報を、第三者に漏らしてはならない。

（通知）

第11条 乙は、災害時における円滑な協力が図られるよう、この協定により支援協力できる会員名簿を毎年3月末までに、甲に通知するものとする。

（協議）

第12条 この協定に定めない事項、又はこの協定の解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

（協定の適用）

第13条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了2ヶ月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、更に1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成25年12月16日

甲 岡崎市十王町二丁目9番地
岡崎市
岡崎市長

乙 一宮市本町3丁目7番4号
愛知県葬祭業協同組合
理事長

第1号様式

年 月 日		
災害時応援協力要請書		
愛知県葬祭業協同組合理事長様		
岡崎市長		
災害時における葬祭用品の供給に関する協定書第3条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。		
要請担当者 氏名・電話番号	職名 氏名 電話番号	
電話・ファクシミリ 等による要請日時	年 月 日 () 時 分頃	
要請理由		
要請内容		
供給用品・数量	棺（付属品を含む）	
	ドライアイス	
	骨つぼ及び骨箱	+
	その他葬祭用品	
履行の場所		
履行期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
備 考		

用紙の大きさは、日本工業規格A列第4とする。

年 月 日

災害時供給実施報告書

岡崎市長

様

愛知県葬祭業協同組合理事長

災害時における葬祭用品の供給に関する協定書第4条の規定に基づき、次のとおり協力しましたので報告します。

要請担当者 氏名・電話番号	職名 氏名 電話番号	
電話・ファクシミリ 等による要請日時	年 月 日 () 時 分頃	
従事者氏名		
供給用品・数量	棺（付属品を含む）	
	ドライアイス	
	骨つぼ及び骨箱	
	その他葬祭用品	
履行の場所		
履行期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
備 考		

用紙の大きさは、日本工業規格A列第4とする。

(58) 災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、災害の発生により、愛知県内の市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）が一般廃棄物処理業務を、また、愛知県流域下水道管理者及び愛知県内の公共下水道管理者（以下「下水道管理者」という。）が下水処理業務を独自では適正に遂行できない場合において、愛知県（以下「県」という。）、市町村等及び下水道管理者が相互に応援するために必要な事項を定めることにより、一般廃棄物及び下水の円滑な処理を図り、もって、生活環境の保全に資することを目的とする。

(協定の締結)

第2条 この協定は、災害時の一般廃棄物処理業務及び下水処理業務に関し、県、市町村等及び下水道管理者の相互間において締結するものとする。

(応援要請等)

第3条 災害の発生に起因して、下記のいずれかに該当する場合、応援を必要とする市町村等及び下水道管理者（以下「要請自治体等」という。）は他の市町村等及び下水道管理者に応援の要請（以下「応援要請」という。）をすることができる。

- (1) 一般廃棄物の収集又は運搬に支障が生じた場合
- (2) 一般廃棄物処理又は下水処理に支障が生じた場合
- (3) その他特に必要がある場合

2 応援要請は、次の事項を電話等で連絡した後、速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 災害の発生日時、場所及び災害の状況
- (2) 必要とする業務の内容及び一般廃棄物又は下水の処理量の見込み
- (3) 必要とする人員、車両、資機材等の品名及び数量
- (4) 応援の場所及び期間
- (5) 連絡責任者
- (6) その他必要事項

3 要請自治体等は、応援要請を行ったときは、その旨を速やかに県に報告するものとする。

4 応援要請を受けた市町村等及び下水道管理者は、自らの業務に支障がない限り応援を行うものとする。

5 要請自治体等は、この協定に基づく相互応援を効果的に実施できるよう必要に応じ県に調整及びあっせんを要請することができる。

(県の役割)

第4条 県は、第3条第5項の要請を受けたときは、必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、要請自治体等が応援要請を行うことができない状況にあると判断したときは、他の市町村等及び下水道管理者に応援について必要な指示を行うものとする。

(経費の負担)

第5条 応援に要する経費は、原則として要請自治体等がこれを負担するものとする。

(民間業者の活用)

第6条 県、市町村等及び下水道管理者は災害時の応援を迅速に実施するため、民間廃棄物処理業者等の活用を図るものとする。

(実施細目)

第7条 この協定の運用に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

この協定は、平成26年1月1日から効力を生ずるものとする。

平成8年3月12日締結の「一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定」は廃止する。

この協定の成立を証明するため、本書126通を作成し愛知県知事、市町村等の長及び下水道管理者が記名押印の上、各自1通を保管する。

平成26年1月1日

愛知県知事
名古屋市長
豊橋市長
岡崎市長
一宮市長
瀬戸市長
半田市長
春日井市長
豊川市長
津島市長
碧南市長
刈谷市長
豊田市長

愛知県流域下水道管理者 愛知県知事
名古屋市水道事業・工業用水道事業及び下水道事業管理者
豊橋市水道事業及び下水道事業管理者
岡崎市公共下水道管理者
一宮市水道事業等管理者
瀬戸市公共下水道管理者
半田市公共下水道管理者
春日井市公共下水道管理者
豊川市公共下水道管理者
津島市下水道事業
碧南市公共下水道管理者
刈谷市公共下水道管理者
豊田市事業管理者

安城市市長
西尾市長
蒲郡市長
犬山市市長
常滑市長
江南市長
小牧市長
稻沢市長
新城市市長
東海市長
大府市長
知多市長
知立市長
尾張旭市長
高浜市長
岩倉市長
豊明市長
日進市長
田原市長
愛西市長
清須市長
北名古屋市長
弥富市長
みよし市長
あま市長
長久手市長
東郷町長
豊山町長
大口町長
扶桑町長
大治町長
蟹江町長
飛島村長
阿久比町長
東浦町長
南知多町長
武豊町長
幸田町長
設楽町長
東栄町長
豊根村長
愛北広域事務組合管理者
東部知多衛生組合管理者
常滑武豊衛生組合管理者
逢妻衛生処理組合管理者
尾張東部衛生組合管理者
小牧岩倉衛生組合管理者
尾張旭市長久手市衛生組合管理者
江南丹羽環境管理組合管理者
北名古屋衛生組合管理者
日東衛生組合管理者
知多南部広域環境組合管理者

安城市公共下水道管理者
西尾市公共下水道管理者
蒲郡市公共下水道管理者
犬山市公共下水道管理者
常滑市公共下水道管理者
江南市公共下水道管理者
小牧市公共下水道管理者
稻沢市公共下水道管理者
新城市公共下水道管理者
東海市公共下水道管理者
大府市公共下水道管理者
知多市公共下水道管理者
知立市公共下水道管理者
尾張旭市公共下水道管理者
高浜市公共下水道管理者
岩倉市公共下水道管理者
豊明市公共下水道管理者
日進市公共下水道管理者
田原市公共下水道管理者
愛西市公共下水道管理者
清須市公共下水道管理者
北名古屋市公共下水道管理者
弥富市公共下水道管理者
みよし市公共下水道管理者
あま市公共下水道管理者
長久手市公共下水道管理者
東郷町公共下水道管理者
豊山町公共下水道管理者
大口町公共下水道管理者
扶桑町公共下水道管理者
大治町公共下水道管理者
蟹江町公共下水道管理者

阿久比町公共下水道管理者
東浦町公共下水道管理者
美浜町長
武豊町公共下水道管理者
幸田町公共下水道管理者

東栄町公共下水道管理者

中部知多衛生組合管理者
衣浦衛生組合管理者
蒲郡市幸田町衛生組合管理者
西知多医療厚生組合管理者
海部地区環境事務組合管理者
知多南部衛生組合管理者
刈谷知立環境組合管理者
北設広域事務組合管理者
尾三衛生組合管理者
五条広域事務組合管理者

(59) 大規模災害時等における市内大学・短期大学との連携に関する協定書

岡崎市（以下「甲」という。）と愛知学泉大学、愛知学泉短期大学、愛知産業大学、愛知産業大学短期大学、岡崎女子大学、岡崎女子短期大学、人間環境大学（以下「乙」という。）は、大規模災害時等における連携について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、岡崎市域に大規模災害等が発生した場合、又は大規模災害等の発生が予想される場合等（以下「災害時」という。）において、市と大学の相互協力等を実施するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において必要があると認めるときは、次に掲げる事項について、乙に協力を要請し、災害応急業務活動を行うことができる。

- (1) 乙の所有する施設の提供
- (2) 災害時のボランティア活動等についての支援
- (3) その他必要と認める事項

（要請方法）

第3条 甲は、乙の施設を利用するときは、使用内容を明らかにし、文書で要請する。

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合は、口頭等により連絡するものとし、その後速やかに、甲は乙に対して文書を提出するものとする。

（ボランティア活動）

第4条 甲は、乙に対し、ボランティア活動に関する必要な情報を速やかに提供するものとする。

2 乙は、学生が行うボランティア活動を支援し、ボランティアの募集及び紹介等に協力するものとする。

（協力の申し出）

第5条 乙は、災害の状況により、協力を行う必要があると認めたときは、甲と相互に情報交換を行い、甲が行う災害応急対策に必要な協力を行うものとする。

（平常時の相互協力）

第6条 甲、乙は、この協定に基づく応援を円滑に実施するため、次により相互の連携を図るものとする。

- (1) 災害時の協力に関する研究及び情報交換
- (2) 学生等に対する防災・減災啓発活動
- (3) その他協力に必要な事項

（施設の提供期間）

第7条 施設の提供期間は必要最低限とし、原則として災害発生の日から7日後までとする。ただし、災害の状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議の上、使用期間を延長できるものとする。

（経費の負担）

第8条 甲は、本協定に基づき、乙が施設を災害応急業務活動に使用させたことにより生じた原状回復のための費用を負担するものとする。

（協定書の有効期間）

第9条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。

2 前項にかかわらず、期間満了の日の30日前までに甲又は乙から相手方に対し特段の意思表示がない場合はさらに1年間継続するものとし、以後においても同様とする。

（その他）

第10条 この協定に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

上記の協定の成立の証とするため、この協定書8通を作成し、双方署名押印の上、各自1通を所持する。

平成26年1月8日

甲 岡崎市十王町二丁目9番地
岡崎市
代表者 岡崎市長

乙 岡崎市舩越町字上川成28番地
愛知学泉大学
学長

岡崎市舩越町字上川成28番地

愛知学泉短期大学
学長

岡崎市岡町字原山12番地 5
愛知産業大学
学長

岡崎市岡町字原山12番地 5
愛知産業大学短期大学
学長

岡崎市中町 1 丁目 8 番地 4
岡崎女子大学
学長

岡崎市中町 1 丁目 8 番地 4
岡崎女子短期大学
学長

岡崎市本宿町字上三本松 6 番地 2
人間環境大学
学長

(60-1) 災害時における緊急時協力避難施設の使用に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、岡崎市内で災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、岡崎市（以下「甲」という。）が、JAあいち三河（以下「乙」という。）が所有する施設の一部を緊急時協力避難施設として使用することについて必要な事項を定めるものとする。

(協力の要請)

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が指定する避難所では避難者の生命又は身体を保護できないと認めるときは、乙に対し、その所有する施設を緊急時協力避難施設として使用することを要請することができる。

(緊急時協力避難施設)

第3条 乙は、前条の規定による甲の要請を受けたときは、乙が所有する次に掲げる施設を、緊急時協力避難施設として甲に使用させるものとする。

(1) 風水害時の緊急待避所（屋内施設）

名 称	所在地
JAあいち三河本店	岡崎市坂左右町字葦ノ部18-1
青野支店	岡崎市下青野町字本郷27
矢作支店	岡崎市北本郷町字御用田15
形埜支店下山店	岡崎市保久町字中村131

(2) 地震災害時の近隣待避場所（駐車場等の広場）

名 称	所在地
井内支店	岡崎市井内町字西浦54
青野支店	岡崎市下青野町字本郷27
中島支店	岡崎市中島町字井ノ下19
福岡支店	岡崎市福岡町字荒迫51
南支店	岡崎市柱二丁目6-8
美合支店	岡崎市岡町字神明15
男川支店	岡崎市洞町字上荒田20
河合ふれあいセンター	岡崎市茅原沢町字梁野102
山中支店	岡崎市舞木町字市場12-1
山中支店本宿店	岡崎市本宿町三本松入21-1
生活燃料センター	岡崎市桑谷町字石丸99-1
東部営農センター	岡崎市保母町字河原田28
竜城支店	岡崎市伊賀町7丁目79
常磐支店	岡崎市滝町字神田1-1
岩津支店	岡崎市西蔵前町季平50
大樹寺支店	岡崎市鴨田町字広元17
中部支店	岡崎市明大寺町字天白前67-1
岩津ふれあいセンター	岡崎市西蔵前町字棚田1-1
矢作支店	岡崎市北本郷町字御用田15
長瀬支店	岡崎市橋目町字遠山31-1
牧内支店	岡崎市大和町字家下28
形埜支店下山店	岡崎市保久町字中村131

2 前項に掲げる施設の具体的な使用方法は、各施設の特性を考慮し、甲、乙があらかじめ別途協議して定めるものとする。

(使用期間)

第4条 緊急時協力避難施設の使用期間は、甲が第2条の規定による要請をした時から使用の必要がなくなった旨の通知をした時までとする。

(避難者への対応)

第5条 乙は、緊急時協力避難施設を使用する避難者に対し、施設内の暖冷房設備、照明設備、通風設備、水道施設（便所を含む。）等を適宜使用させるものとする。

(派遣の要請)

第6条 乙は、甲に緊急時協力避難施設を使用させる場合において必要があると認めるときは、甲の職員を当該施設へ派遣するよう甲に要請することができる。

(復旧)

第7条 甲は、緊急時協力避難施設の使用を終えたときは、遅滞なく当該施設を原状に復旧し、又は乙の認める状態に復旧するものとする。

(経費の負担)

第8条 乙が緊急時協力避難施設を避難者に使用させたことにより要した費用は、甲が負担する。ただし、当該費用のうち、緊急時協力避難施設としての使用時において、別の契約に基づき甲が占有している施設に係る費用（当該別の契約に基づき甲が負担する費用に限る。）は控除する。

2 乙は、前条に規定する復旧が完了した後、緊急時協力避難施設の使用に要した費用を甲に請求する

ものとする。

(緊急時協力避難施設の変更及び廃止)

第9条 乙は、緊急時協力避難施設の名称若しくは位置を変更し、又は緊急時協力避難施設を廃止したときは、速やかにその旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定により緊急時協力避難施設の変更又は廃止の通知を受けたときは、当該施設の使用が想定される地域の住民にその旨を周知しなければならない。

(協定書の有効期間)

第10条 この協定書の有効期間は、令和6年7月11日から令和7年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、この協定書の有効期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から相手方に対し特段の意思表示がない場合は更に1年間継続するものとし、以後においても同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項については、甲、乙協議の上、別に定める。

(協定書の保管等)

第12条 この協定の締結を証するため、この書面2通を作成し、甲、乙それぞれ1通保管する。

附 則

令和5年11月22日にJAあいち三河と締結した「災害時における緊急時協力避難施設の使用に関する協定」は、令和6年7月11日をもって廃止する。

令和6年7月11日

甲 岡崎市十王町二丁目9番地
岡崎市
代表者 岡崎市長

乙 岡崎市坂左右町字葦ノ部18番地1
JAあいち三河
(※あいち三河農業協同組合)
代表理事組合長

(60-2) 災害時における緊急時協力避難施設の使用に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、岡崎市内で災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、岡崎市（以下「甲」という。）が、岡崎城西高等学校（以下「乙」という。）が所有する施設の一部を緊急時協力避難施設として使用することについて必要な事項を定めるものとする。

(協力の要請)

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が指定する避難所では避難者の生命又は身体を保護できないと認めるときは、乙に対し、その所有する施設を緊急時協力避難施設として使用することを要請することができる。

(緊急時協力避難施設)

第3条 乙は、前条の規定による甲の要請を受けたときは、乙が所有する次に掲げる施設を、緊急時協力避難施設として甲に使用させるものとする。

名称	所在地
岡崎城西高等学校	岡崎市中園町字川成98番地

2 前項の緊急時協力避難施設は、次に掲げる施設を持って構成する。

(1) 屋内体育館（3,962.68㎡）

(2) 第2グラウンド（25,183.00㎡）

3 前項に掲げる施設の具体的な使用方法是、各施設の特性を考慮し、甲、乙があらかじめ別途協議して定めるものとする。

(使用期間)

第4条 緊急時協力避難施設の使用期間は、甲が第2条の規定による要請をした時から使用の必要がなくなった旨の通知をした時までとする。

(避難者への対応)

第5条 乙は、緊急時協力避難施設を使用する避難者に対し、施設内の暖冷房設備、照明設備、通風設備、水道施設（便所を含む。）等を適宜使用させるものとする。

(派遣の要請)

第6条 乙は、甲に緊急時協力避難施設を使用させる場合において必要があると認めるときは、甲の職員を当該施設へ派遣するよう甲に要請することができる。

(復旧)

第7条 甲は、緊急時協力避難施設の使用を終えたときは、遅滞なく当該施設を原状に復旧し、又は乙の認める状態に復旧するものとする。

(経費の負担)

第8条 乙が緊急時協力避難施設を避難者に使用させたことにより要した費用は、甲が負担する。

2 乙は、前条に規定する復旧が完了した後、緊急時協力避難施設の使用に要した費用を甲に請求するものとする。

(緊急時協力避難施設の変更及び廃止)

第9条 乙は、緊急時協力避難施設の名称若しくは位置を変更し、又は緊急時協力避難施設を廃止したときは、速やかにその旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定により緊急時協力避難施設の変更又は廃止の通知を受けたときは、当該施設の使用が想定される地域の住民にその旨を周知しなければならない。

(協定書の有効期間)

第10条 この協定書の有効期間は、平成26年2月17日から平成26年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、この協定書の有効期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から相手方に対し特段の意思表示がない場合は更に1年間継続するものとし、以後においても同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項については、甲、乙協議の上、別に定める。

(協定書の保管等)

第12条 この協定の締結を証するため、この書面2通を作成し、甲、乙それぞれ1通保管する。

附 則

平成15年9月30日に岡崎城西高等学校と締結した「水害時における緊急時協力避難施設の使用に関する覚書」は、平成26年2月16日をもって廃止する。

平成26年2月17日

甲 岡崎市十王町二丁目9番地
岡崎市
代表者 岡崎市長
乙 岡崎市中園町字川成98番地
岡崎城西高等学校
校長

(60-3) 災害時における緊急時協力避難施設の使用に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、岡崎市内で災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、岡崎市（以下「甲」という。）が、東レ・モノフィラメント株式会社（以下「乙」という。）が所有する施設の一部を緊急時協力避難施設として使用することについて必要な事項を定めるものとする。

(協力の要請)

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が指定する避難所では避難者の生命又は身体を保護できないと認めるときは、乙に対し、その所有する施設を緊急時協力避難施設として使用することを要請することができる。

(緊急時協力避難施設)

第3条 乙は、前条の規定による甲の要請を受けたときは、乙が所有する次に掲げる施設を、緊急時協力避難施設として甲に使用させるものとする。

名称	所在地
東レ・モノフィラメント株式会社	岡崎市昭和町字河原1番地

2 前項の緊急時協力避難施設は、次に掲げる施設を持って構成する。

(1) 社員クラブ2階

(2) グラウンド(640㎡)

3 前項に掲げる施設の具体的な使用方法是、各施設の特性を考慮し、甲、乙があらかじめ別途協議して定めるものとする。

(使用期間)

第4条 緊急時協力避難施設の使用期間は、甲が第2条の規定による要請をした時から使用の必要がなくなった旨の通知をした時までとする。

(避難者への対応)

第5条 乙は、緊急時協力避難施設を使用する避難者に対し、施設内の暖冷房設備、照明設備、通風設備、水道施設（便所を含む。）等を適宜使用させるものとする。

(派遣の要請)

第6条 乙は、甲に緊急時協力避難施設を使用させる場合において必要があると認めるときは、甲の職員を当該施設へ派遣するよう甲に要請することができる。

(復旧)

第7条 甲は、緊急時協力避難施設の使用を終えたときは、遅滞なく当該施設を原状に復旧し、又は乙の認める状態に復旧するものとする。

(経費の負担)

第8条 乙が緊急時協力避難施設を避難者に使用させたことにより要した費用は、甲が負担する。

2 乙は、前条に規定する復旧が完了した後、緊急時協力避難施設の使用に要した費用を甲に請求するものとする。

(緊急時協力避難施設の変更及び廃止)

第9条 乙は、緊急時協力避難施設の名称若しくは位置を変更し、又は緊急時協力避難施設を廃止したときは、速やかにその旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定により緊急時協力避難施設の変更又は廃止の通知を受けたときは、当該施設の使用が想定される地域の住民にその旨を周知しなければならない。

(協定書の有効期間)

第10条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、この協定書の有効期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から相手方に対し特段の意思表示がない場合は更に1年間継続するものとし、以後においても同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項については、甲、乙協議の上、別に定める。

(協定書の保管等)

第12条 この協定の締結を証するため、この書面2通を作成し、甲、乙それぞれ1通保管する。

附 則

平成15年9月30日に東レ・モノフィラメント株式会社と締結した「水害時における緊急時協力避難施設の使用に関する覚書」は、平成26年2月16日をもって廃止する。

平成26年2月17日

甲 岡崎市十王町二丁目9番地
岡崎市
代表者 岡崎市長
乙 岡崎市昭和町字河原1番地
東レ・モノフィラメント株式会社
代表取締役社長

(60-4) 災害時における緊急時協力避難施設の使用に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、岡崎市内で災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、岡崎市（以下「甲」という。）が、フタバ産業株式会社（以下「乙」という。）が所有する施設の一部を緊急時協力避難施設として使用することについて必要な事項を定めるものとする。

(協力の要請)

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が指定する避難所では避難者の生命又は身体を保護できないと認めるときは、乙に対し、その所有する施設を緊急時協力避難施設として使用することを要請することができる。

(緊急時協力避難施設)

第3条 乙は、前条の規定による甲の要請を受けたときは、乙が所有する別表に掲げる施設を、緊急時協力避難施設として甲に使用させるものとする。

2 前項に掲げる施設の具体的な使用方法是、各施設の特性を考慮し、甲、乙があらかじめ別途協議して定めるものとする。

(使用期間)

第4条 緊急時協力避難施設の使用期間は、甲が第2条の規定による要請をした時から使用の必要がなくなった旨の通知をした時までとする。

(避難者への対応)

第5条 乙は、緊急時協力避難施設を使用する避難者に対し、施設内の暖冷房設備、照明設備、通風設備、水道施設（便所を含む。）等を適宜使用させるものとする。

(派遣の要請)

第6条 乙は、甲に緊急時協力避難施設を使用させる場合において必要があると認めるときは、甲の職員を当該施設へ派遣するよう甲に要請することができる。

(復旧)

第7条 甲は、緊急時協力避難施設の使用を終えたときは、遅滞なく当該施設を原状に復旧し、又は乙の認める状態に復旧するものとする。

(経費の負担)

第8条 乙が緊急時協力避難施設を避難者に使用させたことにより要した費用は、甲が負担する。

2 乙は、前条に規定する復旧が完了した後、緊急時協力避難施設の使用に要した費用を甲に請求するものとする。

(緊急時協力避難施設の変更及び廃止)

第9条 乙は、緊急時協力避難施設の名称若しくは位置を変更し、又は緊急時協力避難施設を廃止したときは、速やかにその旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定により緊急時協力避難施設の変更又は廃止の通知を受けたときは、当該施設の使用が想定される地域の住民にその旨を周知しなければならない。

(協定書の有効期間)

第10条 この協定書の有効期間は、平成26年2月17日から平成26年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、この協定書の有効期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から相手方に対し特段の意思表示がない場合は更に1年間継続するものとし、以後においても同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項については、甲、乙協議の上、別に定める。

(協定書の保管等)

第12条 この協定の締結を証するため、この書面2通を作成し、甲、乙それぞれ1通保管する。

附 則

平成15年9月30日にフタバ産業株式会社岡崎工場と締結した「水害時における緊急時協力避難施設の使用に関する覚書」は、平成26年2月16日をもって廃止する。

平成26年2月17日

甲 岡崎市十王町二丁目9番地
岡崎市
代表者 岡崎市長

乙 岡崎市橋目町字御茶屋1番地
フタバ産業株式会社
代表取締役社長

(別表)

災害時における緊急時協力避難施設の使用に関する協定 緊急時協力避難施設

工場名	所在地	施設	面積
フタバ産業株式会社 岡崎工場	岡崎市橋目町御茶屋1番地	第1・4駐車場	7,429.48㎡
		第2駐車場	2,620.00㎡
		第3駐車場	2,640.00㎡
フタバ産業株式会社 六ッ美工場	岡崎市在家町字向前田38番地	第1駐車場	3,033.00㎡
		第2駐車場	4,044.00㎡
		第3駐車場	4,168.51㎡
フタバ産業株式会社 高橋工場	岡崎市高橋町字一二三24番地	東側駐車場	6,801.00㎡
		西側駐車場・ グラウンド	9,369.00㎡
フタバ産業株式会社 竜美ヶ丘研修センター	岡崎市竜美台1丁目13番地	駐車場	2,655.64㎡
フタバ産業株式会社 総合グラウンド	岡崎市桑谷町字クツバ10番地3	-	22,000.00㎡

(60-5) 災害時における緊急時協力避難施設の使用に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、岡崎市内で災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、岡崎市（以下「甲」という。）が、株式会社マキタ（以下「乙」という。）が所有する施設の一部を緊急時協力避難施設として使用することについて必要な事項を定めるものとする。

(協力の要請)

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が指定する避難所では避難者の生命又は身体を保護できないと認めるときは、乙に対し、その所有する施設を緊急時協力避難施設として使用することを要請することができる。

(緊急時協力避難施設)

第3条 乙は、前条の規定による甲の要請を受けたときは、乙が所有する次に掲げる施設を、緊急時協力避難施設として甲に使用させるものとする。

(1) 風水害時の緊急待避所

名称	所在地	面積
岡崎工場 A棟屋上	岡崎市合歓木町字渡嶋22番地1(岡崎工場敷地内)	約2,500㎡

(2) 地震災害時の近隣待避場所

名称	所在地	面積
マキタグラウンド	岡崎市合歓木町字池田273番地	約12,000㎡

2 前項に掲げる施設の具体的な使用方法是、各施設の特性を考慮し、甲、乙があらかじめ別途協議して定めるものとする。

(避難者への対応)

第4条 乙は、緊急時協力避難施設を使用する避難者に対し、施設内の暖冷房設備、照明設備、通風設備、水道施設（便所を含む。）等を適宜使用させるものとする。

(派遣の要請)

第5条 乙は、甲に緊急時協力避難施設を使用させる場合において必要があると認めるときは、甲の職員を当該施設へ派遣するよう甲に要請することができる。

(施設の提供期間)

第6条 施設の提供期間は必要最低限とし、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害の状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議の上、使用期間を延長できるものとする。

(復旧)

第7条 甲は、緊急時協力避難施設の使用を終えたときは、遅滞なく当該施設を原状に復旧し、又は乙の認める状態に復旧するものとする。

(経費の負担)

第8条 乙が緊急時協力避難施設を避難者に使用させたことにより要した費用は、甲が負担する。

2 乙は、前条に規定する復旧が完了した後、緊急時協力避難施設の使用に要した費用を甲に請求するものとする。

(緊急時協力避難施設の変更及び廃止)

第9条 乙は、緊急時協力避難施設の名称若しくは位置を変更し、又は緊急時協力避難施設を廃止したときは、速やかにその旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定により緊急時協力避難施設の変更又は廃止の通知を受けたときは、当該施設の使用が想定される地域の住民にその旨を周知しなければならない。

(協定書の有効期間)

第10条 この協定書の有効期間は、平成26年2月17日から平成26年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、この協定書の有効期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から相手方に対し特段の意思表示がない場合は更に1年間継続するものとし、以後においても同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項については、甲、乙協議の上、別に定める。

(協定書の保管等)

第12条 この協定の締結を証するため、この書面2通を作成し、甲、乙それぞれ1通保管する。

附 則

平成15年9月30日に株式会社マキタ岡崎工場と締結した「水害時における緊急時協力避難施設の使用に関する覚書」は、平成26年2月16日をもって廃止する。

平成26年2月17日

甲 岡崎市十王町二丁目9番地
岡崎市
代表者 岡崎市長
乙 愛知県安城市住吉町3丁目11番8号
株式会社マキタ
取締役社長

(60-6) 災害時における緊急時協力避難施設の使用に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、岡崎市内で災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、岡崎市（以下「甲」という。）が、三菱自動車工業株式会社（以下「乙」という。）が岡崎製作所に所有する施設の一部を緊急時協力避難施設として使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

(協力の要請)

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が指定する避難所では避難者の生命又は身体を保護できないと認めるときは、乙に対し、その所有する施設を緊急時協力避難施設として使用することを要請することができる。

(緊急時協力避難施設)

第3条 乙は、前条の規定による甲の要請を受けたときは、乙が所有する次に掲げる施設を、緊急時協力避難施設として甲に使用させるものとする。

名称	所在地
三菱自動車工業株式会社岡崎製作所 体育館アリーナ（約1,000㎡）	岡崎市橋目町字中新切1番地
小針テニスコート及び隣接する公園 （約4,600㎡）	岡崎市小針町字神田6番地

2 甲は、前項の緊急時協力避難施設は乙の一時避難場所としても使用することがあることを了承する。

3 第1項に掲げる施設の具体的な使用方法は、各施設の特性を考慮し、甲、乙があらかじめ別途協議して定めるものとする。

(使用期間)

第4条 緊急時協力避難施設の使用期間は、甲が第2条の規定による要請をした時から使用の必要がなくなった旨の通知をした時までとする。

(避難者への対応)

第5条 乙は、緊急時協力避難施設を使用する避難者に対し、施設内の暖冷房設備、照明設備、通風設備、水道施設（便所を含む。）等を適宜使用させるものとする。

(派遣の要請)

第6条 乙は、甲に緊急時協力避難施設を使用させる場合において必要があると認めるときは、甲の職員を当該施設へ派遣するよう甲に要請することができる。

(復旧)

第7条 甲は、第4条の定めに従い、緊急時協力避難施設の使用を終えたときは、遅滞なく当該施設を原状に復旧し、又は乙の認める状態に復旧するものとする。

(経費の負担)

第8条 乙が、甲の要請に基づき、緊急時協力避難施設を避難者に使用させたことで要した費用は、甲が負担する。

2 乙は、前条に規定する復旧が完了した後、前項に定める緊急時協力避難施設の使用に要した費用を甲に請求するものとする。

(緊急時協力避難施設の変更及び廃止)

第9条 乙は、緊急時協力避難施設の名称若しくは位置を変更し、又は緊急時協力避難施設を廃止したときは、速やかにその旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定により緊急時協力避難施設の変更又は廃止の通知を受けたときは、当該施設の使用が想定される地域の住民にその旨を周知しなければならない。

(協定書の有効期間)

第10条 この協定書の有効期間は、令和2年5月1日から令和3年4月30日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、この協定書の有効期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から相手方に対し特段の意思表示がない場合は更に1年間継続するものとし、以後においても同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項については、甲、乙協議の上、別に定める。

この協定の締結を証するため、この書面2通を作成し、甲、乙それぞれ1通保管する。

附則

平成26年2月17日に締結した「災害時における緊急時協力避難施設の使用に関する協定」は、本協定の発効をもって廃止する。

令和2年5月1日

甲 岡崎市十王町二丁目9番地
岡崎市
代表者 岡崎市長

乙 岡崎市橋目町字中新切1番地
三菱自動車工業株式会社
岡崎製作所長

(61) 災害時における液化石油ガスの供給等に関する協定書

岡崎市（以下「甲」という。）と愛知県ＬＰガス協会 西三河支部 岡崎分会（以下「乙」という。）とは、大規模地震等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における液化石油ガス（以下「ＬＰガス」という。）の供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条 この協定は、岡崎市地域防災計画に基づく災害時におけるＬＰガスの供給等に関して、甲が、乙に協力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条 この協定において「ＬＰガスの供給等」とは、甲が乙に要請した施設等に対し、ＬＰガスを優先供給することのほか、容器、供給設備、カセットコンロ、その他ＬＰガスを使用する燃焼機器等の提供を含むものとする。

（要請方法）

第３条 災害時において、甲は、乙に対して文書により、ＬＰガスの供給等について協力を要請するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

２ 前項において、協力を要請する場合は、次の各号に規定する内容について記載すること。

（１）要請する項目（要請する物品の種別等）

（２）要請物品の数量

（３）引渡し場所

（４）引渡し日時

（業務の実施）

第４条 乙は、前条の規定により、甲から要請を受けたときは、可能な限り協力を努めるものとする。

（運搬及び引き渡し）

第５条 乙は、ＬＰガスの供給等に係る運搬及び引き渡しについて甲の指示に従うものとする。

２ 甲は、ＬＰガスの供給等を実施する場所を指定するとともに、当該実施場所で納品確認のうえ引き取るものとする。

（費用の負担）

第６条 本協定により乙が実施したＬＰガスの供給等に係る対価及び運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

２ 前項に規定する対価及び費用については、災害時直前における適正価格を基準とし、甲、乙協議の上、決定するものとする。

（災害対策本部への派遣）

第７条 乙は、甲から要請があった場合、甲が設置する災害対策本部に職員を派遣することができるものとする。

（通常時の連携）

第８条 乙は、協会活動を通じて、日常的にＬＰガスの備蓄、緊急時対応設備の整備及び防災訓練への参加等協会会員の防災意識の向上に努め、甲は、乙に対して必要な協力を行うものとする。

（有効期間）

第９条 この協定の有効期間は、締結日から平成26年３月31日までとする。

２ 有効期間満了の１か月前までに甲又は乙から文書をもって協定終了を通知しない限り、有効期間は、更に１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第10条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

（適用）

第11条 この協定を証するため、本書を２通作成し甲乙記名押印のうえ各１通ずつ保管する。

平成26年２月20日

甲 岡崎市十王町二丁目９番地

岡崎市

代表者 岡崎市長

乙 岡崎市板屋町250番地１

愛知県ＬＰガス協会 西三河支部 岡崎分会

分会長

(62-1) 災害時の応急対策活動の協力に関する協定書

岡崎市（以下「甲」という。）と公益社団法人愛知建築士会（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害及びこれに類する大規模な被害が発生した場合（以下「災害時」という。）における乙から甲への支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において乙所属の岡崎支部（以下「丙」という。）から甲への支援協力を行う応急対策活動について必要な事項を定めることにより、避難所等の安全確認及び住宅等の再建支援を円滑かつ適切に実施し、もって被災者の不安解消と生活の復興を図ることを目的とする。

（支援協力）

第2条 前条の応急対策活動は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 甲が別に指定する避難所及び防災上重要な施設の安全確認
- (2) 民間建築物の復旧に関する無料相談等の対応

（協力要請）

第3条 甲は丙による支援協力が必要と認めるときは、丙に対し次の各号に掲げる事項を記載した文書により協力を要請する。ただし、緊急を要するときは口頭により要請できるものとし、その後速やかに文書を提出する。

- (1) 災害の状況及び協力を要請する事由
- (2) 支援要請する活動内容
- (3) その他必要な事項

2 丙は前項の要請を受けたとき、これに協力することを原則とする。

（報告）

第4条 丙は第2条第1項第1号の活動に従事したときは、甲に活動内容を報告する。

（復旧相談員名簿の提供）

第5条 丙は甲に、第2条第1項第2号の活動において建築物の補修、復旧方法等の相談に係ることができる担当者（復旧相談員という。）の名簿を毎年1回提供するものとする。

（費用負担）

第6条 応急対策活動における広報費及び第2条第1項第2号の活動における会場費について、甲の負担とする。

2 甲は、乙に対し、甲がその予算の範囲内で定める基準に従い、応急対策活動に要する費用その他の経費の全部または一部を、応急対策活動完了後相当期間経過後に甲乙協議決定した時期に支払うことができる。

（損害の補償）

第7条 この協定に基づく応急対策活動の実施において、乙及び乙が派遣した者に損害が生じた場合で、全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度の適用対象とならないものについての損害補償は、乙の責任において行うものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めるもののほか、必要事項については甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（協定期間及び更新）

第9条 この協定の期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の

1 か月前までに甲乙いずれからも協定の解除又は協定内容の変更の申出がないときは、協定の期間を1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和6年12月25日

甲 岡崎市十王町2丁目9番地

岡崎市

代表者 岡崎市長

乙 名古屋市中区栄2丁目10番19号

名古屋商工会議所ビル9階

公益社団法人愛知建築士会

会長

(62-2) 災害時の応急対策活動の協力に関する協定書

岡崎市（以下「甲」という。）と公益社団法人愛知県建築士事務所協会（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害及びこれに類する大規模な被害が発生した場合（以下「災害時」という。）における乙から甲への支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において乙所属の岡崎支部（以下「丙」という。）から甲への支援協力を行う応急対策活動について必要な事項を定めることにより、避難所等の安全確認及び住宅等の再建支援を円滑かつ適切に実施し、もって被災者の不安解消と生活の復興を図ることを目的とする。

（支援協力）

第2条 前条の応急対策活動は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 甲が別に指定する避難所及び防災上重要な施設の安全確認
- (2) 民間建築物の復旧に関する無料相談等の対応

（協力要請）

第3条 甲は丙による支援協力が必要と認めるときは、丙に対し次の各号に掲げる事項を記載した文書により協力を要請する。ただし、緊急を要するときは口頭により要請できるものとし、その後速やかに文書を提出する。

- (1) 災害の状況及び協力を要請する事由
- (2) 支援要請する活動内容
- (3) その他必要な事項

2 丙は前項の要請を受けたとき、これに協力することを原則とする。

（報告）

第4条 丙は第2条第1項第1号の活動に従事したときは、甲に活動内容を報告する。

（復旧相談員名簿の提供）

第5条 丙は甲に、第2条第1項第2号の活動において建築物の補修、復旧方法等の相談に係ることができる担当者（復旧相談員という。）の名簿を毎年1回提供するものとする。

（費用負担）

第6条 応急対策活動における広報費及び第2条第1項第2号の活動における会場費について、甲の負担とする。

2 甲は、乙に対し、甲がその予算の範囲内で定める基準に従い、応急対策活動に要する費用その他の経費の全部または一部を、応急対策活動完了後相当期間経過後に甲乙協議決定した時期に支払うことができる。

（損害の補償）

第7条 この協定に基づく応急対策活動の実施において、乙及び乙が派遣した者に損害が生じた場合で、全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度の適用対象とならないものについての損害補償は、乙の責任において行うものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めるもののほか、必要事項については甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（協定期間及び更新）

第9条 この協定の期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲乙いずれからも協定の解除又は協定内容の変更の申出がないときは、協定の期間を1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和6年12月20日

甲	岡崎市十王町2丁目9番地 岡崎市 代表者 岡崎市長
乙	名古屋市中区錦1丁目18番24号 いちご伏見ビル5階 公益社団法人愛知県建築士事務所協会 会長

(63) 災害時におけるバスによる緊急輸送に関する協定書

岡崎市（以下「甲」という。）と名鉄バス株式会社岡崎営業所（以下「乙」という。）とは、岡崎市内に地震、風水害、その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における、バスによる緊急輸送に関する事項について協定を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、大規模災害発生により甲が岡崎市災害対策本部を設置し、かつ甲が乙に対してバスによる緊急輸送の要請を行った場合に、甲の市職員及び甲が指定する避難者を岡崎市内の所定の場所まで乙の所有するバス車両で輸送し、甲による災害応急対策を遂行することを目的とする。

（受諾の前提条件）

第2条 乙は、あくまでも乙の業務を優先することを前提とし、可能と判断した場合のみ可能な範囲で要請を受託するものとする。

（要請）

第3条 第1条の要請は、緊急・救援等輸送要請書（別紙1）をもって乙に要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは電話で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段について、支障をきたさないように努めるものとする。

（受諾）

第4条 第2条の乙の業務に支障がない場合及び路線の安全上の問題がないと確認ができたときに限り、受託が可能と判断した場合、これを受諾しその要請事項を実施するための処置を行うとともに、その処置の状況を甲に報告するものとする。

（業務の内容）

第5条 本協定により、甲が乙に対して協力を要請する業務は、災害応急対策に必要な要員及び避難者の輸送業務とする。

2 業務の詳細については必要に応じてその都度協議する。

（業務報告）

第6条 乙は、前条の業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに緊急・救援等輸送報告書（別紙2）よりその報告をする。ただし特別の事情により、文書で報告することができないときは、電話又は口頭で報告し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（費用の負担及び支払）

第7条 第5条の規定により、乙及び乙のグループ会社が実施した業務に要した費用については、甲が負担するものとする。

2 前項のグループ会社とは、名鉄バス東部株式会社とする。

3 第1項の費用は、この協定に基づき乙が甲に供給した輸送業務終了後において、乙の提出する緊急・救援等輸送報告書に基づき、乙が国土交通大臣に届け出た災害発生直前の時点での「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金の種類・額」を基準とした時間制運賃として、甲乙協議の上、決定するものとする。

4 甲は、前項で決定した費用について、乙から適法な支払い請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

（事故及び故障等）

第8条 本業務の履行にあたり事故及び故障等の理由により運行を中断したときは、速やかに当該バスを交換するなどその運行を継続するよう努めなければならない。

2 前項の事故及び故障等が発生した場合は、乙は甲に事故の内容を文書で報告するものとする。ただし特別の事情により、文書で報告することができないときは、電話又は口頭で報告し、その後速やかに文書を送付するものとする。

3 前項の履行にあたり乙の従業員に故意または過失がある場合は、乙は責任を持って解決するものとする。ただし、地震、風災害、その他の災害等により乙の従業員に過失がない場合この限りではない。

（補償）

第9条 乙の従事者が第3条の要請を受けて行った活動により死亡し、負傷し、疾病し、若しくは身体障害を有することとなった時、次に掲げる場合を除き、甲は、災害救助法（昭和22年法律第118号）又は岡崎市消防団員公務災害補償等条例（平成17年条例第41号）の規定に基づき補償するものとする。

（1）業務に従事する従業員の故意又は重大な過失の場合

（2）当該損害が第三者の行為によるものであって当該第三者から損害賠償を受けることができる場合（協議）

第10条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定める。

（有効期間）

第11条 この協定書の有効期間は、協定の成立した日から平成27年3月31日までとする。ただし協定期間満了日の前にこの協定の解除又は変更について、甲と乙のいずれからも何らかの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されるものとみなし、以後この例による。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成26年4月1日

甲 岡崎市十王町二丁目 9 番地
岡崎市
代表者 岡崎市長

乙 岡崎市明大寺町天白前 2 3 番地
名鉄バス株式会社岡崎営業所
所 長

(別紙
1)

平成 年 月 日

名鉄バス株式会社
岡崎営業所長

様

岡崎市長

緊急・救援等輸送要請書

災害時におけるバスによる緊急輸送に関する協定書第 3 条第 1 項の規定により、緊急・救援等輸送を下記のとおり要請します。

なお、業務終了後は、実施報告を別紙により報告願います。

記

1 災害状況及び応援を要する事由

2 輸送内容

輸送日時	輸送区間	配車場所、乗車場所 及び降車場所	輸送人員	必要なバス 台数	輸送内容
平成 年 月 日 時 分～ 時 分	～		人	台	
平成 年 月 日 時 分～ 時 分	～		人	台	
平成 年 月 日 時 分～ 時 分	～		人	台	
平成 年 月 日 時 分～ 時 分	～		人	台	
平成 年 月 日 時 分～ 時 分	～		人	台	

(別紙 2)

平成 年 月 日

様

名鉄バス株式会社岡崎営業所
所長

緊急・救援等輸送報告書

災害時におけるバスによる緊急輸送に関する協定書第6条の規定により、下記のとおり報告します。

記

輸送日時	輸送区間	配車場所、乗車場所及び降車場所	輸送人員	必要なバス台数	輸送内容	輸送内容
平成 年 月 日 時 分～ 時 分	～		人	台		
平成 年 月 日 時 分～ 時 分	～		人	台		
平成 年 月 日 時 分～ 時 分	～		人	台		
平成 年 月 日 時 分～ 時 分	～		人	台		
平成 年 月 日 時 分～ 時 分	～		人	台		

(64) 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

岡崎市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第1条第1号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第2条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

（目 的）

第1条 本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

（定 義）

第2条 本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1) 「住宅地図」とは、岡崎市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2) 「広域図」とは、岡崎市全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- (4) 「ID等」とは、ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードを意味するものとする。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称を意味するものとする。

（地図製品等の供給の要請等）

第3条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

- 2 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。
- 3 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
- 4 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
- 5 本条に基づく地図製品等の供給にかかる対価は、甲乙別途協議のうえ決定するものとする。

（地図製品等の貸与及び保管）

第4条 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価についても、第3条第5項に基づき甲乙別途協議のうえ決定するものとする。

- 2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の最新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ最新版と差し替えることができるものとする。
- 3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による住宅地図の保管・管理状況を確認することができるものとする。

（地図製品等の利用等）

第5条 甲は、第1条第1号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策及び災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

- (1) 災害対策本部設置期間中の閲覧
- (2) 災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製
- 2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。
- 3 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、本協定添付別紙のZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

（情報交換）

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

（有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。但し、当該有効期間満了の1ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協 議)

第8条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

平成26年11月27日

甲 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地
岡崎市
代表者 岡崎市長

乙 名古屋市熱田区沢上2丁目1番32号
株式会社ゼンリン 第一事業本部 中部エリア統括部
部 長

(65) 災害に係る情報発信等に関する協定

岡崎市（以下、甲という。）およびヤフー株式会社（以下、乙という。）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第1条（目的）

この協定は、岡崎市内の暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高波、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象に備え、甲が地域住民及び当該地域の来訪者、滞在者などに対して必要な情報を迅速に提供し、かつ甲の行政機能の低下を軽減させるため、甲と乙が互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第2条（実施内容）

- 1 この協定により、次に掲げるものを実施するものとする。
 - (1) 乙が、甲の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、甲の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 甲が指定する避難所等の防災情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 甲が発令する避難勧告、避難指示等の緊急情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- 2 この協定により、次に掲げるもののうちから、甲乙両者の協議により具体的な内容及び方法について合意が得られたものについて実施するものとする。
 - (1) 甲が、災害発生時における被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (2) 甲が、避難所等における必要救援物資に関する情報を乙に提供し、乙が、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 乙が、乙の提供するブログサービスにおいて甲が運営するブログ（以下「災害ブログ」という）にアクセスするためのwebリンクをヤフーサービス上に掲載するなどして、災害ブログを一般に広く周知すること。
 - (4) 甲が、避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、乙が提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
- 3 甲および乙は、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
- 4 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、甲および乙は、甲乙で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第3条（費用）

前条に基づく甲及び乙の対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第4条（情報の周知）

乙は、甲から提供を受ける情報について、甲が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、乙が適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、乙は、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第5条（本協定の公表）

この協定締結の事実及び内容を公表する場合、甲及び乙は、その時期、方法および内容について、甲乙で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条（有効期間）

この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成27年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日1か月前までに甲乙いずれからもこの協定の延長に対して書面による異議の申し立てがないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後も同様とする。

第7条（協議）

この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲及び乙は、誠実に協議して定めるものとする。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ各1通を保有する。

平成26年12月25日

甲 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地

岡崎市
代表者 岡崎市長

乙 東京都港区赤坂九丁目 7 番 1 号
ヤフー株式会社
代表取締役

(66) 災害対応力強化のための連携・協力に関する覚書

(趣旨)

第1条 名古屋大学減災連携研究センター（以下「甲」という。）と西三河防災減災連携研究会（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、協力しながら西三河地区の災害対策機能の強化や、減災に資する防災教育・啓発活動に取り組むことを目的に、次の通り覚書を締結する。

(連携・協力事項)

第2条 甲及び乙は、次に掲げる事項について協議の上、連携・協力して実施するものとする。

- (1) 災害対策機能強化に関する事項
- (2) 防災・減災のための教育・啓発に関する事項
- (3) SIP（戦略的イノベーション創造プログラム）実施に関する事項
- (4) その他甲及び乙が前条の目的達成に必要と認める事項

(守秘義務)

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において、相手方より知り得た秘密事項について、本協定の有効期間を問わず、その一切について守秘義務があることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

(経費の負担)

第4条 この覚書により発生する費用は、予め甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

(協議)

第5条 この覚書に定めるもののほか必要な事項又はこの覚書の運用に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(覚書の有効期間)

第6条 この覚書は、締結の日から効力が発生するものとし、甲又は乙いずれかから文書による申出がない限り継続する。

平成26年12月26日

甲 名古屋大学減災連携研究センター
代表者 センター長

乙 西三河防災減災連携研究会会員市町
岡崎市
代表者 岡崎市長
碧南市
代表者 碧南市長
刈谷市
代表者 刈谷市長
豊田市
代表者 豊田市長
安城市
代表者 安城市長
西尾市
代表者 西尾市長
知立市
代表者 知立市長
高浜市
代表者 高浜市長
みよし市
代表者 みよし市長
幸田町
代表者 幸田町長

(67) 災害時における車両による緊急輸送に関する協定書

岡崎市（以下「甲」という。）と愛知県タクシー協会岡崎支部（以下「乙」という。）とは、岡崎市内に地震、風水害、その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における、車両による緊急輸送に関する事項について協定を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、大規模災害発生により甲が岡崎市災害対策本部を設置し、かつ甲が乙に対して車両による緊急輸送の要請を行った場合に、甲が指定する災害応急対策に必要な要員及び避難者等を岡崎市内の所定の場所まで乙の所有する車両で輸送し、甲による災害応急対策を遂行することを目的とする。

（受諾の前提条件）

第2条 乙は、あくまでも乙の業務を優先することを前提とし、可能と判断した場合のみ可能な範囲で要請を受託するものとする。

（要請）

第3条 第1条の要請は、緊急・救援等輸送要請書（別紙1）をもって乙に要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは電話又は口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段について、支障をきたさないように努めるものとする。

（受諾）

第4条 第2条の乙の業務に支障がない場合及び路線の安全上の問題がないと確認ができたときに限り、受託が可能と判断した場合、これを受諾しその要請事項を実施するための処置を行うとともに、その処置の状況を甲に報告するものとする。

（業務の内容）

第5条 本協定により、甲が乙に対して協力を要請する業務は、災害応急対策に必要な要員及び避難者等の輸送業務とする。

2 業務の詳細については必要に応じてその都度協議する。

（業務報告）

第6条 乙は、前条の業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに緊急・救援等輸送報告書（別紙2）よりその報告をする。ただし特別の事情により、文書で報告することができないときは、電話又は口頭で報告し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（費用の負担及び支払）

第7条 第5条の規定により、乙に属する会社が実施した業務に要した費用については、甲が負担するものとする。

2 第1項の費用は、この協定に基づき乙が甲に供給した輸送業務終了後において、乙の提出する緊急・救援等輸送報告書に基づき、乙に属する会社が国土交通大臣に届け出た災害発生直前の時点での認可された運賃・料金を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 甲は、前項で決定した費用について、乙から適法な支払い請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

（事故及び故障等）

第8条 本業務の履行にあたり事故及び故障等の理由により運行を中断したときは、速やかに当該車両を交換するなどその運行を継続するよう努めなければならない。

2 前項の事故及び故障等が発生した場合は、乙は甲に事故の内容を文書で報告するものとする。ただし特別の事情により、文書で報告することができないときは、電話又は口頭で報告し、その後速やかに文書を送付するものとする。

3 前項の履行にあたり乙の従業員に故意または過失がある場合は、乙は責任を持って解決するものとする。ただし、地震、風災害、その他の災害等により乙の従業員に過失がない場合この限りではない。

（補償）

第9条 乙の従事者が第3条の要請を受けて行った活動により死亡し、負傷し、疾病し、若しくは身体障害を有することとなった時、次に掲げる場合を除き、甲は、災害救助法(昭和22年法律第118号)又は岡崎市消防団員公務災害補償等条例(平成17年条例第41号)の規定に基づき補償するものとする。

(1) 業務に従事する従業員の故意又は重大な過失の場合

(2) 当該損害が第三者の行為によるものであって当該第三者から損害賠償を受けることができる場合

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定める。

（有効期間）

第11条 この協定書の有効期間は、協定の成立した日から平成28年3月31日までとする。ただし協定期間満了日の前にこの協定の解除又は変更について、甲と乙のいずれからも何らかの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されるものとみなし、以後この例による。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成27年7月23日

甲 岡崎市十王町二丁目9番地

岡崎市
代表者 岡崎市長
乙 岡崎市戸崎元町 5 番地 1
愛知県タクシー協会 岡崎支部
支部長

(別紙 1)

平成 年 月
日

愛知県タクシー協会 岡崎支部
支部長 様

岡崎市長

緊急・救援等輸送要請書

災害時における車両による緊急輸送に関する協定書第3条第1項
の規定により、緊急・救援等輸送を下記のとおり要請します。

なお、業務終了後は、実施報告を別紙により報告願います。

記

防 No. 1

輸送日		平成 年 月 日 ()	
乗車	時刻	☐ 午前 ☐ 午後 時 分	
	場所		
降車	場所		
輸送人員			
必要な車両の種類		☐ 小型 ☐ 中型 ☐ 大型 ☐ 特大	
輸送内容		☐ 市職員 ☐ 被災者 ☐ 物資 (☐ その他)	
乗車する代表者名			

岡崎市役所連絡先	担当者	電話	FAX 携帯電話等
要請者			
災害対策本部			
財産管理課 総務車両班			

(別紙 2)

平成 年 月 日

岡崎市長 様

愛知県タクシー協会 岡崎支
部
支部長

緊急・救援等輸送報告書

災害時における車両による緊急輸送に関する協定書第6条の規定
により、下記のとおり報告します。

記

防 No. 1

輸送日		平成 年 月 日 ()			
乗車	時刻	□午前 □午後 時 分			
	場所				
降車	時刻	□午前 □午後 時 分			
	場所				
輸送人員					
使用した車両の種類		□小型 □中型 □大型 □特大			
輸送内容		□市職員 □被災者 □物資 □その他 ()			
会社 (運転手名)		□名鉄() □岡陸() □岡乗() □岡東() □かもめ () □幸田() □豊栄() □レックス()			
運賃					

要請者サイン

※降車時に、市職員に記入させてください。

(68) 災害時等協力避難場所の使用及び災害救助物資の緊急調達等に関する協定

岡崎市（以下「甲」という。）と株式会社エルエル V i v a L L 福岡（以下「乙」という。）とイオンビッグ株式会社 ザ・ビッグエクスプレス岡崎福岡店（以下「丙」という。）は、次のとおり災害時等協力避難場所の使用及び災害救助物資の緊急調達等に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、甲が、乙及び丙の協力を得て被災者に対して、災害時等協力避難場所等としての施設の使用及び災害救助物資の緊急調達を行うために必要な事項を定めるものとする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙及び丙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（支援協力の内容）

第3条 乙及び丙は、災害時において次の事項について、可能な範囲内で支援を実施するものとする。ただし、乙または丙が罹災する等の特別な事情により支援できない場合は、その旨を電話等により甲へ連絡するものとする。なお、(1)については、次条の規定により、甲が丙へ協力要請の手続きを要するものとする。

(1) 丙は甲に対し、食料・生活物資等を提供すること。

(2) 乙または丙の所有または管理する施設等を災害時等協力避難場所として被災者に提供すること。

(3) 乙または丙の店舗において、被災者に対し、水道水、トイレ等を提供すること。

(4) 乙または丙の店舗において、被災者に対し、テレビ・ラジオ等で知れた災害概況の状況を可能な範囲で提供すること。

2 乙または丙は、次の施設を使用させるとともに、当該施設の開錠等災害時等協力避難場所の設置及び運営に協力するものとする。

(1) 施設名称 (株)エルエル V i v a L L 福岡

イオンビッグ(株) ザ・ビッグエクスプレス岡崎福岡店 平面駐車場

(2) 位置 岡崎市福岡町岩ヶ崎28番地

3 災害時等協力避難場所は、乙及び丙の自衛消防活動及び事業運営を阻害しない範囲において使用するものとし、使用期間は概ね一週間を目処に甲、乙及び丙の協議によって決定する。

（支援協力要請の手続き）

第4条 甲は、丙に対し、前条第1号の支援協力を受けようとする場合には、支援協力の種類、数量、受け渡し場所、方法、日時等を明らかにし、文書をもって要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により支援要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（物資の運搬、受渡し）

第5条 丙の甲に対する物資の受渡し場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、受渡し場所までの物資の運搬は、丙又は丙の指定する者が行うものとする。ただし、丙又は丙の指定する者による運搬が困難である場合は、甲又は甲の指定する者が受渡し場所までの物資の運搬を行うものとする。

（災害救助物資の品目）

第6条 災害救助物資の品目は、おおむね別表に掲げるとおりとする。なお、品目については、甲、丙が協議のうえ、必要に応じて適宜見直すものとする。

（費用負担）

第7条 乙または丙が、甲の要請により支援協力に要した経費については、甲、乙・丙協議のうえ決定し、甲が負担するものとする。また、物資の価格は災害発生時直前における適正価格とする。

（連絡先等確認）

第8条 物資の要請及び供給を円滑に行うため、甲乙丙の連絡先及び連絡責任者を定めるものとする。この場合において、内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

（有効期間）

第9条 この協定書の有効期間は、平成28年6月29日から平成29年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、協定期間が満了する日の30日前までに、甲乙丙いずれからも相手方に対して特段の意思表示がないときは、本協定は同一条件でさらに1年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

（協議事項）

第10条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた場合は、誠意を持って甲乙丙が協議の上で決定するものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上各自それぞれ1通を保有する。

平成28年6月28日

甲 愛知県岡崎市十王町2丁目9番地
岡崎市

代表者 岡崎市長

乙 愛知県岡崎市上和田町字南天白 5 - 1
株式会社エルエル
代表取締役社長

丙 愛知県名古屋市中村区名駅 5 - 25 - 1 愛三ビル 4 階
イオンビッグ株式会社
代表取締役社長

(別表)
(丙)

区 分	主 な 品 目
食 品	米、パン、牛乳、缶詰、インスタント麺、レトルト食品、容器入飲料水 など
日 用 品	カセットボンベ、割りばし、紙皿、紙コップ など
そ の 他	絆創膏、生理用品 など

(69) 災害時等における応急対策の協力に関する協定

岡崎市（以下「甲」という。）と株式会社荏原製作所中部支社（以下「乙」という。）とは、災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲の所有する雨水ポンプ場が被災し、又は被災するおそれがあるときに行う復旧支援協力に関して以下のとおり協定を締結する。

尚、対象となる雨水ポンプ場等は、次のとおりとする。

- ・福岡雨水ポンプ場
- ・マンホールポンプ設備

（目的）

第1条 本協定は、乙の甲に対する協力に関して基本的な事項を定め、災害等により被災し、又は被災するおそれがある雨水ポンプ場の機能の早期復旧又は支援を行うことを目的とする。

（用語の定義）

第2条 本協定における「災害等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、地盤の液状化、噴火、地滑りその他の異常な自然現象
- (2) その他不測の事態

（支援業務）

第3条 本協定に基づき乙が行う支援業務は、次のとおりとする。

- (1) 被災した下水道設備の応急復旧のために必要な業務
- (2) その他甲乙間で協議した上で必要と認める業務

（支援体制等）

第4条 乙は、本協定の締結後速やかに、乙の連絡体制等の必要な情報を、甲に提出するものとする。

2 前項の情報に変更が生じた場合には、速やかに甲に申し出るものとする。

（支援要請）

第5条 甲は、災害等により被災した場合、次の各号に掲げる事項を記載した文書により、乙に応急排水作業に関する支援を要請することができるものとする。ただし、緊急時においては、文書によらず電話等で支援を要請することができるものとする。

- (1) 災害等の概要
- (2) 支援要請の内容
- (3) その他必要事項

2 甲は、前項のただし書の規定により支援を要請した場合は、後日速やかに乙に文書を送付するものとする。

3 乙は、甲から第1項の支援要請があった場合には、特別な理由がない限り、必要な人員・機材等をもって協力するものとする。

（報告）

第6条 乙は、前条の規定による支援活動が終了したときは、速やかに甲に対し次の各号に掲げる事項を記載した文書により報告を行うものとする。

- (1) 支援内容及び期間
- (2) その他必要事項

（費用）

第7条 本協定に基づき、甲が乙に対して要請した業務に係る費用は甲の負担とする。

（協定期間）

第8条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から令和8年8月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙双方から申出がない場合、この協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

（その他）

第9条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲乙双方による協議の上決定するものとする。

本協定成立の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各々1通を保有する。なお、本協定の締結により、甲乙間で平成28年7月31日に締結した「災害時等における応急対策の協力に関する協定」は効力を失うこととする。

令和7年12月1日

甲 岡崎市十王町二丁目9番地
岡崎市水道事業及び下水道事業管理者

乙 名古屋市西区菊井2丁目22番7号
株式会社 荏原製作所 中部支社
支社長

(70) 災害時等協力避難場所の使用に関する協定

岡崎市（以下「甲」という。）と株式会社エルエル（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時等協力避難場所の使用に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、甲が、乙の協力を得て災害時等協力避難場所等として施設を使用するために必要な事項を定めるものとする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（支援協力の内容）

第3条 乙は、災害時において前条の規定による甲の要請を受けたときは、次の事項について可能な範囲内で支援を実施するものとする。ただし、乙が罹災する等の特別な事情により支援できない場合は、その旨を電話等により甲へ連絡するものとする。

- (1) 乙の所有または管理する施設等を災害時等協力避難場所として被災者に提供すること。
- (2) 乙の所有または管理する施設等において、被災者に対し、水道水、トイレ等を提供すること。
- (3) 乙の所有または管理する施設等において、被災者に対し、テレビ・ラジオ等で知れた災害概況の状況を可能な範囲で提供すること。

2 乙は、次の施設を使用させるとともに、当該施設の開設等災害時等協力避難場所の設置及び運営に協力するものとする。

- (1) 施設名称 エルエルタウン 平面駐車場 (10,437.07㎡)
屋上駐車場 (18,766.12㎡)

所在地 岡崎市上和田町字南天白5番地1

3 災害時等協力避難場所は、乙の自衛消防活動及び事業運営を阻害しない範囲において使用するものとし、使用期間は概ね一週間を目処に甲、乙の協議によって決定する。

（派遣の要請）

第4条 乙は、甲に災害時等協力避難場所を使用させる場合において必要があると認めるときは、甲の職員を当該施設へ派遣するよう甲に要請することができる。

（復旧）

第5条 甲は、災害時等協力避難場所の使用を終えたときは、遅滞なく当該施設を原状に復旧し、又は乙の認める状態に復旧するものとする。

（費用負担）

第6条 乙が甲の要請により支援協力に要した経費については、甲、乙協議のうえ決定し、甲が負担するものとする。

2 乙は、前条に規定する復旧が完了した後、災害時等協力避難場所の使用に要した費用を甲に請求するものとする。

（連絡先等確認）

第7条 本協定を円滑に行うため、甲乙の連絡先及び連絡責任者を定めるものとする。この場合において、内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

（有効期間）

第8条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、協定期間が満了する日の30日前までに、甲乙いずれからも相手方に対して特段の意思表示がないときは、本協定は同一条件でさらに1年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

（協議事項）

第9条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた場合は、誠意を持って甲乙が協議の上で決定するものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自それぞれ1通を保有する。

平成28年10月24日

甲	愛知県岡崎市十王町二丁目9番地 岡崎市 代表者 岡崎市長
乙	愛知県岡崎市上和田町字南天白5-1 株式会社エルエル 代表取締役社長

(71) 災害時における緊急時協力避難施設の使用に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、岡崎市内で災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、岡崎市（以下「甲」という。）が、アンデン株式会社、株式会社オチアイネクス、東海光学株式会社及び富士機械製造株式会社（以下あわせて「乙」という。）が所有する施設の一部を緊急時協力避難施設として使用することについて必要な事項を定めるものとする。

(協力の要請)

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が指定する避難所では避難者の生命又は身体を保護できないと認めるときは、乙に対し、その所有する施設を緊急時協力避難施設として使用することを要請することができる。

(緊急時協力避難施設)

第3条 乙は、前条の規定による甲の要請を受けたときは、乙が所有する別表に掲げる施設を、緊急時協力避難施設として甲に使用させるものとする。

2 前項に掲げる施設の具体的な使用方法是、各施設の特性を考慮し、甲、乙があらかじめ別途協議して定めるものとする。

(使用期間)

第4条 緊急時協力避難施設の使用期間は、甲が第2条の規定による要請をした時から使用の必要がなくなった旨の通知をした時までとする。

2 前項の使用期間は24時間を限度とし、甲と乙の協議により延長することができる。

(避難者への対応)

第5条 乙は、緊急時協力避難施設を使用する避難者に対し、可能な範囲内で施設内の水道施設（便所を含む。）等を適宜使用させるものとする。

(避難者の損害)

第6条 緊急時協力避難施設開設期間中における管理責任は、甲に属するものとし、避難者が緊急時協力避難施設の利用にあたり生じた事故等に対する責については、乙はこれを負わない。

(派遣の要請)

第7条 乙は、甲に緊急時協力避難施設を使用させる場合において必要があると認めるときは、甲の職員を当該施設へ派遣するよう甲に要請することができる。

(復旧)

第8条 甲は、緊急時協力避難施設の使用を終えたとき又は乙からの要請があったときは、遅滞なく当該施設を原状に復旧し、又は乙の認める状態に復旧するものとする。

(経費の負担)

第9条 乙が緊急時協力避難施設を避難者に使用させたことにより要した費用は、甲が負担する。

2 乙は、前条に規定する復旧が完了した後、緊急時協力避難施設の使用に要した費用を甲に請求するものとする。

(緊急時協力避難施設の変更及び廃止)

第10条 乙は、緊急時協力避難施設の名称若しくは位置を変更し、又は緊急時協力避難施設を廃止したときは、速やかにその旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定により緊急時協力避難施設の変更又は廃止の通知を受けたときは、当該施設の使用が想定される地域の住民にその旨を周知しなければならない。

(協定書の有効期間)

第11条 この協定書の有効期間は、平成29年1月30日から平成29年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、この協定書の有効期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から相手方に対し特段の意思表示がない場合は更に1年間継続するものとし、以後においても同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項については、甲、乙協議の上、別に定める。

(協定書の保管等)

第13条 この協定の締結を証するため、この書面5通を作成し、各当事者がそれぞれ1通保管する。

平成29年1月30日

甲 岡崎市十王町二丁目9番地
岡崎市
代表者 岡崎市長

乙 岡崎市真福寺町字深山1番地21
アンデン株式会社 岡崎工場
総務部長

岡崎市真福寺町字深山1番地1
株式会社オチアイネクス
代表取締役社長

岡崎市恵田町字下田 5 番地26
東海光学株式会社
代表取締役社長

愛知県知立市山町茶碓山19番地
富士機械製造株式会社
岡崎工場長

(別表)

災害時における緊急時協力避難施設の使用に関する協定 緊急時協力避難施設

企業名	所在地	施設	備考
アンデン株式会社	岡崎市真福寺町字深山 1 番地21	駐車場	平日 20台 休日 100台
株式会社 オチアイネクス	岡崎市真福寺町字深山 1 番地 1	仕入先駐車場	20台
東海光学株式会社	岡崎市恵田町字下田 5 番地26	第 2 駐車場	40台
富士機械製造株式会社 岡崎工場	岡崎市恵田町字北横 1 番地 3	駐車場	休日600台

(72) 災害時の応急対策の協力に関する協定書

岡崎市（以下「甲」という。）と公益社団法人愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「乙」という。）は、岡崎市内における地震、風水害その他の災害により被害が発生した場合（以下「災害時」という。）の応急復旧及びその他応急処置（以下「応急対策」という。）の協力に関する基本協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、岡崎市地域防災計画に基づき、岡崎市内における応急対策について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な基本的事項を定めるものとする。（協力要請）

第2条 甲は、災害時に応急対策を必要とするときには、乙に対してその協力を要請することができる。また、甲と乙は、あらかじめ応急対策業務に関する連絡担当者を定め、必要な情報を相互に連絡するものとする。

（応急対策の内容）

第3条 応急対策の内容は次のとおりとする。

- (1) 岡崎市内の公共施設等の被災状況の調査
- (2) 岡崎市内の公共施設等の応急対策、災害復旧のための筆界点情報の収集・復元
- (3) 登記・境界関係の相談所の開設
- (4) 平常時における岡崎市管理公共施設等の筆界に関する災害予防対策の策定等
- (5) その他特に必要な応急対策業務

（協力要請の方法）

第4条 甲は、応急対策協力要請書（様式第1号）により、乙に対して要請手続きを行う。ただし、緊急を要するときは、電話等の手段又は口頭により行い、その後速やかに応急対策協力要請書を提出するものとする。

（対策の完了）

第5条 乙は、甲の要請により応急対策を実施し、応急対策が完了したときは、応急対策業務完了届（様式第2号）を甲に提出するものとする。

（協力）

第6条 乙は、甲から要請を受けたときは、速やかに乙の社員を動員するものとする。ただし、乙の社員のみで対応できないときは、甲、乙協議のうえ、乙と協定している中部ブロック各県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「丙」という。）の社員を動員するものとする。

（経費の支払）

第7条 甲は、乙が行った応急対策の経費については、遅滞なくその支払いを行うものとする。甲が、乙に対して支払うべき経費については、甲、乙協議のうえ災害時直前における適正価格をもって決定する。

（名簿等の提出）

第8条 乙は、毎年1回、次の書類を甲に提出するものとする。

- (1) 応急対策業務に関する乙の組織図
- (2) 応急対策業務に関する連絡担当者
- (3) 応急対策業務に従事できる社員名簿
- (4) その他必要と認められる事項

（人道的支援）

第9条 乙は災害発生時に、乙及び必要に応じて丙の社員に対し、被災者に対する炊き出し等の人道的支援をするよう呼びかけるものとする。

（従事社員の災害補償）

第10条 甲は、乙又は丙の社員が応急対策業務等において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は、死亡した場合、「岡崎市消防団員公務災害補償等条例」に基づき、これを補償する。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定める。

（有効期間）

第12条 この協定書の有効期間は、協定の日から1年とする。ただし、この協定の有効期間満了の日前1月以内に、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後この例による。

この協定を証するため、本書2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成28年8月19日

甲 岡崎市十王町二丁目9番地
岡崎市
代表者 岡崎市長

乙 名古屋市中区新栄二丁目2番1号イノイス6階

公益社団法人
愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
理事長

(73) 大規模災害時等における帰宅困難者支援施設の使用に関する協定書

岡崎市（以下「甲」という。）とレゾンシティ岡崎駅前プレミアムコート管理組合（以下「乙」という。）は、レゾンシティ岡崎駅前プレミアムコート（以下「建築物」という。）における帰宅困難者等の一時滞在時の用に供する施設等を、甲が帰宅困難者支援施設（以下「支援施設」という。）として使用するために必要な事項について、次のとおり協定を締結する。

（建築物）

第1条 建築物の名称及び所在地は次のとおりとする。

名称	レゾンシティ岡崎駅前プレミアムコート
所在地	西三河都市計画事業岡崎駅東土地区画整理事業 17街区5画地（該当地番：岡崎市羽根町字東荒子60番3） 17街区6画地（該当地番：岡崎市羽根町字東荒子60番3） 17街区23画地（該当地番：岡崎市羽根町字東荒子65番2） 17街区24画地（該当地番：岡崎市羽根町字東荒子62番13）

2 前項の各所在地は、換地処分公告があった翌日から、対応する該当地番とする。

（使用範囲）

第2条 支援施設としての使用範囲は次のとおりとする。

使用範囲	・1階風除室及びホール（合計50平方メートル以上） ・防災備蓄倉庫（5平方メートル以上）

（使用対象者）

第3条 支援施設を使用できる者は、大規模災害時等において生じた帰宅困難者とする。

（使用料）

第4条 支援施設としての使用に伴う建築物の使用料は、無料とする。

（開設）

第5条 甲は、大規模災害時等により帰宅困難者が多数生じると判断したときは、乙に対し、速やかに支援施設を開設するよう要請するものとする。

2 乙は、前項の要請に基づき、建築物が支援施設として使用される場合において、開設準備等を行う。ただし、緊急を要する場合にあっては、甲が支援施設を開設することができるものとする。

（管理運営）

第6条 甲は、支援施設を開設したときにおいて、帰宅困難者に対して運営に関する必要な指示を与えるものとする。

2 乙は、帰宅困難者に対して、支援施設の提供以外を行わない。

（使用上の責任）

第7条 支援施設開設期間中における管理責任は甲に属するものとし、支援施設の利用にあたり生じた事故等に対する責については、乙はこれを負わない。

（閉鎖）

第8条 甲は、開設中の支援施設の閉鎖時期に関して乙と協議を行い、支援施設の運営の必要がなくなったと判断したときにおいて閉鎖する。

（原状回復のための費用負担）

第9条 甲は、この協定に基づき支援施設を帰宅困難者が使用したことにより生じた原状回復のための費用を負担する。この場合において、費用負担の額、方法等については、甲及び乙が協議し、決定する。

（協定の有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から建築物が存続する期間とする。

2 前項にかかわらず、甲は乙に対しこの協定の終了を申し出ることができるものとし、その場合は30日前までに書面をもって通知するものとする。

（その他）

第11条 この協定に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

上記の協定の成立の証とするため、この協定書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を所持する。

平成28年8月27日

甲 岡崎市十王町二丁目9番地
岡崎市
代表者 岡崎市長

乙 岡崎市羽根町字東荒子65番地2
レゾンシティ岡崎駅前プレミアムコート管理組合
理事長

(74) 災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書

岡崎市（以下「甲」という。）と愛知県行政書士会岡崎支部（以下「乙」という。）は、岡崎市内で地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における被災者支援のための行政書士業務（行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の2及び第1条の3の業務をいう。以下同じ。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、甲の要請に基づき乙が実施する行政書士業務について、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲が、災害時に災害対策本部を設置し、行政書士業務の必要が生じたときは、乙に対して協力を要請することができる。

（行政書士業務の範囲）

第3条 甲の要請により乙の会員が行う行政書士業務の範囲は、次に掲げる業務とする。

(1) 甲が開設する被災者相談窓口における相談業務

(2) その他甲乙が必要と認める業務

（要請手続等）

第4条 第2条の要請は、災害時協力要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等で要請し、その後、速やかに災害時協力要請書を提出するものとする。

2 乙は、前項に規定する要請を受けたときは、その要請を実施するための措置を講ずるとともに、その措置の状況を甲に通知するものとする。

3 甲と乙は、連絡体制、連絡方法等について、平時から連絡調整等に努めるものとする。

（実施報告）

第5条 乙は業務を実施したときは、災害時要請業務実施報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（費用負担）

第6条 第3条の行政書士業務の実施に必要な費用は、乙が負担するものとする。

（損害の補償）

第7条 乙が、甲の要請により第3条に定める行政書士業務を行う際に、乙の会員が事故により傷害を被った場合、またはそれにより死亡した場合においても、甲は一切の責任を負わないものとする。

（相談者の負担）

第8条 甲の要請による行政書士業務は無料とし、相談者は負担を負わないものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の3ヶ月前までにこの協定の解除又は変更について、甲と乙のいずれからも何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されるものとし、以後この例による。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成29年2月15日

甲 愛知県岡崎市十王町2丁目9番地
岡崎市
代表者 岡崎市長

乙 愛知県岡崎市大平町南田潰23番地1
愛知県行政書士会 岡崎支部
支 部 長

様式第1号

第
平成 年 月 号
日

災 害 時 協 力 要 請 書

愛知県行政書士会岡崎支部長 様

岡 崎 市 長

災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書第2条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

要 請 担 当 者 氏 名 ・ 電 話 番 号	職名 氏名 電話番号
電話・ファクシミリ 等による要請日時	平成 年 月 日 () 時 分頃
要 請 内 容	
場 所	
期 間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
備 考	

様式第2号

第
平成 年 月 号
日

災害時要請業務実施報告書

(宛先) 岡 崎 市 長

愛知県行政書士会岡崎支部長

災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書第5条の規定に基づき、次のとおり報告します。

要 請 担 当 者 氏 名 ・ 電 話 番 号	職名 氏名 電話番号
電話・ファクシミリ 等による要請日時	平成 年 月 日 () 時 分頃
業 務 内 容	
場 所	
期 間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
備 考	

(75) 災害時における消火活動支援及び生活用水確保等に関する協定

岡崎市（以下「甲」という。）と西三河生コンクリート協同組合（以下「乙」という。）は、次のとおり、災害時における消火活動支援及び生活用水確保等に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（総則）

第1条 本協定は、大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、消火活動支援及び生活用水の確保等について、甲が乙の協力を得るために必要な事項を定めるものとする。

（支援業務）

第2条 甲からの要請により乙が行う支援業務（以下「支援業務」という。）は、乙の組合員が保有する大量の水及びミキサー車を活用した以下のものとする。

- (1) 消火用水の輸送及び供給
- (2) 生活用水の提供

（実施区域）

第3条 支援業務の実施区域は、岡崎市全域とする。

（支援要請）

第4条 甲から乙に対する要請は、書面をもって行うものとする。ただし、緊急の場合は口頭で要請し、その後速やかに書面を交付するものとする。

2 乙は、甲から要請を受けた場合、書面等により、対応可能な事項について速やかに甲に報告するものとする。

3 乙は、出動する場合は現場責任者を定め、速やかに甲に氏名及び連絡先を報告するものとする。

（実施報告）

第5条 乙は、支援業務を行ったときは、作業実施時間、実施した支援業務の内容等を、書面により速やかに甲へ報告するものとする。

（費用）

第6条 乙は、支援業務の完了後、当該支援業務に要した費用及び明細を甲に報告するものとする。

2 前項の報告があったときは、内容について甲乙協議の上、甲が乙に支払う費用を決定するものとする。

（補償）

第7条 支援業務に起因する乙の支援業務従事者の負傷、疾病、障がい又は死亡については、乙の労働者災害補償保険により補償するものとする。ただし、支援業務が岡崎市消防団員公務災害補償等条例による損害補償の対象となる場合は、甲はこれを補償する。

（有効期間）

第8条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも意思表示がない場合、本協定は1年間更新されるものとし、次年度以降も同様とする。

（支援体制等）

第9条 乙は、連絡体制等、本協定の実施に必要な事項に変更が生じた場合には、速やかに甲に申し出るものとする。

（補足）

第10条 本協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、その都度、甲乙協議の上で決定するものとする。

本協定成立の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年9月5日

甲 岡崎市十王町2丁目9番地
岡崎市
代表者 岡崎市長
乙 知立市山町御手洗2番地36
西三河生コンクリート協同組合
代表者 理事長

(76) 災害時等協力避難場所の使用に関する協定

岡崎市（以下「甲」という。）とアイ・ケイ・ケイ株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時等協力避難場所の使用に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、乙が所有し、又は管理する施設を災害時等協力避難場所とするために必要な事項を定めるものとする。

（協力事項の発動）

第2条 本協定に定める災害時等の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（支援協力の内容）

第3条 乙は、災害時等において前条の規定による要請を受けた場合は、可能な範囲内で、次に掲げる支援協力を実施するものとする。ただし、乙が罹災する等の特別な事情により支援できないときは、その旨を電話等により甲へ連絡するものとする。

(1) 次の施設（以下「本施設」という。）を災害時等協力避難場所とすること。

ア 施設の所在地 西三河都市計画事業岡崎駅東土地地区画整理事業
9街区15-1画地（該当地番：岡崎市柱町字下荒子17-1）

イ 施設の名称 ララシャンスOKAZAKI迎賓館

ウ 使用する施設

(ア) 1階エントランスロビー 132.52㎡

(イ) 2階ホール 517.20㎡

(ウ) 駐車場 2,422.77㎡

(2) 災害時等協力避難場所において、次に掲げる支援を行うこと。

ア 本施設の開錠等、災害時等協力避難場所の運営に協力すること。

イ 避難者（帰宅困難者を含む。以下同じ。）に対し、食糧、水道水、トイレ等を提供すること。

ウ 避難者に対し、テレビ、ラジオ等で知った災害に関する情報を提供すること。

(3) 本施設に隣接する公園内の電源設備を開錠すること。

2 災害時等協力避難場所としての使用は、乙の事業運営等を阻害しない範囲内において行うものとし、使用する期間は概ね1週間を目処に、甲及び乙の協議によって決定する。

3 甲は、第1項第3号の電源設備の開錠のため、予め乙に電源設備の鍵（以下「鍵」という。）を貸与するものとする。乙は、鍵の貸与を受けたときは、甲に受領書を提出するものとする。

4 乙は、甲から貸与された鍵を善良な管理者の注意をもって保管するものとし、本協定が失効した場合は、速やかに甲に返却しなければならない。

（復旧）

第4条 災害時等協力避難場所としての使用が終わったときは、甲は本施設を使用前の状態又は乙の認める状態に復旧するものとする。

2 乙において本施設を使用前の状態に復旧した場合は、その費用を甲が負担する。

3 災害時等協力避難場所としての本施設の使用について、甲の責に帰すべき事由により乙に損害を与えたときは、甲はその損害を賠償するものとする。

（費用負担）

第5条 乙が第3条の規定による支援協力を要した費用については、乙からの支援内容の報告及び請求を受け、甲及び乙にて協議を行い、甲の負担額を決定するものとする。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、本協定の有効期間が満了する日の30日前までに、甲乙いずれからも相手方に対して特段の意思表示がないときは、本協定の有効期間は、1年間延長されるものとし、その後においても同様とする。

（協議事項）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた場合は、誠意を持って甲乙が協議の上で決定するものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年10月5日

甲 愛知県岡崎市十王町2丁目9番地
岡崎市
代表者 岡崎市長

乙 佐賀県伊万里市新天町722番地5
アイ・ケイ・ケイ株式会社
代表者 代表取締役

(77) 災害時における協力に関する協定

岡崎市（以下「甲」という。）と岡崎市に所在する別表に掲げる郵便局（以下「乙」といい、代表する郵便局は岡崎郵便局と岡崎明大寺郵便局とする。）は、岡崎市内において発生した災害時において、相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）

第1条 本協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、岡崎市内に災害が発生し、必要が生じた場合は、次に掲げる事項について相互に協力を要請することができる。

(1) 甲から乙への要請

ア 避難所への臨時郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の収集、交付等

イ 災害救助法（昭和22年法律第118号）適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

(イ) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

(イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除

(イ) 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除

(エ) 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除

ウ 株式会社ゆうちょ銀行の非常払い及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い

エ 郵便局ネットワークを活用した広報活動

オ 郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の情報提供

カ 前各号に掲げるもののほか、協力できる事項

(2) 乙から甲への要請

被災者への郵便物の送付を円滑に行うために必要な情報（避難所開設状況等）の提供

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務等に支障のない範囲内において協力するものとする。

（費用負担）

第4条 乙が甲の要請による支援協力に要した費用については、乙からの支援内容の報告及び請求を受け、甲及び乙にて協議を行い、甲の負担額を決定するものとする。

2 第2条第1号イ及びウに係る経費については、甲は負担しないものとする。

（災害情報等連絡体制の整備）

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

（有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、協定期間が満了する日の30日前までに、甲乙いずれからも相手方に対して特段の意思表示がないときは、本協定は同一条件で更に1年間更新されるものとし、その後についても同様とする。

（協議）

第8条 本協定に定めのない事項及び本協定に対する疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年9月21日

甲 岡崎市十王町2丁目9番地

岡崎市

代表者 岡崎市長

乙 岡崎市戸崎町字原山4番地5

日本郵便株式会社

岡崎郵便局長

岡崎市明大寺本町4-58

日本郵便株式会社

岡崎明大寺郵便局長

(別 表)

岡崎郵便局	岩津郵便局	岡崎明大寺郵便局
岡崎緑丘郵便局	岡崎不吹郵便局	形埜郵便局
藤川郵便局	額田郵便局	宮崎郵便局
岡崎伊賀郵便局	岡崎大平郵便局	本宿郵便局
常磐郵便局	河合郵便局	岡崎美合郵便局
岡崎六供郵便局	岡崎竜美丘郵便局	岡崎大友郵便局
岡崎矢作郵便局	岡崎康生通西郵便局	岡崎中町郵便局
岡崎能見郵便局	岡崎鴨田郵便局	岡崎康生郵便局
岡崎北野郵便局	岡崎日名郵便局	岡崎細川郵便局
岡崎大樹寺郵便局	岡崎法性寺郵便局	福岡郵便局
六ッ美郵便局	岡崎駅前郵便局	青野郵便局
岡崎針崎郵便局	岡崎南明大寺郵便局	岡崎宇頭郵便局
岡崎大和郵便局	岡崎六名郵便局	岡崎上地郵便局

(78) 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書

岡崎市（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社名古屋支店（以下「乙」という。）は、災害が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災者等の通信を確保することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 本覚書に規定する「災害の発生」とは、地震及び風水害等の発生により災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受ける地域において、広域停電が発生していること、又は同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本覚書に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議の上で定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を敷設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者又は帰宅困難者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

（通信機器の管理）

第3条 甲は、本覚書に基づき、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

（屋内設備の管理及び破損）

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備（電話機、端子盤、配管、引込柱等）を設置し、乙が設置する屋内配線や引き込み線等（モジュージャックを含む。以下同じ。）とともに、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう維持に努めることとする。

2 乙が設置する屋内配線や引き込み線等の設備が、甲の故意又は重過失により破損した場合は、甲は乙に速やかに書面をもって報告することとする。なお、乙に対する修復に係る費用の支払については、一切を甲が負担するものとする。ただし、当該破損が乙の故意又は過失に基づく場合は、乙が負担するものとする。

（特設公衆電話の設置）

第5条 特設公衆電話の設置に係る電気通信回線数については、甲乙協議の上、乙が決定することとし、設置場所等の必要な情報については「特設公衆電話設置一覧（岡崎市）」（別紙1）を作成し甲乙互いに保管するものとする。

なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名を「情報管理責任者（変更）通知書」（別紙2）をもって相互に通知することとする。

（特設公衆電話設置場所の閉鎖、移転等）

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生が明らかになった場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。

また、新たな設置場所を設ける場合は、甲は乙に対し報告することとする。

（定期試験の実施）

第7条 甲及び乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、「特設公衆電話 定期試験仕様書」（別紙3）に定める接続試験を実施することとする。

定期試験については、避難所開設訓練等での利用により接続確認とすることができる。

利用方法として、接続は岡崎市内の固定電話への接続とし、携帯電話及び国際通話への接続はしないこととする。

（故障発見時の扱い）

第8条 甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

（特設公衆電話の利用開始）

第9条 特設公衆電話の利用の開始については、甲乙協議の上乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者若しくは帰宅困難者等の通信確保に努めるものとする。

ただし、設置場所の存在する地域において災害が発生し、甲と乙が連絡が取れない場合は、甲の判断により、利用を開始することができるものとし、後日、甲は乙に対し利用開始の連絡を行うこととする。

（特設公衆電話の利用）

第10条 甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

（特設公衆電話の利用終了）

第11条 特設公衆電話の利用の終了については、甲乙協議の上、乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。

ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合には、甲は、速やかに特設公

衆電話を撤去し、後日、乙に対し撤去した場所の連絡を行うこととする。

(設置場所の公開)

第12条 乙は、災害発生時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所について、甲と合意した場合、乙のウェブサイト上で公開するものとする。

(目的外利用の禁止)

第13条 甲は、第7条に規定する定期試験並びに第9条及び第10条に規定する利用を除き、特設公衆電話を利用してはならない。

2 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとし、目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、甲乙協議の上、抜本的な措置を講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等及び甲の目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

(表明保証)

第14条 甲及び乙は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約する。

(1) 甲又は乙の役員等が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号)、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 第2条第6号)、暴力団員でなくなった時から5年間を経過しない者、若しくはこれらに準ずる者、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下、これらを個別に又は総称して「暴力団員等」という。)であること。

(2) 甲又は乙の行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められること。

(3) 甲又は乙の行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し、又は、暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させていると認められること。

(4) 甲又は乙が暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、又は不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること。

(5) 本覚書の履行が、暴力団員等の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するものであること。

2 甲及び乙は、相手方が次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時に本覚書を解除することができる。

(1) 前項に違反したとき。

(2) 自ら次に掲げる行為をし、又は第三者をして次に掲げる行為をさせたとき。

① 相手方に対する暴力的な要求行為。

② 相手方に対する法的な責任を超えた不当な要求行為。

③ 相手方に対する脅迫的言辞又は暴力的行為。

④ 風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて、相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為。

⑤ その他前各号に準ずる行為。

3 甲及び乙は、前項の規定により本覚書を解除した場合、相手方に損害が生じて、これを賠償する責を負わないものとする。

(協議事項)

第15条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

(有効期限)

第16条 本覚書は、乙が設置する屋内配線や引き込み線等の設備引渡し完了日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が相手方に対して文書をもって覚書の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自がその1通を保有する。

平成30年4月15日

甲 愛知県岡崎市十王町2丁目9番地
愛知県岡崎市
市長

乙 愛知県名古屋市中区大須4丁目9番60号
西日本電信電話株式会社 名古屋支店
取締役名古屋支店長

(79) 災害時における化学物質等の調査に関する協定書

岡崎市（以下「甲」という。）と一般社団法人愛知県環境測定分析協会（以下「乙」という。）とは、災害時における化学物質等の調査に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において化学物質等が環境中へ漏えい、飛散したことなどにより必要となる調査業務に関し、甲が乙に対して協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「化学物質等」とは、人の健康や環境に悪影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがある物質その他甲が必要があると認めるものとする。

（要請）

第3条 甲は、災害時において、次条に掲げる業務を遂行するために、乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し協力を要請する。

2 前項の規定による要請は、様式第1号により文書で行う。ただし、文書で要請する時間的余裕がないときは、口頭又は電話等で要請した後、できる限り速やかに文書を送付するものとする。

（業務の内容）

第4条 この協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 試料の採取
- (2) 化学物質等の測定及び分析
- (3) 調査地点周辺状況の記録
- (4) 前3号に掲げるもののほか、甲が特に必要と認める事項

（業務の実施）

第5条 乙は、第3条の規定により要請を受けたときは、乙に所属する会員（以下「会員」という。）に対して、甲が必要とする業務を優先的に実施させるものとする。

2 会員は、業務の実施に当たり、身体に危険が生じると判断した場合は、速やかに当該業務の実施を中止し、乙へ連絡し、乙はその旨を甲へ報告する。

（測定結果の報告）

第6条 前条の業務を実施した会員は、第4条第2号及び第3号に規定する測定等の結果について、速やかに甲へ報告する。

（業務実施報告）

第7条 乙は、第5条に規定する業務を終了したときは、速やかに様式第2号により業務実施報告書を提出するものとする。

（費用の負担）

第8条 第5条の規定により会員が実施した業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、災害時直前における適正価格を基準とし、甲と乙で協議して決定するものとする。

（協力体制）

第9条 乙は、甲に円滑な協力ができるよう、協力体制の整備に努めるものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、その都度甲と乙で協議して定める。

（有効期間）

第11条 この協定は、締結の日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

平成30年4月16日

甲 岡崎市十王町二丁目9番地
岡崎市
代表者 岡崎市長

乙 名古屋市中区金山1丁目2番4号
一般社団法人愛知県環境測定分析協会
会長

災害時における化学物質等の調査の協力要請書

一般社団法人愛知県環境測定分析協会

会長 様

岡崎市長

災害時における化学物質等の調査に関する協定書第 3 条第 2 項の規定により、下記のとおり協力を要請します。

なお、業務の実施報告を別紙様式第 2 号により報告願います。

記

災害の状況及び協力を要請する事由	
調査地点	
調査内容及び分析項目	
調査期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
その他参考となる事項	

担当

電話

F A X

E-mail

災害時における化学物質等の調査業務実施報告書

岡崎市長 様

一般社団法人愛知県環境測定分析協会
会長

災害時における化学物質等の調査に関する協定書第 7 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

調査地点	
調査実施者名 及び調査実績 〔 分析項目 〕 検体数	
調査期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
その他参考となる事項	
連絡先	

(80) 災害時協力避難所の使用に関する協定

岡崎市（以下「甲」という。）と豊田鉄工株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時等協力避難所の使用に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、風水害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、甲が、乙の協力を得て災害時等協力避難所等として乙の額田工場施設を使用するために必要な事項を定めるものとする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（支援協力の内容）

第3条 乙は、災害時において前条の規定による甲の要請を受けたときは、次の事項について可能な範囲内で支援を実施するものとする。ただし、乙が罹災する等の特別な事情により支援できない場合は、その旨を電話等により甲へ連絡するものとする。

(1) 乙の所有または管理する施設等を災害時等協力避難所として避難者に提供すること。

(2) 乙の所有または管理する施設等において、避難者に対し、水道水、トイレ等を提供すること。

(3) 乙の所有または管理する施設等において、避難者に対し、テレビ・ラジオ等で知りえた災害状況を可能な範囲で提供すること。

2 乙は、次の施設を使用させるとともに、当該施設の開錠等災害時等協力避難所の設置及び運営に協力するものとする。

(1) 施設名称 豊田鉄工株式会社額田工場 食堂（252㎡）

所在地 岡崎市中伊西町字大皿田 8 番地 4

(2) 施設名称 豊田鉄工株式会社額田工場 大会議室（209㎡）

所在地 岡崎市中伊西町字大皿田 8 番地 4

3 なお、原則として前項 1 号に記載の施設を利用することとするが、受入に支障がある場合などは、甲、乙協議のうえ、前項 2 号に記載の施設を利用するものとする。

4 災害時等協力避難所は、乙の自衛消防活動及び事業運営を阻害しない範囲において使用するものとし、使用期間は甲、乙の協議によって決定する。

（派遣の要請）

第4条 乙は、甲に災害時等協力避難所を使用させる場合において必要があると認めるときは、甲の職員を当該施設へ派遣するよう甲に要請することができる。

（復旧）

第5条 甲は、災害時等協力避難所の使用を終えたときは、遅滞なく当該施設を原状に復旧し、又は乙の認める状態に復旧するものとする。

（費用負担）

第6条 乙が甲の要請により支援協力に要した経費については、甲、乙協議のうえ決定し、甲が負担するものとする。

2 乙は、前条に規定する復旧が完了した後、災害時等協力避難所の使用に要した費用を甲に請求するものとする。

（連絡先等確認）

第7条 本協定を円滑に行うため、甲乙の連絡先及び連絡責任者を定めるものとする。この場合において、内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

（有効期間）

第8条 この協定書の有効期間は、平成30年 7 月 1 日から平成31年 3 月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、協定期間が満了する日の30日前までに、甲乙いずれからも相手方に対して特段の意思表示がないときは、本協定は同一条件でさらに 1 年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

（協議事項）

第9条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた場合は、誠意を持って甲乙が協議の上で決定するものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上各自それぞれ 1 通を保有する。

平成30年 6 月 1 日

甲 愛知県岡崎市十王町二丁目 9 番地

岡崎市
代表者 岡崎市長

乙 豊田市細谷町4丁目50番地
豊田鉄工株式会社
代表者 代表取締役社長

(81) 災害時における応急対策等の支援に関する協定書

岡崎市（以下「甲」という。）と岡崎市建設コンサルタント協会（以下「乙」という。）とは災害時における甲が管理する道路、河川、下水道等の施設（以下「公共土木施設」という。）の緊急的な応急対策及び浸水被害対策並びに土砂災害対策等の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、岡崎市内に暴風、豪雨、洪水、地震、その他の異常な自然現象により生ずる被害（以下「災害」という。）が発生し、甲が管理する公共土木施設が被災した場合などにおいて、緊急的な応急対策の支援に関し技術者の派遣手続を定め、被害の拡大防止と迅速な災害復旧に資することを目的とする。

（応急措置の手続等）

第2条 甲は、管理する公共土木施設に被害が発生するなど、必要と認めるときは、被災状況に応じて、乙の会員を特定し、様式第1号により出動の要請を行うものとする。

2 甲は、乙の会員を特定する際に派遣可能技術者に関する情報等を乙に求めることができる。

3 乙の会員は、甲から出動要請があり、様式第2号によりそれに応じた場合は、速やかに当該災害に関する応急措置を実施するものとする。

4 前項の応急措置は、被災箇所の調査、測量、設計等の業務をいう。

（契約の締結）

第3条 甲は、乙の会員に出動要請し、乙の会員が応じたときは、遅滞なく契約手続を進めるものとする。

（応急措置の特例）

第4条 甲は、岡崎市境付近での災害の対応として特に必要と判断した場合は、乙の会員に市外への出動要請を行うことができるものとする。

（損害の負担）

第5条 応急措置の実施に伴い、甲又は乙の会員の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は使用機材等に損害が生じた場合、乙の会員は、その事実の発生後、遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲と協議して定めるものとする。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結日から平成32年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに甲乙いずれからも申出のないときは、この協定を更に1年間継続するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議してこれを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自それぞれ1通を保有する。

平成30年12月25日

甲 岡崎市

代表者 岡崎市長

乙 岡崎市建設コンサルタント協会

会長 葵コンサルタント株式会社

代表取締役

(82) 地域内輸送拠点等に関する協定

岡崎市（以下「甲」という。）と愛知県中央青果株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における国等からの緊急物資（以下「支援物資」という。）の受入れ、保管および避難所等への搬出を行う地域内輸送拠点（以下「拠点」という。）の開設及び業務支援に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、南海トラフ巨大地震等の大規模な災害が発生し、支援物資の物流に係る業務を適正かつ円滑に行うため、その必要な手続き等について定めることを目的とする。

（拠点の開設等）

第2条 甲は、大規模な災害の発生により国等からの支援物資を安定的に避難者へ供給するために必要と判断した場合は、拠点を開設する。

2 甲は、拠点において次の各号に定める業務（以下「拠点業務」という。）を行う。

- (1) 支援物資の受入
- (2) 拠点における支援物資の在庫管理、仕分け及び保管等
- (3) 前各号に掲げるもののほか甲が必要と認めるもの

（支援の要請）

第3条 甲は、拠点業務を行うにあたり、必要と認めるときは、乙に対し、次の各号に掲げる内容を要請するものとする。

- (1) 前条に規定する拠点の開設のための事前準備
- (2) 拠点業務を行うために必要なスペースの確保
- (3) 拠点業務に必要な人員及び拠点等に必要な機材の提供
- (4) その他前条第2項各号に規定する業務に関し甲が必要と認めるもの

（要請の手続き）

第4条 前条の規定による要請は、拠点施設開設要請書（様式第1号。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、文書による要請が困難である場合には口頭により要請し、その後、遅延なく要請書を提出するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けた場合は、輸送拠点開設通知書（様式第2号。以下「通知書」という。）により回答する。ただし、文書による回答が困難である場合には口頭により回答し、その後、速やかに通知書を提出するものとする。

（拠点業務の実施）

第5条 乙は、前条第1項に規定する要請を受けたときには、速やかに拠点の開設準備及び拠点業務の支援を行うものとする。ただし、乙が被災等により要請に応じることが困難な場合は、この限りでない。

（経費の負担）

第6条 拠点業務に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する経費の算出方法については、次の各号の災害発生直前における通常の料金（価格）を参考として、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

- (1) 物流拠点における使用料
- (2) 車両などの資機材等の使用料
- (3) 人件費

（費用の請求）

第7条 乙は、甲に業務実績を報告するとともに、要した経費を請求する。請求の時期等については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

2 甲は、前項の報告及び請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に費用を支払うものとする。

（災害補償）

第8条 甲は、第3条の規定に基づき業務に従事した者が、そのため、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかった場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50条）に基づき、これを補償するものとする。

（第三者に対する損害賠償）

第9条 業務中に、乙が第三者に対して及ぼした損害については、その賠償方法及び賠償額は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（情報の交換）

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、随時次の資料を交換するものとする。なお、連絡先に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

- (1) 連絡責任者及び補助者の職、氏名並びに連絡方法等
- (2) その他必要事項

（秘密の保持）

第11条 甲及び乙は、拠点業務により知ることができた秘密を他人に漏らし又は利用してはならない。
業務が終了した後においても同様とする。

(疑義に関する協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(協定期間)

第13条 この協定の有効期間は、締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了1ヶ月前までに甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間この協定の有効期間が延長されたものとし、以後の期間についてもまた同様とする。

2 協定内容に見直しの必要が生じた場合は、協議のうえ随時変更を行う。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成31年1月18日

甲 岡崎市十王町二丁目9番地
岡崎市
岡崎市長

乙 岡崎市土井町字地堂一番地一
愛知県中央青果株式会社
取締役社長

(83) 大規模災害時における周辺住民の緊急退避所使用等に関する協定書

岡崎市（以下「甲」という。）と岡崎医療刑務所（以下「乙」という。）は、大規模な風水害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生が予想される場合において、甲が行う災害対策への乙の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、被害時に甲が、災害時緊急退避所及び防災関係機関の活動拠点等（以下「退避所等」という。）として、乙が管理する施設の一部を迅速かつ円滑に使用するため、必要な事項を定めるものである。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対し要請を行ったときをもって発動する。

（使用の申請等）

第3条 乙は、甲が実施する災害対策により、乙が指定する施設を甲が退避所等として使用する必要があると認めるときは、甲の申請により、乙の管理する次の施設の一部又は全部の提供等に関して、乙の行政活動に支障が生じるおそれがある場合を除き、可能な範囲で最大限これに協力するものとする。

（1）施設所在地 岡崎市上地4丁目24番地16

（2）使用場所 岡崎医療刑務所演武場及び職員待機所

2 甲は、前条に基づき退避所等の使用申請を行うときは、乙に対し、国有財産使用許可申請証（別紙様式1）を提出する。ただし、当該申請書を提出するいとまがないときは、口頭又は電話等で申請することができるものとし、その後、速やかに当該申請書を提出するものとする。

（支援・協力の内容）

第4条 乙が甲に対して行う施設の提供に関する協力は、次に掲げるものとする。

（1）災害発生時の退避所等の提供と地域住民の受入れ

（2）乙が知り得る周辺地域に係る災害状況等の情報の連絡・連携

（3）前2号に掲げるもののほか、災害対策上必要と認められる協力（水道水、トイレ、毛布の提供等）

（4）乙の提供した施設に退避した地域住民に対するテレビ・ラジオで知り得た災害情報の提供

2 退避所等は、乙の自営防災活動及び行政活動を阻害しない範囲において使用するものとし、使用期間は甲乙の協議によって決定する。

（申請に基づく措置等）

第5条 乙は、甲からの第3条2項の使用申請に基づき、施設の使用が必要と認めるときは、国有財産使用許可書（別紙様式2）を甲に交付し、甲は、当該許可書記載の使用条件に基づき使用するものとする。

2 乙は、前項に基づき申請を許可する場合は、国有財産法第19条において準備する同法第22条第1項第3号の規定に基づき、使用料を無償とする。

3 乙は、退避所等の使用を許可した後、速やかに施設の出入り口の開錠等の措置を講じるものとする。

4 退避所等への退避者誘導は、甲が行うものとする。

（許可の取り消し又は変更等）

第6条 乙は、次の各号に該当するときは、前条の許可を取消し又は変更することができるものとする。また、この場合において発生した経費は甲の負担とする。

（1）乙が、本来の目的に供するため必要が生じたとき

（2）甲に、この協定に違反する行為が認められるとき

（使用時の注意事項）

第7条 甲は、第3条第2項に基づき使用を許可された退避所等を利用する者に対し、申請した施設以外の場所に立ち入らないように注意喚起を図り、指導を行うものとする。

（乙への報告）

第8条 甲は、退避所等の使用によって、設備、施設又は土地が損壊した場合は、乙に対して、速やかに届け出るものとする。

(原状回復義務)

第9条 甲は、退避所等の使用を終了するときは、使用した退避所等を原状に復し、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。

(費用負担)

第10条 第3条第2項に基づき使用を許可された退避所等の運営により、及び前条規定に基づき生じた経費は、甲が負担するものとする。

2 前条に掲げる経費を除き、協力に要した経費の負担については、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

(情報の交換)

第11条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から 情報交換を行い、緊急時に備えるものとする。

(連絡責任者)

第12条 この協定を円滑に行うため、甲及び乙は、あらかじめ連絡先及び連絡責任者を定めて相手方に報告し、災害が発生したとき又は協定内容に変更が生じた場合は、速やかに相互に連絡を取るものとする。

(協定の効力及び更新)

第13条 この協定の有効期間は、平成31年3月26日から翌年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、協定期間の満了する日の30日前までに、甲乙いずれからも相手方に対して特段の意思表示がないときは、この協定は同一条件で更に一年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度誠意をもって甲乙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自それぞれ1通を保有する。

平成31年3月26日

甲 岡崎市十王町2丁目9番地
岡崎市長

乙 岡崎市上地4丁目24番地16
岡崎医療刑務所長

平成 年 月 日

岡崎医療刑務所長 殿

申請者 住所 岡崎市十王町 2 丁目 9 番地
岡崎市長

印

国有財産使用許可申請書

下記のとおり行政財産を使用したく、関係書類を添付して申請します。

記

1 使用しようとする財産

- (1) 所在 岡崎市上地 4 丁目 2 4 番地 1 6
- (2) 区分 土地 (別添位置図のとおり)
- (3) 名称 岡崎市医療刑務所演武場及び職員待機所

2 使用しようとする理由

緊急退避所及び防災関係機関の活動拠点等

3 使用しようとする期間

(元号) 年 月 日 () から (元号) 年 月 日 () まで

4 その他参考となるべき事項

国有財産使用許可書

岡崎市長 殿

法務省所管国有財産部局長
岡崎医療刑務所長

貴自治体から依頼がありました地域住民等の緊急待避所及び防災関係機関の活動拠点等として、当所所管の国有財産を使用することについては、下記のとおり許可します。

記

1 使用場所

- (1) 所在 岡崎市上地 4 丁目 2 4 番地 1 6
- (2) 区分 土地（別添位置図のとおり）
- (3) 名称 岡崎医療刑務所演武場及び職員待機所

2 使用内容

緊急退避所及び防災関係機関の活動拠点等

3 使用しようとする期間

（元号） 年 月 日（ ）から（元号） 年 月 日（ ）まで

4 その他

- (1) 使用に当たっては、既設物を破損、損傷させないように注意すること。
- (2) 退避所及び防災関係機関の活動拠点等での事故及びトラブル等に関しては、岡崎市が一切の責任を負うこと。
- (3) 使用期間を変更する場合は、事前に申し出ること。

(84) 災害支援協力に関する協定書

(目的)

第1条 岡崎市（以下「甲」という。）と一般社団法人岡崎青年会議所（以下「乙」という。）は、甲の区域内に地震、風水害等の災害が発生した場合、甲が乙に協力を得て行う災害対応について必要な事項を定めるものとする。

(協力内容)

第2条 甲は、災害時等において、次に掲げる事項について、乙に協力を要請することができるものとする。

- (1) 支援に関する労務・役務等
- (2) 全国の青年会議所から集まる救援物資等
- (3) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

2 具体的な品目や支援内容・数量について、別途協議のうえ取り決めるものとする。

(協力の実施)

第3条 乙は、前条による要請を受けたときは、可能な限りこれに応ずるよう努め、相互に必要な連絡・調整を行うものとする。

(要請の手続き)

第4条 甲の乙に対する要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書で要請するいとまがないときは、電話又は口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 前項ただし書の場合にあつては、乙は甲に電話等で確認のうえ次項の措置をとるものとする。

3 乙は、第1項の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を行うとともに、その措置の状況を甲に報告するものとする。

(経費の負担)

第5条 要請の実施に要した資材・機材の運搬費等経費は、甲が負担するものとする。

2 前項の経費は適正価格を基準として、甲乙協議のうえ決定する。

(情報の取り扱い)

第6条 甲乙はこの協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行う。

2 復旧活動や支援等の人的支援に協力・参加する人員等の個人情報、必要に応じ甲乙双方が共有する。

3 本協定に関する活動や内容については、ホームページ等広報媒体を通じ外部に発信することができる。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は締結日から令和2年3月31日までとする。ただし、期間満了の3箇月前までに甲乙いずれからも協定の解除又は協定内容の変更の申し出がないときは、協定の期間を1年延長するものとし、以後この例によるものとする。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項及び協定の内容について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各1通を保有する。

令和元年10月1日

(甲) 岡崎市十王町2丁目9番地
岡崎市 代表者
岡崎市長

(乙) 岡崎市竜美南1丁目2番地 岡崎商工会議所内 5F
一般社団法人岡崎青年会議所
理事長

(85) 災害時等における帰宅困難者支援施設の使用に関する協定

岡崎市（以下「甲」という。）と東岡崎駅北東街区複合施設株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時等における帰宅困難者支援施設（以下「支援施設」という。）の使用に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、乙が所有し、又は管理する施設を支援施設として使用するために必要な事項を定めるものとする。

（協力事項の発動）

第2条 本協定に定める災害時等の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（支援協力の内容）

第3条 乙は、災害時等において前条の規定による要請を受けた場合は、可能な範囲内で、次に掲げる支援協力を実施するものとする。ただし、乙が罹災する等の特別な事情により支援できないときは、その旨を電話等により甲へ連絡するものとする。

(1) 次の施設（以下「本施設」という。）を支援施設として使用する。

ア 施設の所在地 岡崎市上明大寺町2丁目14番地1、14番7、14番8、14番10

イ 施設の名称 オト リバーサイド テラス（東岡崎駅周辺地区整備北東街区整備事業）

ウ 使用する施設

(ア) 回廊テラス

(イ) ホテル棟ロビー（客室の使用状況に応じて提供を検討）

(2) 支援施設において、次に掲げる支援を行うこと。

ア 本施設の開錠等、災害時等における帰宅困難者支援の運営に協力すること。

イ 帰宅困難者へ水道水、トイレ、電源等の使用を提供すること。

ウ 帰宅困難者への災害に関する情報や最寄りの鉄道会社と連携を図り、鉄道の運行状況の情報を提供すること。

2 支援施設としての使用は、乙の事業運営等を阻害しない範囲内において行うものとし、支援施設の閉鎖時期に関しては、甲と乙の協議によって決定する。

（支援施設の管理）

第4条 支援施設開設期間中における本施設の管理責任は甲に属するものとし、支援施設開設期間中における本施設内での事故等に対する責については、乙はこれを負わない。

（復旧）

第5条 支援施設としての使用が終わったときは、甲は本施設を使用前の状態又は乙の認める状態に復旧するものとする。

2 乙において本施設を使用前の状態に復旧した場合は、その費用を甲が負担する。

3 支援施設としての本施設の使用について、甲の責に帰すべき事由により乙に損害を与えたときは、甲はその損害を賠償するものとする。

（費用負担）

第6条 乙が第3条の規定による支援協力に要した費用については、乙からの支援内容の報告及び請求を受け、甲及び乙にて協議を行い、甲の負担額を決定するものとする。

（有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の30日前までに、甲乙いずれからも相手方に対して特段の意思表示がないときは、本協定の有効期間は、1年間延長されるものとし、その後においても同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、平成29年6月30日付け公正証書により甲と乙が締結した事業用定期借地権設定契約（平成29年第323号及び第324号 公証人 岩井 隆義）が終了したとき、本協定は効力を失う。

(協議事項)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた場合は、誠意を持って甲乙が協議の上で決定するものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和元年11月2日

甲 岡崎市十王町二丁目9番地
岡崎市
代表者 岡崎市長

乙 岡崎市上明大寺町二丁目14番地1
東岡崎駅北東街区複合施設株式会社
代表者 代表取締役

(86) 災害時における電動車両等の支援に関する協定

岡崎市（以下「甲」という。）、中部三菱自動車販売株式会社（以下「乙」という。）及び三菱自動車工業株式会社（以下「丙」という。）は、災害時における電動車両等の支援に関し次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、岡崎市内において災害（異常かつ激甚な非常災害をいう。以下同じ。）の発生時に、甲、乙、及び丙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、電動車両等の貸与について必要な事項を定めるとともに、平時においても電動車両の災害時における有用性を広く市民に知らしめ、甲、乙及び丙が共に理解醸成に努めるものとする。

（電動車両等の種類）

第2条 乙が甲に対して貸与する電動車両等は、次に掲げるものとする。

- (1) 電気自動車
- (2) プラグインハイブリッド車
- (3) 前二号に掲げるもののほか、自動車からの外部給電に必要な機器

（貸与の要請）

第3条 甲は、災害の発生時における応急対策のため、乙が保有する電動車両等（第2条に規定する電動車両等をいう。以下同じ。）の貸与を必要とする場合は、丙に対し電話等により当該貸与に係る要請を行うものとする。この場合において、当該要請を受けた丙は、乙が貸与することが可能な電動車両等を確認し、乙と調整の上、当該要請に係る対応について甲に連絡するものとする。

2 前項に規定する連絡を受けた後、甲は、乙に対し、電動車両等の貸与について要請書（様式1号）により要請するものとする。

3 乙は、前項の規定により要請があったときは、危険性を考慮し、業務に支障を来さない可能な範囲で、乙が保有する電動車両等を優先的に貸与するよう努めるものとする。

4 丙は、第2項の規定により甲が要請する電動車両等の種類及び数量等に関し、乙が保有する電動車両等を貸与することが困難な場合は、電動車両等の確保に努めるものとする。

（電動車両等の引渡し）

第4条 乙は、前条第2項の規定による要請を受け、電動車両等を甲に貸与する場合は、甲の指定する場所に運搬し、電動車両等の数量・種類について確認の上で、甲が指定する者に対して引渡しを行うものとする。

2 乙は、前項の規定により、電動車両等の引渡しを行った場合は、速やかに口頭又は電話等により甲に連絡し、甲に対して報告書（様式2号）を提出するものとする。

（貸与期間）

第5条 電動車両等の貸与期間は、電動車両等の引き渡し日から起算して1週間程度とする。ただし、貸与期間を変更する必要がある場合は、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

（電動車両等の返却）

第6条 乙が甲に貸与した電動車両等の返却時期及び返却場所については、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

（費用負担）

第7条 貸与期間中の電動車両等に係る費用（電気代、燃料代、その他消耗品等に係る費用をいう。）については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、発災直前における適正な価格を基礎として、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

（補償）

第8条 貸与期間中に生じた電動車両等による損害の補償については、以下のとおりとする。

- (1) 事故により、第三者に与えた物的又は人的損害については、その損害の帰責理由がある者が、補償責任を負うものとする。ただし、当該帰責事由が不明な場合は、甲、乙及び丙で協議の上、その賠償にあたるものとする。
- (2) 自動車保険が適用される場合の取扱いは、次条の規定により扱うものとする。

（保険について）

第9条 乙は、電動車両等の貸与に当たり乙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は、貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙へその旨を連絡し、乙の加入している保険の適用を受けるものとする。

2 前項に規定する保険の適用に要する費用については、乙又は丙の負担とする。ただし、甲の故意又は重過失により保険の適用を受けるに至った場合又は適用を受けることができなくなった場合は、免責分も含めて甲が負担するものとする。

(費用の支払)

第10条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく正当な費用の支払い請求があった場合は、速やかに相手方に対して支払うものとする。

(使用上の留意事項)

第11条 甲は、貸与を受けた電動車両等を以下のとおり使用するものとする。

- (1) 乙または丙が指示する使用の条件を遵守し、できるだけ安全な場所で使用する。
- (2) 原則として、岡崎市内で使用する。
- (3) 故障又は何らかの原因により電動車両等を使用できなくなったときは、第 13 条第 3 項の規定により、乙に速やかに連絡する。

(連絡責任者)

第12条 甲、乙及び丙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、報告書(様式3号)により相互に報告するものとする。当該連絡責任者に変更が生じた場合も同様とする。

(電動車両等の情報提供)

第13条 乙及び丙は、甲から求められた場合、災害時に電力供給が可能な電動車両等の情報を甲に提供する。

2 甲は、乙及び丙から求められた場合、貸与された電動車両等の使用状況に関する情報を、適宜、乙及び丙に提供する。

3 甲は貸与期間中、電動車両等に不調が生じた場合等、災害応急対策を進めるに当たり、問題が発生した場合には、速やかに乙に連絡し、甲、乙及び丙で対応を協議する。

(平時の取組)

第14条 甲、乙及び丙は、平時においても電動車両の災害時における有用性を広く市民に知らしめ、理解を醸成していくことに努めるものとする。

2 乙及び丙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に参加するものとする。

3 前項の防災訓練等の協力に要する費用は、原則として乙の負担とする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の2ヶ月前までに、甲、乙又は丙いずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲乙丙それぞれ署名の上、各1通を保有するものとする。

令和 元年 12月 6日

甲 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地
岡崎市
代表者 岡崎市長

乙 愛知県名古屋市東区泉三丁目18番7号
中部三菱自動車販売株式会社
代表取締役社長

丙 東京都港区芝浦三丁目1番21号
三菱自動車工業株式会社
取締役 代表執行役CEO

(87) 災害時の福祉避難所等に関する協定書

岡崎市（以下「甲」という。）と公益社団法人愛知県助産師会（以下「乙」という。）は、市内において生じた自然災害や大規模事故等により、福祉避難所における住民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態が発生した場合（以下「災害時等」という。）における妊産婦及び乳幼児（以下「要配慮者」という。）への支援活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、岡崎市地域防災計画に基づき甲が災害時等に行う要配慮者への支援活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時等において要配慮者への支援活動の必要があると認めるときは、乙に対し次の各号のいずれかに該当する業務への協力を要請するものとする。

- (1) 要配慮者に対する健康診査等の相談及び心身のケア
- (2) 要配慮者に対する医療機関等への搬送の要否の決定
- (3) 緊急時の分娩介助及び分娩前後の処置
- (4) その他必要な業務

2 前項に定める要請は、次に掲げる事項を記載した書面により行う。ただし、書面による要請ができない場合には口頭等により要請し、事後速やかに書面を送達するものとする。

- (1) 要請内容
- (2) 履行場所
- (3) 履行期日又は期間
- (4) その他必要な事項

3 甲は、前2項に定める要請について、重要な変更が生じたときは、その都度、乙に通知するものとし、その必要がなくなったときは、速やかに書面により通知するものとする。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時等において分娩及び新生児介助に必要な医療器具（以下「器具」という。）を必要と認めたときは、乙に調達可能な器具の供給及び貸与を要請することができる。

（調達器具の範囲）

第4条 甲は、乙に供給及び貸与を要請する器具の範囲は、次にあげる物のうち、乙が調達可能な器具とする。

- (1) 携帯保育器
- (2) 緊急分娩セット

（協力の実施）

第5条 乙は、甲から協力の要請を受けたときには可能な範囲で協力に応じ、助産所、避難所、要配慮者がいる家庭等、甲の指示する場所において業務を実施するものとする。

2 前項の業務の中心は乙の会員が担うが、人員が不足するときには、乙が所管する他地区助産師会会員が応援するものとする。

（安全の確保）

第6条 甲及び乙は、協力の内容に応じて安全の確保に十分配慮するものとする。

（扶助金の支給）

第7条 甲は、第2条の規定により支援に関する業務に従事し、又は協力する

者が、そのために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、災害救助法の規定に基づき、扶助金を支給する。ただし、災害救助法の規定が適用されない場合は、同法の規定に準じて甲が支給する。

（費用弁償等）

第8条 甲は、第2条の規定により救助に関する業務に従事し、又は協力する者に要する次に掲げる費用を負担するものとする。

- (1) 助産師の派遣に要する費用（夜勤、宿直等に要する費用含む。）
- (2) 助産師が携行した医薬品及び資機材等を使用した場合の実費弁償

2 前項の規定にかかわらず、災害救助法の規定が適用された場合は、その定めるところによる。

（損害賠償）

第9条 第2条の規定により支援に関する業務に従事し、又は協力する者が、そのために第三者に損害を与えた場合は、その責めに帰すべき事由によるものを除き、甲及び乙で協議してその賠償にあたる。

（平時における甲の対応）

第10条 甲は、平時から、災害時等に関する情報の提供その他乙の協力に必要な支援を行うものとする。

2 甲は、乙の会員が円滑に活動できるよう資機材の整備を行うなど必要な環境の整備に努めるものとする。

(平時における乙の対応)

第11条 乙は、平時から会員に対しこの協定の普及及び啓発に努め、災害時等における会員間の緊急連絡体制を整備するとともに、毎年3月31日までに協力可能人員等を甲に連絡しなければならない。

2 乙は、この協定に基づく協力を円滑に実施するために、甲が実施する訓練等に積極的に参加するよう努めるものとする。

(協定の期間及び継続)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結日から当該年度の3月31日までとする。

2 有効期間が満了する30日前までに甲、乙いずれからも継続をしない旨の書面による通知がない場合は、この協定は自動的に1年間継続されるものとし、以後同様とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲及び乙で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年3月16日

甲 愛知県岡崎市十王町2丁目9番地
岡崎市
代表者 岡崎市長

乙 愛知県名古屋市中種区神田町5番8号
公益社団法人 愛知県助産師会
代表者 会長

(88) 災害時における福祉用具等物資の供給等に関する協定書

岡崎市（以下「甲」という。）と一般社団法人日本福祉用具供給協会（以下「乙」という。）は、地震等による大規模な災害が岡崎市内で発生した際に、相互に連携し避難所等において必要とされる介護用品、衛生用品等の福祉用具等物資を確保することに関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲が開設した避難所等において、必要と認められた福祉用具等物資を確保、供給し、要配慮者の良好な生活環境を確保することを目的とする。

（支援の要請）

第2条 甲は、災害時等に避難所等において要配慮者への福祉用具等物資の供給が必要であると甲が認めるときは、乙に対し福祉用具等物資の供給等の支援を要請するものとする。

（福祉用具等物資の供給等の連携体制）

第3条 乙は、甲から福祉用具の供給要請を受けた場合は、災害の被害状況、規模に応じて、協定締結各自治体と連携し取扱う福祉用具等物資の供給及び運搬を迅速に行える体制を構築するものとする。

（福祉用具等物資の内容）

第4条 災害時に甲が乙に要請する福祉用具等物資の内容を、事前に甲及び乙において協議し定めておくものとする。（別表参照）

2 前項に定める要請は、前項により定めた福祉用具等物資以外の物資の供給についても可能な範囲で協力するものとする。

（供給等の協力要請手続き）

第5条 甲の乙に対する要請手続は、甲が定める別記様式（以下「様式」）を以って要請するものとする。緊急を要する場合は、口頭を以って要請し、事後様式を提出するものとする。

（福祉用具等物資の運搬）

第6条 福祉用具等物資の運搬は、甲、乙が連携し行い、引渡し場所にあつては、甲、乙協議の上決定する。

2 甲は、乙が物資を運搬又は供給する際には、警察等関係の機関への連絡を行い、乙の車両を緊急通行車両として通行できるように支援するものとする。また甲は、乙が燃料・車両等の輸送手段の確保が困難な場合には協力をを行うものとする。

第7条 福祉用具等物資の適合確認は甲の要請に対し必要に応じて、乙の福祉用具専門相談員が、現地の状況や災害時要配慮者の状態に合わせて福祉用具等物資の適合を確認するものとする。

（配慮事項）

第8条 甲は、乙に第2条の規定に基づき協力要請を行う場合は、各種警報、避難勧告その他立入制限が出されている地域への要請を避けるなど、輸送業務従事者及び福祉用具等物資の設置に従事する乙の福祉用具等専門相談員の生命の安全に配慮するものとする。

（費用弁償等）

第9条 甲は、第3条、第4条、第6条の規定により、乙が供給した福祉用具等物資及び運搬に要した費用については甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、平常時における適正な価格を基準とし、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

(連絡体制の確立)

第10条 甲及び乙は、災害時における円滑な連携を図るため、毎年3月31日までに相互の連絡体制の確立を図るものとする。

2 甲は、乙の会員が円滑に活動できるよう資機材の整備を行うなど必要な環境の整備に努めるものとする。

(平時の防災活動への協力)

第11条 乙は、次に掲げる甲の平常時における防災活動に対し協力するよう努めるものとする。

- (1) 甲が実施する防災啓発事業及び防災訓練への参加
- (2) その他甲の要請に基づく平常時の防災活動への協力

(協定の期間及び継続)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結日から当該年度の3月31日までとする。

2 有効期間が満了する30日前までに甲、乙いずれからも継続をしない旨の書面による通知がない場合は、この協定は自動的に1年間継続されるものとし、以後同様とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲及び乙で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年3月18日

甲 愛知県岡崎市十王町2丁目9番地
岡崎市
代表者 岡崎市長

乙 東京都港区浜松町2-7-15
一般社団法人 日本福祉用具供給協会
代表者 理事長

(89) 災害時における物資の供給に関する協定

岡崎市（以下「甲」という）と、王子コンテナ株式会社幸田工場（以下「乙」という）は、災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、岡崎市内で災害対策基本法第2条第1項第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、または発生するおそれがある場合において、第2条に定める物資の供給により、被災者等における避難生活を支援することを目的とする。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に対して供給を要請することのできる物資は以下に定める範囲とする。

- (1) 段ボール製品（段ボールシート及び段ボールケース）
- (2) 段ボール製簡易ベッド
- (3) その他、乙の取り扱う商品

（協力要請及び手続）

第3条 甲は、自己の防災計画に基づき災害対策本部を設置した場合、または配備体制をとった場合において、必要があると認めたときは、乙に対して前条に定める物資の供給を要請することができるものとする。

2 甲は、前条に基づく要請を行う場合は、対象となる品目、数量、引渡場所、その他必要な事項を記載した物資供給要請書を別紙様式第1号により作成のうえ、乙に提出してこれを行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後に速やかに物資供給要請書を提出するものとする。

3 乙は、前項の要請を受けたときは、特段の事情がない限り、これに応じるものとする。なお、前項の要請に応じることが困難な場合は、その旨を申し出るとともに、要請のあった物資の供給の見込みについて、甲に連絡するものとする。

（物資の引渡し）

第4条 乙は、前条第2項により甲が指定した場所に物資を運搬するものとし、甲は当該指定の場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ、これを引き取るものとする。なお、甲は、乙が物資の運搬に使用する車両が優先車両として通行できるよう、配慮するものとする。

2 乙は、物資の運搬終了後、速やかに別紙様式第2号により、甲にその旨を報告するものとする。

（費用負担）

第5条 前2条の規定により甲が乙より供給を受けた物資の費用は、災害発生の直前における適正な価格を基準として、甲乙協議のうえ定めるものとする。また、甲は、当該物資の費用のほか、乙の指定場所までの物資の運搬に係る費用等その他必要な費用を負担するものとする。

2 甲は、乙から請求を受けたときは、物資の費用を、速やかに乙に支払うものとする。

(有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から、令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲及び乙のいずれからも特段の申し出がない場合は、協定はさらに1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

(協議解決)

第7条 この協定に定めのない事項、及びこの協定の解釈につき疑義を生じた事項については、甲乙誠実に協議のうえ、これを解決するものとする。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

令和2年5月22日

甲 岡崎市十王町二丁目9番地
岡崎市
代表者 岡崎市長

乙 額田郡幸田町六栗梅ノ木1-3
王子コンテナ株式会社 幸田工場
代表者 工場長

(90) 災害時における家屋被害認定業務に関する協定書

岡崎市（以下「甲」という。）と公益社団法人愛知県建築士事務所協会、公益社団法人愛知建築士会、愛知県土地家屋調査士会及び公益社団法人愛知県不動産鑑定士協会（以下「乙」という。）は、災害時における家屋被害認定業務の迅速かつ円滑な実施に向けて、愛知県と乙が締結した「災害時における家屋被害認定業務に関する基本協定書」第3条に基づき、次のとおり協定を締結する。

（被害認定業務への協力）

第1条 甲は、甲の地域において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害（以下「災害」という。）が発生した場合に実施する家屋の被害認定業務（以下「業務」という。）について、乙の協力が必要と認めるときは、愛知県又は乙に対して応援を要請することができる。

2 乙は、愛知県又は甲から応援要請があった場合には、乙の会員を甲に派遣し、甲が実施する業務に協力する。

（業務の内容）

第2条 第1条第2項の規定により乙が行う業務の内容は、次に掲げるものとする。

(1) 災害に係る住家の被害認定基準（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）及び内閣府の定める運用指針に基づき、甲の職員と連携して被害認定調査を行うこと。または調査の補助及び助言を行うこと。

(2) その他、甲と乙との間で個別に協議の上決定した業務を行うこと。

（応援要請等の手続）

第3条 甲が愛知県又は乙に応援要請するときは、書面（様式第1号）によるものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で要請し、その後速やかに書面を送付するものとする。

（費用の負担）

第4条 甲は、第2条に規定する業務を行ったことにより発生した乙の人件費、交通費等の費用を負担する。甲が負担する費用の額は、別記「費用負担額積算基準」のとおりとする。ただし、特段の事情等により、甲乙双方の合意に基づく場合はこの限りでない。

（秘密の保持）

第5条 乙及び乙の会員は、業務により知り得た甲の秘密や被害認定調査対象者の個人情報等の秘密を第三者に漏らしてはならない。業務終了後も、また同様とする。

（従事者の災害補償）

第6条 乙は、業務に従事した乙の会員が当該業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応する。

（定めのない事項等の処理）

第7条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、法令（甲の条例、規則等を含む。）に定めるもののほか、甲、乙協議の上処理するものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定の成立した日から令和3年3月31日までとする。ただし、協定期間満了日の前までにこの協定の解除又は変更について、甲と乙のいずれからも何ら意思表示がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

この協定の成立を証するため本書5通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年 5月 29日

甲 岡崎市十王町二丁目9番地
岡崎市長

乙 名古屋市中区錦一丁目18番24号
公益社団法人愛知県建築士事務所協会
会 長

名古屋市中区栄二丁目10番19号
公益社団法人愛知建築士会
会 長

名古屋市西区新道一丁目2番25号
愛知県土地家屋調査士会
会 長

名古屋市中区栄四丁目3番26号
公益社団法人愛知県不動産鑑定士協会
会 長

別記「費用負担額積算基準」（第4条関係）

甲が負担する費用については、以下の積算基準により決定する。

（積算基準）

費用負担額＝（派遣人員数×派遣日数）×業務従事単価※（交通費及び事務的経費等を含む）

※業務従事単価は、被害認定業務の専門性等の性質を踏まえ、国土交通省が毎年定める設計業務委託等技術者単価のうち、「測量補助員」の基準日額とする。

(91) 大規模災害時等における倒木撤去に関する協定書

岡崎市（以下「甲」という。）と一般社団法人熊野レストレーション（以下「乙」という。）との間において、倒木による公共施設等の支障を迅速に解消するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、台風による強風等により岡崎市内に多数の倒木被害が発生し、公共設備や市民生活の障害等を早期復旧するため、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、市内に多数の倒木等の被害を受けた場合において、支援要請が必要と認めるときは、乙に対して協力を要請するものとする。

2 前項における要請は、様式第1号に定める文書又は口頭で行うものとし、口頭で要請を行う場合は、速やかに文書で要請するものとする。

（要請可能な事項）

第3条 本協定における要請は、次の場合において実施できるものとする。

- (1) 公共施設等において、倒木により機能支障が発生した場合
- (2) その他、甲が必要と認めた場合

（倒木処理の実施）

第4条 乙は、甲から第2条における要請があったときは、可能な限り倒木処理の支援を行うものとする。

（乙によるボランティア活動）

第5条 乙は、第2条における甲からの協力要請の他に、住民から乙へ直接の倒木撤去要請等があった場合は、乙によるボランティア活動として、倒木撤去ができるものとする。

2 乙は、前項の要請があった場合、第2条における甲からの協力要請を妨げない範囲で実施するものとし、ボランティア活動における全ての責任は、乙が負うものとする。

（情報提供）

第6条 甲は、第5条における乙のボランティア活動を支援するため、ボランティア活動に有益な被災状況等の情報を乙に提供するものとする。

2 乙は、活動中に把握した被害情報など、災害対応に有益な情報を甲に提供するものとする。

（秘密の保持）

第7条 乙は、本協定に基づく活動において知り得た情報は、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

（費用負担）

第8条 乙は、第2条における甲からの要請に基づく活動について、交通費や燃料費の経費を甲に請求できるものとし、請求額については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（有効期限）

第9条 この協定の有効期間は、締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲又は乙からの特段の意思表示がないときは、1年間この協定を継続するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及び協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名のうえ、各自1通を保管する。

令和3年1月13日

甲 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地
岡崎市
代表者 岡崎市長

乙 三重県熊野市飛島町佐渡462
一般社団法人熊野レストレーション
代表者 代表理事

(92) 災害時における空調機器の応急対策に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害発生時の指定緊急避難場所や指定避難所等（以下「指定緊急避難場所等」という。）における健全な空気環境の確保のため、岡崎市（以下「甲」という。）及び中部冷凍空調設備工業会（以下「乙」という。）において、甲が開設した避難所等にて被災者の生活環境の保全を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(協力の要請)

第2条 甲は、指定緊急避難場所等において、健全な空気環境の確保が必要と認めるときは、乙に対して協力を要請するものとする。

2 前項における要請は、様式第1号に定める文書又は口頭で行うものとし、口頭で要請を行う場合は、速やかに文書で要請するものとする。

(協力の内容)

第3条 前条における要請内容は次のとおりとする。

- (1) 可動式空調機器（スポットエアコン、大型扇風機、温風器等、施設への設置工事を伴わないもの。）の設置
- (2) 可搬式発電機の設置
- (3) 空調設備等の機能回復
- (4) 固定式空調設備等の設置
- (5) その他、必要と認める業務

(協力の実施)

第4条 乙は、乙の会員事業者（以下「会員事業者」という。）との調整等により協力体制を構築するとともに、第2条の規定に基づき、甲から協力を求められたときは、可能な限り要請事項を実施するための必要な措置をとるものとする。

2 乙は、前項の措置の状況を甲に様式第2号に定める文書又は口頭で回答するものとし、口頭で回答を行う場合は、甲に対して速やかに文書で回答するものとする。

(費用負担)

第5条 この協定に基づく第3条の要請内容の実施に要する経費は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用の算出については、災害発生直前の適正な価格を基準として、甲及び乙、又は乙の会員事業者が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲又は乙からの特段の意思表示がないときは、1年間この協定を継続するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及び協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名のうえ、各自1通を保管する。

令和2年12月23日

甲 岡崎市十王町二丁目9番地

岡崎市

代表者 岡崎市長

乙 名古屋市中区栄5丁目7番14号

一般社団法人中部冷凍空調設備協会

代表者 理事長

(93) 各種災害時におけるマルチコプターを用いた情報収集に関する協定

岡崎市(以下「甲」という。)と中部電力パワーグリッド株式会社岡崎営業所(以下「乙」という。)は、各種災害時におけるマルチコプターを用いた情報収集に関し、以下のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目 的)

第1条 本協定は、甲および乙が、各種災害時においてマルチコプターを用いた迅速な情報収集を実施することを目的とする。

(定 義)

第2条 本協定において使用する用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 「災害」とは、災害対策基本法第2条第1号に規定する被害をいう。
- (2) 「乙の託送供給区域」とは、岡崎市内をいう。

(本協定の適用範囲)

第3条 本協定の適用範囲は、乙の託送供給区域とする。

(マルチコプターの使用用途)

第4条 乙が所有するマルチコプターの使用用途は、災害時に道路等の公共施設が寸断された進入困難な箇所において、乙の判断により被害状況を把握するための巡視とする。

(マルチコプターの飛行連絡および依頼)

第5条 乙は、乙の託送供給区域に災害が発生した場合であって、かつ第4条に則したマルチコプターの使用及び航空法第132条の3の規定に基づく飛行が必要と判断したとき、次の各号に定める情報を甲に連絡する。

- (1) 飛行目的
- (2) 飛行範囲
- (3) 最大の飛行高度
- (4) 機体数
- (5) 機体諸元
- (6) 飛行の主体者の連絡先

2 甲は、前項に基づく連絡を受けた際は、必要に応じて乙に航空法第132条の3に基づく飛行依頼を行うものとする。

3 第1項に規定の連絡等は、文書で行うものとする。ただし、文書で要請する時間的余裕がないときは、口頭又は電話等で要請した後、出来る限り速やかに文書を送付するものとする。

(安全管理)

第6条 本協定の実施にあたっては、甲乙双方が協力し、安全の確保に万全を期して行うものとする。

(損害賠償)

第7条 本協定に基づく活動において発生した損害賠償等について、如何なる場合においても、乙により解決にあたるものとする。

(本協定の有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から1年間とする。なお、期間満了3か月前までに甲および乙のいずれからも変更又は廃止の申し出がないときは、本協定期間満了の日の翌日から更に1年

間継続するものとし、以降も同様とする。

(対応窓口)

第9条 本協定の運営に係る事項についての対応窓口は、次に定めるとおりとする。

(甲) 岡崎市 市民生活部 防災課

(乙) 中部電力パワーグリッド株式会社 岡崎営業所 配電運営課

(その他)

第10条 本協定は2通作成し、甲および乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保管するものとする。

2 本協定の各条項の解釈について疑義が生じた場合、若しくは本協定内容の見直しが必要になった場合、又は本協定に定めのない事項が発生した場合は、その都度甲および乙の協議により、必要な事項について定めるものとする。

令和2年7月27日

甲 岡崎市十王町二丁目9番地

岡崎市

代表者 岡崎市長

乙 岡崎市戸崎町字大道東7

中部電力パワーグリッド株式会社

岡崎営業所 所長

(94) 災害時における停電復旧に支障となる障害物の除去に関する協定

岡崎市（以下「甲」という。）と中部電力パワーグリッド株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風雪水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、停電復旧に支障となる障害物の除去に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害時における停電復旧に支障となる道路上の障害物の一時除去を実施するため、甲と乙が協力して円滑に作業に当たれるよう、基本的事項を定め、乙による停電の早期復旧に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「道路」とは、甲が管理する道路をいう。

2 この協定において「障害物」とは、災害により倒れ通行に支障がある竹木、飛来物などをいう。

（適用範囲）

第3条 本協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第64条第2項に基づく停電復旧に支障となる障害物の一時除去その他必要な措置（以下「除去作業」という。）に適用するものとする。

（実施区間）

第4条 実施区間は、停電復旧に必要な道路として、乙が甲に要請し、要請を受けた甲が指定する道路を対象とする。

（情報連絡等）

第5条 甲および乙の情報連絡等については、平成21年7月13日に締結した「非常時における情報連絡に関する協定書」によるものとする。

（電力設備の除去を伴わない協力依頼）

第6条 乙は、障害物の除去作業を実施する必要があると認めるときは、甲に対して当該作業の実施を要請することができる。

2 甲は、前項の要請が正当であると認めるときは、速やかに障害物の除去作業を実施するものとする。ただし、甲は乙から障害物の除去作業が実施可能であると連絡があった場合は、乙に対して当該作業の実施を依頼することができる。

3 前項のただし書において、緊急を要する場合は、乙に対する依頼を口頭または電話等で行うことができるものとする。

4 災害等の状況により、応急措置を早期に実施するにあたってやむを得ない場合に限り、乙は甲の区間の指定及び協力依頼を待たず、障害物の除去作業を実施することができるものとする。

（電力設備の除去を伴う協力依頼）

第7条 乙は、災害等の状況により停電復旧における電力設備および障害物の除去を自らが実施することが困難と判断した場合は、当該設備の除去について、甲と協議し要請できるものとする。

（協力体制）

第8条 第6条の第2項ただし書及び第3項の依頼に対して乙は、乙の業務に支障のない限りにおいて、速やかに障害物の除去作業を実施するものとする。

2 乙が除去作業を行った時における障害物は、除去現場の交通等の妨げにならな

い場所に移し、甲は最終処理を行うものとする。

3 第7条の依頼に対して甲は、甲の緊急の業務に支障のない範囲において、速やかに電力設備の除去作業を実施するものとする。

4 甲が除去作業を行った時における電力設備等は、除去現場の交通等の妨げにならない場所に移し、乙は最終処理を行うものとする。

5 本協定の実施にあたっては、甲および乙は相互に協力し、安全の確保には万全を期して行うものとする。

(完了報告)

第9条 甲または乙は、第5条及び第6条の除去作業が完了した場合は、速やかに履行した措置の内容を甲または乙に報告するものとする。

(損失補償)

第10条 乙は、その責に帰すべき事由により第三者に損害が生じたときは、乙の責任において処理解決に当たるものとする。

2 除去作業の実施に起因する障害物の所有者等との紛争について明らかに乙の責めに帰するもの以外は、甲、乙、協議の上、解決に当たるものとする。

(協定の期間)

第11条 本協定の期間は、協定締結日から令和3年3月31日までとする。

2 甲または乙は、前項の協定期間が満了する1カ月前までに文書による協定内容の変更又は本協定解除の申し出がない場合は、引き続き同一内容にて1年間ごとに更新するものとし、以後も同様とする。

(その他)

第12条 本協定に定めのない事項、又は本協定に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲、乙が協議してこれを定めるものとする。本協定の締結を証するため、本通2通を作成し、甲、乙は記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和3年2月1日

岡崎市十王町二丁目9番地
甲 岡崎市
岡崎市長

岡崎市戸崎町字大道東7番地
乙 中部電力パワーグリッド株式会社
岡崎営業所 所長

(95) 災害時における物資等の緊急輸送等に関する協定書

岡崎市（以下「甲」という。）と岡崎通運株式会社（以下「乙」という。）とは、災害が発生し又は発生する恐れがある場合の物資等の緊急輸送等の業務を適正かつ円滑に実施するため、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、岡崎市内に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲が乙に対して、物資等の緊急輸送等の業務に関し協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は災害時等において、次に掲げる業務を遂行するために、乙の協力を得る必要があるときは、必要に応じて災害の状況及び応援を要する事由等を示した文書により乙に対し協力を要請する。ただし、文書で要請するいとまがないときは、電話又は口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 災害時等における物資等の緊急輸送
- (2) 乙が保有する倉庫等の地域内輸送拠点としての使用及び資機材等の提供
- (3) 岡崎市地域内輸送拠点の運営に必要となる資機材等の提供
- (4) 地域内輸送拠点への物流専門家（作業指揮者及び技能者等）の派遣

（業務の実施）

第3条 乙は、前条の規定により要請を受けたときは、被災状況や業務継続の観点を鑑みて、可能な限り、本協定に基づく物資等の緊急輸送等（以下「緊急輸送等」という。）を実施させるものとする。

（倉庫等の使用期間）

第4条 乙が保有する倉庫等の使用期間は、原則として1ヵ月以内とする。ただし、被災状況に応じて、甲及び乙が協議して延長することができるものとする。

（業務報告）

第5条 乙は、第3条の業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに、その状況を報告する。ただし、特別の事情により、文章で報告するいとまがないときは、電話又は口頭で報告し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（費用の負担）

第6条 第2条の要請により、乙が実施した業務に要した費用は、原則として甲が負担するものとする。

- 2 前項の費用は、甲及び乙が協議して決定するものとする。
- 3 第2項の費用のうち、輸送車両に係る運賃については、輸送に従事する乙の協会員が災害発生直後において、国土交通大臣に届け出ている運賃等を基準とする。

（費用の請求及び支払い）

第7条 前条第1項の規定により甲が費用を負担するときは、乙は業務の終了後、実績を取りまとめ、甲の検査を受けた後、費用を請求するものとする。

- 2 甲は、前項の請求があったときは、その日から起算して30日以内に費用を支払わなければならない

ない。

(事故発生時の取扱い)

第8条 乙は、緊急輸送等の際に事故が発生したときは、甲に対して速やかにその状況を報告しなければならない。

2 乙は、事故や車両等の故障その他の事由により、緊急輸送等の継続が困難な事由が発生した場合は、速やかに代替手段の確保等必要な措置を講じ、緊急輸送等を継続しなければならない。

3 前項の場合において、乙の措置にもかかわらず、なお緊急輸送等の継続が困難な場合は、乙は速やかにその情報を甲に報告し、甲の指示を受けなければならない。

(損害賠償責任)

第9条 乙は、緊急輸送等の際に、乙の責に帰する事由により緊急輸送等に従事した者及び第3者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(業務報告)

第10条 甲は、緊急輸送等の業務に従事した者が、当該業務に従事したことに起因し、その者の責めに帰することができない事由により死亡し、負傷し、若しくは疫病にかかり、又は身体障害を有することとなったときは、次に掲げる場合を除き、その損害を補償する。

(1) 当該業務に従事した者の故意又は重大な過失による場合

(2) 当該損害につき、損害保険契約により保険給付を受けることができる場合

(3) 当該損害が第三者の行為による場合であって、当該第三者から損害補償を受けることができる場合

(燃料の確保)

第11条 甲は、災害時等における緊急輸送等の用に供する車両に係る燃料の確保に努めることとする。

(連絡窓口)

第12条 甲及び乙は、本協定に基づく物資等の緊急輸送等の業務に関する担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選任するものとする。

2 甲及び乙は、前項の規定により担当部署を定め、連絡責任者を選任した場合は、相互に通知するものとする。

(平常時における訓練等の実施)

第13条 甲及び乙は、本協定に基づく物資等の緊急輸送等の業務を円滑に実施するため、定期的に訓練等を実施するものとする。

(協議)

第14条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第15条 本協定は、締結の日からその効力を有するものとし、令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヵ月前までに、甲または乙から書面による解約の申し出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙署名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年1月22日

甲 岡崎市十王町二丁目9番地
岡崎市
代表者 岡崎市長

乙 岡崎市東大友町字土下35番地
岡崎通運株式会社
代表者 代表取締役社長

(96) 大規模災害時におけるホテル・旅館の協力に関する協定書

岡崎市（以下「甲」という。）と岡崎ホテル・旅館業組合（以下「乙」という。）は、岡崎市内で災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に乙の組合員が所有する宿泊施設及び所有地（以下「施設等」という。）を被災者の使用に供するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、次の各号において施設等を使用することによって、被災者の避難生活、プライバシーの保護、円滑な生活再建に資することを目的とする。

- (1) 指定避難所等に収容できない被災者が多数発生し、良好な避難生活が確保できない場合の収容
- (2) 指定避難所等閉鎖後の仮設住宅への入居又は自宅、その他の居住施設の確保ができるまでの間の収容

（要請の内容）

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲の指定避難所等に収容できない被災者が多数発生し、良好な避難生活が確保できない場合、乙に対し、施設等を指定避難所等と同様の環境で提供するように要請することができる。ただし収容期間は甲の要請日から指定避難所等の閉鎖までとする。

2 甲は、指定避難所等の閉鎖後に仮設住宅への入居、自宅その他居住施設の確保ができない被災者のうち家族の状況、収入の状況その他の事情を考慮して、施設等に収容する者を選定し、乙に対し、施設等を提供するように要請することができる。ただし収容期間は指定避難所等の閉鎖後、仮設住宅への入居、自宅その他居住施設の確保がされるまでの間で甲が指定した期間とし、3か月を限度とする。

3 被災者を収容する場合の施設等の内容、期間、人数その他必要な事項は、その都度甲・乙協議して定めるものとする。

（要請の方法）

第3条 要請の方法は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（施設等の提供）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、可能な限り施設等を提供するものとする。

2 乙は、施設等を提供する場合は、施設等に付随するトイレ、バス及び夜具の使用も合わせて行うものとする。

（被害状況の調査及び報告）

第5条 乙は、大規模災害が発生したとき、甲の要請に速やかに応じられるよう、施設等の被害状況を調査し、提供可能な施設等を甲に報告するものとする。

（収容者の報告）

第6条 乙は、第2条により施設等に収容した被災者について、甲に報告するものとする。

2 乙は、第2条により施設等に収容した被災者に移動が生じた場合は、速やかに甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第7条 乙が提供した施設等の使用に係る費用は、甲及び避難者が負担する。

2 乙は、収容期間満了後、甲及び避難者に費用を請求するものとする。

3 費用については、適正な額を協議の上定めるものとする。

(食事の提供)

第8条 乙は、第2条により収容した被災者のため食事の提供が可能な場合は、甲から適正な対価を得て、食事を提供できるものとする。

(実施細目)

第9条 この協定の実施に関し、必要な細目は、別に定めるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲・乙協議して定めるものとする。

(協定書の保管等)

第11条 この協定の締結を証するため、この書面2通を作成し、甲、乙それぞれ1通保管する。

令和2年4月27日

甲 岡崎市十王町二丁目9番地

岡崎市

代表者 岡崎市長

乙 岡崎市板屋町50番地1

岡崎ホテル・旅館生活衛生同業組合

岡崎支部 代表者

(97) 災害時における防災活動協力に関する協定書

岡崎市（以下「甲」という。）とイオンタウン株式会社が経営するイオンタウン岡崎美合（以下「乙」という。）とマックスバリュ東海株式会社（以下「丙」という。）は、次のとおり災害時における生活物資の供給等に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、甲が、乙及び丙の協力を得て被災者に対して、迅速かつ円滑に物資の供給等を行うために必要な事項を定めるものとする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙及び丙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（支援協力の内容）

第3条 乙及び丙は、災害時において次の事項について、可能な範囲内で支援を実施するものとする。ただし、乙又は丙が罹災する等の特別な事情により支援できない場合は、その旨を電話等により甲へ連絡するものとする。なお、第1号については、次条の規定により、甲が乙又は丙へ協力要請の手続きを要するものとする。

- (1) 丙は、甲に対し、食料・生活物資等を可能な範囲で提供すること。
- (2) 乙又は丙の所有又は管理する駐車場及び施設等を一時避難場所として被災者に提供すること。
- (3) 乙又は丙の店舗において、被災者に対し、水道水、トイレ等を可能な範囲で提供すること。
- (4) 乙又は丙の店舗において、被災者に対し、テレビ・ラジオ等で知り得た災害概況の状況を可能な範囲で提供すること。
- (5) 乙は、一時避難場所に地域住民が避難した際に、対象施設内において発生した事故等に対する責任を負わないものとする。なお、一時避難場所の開放期間は、乙丙の営業に支障のない期間とし、甲乙丙協議のうえ、決定するものとする。

（支援協力要請の手続き）

第4条 甲は、乙又は丙に対し、前条の支援協力を受けようとする場合には、支援協力の種類、数量、受け渡し場所、方法、日時等を明らかにし、文書をもって要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により支援要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（物資の運搬、受渡し）

第5条 丙の甲に対する物資の受渡し場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、受渡し場所までの物資の運搬は、丙又は丙の指定する者が行うものとする。ただし、丙又は丙の指定する者による運搬が困難である場合は、甲又は甲の指定する者が受渡し場所までの物資の運搬を行うものとする。

（費用負担）

第6条 乙又は丙が、甲の要請により支援協力に要した経費については、甲、乙・丙協議の

うえ決定し、甲が負担するものとする。また、物資の価格は災害発生時直前における適正価格とし、その代金は適法な支払請求書を受理してから30日以内に甲が丙に支払うものとする。

(連絡先等確認)

第7条 物資の要請及び供給を円滑に行うため、甲乙丙の連絡先及び連絡責任者を定めるものとする。この場合において、内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は令和2年11月25日から令和3年3月31日とする。ただし、協定期間が満了する1ヶ月前までに、甲乙丙いずれからも相手方に対して特段の意思表示がないときは、本協定は同一条件でさらに1年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

(協議事項)

第9条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた場合は、誠意を持って甲乙丙が協議の上で決定するものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上各自それぞれ1通を保有する。

令和2年11月12日

甲 岡崎市十王町2丁目9番地
岡崎市
岡崎市長

乙 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
イオンタウン株式会社
代表取締役

丙 静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町1295番地1
マックスバリュ東海株式会社
代表取締役社長

(98) 災害時における車両による要配慮者の緊急輸送に関する協定書

岡崎市（以下「甲」という。）とNPO法人日本福祉タクシー協会（以下「乙」という。）とは、岡崎市内に地震、風水害、その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における、車両による要配慮者の緊急輸送に関する事項について協定を締結する。

（目的）

第1条 甲は災害発生により災害対策本部を開設し、在宅避難が困難となった要配慮者及び指定避難所での生活が困難となった要配慮者の存在を認知した場合、指定避難所及び福祉避難所への車両による緊急輸送を乙に要請を行い、甲による要配慮者対策を遂行することを目的とする。

（受諾の前提条件）

第2条 乙は、受諾の前提として乙の業務を優先することとするが、災害の被害状況その規模に応じて、対応が可能と判断した場合のみ要請を受託するものとする。

（要請）

第3条 第1条の要請は、緊急・救援等輸送要請書（別紙1）を以って乙に要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭を以って要請し、事後要請書を提出するものとする。

2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段について、支障をきたさないように努めるものとする。

（受諾）

第4条 第2条の乙の業務に支障がない場合及び路線の安全上の問題がないと確認ができたときに限り、受託が可能と判断した場合、これを受諾しその要請事項を実施するための対応を行うとともに、その対応の状況を甲に報告するものとする。

（業務の内容）

第5条 本協定により、甲が乙に対して協力を要請する業務は、在宅避難が困難及び指定避難所の生活が困難な要配慮者の輸送業務とする。

2 業務の詳細については必要に応じてその都度協議する。

（業務報告）

第6条 乙は、前条の業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに緊急・救援等輸送報告書（別紙2）よりその報告をする。ただし特別の事情により、報告書で報告することができないときは、電話又は口頭で報告し、その後速やかに報告書を送付するものとする。

（費用の負担及び支払）

第7条 第5条の規定により、乙の選定する事業者が実施した業務に要した費用については、甲が負担するものとする。

2 第1項の費用は、第5条にかかる業務の実施時点において、乙の選定する事業者が国土交通大臣に認可を受けた運賃・料金及びその他必要となる料金を基準とする。

3 費用の範囲は、事前に甲乙協議の上、決定し、乙の選定する事業者が第5条にかかる業務終了後に、甲乙協議の上、金額を決定するものとする。

4 甲は、前各項で決定した費用について、乙から適法な支払い請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

（事故及び故障等）

第8条 本業務の履行にあたり事故及び故障等の理由により運行を中断したときは、速やかに当該車両を交換するなどその運行を継続するよう努めなければならない。

2 前項の事故及び故障等が発生した場合は、乙は甲に事故の内容を文書で報告するものとする。ただし特別の事情により、文書で報告することができないときは、電話又は口頭で報告し、その後速やかに文書を送付するものとする。

3 前項の履行にあたり乙の選定する事業者及びその従業員に故意または過失がある場合は、乙及び乙の選定する事業者は責任を持って解決するものとする。ただし、地震、風災害、その他の災害等により乙の選定する事業者及びその従業員に過失がない場合この限りではない。
(補償)

第9条 乙の従事者が第3条の要請を受けて行った活動により死亡し、負傷し、疾病し、若しくは身体障害を有することとなった時、次に掲げる場合を除き、甲は、災害救助法(昭和22年法律第118号)又は岡崎市消防団員公務災害補償等条例(平成17年条例第41号)の規定に基づき補償するものとする。

(1) 業務に従事する事業者又はその従業員の故意又は重大な過失の場合

(2) 当該損害が第三者の行為によるものであって当該第三者から損害賠償を受けることができる場合

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定める。

(有効期間)

第11条 この協定書の有効期間は、協定の成立した日から当該年度の3月31日までとする。ただし協定期間満了日の30日前にこの協定の解除又は変更について、甲と乙のいずれからでも何らかの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されるものとみなし、以後同様とする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年6月15日

甲 愛知県岡崎市十王町2丁目9番地
岡崎市
代表者 岡崎市長

乙 兵庫県尼崎市南武庫之荘2丁目27番25号
NPO法人日本福祉タクシー協会
代表者 代表取締役

(別紙1)

年 月 日

NPO法人日本福祉タクシー協会

代表者 様

岡崎市長

緊急・救援等輸送要請書

災害時における車両による緊急輸送に関する協定書第3条第1項の規定により、緊急・救援等輸送を下記のとおり要請します。

なお、業務終了後は、実施報告を別紙により報告願います。

記

1 災害状況及び応援を要する事由

2 輸送内容

輸送要請期間	年 月 日 から 年 月 日
要配慮者の状態	寝たきり高齢者、認知症高齢者、視覚障害者、聴覚障害者 朦朧者、難病疾患・内部障害者、知的障害者、肢体不自由者 発達障害者
車両種類	車椅子仕様、寝台車仕様、回転シート仕様 その他（ ）
必要台数	台
参集場所	
住 所	
連絡先	
担当者氏名	

(別紙2)

年 月 日

岡崎市長

様

NPO法人日本福祉タクシー協会
代表者

緊急・救援等輸送報告書

災害時における車両による緊急輸送に関する協定書第6条の規定により、下記のとおり報告します。

輸送日時	輸送区間	乗車場所及び 降車場所	輸送人員	必要な車両 の種類と第 数	輸送内容
年 月 日 時 分～ 時 分	～		人	台	
年 月 日 時 分～ 時 分	～		人	台	
年 月 日 時 分～ 時 分	～		人	台	

(99) 災害時における被災者支援活動の協力に関する協定

岡崎市（以下「甲」という。）と岡崎市仏教会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、岡崎市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が実施する被災者支援活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に必要が生じたときは、次に掲げる事項についての協力を要請することができる。

- (1) 被災者及び帰宅困難者を一時的に受け入れることを目的とした、災害時協力避難場所としての場所の提供
- (2) 洪水や内水氾濫時における、車両の待避場所としての場所の提供
- (3) 身元不明遺体の一時安置所としての場所の提供
- (4) 遺体の一時安置所における枕経等の読経
- (5) その他甲の要請により、乙が応じられる事項

2 協力の要請は、予め協力の意向を示した、乙に加盟している寺院（以下「加盟寺院」という。）に対して、甲が依頼するものとする。

3 前項における依頼を受けた加盟寺院は、可能な範囲において、応じるものとする。

（利用可能な期間）

第3条 前条第1項第1号から第3号における施設の利用期間は、原則として要請を受けたときから1週間とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は加盟寺院と協議のうえ、延長を申請することができるものとする。

（業務の履行）

第4条 乙は、第2条に基づく甲の要請があったときは、可能な範囲において、速やかに要請事項に応えるものとする。

（報告）

第5条 乙は、第2条に基づく業務を実施したときは、以下の内容を甲に報告するものとする。

- (1) 被災者及び帰宅困難者の受け入れ人数
- (2) 身元不明遺体を受け入れた数
- (3) その他、業務実施により要した消耗品等の品目と数量

（経費の負担及び価格）

第6条 甲の要請に基づく第2条の支援業務の遂行に関する消耗品等の経費については、甲が負担するものとし、災害発生直前の適正価格を参考にして甲乙協議のうえ決定する。ただし、役務に関しては原則無償とする。

（経費の請求）

第7条 乙は、前条の経費を乙に請求する場合は、書面により請求するものとする。

2 甲は、乙から前項の規定による請求を受けたときは、その内容を確認のうえ、速やかに当該費

用を支払うものとする。

- 3 乙が遺族等の要請により、甲の要請事項の範囲を超える協力を行った場合の経費は、当該要請を行った遺族等に請求する。

(一時受け入れ等の終了)

第8条 甲は、第2条第1項第1号から第3号の要請事項を終了する際には、当該加盟寺院に対して速やかに連絡するとともに、その施設を現状に復すものとする。

(有効期限)

第9条 本協定の有効期間は、締結の日から令和3年3月31日までとする。

- 2 前項の規定に関わらず、協定期間が満了する日の30日前までに、甲乙いずれからも相手方に対して特段の意思表示がないときは、本協定は同一条件でさらに1年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上で決定するものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年3月17日

甲 岡崎市十王町二丁目9番地
岡崎市
代表者 岡崎市長

乙 岡崎市中島町道海1番地
岡崎市仏教会
代表者 会長

(100) 大規模災害時における避難者受入れに関する協定書

岡崎市（以下「甲」という。）と株式会社善都（以下「乙」という。）は、大規模災害時における避難者の受け入れについて、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 本協定書は、地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、避難者の受け入れについて甲が、乙の所有する施設の提供の協力を要請するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

(支援協力の内容)

第2条 甲は、災害時において必要があると認めるときは、避難者の受け入れに関し、次の事項について、乙に協力を要請することができる。

- (1) 乙の所有する駐車場を、一時避難場所として被災者に提供すること。
- (2) 乙の所有する施設において、被災者に対し、飲料水（水道水）、トイレ等を提供すること。
- (3) 乙は、一時避難場所に地域住民が避難した際に、対象施設内において発生した事故等に対する責任を負わないものとする。

2 乙は、甲から前項の要請があった場合において、可能な範囲で協力するものとする。ただし、乙が所有する施設の利用を継続することが見込まれる際や、施設が被災する等の特別な事情により協力できない場合は、その旨を甲に連絡するものとする。

3 乙は、第1項の要請を受けた場合に、次の施設を使用させるとともに、当該施設の開錠等、運営に協力するものとする。

名称	所在地
ZENT岡崎インター店	岡崎市大平町字堤上1番
ZENT上地店	岡崎市上地4丁目14番地1

(職員の派遣)

第3条 甲は、乙が、前条第1項の要請を受け入れた場合は、速やかに当該施設に職員を派遣するものとし、避難者受け入れに関する業務を実施するものとする。

(復旧)

第4条 甲は、乙の所有する施設を、一時避難場所としての使用を終えたときは、遅延なく当該施設を現状に復旧し、乙の認める状態にするものとする。

2 復旧に要する費用は、甲が負担するものとする。

(連絡先等の確認)

第5条 本協定を円滑に行うため、甲乙の連絡先及び連絡責任者を定めるものとし、内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

(有効期間)

第6条 この協定書の有効期間は、令和4年2月17日から令和5年3月31日までとする。

2 前項にかかわらず、期間満了の日の30日前までに甲乙から相手方に対し、特段の意思表示が無い場合は、さらに1年間継続するものとし、以後においても同様とする。

(その他)

第7条 この協定に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、甲乙が協議して定めるものとする。

上記の協定の成立の証とするため、この協定書2通を作成し、双方押印のうえ、各自1通を所持する。

令和4年2月17日

甲 岡崎市十王町二丁目9番地
岡崎市

代表者 岡崎市長

乙 豊田市若宮町七丁目1番地11
株式会社善都 代表取締役社長

(101) 大規模災害時における避難者受入れに関する協定書

岡崎市（以下「甲」という。）と株式会社オータ（以下「乙」という。）は、大規模災害時における避難者の受け入れについて、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 本協定書は、地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、避難者の受け入れについて甲が、乙の所有する施設の提供の協力を要請するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

（支援協力の内容）

第2条 甲は、災害時において必要があると認めるときは、避難者の受け入れに関し、次の事項について、乙に協力を要請することができる。

- (1) 乙の管理する駐車場を、一時避難場所として被災者に提供すること。
- (2) 乙の管理する施設において、被災者に対し、飲料水（水道水）、トイレ等を提供すること。
- (3) 乙は、一時避難場所に地域住民が避難した際に、対象施設内において発生した事故等に対する責任を負わないものとする。

2 乙は、甲から前項の要請があった場合において、可能な範囲で協力するものとする。ただし、乙が所有する施設の利用を継続することが見込まれる際や、施設が被災する等の特別な事情により協力できない場合は、その旨を甲に連絡するものとする。

3 乙は、第1項の要請を受けた場合に、次の施設を使用させるとともに、当該施設の開錠等、運営に協力するものとする。

名称	所在地	管理者
オータ岡崎店 駐車場	岡崎市小呂町 字3丁目33-2	株式会社オータ

（職員の派遣）

第3条 甲は、乙が、前条第1項の要請を受け入れた場合は、速やかに当該施設に職員を派遣するものとし、避難者受け入れに関する業務を実施するものとする。

（復旧）

第4条 甲は、乙の所有する施設を、一時避難場所としての使用を終えたときは、遅延なく当該施設を現状に復旧し、乙の認める状態にするものとする。

2 復旧に要する費用は、甲が負担するものとする。

（連絡先等の確認）

第5条 本協定を円滑に行うため、甲乙の連絡先及び連絡責任者を定めるものとし、内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

（有効期間）

第6条 この協定書の有効期間は、令和4年2月21日から令和5年3月31日までとする。

2 前項にかかわらず、期間満了の日の30日前までに甲乙から相手方に対し、特段の意思表示が無い場合は、さらに1年間継続するものとし、以後においても同様とする。

（その他）

第7条 この協定に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、甲乙が協議して定めるものとする。

上記の協定の成立の証とするため、この協定書2通を作成し、双方押印のうえ、各自1通を所持する。

令和4年2月21日

甲 岡崎市十王町二丁目9番地
岡崎市
代表者 岡崎市長

乙 東京都新宿区西新宿7丁目5番25号
株式会社オータ
代表取締役

(102) 大規模災害時における避難者受入れに関する協定書

岡崎市（以下「甲」という。）、愛知県教育委員会（以下「乙」という。）及び愛知県野外教育センター指定管理者の愛知ネットグループ（以下「丙」という。）は、大規模災害時における避難者の受け入れについて、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 本協定書は、地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、避難者の受け入れについて甲が、乙の所有する施設の提供の協力を要請するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

（支援協力の内容）

第2条 甲は、災害時において必要があると認めるときは、避難者の受入れに関し、次の事項について、乙及び丙に協力を要請することができる。

(1) 乙の所有する施設を、一時避難場所として被災者に提供すること。

(2) 乙の施設において、被災者に対し、水道水、トイレ等を可能な限り提供すること。

2 乙及び丙は、一時避難場所に地域住民が避難した際に、対象施設内において発生した事故等に対する責任を負わないものとする。

3 乙及び丙は、甲から第1項の要請があった場合において、可能な範囲で協力するものとする。ただし、乙が所有する施設の利用が継続することが見込まれる際や施設が被災する等の特別な事情により協力できない場合は、その旨を甲に連絡するものとする。

4 乙及び丙は、第1項の要請を受けた場合に、甲、乙、丙で締結している「災害時等緊急待避所の使用に関する協定書」に定められた避難場所のほか、愛知県野外教育センターの次の施設を使用させるとともに、当該施設の開錠等に協力するものとする。

施設名称 愛知県野外教育センター

所在地 岡崎市千万町町字大平田17番地 5

名称	収容人数及び収容台数
宿泊室（2階建各階21室6人）	252人
ミーティングルーム（各階2室3人）	12人
多目的室（各階1室20人）	40人
保健室	3人
研修室1～4	165人
運動広場1、3	162台
第1、第2ファイヤー場	30台
駐車場（臨時駐車場含む）	139台

5 前項に規定する箇所の開錠に使用する鍵は、丙が甲に貸与し、本協定が解除された時は甲が丙に返却するものとする。

（開設期間）

第3条 一時避難場所の開設期間は必要最低限とし、原則として災害発生の日から7日間とする。ただし、災害の状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙及び丙と協議の上、使用期間を延長できるものとする。

(職員の派遣)

第4条 甲は、乙及び丙が、第2条第1項の要請を受け入れた場合は、速やかに当該施設に職員を派遣するものとし、避難者受け入れに関する業務を実施するものとする。

(復旧)

第5条 甲は、当該施設について、一時避難場所としての使用を終えたときは、遅延なく原状に復旧し、乙及び丙の認める状態にするものとする。

2 甲が当該施設を使用したことにより、乙及び丙に損害を与えたときは、甲はその損失を補償するものとする。

3 復旧に要する費用は、甲が負担するものとする。

(費用負担)

第6条 一時避難場所の管理運営に係る費用は、甲の負担とする。

(連絡先等の確認)

第7条 本協定を円滑に行うため、甲、乙及び丙の連絡先及び連絡責任者を定めるものとし、内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定書の有効期間は、令和4年3月17日から令和5年3月31日までとする。

2 前項にかかわらず、期間満了の日の30日前までに甲、乙及び丙から相手方に対し、特段の意思表示が無い場合は、さらに1年間継続するものとし、以後においても同様とする。

(その他)

第9条 この協定に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙、丙が協議して定めるものとする。

上記の協定の成立の証とするため、この協定書3通を作成し、甲、乙、丙記名押印のうえ、各自1通を所持する。

令和4年3月17日

甲 岡崎市十王町二丁目9番地
岡崎市
代表者 岡崎市長

乙 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県教育委員会

代表者 教育長

丙 安城市東栄町一丁目 7 番地22号

愛知ネットグループ代表団体

特定非営利活動法人愛知ネット

代表者 理事長

(103) 大規模災害時における避難者受入れに関する協定書

岡崎市（以下「甲」という。）、愛知県立農業大学校（以下「乙」という。）は、大規模災害時における避難者の受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 本協定は、地震、風水害、その他災害が発生し、又は発生するおそれがある場合や、他の地方公共団体が住民の避難を実施するに当たり、甲に対して避難者の受入れに関する協力要請があった場合（以下「災害時等」という。）に、甲が、乙の協力を得て一時的に待避する施設または指定避難所を補完する施設（以下「避難施設」という。）として、使用するために必要な事項を定めるものとする。

（協力事項の発動）

第2条 本協定に定める災害時等の協力事項は、原則として甲が乙に対し要請を行う。

（応援要請の手続き）

第3条 甲は、次の事項を明らかにして、乙に対して、電話等の通信手段により要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害等の状況
- (2) 使用する施設の名称
- (3) 使用する予定期間
- (4) 施設を使用する人数
- (5) その他必要な事項

（施設利用の概要）

第4条 避難施設として使用する施設は、原則次のとおりとする。

施設名称 愛知県立農業大学校

所在地 岡崎市美合町字並松1番地2

名 称	収容人数及び収容台数
体育館	300人
運動場	400台
運動場北西広場	70台
職員・学生駐車場	300台
中央教育棟東駐車場	100台
運転コース	200台

2 避難施設の使用期間は、概ね一週間を目処に避難者の居住する地域の復旧を加味し、甲、乙の協議によって決定する。

3 施設の利用に係る入口や経路等は、甲、乙において、あらかじめ協議して定めるものとする。

(甲・乙の責務)

第5条 甲は、施設へ職員を派遣し、避難施設の開設、管理、運営を行い、その使用を終えたときは、遅滞なく原状を回復するものとする。また、避難施設の開設のため、乙は甲に運営に必要な施設の鍵を貸与し、施設の使用を終えたときに甲は乙に返却するものとする。

2 乙は、当該施設の運営をできる限り協力するとともに、使用可能場所の調整等を行うものとする。

(費用負担)

第6条 施設利用等に要した経費は、甲が負担するものとし、その金額等については、甲、乙協議の上、決定するものとする。

2 経費の支払い方法については、別途協議する。

(施設・備品の破損時等の対応)

第7条 使用施設が、避難施設として使用された場合の施設・備品の破損については、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。

(事故の対応)

第8条 施設内における避難者の事故については、甲の責任により解決するものとする。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、令和4年3月17日から令和5年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、有効期間が満了する日の30日前までに、甲、乙いずれからも特段の意思表示がないときは、本協定は同一条件で更に1年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙が協議して定めるものとする。

以上、本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年3月17日

甲 岡崎市十王町二丁目9番地
岡崎市
代表者 岡崎市長

乙 岡崎市美合町字並松1番地2
愛知県立農業大学校
代表者 校長

(104) 災害時の遺体安置所開設時における湯灌師等の派遣に関する協定書

岡崎市（以下「甲」という。）と一般社団法人日本納棺士技能協会（以下「乙」という。）は、市内において生じた自然災害や大規模事故等により、多くの住民の生命が奪われた場合における遺体安置所の運営に関する支援活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、岡崎市地域防災計画及び災害時における被災者支援活動の協力に関する協定に基づき甲が災害時等に行う遺体安置所の運営に関する支援活動について、乙の協力を必要とする事項を定めることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時等において遺体安置所への支援活動の必要があると認めるときは、乙に対し次の各号のいずれかに該当する業務への協力を要請するものとする。

- (1) 遺体の湯灌処置
- (2) 遺体の納棺処置
- (3) 遺族に引渡し時の対応
- (4) その他必要な業務

2 前項に定める要請は、次に掲げる事項を記載した書面（第1号様式）より行う。ただし、書面による要請ができない場合には口頭等により要請し、事後速やかに書面を送達するものとする。

- (1) 要請内容
- (2) 履行場所
- (3) 履行期日又は期間
- (4) その他必要な事項

3 甲は、前2項に定める要請について、重要な変更が生じたときは、その都度、乙に通知するものとし、その必要がなくなったときは、速やかに書面により通知するものとする。

（報告）

第3条 乙は、第2条第1項に規定する甲の要請に協力したときは、報告書（第2号様式）により報告するものとする。

（供給等の協力要請）

第4条 甲は、災害時等において遺体の湯灌及び安置に必要な葬祭器具（以下「器具等」という。）を必要と認めたときは、乙に調達可能な器具の供給及び貸与を要請することができる。

（調達器具の範囲）

第5条 甲は、乙に供給及び貸与を要請する器具の範囲は、次に関する物資のうち、乙が調達可能なもの等とする。

- (1) 衛生用品等
- (2) 遺体の手入れ用品等
- (3) その他遺体の安置に必要な物品

（協力の実施）

第6条 乙は、甲から協力の要請を受けたときには可能な範囲で協力に応じ、甲の指示する次の場所において業務を実施するものとする。

施 設 名	所 在 地
岡崎市六ツ美体育館	岡崎市下青野町本郷99番地 1
岡崎市花園体育センター	岡崎市桑原町大沢20番地90
岡崎市矢作体育館	岡崎市宇頭町字小藪49番地
岡崎市産業人材支援センター	岡崎市羽根町字小豆坂117番地 3
(協定施設) 真宗大谷派三河別院	岡崎市中町字野添25

(安全の確保)

第7条 甲及び乙は、協力の内容に応じて安全の確保に十分配慮するものとする。

(災害補償)

第8条 協力を要請する業務に起因する乙の業務に従事し、又は協力する者の負傷、疾病、障がい又は死亡については、乙の労働者災害補償保険により補償するものとする。ただし、次に掲げる場合を除き、協力を要請する業務が災害救助法又は岡崎市消防団員公務災害補償等条例による損害補償の対象となる場合は、甲はこれを補償する。

(1) 乙の業務に従事し又は協力する者の故意又は重大な過失の場合

(2) 当該損害が第三者の行為によるものであって当該第三者から損害賠償を受けることができる場合
(費用弁償等)

第9条 甲は、第2条1項の規定により遺体安置所への支援活動業務に従事し、又は協力する者に要する次に掲げる費用を負担するものとする。

(1) 湯灌師等の派遣に要する費用

(2) 湯灌師等が携行した器具等を使用した場合の実費弁償

2 前項の費用は、発災前における遺体安置業務に伴う適正な賃金及び価格を基礎として、甲、乙が協議の上、決定するものとする。

3 災害救助法の特別基準が適用された場合は、その定めるところによるものとする。

(損害賠償)

第10条 第2条の規定により支援に関する業務に従事し、又は協力する者が、そのために第三者に損害を与えた場合は、その責めに帰すべき事由によるものを除き、甲及び乙で協議してその賠償にあたる。
(平時における甲の対応)

第11条 甲は、災害時における乙との緊急連絡体制の構築及び災害に関する情報の発信方法等の確認を行うものとする。

2 甲は、乙の会員が円滑に活動できるよう器具等の整備を行うなど必要な環境の整備に努めるものとする。

(平時における乙の対応)

第12条 乙は、平時から会員に対しこの協定の普及及び啓発に努め、災害時等における会員間の緊急連絡体制を整備するとともに、毎年3月31日までに協力可能人員等を甲に連絡しなければならない。

2 乙は、この協定に基づく協力を円滑に実施するために、甲が実施する訓練等に積極的に参加するよう努めるものとする。

(協定の期間及び継続)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結日から当該年度の3月31日までとする。

2 有効期間が満了する30日前までに甲、乙いずれからも異議申し立てが無い限りは、この協定は自動

的に1年間継続されるものとし、以後同様とする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議のうえ、決定する。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和4年3月17日

甲 岡崎市十王町二丁目9番地

岡崎市

代表者 岡崎市長

乙 東京都中央区入船3-7-7

一般社団法人日本納棺士技能協会

代表者 代表理事

(105) 災害時におけるトレーラーハウス提供に関する協定書

岡崎市（以下「甲」という。）と一般社団法人日本RV・トレーラーハウス協会（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震・暴風雨、洪水その他の災害時におけるトレーラーハウス提供に関し、次のとおり協定を締結する。

第1条（目的）

この協定は、岡崎市内において災害により市民生活に被害が及んだ場合、又はそのおそれがある場合（以下、「災害時」という。）において、甲の要請に応じて、乙が取り扱うトレーラーハウスを避難所、福祉避難所、ボランティアセンター等として活用することにより、被災者支援体制等の向上を目的とする。

第2条（要請及び内容）

甲は、災害時において緊急の必要があるときは、災害救助法の適用を踏まえ、乙にトレーラーハウスの提供を優先して要請することができる。

2 前項の規定により甲が乙に要請する事項は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) トレーラーハウスの提供に関すること
- (2) トレーラーハウスの運搬、設置及び撤去に関すること
- (3) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項

3 前項の規定によるトレーラーハウスとは13㎡以上、39㎡未満の国土交通省住宅局で言う

「トレーラーハウス」であり建築基準に準拠し吸気・換気・化学物質が日本の基準に適合する事、国土交通省自動車局で言う大型の「トレーラ・ハウス」及び車両制限令以内のトレーラー・ハウスとして必要な基準に適合した製品とする。

第3条（要請手続）

甲は、前条に基づく要請を行う場合には、トレーラーハウス提供要請書（様式第1号）により要請するものとする。ただし、文書により要請するいとまがないときは、口頭、電話等により要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

第4条（組織、体制）

乙は、前条の規定により要請を受けたときは、必要な人員、資機材等を確保するとともに、速やかに甲の要請に応じるものとする。

2 前項の規定により活動する乙の職員は、甲の指示により従事するものとする。

第5条（費用の負担）

乙が、トレーラーハウスを提供に要する次の各号に掲げる経費は、甲が負担するものとする。

- (1) トレーラーハウスの提供に関する経費
- (2) トレーラーハウスの運搬、設置及び撤去に関する経費
- (3) 前各号に掲げるもののほか、トレーラーハウスの提供に要した関係経費

2 前項の費用の算定については、甲・乙協議の上、決定するものとする。

第6条（報告）

乙は、トレーラーハウスを提供したときは、トレーラーハウス提供報告書（様式第2号）を速やかに提出するものとする。

第7条（防災訓練への参加）

乙は、甲の要請に基づき甲が指定する防災訓練等に参加するものとする。

第8条（有効期間）

この協定の有効期間は、協定の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の1箇月前までに甲及び乙のいずれからも申し出がないときは、本協定はさらに1年間効力を有するものとし、その後も同様とする。

第9条（疑義の決定）

この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、相互が協議してこれを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し相互が記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

令和3年3月11日

愛知県岡崎市十王町二丁目9番地
甲 岡崎市
岡崎市長

東京都千代田区大手町1-6-1
乙 一般社団法人日本RV・トレーラーハウス協会
代表理事

年 月 日

一般社団法人日本 R V ・トレーラーハウス協会
代表理事 _____ 様

岡崎市長 _____

トレーラーハウス提供要請書

災害発生により、次のとおり要請します。

1	災害発生日時 年 月 日 () 時 分
2	災害の状況及び要請理由
3	必要とするトレーラーハウス及び数量
4	設置場所等
5	備考 [連絡担当 氏名・電話・FAX]

令和 年 月 日

岡崎市長 様

一般社団法人日本RV・トレーラーハウス協会
代表理事 様

トレーラーハウス提供報告書

次のとおり、報告します。

1 災害の名称
2 提供したトレーラーハウス及び数量
3 設置場所及び提供期間
4 活動人員
5 備考

[連絡担当 氏名・電話・FAX]
担当者氏名
連絡先 026-221-9997
FAX 026-221-4848

(106-1) 災害時等緊急待避所の使用に関する協定書

岡崎市（以下「甲」という。）、愛知県教育委員会（以下「乙」という。）及び愛知県青年の家指定管理者 公益財団法人愛知県教育・スポーツ振興財団（以下「丙」という。）は、次のとおり災害時等緊急待避所（以下「緊急待避所」という。）の使用に関する協定（以下「本協定」）という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、地震、風水害、その他災害が発生し、又は発生するおそれがある場合や、他の地方公共団体が住民の避難を実施するに当たり、甲に対して避難者受入れの協力要請があった場合（以下「災害時等」という。）に、甲が、丙の協力を得て一時的に待避する施設または指定避難所を補完する施設である緊急待避所として、乙の所有する施設を使用するために必要な事項を定めるものとする。

（協力事項の発動）

第2条 本協定に定める災害時等の協力事項は、原則として甲が丙に対し要請を行う。

2 丙は前項に定める要請を受けた場合は、乙に報告し、乙の承諾を得る。

（応援要請の手続き）

第3条 甲は、次の事項を明らかにして、丙に対して、電話等の通信手段により要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害等の状況
- (2) 使用する施設の名称
- (3) 使用する予定期間
- (4) 施設を使用する人数
- (5) その他必要な事項

（施設利用の概要）

第4条 緊急待避所として使用する施設は、原則次のとおりとする。

施設名称 愛知県青年の家 体育館（771.41㎡）

所在地 岡崎市美合町字並松1番地2

- 2 緊急待避所の使用期間は、概ね一週間を目処に待避者の居住する地域の復旧を加味し、甲、乙、丙の協議によって決定する。
- 3 施設の利用に係る入口や経路等は、甲、丙において、あらかじめ協議して定めるものとする。

（甲・乙・丙の責務）

第5条 甲は、施設へ職員を派遣し、緊急待避所の開設、管理、運営を行い、その使用を終えたときは、遅滞なく原状を回復するものとする。また、緊急待避所の開設のため、丙は甲に運営に必要な施設の鍵を貸与し、本協定が解除されたときに甲は丙に返却するものとする。

- 2 丙は、当該施設の運営を阻害しない範囲において、開錠等緊急待避所の設置及び使用可能場所の調整等の運営に協力するものとする。
- 3 乙は、甲、丙間で調整事項が発生した場合に調整を行う。

（費用負担）

第6条 施設利用等に要した経費は、甲が負担するものとし、その金額等については、甲、乙、丙協議の上、決定するものとする。

- 2 経費の支払い方法については、別途協議する。

（施設・備品の破損時等の対応）

第7条 使用施設が、緊急待避所として使用された場合の施設・備品の破損については、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。

(事故の対応)

第8条 施設内における待避者の事故については、甲の責任により解決するものとする。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、有効期間が満了する日の30日前までに、甲、乙及び丙のいずれからの特段の意思表示がないときは、本協定は同一条件で更に1年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙、丙が協議して定めるものとする。

以上、本協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲、乙、丙記名捺印の上、各自1通を保有する。

令和3年4月1日

甲 岡崎市十王町二丁目9番地
岡崎市
代表者 岡崎市長

乙 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県教育委員会
代表者 教育長

丙 名古屋市中区新栄一丁目49番10号
公益財団法人愛知県教育・スポーツ振興財団
代表者 理事長

(106-2) 災害時等緊急待避所の使用に関する協定書

岡崎市（以下「甲」という。）、愛知県教育委員会（以下「乙」という。）及び愛知県野外教育センター指定管理者 愛知ネットグループ（以下「丙」という。）は、次のとおり災害時等緊急待避所（以下「緊急待避所」という。）の使用に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、地震、風水害、その他災害が発生し、又は発生するおそれがある場合や、他の地方公共団体が住民の避難を実施するに当たり、甲に対して避難者受入れの協力要請があった場合（以下「災害時等」という。）に、甲が、丙の協力を得て一時的に待避する施設または指定避難所を補完する施設である緊急待避所として、乙の所有する施設を使用するために必要な事項を定めるものとする。

（協力事項の発動）

第2条 本協定に定める災害時等の協力事項は、原則として甲が丙に対し要請を行う。

2 丙は前項に定める要請を受けた場合は、乙に報告し、乙の承諾を得る。

（応援要請の手続き）

第3条 甲は、次の事項を明らかにして、丙に対して、電話等の通信手段により要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害等の状況
- (2) 使用する施設の名称
- (3) 使用する予定期間
- (4) 施設を使用する人数
- (5) その他必要な事項

（施設利用の概要）

第4条 緊急待避所として使用する施設は、原則次のとおりとする。

施設名称 愛知県野外教育センター 体育館（948.50㎡）

所在地 岡崎市千万町町字大平田17番地5

2 緊急待避所の使用期間は、概ね一週間を目処に待避者の居住する地域の復旧を加味し、甲、乙、丙の協議によって決定する。

3 施設の利用に係る入口や経路等は、甲、丙において、あらかじめ協議して定めるものとする。

（甲・乙・丙の責務）

第5条 甲は、施設へ職員を派遣し、緊急待避所の開設、管理、運営を行い、その使用を終えたときは、遅滞なく原状を回復するものとする。また、緊急待避所の開設のため、丙は甲に運営に必要な施設の鍵を貸与し、本協定が解除されたときに甲は丙に返却するものとする。

2 丙は、当該施設の運営を阻害しない範囲において、開錠等緊急待避所の設置及び使用可能場所の調整等の運営に協力するものとする。

3 乙は、甲、丙間で調整事項が発生した場合に調整を行う。

（費用負担）

第6条 施設利用等に要した経費は、甲が負担するものとし、その金額等については、甲、乙、丙協議の上、決定するものとする。

2 経費の支払い方法については、別途協議する。

（施設・備品の破損時等の対応）

第7条 使用施設が、緊急待避所として使用された場合の施設・備品の破損については、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。

(事故の対応)

第8条 施設内における待避者の事故については、甲の責任により解決するものとする。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、有効期間が満了する日の30日前までに、甲、乙及び丙のいずれからの特段の意思表示がないときは、本協定は同一条件で更に1年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙、丙が協議して定めるものとする。

以上、本協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲、乙、丙記名捺印の上、各自1通を保有する。

令和3年4月1日

甲 岡崎市十王町二丁目9番地
岡崎市
代表者 岡崎市長

乙 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県教育委員会
代表者 教育長

丙 安城市東栄町一丁目7番22号
愛知ネットグループ

代表団体
安城市東栄町一丁目7番22号
特定非営利活動法人愛知ネット
理事長
構成員
安城市明治本町9番7号
株式会社安城電機
代表取締役

(107) 災害時の避難所等における警備業務に関する協定

岡崎市(以下「甲」という。))と一般社団法人愛知県警備業協会三河支部(以下「乙」という。))は、市内において生じた自然災害や大規模事故等により避難所等が開設され、避難所内の秩序が著しく乱れる事態が生じ、又は生じるおそれがある場合、避難所等における警備業務に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。))において、甲が乙に協力を要請する事項、及び甲の協力の要請に基づき、乙の会員が実施する避難所及びその他施設(以下「避難所等」という。))における警備業務に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本協定において「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害をいう。

(協力要請)

第3条 甲は乙に、災害時に必要が生じたときは、次に掲げる事項について協力を要請することができる。

- (1) 避難所等における警備業務を請負うことができる乙の会員を取りまとめること
 - (2) 警備業務に付帯する業務で、甲の要請により、乙の会員が応じられる業務等を取りまとめること
 - (3) 乙を介して、甲と避難所等における警備業務及び警備業務に付帯する業務で、甲の要請により、乙の会員が応じられる業務等(以下「警備業務等」という。))を実施することができる乙の会員間において契約書又は請書を取り交わすこと
- 2 前項の協力の要請は、原則として要請書(第1号様式)により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭、電話等により要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

(業務履行)

第4条 乙は、前条の規定に基づき甲から要請書を受領したときは、乙の会員に対し、可能な範囲で警備業務等の要請に応えるよう依頼するものとする。

- 2 乙の会員が警備業務等の要請に応えることができる場合、乙は、乙の会員が作成した見積書を取りまとめ、甲に提出する。
- 3 乙が取りまとめた乙の会員の見積書に基づき、乙を介して、甲と乙の会員間において契約書又は請書を取り交わし、甲による発注書により、乙の会員は個々の警備業務等を実施するものとする。(以下、「受託警備業務」という。))
- 4 受託警備業務を実施する乙の会員(以下、「受託会員」という。))は、甲との間で契約書又は請書を取り交わした後においても、甲の要請に基づく受託警備業務を中断することができる。ただし、受託警備業務を中断する場合は、乙を介し、必ず事前に甲へ通知するものとする。

(報告)

第5条 乙は、受託会員が受託警備業務を実施したときは、報告書(第2号様式)により報告するものとする。

(災害補償)

第6条 受託警備業務に従事し、又は協力する者の負傷、疾病、障がい又は死亡については、受託会員の労働者災害補償保険により補償するものとする。ただし、次に掲げる場合を除き、甲が要請した受託警備業務が災害救助法又は岡崎市消防団員公務災害補償等条例による損害補償の対象となる場合は、甲はこれを補償する。

- (1) 受託会員の受託警備業務に従事し又は協力する者の故意又は重大な過失の場合
- (2) 当該損害が第三者の行為によるものであって当該第三者から損害賠償を受けることができる場合

(費用弁償等)

第7条 甲は、受託警備業務に従事し、又は協力する者に要する次に掲げる事項の費用を負担するものとする。

- (1) 警備員の派遣に要する費用(夜勤、宿直等に要する費用含む)
 - (2) 警備員が携行した資機材等を使用した場合の実費弁償
- 2 前項の費用は、発災前における警備業務等に伴う適正な賃金を基礎として、甲、乙が協議の上、決定するものとする。
- 3 災害救助法の規定が適用された場合は、その定めるところによるものとする。

(損害賠償)

第8条 受託警備業務に従事し、又は協力する者が、そのために第三者に損害を与えた場合は、その責めに帰すべき事由によるものを除き、甲及び乙で協議してその賠償にあたる。

2 甲は前項の損害が生じた場合は、速やかに書面をもって、乙を介し、受託会員に通知するものとする。

(防災訓練等への参加)

第9条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する防災訓練等に受託会員の業務に支障が出ない範囲内で参加協力するものとする。

(連絡体制・手段)

第10条 甲及び乙は平常時より、互いの連絡先（平常時及び緊急時）を共有するものとし、変更があった場合は速やかに報告するものとする。

2 受託会員は、災害時に岡崎市内において甲と連絡が取れない場合は、市内小・中学校等に設置している防災行政無線を利用し連絡を行うものとする。

(契約解除)

第11条 甲又は乙は、相手方が本協定の内容に違反し、相手方に対し催告したにもかかわらず当該違反が是正されない場合、本協定を解除することができるものとする。

(有効期間)

第12条 本協定の有効期間は、協定締結日から当該年度の3月31日までとする。ただし、甲、乙いずれからも本協定の解除又は変更の申出がない場合は、本協定は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(守秘義務)

第13条 甲及び乙は、本協定に関して相手方から知った情報は、本協定の履行にのみ使用するものとし、善良なる管理者の注意をもって管理し、これを第三者に開示又は漏えいしてはならないものとする。

(協議)

第14条 本協定に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲、乙の協議の上、決定する。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年4月8日

甲 愛知県岡崎市十王町2丁目9番地
岡崎市
代表者 岡崎市長

乙 愛知県岡崎市羽根西一丁目8番地8
愛知県警備業協会 三河支部
代表者 支部長

(108) 電気自動車を活用した災害連携協定

岡崎市（以下「甲」という。）、三河日産自動車株式会社（以下「乙」という。）及び日産自動車株式会社（以下「丙」という。）は、第1条に定義する災害時等における電気自動車による避難所等への電力の供給について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、電気自動車の普及を通じ、岡崎市内の自助力、共助力、公助力向上を図るため、甲による電気自動車を非常用電源として活用できる体制の構築や岡崎市内の電気自動車普及に向けた諸施策の実施に加え、甲が乙及び丙の協力を得て、地震又は風水害等大規模災害が発生した若しくはその可能性があること（以下「災害時等」という。）によって、岡崎市内に大規模停電発生のおそれがある場合に、電力不足が想定される甲指定の避難所等（以下「避難所等」という。）において、電気自動車から電力を供給すること（以下「電力供給」という。）により、住民の生命、身体及び財産を守るための基本的事項を定めることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 乙は、災害時等により、避難所等が開設された時において、甲からの要請に基づき、次の事項について可能な範囲において協力するものとする。

電気自動車の貸与

外部給電器の貸与

電気自動車用充電スタンドの使用許諾

2 前項に基づき乙から甲に貸与される電気自動車を、以下「貸与車両」といい、貸与車両及び外部給電器を併せて、以下「貸与車両等」という。

（協力の要請）

第3条 甲が乙に対して行う協力の要請は「災害時における協力要請書」（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後、速やかに文書进行处理するものとする。

（電気自動車等の貸与）

第4条 乙は、乙の指定する日時及び場所で電気自動車等を甲に貸与し、原則として電力供給のため、甲に使用させるものとする。

2 乙は、電気自動車の貸与にあたっては、十分に充電された状態で貸与するよう努めるものとする。

3 乙の指定する場所から甲の電力供給場所への移動は、甲の責任において行うものとする。ただし、甲による移動が困難な場合は、甲乙間での協議により乙が行うものとする。

（電気自動車等の貸与期間）

第5条 貸与期間は、原則として貸与開始日から1週間以内とする。ただし、災害規模や被災状況に応じて期間を延長できるものとし、その期間については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（充電スタンドの使用許諾）

第6条 乙は、充電スタンドが使用可能な場合、甲に対して乙の指定する日時及び場所において、充電スタンドの使用を許諾することに努めるものとする。

2 前項に基づく使用許諾期間は、原則として貸与車両等の貸与期間とする。

（管理等）

第7条 甲は、善良なる管理者の注意をもって、貸与車両等を管理するものとする。なお、管理方法その他の取り扱いは、甲乙間での協議により取り決める。

2 甲は、充電スタンドを乙より提示される使用条件に従って使用するものとする。

3 甲は、貸与期間中、貸与車両等若しくは充電スタンドに故障又は紛失等があった場合、直ちに乙に通知するものとし、その対応について甲乙間での協議により取り決めるものとする。

4 甲は、甲の責に帰すべき事由により、貸与車両等若しくは充電スタンドを故障させ、又は貸与車両等を滅失し、これにより乙に損害が生じたときは、乙に対しその損害を賠償するものとする。ただし、相互の責めに帰さない理由により貸与車両等若しくは充電スタンドが故障し、又は与車両等が滅失したときは、その責任について甲乙間で協議し取り決めるものとする。

（補償及び保険）

第8条 貸与期間中に生じた電気自動車等、充電スタンドの損害等の補償については、次のとおりとする。

甲は、甲の責めに帰すべき事由により、第三者に与えた物的又は人的損害、電気自動車等及び充電スタンドに生じた損害について、賠償する責任を負うものとする。ただし、当該帰責事由が不明な場合は、甲及び乙が協議のうえ、その賠償に当たるものとする。

乙は、電気自動車の貸与にあたり、乙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、前号の場合において、甲が補償責任を負う場合については、乙の加入している保険の適用を受けるものとする。ただ

し、保険の自己負担額及び保険対象外の経費については、原則、甲が負担するものとする。

(外部給電器の使用上の注意)

第9条 甲は、貸与車両に外部給電器を接続して使用（医療機器等への使用を含む）する場合、当該外部給電器の製造者が発行する保証条件を都度確認の上、使用するものとする。なお、当該外部給電器の使用に起因する事由により、甲が損害を被った場合であっても、乙及び丙は一切責任を負わないものとする。

(返却)

第10条 甲は、乙より貸与車両等を原状に復した上で（ただし、通常損耗を除く。）、乙に返却するものとする。なお、返却方法については、甲乙間で協議し決定する。

(費用の負担)

第11条 この協定に基づく貸与車両等及び充電スタンドの使用料については、原則無償とする。

(電気自動車等の情報提供)

第12条 乙及び丙は、電気自動車の普及促進に資する情報、及び災害時に給電業務が遂行可能な電気自動車等の情報を、適宜、甲に提供する。

(連絡調整)

第13条 この協定及びこの協定に定める業務に関わる連絡調整は、甲、乙及び丙があらかじめ様式第2号「連絡調整者名簿」により指定した者が行う。なお、甲、乙及び丙は当該名簿により指定する者に変更があった場合は、当該変更後の名簿を各当事者に対して送付するものとする。

(定期協議)

第14条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲、乙及び丙は、年1回以上、意見交換、協議等を行うものとする。

(広報活動)

第15条 甲、乙及び丙は、平常時においても電気自動車の普及や電気自動車を活用した防災の広報活動に努めるものとする。

2 甲、乙又は丙が、この協定に係るプレスリリース、その他外部への公表等を行おうとする場合は、事前に他の当事者と公表内容等について協議の上、実施するものとする。

(協定期間)

第16条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結日から令和5年3月31日までとする。ただし、協定期間の満了する日の3箇月前までに、甲、乙又は丙から何らの意思表示がないときは、協定期間は、さらに1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(譲渡制限)

第17条 甲、乙及び丙は、事前に他の当事者の書面による承諾を得ることなく、この協定から生ずるいかなる権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡もしくは移転し又は担保の用に供してはならないものとする。

(協議)

第18条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲乙丙それぞれが記名押印又は署名のうえ、各自その1通を保有する。

令和4年3月17日

甲 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地
岡崎市
岡崎市長

乙 愛知県安城市横山町大山田中79-3
三河日産自動車株式会社
代表取締役社長

丙 神奈川県横浜市西区高島一丁目1番1号
日産自動車株式会社
理事

(109) 災害時等協力避難所の使用に関する協定

岡崎市（以下「甲」という。）と株式会社高木製作所（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時等協力避難所の使用に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、乙が所有し、又は管理する施設を災害時等協力避難所とするために必要な事項を定めるものとする。

（協力事項の発動）

第2条 本協定に定める災害時等の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（支援協力の内容）

第3条 乙は、災害時等において前条の規定による要請を受けた場合は、可能な範囲内で、次に掲げる支援協力を実施するものとする。ただし、乙が罹災する等の特別な事情により支援できないときは、その旨を電話等により甲へ連絡するものとする。

(1) 次の施設（以下「本施設」という。）を災害時等協力避難施設として避難者に提供すること。

ア 施設の所在地 岡崎市牧平町字岩田3番地41

イ 使用する施設

(ア) 岡崎工場 メインオフィス 1階食堂 164㎡

(イ) 岡崎工場 駐車場（来客用） 740㎡（28台）

(2) 災害時等協力避難施設において、次に掲げる支援を行うこと。

ア 本施設の開錠等、災害時等協力避難施設の運営に協力すること。

イ 避難者（帰宅困難者を含む。以下同じ。）に対し、食糧、水道水、トイレ等を提供すること。

ウ 避難者に対し、テレビ、ラジオ等で知り得た災害に関する情報を提供すること。

2 災害時等協力避難施設としての使用は、乙の事業運営等を阻害しない範囲内において行うものとし、使用期間は甲、乙の協議によって決定する。

（派遣の要請）

第4条 乙は、甲に災害時等協力避難施設を使用させる場合において必要があると認めるときは、甲の職員を本施設へ派遣するよう甲に要請することができる。

（復旧）

第5条 災害時等協力避難施設としての使用を終えたときは、甲は本施設を使用前の状態又は乙の認める状態に復旧するものとする。

（費用負担）

第6条 乙が第3条の規定による支援協力に要した費用については、乙からの支援内容の報告及び請求を受け、甲及び乙にて協議を行い、甲の負担額を決定するものとする。

（連絡先等確認）

第7条 本協定を円滑に行うため、甲乙の連絡先及び連絡責任者を定めるものとする。この場合において、内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

（有効期間）

第8条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、本協定の有効期間が満了する日の30日前までに、甲乙いずれからも相手方に対して特段の意思表示がないときは、本協定の有効期間は、1年間延長されるものとし、その後においても同様とする。

（協議事項）

第9条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた場合は、誠意を持って甲乙が協議の上で決定するものとする。

この協定の締結を証するため本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ1通を保有する。

令和5年1月24日

甲 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地
岡崎市
代表者 岡崎市長

乙 岡崎市牧平町字岩田3番地41
株式会社高木製作所
代表者 代表取締役社長

(110) 災害時における食料の供給等に関する協定

岡崎市（以下「甲」という。）とオカザキ製パン株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、岡崎市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が実施する被災者支援活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 甲は、災害時に必要が生じたときは、次に掲げる事項についての協力を要請することができる。

乙は、甲の要請があったときは、可能な範囲において、速やかに要請事項に応えるものとする。

(1) 食料（主食品、加工食品、飲料等）の優先供給及びそれらの配送

(2) 甲が設置する避難所等での炊き出しの実施

(3) 避難所開設が困難な地域での炊き出しの実施

(4) 避難所等における支援者等が行う炊き出し等の支援

(5) その他甲の要請により、乙が応じられる事項

（支援の要請手続き）

第3条 前条の規定による甲の要請は、文書をもって行うものとする。但し、緊急を要するときは、口頭又は電話をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（連絡責任者の選任）

第4条 乙は、あらかじめこの協定に関する連絡責任者を2名以上選任し、その氏名、連絡方法等を甲に報告するものとする。連絡責任者を変更した場合も同様とする。

2 甲及び乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等について別に協議のうえ定める。

（経費の負担）

第5条 この協定に基づき、乙が供給した食料等の対価及び乙が行った配送等の経費は、甲が負担する。

2 前項の価格は、災害時直前における仕入価格等を基準として、甲及び乙が協議のうえ、決定するものとする。

（経費の請求）

第6条 乙は、前条の経費を甲に請求する場合は、書面により請求するものとする。

2 甲は、乙から前項の規定による請求を受けたときは、その内容を確認のうえ、速やかに当該費用を支払うものとする。

（暴力団の排除）

第7条 乙は、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の構成員をいう。以下同じ。）を役員等（法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含む。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(2) 暴力団員を雇用すること。

(3) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(4) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(5) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(6) 暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(7) 暴力団若しくは暴力団員であること又は(1)から(6)までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に業務を下請等させること。

（有効期限）

第8条 本協定の有効期間は、締結の日から令和6年3月31日までとする。

2 前項の規定に関わらず、協定期間が満了する日の30日前までに、甲乙いずれからも相手方に対して特段の意思表示がないときは、本協定は同一条件でさらに1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上で決定するものとする。

この協定の締結を証するため本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ1通を保有する。

令和5年11月28日

甲 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地
岡崎市
代表者 岡崎市長

乙 岡崎市赤浜町字塚ノ口50番地
オカザキ製パン株式会社
代表者 代表取締役社長

(111) 災害時における支援物資供給に関する協定

岡崎市（以下「甲」という。）と大東建託株式会社（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震、津波、風水害、その他の災害により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な物資（以下「物資」という。）の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙の支店（別表1／以下「乙の支店」という。）と協力して、物資を迅速かつ円滑に供給するために必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙の支店に対し、乙の支店の保有する物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第3条 甲が乙の支店に供給を要請する物資は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 「供給要請対象物資一覧」（別表2）に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資（乙が調達・供給可能な範囲内に限る）

（要請の方法）

第4条 第2条の要請は、「供給要請書」（別紙様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって要請することができない場合は電話またはその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（協力）

第5条 乙の支店は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙の支店は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を「物資供給報告書」（別紙様式第2号）により甲に報告するものとする。

（運搬および引渡し）

第6条 乙の支店は、物資の運搬および引渡しについては、甲の指示に従うものとする。

2 物資の運搬は、原則として乙の支店が行うものとし、甲は、甲の指定する場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。ただし、乙の支店が運搬できない場合は、甲および乙の支店が協議して決定するものとする。

（車両の通行）

第7条 甲は、乙の支店が物資を運搬及び供給する際には、車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 乙の支店が供給した物資に関する代金については、乙が負担するものとし、物資の運搬に要した経費は、運搬を行った者が負担するものとする。

2 乙が共有したトレローム（生活用水ろ過装置）については、使用后甲より乙に返却するものとする。

（従事者の損害補償）

第9条 この協定に基づいて業務に従事した者が、この協定に基づく業務に起因して死亡し、負傷し、または疾病にかかったときの災害補償については、労働災害に関わる関係法令に定めるところによるものとする。

（連絡責任者）

第10条 甲と乙の支店は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡先報告届」（別紙様式第3号）により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（平常時の連携）

第11条 甲及び乙の支店は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

2 乙は、甲が実施する防災に関する市民への啓発活動等に協力するよう努めるものとする。

（暴力団の排除）

第12条 乙は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2

号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の構成員をいう。以下同じ。）を役員等（法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含む。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(2) 暴力団員を雇用すること。

(3) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(4) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(5) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(6) 暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(7) 暴力団若しくは暴力団員であること又は(1)から(6)までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に業務を下請等させること。

（有効期間）

第13条 この協定の有効期限（以下、「協定期間」という。）は、協定締結の日から1年間とする。ただし、協定期間が満了する1か月前までに、甲乙いずれからも相手に対し、この協定を改定する意思表示がないときは、協定期間は、期間満了の翌日からさらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（協議）

第14条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年1月25日

甲 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地
岡崎市長

乙 東京都港区港南二丁目16番1号
大東建託株式会社
代表取締役社長執行役員

別表 1（第 1 条関係）

供給拠点一覧

供給支店	供給支店住所
大東建託 岡崎支店	愛知県岡崎市柱町字折戸 1 3 番地

別表 2（第 3 条関係）

供給要請対象物資一覧

分類	主な品種
水関係	トレローム（生活用水ろ過装置）
食料、飲料水	保存食（アルファ米、パン、スーパーバランス、味噌汁など）、 保存水（ペットボトル）
生活用品	救急セット、ウェットボディタオル、エアマット、簡易トイレ、 使い捨て毛布、軍手、使い捨てカイロ、やかん、ウェットティッシュ、 電池式モバイルバッテリー、紙皿、割りばし、サランラップ、 生理用ナプキン、カセットコンロ、カセットガス

(112) 災害時等協力避難所等の使用及び被災者支援活動の協力に関する協定

岡崎市（以下「甲」という。）、株式会社ホンダカーズ三河（以下「乙」という。）は、災害時等協力避難所等の使用及び被災者支援活動の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、乙が所有し、又は管理する施設を災害時等協力避難所又は自主防災組織活動拠点（以下「災害時等協力避難所等」という。）とするために必要な事項及び甲又は甲が認める自主防災組織による被災者支援活動に対する乙の協力について必要な事項を定めるものとする。

（協力事項の発動）

第2条 本協定に定める災害時等の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（協力事項の内容）

第3条 乙は、災害時等において前条の規定による要請を受けた場合は、可能な範囲内で、次に掲げる支援協力を実施するものとする。ただし、乙が罹災する等の特別な事情により協力できないときは、その旨を電話等により甲へ連絡するものとする。

(1) 次の施設を災害時等協力避難所等として避難者（帰宅困難者を含む。以下同じ。）及び被災者支援活動に従事する地域住民等に提供すること。

名称	所在地
岡崎六名南店	岡崎市六名南2丁目4番地13
岡崎緑ヶ丘店	岡崎市羽根町字小豆坂121番地
岡崎福岡店	岡崎市福岡町字上高須11番地
岡崎矢作店	岡崎市矢作町字桜海道37番地
U-Select岡崎南	岡崎市福岡町字下高須87番地

(2) 災害時等協力避難所等において、次に掲げる協力を行うこと。

ア 前号に規定する施設の開錠等、災害時等協力避難所等の運営に協力すること。

イ 避難者及び被災者支援活動に従事する地域住民等に対し、食糧、水道水、トイレ等を提供すること。

ウ 避難者に対し、テレビ、ラジオ等で知り得た災害に関する情報を提供すること。

(3) 停電発生のおそれがある場合に、電力不足が想定される甲指定の避難所等（以下「避難所等」という。）において、次に掲げる非常用電源の確保に協力すること。

ア 電気自動車又はプラグインハイブリッド車（以下「電気自動車等」という。）、外部給電器を貸与すること。

イ 電気自動車用充電設備の使用を許諾すること。

(4) 被災者の移動手段を確保するため、乙が所有し、又は管理する自動車等を貸与すること。

(5) その他、甲の要請により、乙が応じられる事項

2 前項に基づき乙から甲に貸与される電気自動車等を、以下「貸与車両」といい、貸与車両及び外部給電器を併せて、以下「貸与車両等」という。

（協力の要請）

第4条 甲が乙に対して行う協力の要請は「災害時における協力要請書」（様式第1号）をもって、FAX等での通知により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後、速やかに必要な処理を行うものとする。

（電気自動車等の貸与）

第5条 乙は、乙の指定する日時及び場所で電気自動車等を甲に貸与し、原則として電力供給のため、甲に使用させるものとする。

2 乙は、電気自動車の貸与に当たっては、十分に充電された状態で貸与するよう努めるものとする。

3 乙の指定する場所から甲の電力供給場所への電気自動車等の移動は、甲の責任において行うものとする。ただし、甲による移動が困難な場合は、乙が行うものとする。

（管理等）

第6条 甲は、善良なる管理者の注意をもって、貸与車両等を管理するものとする。なお、管理方法その他の取扱いは、甲乙間での協議により取り決める。

2 甲は、充電設備を乙から提示される条件に従って使用するものとする。

3 外部給電器の使用に起因する事由により、甲が損害を被った場合であっても、乙は一切責任を負わないものとする。

（補償及び保険）

第7条 貸与期間中に生じた貸与車両等、充電スタンドへの損害等の補償については、次のとおりとする。

- (1) 甲は、甲の責めに帰すべき事由により、第三者に与えた物的又は人的損害、貸与車両等及び充電設備に生じた損害について、賠償する責任を負うものとする。ただし、当該帰責事由が不明な場合は、甲及び乙が協議の上、その賠償に当たるものとする。
- (2) 乙は、乙の負担により貸与車両等の自動車損害賠償責任保険及び任意保険に加入するものとし、前号の場合において、甲が補償責任を負う場合については、乙の加入している保険の適用を受けるものとする。ただし、保険の免責金額及び保険対象外の経費については、原則、甲が負担するものとする。

(外部給電器の使用上の注意)

第8条 甲は、貸与車両に外部給電器を接続して使用（医療機器等への使用を含む）する場合、当該外部給電器の製造者による保証条件を確認の上、使用するものとする。

(使用期間)

第9条 甲による災害時等協力避難所等及び貸与車両等の使用期間は、原則、甲が第4条の規定による要請をした時から使用の必要がなくなった旨の通知をした時までとし、乙の事業運営等を阻害しない範囲内とする。

(派遣の要請)

第10条 乙は、甲又は甲が認める自主防災組織が災害時等協力避難所等を使用する場合において必要があると認めるときは、甲の職員を当該施設へ派遣するよう甲に要請することができる。

(復旧)

第11条 甲は、第3条第1項第1号に規定する施設について災害時等協力避難所等としての使用を終えたときは、当該施設を使用前の状態又は乙の認める状態に復旧するものとする。

(返却)

第12条 甲は、貸与車両等を使用前の状態に復した上で（ただし、通常損耗を除く。）、乙に返却するものとする。なお、返却方法については、甲乙間での協議により取り決める。

(費用負担)

第13条 乙が第3条の規定による協力に要した費用については、乙からの支援内容の報告及び請求を受け、甲及び乙の間で協議を行い、甲の負担額を決定するものとする。ただし、本協定に基づく貸与車両等及び充電設備の使用料及び役務に関しては原則無償とする。

(災害時等協力避難所等の変更及び廃止)

第14条 乙は、災害時等協力避難所等の名称若しくは位置を変更し、又は災害時等協力避難所等を廃止したときは、速やかにその旨を甲に電話等により通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定により災害時等協力避難所等の変更又は廃止の通知を受けたときは、当該施設の使用が想定される地域の住民の代表者にその旨を周知しなければならない。

(通常時の連携)

第15条 甲及び乙は、本協定の規定を円滑に実施するため、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(協定書の有効期間)

第16条 本協定書の有効期間は、令和6年3月4日から令和7年3月31日までとする。なお、有効期間が満了

する日の30日前までに、甲又は乙から相手方に対し、特段の意思表示がない場合は更に1年間継続するものとし、以後においても同様とする。

(協議)

第17条 本協定に定めのない事項については、甲乙間での協議により取り決める。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自1通を保管する。

令和6年3月4日

甲 岡崎市十王町二丁目9番地
岡崎市
代表者 岡崎市長

乙 岡崎市六名南2-4-13
株式会社ホンダカーズ三河
代表取締役社長

(113) 災害時等における被災者の避難生活への支援、生活再建及び被災地の復旧復興に係る連携・協力に関する協定

岡崎市（以下「甲」という。）、一般社団法人こども女性ネット東海（以下「乙」という。）は、災害時等における連携・協力に関し次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、平時及び災害時において、甲、乙が相互に連携・協力することにより、被災者の避難生活への支援と早期の生活再建及び被災地の復旧・復興に寄与することを目的とする。

（対象とする災害）

第2条 この協定の対象とする災害は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害のうち災害救助法が適用される大規模災害とする。ただし、これ以外の災害であっても、甲、乙が協議のうえ対象とすることができる。

（平時の連携・協力）

第3条 甲、乙は、平時から、次に掲げる事項について相互に連携・協力を努めるものとする。

- （1）災害対応力の強化に向けた人材育成への協力
- （2）被災者支援に関わる団体及び専門家の活動強化及びネットワーク化の推進
- （3）その他目的達成のために必要な事項

（災害時の連携・協力）

第4条 乙は、甲の要請に基づき、災害時において、次に掲げる事項について連携・協力を努めるものとする。

- （1）速やかかつ能動的な被災状況の把握、情報共有
- （2）自らの活動状況及び予定に関する情報の共有
- （3）発災直後からの避難所等における被災者への支援
- （4）被災者へのきめ細かな義援物資等の配布
- （5）被災者支援に関わる団体及び専門家による支援
- （6）復旧・復興期を通じて変化する被災者のニーズや課題への対応
- （7）その他目的達成のために必要な事項

（協議）

第5条 本協定の実施に関し必要な事項及び本協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議のうえ、定めるものとする。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも書面による申出がないときは、有効期間は同一の内容でさらに1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和5年12月23日

甲 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地
岡崎市
代表者 岡崎市長

乙 愛知県名古屋市中区平安1-9-22
一般社団法人こども女性ネット東海
代表理事

(114) 災害発生時における『こども自然遊びの森』の使用に関する協定書

岡崎市（以下「甲」という。）と中部電力パワーグリッド株式会社（以下「乙」という。）とは、東海地震等により大規模な災害が岡崎市内で発生した場合、甲の管理する用地を乙の災害復旧活動場所や資機材置場の用地（以下「災害復旧用オープンスペース」という。）及び被災地支援拠点として一時的に使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（災害復旧用オープンスペースとして使用する用地）

第1条 災害復旧用オープンスペースとして使用する用地は、次のとおりとする。

(1) 名 称	こども自然遊びの森
(2) 所 在 地	岡崎市淡路町堂面125
(3) 場所及び数量	一般駐車場（約1,300㎡）

（使用申請）

第2条 乙は、災害復旧用オープンスペース及び被災地支援拠点のため、用地が必要なときは、事前に甲に対し期間、内容等を明らかにして、使用を要請する。

2 甲は、前項の規定による使用申請があったときは、これに協力する。ただし、甲の災害復旧活動又は他の公共的機関の災害復旧活動で当該用地が必要とされるなど、特別の事情がある場合は、甲と乙が使用範囲等について協議を行うものとする。

（要請等の手続き方法）

第3条 前条の使用申請を行うときは、乙が甲へ口頭、電話、ファックス又は岡崎市地域防災無線をもって連絡し、甲の許可をもって、甲の管理する用地の使用を開始する。

2 乙は、使用にあたって、遅滞なく、法令・条例等に基づく占用許可等の手続きを行う。

（現状復旧等）

第4条 乙が甲の施設に損傷を与えたときは、乙の責務において原形復旧を行う。

（用地の使用方法）

第5条 乙は、原則として甲の管理する用地内の建物を使用せず、その他の場所に事務所、宿泊所、資材置場、仮設トイレ、応急仮設住宅等を設置するなどして使用する。やむをえず甲の管理する用地内の建物はじめ設備を使用する際は、甲へ事前に連絡し、甲の許可をもって使用を開始する。

2 電気、水道、電話を設置する場合は、乙の責務において設置する。

3 施設の鍵の管理は乙が施設を使用する間は乙が行い、終了後は速やかに甲に返還するものとする。

4 施設使用後は、乙の責務において原形復旧を行う。

（使用料）

第6条 乙が第1条または第2条に基づき、甲の用地を使用する場合は、乙の使用料は減免する。

（協定の有効期間）

第7条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、以降、甲、乙いずれかから文書による申出がない限り、継続するものとする。

（協議）

第8条 甲と乙は、この協定を円滑に施行するため、災害時における連絡先及び連絡体制など、必要事項をあらかじめ協議し、別に定めるものとする。

2 この協定について、疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和3年8月1日

甲 岡崎市十王町二丁目9番地

岡崎市

代表者 岡崎市長

乙 岡崎市戸崎町字大道東7番地

中部電力パワーグリッド株式会社

岡崎営業所長

(115) 災害対策用備蓄物資の有効活用に関する協定書

岡崎市（以下「甲」という。）、社会福祉法人岡崎市社会福祉協議会（以下「乙」という。）及び公益社団法人日本非常食推進機構（以下「丙」という。）とは、丙が保有及び管理する災害対策用備蓄物資（以下「備蓄物資」という。）の有効活用について、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が実施又は支援する防災啓発活動、生活困窮者等支援活動、地域づくり活動等に丙が備蓄物資を譲渡することにより、地域防災力の向上、地域共生社会に向けた地域づくりの推進を図るとともに、備蓄物資を有効に活用することを目的とする。

（備蓄物資の活用）

第2条 丙は、備蓄物資を譲渡する時期及び量について甲又は乙と協議し、双方合意の上、丙が甲及び乙に当該備蓄物資を譲渡し、甲及び乙はそれを第5条に規定する事業に活用できるものとする。
2 甲及び乙は、譲り受けた備蓄物資の活用にあたっては、有効性及び効率性に配慮するものとする。

（無償譲渡）

第3条 丙は、甲及び乙に備蓄物資を無償で譲渡するものとする。
2 甲及び乙は、譲り受けた備蓄物資を転売又は金銭その他の有価物と交換してはならず、丙に対しその旨を誓約するものとする。ただし、丙が書面により承諾したときはこの限りでない。
3 甲及び乙は、譲り受けた備蓄物資を政治的宗教的活動に使用してはならない。
4 甲及び乙は、譲り受けた備蓄物資を丙に返品又は破棄することはできないものとする。ただし、第7条第2項及び第3項に規定する事故等が発生したとき、又は甲乙丙間で特別の定めを行った場合は、この限りでない。

（備蓄物資の譲渡場所等）

第4条 備蓄物資の譲渡は、甲又は乙の指定する場所で行い、当該譲渡に係る運搬費その他の譲渡に係る経費については、丙の負担で行うものとする。

（対象事業）

第5条 甲及び乙は、丙から譲り受けた備蓄物資を次の事業に活用することができる。
(1) 甲及び乙が実施又は支援する防災啓発活動
(2) 甲及び乙が実施又は支援する生活困窮者等支援活動
(3) 甲及び乙が実施又は支援する地域づくり活動等
(4) 前3号に定めるほか、丙が認める甲及び乙の活動又は活動支援

（備蓄物資の受領等）

第6条 甲又は乙は、備蓄物資を活用するに当たり、申請書及び受領確認を丙に示すものとする。

（備蓄物資譲渡後の対応）

第7条 丙は、甲及び乙に譲渡した備蓄物資について、製造業者等が設定する消費期限又は賞味期限が到来する日までは、その品質について保証する。ただし、甲及び乙に譲渡した備蓄物資について、甲及び乙が、品質が保持されるように適切に維持管理しなかったときは、この限りでない。
2 前項の規定にかかわらず、丙が甲及び乙に譲渡した備蓄物資が原因として事故が発生したときは、譲渡する前の原因によるものは丙の責任とし、譲渡した後の原因によるものは甲及び乙の責任とする。
3 丙が甲及び乙に譲渡した備蓄物資が原因として事故が発生したときは、甲、乙及び丙又は関係する第三者によって行われる調査の結果に基づいて、適用される法令等に従い、原因究明、事後の対応、再発防止等について、甲、乙及び丙にて協議し、その解決に当たるものとする。

（守秘義務）

第8条 甲、乙及び丙は、本協定に基づく連携により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示し、又は漏洩してはならない。
2 甲、乙及び丙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

（有効期間）

第9条 本協定の有効期間は、本協定締結日から令和5年3月31日までとする。ただし、期間満了日の1か月前までに甲、乙又は丙から本協定終了の申出がない場合は、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第10条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

本協定の成立を証するため本書 3 通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、それぞれ 1 通を保有する。

令和 4 年 10 月 14 日

甲 岡崎市十王町二丁目 9 番地
岡崎市
代表者 岡崎市長

乙 岡崎市美合町字五本松 68 番地 12
社会福祉法人岡崎市社会福祉協議会
会長

丙 三重県四日市市浮橋一丁目 4 番地 3
公益社団法人日本非常食推進機構
理事長

(116) 災害支援ナースの派遣に関する協定書

愛知県（以下「甲」という。）と岡崎市民病院（以下「乙」という。）とは、災害支援ナースの派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害・感染症医療確保事業を実施するため必要な研修の課程を修了した看護職員が速やかに出動し、看護活動を行うことにより、地域の医療提供体制を支援し、人々の生命や健康を守ることを目的とする。

（派遣要請等）

第2条 甲は、医療法第30条の12の6及び災害支援ナース活動要領等に基づき、災害等について対応を行う必要が生じた場合は、乙に対し、災害支援ナースの派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、速やかに災害支援ナースを派遣するものとする。

3 第1項の派遣要請は、事前に甲、乙協議のもと予め取り決められた連絡手段により行うものとする。ただし、他の連絡手段により迅速な派遣要請を行うことができる場合は他の連絡手段により派遣要請を行うことができるものとする。

4 派遣された災害支援ナースの活動終結の指示又は災害支援ナース派遣のための待機要請は、前項と同様とする。

（派遣先）

第3条 乙が派遣する災害支援ナースは、甲の県内において看護活動を行うことを原則とする。

2 甲が他の都道府県から災害支援ナースの派遣要請を受け、甲又は国が認めた場合には、他の都道府県において第4条に定める看護活動を行うことができる。

（災害支援ナースの業務）

第4条 乙が派遣する災害支援ナースが行う業務は災害支援ナース活動要領等に定めるものとする。

（指揮系統等）

第5条 乙が派遣した災害支援ナースに対する指揮及び活動の連絡調整は、甲又は甲が指定する者が行う。

2 災害支援ナースが他の都道府県からの要請を受けて派遣される場合には、要請した（被災）都道府県の災害支援ナース受入に係る体制の中で活動するものとする。

（身分）

第6条 乙が派遣する災害支援ナースは、原則として派遣元である乙の職員として看護活動に従事する。

（協定の実施状況等の報告）

第7条 乙は、甲から本協定に基づく措置の実施の状況及び当該措置に係る当該医療機関の派遣状況その他の事項について報告の求めがあったときは、速やかに当該事項を報告するものとする。この場合において、「災害支援ナース派遣報告書」（第1号様式）、「看護活動報告書」（第2号様式）、及び「費用明細書」（第3号様式）を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の報告を受けた場合は、乙へ支払予定額を通知するものとする。

（事故の報告）

第8条 乙は、甲の要請に基づき乙が派遣した災害支援ナースが、第4条に規定する活動中の事故により、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、「事故報告書」（第4号様式）により、速やかに報告するものとする。

（平時における準備）

第9条 乙は派遣時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡、派遣体制の整備に努めるものとする。

2 甲は、災害支援ナースの資質の向上等を図るため、訓練等の企画及び機会の提供に努める。

（費用負担等）

第10条 甲の要請に基づき、乙が派遣した災害支援ナースが第4条の業務を実施した場合に要する次の費用は、甲が支弁するものとする。

一 乙が供給した医薬品、医療器具等を使用した場合の実費

二 前号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち、甲が必要と認めた経費（旅費、輸送費、器具等修繕費）

三 前各号に定めるもののほか、この協定実施のために要した経費のうち、甲が必要と認めた経費

2 （被災した）市町村又は他都道府県等からの要請に基づき、甲が乙に対して災害支援ナースの派遣を要請した場合は、前項に定める費用について、甲が支弁する。

(災害救助法適用時の費用負担)

第11条 甲の要請に基づき、乙が派遣した災害支援ナースが、災害救助法（昭和22年法律第118号）第7条の規定に基づく救助に関する業務に従事した場合は、前条の規定に関わらず、甲は災害救助法第18条第2項及び災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第5条に定めるところにより費用を負担する。

(費用負担の請求)

第12条 乙は、第7条第2項の規定により支払予定額の通知を受けた場合は、「災害支援ナース派遣に要した経費請求書」（第5号様式）により、甲に請求するものとする。

(損害補償)

第13条 甲は、甲の要請に基づき乙が派遣した災害支援ナースが、第4条に規定する活動中の事故により、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、甲が他の者に費用負担を要請し、その者が費用を負担した場合を除き、その損害を補償するものとする。

2 甲は、甲の要請に基づき乙が派遣した災害支援ナースの看護活動等において生じた事故等における損害を補償するため、甲の負担により傷害保険に加入する。

(定めのない事項等)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

(当該協定変更に関する事項)

第15条 この協定の定める事項に変更が生じた際、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期限は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲、乙いずれからも更新しない旨の申し出がない場合は、有効期間満了の日から起算して1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(協定の措置を講じていないと認められる場合の措置)

第17条 甲は、乙が、正当な理由がなく、本協定に基づく措置を講じていないと認めるときは、乙に対し、医療法等に基づく措置を行うことができるものとする。

(感染症法に規定する医療措置協定との関係)

第18条 甲と乙が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第36条の3第1項に規定する医療措置協定に基づく新型インフルエンザ等感染症等に係る人材派遣として災害支援ナースの派遣を実施する場合には、本協定が医療措置協定の一部を兼ねるものとし、本協定に定めるもののほか、当該派遣については医療措置協定によるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和6年4月1日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県
愛知県知事

乙 所在地 岡崎市高隆寺町字五所合3-1
岡崎市民病院
病院長

(117) 災害時における法律相談業務等に関する協定書

岡崎市（以下「甲」という。）と愛知県弁護士会（以下「乙」という。）は、岡崎市内で大規模災害等が発生した場合（以下「災害時」という。）における被災者等を対象とした法律相談業務等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、甲又は乙が実施する被災者等を対象とした法律相談その他の支援活動の実施について、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、相手方に対し、災害時における法律相談その他の支援活動を行うに際し、必要があると認めたときは、その協力を要請するものとする。

2 甲及び乙は、前項の協力の要請をするに当たっては、相手方に対し協力要請書（別記様式）を提出することにより行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、その後速やかに協力要請書を提出するものとする。

3 甲は、必要がある場合には、第1項の協力要請内容を変更し又は一時中止することができるものとする。この場合において、第7条に定める経費を変更する必要があるときは、甲乙協議の上でこれを定めるものとする。

（法律相談会）

第3条 災害時において、甲が無料の法律相談会（以下「相談会」という。）を開催する必要があると判断したときは、甲は乙に対し、相談会業務に従事する弁護士の派遣を要請するものとする。

2 災害時において、乙が相談会を開催する必要があると判断したときは、乙は甲に対し、開催場所の確保等相談会の実施に必要な措置を要請するものとする。

3 前2項に規定する場合において、相談会の開催日時、場所等については、災害等の規模、相談需要その他被災者等の状況を勘案し、甲乙協議の上決定する。

（役割）

第4条 甲は、相談会の実施に必要な開催場所の確保等措置及び相談会を開催する旨の広報を行うものとする。

2 乙は、相談会の開催に当たり、速やかに相談会業務に従事する弁護士を選定し、派遣するものとする。

（その他の支援活動）

第5条 甲及び乙は、支援活動のため乙による相談会以外の活動が必要と認めるときは、甲乙協議の上、乙が行う支援活動の内容を決定する。

（実施報告）

第6条 乙は、甲の要請があれば、相談会における相談内容その他必要な事項及び前条の規定に基づく支援活動の結果を書面（任意様式）により報告するものとする。

（経費等）

第7条 甲は、乙に対し、甲がその予算の範囲で定める基準に従い、第3条及び第5条の規定による乙の活動に要する費用その他の経費を、支援活動完了後相当期間経過後に甲乙協議決定した時期に支払うものとする。

2 甲は、乙が法テラスの法律相談援助等の公的な支援制度を利用することを妨げない。

（暴力団の排除）

第8条 乙及び乙の業務に従事する弁護士は、次に掲げる行為の相手方が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であることを知りながら当該行為を行ってはならない。

(1) 暴力団員を役員等（法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含む。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(2) 暴力団員を雇用すること。

(3) 暴力団又は暴力団員を代理、あつせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(4) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(5) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(6) 暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(7) 暴力団若しくは暴力団員であること又は(1)から(6)までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に業務を下請等させること。

(連絡調整)

第9条 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を選定し、相互に書面により通知する。連絡責任者が変更された場合も、同様とする。

(平常時からの連携)

第10条 甲及び乙は、平常時から、災害時の被災者支援活動のための情報交換等を実施するなど、相互の連携強化に努めるものとする。

(協定の期間)

第11条 この協定の期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとし、その後期間満了の日から1ヶ月前までに甲及び乙のいずれからも何らの申し出のないときは、さらに1年間延長し、以後も同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙記名押印のうえ、各自その1通を保管するものとする。

令和6年6月10日

甲 岡崎市十王町二丁目9番地
岡崎市
岡崎市長

乙 名古屋市中区三の丸一丁目4番2号
愛知県弁護士会
会 長

協 力 要 請 書

年 月 日

様

団体名

役職名

氏 名

災害時における法律相談業務等に関する協定書第2条に基づき、次のとおり協力を要請します。

要 請 担 当 者	職名 氏名 電話番号
口頭、電話等による要請の日時	年 月 日 () 時 分頃
要 請 理 由	
要 請 内 容	
履 行 の 場 所	
履 行 の 期 日 又 は 期 間	期日： 年 月 日 期間： 年 月 日 ～ 年 月 日
備 考	

(118) 災害時における被災者相談業務の実施に関する協定書

岡崎市（以下「甲」という。）と愛知県司法書士会（以下「乙」という。）は、災害時における被災者支援のための相談業務に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害及びこれに類する大規模な被害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、甲の要請に基づき、乙が実施する司法書士による被災者支援のための相談業務（以下「被災者相談業務」という。）について必要な事項を定めることにより、被災者相談業務を円滑かつ適切に実施し、もって災害時における岡崎市民の不安解消と生活の復興を図ることを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、災害時において被災者相談の必要が生じたときは、乙に対して協力を要請することができる。

2 前項のほか、乙が災害時において特に必要と認めるときは、乙は甲に対して被災者相談業務の実施を求めることができる。この場合において、甲が必要と認めるときは、乙に対して協力を要請する。

3 乙は、前2項の要請を受けた場合には、速やかに乙または乙の関係団体の構成員の中から相談員を選出し、甲が指定する相談窓口相談員を派遣するものとする。

（要請手続）

第3条 前条第1項、第2項に規定する要請は、甲が乙に対して、被災者相談業務を実施する日時、場所及び期間その他必要事項を明らかにした書面を交付して行うものとする。ただし、書面交付が困難な場合には、口頭、電話、電子メール等により要請し、追って書面を交付するものとする。

（被災者相談業務の範囲）

第4条 この協定により、乙が実施する被災者相談業務は、第1条の目的に鑑み、広く岡崎市民の生活の復興に資する法制度等の情報の提供及び司法書士が取り扱うことができる業務に関する相談への対応とする。

（被災者相談業務の実施）

第5条 甲は、被災者相談業務の実施にあたり、以下の業務を行うものとする。

- (1) 相談会の広報
- (2) 相談会場の確保
- (3) 関係機関、派遣先相談窓口、他の専門機関との連絡調整

2 乙は、被災者相談業務の実施にあたり、以下の業務を行うものとする。

- (1) 相談員の派遣
- (2) 相談の実施

（体制整備）

第6条 乙は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、必要と認められるときは、甲の要請に直ちに対応できる体制を確保するよう努めるものとする。

2 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を置き、当該連絡責任者を変更したときは、速やかに相手方に通知するものとする。

3 甲及び乙は、平常時において、被災者相談業務を円滑かつ適切に実施するための情報交換を行うものとする。

（費用負担）

第7条 被災者相談業務における会場費及び広報費について、甲の負担とする。

2 甲は、乙に対し、甲がその予算の範囲内で定める基準に従い、第5条の規定による乙の被災者相談業務に要する費用その他の経費の全部または一部を、被災者相談業務完了後相当期間経過後に甲乙協議決定した時期に支払うことができる。

（相談料）

第8条 この協定により実施する被災者相談業務における相談料は無償とし、相談者に負担を求めないものとする。

（損害の補償）

第9条 この協定に基づく被災者相談業務の実施において、乙及び乙が派遣した者に損害が生じた場合であって、甲の責めに帰すべき事由によらないものについての損害補償は、乙の責任において行う。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の30日前までに、甲又は乙の一方から相手方に対し、文書による異議の申し出がないと

きは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第 11 条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義を生じたときは、その都度甲乙双方が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙署名の上、各自1通を保有する。

令和6年6月10日

甲 岡崎市十王町二丁目9番地
岡崎市
岡崎市長

乙 名古屋市熱田区新尾頭1-12-3
愛知県司法書士会
会 長

(119) 災害時における被災者相談業務の実施に関する協定書

岡崎市（以下「甲」という。）と愛知県行政書士会（以下「乙」という。）は、災害時における被災者支援のための相談業務に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害及びこれに類する大規模な被害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、甲の要請に基づき、乙が実施する行政書士による被災者支援のための相談業務（以下「被災者相談業務」という。）について必要な事項を定めることにより、被災者相談業務を円滑かつ適切に実施し、もって災害時における岡崎市民の不安解消と生活の復興を図ることを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、災害時において被災者相談の必要が生じたときは、乙に対して協力を要請することができる。

2 前項のほか、乙が災害時において特に必要と認めるときは、乙は甲に対して被災者相談業務の実施を求めることができる。この場合において、甲が必要と認めるときは、乙に対して協力を要請する。

3 乙は、前2項の要請を受けた場合には、速やかに乙または乙の関係団体の構成員の中から相談員を選出し、甲が指定する相談窓口相談員を派遣するものとする。

（要請手続）

第3条 前条第1項、第2項に規定する要請は、甲が乙に対して、被災者相談業務を実施する日時、場所及び期間その他必要事項を明らかにした書面を交付して行うものとする。ただし、書面交付が困難な場合には、口頭、電話、電子メール等により要請し、追って書面を交付するものとする。

（被災者相談業務の範囲）

第4条 この協定により、乙が実施する被災者相談業務は、第1条の目的に鑑み、広く岡崎市民の生活の復興に資する法制度等の情報の提供及び行政書士が取り扱うことができる業務に関する相談への対応とする。

（被災者相談業務の実施）

第5条 甲は、被災者相談業務の実施にあたり、以下の業務を行うものとする。

- (1) 相談会の広報
- (2) 相談会場の確保
- (3) 関係機関、派遣先相談窓口、他の専門機関との連絡調整

2 乙は、被災者相談業務の実施にあたり、以下の業務を行うものとする。

- (1) 相談員の派遣
- (2) 相談の実施

（体制整備）

第6条 乙は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、必要と認められるときは、甲の要請に直ちに対応できる体制を確保するよう努めるものとする。

2 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を置き、当該連絡責任者を変更したときは、速やかに相手方に通知するものとする。

3 甲及び乙は、平常時において、被災者相談業務を円滑かつ適切に実施するための情報交換を行うものとする。

（費用負担）

第7条 被災者相談業務における会場費及び広報費について、甲の負担とする。

2 甲は、乙に対し、甲がその予算の範囲内で定める基準に従い、第5条の規定による乙の被災者相談業務に要する費用その他の経費の全部または一部を、被災者相談業務完了後相当期間経過後に甲乙協議決定した時期に支払うことができる。

（相談料）

第8条 この協定により実施する被災者相談業務における相談料は無償とし、相談者に負担を求めないものとする。

（損害の補償）

第9条 この協定に基づく被災者相談業務の実施において、乙及び乙が派遣した者に損害が生じた場合であって、甲の責めに帰すべき事由によらないものについての損害補償は、乙の責任において行う。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の30日前までに、甲又は乙の一方から相手方に対し、文書による異議の申し出がないと

きは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第 11 条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義を生じたときは、その都度甲乙双方が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙署名の上、各自1通を保有する。

令和6年6月10日

甲 岡崎市十王町二丁目9番地
岡崎市
岡崎市長

乙 名古屋市東区葵一丁目15番30号
愛知県行政書士会
会 長

(120) 大規模災害時における労働・社会保険等の相談に関する協定書

岡崎市（以下「甲」という。）と愛知県社会保険労務士会（以下「乙」という。）は、地震、風水害、原子力災害及びその他の大規模な災害が発生した場合（以下「大規模災害時」という。）における労働や社会保険等の相談に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、岡崎市内での大規模災害時において、甲が乙に協力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。

（相談・支援の内容）

第2条 乙は、その専門的知識を活かし、大規模災害時に被災者の生活基盤を確保し生活の安定を図るため、以下の相談や支援（以下「相談支援」という。）を行う。

（1）労働関係の相談支援

雇用保険の手続きの仕方、離職票の書き方
労災保険における給付の手続き相談など

（2）健康保険及び年金関係の相談支援

健康保険証の再発行などの健康保険に関する相談
遺族年金、障害年金の手続きの仕方
年金証書等の再発行や年金の各種変更手続きの仕方など

（相談支援の依頼）

第3条 大規模災害時、甲が支援等の必要があると判断したときは、乙に対し次の事項について文書等により依頼するものとし、乙は社会保険労務士（以下「社労士」という。）を相談員として派遣するものとする。なお、緊急の場合は、甲は電話等で依頼することができるものとし、後日速やかに依頼文書を送付するものとする。

（1）支援等の場所及び当該場所への経路

（2）必要とする支援の内容

（3）必要とする人数及び期間

（4）前各号に掲げるもののほか、必要とする事項

（支援等の実施体制）

第4条 乙はあらかじめこの協定に基づく支援等を行うための連絡系統等の実施体制を整備し、甲へ通知するものとする。

2 乙は、実施体制に変更が生じた場合は、速やかに甲に通知するものとする。

（報告）

第5条 乙は、第2条に規定する相談支援が終了したときは、相談支援活動の概要（以下の内容）について甲に報告するものとする。

（1）相談支援を実施した場所、期間

（2）相談支援活動に従事した人員（名簿）

（3）相談者数及び相談内容別の件数

（4）その他必要な事項

（経費の負担）

第6条 支援等の実施にかかる費用は、原則として無料とするものとする。

（損害の負担）

第7条 支援等により生じた損害は乙が負うものとする。

（災害補償）

第8条 支援等に従事した社労士が、支援等の場所の経路の途中及び支援等従事中に負傷、罹患又は死亡したときの補償は、当該社労士の責任において行うものとする。

2 乙は、支援等の実施にあたり、乙の会員の災害補償及び第三者に対する損害補償に対応したボランティア保険に加入するよう努めるものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（連絡窓口）

第10条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては岡崎市市民安全部防災課、乙においては愛知県社会保険労務士会とする。

（有効期間）

第 11 条 この協定の有効期間は、締結日から令和 7 年 3 月 3 1 日までとする。ただし、満了の 1 か月前までに甲乙いずれからも申し出のない場合は、この協定をさらに 1 年間延長するものとし、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を 2 通作成し、甲乙署名の上、各自 1 通を保有する。

令和 6 年 6 月 10 日

甲 岡崎市十王町二丁目 9 番地
岡崎市
岡崎市長

乙 名古屋市熱田区三本松町 3 番 1 号社会保険労務士会館 1 階
愛知県社会保険労務士会
会 長

(121) 災害時における非常用電源等の供給協力に関する協定書

岡崎市（以下「甲」という。）と株式会社ナヴィック（以下「乙」という。）とは、災害時における非常用電源等の供給協力に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、速やかに、かつ円滑な非常用電源対策を行い、災害復旧活動及び市民生活に必要な電源を確保し、被災者の生活の早期安定を図ることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時における応急措置のため、非常用電源等の物品の調達が必要となった場合は、要請書（様式第1号）をもって乙に物品の供給の要請をするものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により次の各号に掲げる事項を明らかにして要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び応援を要請する事由
- (2) 応援を必要とする物品の名称及びその数量
- (3) 物品を供給する場所及び期間
- (4) その他必要な事項

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙の営業に支障ない範囲において、甲に対し、優先的かつ速やかに物品の供給を行うものとし、報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（物品の種類）

第4条 乙が供給する物品の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) バッテリー電源（トルエコ、ビッグトルエコ、ぼーたくんS等）
- (2) パワーステーション、仮設式ソーラーLEDライト
- (3) その他取扱商品
- (4) 防災備蓄倉庫用ソーラーバッテリー装置

（物品の価格）

第5条 乙が甲に供給した物品及び甲が指定する場所までの運搬の価格は、甲が負担するものとし、その金額については、甲、乙協議の上、決定するものとする。

2 支払い方法については、別途協議する。

（補償）

第6条 この協定に基づいて業務に従事した乙の従業員が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、乙の責任において行うものとする。

（平常時の活動）

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため平素から情報交換を行い、乙は甲が行う防災訓練への参加等に努め、緊急時に備えるものとする。

（連絡責任者）

第8条 甲及び乙は、要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者を定め、これを互いに通知するものとする。

2 前項で定める甲及び乙の連絡責任者は、災害時において、災害の状況等について相互に、かつ緊密に連絡を取り合うものとする。

（協議）

第9条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

2 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、令和6年8月1日から令和7年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の30日前までに甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しないときは、本協定はさらに1年間効力を有するものとし、その後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和6年8月1日

甲 岡崎市十王町2丁目9番地
岡崎市
岡崎市長

乙 名古屋市南区赤坪町180番地
株式会社 ナヴィック
代表取締役

年 月 日

要 請 書

災害時における非常用電源等の供給協力に関する協定書第 2 条に基づく要請をいたします。

株式会社ナヴィック

代表取締役 様

岡崎市長

1 要請する理由	
2 必要とする物品名・数量	[物品名] [数 量] 個
3 必要とする場所	町 番 号 他 添付地図参照
4 必要とする期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
5 現場責任者	・氏 名 ・班 名 班 ・TEL ・FAX
6 その他必要事項	

年 月 日

報 告 書

災害時における非常用電源等の供給協力に関する協定書第3条に基づく報告をいたします。

岡崎市長 様

株式会社ナヴィック
代表取締役

1 設置した物品名・数量	[物品名]
	[数 量] 個
2 設置場所	町 番 号 他
	[名 称]
3 設置日時	年 月 日 時
4 報告者及び立会者	・報告者 氏名 TEL
	・立会人 氏名 班名 班
5 その他連絡事項	

(122) 大規模災害時における避難者受入れに関する協定書

岡崎市（以下「甲」という。）と株式会社アイシン岡崎東工場（以下「乙」という。）は、大規模災害時における避難者の受け入れについて、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 本協定書は、地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、避難者の受け入れについて甲が、乙の所有する施設の提供の協力を要請するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

（支援協力の内容）

第2条 甲は、災害時において必要があると認めるときは、避難者の受け入れに関し、次の事項について、乙に協力を要請することができる。

(1) 乙の所有する駐車場を、一時避難場所として被災者に提供すること。

(2) 乙の所有する施設において、被災者に対し、食料及び飲料水を提供すること。

一時避難所として使用する期間は、原則として3日間とする。

ただし、災害復旧が長期にわたるなど期間延長となる場合には甲との相談とする。

(3) 甲が発信する情報、提供施設周辺の被害状況、道路状況等の情報を提供すること。

(4) 乙は、一時避難場所に地域住民が避難した際に、対象施設内において発生した事故等に対する責任を負わないものとする。

2 乙は、甲から前項の要請があった場合において、可能な範囲で協力するものとする。ただし、乙が所有する施設の利用を継続することが見込まれる際や、施設が被災する等の特別な事情により協力できない場合は、その旨を甲に連絡するものとする。

3 乙は、第1項の要請を受けた場合に、次の施設の駐車場を使用させるとともに、当該施設の開錠等、運営に協力するものとする。

名称	所在地
株式会社アイシン 岡崎東工場	岡崎市大幡町字大入1番地1

（被害情報の収集・伝達）

第3条 甲及び乙は、災害時等において、必要に応じて相互に連絡し、情報の収集及び伝達を迅速に行うものとする。

2 前項の目的を達するため、甲及び乙は、速やかに連絡を取ることができる体制を予め整備しておくものとする。

（職員の派遣）

第4条 甲は、乙が、第2条第1項の要請を受け入れた場合は、必要に応じて当該施設に職員を派遣するものとし、避難者受け入れに関する業務を実施するものとする。

（復旧）

第5条 甲は、乙の所有する駐車場を、一時避難場所としての使用を終えたときは、遅延なく当該施設を現状に復旧し、乙の認める状態にするものとする。

2 乙が緊急時協力避難施設を避難者に使用させたことにより要した費用は、甲が負担をする。

3 復旧に要する費用は、甲が負担するものとする。

（連絡先等の確認）

第6条 本協定を円滑に行うため、甲乙の連絡先及び連絡責任者を定めるものとし、内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

（有効期間）

第7条 この協定書の有効期間は、令和6年12月1日から令和7年11月30日までとする。

2 前項にかかわらず、期間満了の日の30日前までに甲乙から相手方に対し、特段の意思表示が無い場合は、さらに1年間継続するものとし、以後においても同様とする。

（その他）

第8条 この協定に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、甲乙が協議して定めるものとする。

上記の協定の成立の証とするため、この協定書2通を作成し、双方押印のうえ、各自1通を所持する。

令和6年12月1日

甲 岡崎市十王町二丁目9番地
岡崎市
代表者 岡崎市長

乙 岡崎市大幡町字大入1番地1
株式会社アイシン
代表者 グループ人事本部
本部長

(123) 災害時等におけるキッチンカーによる物資供給等に関する協定

岡崎市（以下「甲」という。）及び岡崎レジリエントサポート（以下「乙」という。）は、災害時等におけるキッチンカーによる物資供給等に関する協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、岡崎市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に定める災害が発生し、又災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲及び乙が協力して、キッチンカーによる物資供給等を円滑に実施することを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、乙による物資供給が必要になったとき、要請書（第1号様式）により、物資供給を乙に対し要請できるものとする。ただし、緊急を要するときは口頭により要請することができるものとし、後日速やかに書面を提出するものとする。

2 乙は、甲から要請があったとき、物資供給実施可否を速やかに回答するものとする。

（協力内容）

第3条 前条第1項規定により甲が乙に対して要請を行う内容、次に掲げる事項とする。

(1) 甲が開設した避難所におけるキッチンカーによる炊き出し実施

(2) 避難所開設が困難な地域におけるキッチンカーによる炊き出し実施

(3) 乙が調達可能な食材及び物資供給

(4) 前各号に掲げるもののほか、甲乙双方が本協定による協力として行うことが適当と認めたもの

2 乙が前項各号規定により物資を提供する場合、関係法令に基づき特定原材料及び特定原材料に準じるものについて、表示又利用者へ通知等をし、食物アレルギー対策に配慮するものとする。

（物資供給実施）

第4条 乙は、第2条第1項規定により甲から物資供給要請を受けたとき、可能な限り速やかに、物資供給実施に努めるものとする。

2 乙は、甲に物資供給を実施したとき、実施報告書（第2号様式）により、実施内容を甲に報告するものとする。

（費用負担）

第5条 乙が実施する物資供給に要した費用について、災害発生時直前における適正な価格を基準とし、原則として甲が負担するものとする。ただし、乙が収集する寄付金及び寄贈品等で賄うときは、この限りでない。

2 乙が実施する物資供給に伴う移動に係る費用は、乙が負担する。

（運搬および引渡し）

第6条 乙は、物資の運搬および引渡しについては、甲の指示に従うものとする。

2 物資の運搬は、原則として乙が行うものとし、甲は、甲の指定する場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。ただし、乙が運搬できない場合は、甲及び乙の支店が協議して決定するものとする。

（車両の通行）

第7条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（事故報告）

第8条 乙は、物資供給実施において事故があったとき、速やかに甲に報告するものとする。

（損失補償及び損害賠償）

第9条 物資供給実施について生じた損害は、乙の負担とする。ただし、損害賠償発生が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

2 乙は、物資供給実施に当たり第三者に損害を与えたとき、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害発生が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

（災害補償）

第10条 この協定に基づき、乙が実施する物資供給に従事した者（以下「従事者」という。）が物資供給実施において負傷し、罹患し、又死亡した場合、当該従事者が加入する保険により対応するもの

とする。ただし、当該負傷、罹患又死亡原因が甲の責めに帰すべき事由による場合、この限りでない。
(個人情報保護)

第11条 甲及び乙は、この協定に基づく物資供給に関して、活動上知り得た個人情報を外部に漏らしてはならない。この協定終了後も同様とする。

(連絡責任者)

第12条 乙は、あらかじめこの協定に関する連絡責任者を2名以上選任し、その氏名、連絡方法等を甲に報告するものとする。連絡責任者を変更した場合も同様とする。

2 甲及び乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等について別に協議のうえ定める。

(暴力団の排除)

第13条 乙は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の構成員をいう。以下同じ。）を役員等（法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含む。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
- (2) 暴力団員を雇用すること。
- (3) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
- (4) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
- (5) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
- (6) 暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
- (7) 暴力団若しくは暴力団員であること又は(1)から(6)までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に業務を下請等させること。

(有効期限)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結日から令和8年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日から1か月前までに、双方いずれからも協定解消の申し出がないときは、効力が1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第15条 この協定に定めない事項又この協定の解釈に疑義が生じたとき、その都度、甲と乙が協議し、定めるものとする。

この協定締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙署名のうえ、各1通を保有するものとする。

令和7年3月18日

甲 岡崎市十王町二丁目9番地
岡崎市

岡崎市長

乙 愛知県岡崎市大井野町字落合18番地2
岡崎レジリエントサポート

理事長

年 月 日

要請書

岡崎レジリエントサポート
理事長 様

岡崎市長

「災害時等におけるキッチンカーによる物資供給等に関する協定」第2条第1項規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

要請日	履行の場所	要請内容及び品目	数量
特記事項			

問い合わせ先

担当

TEL FAX

E-mail

年 月 日

実施報告書

岡崎市長 様

岡崎レジリエントサポート
理事長

「災害時等におけるキッチンカーによる物資供給等に関する協定」第4条第2項規定に基づき、
次とおり報告します。

品目	納入年月日	数量	納入場所	備考

問い合わせ先

担当

TEL FAX

E-mail

(124) 国立大学法人東京大学生産技術研究所と岡崎市との長時間洪水予測技術を用いた災害対策の推進に関する協定書

国立大学法人東京大学生産技術研究所（以下「甲」という。）と岡崎市（以下「乙」という。）は、標記について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が連携し、長時間洪水予測技術を用いた効果的な災害対策の実現を目的とした研究を推進し、併せて、岡崎市内における風水害に対する災害対応業務の高度化を推進することを目的とする。

（連携項目）

第2条 この協定により連携する項目は、次のとおりとする。

- （1）甲及び乙は、長時間洪水予測技術を用いた災害対策に関する研究を行い、研究成果の実証及び、社会実装に向けた課題抽出を行う。
- （2）甲及び乙は、必要に応じ、可能な範囲で長時間洪水予測に関する情報の提供を行う。
- （3）甲及び乙は、岡崎市内で風水害が発生した場合には、可能な範囲で相互に連携し災害対応における課題抽出や活動検証を行う。ただし、この場合において乙は甲の助言に対して責任を求めないものとする。
- （4）甲及び乙は、平時から密に連携し、前項に定める事項のほか、協力可能な事項について積極的に意見交換を行うように努めるものとする。
- （5）その他、本協定の目的を達成するために必要な事項。

（情報管理）

第3条 甲及び乙は、この協定に基づく連携により知り得た情報であって、提供又は開示の際に相手方より秘密である旨の表示が明記され、又は口頭で開示されかつ開示に際し秘密である旨明示され開示後30日以内に書面で相手方に対して通知されたものについては、協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について相手方の同意なく第三者に開示し、又は漏洩してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する事項はこの限りではない。

- （1）取得時、既に公知であったもの。
- （2）取得後、取得者の責に帰すべき事由によることなく公知となったもの。
- （3）取得時、取得者が既に所有していたもの。
- （4）取得後、取得者が守秘義務を負うことなく第三者から適法に入手したもの。
- （5）取得後、取得者が他の当事者の秘密を使用することなく独自で開発したもの。
- （6）公的機関の要請または法令に基づき必要最小限の範囲で開示されるもの。

2 甲及び乙は、前項で定める情報について、第2条に定める連携項目の実施に協力する団体に対し、あらかじめ相手方の同意を得た上で本協定に必要な範囲で情報提供することができる。ただし、これらの者の行為を自らの行為とみなして責任を負うことを条件とする。

（補償）

第4条 第2条に定める連携項目の実施により甲及び乙それぞれに属する人員に損害が発生した場合の補償については、甲及び乙それぞれの規程に基づき補償を行うものとする。

（協議）

第5条 費用その他について、この協定に定めのない事項、または疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（協定の効力）

第6条 この協定の有効期間は、締結日から令和8年3月31日までとする。ただし、期間満了の3か月前までに甲又は乙いずれからも解除及び変更の申し出がないときは、有効期間を当該満了日の翌日

から起算して1年間延長するものとし、その後も同様とする。

2 前項ただし書きによる有効期間の延長は、令和10年3月31日までとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙はそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和7年3月31日

東京都目黒区駒場4丁目6番1号
甲 国立大学法人東京大学生産技術研究所
所長

愛知県岡崎市十王町二丁目9番地
乙 岡崎市
市長

(125) 災害救助物資の供給等に関する協定書

岡崎市（以下「甲」という。）とWAQ株式会社（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震・風水害その他の災害時（以下「災害時」という。）の救助に必要な物資（以下「物資」という。）の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、岡崎市域内において災害が発生し、又は発生するおそれがあり、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、乙が保有する物資の供給を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、文書により行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電信若しくは電話その他の方法によることができる。

3 前項ただし書の場合において、甲は、事後に速やかに要請の内容を記載した文書を乙に提出する。

（協力）

第2条 乙は、甲から前条第1項の規定による要請があったときは、当該要請に対し可能な限り協力する。

（物資の範囲、報告）

第3条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次の各号に掲げるもののうち要請時点で、乙が調達可能な物資とする。ただし、甲から乙が要請を受けた時点で、物流ラインの断絶等により物資の供給ができないことがある場合、乙にて物資の調達の可否・日時・個数を決定することを甲は了承する。

(1) 防災用品（簡易ベッド、マット、寝袋、LEDランタン等）

(2) その他甲が指定する物資

2 本協定の目的を達成するため、乙はその在庫品目、数量等について、甲の求めに応じて報告する。

（物資の引渡し）

第4条 物資の引渡場所及び引渡日時は、甲が状況に応じ指定するものとし、当該引渡場所までの物資の運搬は、乙が行うものとする。ただし、乙が当該運搬を行うことができない場合は、甲が指定する者が当該運搬を行う。

（車両の通行）

第5条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援する。

（物資の代金等）

第6条 物資の代金は、災害発生時の直前における小売価格（定価）を基準として、甲と乙が協議して決定する。

2 第4条の物資の引渡しについて、当該引渡場所までの運搬に係る乙が通常要した費用は、甲に請求できる。

3 甲は、必要に応じ、第4条の引渡場所より遠の物資の運搬につき乙に対して協力を求めることができるものとする。この場合において、乙がそのために通常要する費用は甲の負担とする。

4 甲は、物資を引き取った後、乙の請求に基づき速やかにその代金を乙に支払うものとする。

（災害補償）

第7条 この協定に基づき業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となったときは、次の各号に掲げる場合を除き、甲は災害救助法（昭和22年法律第118号）又は岡崎市消防団員公務災害補償等条例（平成17年条例第41号）に定めるところにより、その損害を補償する。

(1) 当該業務に従事した者の故意又は重大な過失による場合

(2) 当該損害につき、損害保険契約により保険給付を受けることができる場合

(3) 当該損害が第三者の行為による場合であって、当該第三者から損害補償を受けることができる場

合

(生活物資の安定供給)

第8条 乙は、災害時にその店舗等の施設及び機能を活用し、適正価格により生活物資を供給し、市民生活の早期安定に寄与するように努力し、甲は、それに協力する。

(連絡責任者)

第9条 甲及び乙は、本協定に関する連絡責任者を指定し、書面により互いに通知する。なお連絡責任者に変更があった場合には、相手方に対し直ちに通知する。

(暴力団の排除)

第10条 乙は、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の構成員をいう。以下同じ。）を役員等（法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含む。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
- (2) 暴力団員を雇用すること。
- (3) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
- (4) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
- (5) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
- (6) 暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
- (7) 暴力団若しくは暴力団員であること又は(1)から(6)までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に業務を下請等させること。

(協議)

第11条 この協定について疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに、甲乙のいずれからも意思表示がないときは更新されたものとし、以後も同様とする。

(解除)

第13条 甲乙いずれか一方がこの協定を解除する場合は、解除日1か月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和7年7月1日

甲 岡崎市十王町二丁目9番地
岡崎市
代表者 岡崎市長

乙 大阪市東淀川区東中島1丁目6番14号
新大阪第二日大ビル908号室
WAQ株式会社
代表者 代表取締役社長

(126) 災害時における物資供給に関する協定書

岡崎市（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震、津波、風水害、その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達が可能で物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

(1) 別表に掲げる物資

(2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。
2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。
2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。
2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。
2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（協力体制の構築）

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

のとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年10月22日

甲 岡崎市十王町二丁目9番地
岡崎市
代表者 岡崎市長

乙 新潟県新潟市南区清水4501番地1
NPO法人 コメリ災害対策センター
代表者 理事長

別表

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、 ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、 長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、 雨具、土のう袋、ガラ袋、 スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル、 割箸、使い捨て食器、 ポリ袋、ホイル、ラップ、 ウェットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋（使い捨て） バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、 簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、 カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

(127) 災害時における緊急時協力避難施設の使用に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、岡崎市内で災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、岡崎市（以下「甲」という。）が、NBセーレン株式会社（以下「乙」という。）が所有する施設の一部を緊急時協力避難施設として使用することについて必要な事項を定めるものとする。

(協力の要請)

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が指定する避難所では避難者の生命又は身体を保護できないと認めるときは、乙に対し、その所有する施設を緊急時協力避難施設として使用することを要請することができる。

(緊急時協力避難施設)

第3条 乙は、前条の規定による甲の要請を受けたときは、乙が所有する次に掲げる施設を、緊急時協力避難施設として甲に使用させるものとする（緊急時協力避難施設としての用をなさない場合は除く。）。

名称	所在地
NBセーレン株式会社	岡崎市日名北町4番地1

2 前項の緊急時協力避難施設は、次に掲げる施設を持って構成する。

- (1) 屋内体育館（403.30㎡）
- (2) グラウンド（10,080.00㎡）
- (3) 東駐車場（3,708.00㎡）

3 前項に掲げる施設の具体的な使用方法は、各施設の特性を考慮し、甲、乙があらかじめ別途協議して定めるものとする。

(使用期間)

第4条 緊急時協力避難施設の使用期間は、甲が第2条の規定による要請をした時から使用の必要がなくなった旨の通知をした時までとする。

(避難者への対応)

第5条 乙は、緊急時協力避難施設を使用する避難者に対し、施設内の暖冷房設備、照明設備、通風設備、水道施設（便所を含む。）等を適宜使用させるものとする。

(派遣の要請)

第6条 乙は、甲に緊急時協力避難施設を使用させる場合において必要があると認めるときは、甲の職員を当該施設へ派遣するよう甲に要請することができる。

(復旧)

第7条 甲は、緊急時協力避難施設の使用を終えたときは、遅滞なく当該施設を原状に復旧し、又は乙の認める状態に復旧するものとする。

(経費の負担)

第8条 乙が緊急時協力避難施設を避難者に使用させたことにより要した費用は、甲が負担する。

2 乙は、前条に規定する復旧が完了した後、緊急時協力避難施設の使用に要した費用を甲に請求するものとする。

(緊急時協力避難施設の変更及び廃止)

第9条 乙は、緊急時協力避難施設の名称若しくは位置を変更し、又は緊急時協力避難施設を廃止したときは、速やかにその旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定により緊急時協力避難施設の変更又は廃止の通知を受けたときは、当該施設の使用が想定される地域の住民にその旨を周知しなければならない。

（協定書の有効期間）

第10条 この協定書の有効期間は、令和8年3月12日から令和9年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、この協定書の有効期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から相手方に対し特段の意思表示がない場合は更に1年間継続するものとし、以後においても同様とする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項については、甲、乙協議の上、別に定める。

（協定書の保管等）

第12条 この協定の締結を証するため、この書面2通を作成し、甲、乙それぞれ1通保管する。

令和8年3月12日

甲 岡崎市十王町二丁目9番地
岡崎市
代表者 岡崎市長

乙 岡崎市日名北町4番地1
NBセーレン株式会社
代表取締役社長

3 協定書等（水道関係）

（１） 災害時における応急対策の協力に関する協定

岡崎市（以下「甲」という。）と岡崎市管工事業協同組合（以下「乙」という。）とは、地震その他の自然現象により、甲の管理する水道施設等が被災した場合、（以下「災害時」という。）における応急給水、応急復旧その他応急措置（以下「応急対策」という。）の協力に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における市民の生命、身体及び財産の安全と生活を確保するための応急対策について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう必要な基本的事項を定めることにより、被害の拡大防止と迅速な災害復旧に資することを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、次のとおりとする。

（１） 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第1項の規定に基づき、岡崎市災害対策本部が設置された場合

（２） その他前号と同程度の災害で甲が乙の協力が必要であると認めた場合

（応急対策の内容）

第3条 この協定により、甲が乙に協力を要請する応急対策は次のとおりとする。

（１） 応急給水活動

（２） 水道施設の応急復旧作業

（３） 緊急を要する資機材等の調達及び輸送

（４） その他甲が必要と認める応急対策

（協力の要請）

第4条 甲は災害時において甲のみでは十分な応急対策を実施できないときは、乙に対し協力を要請することができるものとする。

2 乙は、甲より前項の規定による協力要請を受けたときは、他の業務に優先して甲の行う応急対策に協力するものとする。

（要請の方法）

第5条 甲は、第4条第1項の規定に基づき乙に対しその協力を要請するときは、応急対策の内容、日時、場所、その他必要な事項を明らかにして、乙に対し文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭により行い、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 甲は、応急対策の内容や場所、緊急性などを考慮し、必要に応じて、乙の組合員に対して直接協力の要請ができるものとする。

（要請の受諾）

第6条 乙又は乙の組合員は、前条の規定による要請を受諾するときは、甲に対してその旨を文書で回答するものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭により行い、その後速やかに文書にて回答するものとする。

（完了の報告）

第7条 要請を受諾した乙又は乙の組合員（以下「対応事業者」という。）は、甲より要請のあった応急対策を完了したときは、直ちに甲に報告し、その検査を受けるものとする。

（履行証明書の発行）

第8条 甲は、応急対策完了後に、必要に応じて、対応事業者に対し履行証明書を発行するものとする。

（経費の負担）

第9条 対応事業者が応急対策に要した費用は、甲が負担する。

2 前項の費用の算出方法については、災害発生時の直前における当該地域における適正価格を基準として、甲と対応事業者が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和8年3月31日までとする。

ただし、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から相手方に対し別段の意思表示が無い場合、さらに1年間継続するものとし、以後この例による。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ1通を保有する。なお、この協定の締結により、甲乙間で平成14年12月17日に締結した「災害時における応急対策の協力に関する協定」は効力を失うこととする。

令和7年11月1日

甲 岡崎市十王町二丁目9番地
岡崎市
代表者 岡崎市長

乙 岡崎市江口町3丁目4番地23
岡崎市管工事業協同組合
理事長

(2) 災害時における資材の供給に関する協定

岡崎市（以下「甲」という。）と武田機工株式会社他3社（以下「乙」という。）とは、地震その他の自然現象により甲の管理する水道施設が被災した場合（以下「被災時」という。）における資材の供給に関し、次のとおり協定する。

（供給の要請）

第1条 甲は、被災時において水道施設の応急復旧その他の応急対策を行うに当り、乙の取り扱う資材を必要とするときは、乙に対しその供給を要請するものとする。

2 乙は、甲より前項の規定による供給の要請を受けたときは、他に優先して甲に資材の供給を行うものとする。

（要請手続）

第2条 甲は、乙に対し資材の供給を要請するときは、文書又は電話等により品名、数量、納入場所その他必要な事項を明示して行うものとする。

（引渡し）

第3条 乙は、甲より要請された資材の納入を完了したときは、納入場所において甲の検査を受けるものとする。

（請求の手続）

第4条 乙は、前条に規定する検査を受けた後、甲に対し当該物件の代金を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を精査確認のうえ、乙に代金を支払うものとする。

（協議）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、平成14年12月17日から平成15年12月16日までとする。

ただし、期間満了の日前30日までに、甲又は乙から相手方に対し別段の意思表示がない場合は、さらに1年間継続するものとし、以後この例による。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ1通を保有する。

平成14年12月17日

甲 岡崎市十王町2丁目9番地

岡崎市

代表者 岡崎市長

乙 岡崎市欠町字金谷3番地1

武田機工株式会社

岡崎市大門1丁目2番地5

龍玉精工株式会社

岡崎市緑丘2丁目15番地1

株式会社丸金商会岡崎支店

岡崎市伊賀町字3丁目23番地2

渡辺パイプ株式会社岡崎サービスセンター

(3) 緊急連絡管の使用に関する協定書

災害等緊急時における住民の飲料水の確保を図るため、愛知県（以下「甲」という。）と、岡崎市（以下「乙」という。）は甲の受水管と乙の配水管を連絡する緊急連絡管（以下「連絡管」という。）使用について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 連絡管により、緊急時における水道用水の援助体制の確立を図る。

（管理区分）

第2条 連絡管の管理区分は、別添図面のとおりとし、乙が管理するものとする。

（維持管理）

第3条 乙は、平素より連絡管の維持管理に努めることとする。

また、甲と乙は平常時においては連絡弁を封印しておくものとする。

（応援要請）

第4条 乙は、災害等緊急事態が発生し、連絡管を使用する必要があるときは、必要水量、使用期間等を定め、甲に応援の要請をする。

この場合、甲は自己の能力の範囲内で最大限の協力をするものとする。

（使用範囲）

第5条 連絡管が使用できるのは、災害、事故等による水道施設の損壊、故障のほか渇水、水質汚染により本来の給水機能が継続できなくなった場合とする。

また、緊急連絡管としての使用は7日以内とし、これを越えて使用しようとする場合は、長期使用許可申請書を提出し、甲の承認を得るものとする。

（使用方法）

第6条 連絡管の使用にあたっては、甲、乙双方の立会のもとで連絡弁を操作するものとする。

（水量の決定）

第7条 乙が使用する水量は供給点に設置された量水器により算定するものとする。

2 水量の測定は定例測定日（毎月20日）ないし、緊急給水終了時点に行うものとする。

3 連絡管使用に際し必要となる洗管用水は使用水量に含めない。

4 量水器の故障により水量の測定ができない場合は、甲の認定する水量とする。

（経費の負担）

第8条 乙への応援に要する甲の経費は、乙が負担するものとし、その額はその都度甲、乙協議して定めるものとするが、使用水量の対価は、原則として「愛知県公営企業の設置等に関する条例」（昭和55年愛知県条例第3号）第8条及び「愛知県水道給水規程」（昭和55年愛知県企業庁管理規程第19号）を適用するものとする。

（水質管理）

第9条 連絡管内の水質については、乙は責任をもって管理するものとする。

（甲の免責事項）

第10条 甲は乙の連絡管使用に際し、甲の管理する施設内で発生した不測の事態により、乙の管理区分内で発生する施設事故等により乙が受ける不利益について一切の補償の責を負わないものとする。また、乙が必要とする給水量の確保についての保証もしないものとする。

（その他）

第11条 この協定に疑義が生じたとき、又は、この協定に定めのない事項に関しては、別に甲、乙協議して決定するものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえそれぞれ1通を保有する。

平成15年6月11日（岡崎第1供給点）

平成11年12月9日（岡崎第2供給点）

甲 愛知県

愛知県公営企業管理者

企業庁長

乙 岡崎市

岡崎市水道事業

岡崎市長

(4) 水道緊急連絡管に関する協定書

(趣旨)

第1条 緊急時における市民の飲料水を確保するため、岡崎市と豊田市とは、水道水の相互供給を目的として、緊急連絡管（以下「連絡管」という。）を設置する。

(設置の場所)

第2条 連絡管布設の場所は次のとおりとする。

- (1) 岡崎市側 岡崎市北野町地内
- (2) 豊田市側 豊田市榊塚東町地内
別図の箇所

(施設の内容)

第3条 連絡管は口径φ100ミリメートルとする。

(施設の維持管理)

第4条 連絡管等の維持管理は、市域境界を管理界とし、それぞれ維持管理をするものとし、非常災害等緊急時に円滑な運用が出来るよう努めなければならないものとする。

(使用の方法)

第5条 非常災害等緊急事態の発生により連絡管を使用しようとする時はその都度当事者間で協議する。

(経費の負担)

第6条 水道水の供給に要した経費及び水道料金は原則として要請側が負担するものとし、額の算出方法はその都度協議する。

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度協議し円滑なる解決に努力するものとする。

第8条 この協定は、当事者双方の申出がないかぎり、毎年継続して効力を持つものとする。

上記協定の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

昭和63年9月30日

岡崎市水道事業

岡崎市長

豊田市水道事業

管理者

(5) 緊急連絡管に関する協定書

(趣旨)

第1条 緊急時における市民の飲料水を確保するため、岡崎市と幸田町とは、水道水の相互供給を目的として、緊急連絡管（以下「連絡管」という。）を設置する。

(設置の場所)

第2条 連絡管布設の場所は次のとおりとする。

- (1) 岡崎市側 岡崎市上地町地内
- (2) 幸田町側 幸田町大字坂崎字上田地内
別図の箇所

(施設の内容)

第3条 連絡管及び附属設備は次のとおりとする。

- (1) 連絡管はφ200ミリメートルとする。
- (2) ペンチュリー式量水器1基（岡崎市側）

(施設の維持管理)

第4条 連絡管等の維持管理は、市域境界を管理界とし、それぞれ維持管理をするものとし、非常災害等緊急時に円滑な運用ができるよう努めなければならないものとする。

(使用の方法)

第5条 非常災害等緊急事態の発生により連絡管を使用しようとするときはその都度当事者間で協議する。

(経費の負担)

第6条 水道水の供給に要した経費及び水道料金は原則として要請側が負担するものとし、額の算出方法はその都度協議する。

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度協議し、円満なる解決に努力するものとする。

昭和55年3月17日

岡崎市水道事業

岡崎市長

幸田町水道事業

幸田町長

(6) 緊急連絡管に関する協定書

(趣旨)

第1条 緊急時における市民の飲料水を確保するため、岡崎市と西三河南部水道企業団とは、水道水の相互供給を目的として、緊急連絡管（以下「連絡管」という。）を設置する。

(設置の場所)

第2条 連絡管布設の場所は次のとおりとする。

- (1) 岡崎市側 岡崎市合歓木町地内
- (2) 西尾市側 西尾市高落町地内
別図の箇所

(施設の内容)

第3条 連絡管及び附属設備は次のとおりとする。

- (1) 連絡管はφ150ミリメートルとする。
- (2) ペンチュリー式量水器1基（岡崎市側）
仕切弁

(施設の維持管理)

第4条 連絡管等の維持管理は、市域境界を管理界とし、それぞれ維持管理をするものとし、非常災害等緊急時に円滑な運用ができるよう努めなければならないものとする。

(使用の方法)

第5条 非常災害等緊急事態の発生により連絡管を使用しようとするときはその都度当事者間で協議する。

(経費の負担)

第6条 水道水の供給に要した経費及び水道料金は原則として要請側が負担するものとし、額の算出方法はその都度協議する。

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度協議し、円満なる解決に努力するものとする。

昭和54年11月8日

岡崎市水道事業

岡崎市長

西三河南部水道企業団

企業長

(現 西尾幡豆広域連合)

(7) 緊急連絡管に関する協定書

(趣旨)

第1条 緊急時における、市民の飲料水確保をはかるため岡崎市と安城市は水道水の相互供給を目的として連絡管を設置する。

(維持管理)

第2条 緊急連絡管は両市の接続点を管理界とし、それぞれ維持管理点検し、円滑なる目的の達成に努力しなければならない。

(使用の範囲)

第3条 非常災害等緊急時の連絡管の使用開始・停止は要請に応じてすみやかに両市間で協議決定する。

(経費の負担)

第4条 相互供給に要した経費並びに水道料金は原則として要請側が負担するが、料金等の算出基礎については両市間で協議決定する。

(雑則)

第5条 この協定に定めがない事項、並びに相互供給により不測の事態が発生したときは、両市間で協議の上円満なる解決に努力するものとする。

昭和51年4月1日

岡崎市水道事業

岡崎市長

安城市水道事業

安城市長

(8) 水道災害相互応援に関する覚書

(趣旨)

第1条 この覚書は、災害その他非常の場合において日本水道協会の正会員でその愛知県支部に所属するもの、愛知県下のその他の上水道事業者並びに三河山間水道整備促進連盟に所属するもの（以下「会員」という。）が、会員相互で行う応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

(災害救助法等との関係)

第2条 会員相互で行う応援活動に関する事務処理については、災害救助法（昭和22年法律第118号）その他法律に特別の定めがあるものを除くほか、この覚書の定めるところによる。また、会員が応援活動中において、災害救助法その他法律で定める救助、又は応援が行われることとなったときは、速やかに法律で定める事務処理に切替るよう努めなければならない。

(相互応援義務)

第3条 会員が災害を受け、独自で十分に応急措置等が実施できないときは、他の会員に応援を求めることができる。

2 応援を求められた会員は、速やかに有効な手段でその応援に努めるものとする。

(応援の内容)

第4条 各会員の行う応援活動は、次のとおりとする。

- (1) 応急給水作業
- (2) 応急復旧作業（原則として仮復旧、第1次応急復旧作業）
- (3) 応急復旧資器材の供出
- (4) 工事業者のあっせん

2 前項第1号及び第2号の作業の期間は、原則として7日以内とする。

(要請の方法)

第5条 応援要請の手順は、次の各号によるものとする。

(1) 会員（名古屋市を除く。）は、県営水道受水団体に構成されている地域水道連絡協議会の長（以下「地域会長」という。）へ応援を要請する。

地域会長は、地域内の他の会員に応援を要請し、さらに必要と認めたときは、日本水道協会愛知県支部の長（以下「支部長」という。）へ応援を要請する。

支部長は、県内の他の地域会長に応援を要請し、さらに必要と認めたときは、愛知県衛生部へ応援を要請する。

(2) 名古屋市は、直接支部長へ応援を要請する。

(3) 県営水道受水団体は、県営水道の災害により応急給水の応援を必要とするときは、愛知県水道局へ応援を要請し、さらに必要と認めたときは、地域会長へ応援を要請する。この場合愛知県水道局は、地域会長に対して被災会員への応援について協力を依頼する。

2 応援を要請するときは、次の事項を明らかにして、とりあえず、口頭、電話又は電信により行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする資器材、物資等の品名及び数量
- (3) 必要とする職員の職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援体制)

第6条 応援を求められた会員が、応援職員を派遣するときは、災害状況に応じて給水用具、作業用工具、食糧、衣類、日用品、その他必要なものを携行させるものとする。

2 応援職員は、応援（災害救助）である旨を記した旗、応援会員名入りの腕章等を明示着用するものとする。

(受入れ体制)

第7条 応援を受ける会員は、応援職員の宿舍、寝具、食事等を用意するものとする。ただし、状況によりこれを応援する会員に求めることができる。

2 資材、機械、工具等の応援を受ける会員は、倉庫置場等を確保し、これらを管理するものとする。

(費用の負担)

第8条 第4条各号に規定する応援に要する費用は、応援を受ける会員がこれを負担するものとする。ただし、同条第1号に要する費用については、応援期間が2日以内の場合、又は特別の事情がある場合において、応援を受けた会員の要請により応援した会員がやむを得ないと認めたときは、応援した会員がその全部、又は一部を負担するものとする。

2 応援に要した費用の請求に関する事務は支部長又は地域会長を経由して、これを行うものとする。

(損害の賠償)

第9条 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援をした会員の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の治療費は、

応援を受けた会員の負担とする。

- 2 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合においては、当該職員の所属する会員がその損害を賠償する責に任ずるものとする。この場合において、当該損害の発生が応援業務中（応援のための往復途中を除く。）に生じたものである場合においては、応援を受けた会員がこれに要した経費を負担するものとする。

（業者への協力要請）

第10条 支部長、又は地域会長は、必要があるときは、水道用資材の製造販売及び水道工事を行っている業者に対して、応急復旧工事に必要な資材の調達、復旧工事の実施等について、協力を要請するものとする。

（救援体制表の作成）

第11条 会員は、救援体制表（別表第1）10部を毎年4月末日までに支部長へ提出するものとする。

- 2 支部長は、前項の体制表をとりまとめ整理して地域会長等関係者に送付するものとする。

（雑則）

第12条 この覚書の実施に関し、必要な事項、又はこの覚書に定めのない事項は、その都度協議して定める。

（適用）

第13条 この覚書は、昭和53年3月29日から適用する。

この覚書の成立を証するため、関係者記名押印のうえ各1通を保有する。

昭和53年3月29日

日本水道協会愛知県支部長

豊橋市長

名古屋市水道事業管理者

水道局長

瀬戸市長

尾張旭市長

愛知中部水道企業団

企業長

日本住宅公団

中部支社長

半田市長

常滑市長

美浜町長

武豊町長

一宮市水道事業等
管理者

春日井市長

津島市長

犬山市長

江南市長

美和町長

蟹江町長

佐織町長

八開村長

稲沢中島水道企
業 団

企 業 長

西春日井郡東部

水道企業団企業長

海部南郡水道企業団

企業長

高浜市長

西三河南部水道企業団

企 業 長

幸田町長

額田町長

愛知県公営企業管理者

水道局長

東海市長

大府市長

知多市長

愛知三島水道企業団

企 業 長

阿久比町長

東浦町長

南知多町長

尾西市長

小牧市長

岩倉市長

春日村長

清州町長

木曾川町長

七宝町長

尾張北部水道企業団

企 業 長

岡崎市長

碧南市長

刈谷市長

豊田市長

安城市長

知立市長

下山村長

旭 町 長

稲武町長

豊橋市水道事業管理者

水道局長

豊川市長

藤岡村長
小原村長
足助町長
音羽町長
一宮町長
小坂井町長
御津町長
田原町長
赤羽根町長
渥美町長

蒲郡市長
新城市長
設楽町長
東栄町長
豊根村長
富山村長
津具村長
鳳来町長
作手村長

立会人
愛知県衛生部長

(9) 水道災害相互応援に関する覚書

(趣旨)

第1条 この覚書は、災害その他非常の場合において日本水道協会の正会員でその愛知県支部に所属するもの、及び三河山間地域水道整備促進連盟に所属するもの（以下「会員」という。）が、会員相互で行う応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

(災害救助法等との関係)

第2条 会員相互で行う応援活動に関する事務処理については、災害救助法（昭和22年法律第118号）その他法律に特別の定めがあるものを除くほか、この覚書の定めるところによる。また、会員が応援活動中において、災害救助法その他法律で定める救助、又は応援が行われることとなったときは、速やかに法律で定める事務処理に切替るよう努めなければならない。

(相互応援義務)

第3条 会員が災害を受け、独自で十分に応急措置等が実施できないときは、他の会員に応援を求めることができる。

2 応援を求められた会員は、速やかに有効な手段でその応援に努めるものとする。

(応援の内容)

第4条 各会員の行う応援活動は、次のとおりとする。

- (1) 応急給水作業
- (2) 応急復旧作業（原則として仮復旧、第1次応急復旧作業）
- (3) 応急復旧資器材の供出
- (4) 工事業者のあっせん

2 前項第1号及び第2号の作業の期間は、原則として7日以内とする。

(要請の方法)

第5条 応援要請の手順は、次の各号によるものとする。

- (1) 会員（名古屋市を除く。）は、県営水道受水団体で構成されている地域水道連絡協議会の長（以下「地域会長」という。）へ応援を要請する。地域会長は、地域内の他の会員に応援を要請し、さらに必要と認めたときは、日本水道協会愛知県支部の長（以下「支部長」という。）へ応援を要請する。支部長は、県内の他の地域会長に応援を要請し、さらに必要と認めたときは、愛知県健康福祉部へ応援を要請する。
 - (2) 名古屋市は、直接支部長へ応援を要請する。
 - (3) 県営水道受水団体は、県営水道の被災に伴い応急給水の応援を必要とするときは、愛知県企業庁へ応援を要請し、さらに必要と認めたときは、地域会長へ応援を要請する。この場合愛知県企業庁は、地域会長に対して被災会員への応援について協力を依頼する。
 - (4) 東海地震等の大規模地震に対する応急復旧及び応急給水対策として、愛知県健康福祉部が愛知県水道震災復旧支援センター（以下「支援センター」という。）を設置した場合は、第1号及び第3号の規定にかかわらず支援センターへ応援を要請する。
- 2 応援を要請するときは、次の事項を明らかにして、とりあえず、口頭、電話、ファクシミリ又は電子メール等により行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする資器材、物資等の品名及び数量
- (3) 必要とする職員の職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援体制)

第6条 応援を求められた会員が、応援職員を派遣するときは、災害状況に応じて給水用具、作業用工具、食糧、衣類、日用品、その他必要なものを携行させるものとする。

2 応援職員は、応援（災害救助）である旨を記した旗、応援会員名入りの腕章等を明示着用するものとする。

(受入れ体制)

第7条 応援を受ける会員は、応援職員の宿舎、寝具、食事等を用意するものとする。ただし、状況によりこれを応援する会員に求めることができる。

2 資材、機械、工具等の応援を受ける会員は、倉庫置場等を確保し、これらを管理するものとする。

(費用の負担)

第8条 第4条第1項各号に規定する応援に要する費用は、応援を受ける会員がこれを負担するものとする。ただし、同項第1号に要する費用については、応援期間が2日以内の場合、又は特別の事情がある場合において、応援を受けた会員の要請により応援した会員がやむを得ないと認めたときは、応援した会員がその全部、又は一部を負担するものとする。

2 応援に要した費用の請求に関する事務は支部長又は地域会長を経由して、これを行うものとする。

(損害の賠償)

第9条 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補

償は、応援をした会員の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の治療費は、応援を受けた会員の負担とする。

- 2 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合においては、当該職員の所属する会員がその損害を賠償する責に任ずるものとする。この場合において、当該損害の発生が応援業務中（応援のための往復途中を除く。）に生じたものである場合においては、応援を受けた会員がこれに要した経費を負担するものとする。

（業者への協力要請）

第10条 支部長、又は地域会長は、必要があるときは、水道用資材の製造販売及び水道工事を行っている業者に対して、応急復旧工事に必要な資材の調達、復旧工事の実施等について、協力を要請するものとする。

（救援体制表の作成）

第11条 会員は、救援体制表（別表第1）10部を毎年4月末日までに支部長へ提出するものとする。

- 2 支部長は、前項の体制表をとりまとめ整理して地域会長等関係者に送付するものとする。

（雑則）

第12条 この覚書の実施に関し、必要な事項、又はこの覚書に定めのない事項は、その都度協議して定める。

（適用）

第13条 この覚書は、昭和53年3月29日から適用する。

この覚書の成立を証するため、関係者記名押印のうえ各1通を保有する。

附則

この覚書は、平成16年8月1日から適用する。この覚書の成立を証するため、支部長、愛知県公営企業管理者、名古屋市水道事業・工業用水道事業及び下水道事業管理者、関係会員からの委任を受けた各地域会長及び立会人である愛知県健康福祉部長が記名押印のうえ本書1通を作成し、会員及び立会人においてその写し各1通を保有する。なお、本書1通は支部長が保管する。

平成16年7月30日

日本水道協会愛知県支部長
豊橋市長

愛知県公営企業管理者
企業庁長

名古屋市水道事業・工業用水道事業
及び下水道事業管理者
上下水道局長

愛知用水北部地域
関係会員 瀬戸市 尾張旭市 愛知県中部水道企業団
春日井市

地域会長 県水道北部ブロック協議会
会長 瀬戸市長

愛知用水南部地域
関係会員 半田市 常滑市 東海市 大府市 知多市
阿久比町 東浦町 南知多町 美浜町 武豊町
刈谷市 高浜市 愛知中部水道企業団

地域会長 県水道南部ブロック協議会
会長 常滑市長

尾張地域

関係会員 一宮市 春日井市 津島市 犬山市 江南市
尾西町 小牧町 岩倉市 清洲町 木曽川町
七宝町 美和町 蟹江町 佐織町 春日町
八開村 稲沢中島広域事務組合 西春日井郡

東部水道企業団 海部南部水道企業団 丹羽
広域事務組合

地域会長 尾張水道連絡協議会
会長 春日井市長

西三河地域

関係会員 岡崎市 碧南市 刈谷市 豊田市 安城市
知立市 高浜町 西尾幡豆広域連合 幸田町
藤岡町 額田町 小原村 足助町 下山村
旭町 稲武町 愛知中部水道企業団

地域会長 西三河水道事業連絡協議会
会長 岡崎市長

東三河地域

関係会員 豊橋市 豊川市 蒲郡市 新城市 田原市
音羽町 一宮町 小坂井町 御津町 渥美町
設楽町 東栄町 豊根村 富山村 津具村
鳳来町 作手村

地域会長 東三河県営水道受水団体協議会
会長 豊橋市長

立 会 人
愛知県健康福祉部長

(10) 支援連絡管の管理及び使用に関する協定書

愛知県（以下「甲」という。）と、岡崎市（以下「乙」という。）は甲の送水管と乙の基幹配水管（以下「配水管」という。）を連絡する支援連絡管（以下「連絡管」という。）の管理及び使用について、次のとおり協定を締結する。

（施設の定義）

第1条 連絡管は、甲の送水管と、乙の配水管を接続することにより、大規模地震等の被災時に、供給点を経由せずに、乙に応急給水のための用水や応急復旧用水を送水するための施設とする。

（管理区分）

第2条 連絡管の管理区分は、別図のとおり、管理分界点より上流の施設は甲の、管理分界点及び管理分界点より下流の施設は乙の管理とする。

（維持管理）

第3条 連絡管の維持管理費用は、前条の管理区分に従い甲、乙それぞれが負担する。

2 甲及び乙は、連絡管の適正な維持管理に努めるとともに、甲の分岐制水弁を平常時においては封印しておくものとする。

（応援要請等）

第4条 乙は、大規模地震等の被災時に連絡管を使用する必要がある時は、甲に応援の要請をする。

2 前項の要請を受けた甲は、自己の送水運用に支障を与えない範囲で協力するものとする。

（施設使用時の連絡等）

第5条 乙は、大規模地震等の被災時に連絡管を使用しようとする際には、西三河水道事務所長に事前に連絡するものとする。

2 前項の連絡を受けた西三河水道事務所長は、連絡管の使用に必要な指示を乙に伝えるものとする。

3 指示を受けた乙は、西三河水道事務所長の指示に従い、連絡管を操作し、使用するものとする。

4 連絡管の運用に伴う水質の管理は、乙が責任をもって行うものとする。

（使用期間）

第6条 連絡管の使用期間は、水道施設が平常給水に復帰するまでの間とする。

（水量の測定）

第7条 連絡管により供給した水量は、乙が管理する流量計により測定した水量を基に、甲が認定するものとする。

2 水量の測定は定例測定日（毎月20日）又は、連絡管の使用が終了した時に行うものとする。

3 連絡管の使用に伴い必要となる連絡管の洗管水量は、使用水量に含めない。

4 流量計の故障等により水量の測定ができない場合は、甲の認定する水量とする。

（施設の使用報告）

第8条 乙は、連絡管の使用が終了した時には、速やかに、支援連絡管使用報告書（様式第1）により西三河水道事務所長に報告するものとする。

（料金）

第9条 第8条に定める連絡管により供給した水量については、愛知県公営企業の設置等に関する条例（以下「設置条例」という。）第8条第1項第3号に定める料金に消費税及び地方消費税分を加算した料金を適用する。

2 甲は、設置条例第10条を適用し、前項の料金について、その全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を延期することができる。

（乙の使用責任）

第10条 乙は、連絡管を使用する際に、甲の設置した分岐制水弁を毀損した場合には、その修復等にかかる費用を負担する。

2 甲は、連絡管の使用に伴い、乙が管理する配水管等の施設に損害が生じても、その責任を負わない。

（その他）

第11条 この協定に疑義を生じたとき、又は、この協定に定めのない事項に関しては、別に甲、乙協議して決定するものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえそれぞれ1通を保有する。

平成17年4月21日

甲 愛知県

愛知県公営企業管理者

企業庁長

乙 岡崎市

岡崎市水道事業

岡崎市長

(11) 災害時等における県営水道 I P 電話使用に関する協定書

愛知県公営企業管理者企業庁長（以下「甲」という。）と岡崎市水道事業 岡崎市長（以下「乙」という。）は、災害時等における県営水道 I P 電話（以下「I P 電話」という。）の使用に関して、愛知県企業庁災害対策実施要領施工細則（水道編）〔平成 2 4 年 5 月 1 1 日適用〕第 2 の 2 に基づき次のとおり協定する。

（I P 電話の使用）

第 1 条 甲は、乙が災害時等において、甲と連絡を取る方法が他に得られない場合に限り、緊急連絡の手段として、乙に別表に掲げる I P 電話を使用させるものとする。

2 甲は、乙に対して、あらかじめ I P 電話の使用方法について必要な説明を行うものとする。

（鍵の貸与）

第 2 条 甲は、前条第 1 項による I P 電話の使用のため、あらかじめ乙に量水器室の鍵（以下「鍵」という。）を貸与しておくものとする。

2 甲は、鍵の貸与に当たっては、乙から借用証書を徴取するものとする。

（鍵の保管及び返却）

第 3 条 乙は、甲から貸与された鍵の善良なる保管に努め、不要となった場合には速やかに返却しなければならない。

（損害の補償）

第 4 条 乙は、I P 電話の使用に当たって、乙の過失により甲に損害を与えた場合は、これを補償しなければならない。

（その他）

第 5 条 この協定の定めのない事項又はこの協定の内容に疑義を生じたときは、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

2 この協定の締結をもって、改正前の愛知県企業庁災害対策実施要領施行細則（水道編）第 2 の 2 に基づき甲と乙が締結している「災害時等における県営水道テレメーター施設使用に関する協定書」は、廃止する。

この協定締結の証として本協定書を 2 通作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ 1 通を保管する。

平成24年11月19日

甲 愛知県公営企業管理者
企業庁長

乙 岡崎市水道事業
岡崎市長

別表 I P 電話設置場所

設置場所	所在地
岡崎第 1 供給点	岡崎市北野町字花本22番地
岡崎第 2 供給点	岡崎市上地町四丁目28番地21

(12) 災害時における岡崎市上下水道施設等の応急復旧に関する協定書

岡崎市（以下「甲」という。）と株式会社クボタ中部支社（以下「乙」という。）は、災害発生時における緊急応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時における甲が所管する上下水道施設等に係る緊急応急対策業務（以下「災害応急対策業務」という。）について必要な事項を定めることにより、当該上下水道等の機能の確保及び復旧を図り、もって市民が安心して生活を営むことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（災害応急対策業務の内容）

第2条 災害応急対策業務の内容は、甲が所管する上下水道施設等に乙が納入した機械設備の機能保持及び復旧に関する業務とする。

（災害応急対策業務の実施の要請）

第3条 甲は、災害応急対策業務を実施する必要があると認めるときは、災害応急対策等要請書により、乙に災害復旧対策業務の実施を要請するものとする。ただし、緊急その他やむを得ない事情により災害応急対策要請書を提出できないときは、電話又は口頭により乙に災害応急対策業務の実施を要請し、その後速やかに災害応急対策等要請書を提出するものとする。

（災害応急対策業務の実施）

第4条 乙は、前条の規定による要請があった場合は、速やかに出動し、災害応急対策業務を実施するものとする。

2 乙は、災害応急対策業務を実施するときは、甲の指示に従うものとする。

3 乙は、災害応急対策業務を完了したときは、作業時間及び作業内容を書面により甲に報告するものとする。

（緊急連絡体制）

第5条 乙は、災害応急対策業務を円滑に実施するため、緊急連絡体制表を甲に提出しなければならない。

2 乙は、前項の緊急連絡体制表に変更が生じたときは、速やかに変更後の緊急連絡体制表を甲に提出しなければならない。

（契約の締結）

第6条 甲及び乙は、災害応急対策業務を実施するとき又は実施したときは、遅滞なく工事請負契約又は業務等委託契約を締結するものとする。

（有効期限）

第7条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間の1月前までに甲又は乙から書面による協定解除の申出がない場合は、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間有効期間を延長するものとし、以後同様とする。

（協議事項）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の内容に疑義がある事項が生じたときは、その都度甲と乙が協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ1通を保有する。

令和2年12月25日

甲 岡崎市十王町二丁目9番地
岡崎市
代表者 岡崎市長

乙 名古屋市中村区名駅三丁目22番8号
株式会社クボタ中部支社
支社長

(13) 災害時の応援業務に関する協定書

岡崎市（以下「甲」という。）と第一環境株式会社（以下「乙」という。）とは地震、風水害、その他による被害（以下「災害」という。）の発生時における応援業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生により水道施設が被災した場合等、給水業務等に大きな支障が生じたときに、甲の要請に基づき、乙が実施する応援業務に関し必要な事項を定めるものとする。

（応援業務の要請）

第2条 甲は、災害発生時に、甲のみでは十分な給水業務等を行うことが困難で、乙の応援が必要であると認めたときは、乙に対し応援業務を要請することができる。

（応援業務の要請手続）

第3条 前条の規定による応援業務の要請は、次の事項を明らかにし文書で行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請を行うことができるものとし、後日、速やかに文書を交付するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする人員
- (3) 応援業務の内容
- (4) 応援業務の期間
- (5) 前各号に掲げるもののほか必要な業務

（応援要員の派遣）

第4条 乙は、第2条の規定により応援業務の要請を受けたときは、乙の災害時の対応手順を遵守し、速やかに応援業務を行うための体制を整え、必要な人員、機材等を出動させ、甲が行う給水業務等に協力するものとする。

2 前項の規定による応援業務を行うにあたり、乙は甲の指示に従うものとする。

（応援業務）

第5条 乙が行う応援業務は次のとおりとする。

- (1) 電話対応
- (2) 応急給水
- (3) 広報活動
- (4) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった業務

（経費の負担）

第6条 この協定に基づき、乙が行なった応援業務に要した費用については、甲が負担するものとする。ただし、「岡崎市上下水道局営業業務」の委託契約に基づく業務時間内における費用負担は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

2 乙は、前項に規定する費用を、甲が定める基準により積算した額に基づき、甲に対して請求するものとする。

3 前項の規定によりがたい場合は、甲乙で協議して定めるものとする。

（労災補償）

第7条 乙の従業員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の労災保険により補償するものとする。

（連絡責任者）

第8条 甲及び乙は、災害情報の伝達を正確に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

（報告事項）

第9条 乙は、この協定による応援業務に協力できる人員及び機材等の状況把握に努め甲の要請により報告するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の解除を通知しない限りその効力を持続するものとする。

（その他）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙が協議して別に定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ1通を保有するものとする。

令和2年12月25日

甲 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地
岡崎市
代表者岡崎市長

乙 東京都港区赤坂二丁目2番12号
第一環境株式会社
代表者代表取締役社長

(14) 災害時等における下水道管路施設等の緊急対応に関する協定

岡崎市（以下「甲」という。）と岡崎下水道管路災害支援協会（以下「乙」という。）とは、地震その他の災害又は事故により、甲が管理する下水道施設等が被災した場合（以下「災害時等」という。）における調査及び応急復旧その他応急措置（以下「緊急対応」という。）について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等における市民の生命、身体及び財産の安全と生活を確保するために行う緊急対応について、甲が乙の協力を得て迅速かつ的確に実施できるよう必要な事項を定めることにより、被害の拡大防止と迅速な災害復旧に資することを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる地震その他の災害は、次のとおりとする。

(1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第1項の規定に基づき、岡崎市災害対策本部が設置された場合

(2) その他前号と同程度の災害で甲が乙の協力が必要であると認める場合

2 この協定の対象となる事故は、次のとおりとする。

(1) 異物混入等による下水道管の詰まり

(2) その他の事故で甲が乙の協力が必要であると認める場合

（対象業務）

第3条 この協定により、甲が乙に協力を要請する緊急対応は次のとおりとする。

(1) 災害時等における下水道施設等の被災調査、清掃及び機能確保並びに緊急を要する施設の応急復旧作業

(2) 緊急を要する資機材等の調達及び輸送

(3) その他甲が必要と認める応急作業

（協力の要請）

第4条 甲は、災害時等において甲のみでは十分な緊急対応が実施できない時は、乙に対し協力を要請することができるものとする。

2 乙は、甲より前項の規定による協力の要請を受けたときは、他の業務に優先して甲の行う緊急対応に協力するものとする。

（建設資機材等の報告）

第5条 乙は、災害時等に協力できる会員が有する資機材等を把握し、あらかじめ書面で甲に報告するものとする。

2 乙は、前項で報告した内容に変更が生じたとき、又は資機材等の現状について甲が特に報告を求めたときには、速やかに甲に報告するものとする。

3 乙は、災害時等に協力できるよう、常に資機材等の整備に努めるものとする。

（要請の方法）

第6条 甲は、第4条第1項の規定に基づき乙に対しその協力を要請するときは、乙に対して緊急対応協力要請書（様式第1号）により、被災状況、緊急対応の内容、日時、場所、必要資機材その他必要な事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には口頭により行い、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 乙は、前項の協力の要請に対し、対応可能な会員の情報を甲に報告するものとする。

3 甲は、前項の規定により報告を受けた会員の中から、協力の要請をする会員を選定し、緊急対応の内容等を明らかにして直接依頼するものとする。

（完了の報告）

第7条 協力の要請を受諾した会員（以下「実施事業者」という。）は、甲より要請された緊急対応が完了した場合は、甲に対して完了届（様式第2号）により次の事項について報告するものとする。ただし、文書をもって報告する暇がないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

(1) 緊急対応に従事した会員名及び人員数、車種、台数等の支援に係る資機材等の内訳

(2) 緊急対応の内容、期間及び場所

(3) その他必要事項

(経費の負担)

第8条 実施事業者が緊急対応に要した費用は、甲が負担する。

2 前項の費用の算出方法については、原因となった災害又は事故発生の直前における当該地域における適正価格を基準として、甲と実施事業者が協議して定めるものとする。

(損害の負担)

第9条 緊急対応の実施に伴い、甲又は実施事業者の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合又は資機材等に損害が生じた場合、実施事業者はその事実の発生後直ちにその状況を書面により甲へ報告し、その措置について甲と協議するものとする。

(有効期限)

第10条 この協定の期間は、協定締結日より令和8年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲乙いずれからも申し出のない場合は、この協定をさらに1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議してこれを定めるものとする。

この協定成立の証として本書を2通作成し、甲乙それぞれ1通を保管する。

なお、この協定の締結により、甲乙間で令和2年12月25日に締結した「災害時等における下水道管路施設等の緊急対応に関する協定」は効力を失うこととする。

令和7年11月1日

甲 岡崎市十王町二丁目9番地
岡崎市
代表者 岡崎市長

乙 岡崎市城南町2丁目2番地5
岡崎下水道管路災害支援協会
理事長

(15) 災害時における上下水道施設の技術支援協力に関する協定

愛知県（以下「甲」という。）及び市町等（乙1から乙57まで）（以下、乙1から乙57までを総称して「乙」という。）と公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会中部支部（以下「丙」という。）は、甲及び乙の所管する上下水道施設（工業用水道施設を含む。以下「上下水道施設」という。）が自然災害等により被災した場合（以下「災害時」という。）における丙の技術支援協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、上下水道施設に対する災害時被害の拡大防止と、被災した上下水道施設の早期復旧を図ることを目的として、甲及び乙に対する丙の技術支援協力に関する基本的事項を定める。

（技術支援協力の定義）

第2条 この協定における丙の技術支援協力とは、丙による支援可能な会員（以下「支援協力者」という。）の紹介と、支援協力者の中から甲又は乙より選任された会員（以下「業務実施者」という。）が実施する災害査定資料の作成、災害時における応急復旧方法の検討等の業務と定義する。

（技術支援協力の要請）

第3条 甲又は乙の丙に対する技術支援協力の要請は、第8条に規定する甲の事務局を経由して書面（様式第1）により行うこととし、甲の事務局は、甲又は乙の技術支援協力の要請をとりまとめたうえで、書面（様式第2）により、第8条に規定する丙の事務局に要請する。ただし、緊急時等でこれによりがたい場合は、甲の事務局を経由せずに丙に要請することができる。

2 丙は、前項による要請があった場合は、速やかに丙を構成する会員の中から、支援協力者を書面（様式第3）により甲又は乙に通知する。甲の事務局を経由せずに丙に要請があった場合は、要請した者に通知する。但し、災害の状況等やむを得ない事情により、会員が技術支援協力を実施できない場合においては、この限りではない。

3 甲又は乙は、前項による通知を受けた後、支援協力者の中から業務実施者を選任し、甲の事務局を経由して書面（様式第4）により丙に通知することとし、甲の事務局は、甲又は乙が選任した業務実施者をとりまとめたうえで、書面（様式第5）により丙の事務局に通知する。甲の事務局を経由せずに丙から通知を受けた場合は、通知を受けた者が丙に通知する。

（委託契約の締結及び費用）

第4条 甲又は乙は、業務実施者と業務内容を協議し、速やかに業務委託契約を締結する。

2 技術支援協力に係る費用は、支援を受ける甲又は乙の個々による負担とし、それぞれが個々に業務実施者と協議する。

3 業務実施者は、支援業務終了後、業務委託契約書に基づく費用を甲又は乙に請求する。甲又は乙は業務実施者の請求に応じて、所定の手続きにより費用を支払う。

4 第1項の業務委託契約締結後に、契約変更が必要な事項が生じた場合には、甲又は乙と業務実施者は協議して業務委託契約を変更することができる。

（業務の実施）

第5条 業務実施者は、委託契約を締結した業務を速やかに遂行しなければならない。

（労災及び損害補償など）

第6条 支援業務において、労働災害等が発生した場合は、業務実施者の労災保険を適用する。

2 技術支援協力の実施に伴い、甲、乙又は業務実施者の責めに帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は業務実施者等に損害が生じた場合は、業務実施者は、その事実の発生後速やかに、その状況を書面により甲又は乙に報告しなければならない。その措置について、甲又は乙及び業務実施者は協議して定める。

（広域の被災）

第7条 甲及び丙は、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合には、当該下水道対策本部に関わる支援活動への対応方針について協議し、決定する。

（事務局及び連絡体制）

第8条 技術支援協力の要請及び支援協力者並びに業務実施者に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲、乙及び丙はそれぞれ連絡体制を定めておくものとする。甲及び丙の技術支援協力に係る事務局及び連絡体制は、次のとおりとする。

(1) 甲の事務局は、愛知県建設局上下水道課とする。

(2) 丙の事務局は、公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会中部支部事務局とする。

(3) 連絡体制に変更があった場合は、速やかに甲の事務局に連絡し、甲の事務局は乙及び丙に伝える。

(情報の保護)

第9条 甲、乙、丙及び業務実施者は、この協定による活動を行うため、個人情報及び行政情報を取り扱う場合は、その情報の保護に努めなければならない。

(合同訓練)

第10条 甲、乙及び丙は、必要に応じ、情報伝達訓練等の合同訓練を行う。

2 前項の合同訓練の時期及び内容は、甲、乙及び丙の協議により定める。

(協定の有効期間)

第11条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、有効期間は令和8年3月31日までとする。

2 期間満了の30日前までに甲、乙又は丙から、書面による協定終了の意思表示がない限り、さらに1年間その効力を継続するものとし、その後も同様とする。

3 前2項にかかわらず、甲、乙又は丙は、締結相手方それぞれとの事前協議を経て、協定を破棄することができる。

(補則)

第12条 この協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じたときは、甲、乙及び丙による協議のうえ定める。

(旧協定書の廃止)

第13条 令和5年11月1日に甲、乙及び丙との間で締結した災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定書は、この協定書の締結をもって廃止する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び丙がそれぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。また、乙は、甲に提出する同意書をもって本協定の締結を証する。丙は同意書の写しを保有し、乙は本書の写しを保有する。

令和7年9月19日

甲 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県知事

乙1 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県公営企業管理者
企業庁長

乙2 愛知県豊橋市牛川町字下モ田29番地の1

豊橋市水道事業及び下水道事業管理者
豊橋市上下水道局長

乙3 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地

岡崎市水道事業及び下水道事業管理者

乙4 愛知県一宮市本町2丁目5番6号

一宮市水道事業等管理者

乙5 愛知県瀬戸市追分町64番地の1

瀬戸市水道事業
瀬戸市長
瀬戸市公共下水道管理者
瀬戸市長

乙6 愛知県半田市東洋町二丁目1番地

半田市水道事業
半田市長
半田市下水道事業
半田市長

乙7 愛知県春日井市鳥居松町5丁目44番地

春日井市水道事業及び公共下水道事業
春日井市長

- 乙 8 愛知県豊川市諏訪一丁目 1 番地
豊川市水道事業及び下水道事業
豊川市長
- 乙 9 愛知県津島市立込町 2 丁目 21 番地
津島市上下水道事業
津島市長
- 乙 1 0 愛知県碧南市松本町 28 番地
碧南市水道事業管理者
碧南市長
碧南市公共下水道管理者
碧南市長
- 乙 1 1 愛知県刈谷市東陽町 1 丁目 1 番地
刈谷市水道事業
刈谷市長
刈谷市公共下水道管理者
刈谷市長
- 乙 1 2 愛知県豊田市西町 3 丁目 60 番地
豊田市事業管理者
- 乙 1 3 愛知県安城市桜町 18 番 23 号
安城市水道事業及び安城市下水道事業
安城市長
- 乙 1 4 愛知県西尾市寄住町下田 22 番地
西尾市長
- 乙 1 5 愛知県蒲郡市旭町 17 番 1 号
蒲郡市水道事業
蒲郡市長
蒲郡市下水道事業
蒲郡市長
- 乙 1 6 愛知県犬山市大字犬山字東畑 36 番地
犬山市水道事業
犬山市長
犬山市公共下水道管理者
犬山市長
- 乙 1 7 愛知県常滑市飛香台 3 丁目 3 番地の 5
常滑市水道事業及び常滑市下水道事業
常滑市長
- 乙 1 8 愛知県江南市赤童子町大堀 90 番地
江南市水道事業
江南市長
江南市下水道事業
江南市長
- 乙 1 9 愛知県小牧市堀の内三丁目 1 番地
小牧市水道事業
小牧市長
小牧市下水道事業
小牧市長
- 乙 2 0 愛知県稲沢市石橋六丁目 82 番地
稲沢市水道事業
稲沢市長
愛知県稲沢市稲府町 1 番地

- 稲沢市下水道事業
稲沢市長
- 乙 2 1 愛知県新城市字東入船115番地
新城市水道事業
新城市長
新城市下水道事業
新城市長
- 乙 2 2 愛知県東海市中央町一丁目 1 番地
東海市水道事業及び東海市下水道事業
東海市長
- 乙 2 3 愛知県大府市中央町五丁目 7 0 番地
大府市水道事業
大府市長
大府市下水道事業
大府市長
- 乙 2 4 愛知県知多市緑町 1 番地
知多市水道事業
知多市長
知多市下水道事業
知多市長
- 乙 2 5 愛知県知立市広見三丁目 1 番地
知立市水道事業
知立市長
知立市公共下水道管理者
知立市長
- 乙 2 6 愛知県尾張旭市東大道町原田2600番地 1
尾張旭市水道事業
尾張旭市長
尾張旭市公共下水道管理者
尾張旭市長
- 乙 2 7 愛知県高浜市青木町四丁目 1 番地 2
高浜市水道事業
高浜市長
高浜市公共下水道管理者
高浜市長
- 乙 2 8 愛知県岩倉市栄町一丁目66番地
岩倉市長
- 乙 2 9 愛知県豊明市新田町子持松 1 番地 1
豊明市公共下水道管理者
豊明市長
- 乙 3 0 愛知県日進市蟹甲町池下268番地
日進市公共下水道管理者
日進市長
- 乙 3 1 愛知県田原市田原町南番場30番地 1
田原市上下水道事業
田原市長
- 乙 3 2 愛知県愛西市稲葉町米野308番地
愛西市水道事業
愛西市長
愛西市公共下水道管理者
愛西市長
- 乙 3 3 愛知県清須市須ヶ口1238番地
清須市水道事業
清須市長

清須市下水道事業
清須市長

- 乙 3 4 愛知県北名古屋市西之保清水田15番地
北名古屋市公共下水道管理者
北名古屋市長
- 乙 3 5 愛知県弥富市前ヶ須町南本田335番地
弥富市公共下水道管理者
弥富市長
- 乙 3 6 愛知県みよし市三好町小坂50番地
みよし市公共下水道管理者
みよし市長
- 乙 3 7 愛知県あま市木田戊亥34番地
あま市水道事業
あま市長
愛知県あま市七宝町沖之島深坪 1 番地
あま市公共下水道管理者
あま市長
- 乙 3 8 愛知県長久手市岩作城の内60番地 1
長久手市公共下水道管理者
長久手市長
- 乙 3 9 愛知県愛知郡東郷町大字春木字羽根穴 1 番地
東郷町公共下水道管理者
東郷町長
- 乙 4 0 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字新栄260番地
豊山町公共下水道管理者
豊山町長
- 乙 4 1 愛知県丹羽郡大口町下小口七丁目155番地
大口町公共下水道管理者
大口町長
- 乙 4 2 愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字天道330番地
扶桑町公共下水道管理者
扶桑町長
- 乙 4 3 愛知県海部郡大治町大字馬島字大門西 1 番地の 1
大治町公共下水道管理者
大治町長
- 乙 4 4 愛知県海部郡蟹江町学戸一丁目225番地
蟹江町水道事業
蟹江町長
愛知県海部郡蟹江町学戸三丁目 1 番地
蟹江町公共下水道管理者
蟹江町長
- 乙 4 5 愛知県知多郡阿久比町大字卯坂字殿越50番地
阿久比町水道事業
阿久比町長
阿久比町下水道事業
阿久比町長
- 乙 4 6 愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所20番地
東浦町水道事業
東浦町長
東浦町下水道事業

東浦町長

乙 4 7 愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪18番地
南知多町水道事業
南知多町長

乙 4 8 愛知県知多郡美浜町大字河和字北田面106 番地
美浜町水道事業
美浜町長

乙 4 9 愛知県知多郡武豊町字長尾山 2 番地
武豊町水道事業
武豊町長 武豊町下水道事業
武豊町長

乙 5 0 愛知県額田郡幸田町大字菱池字元林 1 番地 1
幸田町水道事業
幸田町長
幸田町下水道事業
幸田町長

乙 5 1 愛知県北設楽郡設楽町田口字辻前14番地
設楽町長

乙 5 2 愛知県北設楽郡東栄町大字本郷字上前畑25番地
東栄町簡易水道管理者
東栄町長
東栄町公共下水道管理者
東栄町長

乙 5 3 愛知県北設楽郡豊根村下黒川字蕨平 2 番地
豊根村簡易水道事業
豊根村長

乙 5 4 愛知県愛西市西條町大池180番地
海部南部水道企業団
企業長

乙 5 5 愛知県北名古屋市薬師寺山浦 1 番地 1
北名古屋水道企業団
企業長

乙 5 6 愛知県丹羽郡大口町河北二丁目23番地
丹羽広域事務組合
管理者

乙 5 7 愛知県愛知郡東郷町大字和合字北蚊谷212番地
愛知中部水道企業団
企業長

丙 愛知県名古屋市中区丸の内一丁目16番15号
公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会中部支部
支部長

4 協定書等（消防関係）

（１） 愛知県内広域消防相互応援協定

（目的）

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、愛知県域内（以下「県内」という。）において大規模な災害等が発生した場合における消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

（協定市町等）

第2条 この協定は、県内の消防本部及び消防署をおいている市町、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「協定市町等」という。）相互間において締結するものとする。

（対象とする災害）

第3条 この協定の対象とする災害は、次に掲げる災害とする。

- （1）大規模な地震、風水害等の自然災害
- （2）林野火災、高層建築物火災又は危険物施設火災等の大規模な火災
- （3）航空機災害又は列車事故等集団救急救助事故
- （4）その他前各号に掲げる災害のほか、火災等の災害又は救急業務を必要とする事故が発生し、応援が必要と判断されるもの

（応援要請）

第4条 この協定に基づく応援要請は、前条各号に規定する災害が発生した市町等（以下「要請市町等」という。）の消防機関の長が要請市町等の消防力及び近隣市町等の応援協定による消防力によっては、災害の防御又は救助等が著しく困難と認める場合は、第2条に規定する他の市町等（以下「応援市町等」という。）の消防機関の長に対して行うものとする。ただし、近隣市町等と応援協定を締結していない市町等の境界付近に火災等の災害又は救急業務を必要とする事故の発生を覚知したときは、当該応援の要請があったものとみなす。

2 前項に規定する応援要請は、電話等により次の事項を明確にして行うものとし、事後速やかに別記様式を提出するものとする。

- （1）災害の発生日時、場所及び状況
- （2）必要とする人員、車両及び資機材等
- （3）集結場所及び連絡担当者
- （4）その他必要事項

（応援隊の派遣）

第5条 応援市町等の消防機関の長は、前条の規定により応援要請を受けたときは、業務に重大な支障がない限り応援を行うものとする。

2 応援市町等の消防機関の長は、前条の応援要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請市町等の消防機関の長に通報するものとする。

（応援隊の指揮）

第6条 要請市町等における応援隊の指揮は、要請市町等の消防機関の長が、応援隊の長に対して行うものとする。

（経費の負担）

第7条 応援に要する経費の負担については、法令その他特別の定めがあるものを除くほか次の区分によるものとする。

- （1）機械器具の小破損の修理、燃料、消防職員及び消防団員の手当等に関する経費は、応援市町等の負担とする。
- （2）機械器具の大破損の修理、応援市町等の消防職員及び消防団員の死傷による災害補償等の重要事項に関する経費は、要請市町等の負担とする。

2 経費負担について疑義を生じた事項については、その都度、双方協議の上、決定するものとする。

（情報提供等）

第8条 協定市町等は、この協定の効率的な運用を図るために必要な各種消防情報等を相互に通知するものとする。

（実施細目）

第9条 この協定の実施について必要な事項は、協定市町等の消防機関の長が協議して定めるものとする。

（協定市町等の変更に伴う取扱い）

第10条 市町の合併、消防広域化等により協定市町等に変更が生じた場合、当該変更後に消防を継承した協定市町等については、特段の申し出がない限り、この協定を引き続き締結しているものとして取り扱う。

（疑義の協議）

第11条 この協定に規定していない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、協定市町等が協議の上、決定するものとする。

この協定は、平成15年4月1日から施行する。
 平成2年3月12日締結の「愛知県広域消防相互応援協定」は平成15年3月31日付けをもって廃止する。
 この協定の証として本書41通を作成し、各自1通を保管する。

平成15年4月1日

名古屋市長
 岡崎市市長

瀬戸市長

春日井市長

津島市長

西尾市長

犬山市長

江南市長

小牧市長

新城市長

大府市長

尾張旭市長

豊明市長

木曽川町長

幸田町長

渥美町長

西春日井広域事務組合管理者

尾三消防組合管理者

海部西部広域事務組合管理者

幡豆郡消防組合管理者

あすけ地域消防組合管理者

豊橋市長
 一宮市長

知多中部広域事務組合管理者

半田市長

豊川市長

豊田市長

蒲郡市長

常滑市長

尾西市市長

稲沢中島広域事務組合管理者

東海市市長

知多市長

岩倉市長

長久手町長

蟹江町長

田原市長

衣浦東部広域連合長

海部東部消防組合管理者

海部南部消防組合管理者

丹羽広域事務組合管理者

知多南部消防組合管理者

別記様式

文 書 番 号
平成 年 月 日

殿

要 請 者
市 町 等 名
職 ・ 氏 名

印

応 援 要 請 書

愛知県内広域消防相互応援協定第4条の規定により応援を次のとおり要請します。

要 請 日 時	
災 害 の 種 別	
災 害 発 生 日 時	
災 害 発 生 場 所	
被 害 の 状 況	
必要とする車両、資機材 の種類及び数量並びに 人 員	
応 援 隊 の 主 な 任 務	
集 結 場 所	
連 絡 担 当 者 の 氏 名	
そ の 他 必 要 な 事 項	

(2) 西三河地域消防相互応援協定書

消防組織法（昭和22 年法律第226 号）第39 条に規定する消防の相互応援に関し、岡崎市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、みよし市及び額田郡幸田町（以下「西三河地域市町」という。）並びに尾三消防組合及び衣浦東部広域連合は、火災その他の災害に際して消防活動をより効果的に遂行するため相互に応援することを協定する。

（目的）

第1 条 この協定は、西三河地域内において消防業務及び救急業務（以下「消防業務等」という。）が発生した場合、西三河地域市町並びに尾三消防組合及び衣浦東部広域連合（以下「協定市町等」という。）が相互に応援協力し、その応急対策活動の万全を期することを目的とする。

（応援の対象範囲）

第2 条 協定市町等は、西三河地域内において消防業務等が発生した場合は相互に応援するものとする。

（応援の種別）

第3 条 前条の規定による相互応援の種別は、次のとおりとする。

- (1) 普通応援 西三河地域内において、当該市町の近隣地域に災害が発生したと認めた場合に自動的に出動する応援
- (2) 特別応援 西三河地域内において、特殊的防ぎよを必要とする災害が発生した場合又は当該災害により事故が発生した場合に受援市町長、消防組合管理者及び広域連合長又は消防長の要請に基づいて出動する応援
- 2 前項第1 号の規定による出動の範囲は、関係市町等が協議の上別に定める。
- 3 第1 項第2 号の規定による特殊的防ぎよを必要とする災害に対する車両及び資機材については、関係市町等が協議の上別に定める。

（応援力）

第4 条 この協定により応援する消防隊（以下「応援隊」という。）は、原則として応援隊の所属する市町等が所有する全消防力の4 分の1 以内とする。

2 関係市町等は、消防業務の規模等により特別の措置を必要とする場合は、前項の規定にかかわらず、全消防力の3 分の1 まで応援することができる。

3 第3 条第1 項第2 号の規定による特別応援は、原則として応援隊の所属する市町等において支障を生じない限度で行うものとする。

（応援の方法）

第5 条 第2 条の規定による応援の円滑を期するため、協定市町等はそれぞれ別に定める連絡担当部を設置するものとする。

2 協定市町等は、応援を要請しようとするときは、次に掲げる事項を明らかにし、電話等により連絡担当部を通じ関係市町等に要請し、事後において速やかに別記様式を提出しなければならない。

- (1) 発生日時、場所及び状況
- (2) 必要とする人員、車両及び資機材等
- (3) 集結場所及び連絡担当者
- (4) その他必要な事項

（応援隊の指揮）

第6 条 応援隊の指揮は、原則として受援市町等の現場最高指揮者が行う。

（報告）

第7 条 応援隊の長は、現場に到着したとき及び現場を引き揚げるとき並びに消防活動の状況を現場最高指揮者に報告しなければならない。

（費用の負担）

第8 条 応援に要する費用の負担については、法令その他特別の定めがあるものを除くほか、次の区分によるものとする。

- (1) 普通応援の場合
応援隊の所属する市町等の負担とする。
- (2) 特別応援の場合
イ 機械器具の小破損の修理、燃料、消防職員及び消防団員の手当等に関する費用は、応援隊の所属する市町等の負担とする。
ロ 機械器具の大破損の修理、消防職員及び消防団員の死傷による災害補償等の重要事項に関する費用は、その都度関係市町等において協議して定めるものとする。

（協定外の費用）

第9 条 前条に規定する費用以外で応援したことにより重大な費用の支出を必要とした場合及び費用負担について疑義を生じた事項については、関係市町等において協議決定する。

（資料の交換）

第10 条 協定市町等は、毎年4 月1 日現在の消防力に関する資料を相互に交換するものと

する。ただし、当該消防力に変動が生じた際は、その都度通知するものとする。
(協定市町等の変更に伴う取扱い)

第11条 市町の合併、消防広域化等により協定市町等に変更が生じた場合、当該変更後に消防を承継した協定市町等については、特段の申し出がない限り、この協定を引き続き締結しているものとして取扱う。

ただし、新たな名称の市町等ができた場合はこの限りではない。

(雑則)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この協定は、昭和43年5月1日から実施する。

附 則

この協定は、昭和51年9月1日から実施する。

附 則

この協定は、昭和58年2月1日から実施する。

附 則

この協定は、平成15年5月1日から実施する。

附 則

この協定は、平成15年10月1日から実施する。

附 則

この協定は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この協定は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この協定は、令和7年4月1日から実施する。

平成17年4月1日に締結した「西三河地区消防相互応援協定に基づく救急業務の応援について 覚書」は廃止とする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書を作成し、記名捺印のうえ、協定市町等各1通を保管する。

令和7年4月1日

岡	崎	市	長
碧	南	市	長
刈	谷	市	長
豊	田	市	長
安	城	市	長
西	尾	市	長
知	立	市	長
高	浜	市	長
み	よ	し	市
幸	田	町	長
尾	三	消防組合	管理者

衣浦東部広域連合長

別記様式

文書番号
年 月 日

殿

市町等名
要請者

応 援 要 請 書

西三河地域消防相互応援協定第5条第2項の規定により応援を次のとおり要請します。

要 請 日 時	
災 害 の 種 別	
災 害 発 生 日 時	
災 害 発 生 場 所	
災 害 の 状 況	
必要とする車両、 資機材等の種類及 び数量並びに人員	
応援隊の主な任務	
連絡担当者の指名	
その他必要な事項	

(3) 岡崎市と蒲郡市との「消防相互応援協定書」

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、岡崎市及び蒲郡市は消防の相互応援に関して次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、岡崎市と蒲郡市との消防相互応援に関して定め、その応援対策活動の万全を期することを目的とする。

（応援の対象）

第2条 応援は、両市の区域内における火災、救急及びその他の災害（以下「災害」という。）で、応援を必要と認めるとき並びに応援の要請があったときとする。

（応援の区分）

第3条 応援の区分は、普通応援及び特別応援とする。

2 普通応援とは、両市の境界付近に災害が発生しこれを覚知した場合に、自主的に出動する応援をいう。

3 特別応援とは、両市の区域内に災害が発生し、特に応援を必要とする場合に受援市の長又は消防長の要請により出動する応援をいう。

（応援力）

第4条 この協定により応援する消防隊（以下「応援隊」という。）は、原則として応援隊の市が所有する全消防力の4分の1以内とする。

2 災害の規模等により特別の措置を必要とする場合は、前項の規定にかかわらず全消防力の3分の1まで応援することができる。

（応援要請の方法）

第5条 応援を要請しようとするときは、次に掲げる事項を通報連絡し、事後すみやかに文書を提出しなければならない。

- (1) 災害の状況
- (2) 応援を要する人員、機械等
- (3) 応援場所
- (4) その他必要な事項

（応援隊の指揮）

第6条 応援隊の指揮は原則として受援市の現場最高指揮者が行なう。

（報告）

第7条 応援隊の長は、現場に到着したとき及び現場を引き揚げるとき、並びに消防活動の状況を現場最高指揮者に報告しなければならない。

（費用の負担）

第8条 応援に際し要した費用は、原則として次の各号に定める区分にしたがい当該各号に定めるところにより負担するものとする。

(1) 普通応援の場合

応援隊の市の負担とする。ただし、消火薬剤等を使用し多額の経費を要した場合における負担は、そのつど両市が協議決定する。

(2) 特別応援の場合

ア 応援に要した燃料、消火薬剤、救急物資及び食糧については受援市の負担とする。

イ 隊員の給与、手当及び公務災害補償にかかる費用については、応援隊の市の負担とする。ただし弔慰見舞金等については、原則として受援市の負担とする。

（協定外の費用）

第9条 前条に規定する費用以外で応援したことにより、重大な費用の支出を必要とした場合は、両市において協議決定するものとする。

（資料の交換）

第10条 両市は、毎年4月1日現在の消防力に関する資料を相互に交換するものとする。

ただし、当該消防力に変動が生じた場合は、そのつど通知するものとする。

（雑則）

第11条 この協定実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この協定は、昭和46年5月1日から実施する。

この協定の成立を証するため本協定書を2通作成し記名押印のうえ各1通を保管する。

昭和46年5月1日

岡 崎 市 長

蒲 郡 市 長

(4) 愛知県下高速道路における消防相互応援協定

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 39 条第 2 項の規定に基づき、名古屋市、豊橋市、一宮市、岡崎市、豊川市、春日井市、津島市、衣浦東部広域連合、豊田市、瀬戸市、稲沢市、小牧市、新城市、東海市、大府市、尾張旭市、岩倉市、西春日井広域事務組合、蟹江町、海部東部消防組合、尾三消防組合、海部南部消防組合及び愛西市（以下「協定市町組合」という。）は、消防の相互応援に関して、次のとおり協定する。

第 1 条 この協定は、協定市町組合の区域内の東名高速道路、中央自動車道、名神高速道路、名古屋第二環状自動車道、東名阪自動車道、東海北陸自動車道、新東名高速道路、伊勢湾岸自動車道（伊勢湾岸道路を含む。）、名古屋高速道路 4 号東海線、名古屋高速道路 6 号清須線、名古屋高速道路 11 号小牧線、名古屋高速道路 16 号一宮線、名古屋瀬戸道路及び東海環状自動車道（以下「高速道路」という。）において災害（消火、救急等の消防業務を必要とする事故をいう。以下同じ。）が発生した際に、協定市町組合相互間の消防力を活用して災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

第 2 条 協定市町組合の長は、高速道路における災害の処理のため災害発生地の協定市町組合の長から応援の要請があった場合は、消防隊、救急隊又は災害の処理に必要となる隊（以下「消防隊等」という。）の派遣を行うものとする。

2 高速道路のインターチェンジの所在する協定市町組合の消防機関が、高速道路における災害の発生を覚知した場合は、前項の応援の要請があったものとみなし、協定市町組合の消防長の定める区分により、災害発生地に対し応援のため消防隊等を派遣するものとする。

第 3 条 前条の規定により応援のため出動した消防隊等は、災害発生地の消防長の指揮の下に行動するものとする。ただし、災害発生地の消防隊等が出動しない場合においては、この限りでないものとする。

第 4 条 火災の原因及び損害の調査又は救急事故に係る必要な調査について、災害発生地の消防長は必要がある場合は、第 2 条の規定により出動した消防隊等の属する協定市町組合の消防機関に災害の状況について通報を求めることができる。

第 5 条 第 2 条の規定により応援のため出動した消防隊等に要した経費の分担は、次の区分によるものとする。

- (1) 応援した消防隊等の使用した燃料、消火用資材、救急用材料等の通常経費は、当該消防隊等の属する協定市町組合の負担とする。ただし、応援が長時間にわたる場合の現地における燃料の補給、消防隊等の隊員の給食等に要する経費については、災害発生地の協定市町組合の負担とする。
- (2) 応援した消防隊等の隊員の給与及び公務災害補償に要する費用は、当該隊員の所属する協定市町組合の負担とする。
- (3) 消防機械器具の重大な破損の修理費、建物、施設、一般人等の損害に対する賠償費、消防隊等の隊員に対する賞じゅつ金（救慰金を含む。）その他諸経費の負担については、その都度関係協定市町組合の長が協議して定めるものとする。

第 6 条 この協定の実施について必要な事項は、協定市町組合の消防長が協議して定めるものとする。

第 7 条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度協定市町組合が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成 30 年 7 月 31 日から効力を生ずる。
- 2 平成 28 年 3 月 10 日締結の「愛知県下高速道路における消防相互応援協定」は、平成 30 年 7 月 31 日付けをもって廃止する。

この協定の成立を証するため、本協定書 23 通を作成し、それぞれ記名押印の上各 1 通を保管する。

平成 30 年 7 月 31 日

名古屋市長

岡崎市長

津島市長

瀬戸市長

新城市長

尾張旭市長

蟹江町長

海部南部消防組合管理者

豊橋市長

豊川市長

衣浦東部広域連合長

稲沢市長

東海市長

岩倉市長

海部東部消防組合管理者

愛西市長

一宮市長

春日井市長

豊田市長

小牧市長

大府市長

西春日井広域事務組合管理者

尾三消防組合管理者

愛知県下高速道路における消防相互応援協定に基づく覚書

第1条 この覚書は、愛知県下高速道路における消防相互応援協定（以下「協定」という。）第6条に基づき、相互応援について必要な事項を定めるものとする。

第2条 協定第2条第1項及び第2項の規定に基づく応援のため派遣する消防隊、救急隊又は災害の処理に必要となる隊（以下「消防隊等」という。）は、原則として1隊とする。ただし、災害の規模により、災害発生地からの要請又は担当消防機関が必要と認めたときは、派遣消防隊等を増加することができるものとする。

第3条 協定第2条第2項に規定する区分は、別表第1、別表第2、別表第3、別表第3-2、別表第4、別表第5、別表第6、別表第7、別表第8、別表第9、別表第10及び別表第11とする。

第4条 協定第2条第2項の規定に基づき、消防隊等を派遣する場合において、第1次担当消防機関が他の災害防御等のため、派遣すべき消防隊等がないときは、第2次担当消防機関から消防隊等を派遣するものとする。

2 前項の場合において、第1次担当消防機関は、第2次担当消防機関にその旨を通報するものとする。

第5条 第1次担当消防機関から派遣される消防隊等のみで災害の処理ができないと認めたときは、第2次担当消防機関へ消防隊等の派遣について要請を行うものとする。

第6条 協定第2条第2項の規定に基づき、消防隊等を派遣したときは、その状況を災害発生地の消防長に即報するとともに、災害の処理後その概要を通報するものとする。ただし、災害の状況により、消防隊等を派遣した旨の即報ができないときは、災害の処理後の概要通報のみとすることができる。

第7条 インターチェンジ所在市町組合の消防長は、管轄区域内のインターチェンジ付近にある医療機関の中から高速道路における災害による傷病者を搬送する救急医療機関（以下「高速道路救急病院」という。）を選定しておくものとする。

2 前項の規定により、高速道路救急病院を選定したときは、その所在地、経路、その他救急活動に必要な事項を関係消防長に通報するものとし、高速道路救急病院の施設等に変更を生じたとき又は廃止されたときも同様とする。

第8条 この覚書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度協定市町組合の消防長が協議して定めるものとする。

附 則

1 この覚書は、令和3年8月27日から効力を生ずる。

2 平成30年7月31日締結の「愛知県下高速道路における消防相互応援協定に基づく覚書」は、令和3年8月27日付けをもって廃止する。

この覚書の成立を証するため、本書23通を作成し、それぞれ記名押印の上各1通を保管する。

令和3年8月27日

名古屋市消防長	豊橋市消防長	一宮市消防長
岡崎市消防長	豊川市消防長	春日井市消防長
津島市消防長	衣浦東部広域連合消防局消防長	豊田市消防長
瀬戸市消防長	稲沢市消防長	小牧市消防長
新城市消防長	東海市消防長	大府市消防長
尾張旭市消防長	岩倉市消防長	西春日井広域事務組合消防長
蟹江町消防長	海部東部消防組合消防長	尾三消防本部消防長
海部南部消防組合消防長	愛西市消防長	

別表第 1

消防隊等を派遣する区間		第 1 次担当消防機関	第 2 次担当消防機関
境 (258.4K P) 豊川インターチェンジ (269.1K P) の区間	上り線	豊 川 市 消 防 本 部	新 城 市 消 防 本 部
	下り線	(浜 松 市 消 防 局)	豊 橋 市 消 防 本 部 岡 崎 市 消 防 本 部
豊川インターチェンジ (269.1K P) 音羽蒲郡インターチェンジ (280.1K P) の区間	上り線	豊 川 市 消 防 本 部	新 城 市 消 防 本 部
	下り線		豊 橋 市 消 防 本 部 岡 崎 市 消 防 本 部 豊 田 市 消 防 本 部
音羽蒲郡インターチェンジ (280.1K P) 岡崎インターチェンジ (292.9K P) の区間	上り線	岡 崎 市 消 防 本 部	新 城 市 消 防 本 部
	下り線	豊 川 市 消 防 本 部	豊 橋 市 消 防 本 部 豊 川 市 消 防 本 部 岡 崎 市 消 防 本 部 豊 田 市 消 防 本 部
岡崎インターチェンジ (292.9K P) 岡崎インターチェンジ (293.5K P) の区間	上り線	豊 田 市 消 防 本 部	新 城 市 消 防 本 部
	下り線	豊 川 市 消 防 本 部	豊 橋 市 消 防 本 部 豊 川 市 消 防 本 部 岡 崎 市 消 防 本 部 豊 田 市 消 防 本 部
岡崎インターチェンジ (293.5K P) 豊田ジャンクション (305.2K P) の区間	上り線	豊 田 市 消 防 本 部	豊 橋 市 消 防 本 部
	下り線	岡 崎 市 消 防 本 部	豊 川 市 消 防 本 部 岡 崎 市 消 防 本 部 豊 田 市 消 防 本 部 尾 三 消 防 本 部
豊田ジャンクション (305.2K P) 豊田インターチェンジ (310.5K P) の区間	上り線	豊 田 市 消 防 本 部	豊 川 市 消 防 本 部
	下り線		岡 崎 市 消 防 本 部 尾 三 消 防 本 部
豊田インターチェンジ (310.5K P) 東名三好インターチェンジ (315.4K P) の区間	上り線	尾 三 消 防 本 部	岡 崎 市 消 防 本 部
	下り線	豊 田 市 消 防 本 部	豊 田 市 消 防 本 部 尾 三 消 防 本 部 名 古 屋 市 消 防 局 尾 張 旭 市 消 防 本 部
東名三好インターチェンジ (315.4K P)	上り線	名 古 屋 市 消 防 局	岡 崎 市 消 防 本 部 豊 田 市 消 防 本 部

東名三好インターチェンジ (315.9K P) の区間	下り線	豊 田 市 消 防 本 部	尾 三 消 防 本 部 名 古 屋 市 消 防 局 尾 張 旭 市 消 防 本 部
東名三好インターチェンジ (315.9K P)	上り線	名 古 屋 市 消 防 局	豊 田 市 消 防 本 部 尾 三 消 防 本 部
名古屋インターチェンジ (325.0K P) の区間	下り線	尾 三 消 防 本 部	名 古 屋 市 消 防 局 尾 張 旭 市 消 防 本 部 春 日 井 市 消 防 本 部
名古屋インターチェンジ (325.0K P)	上り線	名 古 屋 市 消 防 局	豊 田 市 消 防 本 部 尾 三 消 防 本 部
名古屋インターチェンジ (325.6K P) の区間	下り線	尾 三 消 防 本 部	名 古 屋 市 消 防 局 尾 張 旭 市 消 防 本 部 春 日 井 市 消 防 本 部
名古屋インターチェンジ (325.6K P)	上り線	名 古 屋 市 消 防 局	
守山スマートインターチェンジ (333.4K P)	下り線		
守山スマートインターチェンジ (333.4K P)	上り線	春 日 井 市 消 防 本 部	豊 田 市 消 防 本 部 尾 三 消 防 本 部
守山スマートインターチェンジ (333.7K P) の区間	下り線	名 古 屋 市 消 防 局	名 古 屋 市 消 防 局 尾 張 旭 市 消 防 本 部 春 日 井 市 消 防 本 部
守山スマートインターチェンジ (333.7K P)	上り線	春 日 井 市 消 防 本 部	小 牧 市 消 防 本 部
春日井インターチェンジ (337.4K P) の区間	下り線	名 古 屋 市 消 防 局	
春日井インターチェンジ (337.4K P)	上り線	小 牧 市 消 防 本 部	豊 田 市 消 防 本 部 尾 三 消 防 本 部
春日井インターチェンジ (337.8K P) の区間	下り線	名 古 屋 市 消 防 局	名 古 屋 市 消 防 局 尾 張 旭 市 消 防 本 部 春 日 井 市 消 防 本 部 小 牧 市 消 防 本 部
春日井インターチェンジ (337.8K P)	上り線	小 牧 市 消 防 本 部	名 古 屋 市 消 防 局 春 日 井 市 消 防 本 部
小牧インターチェンジ (346.4K P) の区間	下り線	春 日 井 市 消 防 本 部	小 牧 市 消 防 本 部 岩 倉 市 消 防 本 部 一 宮 市 消 防 本 部
小牧インターチェンジ (346.4K P)	上り線	一 宮 市 消 防 本 部	名 古 屋 市 消 防 局 春 日 井 市 消 防 本 部
小牧インターチェンジ (346.9K P) の区間	下り線	春 日 井 市 消 防 本 部	小 牧 市 消 防 本 部 岩 倉 市 消 防 本 部 一 宮 市 消 防 本 部
小牧インターチェンジ (346.9K P)	上り線	一 宮 市 消 防 本 部	春 日 井 市 消 防 本 部 小 牧 市 消 防 本 部

一宮インターチェンジ (355.2K P) の区間	下り線	小 牧 市 消 防 本 部	岩 倉 市 消 防 本 部 一 宮 市 消 防 本 部 稲 沢 市 消 防 本 部
一宮インターチェンジ (355.2K P) 一宮ジャンクション (358.8K P) の区間	上り線	一 宮 市 消 防 本 部	小 牧 市 消 防 本 部 岩 倉 市 消 防 本 部 稲 沢 市 消 防 本 部
	下り線		
一宮ジャンクション (358.8K P) 県 境 (364.8K P) の区間	上り線	(羽 島 市 消 防 本 部)	
	下り線	一 宮 市 消 防 本 部	

注 1 上表の左欄に掲げる区間内に発生した災害を覚知したときは、当該区間に対応する第 1 次担当消防機関から消防隊等を派遣するものとする。

2 上表の左欄に掲げる区間内に発生した災害が第 1 次担当消防機関のみで処理できない災害であることを覚知したときは、当該区間に対応する第 2 次担当消防機関のうち災害地の直近の消防機関から消防隊等を派遣するものとする。

備考 上表の第 1 次担当消防機関のうちかっこ書は、別に定める消防相互応援協定に基づく消防機関を示す。

別表第 2

消防隊等を派遣する区間		第 1 次担当消防機関	第 2 次担当消防機関
小牧ジャンクション内	Dランプ	春日井市消防本部	名古屋市消防局 小牧市消防本部 岩倉市消防本部 一宮市消防本部
	上記以外のランプ	小牧市消防本部	名古屋市消防局 春日井市消防本部 岩倉市消防本部 一宮市消防本部
小牧ジャンクション (343.9K P) 小牧東インターチェンジ (337.1K P) の区間	上り線	小牧市消防本部	名古屋市消防局 春日井市消防本部 岩倉市消防本部 一宮市消防本部
	下り線		
小牧東インターチェンジ (337.1K P) 県境 (333.1K P) の区間	上り線	(多治見市消防本部)	名古屋市消防局 春日井市消防本部 小牧市消防本部 岩倉市消防本部 一宮市消防本部
	下り線		

注 1 上表の左欄に掲げる区間内に発生した災害を覚知したときは、当該区間に対応する第 1 次担当消防機関から消防隊等を派遣するものとする。

2 上表の左欄に掲げる区間内に発生した災害が第 1 次担当消防機関のみで処理できない災害であることを覚知したときは、当該区間に対応する第 2 次担当消防機関のうち災害地の直近の消防機関から消防隊等を派遣するものとする。

備考 上表の第 1 次担当消防機関のうちかっこ書は、別に定める消防相互応援協定に基づく消防機関を示す。

別表第 3

消防隊等を派遣する区間		第 1 次担当消防機関	第 2 次担当消防機関
名古屋インターチェンジ (0.0K P) 小幡インターチェンジ (6.3K P) の区間	外回り	名古屋消防局	春日井市消防本部 海部東部消防組合消防本部 蟹江町消防本部
	内回り		津島市消防本部 愛西市消防本部 海部南部消防組合消防本部 西春日井広域事務組合消防本部
小幡インターチェンジ (6.3K P) 松河戸インターチェンジ (8.7K P) の区間	外回り	春日井市消防本部	春日井市消防本部 名古屋消防局 海部東部消防組合消防本部 蟹江町消防本部
	内回り	名古屋消防局	津島市消防本部 愛西市消防本部 海部南部消防組合消防本部 西春日井広域事務組合消防本部
松河戸インターチェンジ (8.7K P) 勝川インターチェンジ (9.6K P) の区間	外回り	春日井市消防本部	名古屋消防局 海部東部消防組合消防本部 蟹江町消防本部
	内回り		津島市消防本部 愛西市消防本部 海部南部消防組合消防本部 西春日井広域事務組合消防本部
勝川インターチェンジ (9.6K P) 楠インターチェンジ (13.1K P) の区間	外回り	名古屋消防局	春日井市消防本部 名古屋消防局
	内回り	春日井市消防本部	海部東部消防組合消防本部 蟹江町消防本部
楠インターチェンジ (13.1K P) 楠ジャンクション (13.5K P) の区間	外回り	西春日井広域事務組合消防本部	津島市消防本部 愛西市消防本部
	内回り	春日井市消防本部	海部南部消防組合消防本部 西春日井広域事務組合消防本部

楠 ジャンクション内	Dランプ Hランプ 下り線13.5KP から14.4KP 区間	春日井市消防本部	名古屋市消防局 海部東部消防組合消防本部 蟹江町消防本部 津島市消防本部 愛西市消防本部 海部南部消防組合消防本部 西春日井広域事務組合消防本部
	Eランプ Fランプ Bランプ180 から本線合流 地点まで	西春日井広域事務組合消防本部	春日井市消防本部 名古屋市消防局 海部東部消防組合消防本部 蟹江町消防本部 津島市消防本部 愛西市消防本部 海部南部消防組合消防本部
	上記以外	名古屋市消防局	春日井市消防本部 海部東部消防組合消防本部 蟹江町消防本部 津島市消防本部 愛西市消防本部 海部南部消防組合消防本部 西春日井広域事務組合消防本部
楠 ジャンクション (14.4KP) 山田西インターチェンジ (16.3KP) の区間	外回り	名古屋市消防局	春日井市消防本部 名古屋市消防局 海部東部消防組合消防本部 蟹江町消防本部
	内回り	西春日井広域事務組合消防本部	津島市消防本部 愛西市消防本部 海部南部消防組合消防本部 西春日井広域事務組合消防本部
山田西インターチェンジ (16.3KP) 清洲ジャンクション (18.7KP) の区間	外回り	名古屋市消防局	春日井市消防本部 海部東部消防組合消防本部 蟹江町消防本部
	内回り		津島市消防本部 愛西市消防本部 海部南部消防組合消防本部 西春日井広域事務組合消防本部

清洲ジャンクション (18.7K P) 清洲ジャンクション (19.3K P) の区間	外回り	海部東部消防組合消防本部	春日井市消防本部 名古屋市消防局 海部東部消防組合消防本部 蟹江町消防本部
	内回り	名古屋市消防局	津島市消防本部 愛西市消防本部 海部南部消防組合消防本部 西春日井広域事務組合消防本部
清洲ジャンクション内	Aランプ Cランプ Fランプ Hランプ	名古屋市消防局	春日井市消防本部 海部東部消防組合消防本部 蟹江町消防本部 津島市消防本部 愛西市消防本部 海部南部消防組合消防本部 西春日井広域事務組合消防本部
	Bランプ Eランプ	海部東部消防組合消防本部	春日井市消防本部 名古屋市消防局 蟹江町消防本部 津島市消防本部 愛西市消防本部 海部南部消防組合消防本部 西春日井広域事務組合消防本部
	Dランプ Gランプ	西春日井広域事務組合消防本部	春日井市消防本部 名古屋市消防局 海部東部消防組合消防本部 蟹江町消防本部 津島市消防本部 愛西市消防本部 海部南部消防組合消防本部
清洲ジャンクション (19.3K P) 甚目寺北インターチェンジ (23.6K P) の区間	外回り	海部東部消防組合消防本部	春日井市消防本部 名古屋市消防局 海部東部消防組合消防本部 蟹江町消防本部
	内回り	西春日井広域事務組合消防本部	津島市消防本部 愛西市消防本部 海部南部消防組合消防本部 西春日井広域事務組合消防本部

甚目寺北インターチェンジ (23.6K P) 甚目寺南インターチェンジ (24.8K P) の区間	外回り	海部東部消防組合消防本部	春日井市消防本部 名古屋市消防局 蟹江町消防本部 津島市消防本部 愛西市消防本部 海部南部消防組合消防本部 西春日井広域事務組合消防本部
	内回り		
甚目寺南インターチェンジ (24.8K P) 千音寺南インターチェンジ (C2名二環29.2K P) の区間	外回り	名古屋市消防局	春日井市消防本部 名古屋市消防局 海部東部消防組合消防本部 蟹江町消防本部 津島市消防本部 愛西市消防本部 海部南部消防組合消防本部 西春日井広域事務組合消防本部
	内回り	海部東部消防組合消防本部	
名古屋西ジャンクション内	Aランプ Bランプ Cランプ Dランプ	名古屋市消防局	春日井市消防本部 海部東部消防組合消防本部 蟹江町消防本部 津島市消防本部 愛西市消防本部 海部南部消防組合消防本部 西春日井広域事務組合消防本部
	Eランプ Fランプ	蟹江町消防本部	春日井市消防本部 名古屋市消防局 海部東部消防組合消防本部 津島市消防本部 愛西市消防本部 海部南部消防組合消防本部 西春日井広域事務組合消防本部
	Gランプ Hランプ	海部東部消防組合消防本部	春日井市消防本部 名古屋市消防局 蟹江町消防本部 津島市消防本部 愛西市消防本部 海部南部消防組合消防本部 西春日井広域事務組合消防本部
千音寺南インターチェンジ (C2名二環29.2K P) 南陽インターチェンジ	外回り	名古屋市消防局	海部東部消防組合消防本部 蟹江町消防本部 津島市消防本部

(C 2 名二環34.7K P) の 区間	内回り		愛 西 市 消 防 本 部 海部南部消防組合消防本部 西春日井広域事務組合消防本部
南陽インターチェンジ (C 2 名二環34.7K P) 飛島北インターチェンジ (C 2 名二環37.9K P) の区間	外回り	海部南部消防組合消防	名 古 屋 市 消 防 局 海部東部消防組合消防本部
	内回り	名 古 屋 市 消 防 局	蟹 江 町 消 防 本 部 津 島 市 消 防 本 部 愛 西 市 消 防 本 部 海部南部消防組合消防本部 西春日井広域事務組合消防本部
飛島北インターチェンジ (C 2 名二環37.9K P) 飛島ジャンクション (C 2 名二環39.9K P) の 区間	外回り	名 古 屋 市 消 防 局	名 古 屋 市 消 防 局 海部東部消防組合消防本部
	内回り	海部南部消防組合消防本部	蟹 江 町 消 防 本 部 津 島 市 消 防 本 部 愛 西 市 消 防 本 部 海部南部消防組合消防本部 西春日井広域事務組合消防本部
飛島ジャンクション内	Aランプ Bランプ Cランプ 内回り 料金所	海部南部消防組合消防本部	名 古 屋 市 消 防 局 海部東部消防組合消防本部
	Dランプ 外回り 料金所	名 古 屋 市 消 防 局	蟹 江 町 消 防 本 部 東 海 市 消 防 本 部 大 府 市 消 防 本 部 海部南部消防組合消防本部
名古屋西ジャンクション (28.7 K P) 蟹江インターチェンジ (32.0K P) の区間	上り線	蟹 江 町 消 防 本 部	春 日 井 市 消 防 本 部 名 古 屋 市 消 防 局 海部東部消防組合消防本部
	下り線	名 古 屋 市 消 防 局	蟹 江 町 消 防 本 部 津 島 市 消 防 本 部 愛 西 市 消 防 本 部 海部南部消防組合消防本部 西春日井広域事務組合消防本部
蟹江インターチェンジ (32.0K P) 弥富インターチェンジ (37.3K P) の区間	上り線	海部南部消防組合消防本部	春 日 井 市 消 防 本 部 名 古 屋 市 消 防 局 海部東部消防組合消防本部

	下り線	蟹江町消防本部	蟹江町消防本部 津島市消防本部 愛西市消防本部 海部南部消防組合消防本部 西春日井広域事務組合消防本部
弥富インターチェンジ (37.3K P) 県境 (40.0K P) の区間	上り線	(桑名市消防本部)	春日井市消防本部 名古屋消防局 海部東部消防組合消防本部
	下り線	海部南部消防組合消防本部	蟹江町消防本部 津島市消防本部 愛西市消防本部 西春日井広域事務組合消防本部

注 1 上表の左欄に掲げる区間内に発生した災害を覚知したときは、当該区間に対応する第 1 次担当消防機関から消防隊等を派遣するものとする。

2 上表の左欄に掲げる区間内に発生した災害が第 1 次担当消防機関のみで処理できない災害であることを覚知したときは、当該区間に対応する第 2 次担当消防機関のうち災害地の直近の消防機関から消防隊等を派遣するものとする。

3 上表の左欄に掲げる楠ジャンクションの範囲は、東側にあつては名古屋第二環状自動車道 13.5K P、西側にあつては同 14.4K P、南側にあつては名古屋高速道路 1 号楠線 6.24K P、北側にあつては同 11 号小牧線 0.0K P とする。

名古屋西ジャンクションの範囲は、東側にあつては名古屋高速道路 5 号万場線 6.5K P 千音寺料金所、西側にあつては東名阪自動車道 28.7K P、南側にあつては名古屋第二環状自動車道 C 2 名二環 28.6K P、北側にあつては名古屋第二環状自動車道 28.0K P までとする。

清洲ジャンクションの範囲は、東側にあつては名古屋第二環状自動車道 18.7K P、西側にあつては同 19.3K P、南側にあつては名古屋高速道路 6 号清須線 6.6K P、北側にあつては名古屋高道路 16 号一宮線 0.6K P とする。

飛島ジャンクションの範囲は、東側にあつては伊勢湾岸自動車道 36.8K P、西側にあつては同 37.8K P、北側にあつては名古屋第二環状自動車道 C 2 名二環 39.9K P とする。

備考 1 上表の第 1 次担当消防機関のうちかつこ書は、別に定める消防相互応援協定に基づく消防機関を示す。

2 上表の名古屋西ジャンクションから飛島ジャンクション間及び名古屋西ジャンクションから県境の間について、K P 表示が重複してしまうため、名古屋西ジャンクションから飛島ジャンクション間については「C 2 名二環」の表示を追加して示す。

別表第3-2

消防隊等を派遣する区間		第 1 次担当消防機関	第 2 次担当消防機関
名古屋南ジャンクション (200.0K P)	外回り	名古屋市消防局	大府市消防本部 東海市消防本部 尾三消防本部 春日井市消防本部 豊田市消防本部 海部南部消防組合消防本部 西春日井広域事務組合消防本部 海部東部消防組合消防本部
有松インターチェンジ (202.9K P) の区間	内回り		
有松インターチェンジ (202.9K P)	外回り	名古屋市消防局	
鳴海インターチェンジ (207.4K P) の区間	内回り		
鳴海インターチェンジ (207.4K P)	外回り	名古屋市消防局	
植田インターチェンジ (211.5K P) の区間	内回り		
植田インターチェンジ (211.5K P)	外回り	名古屋市消防局	
高針ジャンクション (212.2K P) の区間	内回り		
高針ジャンクション内	A～D ランプ	名古屋市消防局	
高針ジャンクション (212.9K P)	外回り	名古屋市消防局	
上社ジャンクション (215.3K P) の区間	内回り		

注1 上表の左欄に掲げる区間内に発生した災害を覚知したときは、当該区間に対応する第1次担当消防機関から消防隊等を派遣するものとする。

2 上表の左欄に掲げる区間内に発生した災害が第1次担当消防機関のみで処理できない災害であることを覚知したときは、当該区間に対応する第2次担当消防機関のうち災害地の直近の消防機関から消防隊等を派遣するものとする。

□別表第 4

消防隊等を派遣する区間		第 1 次担当消防機関	第 2 次担当消防機関
一宮ジャンクション内	Bランプ	(羽 島 市 消 防 本 部)	小 牧 市 消 防 本 部 岩 倉 市 消 防 本 部 稲 沢 市 消 防 本 部
	上記以外 のランプ	一 宮 市 消 防 本 部	
一宮ジャンクション (0.0K P)	上り線	一 宮 市 消 防 本 部	
尾西インターチェンジ (3.7K P) の区間	下り線		
尾西インターチェンジ (3.7K P) 一宮木曽川インターチェンジ (7.5K P) の区間	上り線	一 宮 市 消 防 本 部	
	下り線		
一宮木曽川インターチェンジ (7.5K P) 県 境 (9.7K P) の区間	上り線	(各 務 原 市 消 防 本 部)	
	下り線	一 宮 市 消 防 本 部	

注 1 上表の左欄に掲げる区間内に発生した災害を覚知したときは、当該区間に対応する第 1 次担当消防機関から消防隊等を派遣するものとする。

2 上表の左欄に掲げる区間内に発生した災害が第 1 次担当消防機関のみで処理できない災害であることを覚知したときは、当該区間に対応する第 2 次担当消防機関のうち災害地の直近の消防機関から消防隊等を派遣するものとする。

備考 上表の第 1 次担当消防機関のうちかっこ書は、別に定める消防相互応援協定に基づく消防機関を示す。

別表第5

消防隊等を派遣する区間		第1次担当消防機関	第2次担当消防機関
豊田東ジャンクション (0.0K P)	上り線	豊田 市 消 防 本 部	豊 田 市 消 防 本 部 豊 川 市 消 防 本 部 岡 崎 市 消 防 本 部
豊田東ジャンクション (1.1K P) の区間	下り線	岡 崎 市 消 防 本 部	衣 浦 東 部 広 域 連 合 消 防 局 尾 三 消 防 本 部 新 城 市 消 防 本 部
豊田東ジャンクション (1.1K P)	上り線	豊 田 市 消 防 本 部	豊 川 市 消 防 本 部 岡 崎 市 消 防 本 部 衣 浦 東 部 広 域 連 合 消 防 局 尾 三 消 防 本 部 新 城 市 消 防 本 部
豊田ジャンクション (5.0K P) の区間	下り線		
豊田ジャンクション内	Gランプ Hランプ	岡 崎 市 消 防 本 部	豊 田 市 消 防 本 部 岡 崎 市 消 防 本 部 豊 川 市 消 防 本 部 衣 浦 東 部 広 域 連 合 消 防 局 尾 三 消 防 本 部 新 城 市 消 防 本 部
	上記以外 のランプ	豊 田 市 消 防 本 部	
豊田ジャンクション (5.0K P)	上り線	豊 田 市 消 防 本 部	豊 川 市 消 防 本 部 岡 崎 市 消 防 本 部 衣 浦 東 部 広 域 連 合 消 防 局 尾 三 消 防 本 部 新 城 市 消 防 本 部
豊田南インターチェンジ (11.5K P) の区間	下り線		
豊田南インターチェンジ (11.5K P)	上り線	尾 三 消 防 本 部	豊 田 市 消 防 本 部 岡 崎 市 消 防 本 部 衣 浦 東 部 広 域 連 合 消 防 局
豊田南インターチェンジ (13.7K P) の区間	下り線	豊 田 市 消 防 本 部	尾 三 消 防 本 部 名 古 屋 市 消 防 局 大 府 市 消 防 本 部
豊田南インターチェンジ (13.7K P)	上り線	尾 三 消 防 本 部	豊 田 市 消 防 本 部 衣 浦 東 部 広 域 連 合 消 防 局 尾 三 消 防 本 部 名 古 屋 市 消 防 局 東 海 市 消 防 本 部 大 府 市 消 防 本 部
豊明インターチェンジ (19.8K P) の区間	下り線	豊 田 市 消 防 本 部	
豊明インターチェンジ (19.8K P)	上り線	大 府 市 消 防 本 部	
豊明インターチェンジ (20.7K P) の区間	下り線	豊 田 市 消 防 本 部	
豊明インターチェンジ (20.7K P)	上り線	大 府 市 消 防 本 部	豊 田 市 消 防 本 部 衣 浦 東 部 広 域 連 合 消 防 局 尾 三 消 防 本 部 名 古 屋 市 消 防 局
名古屋南ジャンクション (25.7K P) の区間	下り線	尾 三 消 防 本 部	東 海 市 消 防 本 部 大 府 市 消 防 本 部 海 部 南 部 消 防 組 合 消 防 本 部

名古屋南ジャンクション内	Bランプ Kランプ Iランプ	尾 三 消 防 本 部	豊 田 市 消 防 本 部 衣 浦 東 部 広 域 連 合 消 防 局 名 古 屋 市 消 防 局 東 海 市 消 防 本 部 大 府 市 消 防 本 部 海 部 南 部 消 防 組 合 消 防 本 部
	Cランプ Hランプ Lランプ Nランプ	大 府 市 消 防 本 部	豊 田 市 消 防 本 部 衣 浦 東 部 広 域 連 合 消 防 局 尾 三 消 防 本 部 名 古 屋 市 消 防 局 東 海 市 消 防 本 部 海 部 南 部 消 防 組 合 消 防 本 部
	Aランプ D～G ランプ Jランプ Mランプ	名 古 屋 市 消 防 局	豊 田 市 消 防 本 部 衣 浦 東 部 広 域 連 合 消 防 局 尾 三 消 防 本 部 東 海 市 消 防 本 部 大 府 市 消 防 本 部 海 部 南 部 消 防 組 合 消 防 本 部
名古屋南ジャンクション (25.7K P)	上り線	東 海 市 消 防 本 部	豊 田 市 消 防 本 部 衣 浦 東 部 広 域 連 合 消 防 局 尾 三 消 防 本 部 東 海 市 消 防 本 部 名 古 屋 市 消 防 局 大 府 市 消 防 本 部 海 部 南 部 消 防 組 合 消 防 本 部
名古屋南インターチェンジ (26.4K P) の区間	下り線	尾 三 消 防 本 部	
名古屋南インターチェンジ (26.4K P)	上り線	東 海 市 消 防 本 部	
大府インターチェンジ (27.7K P) の区間	下り線	名 古 屋 市 消 防 局	豊 田 市 消 防 本 部 衣 浦 東 部 広 域 連 合 消 防 局 尾 三 消 防 本 部 名 古 屋 市 消 防 局 大 府 市 消 防 本 部 海 部 南 部 消 防 組 合 消 防 本 部
大府インターチェンジ (27.7K P)	上り線	東 海 市 消 防 本 部	
東海ジャンクション (29.3K P) の区間	下り線		
東海ジャンクション (29.3K P)	上り線	名 古 屋 市 消 防 局	豊 田 市 消 防 本 部 衣 浦 東 部 広 域 連 合 消 防 局 尾 三 消 防 本 部 名 古 屋 市 消 防 局 東 海 市 消 防 本 部 大 府 市 消 防 本 部 海 部 南 部 消 防 組 合 消 防 本 部
名港潮見インターチェンジ (32.6K P) の区間	下り線	東 海 市 消 防 本 部	
名港潮見インターチェンジ (32.6K P)	上り線	名 古 屋 市 消 防 局	豊 田 市 消 防 本 部 衣 浦 東 部 広 域 連 合 消 防 局 尾 三 消 防 本 部 東 海 市 消 防 本 部 大 府 市 消 防 本 部 海 部 南 部 消 防 組 合 消 防 本 部
名港中央インターチェンジ (34.5K P) の区間	下り線		
名港中央インターチェンジ (34.5K P)	上り線	海部南部消防組合消防本部	豊 田 市 消 防 本 部 衣 浦 東 部 広 域 連 合 消 防 局 尾 三 消 防 本 部 名 古 屋 市 消 防 局 東 海 市 消 防 本 部 大 府 市 消 防 本 部 海 部 南 部 消 防 組 合 消 防 本 部
飛島インターチェンジ (38.6 K P) の区間	下り線	名 古 屋 市 消 防 局	

飛島インターチェンジ (38.6K P) 湾岸弥富インターチェンジ (40.5K P)の区間	上り線	海部南部消防組合消防本部	豊田市消防本部 衣浦東部広域連合消防局 尾三消防本部 名古屋消防局 東海市消防本部 大府市消防本部
	下り線		
湾岸弥富インターチェンジ (40.5K P) 県境 (43.1K P)の区間	上り線	(桑名市消防本部)	
	下り線	海部南部消防組合消防本部	

注1 上表の左欄に掲げる区間内に発生した災害を覚知したときは、当該区間に対応する第1次担当消防機関から消防隊等を派遣するものとする。

2 上表の左欄に掲げる区間内に発生した災害が第1次担当消防機関のみで処理できない災害であることを覚知したときは、当該区間に対応する第2次担当消防機関のうち災害地の直近の消防機関から消防隊等を派遣するものとする。

備考 上表の第1次担当消防機関のうちかっこ書は、別に定める消防相互応援協定に基づく消防機関を示す。

別表第6

消防隊等を派遣する区間		第1次担当消防機関	第2次担当消防機関
楠ジャンクション (0.0K P)	上り線	西春日井広域事務組合消防本部	西春日井広域事務組合消防本部 名古屋市消防局 小牧市消防本部 春日井市消防本部 一宮市消防本部
豊山南入口・出口 (1.2K P) の区間	下り線	名古屋市消防局	
豊山南入口・出口 (1.2K P)	上り線	小牧市消防本部	
豊山北出口・入口 (3.5K P) の区間	下り線	名古屋市消防局	
豊山北出口・入口 (3.5K P)	上り線	小牧市消防本部	
堀の内出口・入口 (6.8K P) の区間	下り線	西春日井広域事務組合消防本部	
堀の内出口・入口 (6.8K P)	上り線	小牧市消防本部	西春日井広域事務組合消防本部 名古屋市消防局 春日井市消防本部 一宮市消防本部
小牧北入口・出口 (8.2K P) の区間	下り線		

注1 上表の左欄に掲げる区間内に発生した災害を覚知したときは、当該区間に対応する第1次担当消防機関から消防隊等を派遣するものとする。

2 上表の左欄に掲げる区間内に発生した災害が第1次担当消防機関のみで処理できない災害であることを覚知したときは、当該区間に対応する第2次担当消防機関のうち災害地の直近の消防機関から消防隊等を派遣するものとする。

別表第 7

消防隊等を派遣する区間		第 1 次担当消防機関	第 2 次担当消防機関
長久手インターチェンジ (1.4K P) 日進ジャンクション (0.0K P) の区間	上り線	尾 三 消 防 本 部	名 古 屋 市 消 防 局 尾 張 旭 市 消 防 本 部 豊 田 市 消 防 本 部 春 日 井 市 消 防 本 部
	下り線		
日進ジャンクション内	Aランプ (A0からA780)	名 古 屋 市 消 防 局	春 日 井 市 消 防 本 部 名 古 屋 市 消 防 局 尾 三 消 防 本 部 尾 張 旭 市 消 防 本 部 豊 田 市 消 防 本 部
	Aランプ (A780からA820)	尾 三 消 防 本 部	
	Bランプ		
	Cランプ Dランプ		

注 1 上表の左欄に掲げる区間内に発生した災害を覚知したときは、当該区間に対応する第 1 次担当消防機関から消防隊等を派遣するものとする。

2 上表の左欄に掲げる区間内に発生した災害が第 1 次担当消防機関のみで処理できない災害であることを覚知したときは、当該区間に対応する第 2 次担当消防機関のうち災害地の直近の消防機関から消防隊等を派遣するものとする。

別表第8

消防隊等を派遣する区間		第1次担当消防機関	第2次担当消防機関
明道町ジャンクション (0.0K P) 庄内通入口・出口 (2.4K P) の区間	上り線	名古屋市消防局	西春日井広域事務組合消防本部 小牧市消防本部 春日井市消防本部 一宮市消防本部 海部東部消防組合消防本部
	下り線		
庄内通入口・出口 (2.4K P) 清洲ジャンクション (6.8K P) の区間	上り線	西春日井広域事務組合消防本部	西春日井広域事務組合消防本部 名古屋市消防局 小牧市消防本部 春日井市消防本部 一宮市消防本部 海部東部消防組合消防本部
	下り線	名古屋市消防局	
清洲ジャンクション内	Aランプ Cランプ Fランプ Hランプ	名古屋市消防局	西春日井広域事務組合消防本部 小牧市消防本部 春日井市消防本部 一宮市消防本部 海部東部消防組合消防本部
	Bランプ Eランプ	海部東部消防組合消防本部	
	Dランプ Gランプ	西春日井広域事務組合消防本部	
清洲ジャンクション (0.0K P) 春日入口・出口 (1.7K P) の区間	上り線	西春日井広域事務組合消防本部	西春日井広域事務組合消防本部 名古屋市消防局 小牧市消防本部 春日井市消防本部 一宮市消防本部 海部東部消防組合消防本部
	下り線	名古屋市消防局	
春日入口・出口 (1.7K P) 西春日入口・出口 (3.9K P) の区間	上り線	西春日井広域事務組合消防本部	名古屋市消防局 小牧市消防本部 春日井市消防本部 一宮市消防本部 海部東部消防組合消防本部
	下り線		
西春日入口・出口 (3.9K P) 一宮西春日入口・出口 (4.8K P) の区間	上り線	一宮市消防本部	西春日井広域事務組合消防本部 名古屋市消防局 小牧市消防本部 春日井市消防本部 一宮市消防本部 海部東部消防組合消防本部
	下り線	西春日井広域事務組合消防本部	
一宮西春日入口・出口 (4.8K P) 一宮中入口・出口 (9.0K P) の区間	上り線	一宮市消防本部	西春日井広域事務組合消防本部 名古屋市消防局 小牧市消防本部 春日井市消防本部 海部東部消防組合消防本部
	下り線		

注1 上表の左欄に掲げる区間内に発生した災害を覚知したときは、当該区間に対応する第1次担当

消防機関から消防隊等を派遣するものとする。

- 2 上表の左欄に掲げる区間内に発生した災害が第1次担当消防機関のみで処理できない災害であることを覚知したときは、当該区間に対応する第2次担当消防機関のうち災害地の直近の消防機関から消防隊等を派遣するものとする。

別表第9

消防隊等を派遣する区間		第1次担当消防機関	第2次担当消防機関
東海ジャンクション内	Cランプ及び 西知多産業道 路連絡入路、 C Dランプ合 流部より東海 料金所	東 海 市 消 防 本 部	大 府 市 消 防 本 部 尾 三 消 防 本 部 衣 浦 東 部 広 域 連 合 消 防 局 豊 田 市 消 防 本 部 名 古 屋 市 消 防 局 海 部 南 部 消 防 組 合 消 防 本 部
	Aランプ Bランプ Dランプ及び 西知多産業道 路連絡出路	名 古 屋 市 消 防 局	大 府 市 消 防 本 部 尾 三 消 防 本 部 衣 浦 東 部 広 域 連 合 消 防 局 豊 田 市 消 防 本 部 東 海 市 消 防 本 部 海 部 南 部 消 防 組 合 消 防 本 部
東 海 料 金 所 出 入 口 (上り11.5K P)	上り線	東 海 市 消 防 本 部	大 府 市 消 防 本 部 尾 三 消 防 本 部 衣 浦 東 部 広 域 連 合 消 防 局 豊 田 市 消 防 本 部 名 古 屋 市 消 防 局 東 海 市 消 防 本 部 海 部 南 部 消 防 組 合 消 防 本 部
東 海 新 宝 出 入 口 (上り10.9K P) の区間	下り線	名 古 屋 市 消 防 局	
東 海 新 宝 出 入 口 (上り10.9K P)	上り線	東 海 市 消 防 本 部	
船 見 出 入 口 (上り9.5K P) の区間	下り線	名 古 屋 市 消 防 局	

- 注1 上表の左欄に掲げる区間内に発生した災害を覚知したときは、当該区間に対応する第1次担当消防機関から消防隊等を派遣するものとする。
- 2 上表の左欄に掲げる区間内に発生した災害が第1次担当消防機関のみで処理できない災害であることを覚知したときは、当該区間に対応する第2次担当消防機関のうち災害地の直近の消防機関から消防隊等を派遣するものとする。

別表第 10

消防隊等を派遣する区間		第 1 次担当消防機関	第 2 次担当消防機関
県境 (200.1K P) 新城インターチェンジ (210.3K P) の区間	上り線	新 城 市 消 防 本 部	新 城 市 消 防 本 部 岡 崎 市 消 防 本 部 豊 田 市 消 防 本 部 豊 川 市 消 防 本 部 瀬 戸 市 消 防 本 部
	下り線	(浜 松 市 消 防 局)	
新城インターチェンジ (210.3K P) 新城インターチェンジ (210.4K P) の区間	上り線	岡 崎 市 消 防 本 部	
	下り線	(浜 松 市 消 防 局)	
新城インターチェンジ (210.4K P) 岡崎東インターチェンジ (236.5K P) の区間	上り線	岡 崎 市 消 防 本 部	
	下り線	新 城 市 消 防 本 部	
岡崎東インターチェンジ (236.5K P) 岡崎東インターチェンジ (236.7K P) の区間	上り線	豊 田 市 消 防 本 部	新 城 市 消 防 本 部 岡 崎 市 消 防 本 部 豊 田 市 消 防 本 部 豊 川 市 消 防 本 部 尾 三 消 防 本 部 瀬 戸 市 消 防 本 部
	下り線	新 城 市 消 防 本 部	
岡崎東インターチェンジ (236.7K P) 豊田東ジャンクション (253.1K P) の区間	上り線	豊 田 市 消 防 本 部	
	下り線	岡 崎 市 消 防 本 部	
豊田東ジャンクション内	Aランプ Bランプ Cランプ	豊 田 市 消 防 本 部	新 城 市 消 防 本 部 岡 崎 市 消 防 本 部 豊 田 市 消 防 本 部 豊 川 市 消 防 本 部 尾 三 消 防 本 部 瀬 戸 市 消 防 本 部
	Dランプ	岡 崎 市 消 防 本 部	

注 1 上表の左欄に掲げる区間内に発生した災害を覚知したときは、当該区間に対応する第 1 次担当消防機関から消防隊等を派遣するものとする。

2 上表の左欄に掲げる区間内に発生した災害が第 1 次担当消防機関のみで処理できない災害であることを覚知したときは、当該区間に対応する第 2 次担当消防機関のうち災害地の直近の消防機関から消防隊等を派遣するものとする。

備考 上表の第 1 次担当消防機関のうちかっこ書は、別に定める消防相互応援協定に基づく消防機関を示す。

別表第11

消防隊等を派遣する区間		第 1 次担当消防機関	第 2 次担当消防機関
豊田東ジャンクション (0.1K P)	外回り	豊田市消防本部	豊田市消防本部 岡崎市消防本部 瀬戸市消防本部 尾三消防本部
豊田藤岡インターチェンジ (15.2K P) の区間	内回り		
豊田藤岡インターチェンジ (15.2K P)	外回り	瀬戸市消防本部	
せと赤津インターチェンジ (23.0K P) の区間	内回り	豊田市消防本部	
せと赤津インターチェンジ (23.0K P)	外回り (外回り P A)	瀬戸市消防本部	
せと赤津インターチェンジ (23.4K P) の区間	内回り (内回り P A)	豊田市消防本部	
せと赤津インターチェンジ (23.4K P)	外回り	瀬戸市消防本部	
せと品野インターチェンジ (25.8K P) の区間	内回り		
せと品野インターチェンジ (25.8K P)	外回り	(土岐市消防本部)	
県境 (30.5K P) の区間	内回り	瀬戸市消防本部	

注1 上表の左欄に掲げる区間に発生した災害を覚知したときは、当該区間に対応する第1次担当消防機関から消防隊等を派遣するものとする。

2 上表の左欄に掲げる区間に発生した災害が第1次担当消防機関のみで処理できない災害であることを覚知したときは、当該区間に対応する第2次担当消防機関のうち災害地の直近の消防機関から消防隊等を派遣するものとする。

備考 上表の第1次担当消防機関のうちかっこ書は、別に定める消防相互応援協定に基づく消防機関を示す。

(5) 愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定

(目的)

第1条 この協定は、愛知県内の市町村、消防事務に関する一部事務組合及び広域連合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、消防組織法（昭和22年法律第226号）第30条第1項に基づく愛知県による航空機を用いた消防の支援（以下「航空消防の支援」という。）を求めることに關し必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 本協定に基づき市町村等が航空消防の支援を求めることができる区域は、前条の市町村等の区域とする。

(支援要請)

第3条 この協定に基づく支援要請は、災害が発生した市町村等の長が、次の各号のいずれかに該当し、航空機を用いた活動が必要と判断した場合に行うものとする。

- (1) 災害が、隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 市町村等の単独の消防力によっては防御が著しく困難な場合
- (3) その他救急救助活動等において航空機を用いた活動が最も有効な場合

2 前項の支援要請は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、愛知県が委託した航空消防の支援に関する事務を受託する名古屋市に対して行う。

3 前2項のほか、支援要請のために必要な事項等は、名古屋市が別に定めるところによる。

(経費)

第4条 この協定に基づく支援に要する経費は、愛知県が負担するものとする。

(その他)

第5条 この協定書に定めのない事項は、愛知県及び市町村等が協議して定めるものとする。

附 則

この協定書は、令和4年4月1日から適用する。

平成19年8月1日締結の「愛知県防災ヘリコプター支援協定」は令和4年4月1日をもって廃止する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、知事及び市町村等の長は、記名押印の上、各自それぞれ1通を保管する。

令和4年4月1日

愛知県知事

岡崎市長

(6) 岡崎市と西三河クレーン組合との「協定書」

岡崎市（以下「甲」という。）と西三河クレーン組合（以下「乙」という。）と消防応援に関して、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、岡崎市消防本部の出動区域内において発生した火災等の災害によりクレーン車等の必要を認めた場合、協定業者の協力を求め、その被害の軽減を図ることを目的とする。

（応援隊の出動）

第2条 火災その他の災害発生により、甲の消防機関の長が乙に対して応援を要請した場合は、乙はクレーン車等を出動させ応援するものとする。

（応援隊の指揮）

第3条 応援隊の指揮は、甲の現場最高指揮者が行う。

（費用負担）

第4条 応援隊の出動に際し要した費用は、甲が実費を負担する。

（損害賠償等）

第5条 応援のため出動した乙の車両が破損した場合は、甲がその損害を負担する。ただし、車両保険およびその他の方法によって損害を補てんするものがあるときは、その額を損害額から控除するものとする。

2 応援のため出動した乙の車両が第三者に損害を及ぼした場合は、甲が賠償するものとする。ただし、自動車損害賠償責任保険およびその他の方法によって損害を補てんするものがあるときは、その額を損害額から控除するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、その損害の発生に対して、乙が起因する故意又は重大な過失による場合は、乙が負担するものとする。

（災害補償）

第6条 応援隊として出動した者の災害補償については、岡崎市消防団員等公務災害補償条例により補償するものとする。

（雑則）

第7条 この協定に定めるもののほか必要事項は、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

（実施期日）

第8条 この協定は、昭和49年10月1日から有効とする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各1通を保管する。

昭和49年9月25日

岡崎市
西三河クレーン組合

代表者

岡崎市長
組合長

(7) 都市ガス災害対策に関する業務協約

岡崎市消防本部管内における都市ガスの漏えいにより起因する火災及び爆発等の事故（以下「災害」という。）を未然に防止するとともに、災害が発生した際これを早期に鎮圧し、被害を最小限度に防止するため、岡崎市消防本部（以下「消防本部」という。）と東邦ガス株式会社（以下「東邦ガス」という。）は、次のとおり協約する。

（対象物）

第1条 この協約に基づき消防本部及び東邦ガスが対象とする施設は、次に掲げるものとする。

（別表）

(1) 消防法施行令（昭和36年政令第37号）第21条の2によりガス漏れ火災警報設備の設置を必要とする防火対象物

(2) その他必要と認める防火対象物

（災害防止活動）

第2条 災害を未然に防止するための実施事項は、次のとおりとする。

(1) 消防本部及び東邦ガスは、災害の防止上必要な情報交換又は所要事項を協議するため、連絡会議を開催するものとする。

(2) 東邦ガスは、前条に掲げる対象物の定期点検を実施する場合、あらかじめ消防本部に実施計画を連絡するとともに、消防本部が実施する火災予防査察に協力するよう努めるものとする。

(3) 消防本部及び東邦ガスは、災害の防止及び消防活動上必要と認める資料を相互に提供するものとする。

(4) 消防本部及び東邦ガスは、それぞれの職員及び防火対象物関係者に対して、災害の防止及び消防活動上必要な教育訓練を実施するものとする。

（災害防御活動）

第3条 災害を防御するための実施事項は、次のとおりとする。

(1) 消防本部及び東邦ガスは、災害の発生又は発生のおそれのある事態を覚知したときは、相互に速やかな連絡通報を行うものとする。

(2) 東邦ガスは、災害発生時における緊急出動体制及び応急活動体制を確立し、あらかじめその計画を消防本部に通知しておくものとする。

(3) 災害現場におけるガスの遮断は、東邦ガスが実施するものとする。ただし、消防本部が東邦ガスに先行して災害現場へ到着し、大規模な災害の発生が予測される場合等においては、消防本部がガスの遮断措置を実施することができるものとする。

(4) 消防本部又は東邦ガスが前号の規定に基づいてガスの遮断措置を実施した場合は、相互に速やかに連絡するものとする。

(5) ガスの遮断措置後における復旧作業は、東邦ガスが実施するものとする。

(6) 東邦ガスは、消防本部が設置する現場指揮本部と緊密な連携を保つとともに、関係情報の報告、消防活動に関する技術的な協力その他の活動を実施するものとする。

（協議）

第4条 この協約の運用に係る細目的事項については、必要の都度、消防本部及び東邦ガスの両者が協議して定めるものとする。

（雑則）

第5条 この協約に定めた事項についても関係法令等の改正によって不必要となる部分にあっては、法令改正の時点をもって効力を失う。

2 岡崎市消防本部及び東邦ガス相互間で締結した平成16年3月23日付け「都市ガス災害対策に関する業務協約」および平成16年3月23日付け「都市ガス災害対策に関する業務協約に基づく協議事項」は、本協約の締結日をもって効力を失う。

この協約成立の証として本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各1通を保管する。

平成30年1月26日

岡崎市消防本部
消 防 長
東邦ガス株式会社
取締役供給管理部長

(別表)

名 称	所 在 地	備 考
岡崎ニューグランドホテル	岡崎市康生町515番地33	0564-21-5111
シビコ	岡崎市康生通西2丁目20番地2	0564-21-0211
岡崎市竜美丘会館	岡崎市東明大寺町5番地	0564-24-3951

(8) 災害に係る協力体制に関する協定書

岡崎市（以下「甲」という。）と龍北スポーツサポート株式会社（以下「乙」という。）は、災害に係る協力体制に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、岡崎市内で災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、被災者に対する支援体制を充実させるため、甲及び乙の相互協力に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この協定書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。

(協力要請等)

第3条 甲及び乙は、第1条に掲げる目的を達成するため、相互に協力を要請し、この協定の内容に従って可能な限り協力に努めるものとする。

2 甲及び乙は、それぞれ職員のうちから連絡責任者を定め、当該職員を通じて協力の要請を行うものとする。

3 協力の要請を行う場合は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭等により要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

(協力内容)

第4条 前条に規定する協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 災害時における救援物資の集積、配送等の拠点としての乙が管理運営を行う龍北総合運動場の一部（以下「対象施設」という。）の提供
- (2) 災害時における救助要員の活動拠点としての対象施設の提供
- (3) その他災害に関し相互に協力が必要と認められる事項

(対象施設の提供等)

第5条 前条第1号及び第2号に規定する協力の内容に関する事項は、次のとおりとする。

- (1) 対象施設は、甲乙協議の上設定する。
- (2) 対象施設の管理は、甲乙連携して実施する。詳細については協議の上決定する。
- (3) 甲は、乙が早期に活動を再開できるよう配慮するとともに、対象施設の利用を終了した場合は、当該施設の原状回復を行う。

(費用および損失)

第6条 第4条第1号及び第2号に規定する対象施設の提供及び設備の利用に係る対価は、無償とする。

2 第4条の協力に乙が要した費用であって市長が必要と認めるものならびに第4条の協力に際して発生した乙の損失については、甲乙協議の上決定する。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも書面による協定終了の意思表示がないときには、この協定の有効期間を1年延長するものとし、以降この例による。

(協議)

第8条 この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、この書面を2通作成し、甲乙双方が記名押印の上各自1通を保有する。

令和3年3月3日

甲 岡崎市十王町二丁目9番地
岡崎市
代表者 岡崎市長

乙 岡崎市日名中町6番地1
龍北スポーツサポート株式会社
代表取締役

X 自主防災

1 防災防犯協会

(1) 町防災防犯協会規約（ひな型）

(目的)

第1条 この会は、防災防犯思想の普及及び地域住民の連帯意識と防災知識をたかめ、火災又は地震等による災害の防止など、防災防犯活動を通じて明るく住みよいまちづくりに寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 この会は_____町防災防犯協会という。

(組織)

第3条 この会は_____町に居住する世帯をもって組織する。

2 本会の事務局は協会長宅におく。

(事業)

第4条 第1条の目的を達成するため、次のような事業を行う。

- (1) 自主的な防火防犯運動及び防災知識の啓発に必要なこと。
- (2) 防火防犯及び防災対策を樹立すること。
- (3) 少年消防クラブ及び幼年消防クラブの運営指導に必要なこと。
- (4) 防火防犯及び自主防災組織のための恒久対策の推進に必要なこと。
- (5) その他安全な町づくり運動として必要なこと。

(専門部会)

第5条 この会に次の専門部会を設ける。

(1) 対策部会

(2) 支援部会

2 対策部会は次に掲げる業務を行う。

- (1) 防災防犯の自警意識を高めるよう努める。
- (2) 各訓練、講習会等を計画し参加するよう呼びかける。
- (3) 火災予防、震災対策及び防犯活動の普及に努める。
- (4) 防災機関（市、消防本部、消防団、警察）との打合せ等を行う。
- (5) 管内状況（道路、家族構成、建築物）の把握に努める。
- (6) 少年消防クラブ及び幼年消防クラブの育成に協力する。

3 支援部会は次に掲げる業務を行う。

- (1) 非常持ち出し品及び非常食の準備をするよう呼びかける。
- (2) 救急薬品等の準備をするよう呼びかける。
- (3) 災害に応じた避難路、避難場所の選定を行う。
- (4) 防災活動に使用する資機材を整備する。
- (5) 避難行動の支援について検討する。

(役員)

第6条 この会に次の役員をおく。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 1人

(3) 幹事 若干人

(4) 部会長 若干人

(5) 会計 1人

(6) 常任相談役 若干人

2 会長は町総代、副会長は副総代又は消防団幹部とし、幹事及び部会長は組長が兼任、会計は幹事のうちから会長が委嘱する。ただし副会長以下役員について、総代が委嘱した場合は、この限りではない。

3 常任相談役は、会長が必要と認める者を委嘱する。

4 この会に顧問参与をおくことができる。

(職務)

第7条 会長はこの会を代表し会務を総括し、会議の議長となる。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、これを代理する。幹事はこの会の運営について必要な協議を行い会務の運営にあたる。

3 部会長は部会の運営にあたる。

4 会計はこの会の庶務会計にあたる。

5 常任相談役は幹事会の構成員となり会長の運営を補佐する。

6 顧問参与はこの会の重要事項について会長の諮問に応ずるものとする。

(役員の任期)

第8条 役員は任期を1年とする。ただし、推せん母体役員に期限を有するものは、その任期満了をもって任期とする。

(会議)

第9条 この会の会議を次のとおりとする。

- (1) 総会
- (2) 幹事会
- (3) 部会

2 総会は会員全部を、幹事会は幹事及び常任相談役をもって構成し、必要に応じて会長が招集し会議の議長となる。

3 専門部会は専門部毎に部会長が招集して開き、部会長が議長となる。正副会長はこれに列席して、議事に参与するものとする。

(経理)

第10条 この会の経費は次に掲げるものをもって充てる。

- (1) 会費
- (2) 助成金、補助金
- (3) 篤志寄附金
- (4) その他の収入

(会計年度)

第11条 この会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終る。

(規約の改廃)

第12条 この規約は、総会によってこれを改廃し、この会の運営について必要な細則は、幹事会の議を経て会長が定める。

附 則

この規約は、_____年_____月_____日より実施する。

(2) 町災害防ぎょ活動要綱（ひな型）

（目的）

第1 この要綱は、大規模災害が発生した場合において、町が応急的に必要な活動を行い、被災者の保護と町の秩序の保全を図ることを目的とする。

（定義）

第2 この要綱において「大規模災害」とは地震、暴風、豪雨、洪水又は火災により町の広域にわたり被害が生ずることをいう。

（隊の編成）

第3 大規模災害の発生に備えて、町防災防犯協会の中にその構成員をもって、災害防ぎょ隊を編成する。

（隊の本部）

第4 災害防ぎょ隊の本部は、_____に設置する。

（隊長）

第5 災害防ぎょ隊の隊長は防災防犯協会長をもって充てる。

2 町防災防犯協会長は、町内に居住するものに隊長を委嘱することができる。

3 災害防ぎょ隊の業務は隊長が掌理する。

（副隊長）

第6 災害防ぎょ隊に副隊長1人を置く。副隊長は隊長が委嘱するものとする。

2 副隊長は、隊長を補佐し、隊長に事故あるとき又は隊長が欠けたときは、その職務を代理する。

（隊の編成）

第7 災害防ぎょ隊は町防災防犯協会の専門部会をもって編成する。

2 対策部会は、次に掲げる業務を分担する。

(1) 情報連絡係

自主防災組織内及び自主防災組織間での連絡をすること。

(2) 警防係

初期消火活動及び水防活動をすること。

(3) 警戒係

被害状況の把握及び防犯活動をすること。

3 支援部会は、次に掲げる業務を分担する。

(1) 避難誘導係

避難誘導及び災害時避難行動要支援者の避難を支援すること。

(2) 救護係

救出活動及び負傷者の応急手当、搬送をすること。

(3) 資材係

活動資機材の準備及び物資の分配をすること。

（部会長）

第8 部会長は、隊長があらかじめ委嘱した隊員又は、町に居住する者の協力により分担する業務を遂行する。

（係長）

第9 災害防ぎょ隊の各部会の各係に係長を置く。

2 係長は、隊長が委嘱するものとする。

災 害 防 ぎ ょ 隊 組 織 図

隊長	副隊長	対策部会	情報連絡係	隊員
			警防係	隊員
			警戒係	隊員
		支援部会	避難誘導係	隊員
			救護係	隊員
			資材係	隊員

※ 各班、各係は災害の規模及び形態に応じて、相互に協力し合うものとする

【協会名】 _____ 学区 _____ 防災防犯協会 _____ 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

※複数の町内会で合同で組織する場合は、その通称町名を全て記入。（ _____ ）
※依頼文等は、全ての総代宛てに送付します。

地区防災計画の作成状況（作成済の場合は町・学区のどちらかに○、作成年月を記入）			町・学区で作成済（平成・令和 ____ 年 ____ 月）			作成中・なし	
町防災防犯協会（平常時）及び災害防ぎよ隊（災害時）組織名簿							
協会長（総代）		会計（1人）	対策部会長（1人）		情報連絡係長	隊員数 _____ 人	防災知識の啓発 災害情報等の伝達
隊長（別の場合）		幹事（若干人）	支援部会長（1人）		警防係長	隊員数 _____ 人	地震対策の普及 災害時の被害軽減
副協会長（1人）					警戒係長	隊員数 _____ 人	ハザードマップの周知 被害状況の把握
副隊長（別の場合）		常任相談役（若干人）	避難誘導係長		隊員数 _____ 人	避難誘導 災害時避難行動要支援者の支援	
			救護係長		隊員数 _____ 人	要救助者の救出	
			資材係長		隊員数 _____ 人	負傷者の応急手当 資機材の整備 炊き出しの実施	

元 消防士・団員	人	元 自衛官	人	元 警察官	人	大 工	人
看 護 師	人	介 護 士	人	調 理 師	人	(_____)	人
土木建設機械オペレーター	人	アマチュア無線技士	人	電気・ガス工事関係者	人	(_____)	人

- 【備考】
- 1 役職名の下部に該当者氏名を、係員数には係長以下の人数を記入してください。
 - 2 協会長は総代をもって充ててください。
 - 3 隊長、副隊長は、災害時に協会長、副協会長と別のかたが務める場合のみ記入してください。
 - 4 各役員、部会、係ごとの役割の詳細については、「自主防災組織活動マニュアル」を参考にしてください。
 - 5 役員の選出には、防災関係経験者等の登用をご検討ください。
 - 6 各部会及び班ごとに、1名以上の女性登用をご検討ください。（右欄に人数を記入してください。）
 - 7 町内の防災関係経験者又は有資格者の人数を、プライバシーに配慮し記入してください。

女性登用人数	_____ 人

2 地区防災計画策定モデル地区

地区名	計画名	計画の単位	策定年度
矢作北学区	矢作北学区地区防災計画	学区	平成27年度
松本町	松本町地区防災計画	町	平成27年度
中之郷町	中之郷町地区防災計画	町	平成27年度
桜井寺町	桜井寺町地区防災計画	町	平成27年度
若松東	若松東地区防災計画	町	平成28年度
戸崎六区	戸崎六区地区防災計画	町	平成28年度
西本郷	西本郷地区防災計画	町	平成28年度
藤川西部	藤川西部地区防災計画	町	平成28年度

Ⅺ 災害シナリオ

1 南海トラフ地震による被害様相と市が実施すべき対策に関するシナリオ

●：主な被害様相、状況

□：市で実施すべき対策

	地震発生	2～3時間後	1日後～	2, 3日後～	1週間後～	1か月後～	半年～1年後以降
避難所への避難～応急住宅確保	●震度6強～6弱のエリアで老朽化した木造建物が全半壊する。 ●震度6強～6弱の急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所等で崩壊が発生する。 ●震度6強～6弱の市街地を中心に、同時多発火災が発生し、初期消火で消火できなかった場合延焼が拡大する。 □避難所の運営を担当する職員は、地震発生後直ちに指定された避難所に参集する。 □経路での被害状況を確認する。(橋の崩落、道路寸断状況等) □崩壊の危険がある斜面地の周辺に居住する住民に避難勧告・指示を伝達する。 □避難経路のバトロールを行う。	●自宅が全半壊したり、不安を感じた市民が自宅周辺の公園や空地等に一時的に避難する。 □まず避難所の被害確認(割れガラスの処理、使用の可否を本部へ連絡) □避難所の施設(学校等)を開錠し、住民等と協力して避難所を設置する。 □市内の避難状況について県及び関係機関に伝達する。 □ベットのに関する問題が発生する可能性がある。 □福祉避難所の開設を検討する。 □協定締結施設と連絡調整する。 □流通業者の被害状況を確認し、避難所等への物資搬送が可能な車両数等の体制を確認する。 □物資備蓄倉庫の備蓄物資や、物流事業者の流通品から、避難所等への支援物資(水、食料、最低限の生活必需品等)の搬送を流通事業者に依頼する。	●自宅が全半壊した市民及び水の備蓄がない市民等が避難所へ避難する。 ●中山間部では、急傾斜地崩壊危険地区の住民を中心に避難所等へ避難する。 ●車で避難する人も発生し、特に市街地では、道路上也避難場所も混乱する可能性がある。 ●余震により住宅が倒壊して死傷者が発生する二次災害を防ぐため、応急危険度判定を早期に実施する必要があるが、市内の判定士の人数が不足するほか、市外からの応援も、被害が広域に渡っているため本市に十分な支援が得られない。 □避難所への水、食糧、物資等の調達、配給を行う。 □流通業者による避難所への物資搬送が困難な地域について確認し、別途輸送手段を調整する(流通業者が搬送可能な場所まで避難者に取りに来てもらう、空輸する等) □住民等と協力して避難所の運営を行う。 □市内の避難状況を定期的に把握し、県及び関係機関に伝達する。 □福祉避難所を開設する。 □要配慮者の中から福祉避難所へ行く人をトリアージする。 □福祉避難所への物資・資材を調達する。	●住宅の全半壊や延焼被害が発生すると考えられる老朽木造住宅や、山・崖危険区域等の住民を中心に、避難場所が一杯となる可能性がある。 ●避難場所が不足する地域では、指定避難所以外の公的施設や、その他の公的施設(寺院、公園等)への避難が行われる。 ●自宅が全半壊していない市民の多くが、ライフラインの途絶や、二次災害の不安等から避難し、さらに避難所が混雑する。 ●多くの避難者から安否情報の確認や飲料水、食料等の提供の要求があるが、情報不足や交通渋滞等により対応が困難となる可能性がある。 ●指定避難所以外に避難している場合は、行政機関との連絡が取れず物資の要請や避難者数の報告等ができず支援の枠から漏れる可能性がある。 ●避難場所では、避難者数の把握を試みるが、人の移動・出入りが多く、正確な人数は把握が困難となる可能性がある。 □市内のNPO・ボランティアに、避難所運営支援を要請する。 □車椅子、ポータブルトイレ、大人用紙おむつ、介護ベッド等災害時要配慮者が避難生活を送るために必要とする資機材を調達する。 □避難している要配慮者を福祉施設等に入居させる。 □福祉避難所への移動困難者の移送を支援する。 □被災建物の被害認定調査を開始する。 □応急仮設住宅(建設型)の需要を把握する。	●自宅の損壊やライフラインの途絶で自宅に住めない市民は避難所での生活を継続する。 ●余震で山・崖崩れが発生する可能性がある。山・崖危険地区の住民は大雨や余震に備えて避難所へ避難したままとなると想定される。 ●生活環境の悪化による、高齢者、障害者等の罹病、病状の悪化などが発生する可能性がある。 ●プライバシーの確保が困難となり、生活に支障をきたすとともに、精神的ダメージを受ける人が発生する可能性がある。 ●生活習慣が異なる外国人等が生活に支障をきたしたり、精神的ダメージを受けることがある。 ●応急仮設住宅の候補地が被災している可能性がある。 □応急仮設住宅の建設場所を確保する。 □入居可能な市営住宅の空き室を確認する。 □要配慮者を中心に、ホテル・旅館等の空き室等への避難を行う。 □住宅の応急修理に関する相談窓口等を設置する。 □避難所で医師や看護師による健康相談、カウンセラーによるこころのケアの巡回等を実施する。 □避難所の統合・廃止や、仮設住宅への移転スケジュールを含む避難所運営計画を定める。 □福祉避難所の廃止を検討する。	●応急仮設住宅の建設が開始されるが、より被害が深刻な沿岸部の市町村から順次着工され、本市での着工が予定通りに進まない。 ●応急仮設住宅の確保数が不足する。 ●応急仮設住宅への入居が遅れ、避難所での滞在が継続されるとともに、公的住宅への一時入居も行われるが可能数は不足する。 ●避難所生活の長期化に伴い、健康状態が悪化する。 ●罹災証明に不満のある市民が多数発生し、被害認定調査のやり直しに多くの人員と時間が必要となる。 ●罹災証明の発行窓口に、多数の住民が押し寄せ混乱が発生する。 ●中山間地では、仮設住宅や公営住宅の建設候補地が不足する可能性がある。 □応急仮設住宅の入居者を抽選する。 □借上げ型応急仮設住宅のあっせんを行う。 □住宅再建に関する相談窓口を設置する。 □高齢者等が従前居住地に比較的近い地域で福祉等のケアを受けることができるような地域型仮設住宅等、多様な応急住宅を供給する。 □災害を踏まえて危険区域を設定したり、市街地の復興に際して都市計画事業を導入する場合は、その内容を市民に周知する。 □罹災証明を発行する。 □仮設住宅の入居にあたって、ベット入居の可否等の細かな生活ルールについて、仮設住宅のコミュニティごとに、市民と協力して調整する。	●高齢者は、ローンを組むことによる住宅再建資金の調達で困難となる。 ●賃貸住宅の入居希望者数が増加し、家賃が高騰した結果、低所得者層や高齢者層は、従前の地域から離れて比較的安全な家賃の地域に移動せざるを得ない可能性がある。 ●低所得者層や高齢者層においては、賃貸住宅に入居したくとも新規契約に伴う家賃等の確保が困難となる。 ●仮設住宅や民間賃貸住宅に入居した場合でも、生活環境の違いから、健康状態の悪化・罹病、精神的ダメージの深刻化が発生する可能性がある。 □借上方式により公営住宅を確保する。 □応急仮設住宅等の入居者(特に高齢者等)へのメンタルヘルスケア、相談業務を実施する。 □災害公営住宅の建設を行う。 □災害公営住宅において自立的な生活ができるようなコミュニティ形成支援を実施する。

	地震発生	2～3時間後	1日後～	2、3日後～	1週間後～	1か月後～	半年～1年後以降
緊急物資輸送	●緊急輸送道路に指定されている幹線道路やその他の道路は、地震動・液状化により構造物被害、路面被害、電柱・歩道橋等工作物被害、山崖崩れ、沿道の建物倒壊が発生し、多くの箇所では通行不能となる。 ●市内で幅員が狭い道路の多くが建物倒壊や工作物の被害、放置車両等により閉塞し通行困難となる。 ●多数の車両が通行している時間帯に被災した場合、一般車両の誘導や放置車両の排除が難航する可能性がある。 ●山間部の道路ではがけ崩れや路肩崩壊等によって通行が困難になる。通行止めが長期化した場合、本市を含め被災地全体の救助作業にも影響する。 一豊田市方面と沿岸部を結ぶ国道473号 一市中心部から市東部を結び、豊田市・新城市に通じる県道35号、37号 等 ●山間部で幹線道路等の道路が途絶し、物資輸送が困難な孤立地域が発生する。 □啓開道路を優先に市内の道路・橋りょうの安全点検、交通状況の被害確認等を行う。 □物資備蓄場所へ職員を派遣し、物資の避難所等への輸送準備を行う。 □活動拠点である中央総合公園や、その他の物資の中継場所等に職員を配置し、アクセス道路の点検・確保等を行う。 □岡崎土木災害安全協力会と啓開作業の為に連絡体制を確立する。	●多数の避難者が県外等への移動にマイカーを利用し、交通渋滞が発生する。 ●その他、安否確認や帰宅行動、救援活動等による移動需要の増大、公共交通機関の停止、地震による不通区間の発生、信号機・道路情報盤の故障や放置車両の発生などが重なり、交通渋滞が起こり交通が混乱する。 ●道路啓開作業中に余震が多発し、復旧が遅れるとともに、特に山間部の道路では土砂崩れ、がけ崩れ等によって復旧要員に人的被害が発生する。 ●地震発生時に交通量の多い国道1号や248号で大規模な事故が発生し、危険物の流出、トンネル内火災、道路構造物の損壊、大量の瓦礫等が発生した場合、本格的な啓開まで半月程度を要する。 ●市災害対策本部内では、救出・救助、各種事案対応に要員を取られ、交通・輸送対策に手が回らない可能性がある。 □本市の道路は、津波被災地域等の人命救助上も重要なルートであることから、道路啓開作業を優先的に実施する。 □啓開道路のパトロール調査結果を整理し、啓開作業の計画を立てる。 □市内で活動する自衛隊等に、自衛隊の活動する範囲(例えば、国道)と岡崎市土木災害安全協力会の活動する範囲(例えば市の主要道路)について、役割分担等を明確にした上で、道路啓開作業を要請する。 □物資調達提供本部を設置し、情報収集と体制を構築する。 □飲料水の確保が困難な地域に対し給水拠点を定め給水車等により応急給水を実施する。	●一般車両の誘導、放置車両の排除、盛土崩落部の仮復旧により車線を確保するが、がれき・障害物の除却、損傷した橋りょうの仮復旧は未了である。 ●一般道路の緊急輸送道路では、被害がなくても一般車両の利用者が多く、混雑により使えない可能性がある(東名高速道路・新東名高速道路の一般通行車両は降りてもらい形になり、そのため一般道路は混雑が増す可能性がある)。 ●東名高速道路・新東名高速道路が、本市以外の区間で大きな被害を受けて不通となった場合、広域的な緊急輸送が困難となり、本市内を通る国道1号、248号に車両が集中する。 ●幹線道路に隣接する道の駅藤川宿、南公園及び矢作川の河川沿い等のオープンスペースは、輸送車両の一時駐車・荷卸し等の用途で混雑し、災害対応で活用するために交通整理や誘導等の調整が必要となる。 □防災後の3日間は家庭及び自主防災組織の備蓄や市民相互の助け合いによって可能な限り物資を確保する。 □備蓄物資等を確保できなかった市民や、外出中に被災した避難者等に対して水や食料等を供給する。 □市で対応しきれない物資の調達、確保について、県に応援を要請する。 □物資の配布等が必要な避難所等(指定避難所以外を含む)を確認し、物資ニーズを把握するための連絡体制を確立する。 □協定先の事業者により、本市に提供可能な物資(在庫)量を照会する。	(市内の高速道路は、がれき・障害物の除却、損傷した橋りょうの仮復旧等を行い通行可能となる。) ●国道1号や248号等の幹線道路においては、市内を通る部分がほぼ啓開するが、一般車両を含む多数の車両が本市内外に向けて流入・通過するために深刻な道路渋滞が継続する。 ●山間部で山・崖崩れが発生した道路においては、復旧のための必要な資材が不足し本格復旧が遅れ、孤立状態が続く地域も発生する。 ●本市は津波被災地からの山間部への医療搬送や、被災地外から沿岸部への物資輸送の中継拠点として適した位置にあるが、市内の交通渋滞が深刻化すると、急を要する搬送・輸送が停滞する。 ●避難所等へ輸送する物資が多方面に及ぶため、物資の配布状況を管理しきれず、一部の避難所等に物資が偏って配布されたり、ほとんど物資が配布されない場合が発生する。 ●物資供給・配送の協定を結んでいる業者が、人手不足・車両不足・燃料不足等により輸送できない事態が発生する。 □ヘリコプターの利用調整(臨時離発着場の確保、周辺の交通整理、ヘリコプターの燃料確保、消防・警察・自衛隊等関係機関の待機・打合せスペースの確保等)を、関係機関等と調整のうえ実施する。 □市内の市道の安全を確保する為、危険箇所のパトロールと規制を行い、状況を整理し、復旧計画を立てる。	(県内の各高速道路は一般車両を含めて通行可能となる。) ●幹線道路は概ね通行可能となるが、一部区間で緊急輸送のための道路規制が継続するほか、交通渋滞が継続するため全般的に物資輸送は遅延する。 ●その他一般道では、不通箇所の迂回等により概ねの交通が確保される。交通渋滞が解消に向かうが、輸送機能は低いままである。 ●山間部の孤立は啓開により解消するが、一部区間で交通規制が継続する。 □避難所等への物資輸送を定期的に行う必要があるが、場所が多数に及ぶため、中央総合公園等に応援物資を集約し輸送に係る協定の締結事業者やNPO・ボランティア、自衛隊等の関係機関と市で分担を明確にして実施する。 □道路の復旧要員となる建設事業者が、本市及び周辺市等から同時に作業を依頼されるための要員・車両不足、また燃料の調達困難になることを避けるため、周辺市等との道路の優先復旧に係る調整を行う。 □市の道路維持課(現業)で対応できない応急対策に対し、岡崎土木災害安全協力会に出動を要請する。	●物資の需要は徐々に減少する。 ●災害復旧に関する資機材等の輸送はなおも継続する。 □応援物資を管理し、必要な物資調達提供のみ行う。	

		地震発生	2～3時間後	1日後～	2, 3日後～	1週間後～	1か月後～	半年～1年後以降
救急 医療	救出 救助	●古い木造建物の倒壊等で下敷き・生き埋めとなる人が発生する。 ●市東部において、アクセス道路の寸断等により孤立する集落が発生する。 ●消防や警察等へ救助要請が殺到する。 ●消防団の詰所や交番等、地域の防災拠点が倒壊する。 ●夜間においては停電等により救助作業が難航する。 □市(消防本部)は被災状況に応じて、西三河地区消防相互応援協定又は愛知県内広域消防相互応援協定による応援要請、若しくは緊急消防援助隊の要請をする。 □発災直後は消防・警察等による救助活動は限定的となり、家族、近隣住民、消防団、防災防犯協会等による救助活動が主体となる。	●下敷き・生き埋めになっていた人が救出され病院等へ運ばれる。 ●市西部の市街地のうち、古い木造住宅が密集している地域等では多くのがれきや未整備の道路等により救助活動が難航する。 ●屋間においては、名鉄・環状線の駅周辺で外出中の多数の人が落下物等によって負傷する。 ●市東部では孤立した集落等への消防・警察等の到着が遅れる可能性がある。 ●消防や警察が救助活動に参加し始めるが、多くの地域では地元住民・消防団による救助活動が主体となる。 ●市内の消防・警察の人員だけでは救助に十分な人数が揃わない可能性があるが、被災地外からの消防・警察・自衛隊等の応援リソースの多くは津波等により被害が深刻な沿岸部が支援対象となり、市内への応援は限られる可能性がある。 ●重機不足等により救出救助活動が捗らないところが発生する。 ●余震や延焼火災により二次災害が発生する危険性がある。救出活動中に余震が多発し、災害応急活動が中断する可能性がある。 □消防本部は消火活動を完了させたところから徐々に救助活動に入る。 □事業所の自衛消防隊等も、周辺の負傷者等の救助活動を実施する。 □協定先の事業者等から、重機等の救助用資機材を調達する。 □ヘリコプターによる救出救助の調整を実施する。	●消防や警察の救助活動が本格化する。 ●下敷き・生き埋め者の救出救助活動が継続されるが、時間とともに生存率が減少する可能性がある。 ●市東部への孤立集落から、ヘリコプター等による救出・搬送活動が行われる。 ●津波等によって壊滅的な被害となった沿岸部の他市町村では、応援が増加するとともに死者・要救助者の搬送ニーズが増え、一部は本市への受入が要請される可能性もある。 ●被害の甚大なところから優先的に応援が入り、1日後から救助活動が本格化するが、津波被災のない本市への応援等は限定的となり、市のリソースを中心とした対応となる可能性がある。	●下敷き・生き埋め者の救出救助活動が継続されるが、72時間が経過して以降は生存率が減少し、要救助者の搬送数は減少する。			
	検視		●多数の遺体の検視等に相当の人工を費やす可能性がある。 ●検視検案活動が混乱し、そのための医師(歯科医師)の不足も発生する。 □検視の応援を要請する。	●遺体の収容場所の不足、棺桶・ドライアイスの不足、火葬能力の不足等が発生する。また、被害が甚大な沿岸部の他市町村から、広域火葬の要請が入る。	●死者数が膨大である場合、引き続き検視検案が多く発生し、医師・看護師等が不足する。			

	地震発生	2～3時間後	1日後～	2、3日後～	1週間後～	1か月後～	半年～1年後以降
医療救護	●建物倒壊等により救急医療を必要とする傷病者が多数発生する。 ●病院自体が被災し、機能停止に陥る可能性がある。また、病院自体が被災した場合は、必要に応じて入院患者を避難所や他の病院等へ避難させる。 ●医師会、歯科医師会加盟の診療所は自主的に診療を中止し、参集拠点に自主参集する。薬剤師会のランニング備蓄薬局は各薬局に参集し、それ以外の薬剤師会会員は参集拠点に自主参集する。 ●自分で歩くことのできる軽傷者が自宅近くの病院に殺到する可能性がある。 ●119番通報がつながりにくい。また、救急車の確保が難しくなる。 ●岡崎市民病院や藤田医科大学岡崎医療センターなど、手術を頻繁に行う病院が手術中に被災した場合は、応急処置のみを行い、手術を中断するケースが想定される。 □岡崎市民病院と藤田医科大学岡崎医療センターは、災害拠点病院としての体制を整える。 □岡崎市民病院と藤田医科大学岡崎医療センターは、搬送された重症者等のうち対応できない患者を別の病院又は被災区域外の病院に移送する手配を行う。 □県が委嘱した地域災害医療コーディネーター岡崎市民病院と藤田医科大学岡崎医療センター医師)は、岡崎市民病院と藤田医科大学岡崎医療センターにおいて所定の調整業務を開始する。 □市は、岡崎市医師会・岡崎歯科医師会・岡崎薬剤師会との協定に基づき、医療救護所(市内10箇所の中学校が候補地)の設置に向けて準備を開始する。 □市は、愛知県・幸田町と協力して、岡崎市民病院内に西三河南部東医療圏保健医療調整会議設置に向けて準備を開始する。 □市は、市災害対策本部に職員を派遣し、情報収集にあたるよう指示を出す。加えて、保健部内に医療情報収集体制を整える準備を開始する。	●孤立した集落等からの患者の搬送が困難となる。 ●救急車が道路障害や交通渋滞で、市内の搬送に支障をきたす。 ●岡崎市民病院及び後方支援病院(市内6箇所)等では、市内からの救急搬送を受ける一方で、沿岸部等で壊滅的な被害を受け、医療機能が喪失した地域からの広域搬送要請が県災対本部等を経由して寄せられる。 ●停電、断水等の影響を受けた病院では、医療機能が低下(停止)し、十分な医療行為を実施できない事態が発生する。 ●情報不足により、機能が低下(停止)した病院や、診療を中止した診療所にも傷病者が訪問し、混乱をきたす可能性がある。 ●停電、断水・通信停止等により、在宅療養患者の生命維持に支障が始め、一方で救急や救助の手配が困難な状況に直面する可能性がある。 □市は、市内の病院の稼働状況を始め、診療所や医療救護所の稼働状況、負傷者の状況の確認に着手する。また、確認した内容は、市役所内の市災対本部や、岡崎市民病院内の西三河南部東医療圏保健医療調整会議、各避難所等へ伝達し、情報共有を図る。 □災害拠点病院、後方支援病院、医療救護所では、負傷者のトリアージ・応急処置・患者移送等を開始する。 □市、災害拠点病院、後方支援病院、医療救護所では、軽傷者への広報として、家庭又は自主防災組織等の医薬品等によって自ら応急手当てを行うよう、必要な周知を図り、混乱緩和に努める。 □災害拠点病院及び地域災害医療コーディネーターは、陸路・空路(ヘリコプター)の両面から広域搬送調整を開始する。 □市は、県や関係機関に医療チームや医薬品等の補充手配を依頼する。	●停電、断水の影響により、医療機能が停止した病院が発生する。また、自家発電機を有する病院においても、燃料を補充できなければ機能停止となる可能性がある。 ●停電の影響により、在宅医療患者が、非常用電源の燃料等が尽きたり、医療物資が尽きたりすること等により死亡する可能性がある。 ●医療機能が停止した病院の入院患者について、別の病院への転送に向けた調整を開始する必要がある。 ●医師会加盟の診療所は自主的にすべての診療を中止し、医師や看護師は医療救護所や後方支援病院での業務に専念している。 ●応急処置を受けられる施設が限定されるため、利用できる医療機関を探す市民が病院や医療救護所に殺到する。また、常備薬を求めて、薬局・ドラッグストアが混乱する可能性がある。 □市は、引き続き、市内の病院、診療所、医療救護所の稼働状況、負傷者の状況等を確認する。確認した内容は、市災対本部、西三河南部東医療圏保健医療調整会議、各避難所等へ伝達し、情報共有を図る。 □災害拠点病院、後方支援病院、医療救護所では、負傷者のトリアージ・応急処置・患者移送を継続する。 □市、災害拠点病院、後方支援病院、医療救護所では、引き続き軽傷者への広報を進め、家庭又は自主防災組織等の医薬品等によって自ら応急手当てを行うよう、必要な周知を図り、混乱緩和に努める。 □災害拠点病院及び地域災害医療コーディネーターは、陸路・空路(ヘリコプター)の両面から広域搬送調整を継続する。 □市は、県や関係機関に医療チームや医薬品等の補充手配を依頼する。	●医療救護所では、発災直後の混雑ピークが峠を越える。また、医薬品等の在庫が底をつきはじめる。 ●被害の少ない地域では、一部の医師や看護師が医療救護所から引き上げを開始し、自身の診療所の再開準備に着手する。 ●病院では、医薬品・医薬材料・医療ガス等の不足が深刻化する。また、備蓄食糧・飲料水についても底をつきはじめる。市内では様々な流通在庫が枯渇しはじめる。 ●断水・停電の影響により、透析が受けられなくなる患者が相当数発生する。復旧の見通しが立たない場合は、他の地域・施設への移動を余儀なくされる。 ●透析患者を受入できる施設でも、透析スケジュールの変更(稼働時間の延長)が迫られ、それでも対応できず他の医療機関への再移送等となる透析患者も相当数発生する。 ●停電の影響により、在宅医療患者が、非常用電源の燃料やバッテリーが尽きたり、医療物資が尽きたりすることにより死亡する可能性がある。 □市は、引き続き、市内の病院、診療所、医療救護所の稼働状況、負傷者の状況を確認する。確認した内容は、市災対本部、西三河南部東医療圏保健医療調整会議、各避難所等へ伝達し、情報共有を図る。 □岡崎市民病院、後方支援病院、医療救護所では、負傷者のトリアージ・応急処置・患者移送を継続しつつ、状況に応じて、医療救護所の閉鎖時期の検討に入る。 □岡崎市民病院及び地域災害医療コーディネーターは、陸路・空路(ヘリコプター)の両面から広域搬送調整を継続する。 □市は、在宅治療等の高度な医療救護措置を受けられる場所又は電源や燃料を確保できる場所等について、市民への広報を行う。 □市は、保健師等が避難所へ出向き、医師との連携による巡回健康相談を開始する。	●電気・水道が復旧した病院や診療所では、医療行為の再開を目指した動きが始まる。 ●外科的応急処置を必要とする患者が減るため、医療救護所の活動は一旦終了し、医師や看護師は自身の診療所へ帰還し、診療再開を目指す。 ●避難所生活から来る疲労、睡眠不足、罹病・病状の悪化等が発生する可能性がある。また、関連死が発生する可能性がある。 ●災害で精神的ダメージを受け、立ち直りができない市民がいる。 ●完全自己完結型医療チーム(自衛隊やDMAT)以外の医療チーム(JMATや民間団体等で、行政的確な誘導がなければ危険地域に近づけない民間団体)の受入体制がようやく整いつつある。 □市は、被災状況やライフライン復旧の状況を考慮しつつ、災害急性期の対応から、中長期的な対応に移行していく。 □市は、市災対本部や医師会等との連携の下、医療救護所の閉鎖を判断し、地域の診療所の再開を目指す。 □市は、県との連携の下、岡崎市民病院内に設置していた西三河南部東医療圏保健医療調整を岡崎市民保健所内へ移設する。 □市は、他都市からの応援医師・応援看護師の活動場所について、地域の病院・避難所・福祉施設等の状況を考慮しつつ、ニーズに応じた配置調整を開始する。		

	地震発生	2～3時間後	1日後～	2、3日後～	1週間後～	1か月後～	半年～1年後以降
災害廃棄物	●地震動・液状化、火災、山・崖崩れによる建物被害、自動車、樹木・材木等の被害による大量のがれきが発生するが、発災直後は救助活動等が優先されることから、対応がとれない。 □がれき処理作業が後回しとなると、市内の復旧作業に弊害があることから、がれき処理を担当する職員等は地震発生直後から準備を開始する。 ・被害状況の確認 ・あらかじめリストアップされた廃棄物処理業者の被災状況及び作業可否の確認 ・がれき仮置場の候補地となり得るオープンスペースの運用調整（仮設住宅建設候補地、応援部隊の活動拠点、物資荷捌き場所等の機能と重複する可能性があるため、あらかじめ計画を検討、調整しておく必要がある。）		●主要幹線道路の啓開に伴い、がれきが一時的に道路脇等に除去されるが、ほとんどのがれきが手つかずのままの状態となる。 ●市内の道路は、津波被害が甚大な沿岸部との重要な輸送路となり得るため、多数の車両が通行し、がれきの本格撤去作業を行うことは困難となる。 □中央総合公園等オープンスペースへのアクセス路等については、部分的にがれき撤去作業を開始し、早期の道路機能の確保を実現する。 □被害状況の収集結果から、がれき発生量を推計する（がれき発生量については、被害状況を確認しながら、必要に応じて随時修正を行う。）。 □がれきの処理体制を確立する。 □市で対応しきれない市道の応急対策に関し、機能復旧のためにがれき処理を岡崎土木災害安全協力会に出勤要請する。		●所有者が不明な損壊建物等が、解体可否等も含めて方針が決定していないために放置される。 ●解体業者の人手不足や、がれき仮置場・処分場及び解体現場への道路渋滞による到着困難などにより、倒壊建物等の解体作業・搬送作業が遅延する。 ●市内でがれき仮置場として活用可能なオープンスペースが限られる。 ●可燃物・不燃物の分別や、リサイクルのための分別が行われず、仮置場に混合廃棄物が大量に発生し、仮置場での分別作業が長期化する。 ●ビルや自宅の倒壊によって生じたがれきを、その被災民間企業や被災県民が不法投棄する事態が問題化するおそれがある。 ●解体に伴う粉じん・アスベストの飛散による衛生環境の問題が発生する可能性がある。 ●がれき仮置場において、火災発生やハエ等の害虫の大量発生など環境衛生上の問題が発生するおそれがある。（特に夏季） □民有地も含めたがれき仮置場（破砕施設等仮設処理施設を設置する場合を含む。）、処分場の確保について、市民及び事業者等との調整を行う。 □がれき仮置場等の位置について、避難所や仮設住宅建設候補地等との位置関係もできる限り考慮して決定する。 □がれき処理体制を整えるとともに、必要な資機材や人員について県に応援を要請する。 □緊急輸送道路啓開により収集したがれきの仮置場、倒壊建物などがれきの仮置場、処分場、再利用施設及びがれきの搬送ルートを確保する。 □解体が進まない個人や中小企業の損壊建物等の解体を、廃棄物処理法の災害廃棄物処理事業として所有者の承諾をもとに市町村事業として実施する。 □散水や隔離養生による粉じん、アスベスト等の飛散防止対策を実施する。 □民間企業等は、自社からのがれき等について自己責任でリサイクル等を考慮し処分を実施する。	●がれきの最終処分や分別作業が長期化・遅延し、環境上の問題や土地専有の問題等が発生する可能性がある。 ●長期化に伴い、がれきから流失する重金属類やPCB、医療系廃棄物等を含む有害廃棄物の処理における土壌汚染・水質汚染が問題となる。 ●膨大な量の災害廃棄物を処理するため、被災地や被災都府県内だけではなく、広域的な処理が必要となる。 □必要に応じて、県に対し、がれきの処理場の確保について協力を要請する。 □がれき処理に係る業者が、周辺の市町村等で並行して作業することの弊害が考えられることから、業者及び関係市町村、県との間で調整の上、仮置場や処分場の共有、撤去作業における役割分担など、効率的な作業の進め方を検討する。	

	地震発生	2～3時間後	1日後～	2、3日後～	1週間後～	1か月後～	半年～1年後以降
受援に関するシナリオ	被害状況 ●震度6強～6弱のエリアで老朽化した木造建物が全半壊する。 ●震度6強～6弱の急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所が崩壊が発生する。 ●河川沿いや、農地を宅地開発した地域等において、液状化により建物が全半壊する。 ●震度6強～6弱の市街地を中心に、同時多発火災が発生し、初期消火で消火できなかった場合延焼が拡大する。 ●ライフライン(上下水・電力・都市ガス)が供給されなくなる。	●自宅が全半壊したり、不安を感じた市民が自宅周辺の公園や空地等に一時的に避難する。	●自宅が全半壊した市民及び水の備蓄がない市民等が避難所へ避難する。 ●中山間部では、急傾斜地崩壊危険地区の住民を中心に避難所等へ避難する。 ●車で避難する人も発生し、特に市街地部では、道路上も避難場所も混乱する可能性がある。 ●余震により住宅が倒壊して死傷者が発生する二次災害を防ぐため、応急危険度判定を早期に実施する必要があるが、市内の判定士の人数が不足するほか、市外からの応援も、被害が広域に渡っているため本市に十分な支援が得られない。	●住宅の全半壊や延焼被害が発生すると考えられる老朽木造住宅や、山・崖危険区域等の住民を中心に、避難場所が一杯となる可能性がある。 ●避難場所が不足する地域では、指定避難所以外の公的施設や、その他の公共施設(寺院、公園等)への避難が行われる。 ●自宅が全半壊していない市民の多くが、ライフラインの途絶や、二次災害の不安等から避難し、さらに避難所が混雑する。 ●多くの避難者から安否情報の確認や飲料水、食料等の提供の要求があるが、情報不足や交通渋滞等により対応が困難となる可能性がある。 ●指定避難所以外に避難している場合は、行政機関との連絡が取れず物資の要請や避難者数の報告等がでず支援の枠から漏れる可能性がある。 ●避難場所では、避難者数の把握を試みるが、人の移動・出入りが多く、正確な人数は把握が困難となる可能性がある。	●自宅の損壊やライフラインの途絶で自宅に住めない市民は避難所での生活を継続する。 ●余震で山・崖崩れが発生する可能性がある。山・崖危険地区の住民は大雨や余震に備えて避難所へ避難したままとなると想定される。 ●生活環境の悪化による、高齢者、障害者等の罹病、病状の悪化などが発生する可能性がある。 ●プライバシーの確保が困難となり、生活に支障をきたすとともに、精神的ダメージを受ける人が発生する可能性がある。 ●生活習慣が異なる外国人等が生活に支障をきたしたり、精神的ダメージを受けることがある。 ●ペットに関する問題が発生する可能性がある。 (保護した放浪動物の飼い主への返還、被災した飼い主からのペットの一時預かり、所有者不明や所有権を放棄されたペットの新たな飼い主への譲渡)	●応急仮設住宅の建設が開始されるが、より被害が深刻な沿岸部の市町村から順次着工され、本市での着工が予定通りに進まない。 ●応急仮設住宅の確保数が不足する。 ●応急仮設住宅への入居が遅れ、避難所での滞在が継続されるとともに、公的住宅への一時入居も行われるが可能数は不足する。 ●避難所生活の長期化に伴い、健康状態が悪化する。 ●罹災証明に不満のある市民が多数発生し、被害認定調査のやり直しに多くの人員と時間が必要となる。 ●罹災証明の発行窓口に、多数の住民が押し寄せ混乱が発生する。 ●中山間地では、仮設住宅や公営住宅の建設候補地が不足する可能性がある。	●高齢者は、ローンを組むことによる住宅再建資金の調達が困難となる。 ●賃貸住宅の入居希望者数が増加し、家賃が高騰した結果、低所得者層や高齢者層は、従前の地域から離れて比較的安全な家賃の地域に移動せざるを得ない可能性がある。 ●低所得者層や高齢者層においては、賃貸住宅に入居したくとも新規契約に伴う家賃等の確保が困難となる。 ●仮設住宅や民間賃貸住宅に入居した場合でも、生活環境の違いから、健康状態の悪化・罹病、精神的ダメージの深刻化が発生する可能性がある。 ●放浪したまま保護できないペットが野生化し、繁殖する。

	地震発生	2～3時間後	1日後～	2、3日後～	1週間後～	1か月後～	半年～1年後以降
支援に関するシナリオ	市の災害対策活動への応援 ■避難所の運営を担当する職員は、地震発生後直ちに指定された避難所に参集する。 ■崩壊の危険がある斜面地の周辺に居住する住民に避難勧告・指示を伝達する。 ■ライフライン(上下水・電力・都市ガス)が供給されなくなる。 <市外からの受援> ■国、他県等の窓口を確認する。 ・国の緊急災害対策本部 ・自衛隊、海上保安庁 ・他県応援要請窓口(全国知事会等) ■発災1～2時間後に自衛隊幹部が県庁に到着する。 ■国へ被害状況、災害救助法適用を報告する。 ■県内市町村と広域応援について調整する。 ■近隣県へ応援を要請する。 ■自衛隊へ派遣を要請する。 →■自衛隊による情報偵察隊がヘリによる情報収集活動を実施する。 ■消防庁職員が情報集約のため被災地へ派遣される。	<初動対応> ■市内の避難状況について、確認済みの内容及び未確認の内容を明確にして県及び関係機関に伝達する。 ■県及び関係機関に、確認済みの内容及び未確認の内容を明確にして被害状況等を報告する。 ■広域応援のための準備をする。 →陸空路の応援ルート、応援部隊の集結場所を指定・確保する。 →ヘリの活動拠点を確保する。 ■自衛隊は道路管理者との協定及び災害派遣要請に基づき、自ら道路啓開を行いつつ救助活動等を実施する。 ■他県等からの支援申し出等に対応する。 ■緊急援助物資の申し出等に対応する。 ■応急危険度判定士の広域応援を要請する。 ■ボランティア支援センターの設置を検討・決定する。 ■登録災害ボランティアコーディネーター、協定締結団体等に協力を依頼する。 ■連絡のとれない町に対する職員の派遣やヘリによる重点的な情報収集 <救助・救援> ■重機不足等により救出救助活動、遺体回収活動が捗らないところが発生する。消防隊・警察・自衛隊による対応が必要となる ■協定先の事業者等から、重機等の救助用資機材を調達する	■他県等からの支援への対応、調整を行う。 ■緊急援助物資の対応、調整を行う。 ・輸送ルート、方法の検討 ・物資の種類、量の調整 →避難所のリーダーと連絡をとりあう手段の確保。 <救助・救援> ■自治体、消防、警察、自衛隊及び全国各地からの応援部隊により救出救助作業が継続される。 →警察災害派遣隊による救出救助活動、災害警察活動(捜索・警戒、検視等)を実施する。 ■市社会福祉協議会と協力し、ボランティア支援センターを開設し、ボランティアの受け入れに対応する。	■ボランティア支援センターでボランティア受け入れの周知や専門・一般ボランティアの受付・ニーズ把握・ボランティア派遣を行う。 ■行政では拾いきれない被災者のニーズをボランティア、NPOの人に拾い、窓口の役目になってもらう。 ■国内ではなく、海外からの救助隊からの支援を受け入れる。 →国連職員に入ってもらい、国内外の団体の受け入れ調整を行う。	(避難所や医療機関、ライフライン等への専門的な受援受け入れの継続)	■応急仮設住宅の建設協力団体の受入れ	■ボランティア支援センター、市内NPO等による市外からの応援(ボランティア、NPO等)の受け入れ相談への対応

	地震発生	2～3時間後	1日後～	2, 3日後～	1週間後～	1か月後～	半年～1年後以降
受援に関するシナリオ ライフライン		(上下水道) ■(社)日本水道協会を通じて応援可能な水道事業者に応援を要請する。 ■給水できる場所を確保する。 ■愛知県を通じて応援可能な下水道管理者に応援を要請する。 ■応援可能な県内の下水道管理者へ応援を要請する。 (電力) ■要員、資機材等を確保する。また、他電力会社へ応援を依頼する。 (ガス) ■日本ガス協会に要請して他ガス事業者から応援を受ける	(上下水道) ■(社)日本水道協会を通じて応援可能な水道事業者に応援を要請する。 ■愛知県を通じて応援可能な下水道管理者に応援を要請する。 ■応援可能な県内の下水道管理者へ応援を要請する。 (電力) ■要員、資機材等を確保する。また、他電力会社へ応援を依頼する。 (ガス) ■日本ガス協会に要請して他ガス事業者から応援を受ける。	(水) ■(社)日本水道協会を通じて応援可能な水道事業者に応援を要請する。 (下水道) ■愛知県を通じて応援可能な下水道管理者に応援を要請する。 ■応援可能な県内の下水道管理者へ応援を要請する。 (電力) ■要員、資機材等を確保する。また、他電力会社へ応援を依頼する。 ■優先的に復旧する利用者側施設(医療機関、災害対策本部、官庁、警察など)に関して、復旧に時間を要する場合、発電機車等による応急送電について自治体と調整を行う。 (ガス) ■応援や資機材が到着し、他ライフラインとの復旧を調整しながら作業を行う。	(水) ■(社)日本水道協会を通じて応援可能な水道事業者に応援を要請する。 ■断水地域において、給水作業を自衛隊等が行う。 ■断水地域において、一番後回しにされる風呂の対応を自衛隊が行う。 (下水道) ■愛知県を通じて応援可能な下水道管理者に応援を要請する。 ■愛知県を通じて全国的な応援可能な下水道管理者の応援体制のもと復旧作業を実施する。 (電力・ガス) ■全国的な応援体制のもと復旧作業を継続し、本復旧を実施する。	(水) ■(社)日本水道協会を通じて応援可能な水道事業者に応援を要請する。 (下水道) ■愛知県を通じて応援可能な下水道管理者に応援を要請する。 ■愛知県を通じて全国的な応援可能な下水道管理者の応援体制のもと復旧作業を実施する。 (電力・ガス) ■全国的な応援体制のもと復旧作業を継続し、本復旧を実施する。	

		地震発生	2～3時間後	1日後～	2、3日後～	1週間後～	1か月後～	半年～1年後以降
受援に関するシナリオ	医療	■岡崎市民病院及び後方支援病院では、搬送された重症者等のうち対応できない患者を別の病院あるいは被災区域外に移送する調整を行う。 ■倒壊の危険や、延焼火災により避難が必要と考えられる病院では、徒歩(担架等)や車で避難場所への避難を開始する。 ■医師会加盟の診療所は診療を中止し、医師や看護師は市内10箇所の中学校が候補地の医療救護所に駆け付けける準備に入る。 ■市は、市内医療機関の被害実態の調査を開始する。 ■市は、県との連携の下、自衛隊やDMATからの支援を受ける体制として、岡崎市民病院内に西三河南部東医療圏保健医療調整会議の設置に着手する。 ■市災対本部は、医療チームの受け入れや患者搬送ルートを確認するために緊急交通路の確保や優先啓開道路等の瓦礫撤去に着手する。	■国・県は、市の要請に基づき、拠点医療現場(市内では主に岡崎市民病院)に医療チームを派遣する。 →県はSCU(Staging Care Unit)を県営名古屋空港に開設し、DMATとともに傷病者の受け入れを開始する。 →各都道府県のDMATが被災地に出発 ■国・県は、市の要請に基づき、医薬品、輸血用の血液を調達する。 →災害薬事コーディネーターが県内、全国の医薬品の確保及び薬剤師の配置等に関する全体調整を行う。 ■市は、医師会等との協定に基づき、市内10箇所の候補地の中学校に医療救護所を設置する。また、県と連携して、岡崎市民病院内に西三河南部東医療圏保健医療調整会議の設置する。 ■地域災害医療コーディネーターは、岡崎市民病院において、西三河南部東医療圏保健医療調整会議と連携し、所定の活動・調整を開始する。 ■市災対本部は、孤立した集落等からの患者搬送を調整・手配する。 ■市は、市内医療機関の稼働状況を確認する。併せて、人工透析患者等、特定疾患患者の安否状況、精神科病院、感染症指定医療機関の被災状況を各関係機関から把握する。	■関係機関が協力し、人工透析患者等、難病、精神病患者、感染症指定患者及び重症患者の救急搬送を始める。 →警察は救急搬送のために交通路の確保を行う。 ■地域災害医療コーディネーターは、県・市及び西三河南部東医療圏保健医療調整会議との連携し、岡崎市に派遣されたDMATの活動場所等を調整する。また、県經由で調達した医薬品等の配布先や広域搬送を行う患者の受入先等の調整を行う。 ■西三河南部東医療圏保健医療調整会議は、市等から収集した情報を県へ報告し、情報共有を図る。	■DMATや自衛隊等による急性期活動は3～5日程度で終息に向かう。 ■医療救護所、後方支援病院における医療救護活動も3～5日程度で終息に向かう。 ■災害医療コーディネーターは、県に対して医療チームの派遣、医薬品・医療資材・医療ガス等の調達を要請する。 ■在宅治療等の高度な医療救護措置を受ける場所について、市民に広報を行う。 ■感染指定医療機関が機能しない場合における他の指定医療機関等の受け入れ調整及び代替医療機関等の認定を行う。	■発災急性期を越えたと判断した以降の取り組みとして、DMAT以外の医療チーム(JMAT等)の受け入れについての準備を開始する。 ■発災急性期を越えたと判断した以降の取り組みとして、医療チームを活用して、避難所の人たちの体調管理(インフルエンザやエコノミー症候群など、集団生活によるストレス、また、アレルギー持ちの人に対する食生活など)や一人ひとりのニーズを踏まえた衛生管理を行う。 ■車椅子、ポータブルトイレ、大人用紙おむつ、介護ベッド等災害時要配慮者が避難生活を送るために必要とする資機材を調達する。赤十字や関係企業に依頼する。	■避難所における救護所設置を継続する。 ■避難所での相談員の巡回(メンタルヘルスケア)を継続する。	
	検視、埋火葬		<検視> ■法医学医師会、歯科医師会、日本医師会に対する医師等の派遣要請と受け入れを行う。 ■遺体収容所の必要資機材や要員等を確保するため、県及び国の出先機関等の応援派遣要請を行う。 ■遺体安置所と検視する場所が違う可能性もあるので自衛隊に配送依頼をする。 <埋火葬> ■火葬場が被災した場合、火葬場の早期復旧のために、関係団体等へ支援を要請する。 ■火葬場の火葬用燃料の調達を行う。	<検視> ■遺体収容所の広域調整を行い、代替施設の選定・確保を行う。 ■遺体収容所の必要資機材や要員等を確保するため、県及び国の出先機関等の応援派遣要請を行う。 <埋火葬> ■火葬能力が不足する場合、他県市の火葬場に支援を要請する。 →あらかじめ余力のある火葬場を国や県がリストアップし、ネットワーク化すること。 ■遺体の搬送等について、関係団体等へ支援を要請する。	<検視> ■検視官の外部からの受け入れの調整を引き続き行う。 <埋火葬> ■遺体の火葬が困難な場合、国による埋火葬許可の特例措置に基づく、対応が可能な関係団体等へ埋葬の協力を依頼する。	<埋火葬> ■火葬場の復旧に伴い、埋葬した遺体を順次火葬する。		

		地震発生	2～3時間後	1日後～	2、3日後～	1週間後～	1か月後～	半年～1年後以降
受援に関するシナリオ	避難所において		●ベットに関する問題が発生する可能性がある。	■ボランティアが被災地に向けて出発を始める。 →混乱を避けるためにも、人員が必要とされる活動を把握する必要がある。 ■全国から必要な物資が被災地へ送られてくる。 ■被災地外のスーパーコンビニ等では食料や生活必需品の供給等が実施される。 →受取先の確保、配分方法について検討する。	■NPO・ボランティアに、避難所運営支援を要請する。 →身元確認、炊き出し、物資の仕分けなどを願う →市町村物資集積所に集められた、食料や生活必需品の避難所までの輸送、提供をお願いする (地元配送業者及びその組合と提携してボランティアにより行われると考えられる。) ■自衛隊によるヘリコプターや航空機、船舶及び輸送可能な道路を利用し、飲料水、食料等生命維持に必要な緊急物資を緊急輸送するように調整する。 ■義捐物資が届き始めるが、被災地外にとどめるように調整する。 ■日本赤十字社から備蓄している非常災害用救援物資が市町村を通じて被災者に配分される。	■定期的に物資を届ける必要があるので、市町村と協定業者と役割分担をし、被災地外との機関との輸送分担が必要となる。 ■食料・生活必需品等を不足がないように、ボランティアや地元配送業者との調整が必要となる。 ■自衛隊によるヘリコプターや航空機、船舶及び輸送可能な道路を利用し、要員、医薬品、資機材などを緊急輸送する必要がある。 ■ボランティアによる避難所の支援が引き続き行われる。 →避難所における物資の過不足や、衛生管理などの報告などをまとめるシステム作り		
	その他		●被災した住宅からベットが逃走する。 ●被災した畜舎から特定動物が逃走する。 →一人への危害防止の観点から、犬・特定動物の保護・収容・飼い主への返還を行う ■震度6弱以上の地震が発生した場合、民間の応急危険度判定士により避難施設及び防災上重要な施設への安全確認支援を行うため、そのコーディネートを実施する。	■(社)プレハブ建築協会へ建設協力要請を行う。 ■不動産団体へ応急借り上げ住宅の要請を行う。 ■負傷した放浪動物の保護を行う。	■被災建物の被害認定調査を開始する。 ■県外の公営住宅の空き状況を把握する。 ■住宅応急修理について建設業界要請を行う ■応急危険度判定士の受入れ、現地派遣のコーディネートを実施する。 ■大量のごみが集積し、処理されない場合、他県の清掃工場へ回す。それらのごみの配送のための配送ルートなどの調整が必要となる。	■避難所における福祉ボランティア受け入れ支援を継続する。 ■被災し、住む家を失った要介護者等の福祉施設への受け入れ調整を継続する。 ■がれきの処理が困難な場合、必要な資機材や人員などを自衛隊等に依頼する。 →自衛隊は市町村の要請に基づき、自衛隊がごみの運搬を実施する。 ■被災状況から判断し建築物の復旧に関する相談業務の支援要請を、建築士会及び建築士事務所協会に行う。	■ボランティアによる仮設住宅入居者への物資配送、健康管理、話し合い等の心身のサポートが実施される。 ■ボランティアによる応急仮設住宅でのコミュニティ形成支援を行う。	■応急仮設住宅等の入居者(特に高齢者等)へのメンタルヘルスケア、相談業務を実施する。 ■災害公営住宅の建設を行う。 ■災害公営住宅において自立的な生活ができるようなコミュニティ形成支援を実施する。 ■ボランティアによる災害公営住宅入居者への健康管理、話し合いなど心身サポートの受け入れを行う。

2 要配慮者の安否確認に関するシナリオ

属性	必要な安否確認 ●:事前準備 ○:災害発生時の安否確認(情報提供)手段
視覚障がい者	●視覚障害がい団体に登録しておく。 ●登録していない人(もしくはその基準に満たないが、限りなく要配慮者に近い人)たちの情報を一括に集約するために、国や自治体は眼科専門医、介護、福祉サービス施設などの情報連携を事前に行っておく。 ●災害時避難行動要支援者支援制度に登録しておく。 ●事前に市の広報誌などでも、視覚障がい者向けの防災、安否確認方法などを伝え、登録していない人たちも自ら安否確認できる仕組みづくりをしておく。 ○災害時避難行動要支援者支援制度の登録者は、電話、訪問、避難所において安否確認が行われる。 ○災害が起こった際に、大きな声で自分が視覚障がいであることを伝え(あるいは周囲にわかるような白杖を持つ)、周囲の支援を受けながら、避難所への移動や安否確認を行う。 ○災害伝言ダイヤルで家族、知人に連絡する。
聴覚障がい者	●聴覚障がい者情報提供施設に、利用者の個人情報公開の許可の要請をする。 ●構成団体以外の聴覚関係団体(例:ろう学校同窓会等)に災害時の名簿提供を申し入れる。 ●災害時避難行動要支援者支援制度に登録しておく。 ○災害時避難行動要支援者支援制度の登録者は、電話、訪問、避難所において安否確認が行われる。 ○「目で聴くテレビ」で安否確認に関する放送を行う。
言語障がい者	※聴覚障がいにより、言語障がいになる人もいる ●自分の意思を伝えにくいので、常にメモを持つ様に意識する。 ●災害伝言メールの使用方法を事前に知っておく ●災害時避難行動要支援者支援制度に登録しておく。 ○災害時避難行動要支援者支援制度の登録者は、電話、訪問、避難所において安否確認が行われる。 ○災害が起こった際に、身振り・手振り、筆記等により自分が言語障がいであることを伝え、周囲の支援を受けながら、避難所への移動や安否確認を行う。 ○携帯電話の災害用伝言板や、安否確認メールにより家族や知人との安否確認を行う。
肢体不自由者 ※上肢・下肢	●あらかじめ、日ごろ常に顔が見えるところにいる人たち(隣、自治会、最寄りの民生委員)には、万一の災害時の支援についていねいに、依頼をしておく。 ●その際に自分で何が出来て、何ができないかを丁寧に伝えておく。 ●災害時避難行動要支援者支援制度に登録しておく。 ○災害時避難行動要支援者支援制度の登録者は、電話、訪問、避難所において安否確認が行われる。 ○携帯電話の災害用伝言板や、安否確認メールにより家族や知人との安否確認を行う。
内部障がい者や難病・特定疾患患者	●市町村は保健所とともに、地域の医療機関、訪問看護ステーション、介護保険事業所、居宅介護支援事業所、医師会、福祉施設、民生委員、保健委員、社会福祉協議会、地域自主防災組織、医療機器取扱業者、消防署、電力、ガス会社、患者会、難病団体、ボランティア組織などと連携して、平常時から難病患者の情報を共有し、災害時の安否確認を含む連絡方法や個別の支援体制を用意しておく。 ●特に医療依存度が高い難病患者に対しては、安否確認ができる代替手段をあらかじめ用意しておく必要がある。 ●大災害発生直後は、公的な救護は手が回らなくなる可能性が高く、数日間は当事者による自助と近隣住民による互助・共助による支援に頼らざるを得ない可能性がある。 ●難病支援センターは、平常時から地域の関係を築き、協力体制を行い、災害を想定したリハーサルに参加する。 ●災害時要配慮者支援者支援制度に登録しておく。 ○市町村は、災害時には、上記で得られた難病患者の情報を元に、電話、訪問による安否確認を行う。 ○災害時避難行動要支援者支援制度の登録者は、電話、訪問、避難所において安否確認が行われる。 ○携帯電話の災害用伝言板や、安否確認メールにより家族や知人との安否確認を行う。
知的障がい者	●周囲の人が、家族や他の支援者等と、安否確認等を取るための連絡手段について、事前に調整しておく。 ●家族との待ち合わせ場所が決まったら、何度もそこに行くように確認する。 ●常に療育手帳を持ち歩くよう指導しておく。 ●災害時要配慮者支援者支援制度に登録しておく。 ○避難所では、療育手帳を元に身元確認を行う。

属性	必要な安否確認 ●:事前準備 ○:災害発生時の安否確認(情報提供)手段
精神障がい者 ※精神的動揺が激しい場合	●家族や他の支援者等と、安否確認等の連絡手段について、事前に調整しておく。 ●非常時に連絡を取り合える仲間や知人、施設職員など必要な連絡先を準備し、控えておく。 ●地域活動支援センターへの登録をすることで、安否確認をしてもらえる等の可能性が高まる。 ●「防災カード(緊急時対応カード)」「仮称」を作り、携帯する。氏名、住所、血液型、自らの病気や障がいについて、緊急時連絡先、かかりつけの病院名と主治医、服用している薬の名前などを記載しておく。 ●災害時要配慮者支援者支援制度に登録しておく。 ○コミュニケーションが取れない方がいる場合は、精神障がい者関係団体、施設、個人に呼びかけ、ボランティア経験のある人からの支援を要請する。
一人暮らし高齢者	●常日頃から近所の人や家族とコミュニケーションを図り、災害時の連絡方法を確認しておく。 ●災害時避難行動要支援者支援制度に登録しておく。
認知症高齢者	●災害時避難行動要支援者支援制度に登録しておく。 ●「安心手帳」を携帯しておく、周囲の人が連絡できる。 ○周囲の人が配慮して、コミュニケーションを図り、「安心手帳」を確認するなどをして、安否確認
要介護高齢者	●災害時避難行動要支援者支援制度に登録しておく。 ●「安心手帳」を携帯しておく、周囲の人が連絡できる。 ○周囲の人が配慮して、コミュニケーションを図り、「安心手帳」の確認などにより、安否確認を行う。
妊産婦	●家族との連絡手段を事前に確認しておく。 ○妊娠初期の場合見た目にはわからないので、周囲の人に伝える。 ○携帯電話の災害用伝言板や、安否確認メールにより家族や知人との安否確認を行う。
乳幼児	●近隣の人、児童委員等より、避難所等への誘導、または保護者の支援をする仕組みを作っておく。 ●身元確認が出来る物を携帯させておく。
外国人	●災害対策上の用語や、意味の適切な対訳について、事前にカード等を用意し必要な期間で補完しておく。 ○周囲に助けを求め、避難所で身元確認できるもので安否確認を行う。

岡崎市防災会議条例

昭和38年3月15日
条例第6号

改正 平成8年9月24日 条例 第31号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、岡崎市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務、組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 岡崎市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務に関すること。

(組織)

第3条 防災会議は、会長及び委員30人以内をもって組織する。

(会長)

第4条 会長は、市長をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第5条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 愛知県知事の部内の職員
- (2) 愛知県警察の警察官
- (3) 市を警備区域とする陸上自衛隊の自衛官
- (4) 市の議会の議員
- (5) 市の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員
- (6) 市の教育委員会の委員
- (7) 市の消防機関の職員及び団員
- (8) 市長の部内の職員
- (9) 自主防災組織（災害対策基本法第5条第2項に規定する自主防災組織をいう。）を構成する者又は学識経験のある者
- (10) その他市長が特に必要と認めた者

(任期等)

第6条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。

2 補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

3 委員は、非常勤とする。

(専門委員)

第7条 防災会議に専門の事項を調査させるため、必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

(会議)

第8条 防災会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 防災会議は、委員の総数の2分の1以上の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年9月24日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月24日条例第7号抄）

(施行期日)

第1条 この条例は平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成24年10月3日条例第41号）

この条例は、公布の日から施行する。

岡崎市防災会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岡崎市防災会議条例（昭和38年岡崎市条例第6号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、岡崎市防災会議（以下「防災会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長代理)

第2条 会長に事故があるときは、副市長がその職務を代理する。

(委員の代理者)

第3条 防災会議委員（以下「委員」という。）は、やむをえない事情により防災会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

2 委員は、あらかじめ前項の代理者を指名し、会長に届け出ておかなければならない。

(異動等の報告)

第4条 条例第5条の委員並びに条例第7条の専門委員に異動等があった場合は、後任者は、その役職名、氏名及び異動年月日を直ちに会長に報告しなければならない。

(会議の招集)

第5条 防災会議の招集の通知には、会議の日時、場所及び議題を記載しなければならない。

(会議録)

第6条 会長は、必要に応じて会議録を作成し、次に掲げる事項を記録するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者の職名及び氏名
- (3) 会議に付した案件及び議事の経過
- (4) 議決した事項
- (5) その他参考事項

(専決処分)

第7条 会長は、防災会議が処理すべき事項のうち、次に掲げるものについて、専決処分することができる。

- (1) 災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (2) 災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策及び災害復旧に関し、関係機関相互間の連絡調整を図ること。
- (3) 関係行政機関等の長に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること。

(実務担当者)

第8条 実務会議の運営を円滑にするため、防災会議の下に実務担当者会議を置くことができる。

2 実務担当者会議は、防災会議委員の指名する者をもって構成する。

3 実務担当者会議は、防災会議に附属すべき事項等について調査審議する。

(部会)

第9条 調査に必要があるときは、防災会議に部会を置くことができる。

2 部会に、部会長を置く。

3 部会長は、部会において調査審議した結果を会長に報告しなければならない。

(事務局)

第10条 防災会議の事務を処理させるため、事務局を市民生活部防災課に置く。

2 事務局に事務局長及び書記を置く。

3 事務局長は、防災担当部長をもって充てる。

4 書記は、市の職員のうちから市長が指名する。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度会長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、昭和39年7月25日から実施する。

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

岡崎市防災基本条例

平成24年10月3日
条例第45号

目次

前文

- 第1章 総則(第1条～第7条)
- 第2章 予防対策(第8条～第17条)
- 第3章 応急復旧対策(第18条～第22条)
- 第4章 復興対策(第23条)
- 第5章 他の被災地支援(第24条)
- 附則

本市は、東海地震防災対策強化地域及び南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されており、これまで災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき地域防災計画を作成し、修正を重ね、地震対策を積極的に推進してきた。

しかしながら、想定される南海トラフ地震その他の大規模な地震が発生した場合、甚大な被害を受けるおそれがある。さらに、東日本大震災を受け、東海地震など南海トラフにおける巨大地震の規模及び震度も見直され、これにより被害の拡大も予想される。また、平成12年の東海豪雨や平成20年8月末豪雨では、ゲリラ豪雨と呼ばれる集中豪雨などにより、市民の尊い生命や貴重な財産を失うなど、未曾有の被害をもたらした。

こうした状況において、災害から生命、身体及び財産を守るためには、災害に強いまちづくりを最重要課題として位置付け、いつ発生するか分からない災害に備え、災害予防や減災対策などの施策を早急に実施し、継続していかなければならない。そして何より、地域社会における防災活動の基盤となる人と人との絆を大切に、地域コミュニティの維持及び発展に取り組んでいかなければならない。

私たちは、自らのことは自らで守る「自助」、身近な地域で支え合う「共助」、行政が市民を支援する「公助」の理念を念頭に置き、市民、事業者、市及び議会が、それぞれの責務や役割を十分に理解し、一体となって災害に立ち向かう決意を明確に示すとともに、災害の予防、減災、応急復旧及び復興に係る対策に関する体制を整備し、施策の基本事項を定め、災害に強い、安全で安心なまちづくりを推進するため、ここにこの条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害の予防、減災、応急復旧及び復興に係る対策に関し、市民、事業者、市及び議会の責務及び役割を明確にするとともに、それらの対策の基本となる事項を定めることにより、市民の生命、身体及び財産を災害から守り、被害を最小限に軽減し、災害に強く安全で安心して暮らせるまちの実現を目指すことを目的とする。

(基本理念)

第2条 災害からの安全・安心を得るためには、行政による公助はもとより、市民一人一人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が大切であり、社会の多様な主体が協働して被害の軽減に向けた災害対策の仕組みを構築していかなければならない。

2 自らの身の安全は自らが守ることが防災の基本であり、全ての市民、事業者、市及び議会は、防災に関する基本的責務を有しており、その持てる能力を生かし、それぞれの責務を果たし、協働することにより、いつでも起こり得る災害による人的被害及び経済的被害を軽減するため、それぞれの主体が継続的な災害対策の充実及び強化に努めなければならない。

(地域防災計画への反映)

第3条 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第1項の規定により設置された岡崎市防災会議は、同法第42条第1項の規定により作成された岡崎市地域防災計画を修正する場合は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)を尊重するものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、基本理念にのっとり、平常時から災害に対する次に掲げる事項の実施に努めるとともに、災害の発生時には自らの身の安全を守るよう行動し、防災に寄与するよう努めるものとする。

(1) 災害時における初期消火、救難・救助、応急手当その他の初期活動を積極的に行うための準備

(2) 災害時における危険地域並びに避難の経路、方法及び場所並びに外出先からの帰宅方法並びに家族間の連絡方法の確認

(3) 市又は地域コミュニティによる災害対策活動への参加及び協力

(4) 防災情報の入手方法の確保及び防災訓練、講習会等への積極的かつ継続的な参加

(5) 災害に関する教訓及び先人からの災害に関する伝承の後世への継承

(6) 所有する建築物の耐震性の確認及びその結果に基づく耐震補強

(7) 地震による家具等の転倒及びガラス等の飛散を防止するための措置

(8) 災害時に必要な飲料水及び食料の備蓄

(9) 日用品、医薬品その他避難生活において必要となる物品等の確保

2 市民は、災害発生後災害復旧の推進及び支援活動に協力し、復興に努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動に伴う災害発生を防ぐとともに、社会的責任を自覚し、災害に備えるため、次に掲げる事項を実施するよう努めるものとする。

- (1) 災害時における初期消火、救難・救助、応急手当、避難誘導その他の初期活動を積極的に行うための準備
- (2) 事業所に来所する者(第21条において「来所者」という。)及び従業員並びに事業所の周辺地域における市民の安全の確保
- (3) 市又は市民等(市民及び市民の組織する団体をいう。以下同じ。)による災害対策活動との連携及び協力
- (4) 従業員の防災訓練、講習会等への積極的かつ継続的な参加
- (5) 事業継続に係る計画の策定及び防災活動の推進並びに危機管理体制の整備
- (6) 所有し又は管理する建築物の耐震性の確認及びその結果に基づく耐震補強
- (7) 地震による機械設備等の転倒を防止するための措置
- (8) 事業者として必要な飲料水及び食料並びに物資の備蓄

2 事業者は、災害発生後災害復旧の推進及び支援活動に協力し、復興に努めるものとする。

(市の責務)

第6条 市は、基本理念にのっとり、市民の生命、身体及び財産を災害から保護する防災の第一次的責務者として、被害を最小限に軽減するため必要な次に掲げる施策を講ずるとともに、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図らなければならない。

- (1) 災害時における水防活動、消防活動、救難・救助及び応急措置
- (2) 高齢者等避難並びに避難の指示及び誘導並びに警戒区域の設定に関する情報の全ての市民に対する伝達
- (3) 国、県及び他の地方公共団体並びに市民等と連携した災害対策の的確かつ円滑な実施
- (4) 業務継続に係る計画の策定、防災活動の推進及び危機管理体制の整備
- (5) 被災者支援のためのシステムの構築
- (6) 市民の防災意識の高揚及び防災行動力の向上並びに自主防災組織の育成
- (7) 災害時に迅速な応急対策を実施するための事業者、事業者団体及び他の地方公共団体との応援協定の締結の推進
- (8) 市民等及び事業者に対する建築物の耐震診断及び耐震改修に関する指導及び支援並びに地震に対する安全性の確保に関する啓発及び知識の普及
- (9) 所有し又は管理する建築物の地震に対する安全性の確保のための必要に応じた耐震診断及びその結果に基づく耐震改修の実施
- (10) 管理する道路施設、河川施設、上下水道施設等の災害に対する安全性の確保
- (11) 避難者等に必要な飲料水、食料その他の物資の備蓄
- (12) 速やかな生活復興(災害が発生した場合において、被災前の地域コミュニティをできる限り維持しつつ、市民の生活の再建及び心身の回復並びに再度の災害の防止又は軽減を総合的に進めることにより、市民の生活の安定を図ることをいう。)のための多様な主体との協働による被災者支援の基盤の整備

2 市は、災害発生後災害復旧の推進及び支援活動において、市民等及び事業者の協力を得て、早期の復旧及び復興に努めなければならない。

(議会の責務)

第7条 議会は、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災及び減災に関する調査及び研究を行い、市の災害対策への助言及び提言を行わなければならない。

2 議会は、国及び県の動向を踏まえつつ、地域の実情に合わせた市の防災対策の執行の監視及び評価に努めなければならない。

3 議会は、被災状況の把握及び市民等に対する情報発信に努めなければならない。

4 議会は、市並びに国及び県への災害復旧の推進並びに支援活動の実施及び調整を働きかけ、復旧及び復興に努めなければならない。

第2章 予防対策

(情報の収集及び提供)

第8条 市は、地震、豪雨等の自然現象の観測を実施し、防災のために必要な情報の収集及びその伝達方法の確保に努めなければならない。

2 市は、過去の災害事例の検証をするとともに、市域内において予想される災害に関し調査を行い、その結果を災害対策に反映させるよう努めなければならない。

3 市は、災害に備え、市民等及び事業者に対し、あらかじめ、避難所及び避難場所の位置等避難するために必要な情報を提供するよう努めなければならない。

4 市は、市民等及び事業者に対し、平常時から防災に関する必要な情報を提供するよう努めなければならない。

5 市は、市民等及び事業者に対し、速やかに、高齢者等避難並びに避難の指示及び誘導並びに警戒区域の設定に関する情報、被害の状況に関する情報、応急措置に関する情報等を提供するよう努めなければならない。

6 市民等及び事業者は、災害時に備え、防災に関する情報を自らが積極的に収集するよう努めるものとする。

(自主防災活動の推進等)

第9条 市は、市民及び事業者が、地域において自発的かつ組織的に行う防災に関する活動(次項に

において「自主防災活動」という。)を積極的に推進するため、防災リーダーの養成を始めとした支援及び協力を行うよう努めなければならない。

- 2 市民及び事業者は、自主防災活動を推進するため、その活動に積極的に参加し、又は協力するよう努めるものとする。
- 3 市は、災害時のボランティア活動が円滑に行われるよう、ボランティアコーディネーターの養成その他の支援を行うよう努めなければならない。

(要配慮者への配慮)

第10条 市民等、事業者及び市は、災害時に備え、要配慮者(高齢者、障がい者、傷病者、乳幼児、妊婦、外国人、旅行者その他災害が発生した場合において避難等に配慮を要する者をいう。以下この条において同じ。)に配慮した対策に努めるものとする。

- 2 市民等及び市は、要配慮者の協力の下にその支援を行うために必要な情報の収集及び把握並びに当該支援を行うための体制の整備に努めるものとする。
- 3 避難所である施設の管理者は、要配慮者に配慮した施設の整備に努めるものとする。
- 4 市は、避難行動要支援者(災害対策基本法第49条の10第1項に規定する避難行動要支援者をいう。)について避難等の支援が円滑に実施されるよう、その支援に係る全ての関係者が連携して活動するための基盤を整備するよう努めるものとする。

(防災に関する教育)

第11条 市は、防災訓練、講習会等を積極的に行い、防災に関する知識の普及並びに市民等及び事業者の意識の高揚に努めなければならない。

- 2 市は、防災訓練、研修等により、職員の防災に関する能力の向上に努めなければならない。
- 3 市は、防災に関し、市民の理解を深め、活動を支える人材を育成するため、学校教育及び社会教育を通じ、知識及び行動を習得する教育の充実に努めなければならない。
- 4 事業者は、従業員に対し、防災訓練、講習会等に参加させることにより、防災に関する知識を習得する機会を提供するよう努めるものとする。

(防災訓練)

第12条 市は、市民等及び事業者と連携した防災訓練を積極的かつ計画的に行わなければならない。

- 2 市民は、地域コミュニティ及び市が行う防災訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。
- 3 事業者は、地域コミュニティ及び市が行う防災訓練に参加し、又は連携するよう努めるものとする。

(浸水の防止等)

第13条 市は、豪雨による浸水を防止し、市民の安全を確保するために必要な対策を講ずるよう努めなければならない。

- 2 市、市民等及び事業者は、自らが設置し、又は管理する施設への浸水の防止に努めるものとする。
- 3 市民等及び事業者は、自らが所有し、又は管理する土地に隣接して設置された雨水ます、側溝等の清掃に努めるものとする。

(雨水の流出抑制)

第14条 市は、自らが設置し、又は管理する施設の敷地内に、雨水の流出を抑制するための施設を設置するよう努めなければならない。

- 2 市は、市民等及び事業者に対し、雨水の流出の抑制に関する啓発及び普及に努めなければならない。
- 3 市民等及び事業者は、自らが設置し、又は管理する施設の敷地内において、雨水の流出を抑制するために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

(土砂災害の予防)

第15条 市は、土砂災害から市民の安全を確保するために、県と連携し、危険の周知及び警戒避難体制の整備に努めなければならない。

- 2 市民等及び事業者は、土砂災害に関する認識を深め、災害の予防に努めるものとする。

(広告物等の落下防止等)

第16条 市は、建築物等の屋外に面している窓ガラス、壁面タイル、広告物、広告板等(次項において「落下対象物」という。)の落下防止並びに道路に沿って設けられているブロック塀、自動販売機等(次項において「転倒対象物」という。)の転倒防止の促進に努めなければならない。

- 2 市民等及び事業者は、その所有又は管理に係る落下対象物の落下及び転倒対象物の転倒を防止するとともに、これらの定期的な点検を実施するよう努めるものとする。

(文化財の保護)

第17条 市は、平常時から市内において保存されている文化財の実態を把握するとともに、市民等、事業者及び文化財の所有者並びに国、県及び専門家と連携し、文化財を災害から守る体制の整備に努めなければならない。

第3章 応急復旧対策

(応急復旧措置)

第18条 市は、災害が発生した場合においては、災害による被害の軽減対策及び迅速な応急復旧措置を行うための体制を確立し、市民等及び事業者の協力を得て、国、県及び防災関係機関とともに必要な措置を講じなければならない。

- 2 市民等及び事業者は、災害が発生した場合においては、相互に協力し、初期消火、被災者の救難・救助その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 医療、建築、廃棄物処理等の専門的な知識又は技術を有する事業者は、第1項の規定により市が講ずる措置に積極的に協力するよう努めるものとする。

(避難対策)

第19条 市は、食料、毛布その他の被災した市民の生活に必要な物資の確保及び飲料水の供給のために必要な対策を講じなければならない。

2 市は、避難所及び避難場所の確保並びに仮設住宅の建設等のための用地に関する情報の管理に努めなければならない。

3 市民は、防災関係機関等からの災害に関する情報に留意し、危険を認知したときは自主的に避難するとともに、市からの高齢者等避難及び避難の指示に関する情報の提供があったときは、速やかにこれに応じるものとする。

4 市民は、前項の避難を迅速かつ円滑に行うため、平常時から避難所及び避難場所の所在並びに避難経路を確認しておくよう努めるものとする。

5 市民等は、相互に協力し、避難所を円滑に運営するよう努めるものとする。

(緊急輸送の確保)

第20条 市は、警戒宣言が発せられた場合又は災害が発生した場合においては、消火、被災者の救難・救助その他の応急対策を的確かつ円滑に実施するための緊急輸送(次項において「緊急輸送」という。)を確保するため、道路啓開及び車両等の調達に関し対策を講ずるとともに、国、県、他の地方公共団体及び関係団体との調整を行い、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市民等及び事業者は、警戒宣言が発せられた場合又は災害が発生した場合においては、自動車の使用を自粛する等緊急輸送の確保に協力するよう努めるものとする。

(帰宅困難者への支援)

第21条 市及び事業者は、警戒宣言が発せられた場合又は災害が発生した場合においては、通学する者、来所者、従業員、旅行者等の円滑な帰宅又は留め置きのために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

(自主防災組織等への支援)

第22条 市は、災害が発生した場合においては、自主防災組織等(自主防災組織及びボランティア組織をいう。以下この条において同じ。)による被災者への支援活動の円滑な実施を支援するため、活動拠点の提供及び情報の共有に努めなければならない。

2 市民、事業者及び市は、災害が発生した場合においては、自主防災組織等による活動に対して必要な協力をするよう努めるものとする。

3 市は、災害が発生した場合においては、関係機関と連携し、自主防災組織等の活動が円滑に行われるようその受入体制の整備に努めなければならない。

第4章 復興対策

第23条 市及び議会は、災害により甚大な被害を受けた場合においては、市民等及び事業者と協力して、復興の基本的な方向を検討するよう努めるものとする。

2 市は、前項の基本的な方向に基づき復興方針及び復興計画を策定するとともに、国、県、他の地方公共団体及び関係機関と連携し、被災地の速やかな復興に努めなければならない。

3 市民等及び事業者は、災害により甚大な被害を受けた場合においては、相互に協力して速やかな生活及び事業の再建並びに被災地の復興に努めるものとする。

4 市民等及び事業者は、市が実施する計画的な復興事業の推進に協力するよう努めるものとする。

第5章 他の被災地支援

第24条 市は、必要に応じ、大規模災害(災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用を受けた災害又はそれに準ずるものをいう。次項において同じ。)の被災地及び被災者への支援に努めなければならない。

2 市は、大規模災害が発生した場合においては、被災地の被害の軽減対策及び迅速な応急復旧措置を行うための支援体制を確立し、市民等及び事業者の協力を得て、国、県及び防災関係機関とともに必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年3月27日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

岡崎市災害対策本部条例

昭和38年3月15日
条 例 第 7 号

改正 平成8年3月22日 条例 第7号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、岡崎市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(災害対策本部長及び災害対策副本部長)

第2条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部の設置)

第3条 本部の事務を分掌させるため、本部長が必要と認める数の部を置く。

2 部に、部長及び部員を置く。

(部長等)

第4条 部長は災害対策本部員のうちから、部員はその他の職員のうちから本部長が指名する。

2 部長は、本部長の命を受けて部の事務を掌理する。

3 部員は、部長の命を受けて部の事務を処理する。

(現地災害対策本部)

第5条 現地災害対策本部に、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年3月22日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年10月3日条例第41号）

この条例は、公布の日から施行する。

岡崎市災害対策本部要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岡崎市災害対策本部条例（昭和38年岡崎市条例第7号）第5条の規定に基づき、岡崎市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(災害対策本部副本部長等)

第2条 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長をもって充てる。

2 本部に災害対策本部長付（以下「本部長付」という。）を置き、岡崎市教育長、岡崎市水道事業及び下水道事業管理者並びに岡崎市民病院長をもって充てる。

3 本部長付は、災害対策本部長（以下「本部長」という。）を補佐し、本部長及び副本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は総合政策部長、財務部長、総務部長、市民安全部長、社会文化部長、福祉部長、保健部長、保健所長、こども部長、環境部長、経済振興部長（農業委員会事務局長）、経済振興部技術担当部長、土木建設部長、都市政策部長、都市基盤部長、病院事務局長、消防長、上下水道部長、会計管理者、議会事務局長、監査委員事務局長、教育委員会事務局教育部長、教育監、市民安全部防災課長その他本部長が必要と認める者をもって充てる。

(部)

第3条 本部に、次の部を置く。

(1) 統括調整部

(2) 地域対策部

(3) 応急対策部

第4条 本部員会議は、本部長、副本部長、本部長付及び本部員で組織し、災害対策の基本的事項について協議する。

2 本部員会議は、本部長が必要に応じて招集する。

(本部の運営等)

第5条 本部の設置基準、配備体制ならびに活動等については、別に定める岡崎市地域防災計画によるものとする。

(経費)

第6条 災害応急対策のため本部が実施した措置に関する経費は、災害救助法（昭和22年法律第118号）その他の法令に基づき、国または県が負担する場合を除き、市が負担する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和39年7月25日から実施する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成15年6月16日から実施する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成18年1月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則
この要綱は、平成27年4月1日から実施する。
附 則
この要綱は、平成28年4月1日から実施する。
附 則
この要綱は、平成29年4月1日から実施する。
附 則
この要綱は、平成31年4月1日から実施する。
附 則
この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

岡崎市地震災害警戒本部条例

(趣旨)

第1条 この条例は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第18条第4項の規定に基づき、岡崎市地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）は、警戒本部の事務を総括し、警戒本部の職員を指揮監督する。

2 警戒本部に、地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）、地震災害警戒本部員（以下「本部員」という。）その他の職員を置き、市の職員のうちから市長が任命する。

3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部の設置)

第3条 警戒本部の事務を分掌させるため、本部長が必要と認める数の部を置く。

2 部に、部長及び部員を置く。

(部長等)

第4条 部長は本部員のうちから、部員はその他の職員のうちから本部長が指名する。

2 部長は、本部長の命を受けて部の事務を掌理する。

3 部員は、部長の命を受けて部の事務を処理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、警戒本部の組織等に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則（平成14年6月28日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

岡崎市地震災害警戒本部要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岡崎市地震災害警戒本部条例（平成14年条例第25号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、岡崎市地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(警戒本部副本部長等)

第2条 警戒本部副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長をもって充てる。

2 本部に警戒本部長付（以下「本部長付」という。）を置き、岡崎市教育長、岡崎市水道事業及び下水道事業管理者並びに岡崎市民病院長をもって充てる。

3 本部長付は、地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）を補佐し、本部長及び副本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 警戒本部長（以下「本部長」という。）は総合政策部長、財務部長、総務部長、市民安全部長、社会文化部長、福祉部長、保健部長、保健所長、こども部長、環境部長、経済振興部長（農業委員会事務局長）、経済振興部技術担当部長、土木建設部長、都市政策部長、病院事務局長、消防長、上下水道部長、会計管理者、議会事務局長、監査委員事務局長、教育委員会事務局教育部長、教育監、市民安全部防災課長その他本部長が必要と認める者をもって充てる。

(部)

第3条 本部に、次の部を置く。

(1) 統括調整部

(2) 地域対策部

(3) 応急対策部

第4条 本部員会議は、本部長、副本部長、本部長付及び本部員で組織し、地震警戒対策の緊急を要する応急事項について協議する。

2 本部員会議は、本部長が必要に応じて招集する。

(本部の運営等)

第5条 警戒本部の組織及び活動等の詳細については、別に定める岡崎市地震災害警戒本部活動要領による。

(経費)

第6条 地震防災応急対策のため警戒本部が実施した措置に関する経費は、大規模地震災害対策特別措置法（昭和53年法律第73号）その他の法令に基づき、国または県が負担する場合を除き、市が負担する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年7月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年6月16日から実施する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成18年1月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

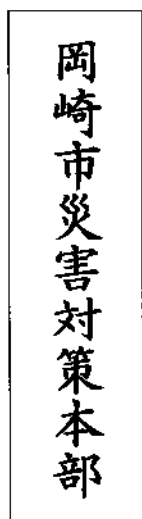
この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

標 識

(標識)

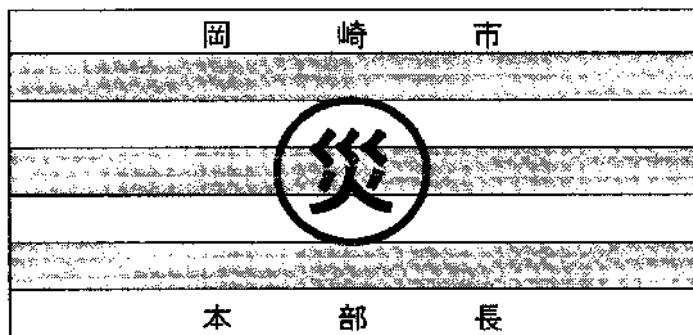


(標旗)

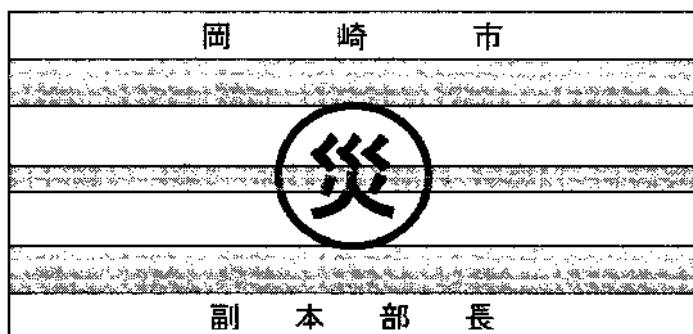


(腕章)

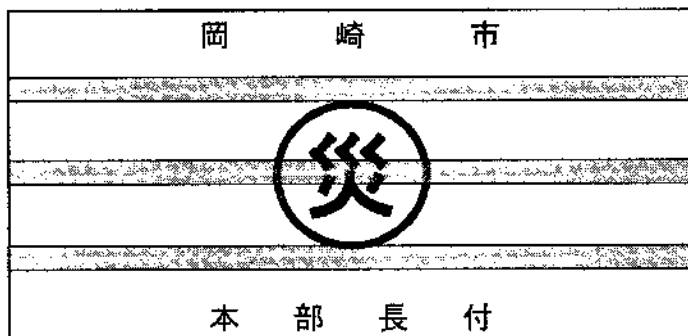
(1) 本部長用



(2) 副本部長用



(3) 本部長付用

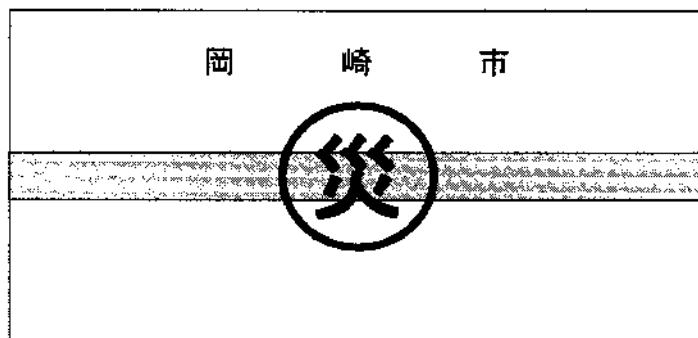


(4) 本部員用… (部長用)



(5) その他の職員… (部員用)

ア 責任者



イ その他の者



災害対策基本法における地方公共団体に関する規定

1 都道府県知事に関する規定（抜粋）

- (1) 第2条第6項（指定地方公共機関を指定すること。）
- (2) 第15条第2項（都道府県防災会議の会長に充てられること。）
- (3) 第15条第5項第5号から第8号まで（都道府県防災会議の委員を指名又は任命すること。）
- (4) 第15条第7項（都道府県防災会議の専門委員を任命すること。）
- (5) 第16条第5項（市町村防災会議を設置しないことについて、都道府県防災会議の意見を聴き、必要があると認めるときは、必要な助言又は勧告を行うこと。）
- (6) 第23条第1項（災害対策本部を設置すること。）
- (7) 第23条第2項（災害対策本部長に充てられること。）
- (8) 第23条第3項（災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員を任命すること。）
- (9) 第23条第5項（現地災害対策本部を設置すること。）
- (10) 第23条第6項（災害対策本部長として県警察又は県教育委員会に対し指示すること。）
- (11) 第23条第7項（災害対策本部長として関係行政機関等に対し協力を求めること。）
- (12) 第29条第1項（指定行政機関の長等に対して職員の派遣を要請すること。）
- (13) 第30条第1項（内閣総理大臣に対し指定行政機関等の職員の派遣のあっせんを求めうること。）
- (14) 第31条（職員の派遣義務があること。）
- (15) 第33条（内閣総理大臣に対し職員の職種別現員数等の資料を提出すること。）
- (16) 第42条第5項（市町村地域防災計画の報告に関し、都道府県防災会議の意見を聴き、必要があると認めるときは、必要な助言又は勧告を行うこと。）
- (17) 第45条（防災会議会長として、市町村長等に対し必要な要請、勧告又は指示ができること。）
- (18) 第46条第2項（災害予防を実施しなければならないこと。）
- (19) 第47条（防災に関する組織を整備しなければならないこと。）
- (20) 第47条の2（防災教育の実施に努めなければならないこと。）
- (21) 第48条（防災訓練を行わなければならないこと。）
- (22) 第49条（物資等の備蓄をしなければならないこと）
- (23) 第49条の2（相互応援の協定の締結等円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこと。）
- (24) 第49条の3（物資供給事業者等の協力を得るために必要な措置を講ずるよう努めること。）
- (25) 第50条第2項（従事者の安全の確保に十分配慮し、災害応急対策を実施しなければならないこと。）
- (26) 第51条（災害に関する情報の収集及び伝達等に努めなければならないこと。）
- (27) 第55条（災害の予警報を受領又は伝達した際は、取るべき措置等について、市町村長等に対し必要な通知又は要請をすること。）
- (28) 第57条（通信設備の優先利用又は放送等、インターネットを利用した情報の提供を行うことを求めること。）
- (29) 第60条第6項、第7項、第8項（市町村長の行う避難指示等を代行すること。）
- (30) 第61条の2（市町村長から勧告又は指示に関する事項について助言を求められた場合は、必要な助言を行う。）
- (31) 第61条の3（市町村長の事務を代行し、避難のための立退きの勧告等を行う際に通信設備の優先利用又は放送等、インターネットを利用した情報の提供を行うことを求めること。）
- (32) 第68条（市町村長からの応援要請等に対し、応援の義務があること。）
- (33) 第70条第1項（応急措置を実施すること及び市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるよう努めること。）
- (34) 第70条第3項（指定行政機関の長等に対し応急措置の実施の要請等をすること。）
- (35) 第71条第1項（応急措置について業務従事命令等を行うこと。）
- (36) 第72条（市町村長に対して応急措置等の実施又は応援の指示等をすること。）
- (37) 第73条（市町村長の実施すべき応急措置を代行すること。）
- (38) 第74条（他の都道府県の知事に応援を求めること。）
- (39) 第74条の2第1項（内閣総理大臣に対し、他の都道府県の知事に対し応援することを求めることができること。）
- (40) 第74条の2第4項（内閣総理大臣の要求に応じ応援をする場合において、市町村長に対し、災害発生市町村長を応援することを求めることができること。）
- (41) 第74条の3（指定行政機関の長等に対し、応援を求め、実施を要請することができること。）
- (42) 第79条（発災後に通信設備を優先利用できること。）
- (43) 第80条第2項（指定公共機関等からの応援の求めに対し、応援の義務があること。）
- (44) 第81条（応急措置について従事命令等を行う場合に、公用令書の交付を行わなければならない

- ないこと。)
- (45) 第86条の2第3項（避難所等が著しく不足する非常災害としての指定があった際に設置する避難所等について、安全確保等の必要な措置を講ずること。)
 - (46) 第86条の3第3項（臨時的医療施設が著しく不足する非常災害としての指定があった際に開設する臨時的医療施設について、安全確保等の必要な措置を講ずること。)
 - (47) 第86条の5第5項（廃棄物処理特例地域において、廃棄物処理特例基準に適合しない廃棄物の収集等が行われたときは、収集方法の変更等必要な措置を講ずべきことを指示することができる。)
 - (48) 第86条の6（災害が発生したときは遅滞なく避難所を供与するとともに、避難所に滞在する被災者等の生活環境の整備に必要な措置を講ずること。)
 - (49) 第86条の7（避難所以外の場所に滞在する被災者についても、生活環境の整備に必要な措置を講ずること。)
 - (50) 第86条の9（被災住民について都道府県外広域一時滞在の協議を行うこと等。)
 - (51) 第86条の10（広域一時滞在の協議等の代行を行うこと。)
 - (52) 第86条の11（市町村長からの要求がない場合でも特例により、被災住民について都道府県外広域一時滞在の協議等を行うこと。)
 - (53) 第86条の12（市町村長からの要求により、広域一時滞在に関する事項等について助言等すること。)
 - (54) 第86条の14（指定公共機関等に被災者の運送を要請等することができること。)
 - (55) 第86条の15（被災者の安否に関する情報を回答することができること。)
 - (56) 第86条の16（指定行政機関の長等に対し、物資等の供給について要請等行うこと。)
 - (57) 第86条の17（指定行政機関の長等と物資等の供給に関し、相互に協力するよう努めること。)
 - (58) 第86条の18（運送事業者である指定公共機関等に対し、物資等の運送を要請することができること。)
 - (59) 第87条（災害復旧を実施しなければならないこと。)
 - (60) 第91条（災害予防及び災害応急対策に必要な費用を負担すること。)

2 市町村長に関する規定（抜粋）

- (1) 第5条第2項（自主防災組織の充実、住民の自発的な防災活動の促進を図ること。)
- (2) 第16条第6項（市町村防災会議の会長に充てられること。)
- (3) 第23条の2第1項（災害対策本部を設置すること。)
- (4) 第23条の2第2項（災害対策本部長に充てられること。)
- (5) 第23条の2第3項（災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員を任命すること。)
- (6) 第23条の2第5項（現地災害対策本部を設置すること。)
- (7) 第23条の2第6項（災害対策本部長として市町村教育委員会に対し指示すること。)
- (8) 第23条の2第7項（災害対策本部長として関係行政機関等に対し協力を求めること。)
- (9) 第29条第2項（指定地方行政機関の長等に対して職員の派遣を要請すること。)
- (10) 第30条第1項、第2項（都道府県知事に対し指定地方行政機関等の職員の派遣のあっせんを求めうること。)
- (11) 第31条（職員の派遣義務があること。)
- (12) 第42条第1項（市町村防災会議を設置しない市町村において市町村地域防災計画の作成又は修正をすること。)
- (13) 第42条第3項（市町村防災会議を設置しない市町村において市町村地域防災計画を定めるに当たっては、当該市町村等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮すること。)
- (14) 第42条第4項（市町村防災会議を設置しない市町村において市町村地域防災計画を作成、修正したときに、都道府県知事に報告し、その要旨を公表すること。)
- (15) 第42条第6項（市町村防災会議を設置しない市町村における関係行政機関等に対する協力要求に関すること。)
- (16) 第45条（防災会議会長として、執行機関に対し必要な要請、勧告又は指示ができること。)
- (17) 第46条第2項（災害予防を実施しなければならないこと。)
- (18) 第47条（防災に関する組織を整備しなければならないこと。)
- (19) 第47条の2（防災教育の実施に努めなければならないこと。)
- (20) 第48条（防災訓練を行わなければならないこと。)
- (21) 第49条（物資等の備蓄をしなければならないこと。)
- (22) 第49条の2（相互応援の協定の締結等円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこと。)
- (23) 第49条の3（物資供給事業者等の協力を得るために必要な措置を講ずるよう努めること。)
- (24) 第50条第2項（従事者の安全の確保に十分配慮し、災害応急対策を実施しなければならないこと。)
- (25) 第51条（災害に関する情報の収集及び伝達等に努めなければならないこと。)
- (26) 第54条第4項（異常現象発見者等から受けた通報について、気象庁等に通報すること。)
- (27) 第56条第1項（警報の伝達及び警告をすること。)

- (28) 第56条第2項（前項の通知等を行う際は、要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるよう特に配慮しなければならない。）
- (29) 第57条（通信設備の優先利用又は放送等、インターネットを利用した情報の提供を行うことを求めること。）
- (30) 第58条（消防機関等への出動命令等に関すること。）
- (31) 第59条第1項（災害の拡大防止に係る事前措置に関すること。）
- (32) 第60条（避難指示等を行うこと。）
- (33) 第61条（警察官等へ避難指示等に関する職権の代行を要求すること。）
- (34) 第61条の2（指定行政機関の長等に勧告又は指示に関する助言を求めることができる。）
- (35) 第61条の3（避難のための立退きの勧告等を行う際に通信設備の優先利用又は放送等、インターネットを利用した情報の提供を行うことを求めること。）
- (36) 第62条（応急措置を実施すること。）
- (37) 第63条第1項（警戒区域を設定すること。）
- (38) 第63条第2項（警察官等へ警戒区域設定等に関する職権の代行を要求すること。）
- (39) 第63条第4項（指定行政機関の長等に警戒区域の設定に関し助言を求めることができる。）
- (40) 第64条第1項（土地、建物、その他工作物等を使用若しくは収用することができること。）
- (41) 第64条第2項（工作物等の除去等ができること、除去した工作物等は保管しなければならないこと。）
- (42) 第64条第3項（保管した工作物等を返還するため必要事項を公示すること。）
- (43) 第64条第4項（保管した工作物等が滅失のおそれ等あるときは、売却しその代金を保管することができること。）
- (44) 第64条第7項（警察官等へ使用等に関する職権の代行を要求すること。）
- (45) 第65条第1項（住民等を応急措置業務に従事させることができること。）
- (46) 第65条第2項（警察官等へ住民等の応急措置業務の従事に関する職権の代行を要求すること。）
- (47) 第67条（他の市町村の長等に対し応援を求めることができること。）
- (48) 第68条（都道府県知事に応援又は応急措置の実施を要請することができること。）
- (49) 第68条の2（自衛隊の災害派遣を都道府県知事に要請すること。）
- (50) 第71条第2項（都道府県知事が行う応急措置の業務従事命令等に関し、その一部を行うことができること。）
- (51) 第79条（発災後に通信設備を優先利用できること。）
- (52) 第80条第2項（指定公共機関等からの応援の求めに対し、応援の義務があること。）
- (53) 第81条（都道府県知事が行う応急措置の業務従事命令等の一部を行う場合に、公用令書の交付を行わなければならないこと。）
- (54) 第86条の2第3項（避難所等が著しく不足する非常災害としての指定があった際に設置する避難所等について、安全確保等の必要な措置を講ずること。）
- (55) 第86条の3第3項（臨時の医療施設が著しく不足する非常災害としての指定があった際に開設する臨時の医療施設について、安全確保等の必要な措置を講ずること。）
- (56) 第86条の5第5項（廃棄物処理特例地域において、廃棄物処理特例基準に適合しない廃棄物の収集等が行われたときは、収集方法の変更等必要な措置を講ずべきことを指示することができる。）
- (57) 第86条の6（災害が発生したときは遅滞なく避難所を供与するとともに、避難所に滞在する被災者等の生活環境の整備に必要な措置を講ずること。）
- (58) 第86条の7（避難所以外の場所に滞在する被災者についても、生活環境の整備に必要な措置を講ずること。）
- (59) 第86条の8（被災住民について広域一時滞在の協議等を行うこと。）
- (60) 第86条の9（被災住民について都道府県外広域一時滞在の協議を求めること等。）
- (61) 第86条の12（都道府県知事に対し、広域一時滞在に関する事項等について助言を求めること。）
- (62) 第86条の15（被災者の安否に関する情報を回答することができること。）
- (63) 第86条の16（都道府県知事に対し、物資等の供給について要請等行うこと。）
- (64) 第86条の17（指定行政機関の長等と物資等の供給に関し、相互に協力するよう努めること。）
- (65) 第87条（災害復旧を実施しなければならないこと。）
- (66) 第90条の2（罹災証明書を交付しなければならないこと。）
- (67) 第90条の3（被災者台帳を作成することができること。）
- (68) 第90条の4（被災者台帳の情報の利用等ができること。）
- (69) 第91条（災害予防及び災害応急対策に必要な費用を負担すること。）

西三河防災減災連携研究会規約

- (名 称)
第1条 本研究会は、西三河防災減災連携研究会（以下「研究会」という。）と称する。
- (目 的)
第2条 研究会は、西三河地域に共有する南海トラフの巨大地震や豪雨災害等（以下「大規模災害」という。）の課題について、広域的に情報を共有するとともに、大規模災害時における広域連携の手法等についての研究を行うことを目的とする。
- (組織等)
第3条 研究会は別表1に掲げる西三河9市1町（以下「会員」という。）及び別表2に掲げる大学、企業等（以下「賛助会員」という。）をもって組織する。
- (オブザーバー)
第4条 研究会に、オブザーバーを置くことができる。
2 オブザーバーは、別表3に掲げる団体の職員とし、研究会に参加することができる。
- (座 長)
第5条 研究会には座長を置くこととし、西三河地域の防災・減災に造詣が深い学識経験者をもって充てることとする。
2 座長は研究会を総括する。
- (幹事等)
第6条 研究会に幹事及び副幹事を置く。
2 幹事は、会務の処理にあたる。
3 副幹事は、幹事を補佐する。
4 幹事及び副幹事の任期は1年とし、会員の防災担当主管課の当番制とする。
- (事 業)
第7条 研究会の事業は、西三河地域における次に掲げる事項とする。
(1) 防災、減災対策に関する情報の共有
(2) 災害が発生した場合における防災に係る支援及び調整に関する事項
(3) 防災、減災に資するための意識啓発に関する事項
(4) 防災、減災に係るその他必要と認める事項
- (会 議)
第8条 研究会は、座長と協議の上、幹事が招集する。
- (財 務)
第9条 研究会に要する経費は、会員の負担金その他収入をもって充てる。ただし、当分の間は、研究会に要する経費は幹事が持ち回りで負担する。
- (その他)
第10条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は研究会で定める。

附 則
この規約は、平成25年7月8日から施行する。

別表1

会員	
西三河9市1町	岡崎市
	碧南市
	刈谷市
	豊田市
	安城市
	西尾市
	知立市
	高浜市
	みよし市
	幸田町

別表2

賛助会員
名古屋大学減災連携研究センター
トヨタ自動車株式会社（総務部）
中部電力株式会社（総務部）
東邦ガス株式会社（供給防災部）

別表3

オブザーバー
愛知県

岡崎市防災防犯協会連合会規約

(目的)

第1条 この会は、学区防災防犯協会連合会の行う業務に対し連絡調整をはかり、火災や犯罪の防止と災害時の自主的な防災組織を確立し、市民生活を明るくするために寄与することを目的とする。

(名称及び組織)

第2条 この会は、岡崎市防災防犯協会連合会（以下「連合会」という。）と称し、市内の各学区を単位とする防災防犯協会連合会（以下「学区連合会」という。）をもって組織する。

2 連合会の事務局は、市民生活部防災課内に置く。

(事業)

第3条 連合会の行う事業の範囲は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 学区連合会の行う防災活動普及運動事業の指導及び育成に関すること。
- (2) 少年消防クラブ及び幼年消防クラブの行う行事の育成をすること。
- (3) 防災訓練の指導及び推進に関すること。
- (4) 消防及び防災関係機関の行う事業に関すること。
- (5) 警察機関の行う事業に関すること。
- (6) 学区連合会相互の連絡協調に関すること。
- (7) 学区連合会等（学区連合会、町防災防犯協会及び会員）、消防団、少年消防クラブ及び幼年消防クラブの表彰に関すること。
- (8) 諸災害及び防災防犯等の自主防衛に関すること。
- (9) その他役員会で目的を達成するために必要と認めた事項。

(構成)

第4条 連合会は、防火防犯及び地域防災運動を促進するため組織された学区連合会の代表者及び市消防団連合会長、消防長、自治振興課長をもって構成する。

(役員)

第5条 連合会に次の役員を置く。

会 長	1 人
会 長 代 行	2 人
副 会 長	3 人
書 記	1 人
会 計	1 人
幹 事	若干人
監 事	2 人

(役員を選任)

第6条 会長は、岡崎市長の職にある者をもって充てる。

2 会長代行は、市総代会連絡協議会長並びに市消防団連合会長の職にある者をもって充てる。

3 副会長は、市総代会連絡協議会副会長の職にある者をもって充てる。

4 書記は、市総代会連絡協議会書記の職にある者をもって充てる。

5 会計は、市総代会連絡協議会会計の職にある者をもって充てる。

6 幹事は、市総代会連絡協議会幹事及び消防長、自治振興課長の職にある者をもって充てる。

7 監事は、市総代会連絡協議会監事の職にある者をもって充てる。

(職務)

第7条 会長は、連合会を代表し、総会等の会務を統轄する。

2 会長代行は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 前項による会長の職務を代理する会長代行の順序は、次のとおりとする。

第1順位 市総代会連絡協議会長

第2順位 市消防団連合会長

4 副会長は、会長の命を受け、会務を執行するとともに会長代行を補佐し、会長代行に事故あるときは、その職務を代理する。

5 書記は、この会の会務について、記録する。

6 会計は、この会の会計経理事務を処理する。

7 幹事は、会長の命を受け、会務を執行する。

8 監事は、会計経理を監査する。

(任期)

第8条 役員の任期は、第6条に定める職の在任期間とする。

(会議)

第9条 会議は、総会及び役員会とし、総会は会長が、役員会は会長代行が招集する。

2 総会は毎年1回、定期に開催する。

3 総会の議長は会長があたり、出席数が2分の1以下のときは、開くことはできない。可否同数の場合は、議長がこれを決定する。

4 役員会は、必要に応じて開催する。

5 役員会の議長は、会長代行があたり、出席数が2分の1以下のときは開くことはできない。可否同数の場合は、議長がこれを決定する。

- 6 役員会は、会長代行、副会長、書記、会計、幹事、監事をもって構成する。
(経理)
- 第10条 連合会の経費は、補助金及び寄附金等の収入をもって充てる。
2 会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。
(規約の改廃)
- 第11条 連合会の規約を改廃する場合は、総会の議決を得なければ ならない。
第12条 この規約の運用について必要な事項は別に定める。

附 則

この規約は、昭和52年6月27日から施行する。

附 則

平成7年6月28日 一部改正

附 則

平成26年5月28日 一部改正

附 則

平成27年5月27日 一部改正

附 則

平成29年5月26日 一部改正

災 害 救 助 法 に よ る 救 助 の 程 度 、 方 法 及 び 期 間 並 び に 実 費 弁 償 の 基 準

種 類	費 用 の 限 度 額							期 間	
避難所の設置	(基本額) 避難所設置費：内閣府告示による 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。							災害発生日から7日以内	
応急仮設住宅の供与	建設型仮設住宅 ○ 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 ○ 基本額：内閣府告示による ○ 建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費							○供与期間2年以内 ○災害発生日から20日以内着工	
	借上型仮設住宅 ○ 規模：建設型仮設住宅に準じる。 ○ 基本額：地域の実情に応じた額							災害発生日から速やかに借上げ、提供	
炊き出しその他による食品の給与	内閣府告示による							災害発生日から7日以内	
供給	通常の実費							災害発生日から7日以内	
被服・寝具等生活必需品の給与又は貸与	区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上加算 1人当たり	災害発生日から10日以内
	全壊 全焼 流出	夏 4～9月							
		冬 10～3月		内閣府告示による					
	半壊 半焼 床上浸水	夏 4～9月							
		冬 10～3月							
医療	○救護班 ……使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 ○病院又は診療所 ……国民健康保険診療報酬額以内 ○施術者 ……協定料金額以内							災害発生日から14日以内	
助産	○救護班等 ……使用した衛生材料等の実費 ○助産師 ……慣行料金×0.8以内							分べんした日から7日以内	
被災者の救出	通常の実費							災害発生日から3日以内	
被災した住宅の応急修理	内閣府告示による							災害発生日から3ヶ月以内（災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置された場合は、6ヶ月以内）	
学用品の給与	○教科書・教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材・正規の授業で使用している教材 ……実費 ○文房具・通学用品 内閣府告示による							災害発生日から（教科書）1ヶ月以内（文房具等）15日以内	
埋葬	内閣府告示による							災害発生日から10日以内	
死体の搜索	通常の実費							災害発生日から10日以内	

災害時における安否不明者・行方不明者・死者の氏名の公表方針について

1 趣旨

災害時における安否不明者・行方不明者・死者の氏名公表について、公表の考え方を明示しておくことで、迅速かつ的確な災害対応に資するため、県が公表する際の方針を整理するもの。

2 公表方針

○ 安否不明者・行方不明者の氏名公表

以下の全てに該当する場合に、県個人情報保護条例第7条第2項第4号「人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急を要し、かつ、やむを得ないと認められるとき」に該当するものとして氏名を公表し、早期の安否確認につなげる。

- ① 氏名を公表することで救出・救助活動の円滑化・迅速化に資すると見込まれること。
 - ② 市町村において住民基本台帳の閲覧制限が措置(※)されていないこと。

※ ストーカーやDVの被害者など、所在情報を秘匿する必要がある方を保護するための措置

○ 死者の氏名公表

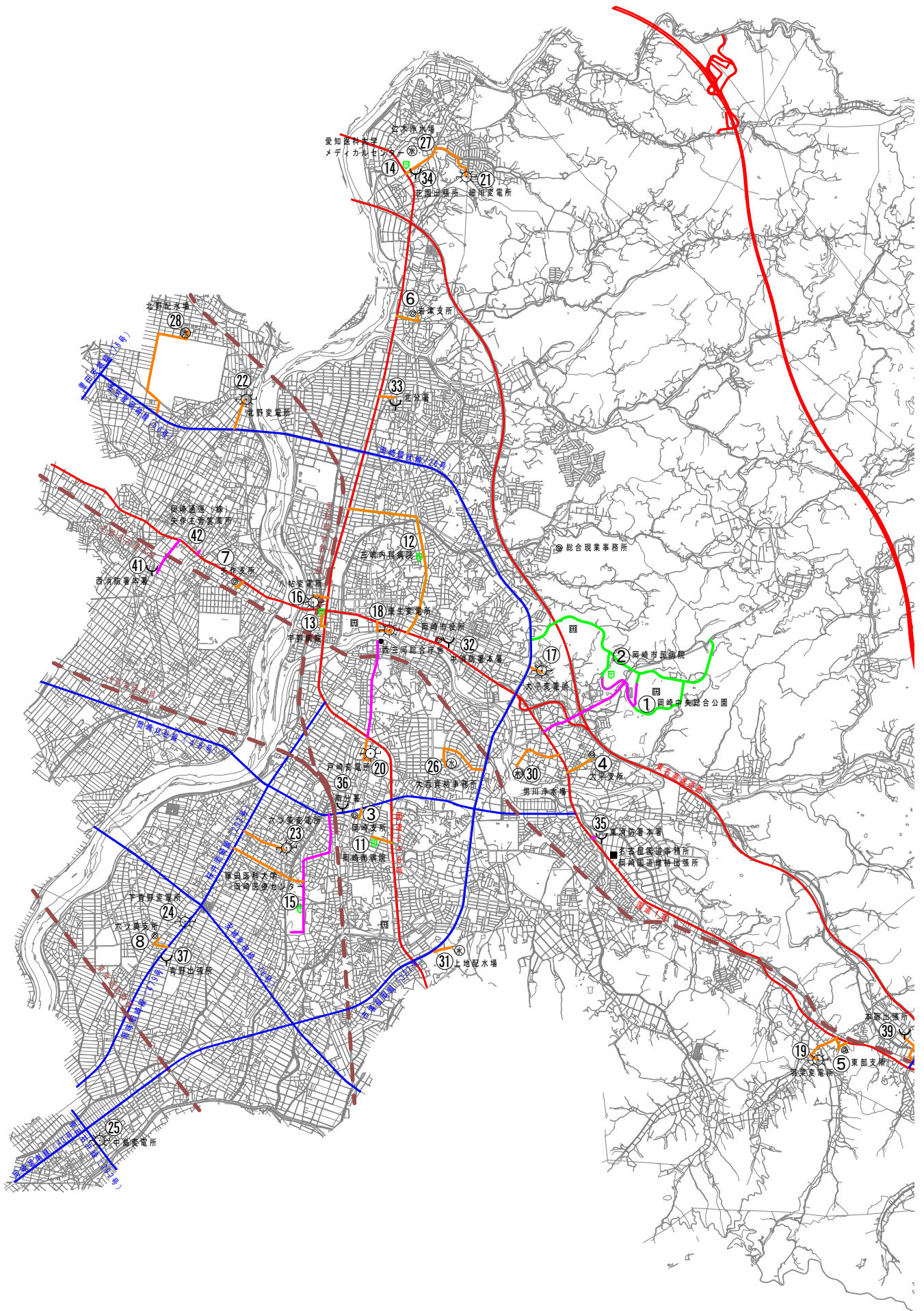
県個人情報保護条例上の適用除外には該当しないが、プライバシーや遺族の心情への配慮も踏まえ、以下の全てに該当する場合に、氏名を公表する。

- ① 死亡の事実及び身元情報が確定していること。
 - ② 市町村において住民基本台帳の閲覧制限が措置されていないこと。
 - ③ （死者に遺族がいる場合）遺族の同意があること。

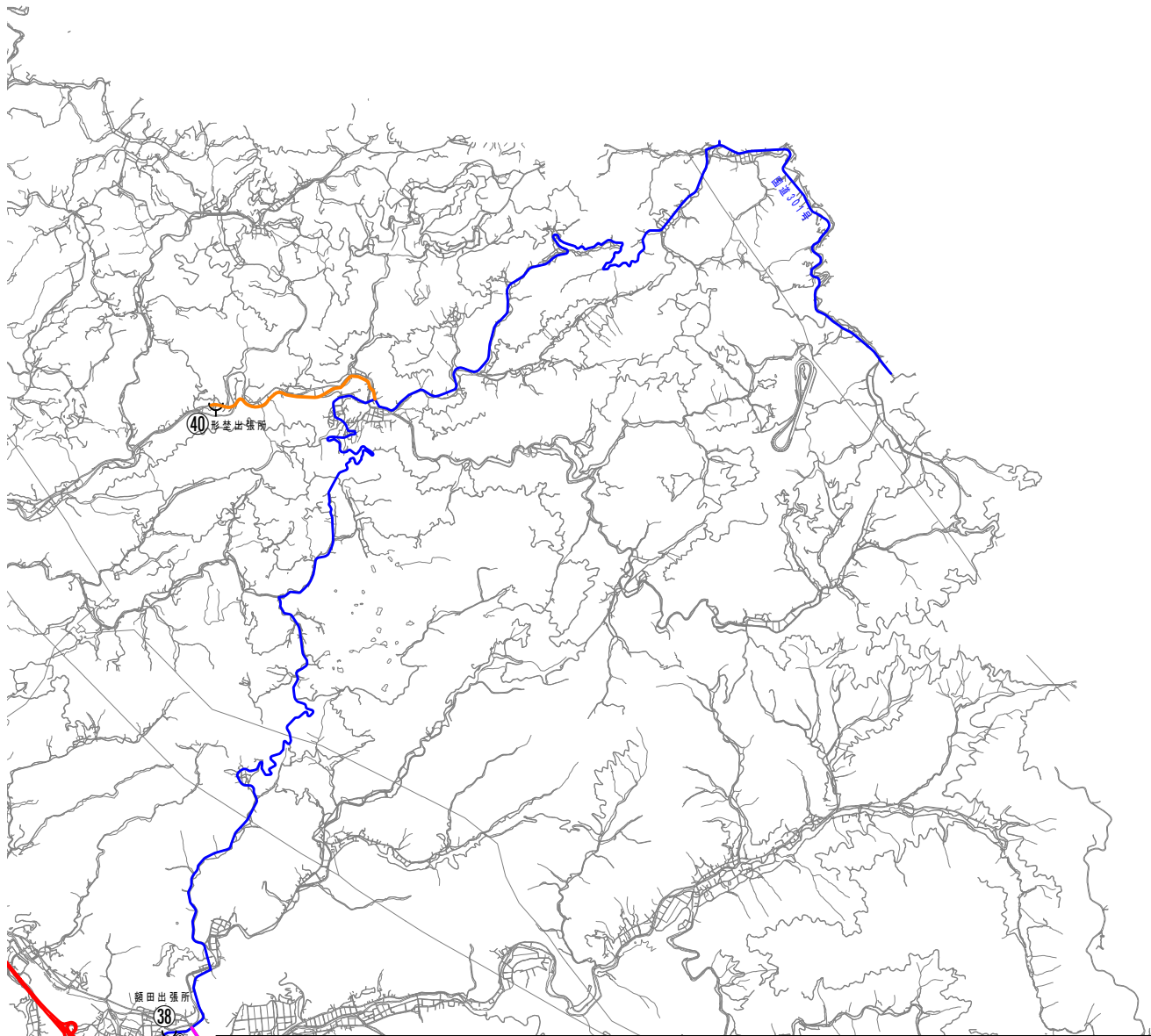
○ ただし、災害の状況や被災者の事情等はその都度異なるため、実際の公表にあっては、関係市町村の意向、県警察との調整等を踏まえ、災害の態様等に応じて、個別に判断の上、公表する。

【参考：用語の定義】

- ・ 安否不明者：当人と連絡が取れず安否が分からない者
- ・ 行方不明者：災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者
- ・ 死者：災害が原因で死亡し、死体を確認した者又は死体を確認できないが、死亡したことが確実な者



緊急輸送道路網及び各種施設



<凡 例>

	第1次緊急輸送道路	番 号	施設名称	番 号	施設名称	番 号	施設名称
	第1次緊急輸送道路	①	中央総合公園	⑬	八帖変電所	③②	中消防署本署
	第2次緊急輸送道路	②	岡崎市民病院	⑭	大平変電所	③③	北分署
	第3次指定緊急輸送道路（県指定）	③	岡崎支所	⑮	康生変電所	③④	花園出張所
	第3次指定緊急輸送道路（市指定）	④	大平支所	⑯	羽栗変電所	③⑤	東消防署本署
	優先啓開道路	⑤	東部支所	⑰	戸崎変電所	③⑥	南分署
	鉄道	⑥	岩津支所	⑱	細川変電所	③⑦	青野出張所
	市役所・市の施設	⑦	矢作支所	⑲	北野変電所	③⑧	額田出張所
	市民病院・後方支援病院	⑧	六ツ美支所	⑳	六ツ美変電所	③⑨	本宿出張所
	広域避難場所	⑨	額田支所	㉑	下青野変電所	④①	形埜出張所
	国の施設	⑩	富田病院	㉒	中島変電所	④②	西消防署本署
	県の施設	⑪	岡崎南病院	㉓	大西資材事務所	④③	岡崎通運（株） 矢作主管営業所
	変電所	⑫	三嶋内科病院	㉔	仁木浄水場		
	浄水場・配水場	⑬	宇野病院	㉕	北野配水場		
	消防署	⑭	愛知医科大学 メディカルセンター	㉖	本宿配水場		
		⑮	藤田医科大学 岡崎医療センター	㉗	男川浄水場		
				㉘	上地配水場		